

法務総合研究所

研究部報告

42

—再犯防止に関する総合的研究—

2009

法務総合研究所

はしがき

日本的一般刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、5年連続で減少したが、依然として相当高い水準にある。また、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は平成16年まで増加を続け、その後3年連続して減少したものの、なお高水準にある。

このような犯罪情勢をもたらす原因となっている犯罪者の中には、生涯で1回だけ犯罪を行う者（初犯者）と繰り返して犯罪を行う者（再犯者）が存在する。このうち、再犯者が特に問題となるのは、犯罪者に占めるその人員の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体において再犯者による事件数の比率は、初犯者のそれに比べて格段に高いからである。この事実は、これまで、国内外の複数の実証研究において明らかにされてきた。今回の調査においても、戦後の日本においては、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われていることが判明している。

このような事実に基づき、犯罪対策において、再犯の防止は、非常に重要であり、古くから、刑事政策上の重要なテーマの一つとなっている。犯罪対策は、1犯目の予防と再犯の防止とに大別されるが、欧米では、それぞれの法制度の下、再犯者に対して、これまで多様な刑事政策上の施策が採られてきた。日本においても、依然厳しい犯罪情勢を改善する一つの効果的な方策として、再犯の防止に向けた有効な対策が不可欠である。

このような観点から、本研究では、近時の日本における再犯の傾向について官庁統計に基づいて概観した後（第1編）、有罪の確定裁判（前科）に関する約60年間にわたる膨大な記録及び矯正・更生保護関係の統計資料を対象に、犯罪及び再犯の長期的傾向、罪名別、年齢層別、再犯期間別を基本とする詳細な犯罪及び犯罪者の分析を行い、再犯防止に係る課題の抽出に努めた（第2編）。その分析結果を踏まえ、より効果的な犯罪予防及び再犯防止策について、米国、カナダ、英国及びオーストラリアにおける実地調査及び資料収集を通じて探求し（第3編），それらを総合して、今後の日本における再犯対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った（第4編）。

本研究の実施に際して多大の御協力をいただいた関係機関の各位に深甚なる謝意を表するとともに、本研究の成果が、幅広く活用されることを願っている。

平成21年2月

法務総合研究所長

小貫芳信

要　旨　紹　介

第1編 最近の再犯者の実態

ここでは、刑事司法の手続段階に沿って、検挙（警察段階）、検察・裁判、矯正（施設内処遇）、更生保護（社会内処遇）における再犯者の状況について、それぞれの所管機関による統計を基におおむね過去10年間の傾向を概観した。

一般刑法犯検挙人員中の再犯者の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあるが、再犯者の人員については、平成19年は前年と比べて若干減少した（4,112人（2.8%）減）。

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者の人員は、近年、増加を続けていたが、平成19年は前年と比べて若干減少した（2,999人（3.9%）減）。他方、有前科者率は、平成10年以降27%～29%台で推移している。19年の有前科者の前科数を見ると、前科1犯の者の比率が39.4%と最も高いが、前科5犯以上も23.0%を占めている。

平成19年の主要罪名別起訴人員中の有前科者率を罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反、暴力行為等処罰法違反では60%を超えている。また、有前科者のうち、犯行時に執行猶予中であった者の比率を罪名別に見ると、横領、窃盜、覚せい剤取締法違反の順で高い。

平成14年における出所受刑者について、同年から19年までの間、各年末までに再入した者を出所事由別に見ると、満期釈放者の方が仮釈放者よりも再入した者の比率が高く、また、再入までの時期も短い。

保護観察期間中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率は、仮釈放者については1%前後で推移していたが、平成19年は0.6%と、最近10年間で最も低くなった。また、保護観察付執行猶予者についても、再処分率は35%前後で推移していたが、19年は前年よりも3.7ポイント低下し、仮釈放者と同様に最近10年間で最も低くなった。

第2編 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策

1 研究の対象

本研究では、①戦後約60年間の電算犯歴（検察庁における電子計算機により把握している有罪の確定裁判（前科）に関する記録）及び②矯正・更生保護関係の統計資料を対象に、罪名、年齢、再犯期間など犯罪者及び犯行の属性等と再犯の関係、時代背景の変化と再犯現象、そして一定年生まれの者に関する犯歴の縦断的追跡調査など、再犯の実態及び再犯要因等について総合的に探求した。

電算犯歴には、我が国に本籍を有する自然人（明治以前の出生者を除く。）に対し、昭和23年（1948年）以降現在までの間に、我が国の裁判所が有罪の言渡しをして確定した裁判が登録されている。今回の研究では、23年（1948年）から平成18年（2006年）9月30日（以下、本編において「基準日」という。）までの間に確定したものであって、刑法上の過失犯及び危険運転致死傷罪並びに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、初犯者・再犯者の区別をせず、かつ前記の全期間を対象とした犯歴100万人など9つの犯歴を無作為に抽出し、これらを対象として、再犯

の全体像や経年による再犯の傾向の変化等を見ることとした。刑法上の過失犯は、再犯研究の主眼である故意犯ではなく、道路交通事犯は、刑法犯とは性質を異にする面があることを踏まえ、研究対象から除外した（第2編第1章）。

2 問題関心と用語の定義

本研究においては、効果的な犯罪対策に資する資料を提供するため、まず、マクロな量的観点から、日本において、戦後、①初犯・再犯を含めて、どのような罪種の犯罪が多く行われているか（第2編第1章）、②初犯者と再犯者がどのような割合で存在し、それが犯罪の件数にどのように影響しているのか（第2編第2章），について概観した。その上で、質的な観点から、再犯者について、罪名、年齢、量刑、再犯期間、刑事処分の類型に応じた処分後の成り行き、長期間にわたる傾向の変化を基本的な分析枠組みとして、③罪名別の再犯の傾向（一般的再犯、同種再犯）（第2編第4章第1節）、④年齢層別の再犯傾向（第2編第4章第2節1、3～5）、⑤再犯者化の実態（第2編第4章第2節2）、⑥量刑の変化と再犯への影響（第2編第4章第3節）、⑦再犯期間の短い年齢層と罪名（第2編第4章第4節）、⑧重大犯罪に至った再犯者の特徴（第2編第4章第5節）、⑨執行猶予又は仮釈放となった者の再犯傾向（第2編第5～6章）、⑩出生年別に見た犯歴（第2編第7章）について分析した。

本研究において初犯、再犯は、犯歴の有無を基準として判断しているため、通常の用語例よりも狭い。すなわち、「初犯者」とは、その生涯において、犯歴上、有罪の確定裁判を1回だけ受けた者、「再犯者」とは、有罪の確定裁判を2回以上受けた者をいう。確定裁判を経ない限り、犯歴ありと計算されない。通常の用語例では、警察における検挙や検察庁における起訴猶予・不起訴の処分を受けた経歴（前歴）を含め、文字どおり犯罪をして初めて刑事司法機関による検挙等の対象となったことをもって、初犯と再犯の区別としている場合が多いので、それよりも狭い範囲を対象としている。そのため、1回目の犯歴を1犯目、2回目の犯歴を2犯目と呼び、犯歴の回数を合計して「総犯歴数」とした。

①罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さ、並びに、②同じ罪名の犯罪を繰り返すという観点から、「同一罪名再犯危険性」（1犯目と全く同じ罪名のみを反復する傾向）及び③「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを分析の基準とした。同一罪名又は同種再犯危険性の有無及び強さを正確に把握することは、そのような特定の傾向に対して専門的処遇によって働きかけるための対象を明確化する上で重要である。

「再犯期間」とは、犯罪者が身柄を釈放されるなどして再犯を行う可能性が生じた時点から、次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までの期間をいう（第2編第1章）。

3 戦後の犯罪動向の概観

どのような犯罪が全体として多く行われているのか、罪名別件数の構成比を見ると、傷害及び暴行の粗暴犯、窃盗並びに覚せい剤取締法違反の占める比率が高い（2-1-1図）。戦後のそれぞれの時期において、多数を占めてきた犯罪の経年変化に関し、おおむね10年ごとに、そ

それぞれの年に有罪が確定した者の罪名上位10位までを、①自由刑（懲役、禁錮、拘留）又は②財産刑（罰金、科料）を言い渡された者に分けて概観すると（2-1-2表）、①では、窃盗が一貫して第1位、昭和55年（1980年）以降は、覚せい剤取締法違反が継続的に第2位で、第3位から第5位までの罪名（傷害、詐欺、恐喝）は経年変化がない。②では、傷害が一貫して第1位、順位に変動はあるが、暴行がそれに次ぐ順位となっている年が多いが、それ以外の罪名では、経年変化が大きい。

4 初犯者と再犯者の量的傾向

総犯歴数別の人員及び犯歴の件数の構成比に関して初犯者と再犯者を比較すると、総犯歴数別の人員構成比では、初犯者が約70%を占めているのに対して、再犯者は、約30%にとどまっている（2-2-1図）。ところが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は約40%にとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は約60%を占めている。このことは、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われているという事実を示しており、それが、刑事政策として再犯者対策が重要であることを端的に根拠づけている。

5 近時の再犯の傾向

再犯の罪名別犯歴の件数構成比の推移（昭和51年（1976年）～平成17年（2005年）の30年間）によると、自由刑では、昭和52年（1977年）以降、窃盗の比率が最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反、傷害、詐欺、恐喝の順であり、財産刑では、傷害の比率が最も高く、次いで、暴行、風営適正化法違反が上位を占めることが多かった（2-3-1-2図）。

年齢層別の再犯傾向では、多数回再犯者の高齢化の進行が顕著な特徴として見られ、平成2年（1990年）に裁判時に50代の者は36.2%であったが、平成17年（2005年）には、それが41.2%と各年齢層の中で最も高く、次いで60代が32.8%となり、他方、40代以下の多数回再犯者の比率は低下している。

1犯目の者の再犯率の変化を、平成2年（1990年）と12年（2000年）で比較すると、「20～24歳」の年齢層を除くすべての年齢層において、12年（2000年）に1犯目を行った者の方が、2年（1990年）に1犯目を行った者よりも再犯率が高い。すなわち、ほとんどすべての年齢層において1犯目の者が再犯者へ移行しやすくなっている、近時の再犯傾向の高まりを、実証的に根拠づけるものとなっている（2-3-2-3図）。

6 罪名別再犯の傾向

罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さを基準に、罪名別の再犯率を見ると、上位から順に、窃盗（44.7%）、覚せい剤取締法違反（41.6%）、傷害・暴行（33.2%）、強盗（32.2%）、強姦（32.0%）などとなっている。他方、同じ罪名の犯罪を繰り返すという「同一罪名再犯危険性」（1犯目と全く同じ罪名のみを反復する傾向）及び「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを見ると、状況は変わって、覚せい剤取締法違反の同一罪名再犯危険性が最も高く（19.4%）、窃盗（17.7%）、

風當適正化法違反（16.7%）及び傷害・暴行（11.9%）がそれに続いている。強盗及び強姦は、それぞれ0.8%，1.4%にすぎず、同種再犯危険性まで含めても、2.0%，3.0%に留まっている。

以上のことから、強盗及び強姦の「一般的再犯危険性」は比較的高いものの、一般人の認識と異なって、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」は低い（2-4-1-1図）。

効果的な罪名別再犯対策を考えるには、罪名ごとに「一般的再犯危険性」、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」を厳密に区別して、それぞれの実態に適合した対策が必要である。

7 年齢犯罪曲線と再犯継続率及び多数回再犯者化

1犯時の年齢が20歳から64歳までの間の者について、約50年間の犯歴を追跡調査し、各年齢層で犯罪を始めた者のうち、どの程度の比率の者が犯罪を続けているのか（再犯継続率）を分析すると、20代前半で犯罪を始めた者の再犯継続率は他の年齢層に比べて最も緩やかな減少率を示した。この減少傾向は、新たに犯罪をする者が発達・加齢に伴って減少し、他方、犯罪をしてきた者であっても加齢に伴い再犯を止めるという、年齢犯罪曲線を表していると考えられる（2-4-2-1-1図）。

他方、この図には、加齢に伴って犯罪を止めない者も示されていることから、1犯目の裁判年次別に、どの年齢層の、どの程度の比率の者が10犯以上の犯罪を繰り返す多数回再犯者化しているのかを、1950年代から1990年代までを10年単位で区切り、その間に1犯目を行った者が、その後、基準日（2006年9月30日）までに何回犯罪をしたのかを分析した。その結果、1950年代から1970年代に20代前半（20歳から24歳）の者として1犯目を行った者のおおむね5%（4.6%～4.9%）が多数回再犯者化していることが確認された（2-4-2-1-3表）。

以上により、20代前半の者の中で、将来、多数回再犯者化し得る者を、実証的根拠に基づく再犯危険性評価基準により、可能な限り早期・的確に識別して、それらの者に集中的対策を講じることが効果的であろう。

8 長い期間から見た再犯の年齢層別分析

同一犯罪者（昭和3年（1928年）～昭和11年（1936年）生まれの者22万9,089人）のすべての犯歴を対象に、同一人のライフヒストリーを追いかながら、前記基準日まで、ほぼ50年以上追跡して、その再犯パターン等の分析をした。その結果、①再犯者化は、1犯目の年齢が若いほど高く（2-4-2-2-1図）、②再犯者化群では、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反を犯す者が、統計的に有意な差異をもって、それぞれ非再犯者化群よりも多いこと（2-4-2-2-5図）、③20代及び30代で傷害・暴行を犯した者は、後年の再犯においても粗暴傾向を維持していること、④一部ではあるが20代及び30代であっても窃盗を反復する者が見られること、⑤40代及び50代では、窃盗及び覚せい剤取締法違反の反復傾向が高まることが分かった（2-4-2-2-7表～10表）。

したがって、再犯者化を防止するには、若年時にこれらの罪名を犯した者に重点的な対策を採ること、年齢層に応じて反復する犯罪の内容が異なることから、それを念頭に置いた対応が必要である。

9 裁判時少年

少年時（16歳～19歳）に刑事裁判で有罪判決を受けた者（裁判時少年）について、その後の再犯状況の実態について特徴を見ると、彼らは、それまでにも非行を行い、保護処分によって指導を繰り返し受けながら更生できずにいるか、あるいは犯罪自体が悪質重大であるなど、犯罪・非行性がかなり進んでいる場合が多い（2-4-2-3-3図）。

裁判時少年は、他の年齢層に比して再犯率、同種再犯率が高く（2-4-2-3-4図）、再犯期間は短いことから（2-4-2-3-6図）、刑事施設から出所させる際には、特に、出所後の半年から1年以内に重点的な働きかけが重要となろう。

10 若年者

①若年者の中でも取り分け20代前半に1犯目をした者は、その後3犯目以上の犯罪に進む比率が高く（2-4-2-1-3表）、②それらの者の中で、傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反を行って20代前半に刑務所に初めて入った者は、既に少年時の保護処分歴のある者が多い（2-4-2-4-3図）。それゆえ、①現在これらの年齢層にある者及び②これらの年齢層に1犯目をした者（現在は年長者）に対して、強化した再犯防止策が必要であると考えられる。

11 高齢者

年齢犯罪曲線に反して増加が著しいのは、高齢に至って、初めて、粗暴犯を行う者の急増傾向であり、また、財産犯型の初犯も、粗暴犯型の初犯に次いで近時高い増加率を示している（2-4-2-5-6図）。高齢再犯者では、窃盗を反復する者の割合が、他の罪名に比べて際立って高く（2-4-2-5-9図）、高齢多数回再犯者にその傾向が顕著に見られる（2-4-2-5-10図）。総犯歴数が増えるにつれて、調査対象高齢犯罪者の比率は高くなっている、10犯以上の多数回再犯者の場合、16.7%の者が、高齢期に入ってからも犯歴を重ねている（2-4-2-5-2図）。特に、若年時に1犯目を行い以後継続して高齢犯罪者となっている者については、若年時の徹底した再犯防止策こそ、このような多数回高齢再犯者の発生防止の効果的対策であることを示唆している。それから、絶対数は少ないものの、高齢になっても薬物乱用が止められない者がある。

高齢犯罪者の再犯期間は、他の年齢層に比べて、かなり短い者が過半数を占め、約半数の者が1年以内という短期間内に再犯に至るので、その間に、再犯防止対策を集中して行うことが効果的であろう（2-4-4-1図）。

12 量 刑

犯歴の回数と量刑の重さについては、犯歴の回数を重ねるにつれて量刑も重くなる傾向が、犯罪全般と特定の罪種に共通して見られた（2-4-3-1図①）。再犯者数については、犯歴の回数を重ねるにつれて、犯罪全般及び特定の罪種に共通して大幅な減少が見られた。他方、再犯期間については、種類を問わず犯罪を反復した者（犯罪全般）、同一罪名再犯危険性として窃盗のみ又は覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれて短くなる

傾向が見られた。傷害のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれて、1年以内又は2年以内の再犯期間の者が増えて、若干、再犯期間が長くなる傾向が見られるが、6～10犯目においても罰金が約69%を占めており、また、犯歴の回数によっても再犯期間の长短に特段の傾向は認められなかった（2－4－3－1図②～④）。

13 再犯期間

年齢層別の再犯期間について、2年以内の再犯率で比較した特徴としては、①犯罪傾向が強いことが分かっている20代前半の再犯期間が47.1%と比較的短いこと、②55歳以上の再犯期間が、加齢とともに短くなる傾向が見られること（55歳～59歳で58.2%，65歳以上で75.5%）である（2－4－4－1図）。

罪種別の再犯期間では、罪種を問わない一般的再犯危険性として、2年以内にほぼ半数が再犯をしているのが、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反である（2－4－4－2図①）。傷害・暴行も、これらの罪名には及ばないものの2年以内に39.7%が再犯をしている。また、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行及び風営適正化法違反の同一罪名再犯危険性を見るために、これらの犯罪を1犯目に行った者が、2犯目に同一罪名の再犯をした比率を分析すると、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反については、ほぼ半数以上が同一罪名再犯を2年以内に行っており、他方、傷害・暴行では、再犯期間が2年以内の者が38.3%，5年を超えた者が34.4%と、比較的同一罪名再犯の期間が長い傾向が見られた（2－4－4－2図②）。

以上を踏まえた再犯期間別対策としては、分析で見られた再犯期間の短い年齢層並びに罪名別の一般的再犯危険性及び同一罪名再犯危険性の高い犯罪に重点を置くことが効果的である。

14 再犯者による重大犯罪

殺人、強盗、強姦の重大犯罪の犯歴を有する者について、他の罪名の犯罪を行った後に重大犯罪を行った者が有する犯歴の罪名には一定の特徴が見られ、例えば、他の罪名の犯罪を行った後に殺人を犯した者においては、傷害・暴行の犯歴を有していた者が他の罪名の犯歴を有していた者に比べて圧倒的に多く、その中には傷害・暴行の犯歴を複数有していた者も相当数いる（2－4－5－2図～3図）。

殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、他の罪名の犯罪を行った後に初めてこれらの犯罪に及んだ者の方が、1犯目に初めてこれらの犯罪を行った者と比較して、再犯率、同一罪名再犯率とも相当高い（2－4－5－8表～10表）。

殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、初めてこれらの犯罪を行ったときの年齢を見ると、若年層が多い（2－4－5－11図）。

15 執行猶予

保護観察付執行猶予者について、年齢層別に、執行猶予期間中の再犯による再処分率を見ると（平成8年～17年の間の保護観察終了者），年齢層が低い者ほど再処分率が高くなっている、特に24歳以下の者の再処分率は他の年齢層の者と比べて一際高く、過半数が処分を受けていた（2－

5－2－1図)。

罪名別に単純及び保護観察付執行猶予者の成り行きを見ると(2－5－2－4図), ①覚せい剤取締法違反は、執行猶予率が分析対象とした9罪名の中で第1位であるが、他方、取消率も、単純猶予は第1位、保護観察付猶予は窃盗に次いで第2位の高さであった。また、実刑となった者の再犯率は窃盗に近い高さであり、単純猶予取消となった者を8ポイント以上も上回った。②窃盗の執行猶予率は、覚せい剤取締法違反に次いで第2位の高さで、取消率を見ると、単純猶予では9罪名中第2位、保護観察付執行猶予では第1位であった。再犯率は、単純猶予期間満了者と実刑では9罪名の中で第1位、保護観察付執行猶予等においては第2位の高さであった。これらの2罪名は、同種再犯率が高く、比較的短期間で処分に至ることが多い。③傷害・暴行の再犯率は、9罪名の平均よりやや高く、1犯目で執行が猶予された者であっても、再犯危険性は相対的に見て高い。1犯目を執行猶予に付す際には、このような年齢層別、罪名別の再犯危険性を念頭に置いて処分を決することが求められよう。

16 仮釈放

罪名別仮釈放取消率は、窃盗が分析対象とした10罪名の中で際立って高い11.3%であり、それに、詐欺(6.9%)、覚せい剤取締法違反(6.4%)が続いている。刑事施設出所者中に占める人員の構成比(平成8年～17年の累計)で見ると、窃盗(29.6%)及び覚せい剤取締法違反(26.0%)が第1位及び第2位であり、これら2罪名で全体の55.7%を占めている。

満期釈放者との成り行きの比較では、仮釈放者は、満期釈放者と比べ、出所後再犯に及ぶ比率が低く、かつ、再犯に及ぶまでの期間も長かった。他方、仮釈放者と満期釈放者の同種再犯率を見ると、罪名によって、満期釈放者の方が高いものと仮釈放者の方が高いものがあって、両者に傾向の差異は認められなかった。

職業の有無と罪名別の仮釈放者の成り行きとの関係では、仮釈放が取り消された者の保護観察終了時の就労状況は、いずれの罪名においても50%以上が無職であり、特に、窃盗や詐欺といった財産犯においては80%以上と相当高かった。

17 出生年別に見た犯歴

出生年別の研究方法は、コウホート研究と呼ばれている。今回は、100万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象に、昭和3年(1928年)から昭和40年(1965年)までの間に生まれた者が20歳になって以降の犯歴を20年以上追跡することにより、38の各年次別の犯歴の状況を比較した。この38年間には、我が国社会全体が戦中・戦後の混乱期にあった時期が含まれており、調査対象者がそれらの時代背景から受けた影響が犯罪行動(犯歴)にどのように反映しているかを分析した。

戦中・戦後の混乱期に生育した世代(おおむね昭和8年から22年(1933年～1947年)までに生まれた者)は、その前後の世代よりも平均犯歴数(2－7－4図)、常習的犯罪者の占める比率(2－7－7図)、合計犯歴件数(2－7－8図)等の比較から、犯罪を繰り返し、より多くの犯歴(前科)を重ねやすかったものと見られ、社会情勢の混乱が犯罪率の上昇に相当の関連性をもつてい

ると推察される（2-7-10図）。

第3編 実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策

第2編の分析結果を踏まえて、ここでは、日本よりも犯罪状況の深刻な欧米における犯罪予防、再犯防止のための諸施策について、まず総論として、欧米を中心とした諸外国における研究及び施策の動向、実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇方法、調査対象国において特色の認められる施策・処遇の概要について検討した。続いて、実地調査を行った、米国、カナダ、英国及びオーストラリアについて、統一した調査項目の下、①20代（特に20代前半）の若年犯罪者に対する効果的犯罪予防及び再犯防止策、②高齢犯罪者に対する効果的再犯防止策、③常習犯罪者（persistent offenders）に対する効果的再犯防止策、④多機関連携の下での施設内処遇から社会内処遇、施設内処遇又は社会内処遇からアフターケアへの継続的処遇（through care）の効果的実践、⑤同種再犯の多い窃盗犯、暴力犯罪者、薬物乱用者に関する効果的処遇プログラム、⑥実証的根拠に基づく実践によって効果が立証された犯罪予防及び犯罪者処遇プログラム、⑦多機関連携と社会資源の活用による犯罪者処遇の多様化の実情等に関して調査した。

1 総 説

調査対象国を含む欧米における研究・施策の動向としては、一方で、1970年代後半以降の英・米における処遇効果懐疑論に基づく適正な応報（just desert）を旨とした犯罪者に対するより厳格な刑罰の適用政策（get tough policy）が見られる。他方、1980年代以降、北米、英国、オーストラリア等における実証的根拠に基づく実践（Evidence-based Practice, EBP）の考え方の普及に伴い、精度の高い実験的手法に基づく実証研究とそれらの結果を統計的に客観的・科学的に比較するメタ分析（meta-analysis）研究が集積され、それらが実務の改善に反映してきた。その結果、再犯減少効果が実証的に確認された処遇方法の概要は次のとおりである（3-1-2-1表から2-3表）。

（1）成人

①施設内又は社会内における認知行動療法（性犯罪者を対象とするものを含む）、②ドラッグ・コート、③監視ではなく処遇に重点を置いた社会内での集中的指導監督プログラム、④社会内の雇用支援及び職業訓練、⑤刑務所内における治療共同体を含む薬物乱用者処遇、⑥刑務所内の職業訓練及び初等・中等教育、⑦刑務所からの外部通勤プログラム

（2）少年

①再犯危険性の低い犯罪者に対する少年ダイバージョン事業、②保護観察における機能的家族療法、③その他の家族療法プログラム、④攻撃性置換訓練、⑤ティーン・コート（Teen Courts）、⑥少年犯罪者に対する認知行動療法（性犯罪者を対象とするもの、少年の行動変容プログラムを含む。）、⑦少年ドラッグ・コート、⑧少年犯罪者に対する修復的司法プログラム、⑨機関間連携プログラム、⑩少年犯罪者に対するカウンセリング／心理療法、⑪少年の教育プログラム、⑫少年に対する生活技能教育プログラム、⑬支援等のサービスを伴ったダイバージョン

2 米 国

前記の厳格な刑罰の適用政策の結果、米国の刑務所人口は1980年代から一貫して今まで増加を続け、2007年末現在、229万3,157人が連邦・州・郡の刑務所に拘禁されている。他方、過剰拘禁対策としての仮釈放者数の増加にもかかわらず、仮釈放の失敗率は高く（刑務所再収容41%，所在不明9%など、2002年），かつ、釈放後3年以内に、約3分の2の仮釈放者が逮捕されている。そこで、刑事政策の基本方針を転換し、拘禁刑重視から犯罪者の地域社会への再統合（re-entry）促進を目指して、連邦法である「2007年第2の機会法（the Second Chance Act of 2007）」が2008年4月に成立した。また、このような再統合を促進するための刑事司法的観点からの社会資源の再配分のために、「刑事司法再投資（justice reinvestment）」という考え方が全米において定着しつつある。これらとは別に、犯罪を行った精神障害者に対する適切な処遇を目指して1980年代に始まった「治療的法学（Therapeutic jurisprudence）」は、その後、刑事司法の各段階に展開し、全米において、世界初のドラッグ・コートを始めとする多様な問題解決裁判所（problem solving court）の開設を促した。これらの活動は、犯罪多発地帯の生活の質を全体として向上させることにより、再犯防止や犯罪予防の実現を図る、「地域に根ざした刑事司法（community justice）」の隆盛となっても現れた。

今回の実地調査及び広範な資料収集においては、ワシントンDCの国立刑事司法研究所、連邦行刑局のほか、犯罪者の地域社会への再統合のための総合的な取組の研究のためにメリーランド州モンゴメリ郡矯正局関連施設、地域に根ざした刑事司法の取組として世界的な著名なニューヨーク市のレッド・フック（Red Hook）地域司法センターなどを訪問し、調査研究した。なお、このセンターの方式は、レッド・フック・モデルとして、全米及び世界各地に展開されており、今回の調査では、このモデルに基づく英国及びオーストラリアの例も同時に調査した。

3 カナダ

カナダの犯罪者処遇は、20年余前から、一貫して、実証的根拠に基づく実践を目指しており、そのための実証研究やそれらに基づいた各種の犯罪者の再犯危険性評価基準（LSI-R, YLSI, Static-99, Stable 2007, Acute 2007ほか）、認知行動療法に基づく各種の処遇プログラム、薬物乱用者や性犯罪者に対する専門的処遇プログラムなどが生みだされてきた。これらの多くは世界各国で採用され、導入した国々における効果検証の研究も行われて、その有効性が確認されている。日本においても、平成18年（2006年）に、カナダの性犯罪者処遇プログラムを施設内処遇において導入した。

今回の調査研究においては、効果的な再犯防止対策に資する実証的根拠に基づく実践について、新しい犯罪予防・犯罪者処遇プログラム開発の最前線から、犯罪者処遇に関する情報共有のための全国的な刑事司法データベースの構築に至るまで、オタワの公共安全省矯正保護研究部、公共安全省連邦矯正局、公共安全省国立犯罪防止センターにおいて調査した。また、施設内処遇から社会内処遇への円滑な連携によって、犯罪者の社会への再統合を促進するための継続的処遇の実践について、多機関連携の実際や中間処遇施設を活用した刑務所からの移行期処遇体制などについて、オタワ及びバンクーバーの仮釈放事務所、バンクーバー及びチリワックの更生保護施設の

訪問等によって調査した。

4 英 国

英国（原則としてイングランド及びウェールズ）では、1980年以降、2003年にピークを迎えるまでほぼ一貫して犯罪認知件数は増加し、その間に2倍以上となった。そのため、1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護－イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護であるとして以降、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになった。それらは、1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）、1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）など一連の法律制定と犯罪者処遇機関の大幅な機構改革となって具体化された。他方、犯罪対策の重点を、第3次予防（再犯防止）から第2次予防（特定の犯罪を行う危険性のある者への早期介入）へシフトすることにより、犯罪発生後に対応することによる費用の削減と問題行動を起こした者の早期の社会への再統合を促進する試みや施設内から社会内処遇への継ぎ目のない円滑な継続的処遇体制の構築など、米国同様、犯罪者の社会再統合に重点を置いた施策も展開されている。

今回の調査では、犯罪者処遇のための多機関連携が法律に基づく制度として行われている例（多機関公衆保護協定、MAPPA）、前記の犯罪対策の重点シフト（第3次から第2次予防へ）の例（反社会的行動命令（ASBO）により犯罪をいわば芽のうちに摘み取る）、処遇資源の効果的集中を可能とする頻回犯罪者プログラム（PPO）、米国のレッド・フック・モデルを導入した北リバプール地域司法センター、継続的処遇の円滑な実現を図る全国犯罪者処遇モデル（OMM）などについて、刑事施設の訪問も含めて、ロンドン及びリバプールにて調査した。

5 オーストラリア

オーストラリア国内で最大及び第二の人口を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州いずれにおいても、近年、刑務所収容人員の増加とそれに伴う収容コスト増加が問題視され、効果的な再犯防止策が州政府の重要方針とされてきた。オーストラリアでは、英・米・加における実証的に根拠に基づく実践を取り入れて、同国の国情ないし地域の事情に合わせた独自の展開を行っている。

これら二つの州では、各種犯罪者処遇プログラム及びその実施環境の整備、電子情報データベースによる関係機関の情報共有、早期介入策の強化、施設内から社会内への移行支援の強化（post release services）等が、近年大胆に進められている。また、ヴィクトリア州においては、米国のレッド・フック地域司法センターを参考として、2007年に、オーストラリア初の近隣司法センターが試行的に開設され、地域に根ざした司法のワン・ストップ・サービスを目指している。

今回は、これらの州における実践について、ヴィクトリア州矯正局及びその関連施設、メルボルンの近隣司法センター、ニュー・サウス・ウェールズ州犯罪統計調査局（シドニー）及び同州の矯正施設、中間処遇施設などを訪問し、処遇プログラムの構成や内容だけでなく、実施方法や実施環境（専用の居住地区に移送するなど）、犯罪者に対する薬物乱用等本格的な処遇プログラム

開始前に、その参加意欲を高めるための事前の機付けプログラムの実施、プログラム実施者のプログラム内容への忠実性への配慮等など処遇プログラムの実効性を高めるための工夫等について調査した。

第4編 再犯防止対策の現状・課題・展望

最終の本編では、以上を踏まえて、①再犯防止対策の今日的意義、②再犯者の実態と効果的な再犯防止対策の在り方、③今後の日本における再犯防止対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った。

1 実証的データに基づく再犯防止対策の今日的意義

今回の犯歴分析から、約30%の再犯者が、全犯罪の約60%を行っており、初犯者に比べてはるかに大きな脅威と被害を日本社会に与えていることが判明し、ここに、刑事政策における再犯防止対策の必要性と重要性の根拠が存在する。また、人員では1%に満たない10犯以上の多数回再犯者（0.8%，8,398人）が、6.4%（10万8,201件）の犯罪を行っていることから、再犯者の中でも多数回再犯者対策が一つの重要な柱である（第2編第2章）。

2 再犯防止対策の要点と今回の研究の位置づけ

諸外国の研究成果を踏まえた再犯防止対策の要点は、次のとおりである。

- (1) 犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて効果が確認された（再犯減少効果が認められる）処遇方法を用いるべきこと（実証的根拠に基づく実践、evidence-based practice）。
- (2) 犯罪者処遇は、最も処遇効果の高い者に対して優先的に実施されるべきこと（処遇効率及び費用対効果）。

最も処遇効果の高い者とは、再犯危険性の高い者であり、人数比で少ない再犯危険性の高い者を再犯危険性評価によって絞り込み、それらの者に対して処遇を重点的に行うことによって、それらの者が実際に犯罪を繰り返す前に、その再犯者化の防止に成功すれば、将来に向かって、再犯による被害者を減少させ、かつ、再犯に係る社会的コストを大幅に削減することができる（第3編第1章3-1-2-3表参照）。

重点的処遇の対象とすべき者は、①年齢層別では、20代前半の若年者で刑務所入所歴のある者の一般的再犯危険性が高く、②罪種別では、窃盗、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反を犯した者の同一罪名又は同種再犯危険性が高く、③処遇態様別では、仮釈放者よりも満期釈放者の、仮釈放者については保護観察終了時無職の者の一般的再犯危険性が高く、無職の者の中では窃盗など財産犯を犯して受刑し仮釈放された者の一般的再犯危険性が高く、④再犯期間別では、20代前半及び55歳以上の者の再犯期間が短い。

- (3) 再犯防止のための犯罪者処遇は、実証的根拠に基づく再犯危険性の程度に応じて実施されるべきこと（RNRの原則）。

このような犯罪者の再犯危険性を確実に把握するには、第3編の随所で触れた、再犯危険性評価基準（Risk and Needs Assessment Scale）を用いて、当該犯罪者の①Risk（静的再

犯危険性) と② Needs (動的再犯危険性) を評価し、処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的な内容を特定した上で、③当該犯罪者に最も適した処遇方法を選択して (Responsivity, 応答性)，当該犯罪者が抱えている動的再犯危険性に対して処遇を進めることが最も効果的である (RNR の原則)。

第2編の犯歴の分析は、これら再犯危険因子のうち静的再犯危険性に関するものを中心とし、矯正及び保護統計の分析には、動的再犯危険性に関するものも含まれている。

3 日本における再犯者の実態及び効果的な再犯防止対策の在り方

(1) 年齢層別再犯対策

① 若年者

多数回再犯者化防止対策としては、どのような条件を満たす若年者が多数回再犯者化するのかについて、今後、その属性等に関するより詳細な分析が必要である。しかし、裁判時少年及び若年の初入新受刑者で保護処分歴のある者については、後年、多数回再犯者化する可能性のある20代前半の者が含まれているであろうことは、特に裁判時少年については、今回の研究におけるそれら少年の成人後の犯歴の追跡調査結果から推測されるので、今後の研究は別として、現時点では、これらを再犯危険性の高い者として、重点的な処遇の対象とすることが相当と考えられる。

少年及び若年犯罪者に対して、諸外国で実証的に効果が確認された処遇方法の具体例として、教育と多面的な就労支援を合わせた包括的就労支援プログラムなど、十数種類を例示した。日本においても、施設内処遇における職業訓練及び教科教育、カウンセリング・心理療法、施設内処遇及び社会内処遇における就労支援など効果が確認された処遇方法は実施されているが、多機関連携プログラムについてはまだ緒に就いたところであり、今後、より広範囲かつ長期間対応可能な多機関連携体制の整備とその下での処遇の充実が必要と考えられる。また、少年時又は若年時から犯罪を繰り返している者については、できるだけ早期に、再犯危険性評価によってこれらの者を識別し、少年院又は刑事施設からの出所時には、その短い再犯期間を念頭に置いて、釈放後早期に重点的な働きかけを行うことが重要であるとして、効果が確認された例を複数掲げた。

少年・若年犯罪者は、その数が他の年齢層と比較して多いことから、これらの者が1犯目から2犯目に至ることを防止するだけで、量的に見て、かなりの再犯減少効果が期待でき、刑事司法全体にとって相当程度の負担軽減となる上、長期的に見て、日本社会を担う人材の育成に寄与すると考えられるので、少年・若年犯罪者で無職の者に集中的に就労支援を行うことが効果的であろう。

② 高齢者

高齢犯罪者は、若年者と異なって、高齢になってから1犯目をした者が犯罪を繰り返す確率は低いが、他の年齢層との比較におけるかなり短い再犯期間及び初犯者を中心とした高齢犯罪者の一般刑法犯検挙人員の高い増加率が問題である。

再犯期間については、47%の者が1年以内に再犯に至っているので、この再犯危険性の高い時期に、福祉・保健・医療等の関係機関・団体と刑事司法機関が緊密に協力する多機関連携体制による支援を行うことが重要である。

しかし、満期釈放の高齢者の場合には、刑事施設在所中から、刑事施設側に福祉・保健等の有資格者を配置して、帰住予定地の福祉等機関・団体と連絡を密にする等、釈放直後の最も再犯危険性の高い時期をホームレスにならずに過ごせるような支援策を講じることが効果的と考えられる。仮釈放対象者については、一定の場合に、地域の福祉・保健・医療関係機関との緊密な連携体制構築を前提に、福祉等機関による保護に移行するまでの比較的短い期間に限定し、一種の中間処遇としての収容保護を検討する余地もあるのではないかと考える。

調査対象国のような、刑務所からの釈放に際しての継続的処遇体制全般の整備、釈放後、対象者の置かれている段階に応じた支援体制の整備が重要と考えられる。

(2) 罪種別再犯対策

1犯目の罪名を基準として、①同一罪名再犯危険性の高い犯罪は、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行であり、②再犯期間の短い犯罪は、覚せい剤取締法違反及び窃盗が中心的であるが、傷害・暴行についても、一部、再犯期間の短い者が見られる。

① 窃盗

窃盗は、認知件数及び再犯者数ともに極めて多いが、これまで、体系的にその再犯防止対策が検討されてきたことはなかった。しかし、その対策を考えるためにには、今後、まず、1犯目の者又は初犯で終わっている者と再犯者とを区別しつつ、その手口、動機、年齢、性別、生活環境などを総合した、窃盗発生要因についての実証研究を行うことが重要である。

調査対象国の一例では、認知行動療法をベースにした「道徳的再動機付け療法 (Moral Reconciliation Therapy, MRT)」の実施に際して、それと同時に認知行動プログラムの一種である、窃盗の再犯防止プログラムを行うことができるようになっている例があるものの、数は多くない。また、生活苦が原因の窃盗の場合、これらの処遇方法と併せて、経済的な支援体制を充実させることが、その再犯防止に効果的であると思われる。

窃盗は、量的観点から見ても、その再犯を減少させることができれば、社会的コストを大きく削減することが可能であるので、今後の具体的対策の実施が重要である。

② 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反で実刑を受けた者に占める使用又は使用目的所持の者の比率は、昭和60年(1985年)から平成15年(2003年)までの間、一貫して90%を超えていた。しかし、薬物乱用者対策として、通常の刑事罰のみでは、乱用防止効果に乏しいことが本研究から明らかとなった。覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者に関して、罪種別・犯歴の回数と量刑の重さの変化及び犯歴の回数と再犯期間の変化を分析すると、回数を重ねるにつれて、量刑は重く、再犯期間は短くなる。仮に、通常の刑事罰が効果的であるならば、再犯期間は長くなるはずであるが結果は逆であった。この結果、2000年以降過剰収容状態が続いている刑事施設での受刑者に占める同法違反者数は、近年継続的に、男子新受刑者のおおむね20%前後、女子では30~40数%に上っている。

そこで、日本の状況や法制度を踏まえつつ、欧米やアジア諸国で導入され、実証的に効果が認められた、薬物乱用者に対する強制的処遇プログラム（一種のダイヴァージョン・プログラムに、薬物乱用者に対する専門的処遇を法的に強制する方法）を導入すれば、①乱用の早期に専門的薬物乱用者処遇を受けさせることにより同一罪名再犯の減少を図り、②刑事施設の過剰収容解消に

貢献し、併せて③費用対効果の面でも刑務所収容に比べて節約が期待されると考えられる。

③ 傷害・暴行（重大な暴力再犯の防止）

傷害・暴行を犯した者には、比較的再犯期間の短い者が約40%含まれ、その中の相当比率の者が、比較的短期間に同種再犯に至っている上、その粗暴傾向は、矯正されることなく加齢を経ても維持され、一部の者は、後年、殺人や強姦などの重大犯罪を行っている。罰金及び単純執行猶予に付された者は、刑事司法機関による処遇を受けることなく釈放されているので、これらの者には、諸外国にみられるようなドメスティック・バイオレンスの加害者に対する処分と同様、刑罰の一部として又は刑罰とは別に、このような問題性に着目した専門的な暴力防止プログラムへの参加を、法的に義務づける制度の創設が検討されてもよいと考えられる。

保護観察に付された（仮釈放者を含む）粗暴犯については、2008年6月の更生保護法全面施行と同時に、保護観察所で実施する認知行動療法に基づいた「暴力防止プログラム」が導入されたので、今後、その効果検証が期待される。

4 今後の課題と展望

以上を踏まえて、ここでは、今後の日本における効果的な再犯防止対策を構築する上で、有用と考えられることについて、その要点を述べる。

(1) 実証的根拠に基づく実践の徹底

犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて再犯防止効果が確認された方法を中心とすることが必要であり、今後は、処遇の中心を、実証的根拠に基づいて効果が認められた方法にシフトするとともに、日本においても、実際に再犯防止の効果が認められるかについて、中・長期的視点に立った独自の効果検証のための実証研究を行うことが不可欠である。

(2) 処遇実施側の体制整備（処遇実践者のプログラムへの忠実性（fidelity））

調査対象国で現在問題となっているのは、実証的根拠に基づく実践を徹底し、再犯率減少の根拠が確認された犯罪者処遇プログラムを運用しているのに、なぜ、地域によって、効果（再犯率）に違いが生じるのかということである。これは、処遇実践者の処遇プログラムへの廉潔性(integrity)ないし忠実性の問題として、以前から認識され、現在カナダで大規模な実証研究が実施されている。日本において、今後、再犯防止効果が確認された方法を中心としていく場合、同時に、処遇実践者のプログラムへの忠実性の問題及びそのような忠実性実現を可能とする予算・人員等体制整備も同時にを行うことが、本来予定された再犯防止効果を得る上で不可欠の前提となると考えられる。

(3) 犯罪者の再犯危険性評価の徹底と電子化された情報共有

このような処遇体制の前提となっているのは、①刑事司法の全段階における犯罪者の再犯危険性評価の実施及び②評価結果の関係機関における共有である。日本では、①は不十分であり、②は少年鑑別所に入所した者に対する資質鑑別以外、十分には実現していない。重点的処遇を要する対象を絞り込むには、刑事司法の早い段階で犯罪者の再犯危険性評価を行って、それに基づいて処分を決定し、その結果を処遇機関が引き継ぐというのが、最も効果的であり、かつ、社会的コストからも無駄が少ない。今後は、少年、成人を問わず、処分決定前からの犯罪者の再犯危険

性評価を行い、処遇の節目において、評価を繰り返し、最も非行・犯罪少年、犯罪者に適した処遇方法が、常に選択されるようとする必要がある。そして、このような評価結果を関係機関で共有するためには、①評価基準の統一(共通の様式に基づいた評価)及び②評価結果の電子化とデータベース化が不可欠である。

(4) 犯罪者処遇における多機関連携の徹底

犯罪者が抱える動的再犯危険性は、多様かつ重層的であり、薬物依存のように対応に長い時間的経過を要する因子もある。これらに幅のある対応を同時に行い、かつ、時間軸として、アフターケア段階まで見据えた対応を行うには、多機関連携方式以外に効果的な選択肢は存在しない。日本においても近時整備が進められつつあるが、今後、連携の範囲の拡大とそれらの体制の制度化のために、調査対象国に見られる社会資源連絡調整官のような専門官の導入も含めて、具体策が検討される必要があろう。

(5) 継続的処遇体制の整備（地域に根ざした刑事司法を含む）

拘禁刑の宣告を受けた者、ある程度の未決拘禁された者は、そのことによって、就労、住居を失う場合が多く、また、家族関係など人間関係にも重大な影響を受ける。この施設内から社会内への移行に際しては、生活全般の基礎が不安定な場合、釈放直後が、最も再犯危険性の高い時期であり、また、無職状態が続くことは、動的再犯危険性が高まることを意味している。日本の場合、特に、満期釈放者について、継続的処遇の観点から問題が少なくない。今後、最低限、満期釈放された者が、釈放直後の生活困難に直面しないため、刑事施設、保護観察所、福祉・保健・医療等関係機関・団体との密接な連携体制の構築が不可欠と考えられる。

(6) 犯罪者の処遇参加への動機付け

犯罪者の処遇参加への動機付けについては、いずれの国においても重要な課題となっている。例えばカナダの場合、犯罪者を単に処遇の対象としてではなく、問題解決に共に当たるチームメンバーと位置づけ、刑務所収容開始時から、受刑者本人、刑務官、刑務所駐在保護観察官がチームを構成して、本人の処遇計画について話し合いながら処遇を進める体制が採られ、受刑者本人の自己改善への動機付けを高めることにつながっている。保護観察官は、全員、動機付け面接(Motivational Interviewing)の研修受講を義務づけられており、施設内・社会内を問わず、犯罪者の更生意欲喚起に十分な注意が払われている。

処遇プログラムの効果を十全にするには、このような処遇を受ける側の準備が重要であり、前記の処遇実践者のプログラムへの忠実性(fidelity)とともに、今後の日本における処遇効果向上の前提として、対応が必要な事項であると考えられる。

(7) 今後の研究の充実

今回の研究では、先行研究で指摘されている点を含め、再犯者の犯行パターンに幾つかの類型が見られることが分かった。例えば、①再犯期間－集中型(短期間に犯罪反復)、間欠型(一定期間において犯罪反復)、再発型(若年時等に犯罪をした後再犯がないまま推移し中高齢になって再犯)、②犯罪歴－早発型(若年時から犯罪反復)、遅発型(中高齢になって1犯目をして以後反復)等である。現在、欧米の犯罪学では、犯罪者はなぜ犯罪を止めるのか(desistance)に関する研究が盛んである。日本においても、この観点を踏まえつつ、犯罪者が再犯をしなくなる要因について

ての研究が、これらの犯行パターン研究の充実も図りつつ推進されていくことが期待される。

研究部長

城 祐一郎

－再犯防止に関する総合的研究－

研究官補	染田清文
研究官補	小板木原恭子
研究官補	鈴木島ゆか
研究官補	郷川島太平
研究官補	川島上徳
研究官補	水猪間史
研究官補	研究官補
研究官補	岸井篤史
研究官補	櫻田香
研究官補	小林美智子
(前研究官)	山田利行
(前研究官)	中川利幸
(前研究官)	大場玲子
法務総合研究所総務課庶務係長	(前主任研究調査官)
播磨社会復帰促進センター統括矯正処遇官	石田友則
新潟保護観察所保護観察官	(前研究官補)
	姫田卓朗
	明石史子

目 次

はしがき	i
要旨紹介	ii
はじめに	5
第1編 最近の再犯者の実態	7
第1章 検 拳	9
第2章 檢察・裁判	12
第3章 矯 正	15
第4章 保護観察	16
第2編 犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策	17
第1章 序 説	19
第2章 再犯者対策の重要性	26
第3章 近時の再犯の傾向	28
第1節 総 説	28
第2節 最近10年間の再犯の傾向	33
第4章 再犯者の実態	38
第1節 罪 名	38
第2節 年 齢	48
1 総 説	48
2 長い期間から見た再犯の年齢層別分析	55
3 裁判時少年	66
4 若年者	75
5 高齢者	79
第3節 量 刑	91
第4節 再犯期間	95
第5節 再犯者による重大犯罪	99
第5章 執行猶予	109
第6章 仮釈放	121
第7章 出生年別に見た犯歴	129
第3編 実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策	141
第1章 総 説	143
第2章 米 国	174
第3章 カナダ	209

第4章 英 国	237
第5章 オーストラリア	284
第4編 再犯防止対策の現状・課題・展望	343
第1章 再犯防止対策の今日的意義	345
第2章 日本における再犯者の実態及び効果的な再犯防止対策の在り方	348
第3章 今後の課題と展望	356

はじめに

1 再犯研究の必要性と重要性

日本的一般刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録した後、5年連続で減少したが、依然として相当高い水準にある。また、窃盗を除く一般刑法犯の認知件数は16年まで増加を続け、その後3年連続して減少したものの、なお高水準にある。

このような犯罪情勢をもたらす原因となっている犯罪者の中には、生涯で1回だけ犯罪を行う者（初犯者）と繰り返して犯罪を行う者（再犯者）が存在する。このうち、再犯者が特に問題なのは、犯罪者に占める人員の比率が比較的低いにもかかわらず、事件数全体に占める事件数の比率は、初犯者のそれに比べて格段に高いからである。今回の調査においても、戦後の日本においては、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われていることが判明している。この事実は、これまで、国内外の複数の実証研究において明らかにされてきた。

このような事実に基づき、犯罪対策において、再犯の防止は、非常に重要であり、古くから、刑事政策上の重要なテーマの一つとなっている。犯罪対策は、1犯目の予防と再犯の防止とに大別されるが、欧米では、それぞれの法制度の下、再犯者に対して、これまで多様な刑事政策上の施策が採られてきた。日本においても、依然厳しい犯罪情勢を改善する一つの効果的な方策として、再犯の防止に向けた有効な対策が不可欠である。

2 過去の研究（昭和53年版犯罪白書及び昭和63年版犯罪白書）の概要

法務総合研究所では、既に昭和53年版犯罪白書及び昭和63年版犯罪白書において、再犯の問題を特集として取り上げている。

昭和53年版白書では、当時の我が国の一再犯現象について、刑法犯有罪人員総数中に占める再犯者の比率が減少傾向にあるなど、全体としては好ましい経過をたどっているが、その一方で、社会、経済の一般的繁栄にもかかわらず、これに背を向けるか取り残されるままに大小の犯罪を繰り返す一群の人々がいることを指摘した上で、適切な再犯対策を実施し、再犯者の改善更生・社会復帰を強力に推進することにより、再犯から社会を保護する必要性を強調した。

また、昭和63年版白書では、昭和53年版白書が取り上げた再犯一般の問題を踏まえて、その後の10年間における我が国の一再犯現象を全般的に概観し、刑法犯有罪人員総数中に占める再犯者の比率は横ばい状態であるが、受刑者については、多数回の前科・受刑歴を有する者や中高年層の者が増加していることなどを指摘した上で、再犯者の中でも、特に10回以上の多数回にわたる前科を有する者又は6度以上の受刑歴を有する者に焦点を当て、

罪種別の属性、科刑状況及びその処遇の実態等を明らかにし、処分や処遇上の問題点を考察した。その結果、多数回前科者の特徴として、同一犯罪のみを繰り返す者は少なく、むしろ、機会に応じて多種類ないし異種類の犯罪を行っている者が多いことや、犯罪の初発年齢が25歳未満である者が多いことなどを挙げた。また、再犯対策として、科刑や処遇の在り方等に触れ、初期対策の重要性及び効果的な社会復帰支援策の必要性等を指摘した。

3 本報告書の構成

以上を踏まえて、本報告書では、第1編の「最近の再犯者の実態」において、刑事司法各機関の統計による最近の再犯者の量的傾向を概観した後、第2編の「犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策」において、①検察庁における電子計算機により把握している裁判の資料及び②矯正・更生保護関係の統計資料を対象とした、詳細な再犯分析を行った。続く第3編の「実地調査に基づく諸外国における再犯防止対策」においては、第2編の分析において明らかとなった、日本における再犯者対策の重点課題に関する効果的な犯罪予防及び再犯防止策について、米国、カナダ、英国及びオーストラリアにおける実地調査及び資料収集を通じて探求し、第4編の「再犯防止対策の現状・課題・展望」においては、それらを総合して、今後の日本における再犯防止対策に関して、分析の総括と実証的根拠に基づく実践の観点に基づいた検討・考察を行った。

第1編

最近の再犯者の実態

本編では、刑事司法の各段階における再犯者の状況について、それぞれを担当する機関において把握している統計をもとに、近時の傾向を概観する。

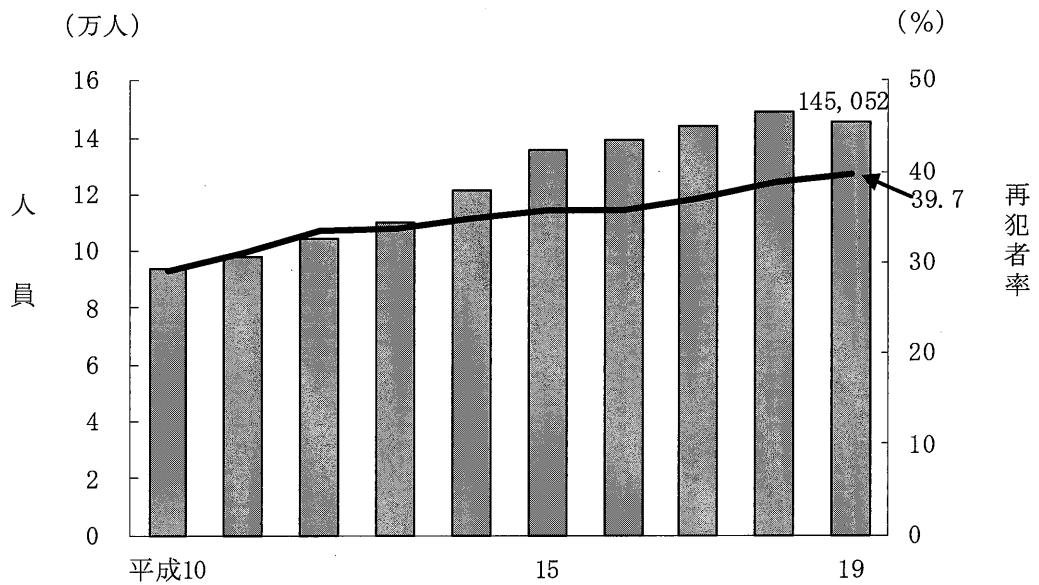
第1章 檢 挙

1 一般刑法犯検挙人員中の再犯者

一般刑法犯検挙人員中の再犯者（前に刑法犯又は特別法犯（道路交通法違反を除く。）により検挙されたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員及び再犯者率（一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下、本章において同じ。）の推移（最近10年間）は、1-1-1-1図のとおりである。

一般刑法犯検挙人員中の再犯者の人員及び再犯者率は、近年、増加・上昇傾向にあるが、再犯者の人員については、平成19年は前年と比べて若干減少した（4,112人（2.8%）減）。

1-1-1-1図 一般刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移
(平成10年～19年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」とは、前に刑法犯又は特別法犯（道路交通法違反を除く。）により検挙されたことがある者をいう。

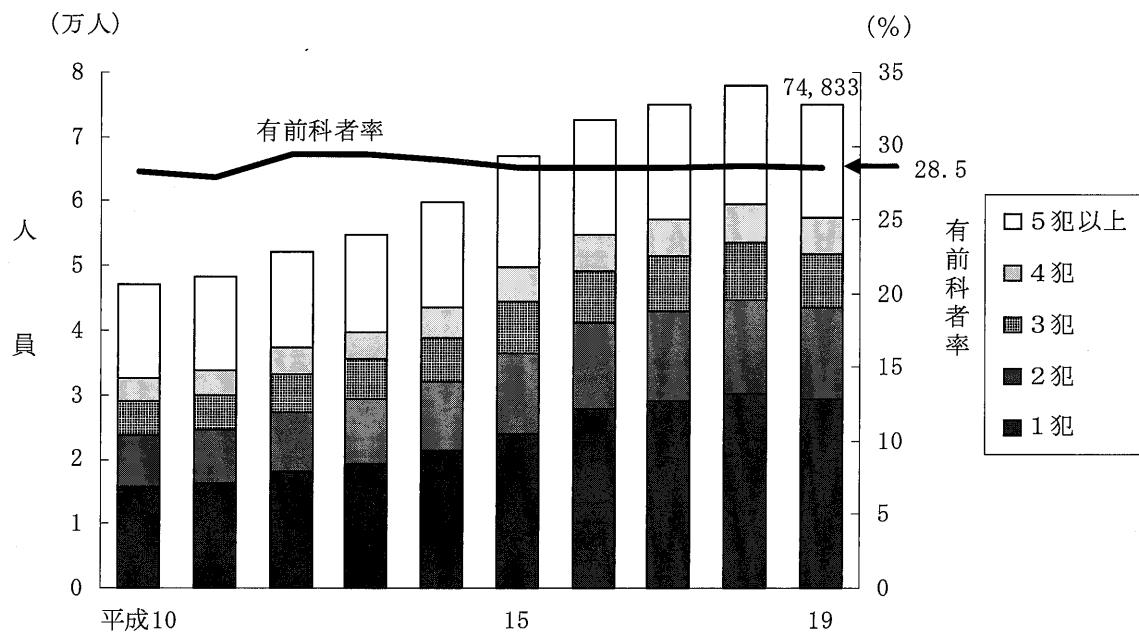
3 「再犯者率」とは、一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者（前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員及び有前科者率（同検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下、本章において同じ。）の推移（最近10年間）は、**1－1－2－1図**のとおりである。

成人の一般刑法犯検挙人員中の有前科者の人員は、近年、増加を続けていたが、平成19年は前年と比べて若干減少した（2,999人（3.9%）減）。他方、有前科者率は、10年以降27%～29%台で推移している。19年の有前科者の前科数を見ると、前科1犯の者の比率が39.4%と最も高いが、前科5犯以上も23.0%と高くなっている。

1－1－2－1図 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者人員・有前科者率の推移
(平成10年～19年)



注 1 警察庁の統計による。

2 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。

3 「有前科者率」とは、成人の一般刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

平成19年における成人の一般刑法犯の主要罪名別検挙人員中の有前科者の人員及び同一罪種（警察庁の統計の区分による。以下、本章において同じ。）の前科を有する者の人員は、**1－1－2－2表**のとおりである。

有前科者率は、一般刑法犯総数では、28.5%であるが、恐喝及び脅迫では、50%を超え、強盗でも50%に近いほか、傷害及び詐欺がほぼ40%となっている。

同一罪種の前科がある者の比率は、一般刑法犯総数では、14.0%であるが、傷害、窃盗及び恐喝では、20%前後になっている。

なお、覚せい剤取締法違反の検挙人員に占める同法違反の検挙歴がある者の人員の比率は、57.1%であった。

1-1-2-2表 成人の主要罪名別検挙人員中の有前科者人員・同一罪種有前科者人員

(平成19年)

罪名	検挙人員	有前科者		同一罪種の前科を有する者	
一般刑法犯総数	262,353	74,833	(28.5)	36,768	(14.0)
殺人	1,099	412	(37.5)	30	(2.7)
強盗	2,228	1,054	(47.3)	170	(7.6)
強盜致死	51	26	(51.0)	2	(3.9)
傷害	19,875	7,778	(39.1)	4,038	(20.3)
傷害致死	144	53	(36.8)	6	(4.2)
暴行	20,224	5,608	(27.7)	1,867	(9.2)
脅迫	1,567	800	(51.1)	133	(8.5)
恐喝	3,226	1,862	(57.7)	688	(21.3)
窃盜	122,296	35,165	(28.8)	23,654	(19.3)
詐欺	11,060	4,398	(39.8)	1,803	(16.3)
横領	1,078	252	(23.4)	22	(2.0)
強姦	892	328	(36.8)	90	(10.1)
強制わいせつ	1,978	664	(33.6)	220	(11.1)
放火	662	187	(28.2)	35	(5.3)
住居侵入	2,996	1,074	(35.8)	378	(12.6)
器物損壊	4,918	1,847	(37.6)	389	(7.9)
(覚せい剤取締法)	11,704	6,682	(57.1)

注 1 警察庁の統計による。

2 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。

3 「有前科者」の()内は、検挙人員に占める有前科者人員の比率である。

4 「同一罪種の前科を有する者」の()内は、検挙人員に占める同一罪種（警察庁の統計の区分による。）の前科を有する者の人員の比率である。

5 「覚せい剤取締法」は、同一罪種の検挙歴を有する者を示し、参考数値である。

第2章 檢察・裁判

1 起訴人員中の有前科者

平成19年の主要罪名別起訴人員（自動車運転過失致死傷等及び道交違反並びに法人及び前科の有無が不詳である者を除く。以下、本章において同じ。）中の有前科者（前に確定裁判により罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下、本章において同じ。）の人員、有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下、本章において同

1-2-1-1表 起訴人員中の主要罪名別有前科者人員・犯行時の身上別人員

(平成19年)

罪 名	起訴人員	有前科者	有前科者率	犯 行 時 の 身 上				
				執行猶予中	保 護 観察中	仮釈放中	保釈中	
総 数	171,242	79,018	46.1	10,822 (13.7)	1,878	659 (0.8)	85	
一般刑法犯	102,977	50,494	49.0	7,593 (15.0)	1,444	464 (0.9)	63	
殺人	636	242	38.1	18 (7.4)	3	1 (0.4)	—	
強盜	2,074	944	45.5	141 (14.9)	32	5 (0.5)	1	
傷害	13,861	6,481	46.8	641 (9.9)	106	24 (0.4)	8	
暴行	4,579	2,295	50.1	201 (8.8)	34	4 (0.2)	1	
脅迫	752	398	52.9	63 (15.8)	16	4 (1.0)	1	
恐喝	2,305	1,284	55.7	189 (14.7)	44	7 (0.5)	1	
窃盜	44,294	23,475	53.0	4,334 (18.5)	882	310 (1.3)	30	
詐欺	10,390	4,888	47.0	723 (14.8)	114	53 (1.1)	7	
横領	2,212	1,033	46.7	204 (19.7)	33	8 (0.8)	—	
強姦	885	352	39.8	49 (13.9)	9	2 (0.6)	1	
強制わいせつ	1,569	583	37.2	70 (12.0)	11	2 (0.3)	—	
放火	521	168	32.2	13 (7.7)	2	—	—	
贈収賄	161	42	26.1	—	—	—	—	
住居侵入	2,852	1,408	49.4	214 (15.2)	51	19 (1.3)	2	
暴力行為等処罰法	1,216	749	61.6	70 (9.3)	8	2 (0.3)	2	
その他の	14,670	6,152	41.9	663 (10.8)	99	23 (0.4)	9	
特別刑法犯	68,265	28,524	41.8	3,229 (11.3)	434	195 (0.7)	22	
公職選挙法	1,245	252	20.2	8 (3.2)	2	—	1	
銃刀法	2,833	1,300	45.9	91 (7.0)	15	4 (0.3)	1	
覚せい剤取締法	16,471	11,381	69.1	1,879 (16.5)	246	151 (1.3)	14	
毒劇法	1,473	875	59.4	123 (14.1)	26	15 (1.7)	—	
その他の	46,243	14,716	31.8	1,128 (7.7)	145	25 (0.2)	6	

注 1 檢察統計年報による。

2 自動車運転過失致死傷等及び道交違反を除く。

3 法人及び前科の有無が不詳である者を除く。

4 「有前科者」とは、前に確定裁判により罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。

5 「有前科者率」とは、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

6 「横領」は、遺失物等横領を含む。

7 () 内は、有前科者の人員に占める比率である。

じ。) 及び犯行時の身上(執行猶予中, 仮釈放中又は保釈中)は, 1-2-1-1表のとおりである。

有前科者率を罪名別に見ると, 覚せい剤取締法違反, 暴力行為等処罰法違反では60%を超えている。

また, 有前科者のうち, 犯行時に執行猶予中であった者の比率を罪名別に見ると, 横領, 窃盗, 覚せい剤取締法違反の順で高い。

2 執行猶予の取消し

取消事由別の執行猶予取消人員(最近10年間)は, 1-2-2-1表のとおりである。

平成19年における執行猶予取消人員6,855人のうち, 再犯により禁錮以上の刑に処せられたことを理由とするものが, 6,436人と93.9%を占めている。

ところで, ある年における執行猶予言渡人員と, その年における執行猶予取消人員とでは, その対象が異なるので, 厳密な意味での執行猶予取消率を算出することはできないが,

1-2-2-1表 取消事由別執行猶予取消人員

(平成10年~19年)

年次	執行猶予言渡人員			執行猶予取消人 員	D A	取消事由				E B	F C				
	再犯		余罪			不遵守	その他								
	保護観察なし	保護観察付													
	(A)	(B)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)			(%)	(%)				
10年	42,254	37,011	5,243	5,209	12.3	3,555	1,398	116	131	9	9.6 26.7				
11	44,503	39,265	5,238	5,337	12.0	3,725	1,318	152	126	16	9.5 25.2				
12	47,818	42,160	5,658	6,301	13.2	4,385	1,474	228	170	44	10.4 26.1				
13	49,332	43,903	5,429	6,541	13.3	4,658	1,506	199	139	39	10.6 27.7				
14	52,534	47,106	5,428	6,841	13.0	4,791	1,600	303	137	10	10.2 29.5				
15	56,537	51,185	5,352	7,298	12.9	5,272	1,510	331	169	16	10.3 28.2				
16	56,859	51,612	5,247	7,431	13.1	5,574	1,400	299	139	19	10.8 26.7				
17	55,105	50,152	4,953	7,553	13.7	5,615	1,465	308	145	20	11.2 29.6				
18	50,549	46,084	4,465	7,650	15.1	5,768	1,374	308	170	30	12.5 30.8				
19	46,615	42,497	4,118	6,855	14.7	5,319	1,117	267	141	11	12.5 27.1				

注 1 檢察統計年報による。

2 懲役, 禁錮及び罰金の執行猶予に関するものである。

3 「取消事由」の「再犯」は, 刑法26条1号に, 「余罪」は, 同条2号に, 「不遵守」は, 同法26条の2第2号に, 「その他」は, 同法26条3号, 26条の2第1号, 第3号又は26条の3のいずれかに該当する事由である。

4 執行猶予取消人員は, 同一人に対し一つの裁判で2個以上の刑の執行猶予の言渡しが同時に取り消された場合も1人として計算した。

5 保護観察付執行猶予者の再犯による取消率の算出に当たっては, 再犯について禁錮以上の刑に処せられて執行猶予が取り消された場合のみを再犯による執行猶予の取消しとしており, 再犯について罰金刑に処せられて執行猶予が取り消された場合を含まない。

前者に対する後者の比率を知ることにより、その年における執行猶予取消しのおおよその傾向を見る事ができる。平成19年の執行猶予言渡人員に対する執行猶予者の再犯による取消人員の比率は、14.7%であり、この比率を執行猶予言渡罪名別(言渡人員が100人以上のものに限る。)に見ると、毒劇法違反が52.6%と最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反(26.5%)、窃盗(26.1%)の順であった(検察統計年報による。)。

第3章 矯 正

平成14年における出所受刑者について、同年から19年までの間、各年末までに再入した者の累積の比率は、**1-3-1表**のとおりである。

これを出所事由別に見ると、満期釈放者の方が仮釈放者よりも再入した者の比率が高く、また、再入の時期も早い。

他方、平成19年の再入受刑者について、前刑時の受刑罪名ごとに再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から、再入に係る罪を犯した日までの期間）が1年未満の者の占める比率を見ると、詐欺が54.4%と最も高く、次いで、住居侵入(52.6%)、窃盗(50.3%)、強盗(35.1%)の順であった（1年未満の再入者が100人以上の罪名に限る。）。

また、平成10年から14年までの各年の出所受刑者について、出所年を含む5年間に再入した者の比率は、**1-3-2表**のとおりであり、満期釈放者では56%～59%台、仮釈放者では33%～37%台となっている。

1-3-1表 出所受刑者の出所事由別・各年末までの再入率

(平成14年～19年)

出所事由	平成14年の 出所受刑者	各年12月31日までの再入率					
		14年	15年	16年	17年	18年	19年
総 数	27,308	5.8	21.5	32.4	39.3	43.6	46.1
満期釈放	11,990	10.5	32.7	45.1	52.3	56.7	58.9
仮釈放	15,318	2.1	12.8	22.5	29.1	33.3	36.1

注 1 矯正統計年報による。

2 「再入率」は、平成14年から各年12月31日までの再入受刑者の累積の平成14年の出所受刑者に対する比率である。

3 再入受刑者中、前刑出所前の犯罪による再入者を除く。

**1-3-2表 出所受刑者の出所事由別・出所年から5年間に
おける再入率**

(平成10年～14年)

出所事由	出 所 年				
	10年	11年	12年	13年	14年
総 数	45.5	46.9	45.9	44.5	43.6
満期釈放	56.4	59.2	58.5	56.5	56.7
仮釈放	37.6	37.8	36.0	35.1	33.3

注 1 矯正統計年報による。

2 「再入率」は、出所年を含む5年間の再入受刑者の累積の当該出所年の出所受刑者に対する比率である。

3 再入受刑者中、前刑出所前の犯罪による再入者を除く。

第4章 保護観察

仮釈放者及び保護観察付執行猶予者における保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率（以下、本章において「再処分率」という。）の推移（最近10年間）は、**1-4-1表**のとおりである。

再処分率は、仮釈放者については1%前後で推移していたが、平成19年は0.6%と、最近10年間で最も低くなった。また、保護観察付執行猶予者についても、再処分率は35%前後で推移していたが、19年は前年よりも3.7ポイント低下し、仮釈放者と同様に最近10年間で最も低くなった。

1-4-1表 保護観察終了人員の再処分率

(1) 仮釈放者

(平成10年～19年)

年 次	保護観察 終了人員	再処 分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		拘留・ 科 料	起訴猶予	その他の 処分
			実刑	観察付猶予	単純猶予	一般	交通			
10年	12,755	1.0	0.5	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1	—
11	13,234	1.1	0.5	—	—	0.1	0.4	—	0.1	—
12	12,958	1.1	0.6	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
13	13,906	0.7	0.2	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
14	14,697	0.9	0.4	—	—	0.1	0.3	0.0	0.1	—
15	15,576	1.0	0.3	—	—	0.1	0.4	0.0	0.2	—
16	16,539	1.1	0.5	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1	—
17	16,793	1.1	0.6	—	—	0.1	0.3	0.0	0.2	—
18	16,494	0.8	0.4	—	—	0.1	0.2	0.0	0.1	—
19	16,430	0.6	0.2	—	—	0.0	0.2	0.0	0.1	—

(2) 保護観察付執行猶予者

年 次	保護観察 終了人員	再処 分率	処 分 内 容							
			懲役・禁錮			罰 金		拘留・ 科 料	起訴猶予	その他の 処分
			実刑	観察付猶予	単純猶予	一般	交通			
10年	4,930	35.5	29.5	0.1	—	1.8	2.9	0.1	1.1	—
11	4,845	34.4	28.4	—	—	1.8	3.0	0.1	1.2	0.0
12	5,188	36.4	31.6	0.1	—	1.4	2.3	0.1	0.9	0.0
13	5,286	35.5	30.5	0.0	—	1.5	2.6	0.1	0.8	—
14	5,377	37.2	32.2	0.1	—	1.1	2.6	0.0	1.2	0.0
15	5,391	35.6	30.3	0.0	—	1.4	2.5	0.1	1.2	—
16	5,324	33.5	28.4	0.1	—	1.4	2.5	0.1	1.0	0.0
17	5,261	34.4	29.3	0.0	—	1.3	2.4	0.0	1.3	0.0
18	5,108	34.2	28.8	0.1	—	1.3	2.3	0.0	1.6	—
19	4,816	30.5	25.3	0.1	—	1.5	1.9	0.0	1.6	—

注 1 保護統計年報による。

2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察中に再犯をして刑事処分を受けた者の人員の比率である。

3 「処分内容」の数値は、保護観察終了人員に対する比率である。

第2編

犯歴・統計から見た再犯者の実態と対策

第1章 序 説

1 研究の対象

ここでは、本編で述べる研究の対象、用語の定義等、研究を理解する上での基礎的事項について整理するとともに、罪名を中心とした戦後約60年間の犯歴の概要を紹介する。

再犯者の実態に関する分析に用いた研究対象は、①検察庁における電子計算機により把握している裁判（以下「電算犯歴」という。）の資料及び②矯正・更生保護関係の統計資料である。ここで、「犯歴」とは、前科、すなわち有罪の確定裁判に関する記録のことという。

電算犯歴には、我が国に本籍を有する自然人（明治以前の出生者を除く。）に対し、昭和23年（1948年）以降現在までの間に、我が国の裁判所が有罪の言渡しをして確定した裁判が登録されている。今回の研究では、23年（1948年）から平成18年（2006年）9月30日（以下、本編において「基準日」という。）までの間に確定したものであって、刑法上の過失犯及び危険運転致死傷罪並びに特別法上の道路交通に係る犯罪の犯歴を除いたものから、次の犯歴を無作為に抽出し、これらを対象として、再犯の全体像や経年による再犯の傾向の変化等を見ることとした。刑法上の過失犯は、再犯研究の主眼である故意犯ではなく、道路交通事犯は、刑法犯とは性質を異にする面があることを踏まえ、研究対象から除外した。

- ① 初犯者・再犯者の区別をせず、かつ前記の全期間を対象とした犯歴100万人（犯歴の件数は、168万495件。以下、「100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）」という。）
- ② 「100万人初犯者・再犯者混合犯歴」のうち、(ア)生年月日が昭和5年（1930年）1月1日以降であること、(イ)裁判時に20歳以上であること、(ウ)基準日において死亡が確認された者でないこと、という条件をすべて満たす者約70万人の犯歴（以下、「70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）」という。該当人員は、71万2,898人、犯歴の件数は、121万8,843件。）
- ③ 「100万人初犯者・再犯者混合犯歴」のうち、昭和3年（1928年）から11年（1936年）生まれの者（以下、「高齢犯罪者犯歴（全体）」という。該当人員は、22万9,089人、犯歴の件数は40万2,252件。）
- ④ 「高齢犯罪者犯歴（全体）」の中で、裁判確定時65歳以上の犯歴のあった、ほぼ70歳以上の者（以下、「調査対象高齢犯罪者犯歴」という。該当人員は、5,115人、犯歴の件数は5,924件。）
- ⑤ 初犯者・再犯者の区別をせず、かつ昭和61年（1986年）10月1日から基準日までの20年間を対象とした犯歴100万人（以下、「100万人初犯者・再犯者混合犯歴（20年）」という。犯歴の件数は、205万248件。）
- ⑥ 初犯者・再犯者の区別をせず、かつ平成8年10月1日から基準日までの10年間を対

象とした犯歴74万3,706人（犯歴の件数155万4,398件）のうち、前記②と同じ3条件をすべて満たす者72万7,079人の犯歴（以下、「72万人初犯者・再犯者混合犯歴（10年）」という。犯歴の件数は、148万7,286件。）

- ⑦ 再犯者に限定し、かつ前記の全期間を対象とした犯歴50万人（以下、「50万人再犯者犯歴（全期間）」という。犯歴の件数は、167万8,238件。）
- ⑧ 「50万人再犯者犯歴」のうち、前記②と同様の3つの条件を満たす者約35万人の犯歴（以下、「35万人再犯者犯歴（全期間）」という。該当人員は、35万6,539人、犯歴の件数は、123万799件。）
- ⑨ 戦後の混乱期の影響がほぼ消失する昭和40年（1965年）以降、基準日までに裁判を受けた16歳～19歳の者（裁判時少年）の犯歴（以下、本編において「裁判時少年の犯歴」という。該当人員は、3,561人、犯歴の件数は11,289件。）

これらの犯歴を分析の対象とした理由は、①、②、⑦、⑧については、全期間（58年分）の経年変化等を分析するため、②及び⑧については、前記のように、電算犯歴には明治生まれの者が含まれていないので、一定の時期までは、年齢分布に偏りがあることの影響を回避するとともに、死亡が確認された者を除外することによって、再犯率の算出等をより厳密に行うためである。⑤については、基準日から20年間に限定することで、全期間との比較において、最近の犯罪及び再犯の傾向分析の精度を高めるためである。⑥については、最近10年間の犯罪・再犯傾向とそれ以前の時期の犯罪・再犯傾向とを比較するためである。また、③は、犯歴（有罪宣告時の年齢を問わない）を有する高齢犯罪者（65歳以上）を、④は、65歳以上における犯歴を有する高齢犯罪者で、65歳から概ね5年間、再犯の有無を追跡可能な者（おおむね70歳以上の者）、⑨は、裁判時少年を、それぞれ特別に分析するためである。

抽出に際し、「犯歴の件数」は、一つの確定裁判ごとに一犯歴として数える方式を採用した。そのため、「総犯歴数」とは、一人の者が有する犯歴の件数の合計を意味する。

また、「一犯歴」の内容として、複数の罪名で確定裁判を受けていること（例えば住居侵入と窃盗）があるが、その場合には、原則として、それぞれの罪名の法定刑の軽重を基準に、最も重い法定刑を有する罪名（前記の例では窃盗）を計上した。ただし、①複数の罪名が、刑法犯と特別法犯にまたがっているときには刑法犯を優先し、②複数の罪名の法定刑が同一であるとき（例えば窃盗と詐欺）は、刑法犯においては、刑法典上の条文の順序に従うなどして、罪名を選択した。

2 用語の定義

本編において「初犯者」とは、その生涯において、犯歴上、有罪の確定裁判を1回だけ受けた者、「再犯者」とは、有罪の確定裁判を2回以上受けた者をいう。確定裁判を経ない限り、犯歴ありと計算されないので、通常の用語例よりも再犯者の意味は狭い。通常の用

語例では、警察における検挙や検察庁における起訴猶予・不起訴の処分を受けた経歴（前歴）を含め、犯罪をしたことにより、文字どおり初めて刑事司法機関による検挙等の対象となったことをもって、初犯と再犯の区別としている場合が多い。しかし、本研究の対象である電算犯歴には、裁判所が有罪の言渡しをして確定した裁判が登録されており、前歴を有するのみにとどまる者は除外されるので、通常の初犯者・再犯者よりは、範囲が限定される。また、本研究でいう初犯者は、初めて犯罪を行い、かつ、そこでとどまっている者、すなわち、基準日までに、その生涯において1回だけ有罪の宣告歴がある者を意味している点、注意を要する。

重要な分析基準である「再犯期間」とは、犯罪者が身柄を釈放されるなどして再犯を行う可能性が生じた時点から、次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までの期間をいう。具体的には、①懲役又は禁錮の執行を猶予された者及び罰金又は科料に処せられた者については、前の犯罪に対する裁判が言い渡された日から次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までの期間、②懲役又は禁錮の実刑及び拘留に処せられた者については、身柄釈放の日、すなわち、仮釈放の日（拘留を除く）又は刑の執行終了の日（満期釈放の日）から次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までの期間を、それぞれ再犯期間として計算した。本来であれば、実際に再犯を行った時点を基準として再犯期間を計算するのが正確である。しかし、実際に再犯を行った時点を一義的に決定することは、記録上の技術的な困難を伴う。そこで、裁判言渡日、すなわち、再犯及びそれに続く検挙後に再犯があったことが公的に確認された最も早い時点である、再犯に対する第一審の裁判が言い渡された日を、実際に再犯を行った時点の近似値として採用した。

「再犯危険性」に関しては、①罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さ、並びに、②同じ罪名の犯罪を繰り返すという観点から、「同一罪名再犯危険性」（1犯目とまったく同じ罪名のみを反復する傾向）及び③「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを分析の基準とした。後記のように（第2編第4章第1節及び第4編第2章）、同一罪名再犯危険性又は同種再犯危険性の有無及び高さを正確に把握することは、そのような特定の傾向に対して専門的処遇によって働き掛けるための対象を明確化する上で重要である。

3 再犯者対策の意義と分析の視点

①初犯・再犯を含めて、どのような罪種の犯罪が多く行われているかを把握することは、量的な観点から、犯罪対策を検討する上での第一歩である。次に、②日本において初犯者と再犯者がどのような構成比で存在し、それが犯罪の件数にどのように影響しているのかを知ることが、マクロなレベルでの再犯対策の基本である。すなわち、本研究でいう初犯者と再犯者の定義を前提に、両者が社会に与える影響の違いを比較すると、犯罪内容の重大性は別として、例えば、1人で3回の犯歴のある者（再犯者）は、1人で1回の犯歴の

ある者（初犯者）に比べ、3人分（3倍）の悪影響を社会に与えたことになる。①で把握した犯罪の総量に対する初犯者と再犯者の影響度を、これによって把握できる。さらに、③再犯者については、どのような犯罪が繰り返し行われているか（同一罪名再犯又は同種再犯）を分析することが必要不可欠である。これによって、質的な観点からの罪種別犯罪対策を考えることができる。

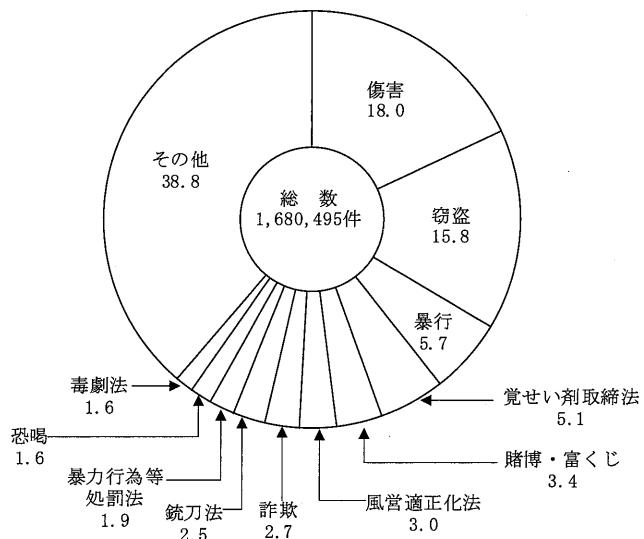
このような観点から、以下では、まず、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、戦後の犯罪動向の概観を通じて、どのような罪種の犯罪が多く行われているのか、総量と上位罪名の経年変化を検討する。続いて、同じ100万人混合犯歴を対象に、初犯者と再犯者の人員構成比及びこれらの者が行った犯罪の結果である犯歴の総数について分析する。さらに、本章の冒頭で紹介した9種類の多様な犯歴を対象に、罪名別、年齢層別、量刑別等、犯罪者の属性や仮釈放者及び執行猶予者に成り行きについての分析を行い、それを通じて、再犯者の実態や予後に関するより詳しい分析を進めることとしたい。

4 戦後の犯罪動向の概観

まず、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、どのような犯罪が全体として多く行われているのか、罪名別件数の構成比を基準に見ると、傷害及び暴行の粗暴犯、窃盗並びに覚せい剤取締法違反の占める比率が高いことが分かる（2-1-1図）。

それでは、戦後のそれぞれの時期において、どのような犯罪が多数を占めていたのであ

2-1-1図 犯歴の罪名別件数の構成比



注 法務総合研究所の調査による。

ろうか。この経年変化について、同じ100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として、おおむね10年ごとに、それぞれの年に有罪が確定した者の罪名上位10位までを、自由刑（懲役、禁錮、拘留）を言い渡された者と財産刑（罰金、科料）を言い渡された者とに分けて概観した（**2-1-2表**）。自由刑と財産刑を分けて分析したのは、同じ罪名（例：傷害には、法定刑として、懲役から科料まで幅広い処分が規定されている。）であっても、実際の犯行態様によって、裁判における処分には大きな違いが認められるため、その点を考慮したものである。

自由刑を言い渡された罪名では、窃盗が一貫して第1位であること、昭和55年（1980年）以降は、覚せい剤取締法違反が継続的に第2位を占めていることのほか、第3位から第5位までの罪名（傷害、詐欺、恐喝）には経年による変化がないことが指摘できる。他方、財産刑が言い渡された罪名では、傷害が一貫して第1位であること、順位に変動はあるものの、暴行がそれに次ぐ順位となっている年が多いことが指摘できるが、それ以外の罪名については、経年による変化が大きい。

2-1-2表 年次別犯歴

① 自由刑

	昭和25年（1950年） (12,617件)		昭和35年（1960年） (13,368件)		昭和45年（1970年） (9,581件)		昭和55年
1位	窃盜	6,940 (55.0)	窃盜	6,683 (50.0)	窃盜	4,275 (44.6)	窃盜
2位	詐欺	1,042 (8.3)	傷害	1,147 (8.6)	傷害	990 (10.3)	覚せい剤取締法
3位	強盗	653 (5.2)	詐欺	972 (7.3)	詐欺	699 (7.3)	傷害
4位	横領	567 (4.5)	恐喝	695 (5.2)	恐喝	529 (5.5)	詐欺
5位	盜品等譲受け	505 (4.0)	横領	485 (3.6)	強姦	497 (5.2)	恐喝
6位	傷害	502 (4.0)	強姦	471 (3.5)	賭博・富くじ	201 (2.1)	暴力行為等処罰法
7位	恐喝	426 (3.4)	盜品等譲受け	374 (2.8)	横領	198 (2.1)	私文書偽造
8位	銃刀法	143 (1.1)	強盗	361 (2.7)	暴力行為等処罰法	196 (2.0)	強姦
9位	殺人	141 (1.1)	売春防止法	361 (2.7)	殺人	193 (2.0)	殺人
10位	住居侵入	109 (0.9)	殺人	240 (1.8)	強盜	163 (1.7)	賭博・富くじ

② 財産刑

	昭和25年（1950年） (9,073件)		昭和35年（1960年） (26,331件)		昭和45年（1970年） (26,797件)		昭和55年
1位	傷害	1,934 (21.3)	傷害	7,672 (29.1)	傷害	7,341 (27.4)	傷害
2位	賭博・富くじ	1,777 (19.6)	暴行	3,022 (11.5)	暴行	2,754 (10.3)	風営適正化法
3位	銃刀法	651 (7.2)	売春防止法	1,013 (3.8)	賭博・富くじ	1,625 (6.1)	暴行
4位	暴行	594 (6.5)	銃刀法	907 (3.4)	風営適正化法	1,625 (6.1)	毒劇法
5位	住居侵入	148 (1.6)	風営適正化法	738 (2.8)	銃刀法	1,219 (4.5)	競馬法
6位	軽犯罪法	66 (0.7)	賭博・富くじ	580 (2.2)	暴力行為等処罰法	980 (3.7)	賭博・富くじ
7位	風営適正化法	56 (0.6)	住居侵入	405 (1.5)	売春防止法	520 (1.9)	銃刀法
8位	暴力行為等処罰法	51 (0.6)	暴力行為等処罰法	372 (1.4)	住居侵入	446 (1.7)	廃棄物処理法
9位	脅迫	49 (0.5)	脅迫	254 (1.0)	軽犯罪法	342 (1.3)	暴力行為等処罰法
10位	遺失物等横領	46 (0.5)	器物損壊	210 (0.8)	公然わいせつ	303 (1.1)	住居侵入

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「自由刑」は、懲役、禁錮、拘留であり、「財産刑」は、罰金、科料である。

3 自由刑における昭和35年の強盗及び売春防止法、財産刑における45年の賭博・富くじ及び風営適正化法、平成12年の公然わいせつ及び暴力行為等処罰法は同順位である。

4 罪名項目中の（ ）内は、各裁判年次における犯歴の件数に対する構成比である。

の件数の多い罪名順位

(1980年) (11,248件)	平成2年(1990年) (8,656件)		平成12年(2000年) (11,435件)		平成17年(2005年) (13,946件)	
3,627 (32.2)	窃盜	2,685 (31.0)	窃盜	3,637 (31.8)	窃盜	4,869 (34.9)
2,483 (22.1)	覚せい剤取締法	1,987 (23.0)	覚せい剤取締法	2,814 (24.6)	覚せい剤取締法	2,283 (16.4)
953 (8.5)	傷害	730 (8.4)	傷害	960 (8.4)	傷害	1,118 (8.0)
680 (6.0)	詐欺	504 (5.8)	詐欺	719 (6.3)	詐欺	1,012 (7.3)
439 (3.9)	恐喝	390 (4.5)	恐喝	469 (4.1)	恐喝	419 (3.0)
238 (2.1)	賭博・富くじ	241 (2.8)	強盗	272 (2.4)	強盗	338 (2.4)
202 (1.8)	大麻取締法	138 (1.6)	強制わいせつ	198 (1.7)	強制わいせつ	245 (1.8)
196 (1.7)	毒劇法	135 (1.6)	私文書偽造	149 (1.3)	公務執行妨害	198 (1.4)
188 (1.7)	強姦	131 (1.5)	強姦	145 (1.3)	公文書偽造	193 (1.4)
177 (1.6)	売春防止法	114 (1.3)	殺人	141 (1.2)	大麻取締法	178 (1.3)

(1980年) (22,778件)	平成2年(1990年) (9,594件)		平成12年(2000年) (9,013件)		平成17年(2005年) (11,504件)	
3,776 (16.6)	傷害	1,895 (19.8)	傷害	2,241 (24.9)	傷害	2,136 (18.6)
2,140 (9.4)	毒劇法	744 (7.8)	暴行	629 (7.0)	暴行	881 (7.7)
1,450 (6.4)	暴行	514 (5.4)	軽犯罪法	317 (3.5)	廃棄物処理法	763 (6.6)
1,361 (6.0)	賭博・富くじ	488 (5.1)	毒劇法	306 (3.4)	風営適正化法	459 (4.0)
881 (3.9)	風営適正化法	361 (3.8)	廃棄物処理法	299 (3.3)	軽犯罪法	363 (3.2)
850 (3.7)	廃棄物処理法	253 (2.6)	銃刀法	282 (3.1)	銃刀法	352 (3.1)
731 (3.2)	軽犯罪法	236 (2.5)	風営適正化法	243 (2.7)	器物損壊	281 (2.4)
554 (2.4)	競馬法	228 (2.4)	住居侵入	218 (2.4)	住居侵入	270 (2.3)
536 (2.4)	銃刀法	227 (2.4)	公然わいせつ	178 (2.0)	毒劇法	243 (2.1)
475 (2.1)	暴力行為等处罚法	209 (2.2)	暴力行為等处罚法	178 (2.0)	公然わいせつ	237 (2.1)

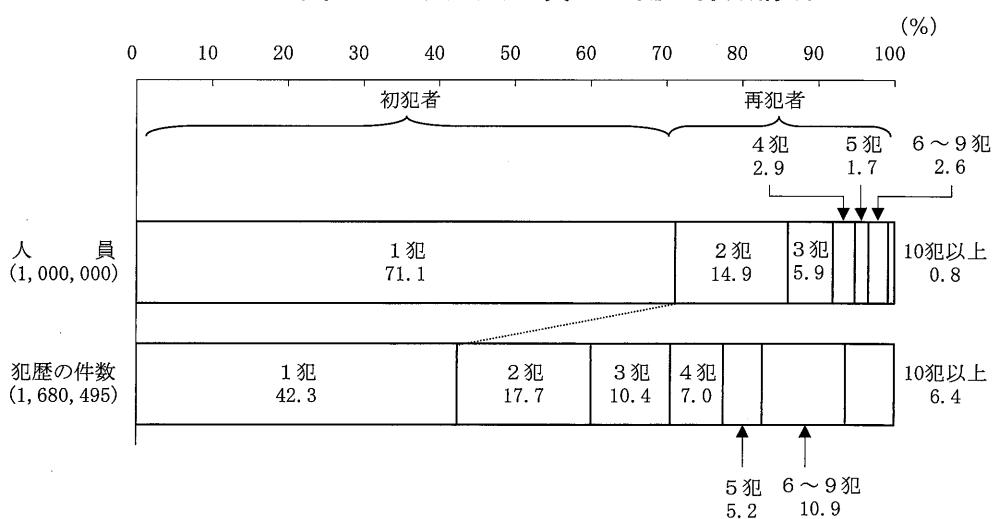
第2章 再犯者対策の重要性

ここでは、第1章で述べた、日本における初犯者と再犯者の構成比が犯罪の件数に及ぼす影響について、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として、実証的に分析し、初犯者と再犯者が社会に与える影響の違いを検討する。

まず、総犯歴数別の人員及び犯歴の件数の構成比に関して初犯者と再犯者を比較すると、総犯歴数別の人員構成比では、初犯者が約70%を占めているのに対して、再犯者は、約30%にとどまっている（2-2-1図）。ところが、総犯歴数別の犯歴の件数構成比を見ると、初犯者による犯歴の件数は約40%にとどまるのに対して、再犯者による犯歴の件数は約60%を占めている。このことは、約30%の再犯者によって、過半数である約60%の犯罪が行われているという事実を示しており、それが、刑事政策として再犯者対策が重要であることを実証的に根拠づけている。

また、この図を見ると、多数回の犯歴を持つ者ほど、犯歴の件数の増加に寄与しており、特に、10犯以上の犯歴を持つ者（以下、本章において「多数回再犯者」という。）は、100万人のうちの8,398人（0.8%）にすぎないが、この者たちによる犯歴の件数は10万8,201件（6.4%）となっている。これは、ごく少数の者によって多数の犯罪が引き起こされていることを示している。同じ傾向は、欧米の実証研究でも確認されており（例えば、英国では、2001年の調査によれば、0.5%の多数回再犯者が、9%の事件を引き起こしているとされている。英国内務省資料による。），それを基に、多数回の犯歴を持つ者に対する対策が採られている。

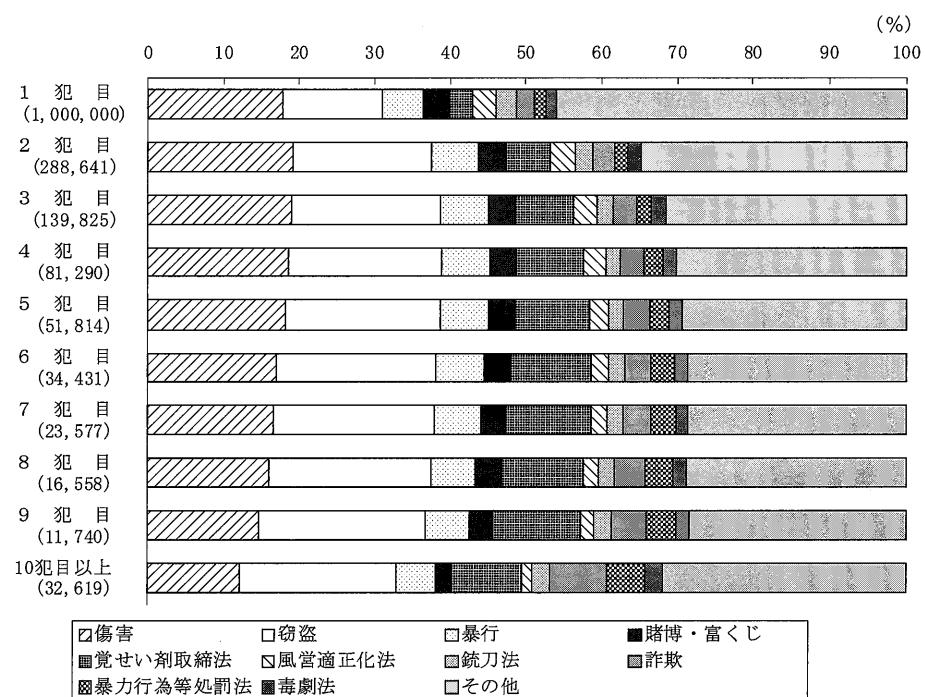
2-2-1図 総犯歴数別人員・犯歴の件数構成比



注 法務総合研究所の調査による。

次に、再犯者対策が重要となる主な犯罪は何かを探るため、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）の罪名別・犯歴の件数構成比を、犯歴回数別に検討した（2-2-2図）。その結果、何犯目であっても、高い比率を占める罪名は、傷害、窃盗、暴行及び覚せい剤取締法違反であり、特に、3犯目以降は、すべて、多方から窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反の順となっている。窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反が常に上位を占めているという事実は、罪名別再犯者対策として、これらの罪名が重要であることを示しているので、第4章において、より詳細に分析を行った。

2-2-2図 犯歴回数別・罪名別犯歴の件数構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 罪名は、1犯目に犯歴の件数の最も多かったものから順に10位までを選定した。
 3 () 内は、実数である。

第3章 近時の再犯の傾向

第1節 総 説

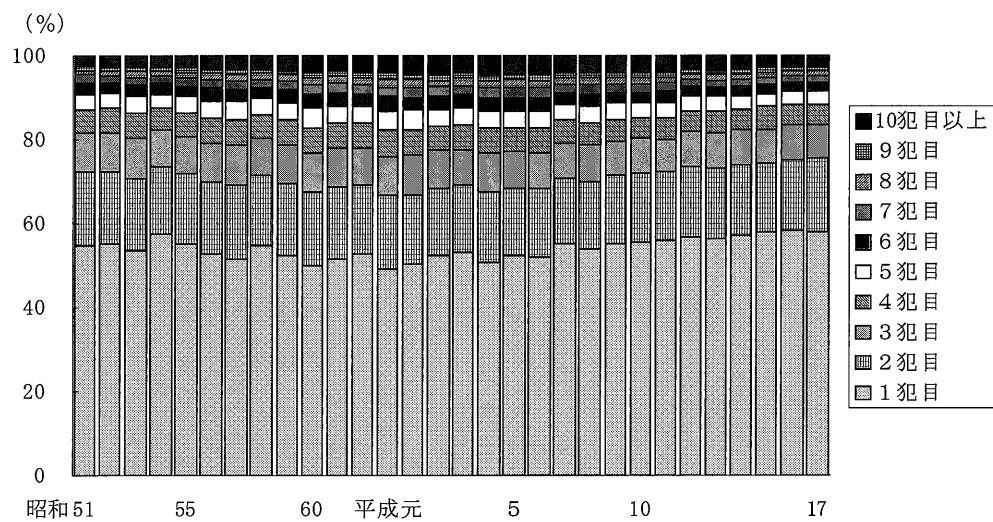
ここでは、近時における再犯の経年変化を、罪種及び年齢層を中心に検討する。

まず、その年に確定した有罪判決において何犯目の犯罪が多いのかを、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として、最近30年間について分析した（2-3-1-1図）。いずれの年においても、1犯目の者（初犯者の犯歴及び再犯者の1回目の犯歴）の比率が49%ないし58%と最も高く、かつ、1犯目の者が占める比率は、昭和63年（1988年）以降、徐々にではあるが、おおむね上昇傾向にある。

次に、2犯目以降の者（再犯者）に焦点を絞り、その年に確定した再犯事件において、どのような罪名が多いのか、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象とし、自由刑と財産刑別に、罪名別犯歴の件数構成比の推移（最近30年間）を分析した（2-3-1-2図）。

2-3-1-1図 犯歴回数別犯歴の件数構成比の推移

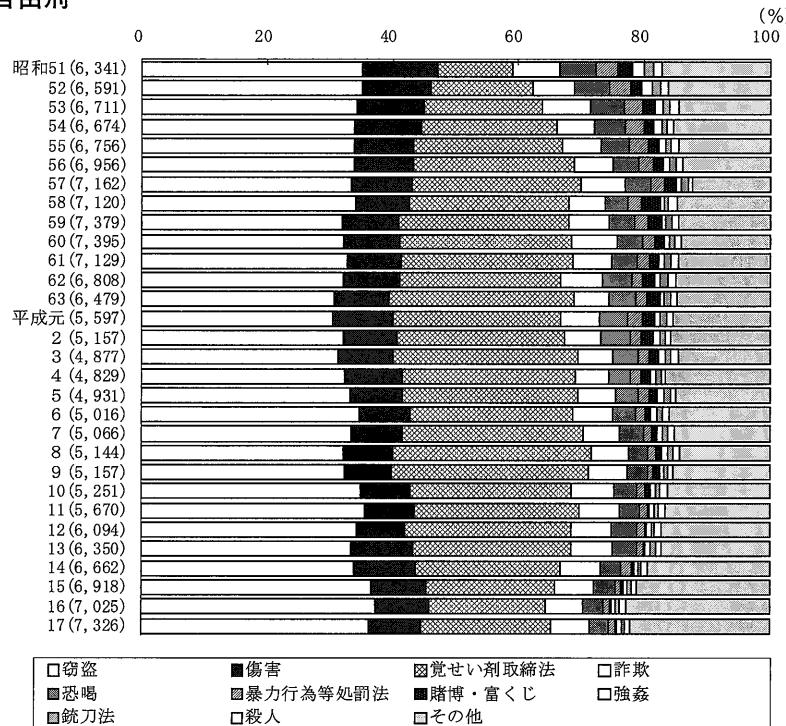
（昭和51年～平成17年）



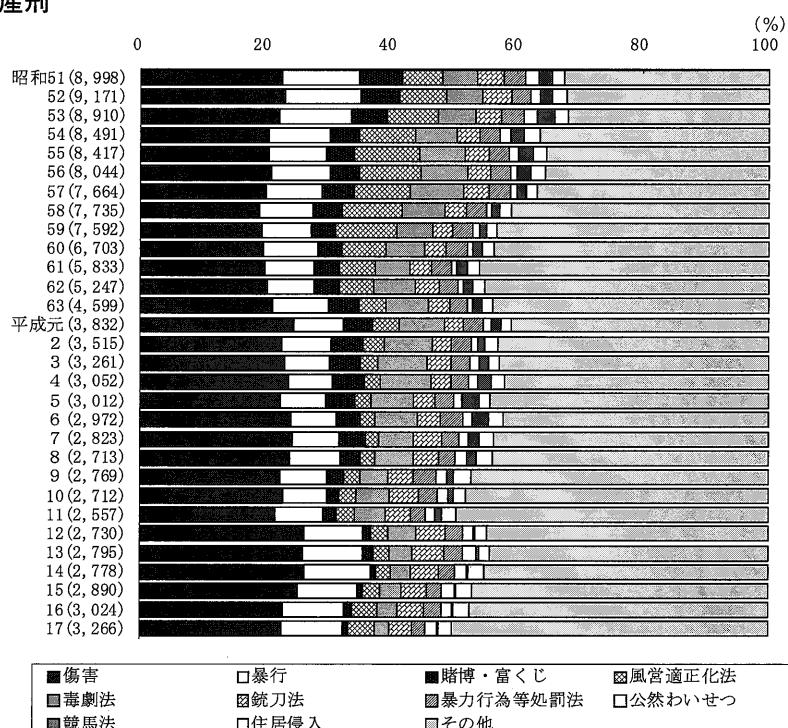
注 法務総合研究所の調査による。

2-3-1-2図 再犯の自由刑・財産刑別・罪名別犯歴の件数構成比の推移
(昭和51年～平成17年)

① 自由刑



② 財産刑



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「自由刑」は、懲役、禁錮、拘留であり、「財産刑」は、罰金、科料である。

3 罪名は、昭和51年に件数の最も多かったものから順に10位までを選定した。

4 () 内は、実数である。

これによると、自由刑（懲役、禁錮又は拘留）においては、昭和52年（1977年）以降、窃盗の比率が最も高く、31%ないし37%を占め、次いで、覚せい剤取締法違反、傷害、詐欺、恐喝の順となっている。ただし、窃盗、傷害、詐欺の比率は毎年おおむね一定であるのに対して、覚せい剤取締法違反に関しては、経年による比率の変化が比較的大きい。

また、財産刑（罰金又は科料）においては、傷害の比率が、常に19%ないし26%と最も高く、次いで、暴行、風営適正化法違反が上位を占めることが多かった。なお、財産刑を科された傷害は、一般に、ほとんどが略式手続により罰金に処せられたものであり、比較的軽微な事案が多い。

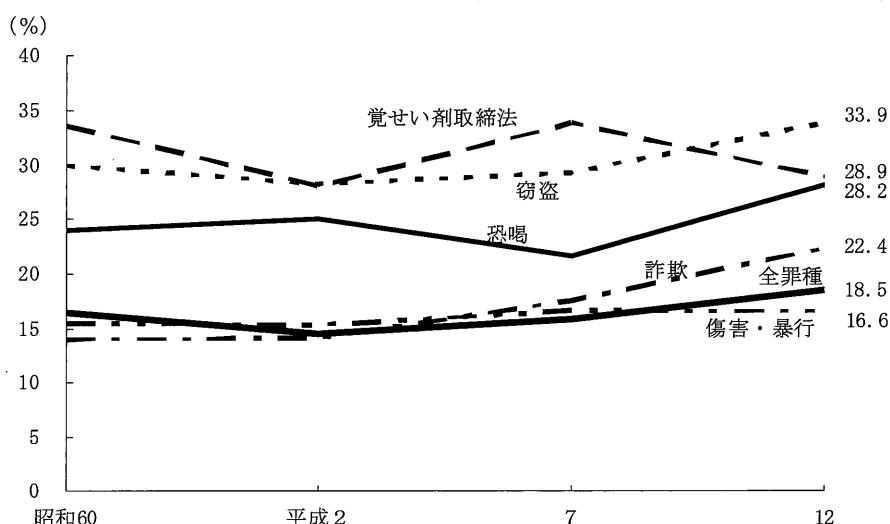
これらを踏まえて、前記の再犯が多い主要な罪名を中心に、それらを1犯目に行った者が、その後5年以内にどのような比率で再犯をしたかを、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として分析した。この分析では、1犯目の罪名と2犯目以降の罪名は同一であることを要せず、再犯傾向の強さに着目して、経年による再犯状況の罪名別の変化を分析した。具体的には、昭和60年（1985年）、平成2年（1990年）、7年（1995年）及び12年（2000年）に1犯目を行った者が、その後、5年以内に再犯に及んだ比率（以下、本章において「5年以内再犯率」という。）を罪名別に追跡した（2-3-1-3図）。

この図では、横軸に昭和60年、平成2年、7年及び12年の各年次をとり、縦軸に各年ににおける1犯目を行った者の全罪種及び罪名別の5年以内再犯率をとった。

1犯目を行った者の5年以内再犯率を見ると、全罪種では、平成2年に1犯目を行った

**2-3-1-3図 特定年に特定の罪名について1犯目を行った者の年次別・罪名別
5年以内再犯率**

（昭和60年・平成2年・7年・12年）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 5年以内再犯率は、1犯目を行った者のうち、5年以内に再犯を犯し、有罪の確定裁判を受けた者の比率をいう。

3 裁判時20歳未満の者を除く。

者(14.6%)が最も低く、次いで、7年(15.9%)、昭和60年(16.4%)、平成12年(18.5%)の順であった。罪名別では、各年次ともに、窃盗及び覚せい剤取締法違反を1犯目に行った者の5年以内再犯率が高かった。他方、7年と12年を比較すると、恐喝と詐欺を1犯目を行った者の5年以内再犯率の悪化が目立っており、それぞれ6.6ポイント、4.8ポイント上昇している。

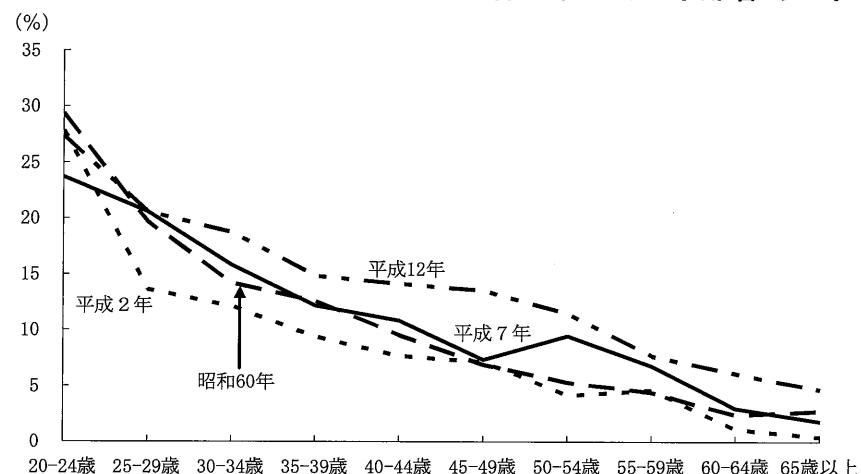
それでは、このような再犯傾向は、年齢層によってどのような違いが見られるのであろうか。この点に関して、100万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象として、経年による再犯状況の変化を年齢層別に分析した(2-3-1-4図)。

この図では、横軸に年齢層をとり、縦軸に昭和60年、平成2年、7年及び12年の各年次に1犯目を行った者の5年以内再犯率をとったものである。

その結果、いずれの年次においても、20歳代前半(20~24歳)の者の5年以内再犯率が最も高く、20歳代後半がそれに続いており、以後加齢と共に、5年以内再犯率の低下傾向が見られる。他方、平成12年に1犯目を行った者の5年以内再犯率は、20歳代を除くすべての年齢層において、他の三つの年次(昭和60年、平成2年及び7年)よりも高く、特に40歳代を中心にその傾向が顕著である。この近時の変化については、今後の推移を注視する必要があると考えられる。

本来、年齢犯罪曲線(age-crime curve)によれば、加齢と共に再犯傾向は低下するはずである。しかし、2-3-1-4図によると、40歳代を中心に5年以内再犯率が、昭和60年と比べて、平成7年及び12年において上昇傾向が見られる。この点は、年齢犯罪曲線の一般的傾向とそぐわないもので、その要因について更なる探求が必要である。なお、年齢犯罪曲線の意義及びそれと関連付けた犯歴の分析は、本編第4章第2節を参照されたい。

2-3-1-4図 特定年に1犯目を行った者の年次別・年齢層別5年以内再犯率



注 1 法務総合研究所の調査による。

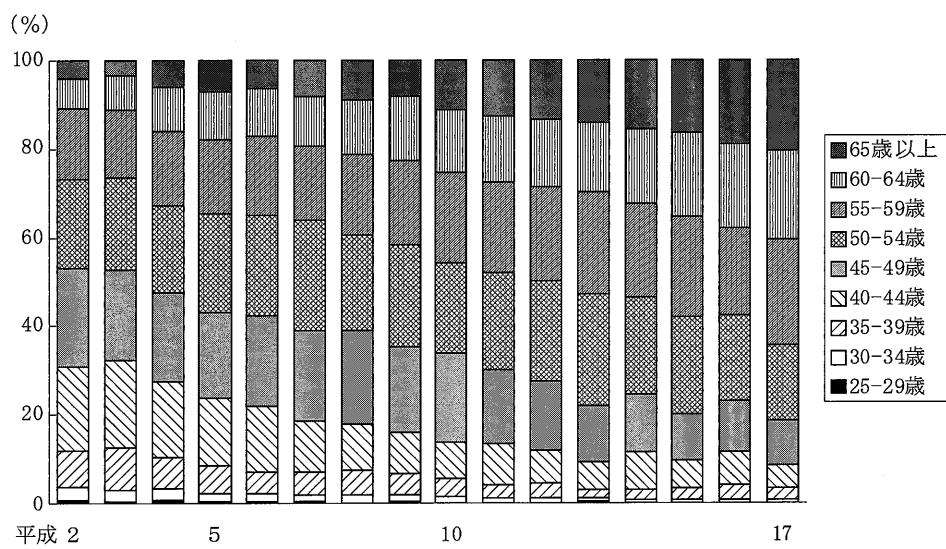
2 5年以内再犯率は、各年次に1犯目を行った者のうち、5年以内に再犯をし、有罪の確定裁判を受けた者の比率をいう。

3 裁判時20歳未満の者を除く。

この年齢層別の再犯傾向について、多数回再犯者に関してはどのような傾向が見られるのか、50万人再犯者犯歴（全期間）を対象として分析した（**2-3-1-5図**）。既に、本編第2章で紹介したように、全体の0.8%にとどまる多数回再犯者が全犯歴の6.4%を行っていることが判明しているので、それらを行った主体の属性の一つとして、最終犯行時の年齢を基準に特徴を見たものである。

一見して分かる顕著な特徴は、多数回再犯者の高齢化の進行である。すなわち、平成2年（1990年）には、裁判時に40歳代だった者（41.3%）の比率が最も高く、次いで、50歳代（36.2%）、30歳代（11.1%）の順となっていた。これは実数で見ても、40歳代、50歳代、30歳代だった者が、それぞれ、530人、464人、142人であったことからも量的に裏付けられる。ところが、17年（2005年）では、裁判時に50歳代だった者（41.2%）の比率が最も高く、次いで、60歳代（32.8%）、と40歳代（15.3%）の順となっており、30歳代の者の比率は3.1%に低下した。これを同じく実数で見ると、50歳代、60歳代、40歳代、30歳代だった者が、それぞれ、481人、471人、179人、36人となっていることから確認される。そして、各年の多数回再犯者に占める50歳代以上の者の比率及び実数は年々高くなっている。これは、中・高齢の再犯者の更生が困難であることを示唆していると考えられる。

2-3-1-5図 多数回再犯者の裁判時年齢層別犯歴の件数構成比の推移
(平成2年～17年)



注 法務総合研究所の調査による。

第2節 最近10年間の再犯の傾向

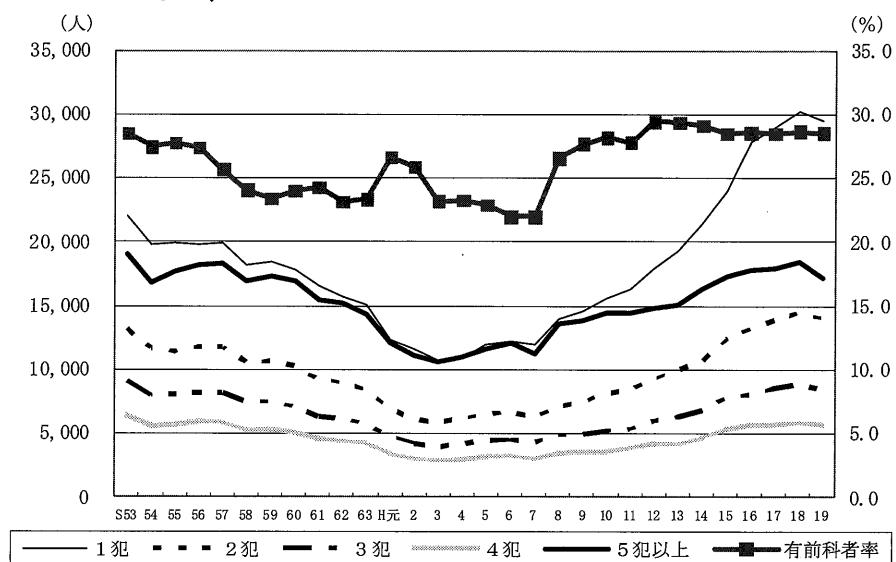
近時、再犯者数は増加しているのであろうか。また、犯罪者中、前科を有する再犯者が占める比率は上昇しているのであろうか。本節では、「72万人初犯者・再犯者混合犯歴（10年）」を用いて、最近10年間の再犯状況を見てみることにする。

まず始めに、犯歴調査ではなく、警察庁の統計によって、一般刑法犯検挙人員のうち、前科を有する者の比率（以下、「有前科者率」という。）の推移等を見てみたい。

2-3-2-1図は、最近の成人一般刑法犯検挙人員中、「1犯」から「5犯以上」までの前科を有していた人員と有前科者率の推移を見たものである。これによると、取り分け、「1犯」の人員が急増しており、平成9年に14,575人であったものが、平成19年には29,454人と約2.0倍にまで増加している。また、「2犯」から「5犯以上」の人員も平成8年ころからおおむね増加しており、有前科者率は、平成8年以降、毎年25%を上回っている。したがって、前科「1犯」の者が今後も犯罪を繰り返し、「2犯」目以降へ進むことが危ぐされ、再犯対策の重要性が近時一層高まっていることが分かる。

最近の再犯傾向について、「平成19年版犯罪白書」では、初犯者の5年以内再犯率等を用

2-3-2-1図 成人一般刑法犯検挙人員中の有前科者人員・有前科者率の推移（最近30年間）



注 1 警察庁の統計による。

2 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

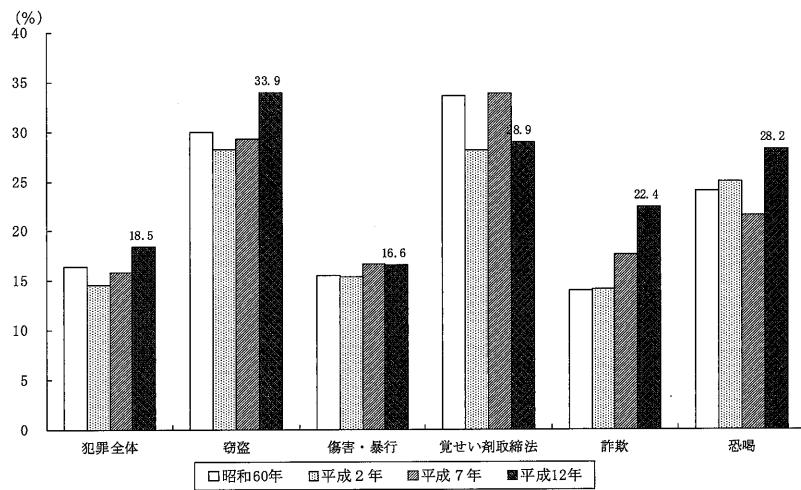
3 「有前科者」とは、前に確定裁判（道路交通法違反を除く。）により刑の言渡しを受けたことがある者をいう。

4 「有前科者率」とは、成人の一般刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

いて紹介している。

2-3-2-2図は、同白書の図表（**7-3-3-3図**、本報告の**2-3-1-3図**）の形状を変えて作図したものである。これによると、平成12年に初回の犯歴を有した者は、他の三つの年次よりも再犯率が高くなっている（覚せい剤取締法違反を除く。）、特に、窃盗、詐欺及び恐喝においてその傾向がはっきりと見られる。近時の再犯率はそれ以前よりも高い水準にあることを示している。

2-3-2-2図 特定年に1犯目を行った者の年次別・罪名別5年以内再犯率



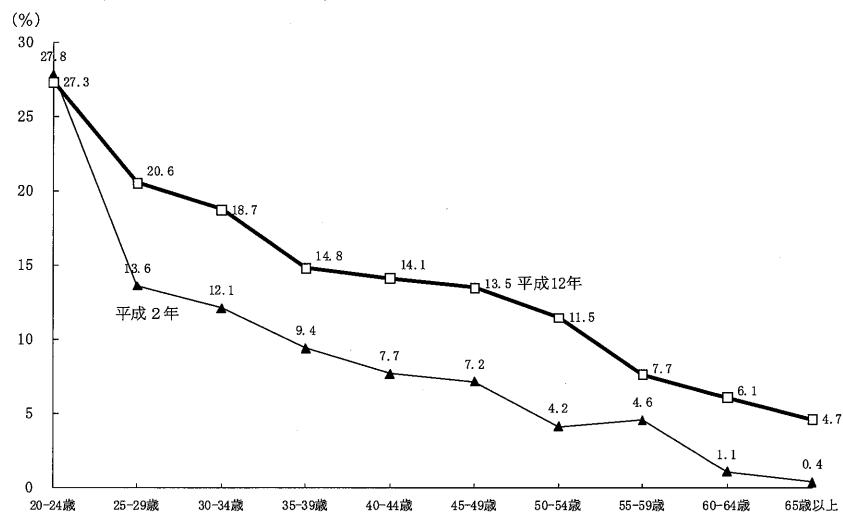
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 5年以内再犯率は、1犯目を行った者のうち、5年内に再犯を犯し、有罪の確定裁判を受けた者の比率をいう。

3 裁判時20歳未満の者を除く。

2-3-2-3図は、「平成19年版犯罪白書」の図表（**7-3-3-4図**、本報告の**2-3-1-4図**）をより見やすくするため、二つの年次（平成2年と平成12年の初犯者）について作図したものである。これから「20~24歳」の年齢層を除く、すべての年齢層において、平成12年の初犯者の方が、平成2年の初犯者よりも再犯率が高いことが分かる。これは、ほとんどすべての年齢層において初犯者が再犯者へ移行しやすくなっていたことを示しており、**2-3-2-2図**と同様な結果であり、近時の再犯傾向の高まりは、罪名別でも年齢層別でもはっきりしている。

**2-3-2-3図 特定年に1犯目を行った者の年次別・年齢層別5年以内再犯率の比較
(平成2年・12年)**

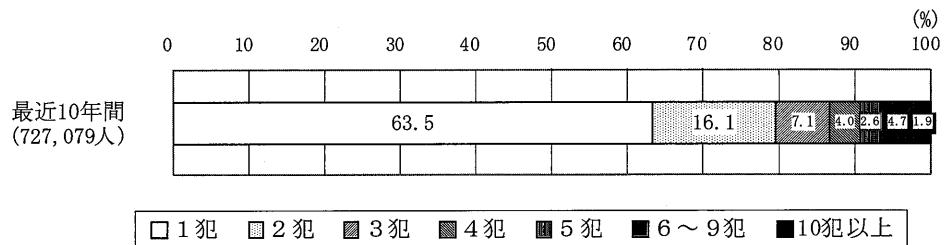


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 5年以内再犯率は、1犯目を行った者のうち、5年内に再犯を犯し、有罪の確定裁判を受けた者の比率をいう。
 3 裁判時20歳未満の者を除く。

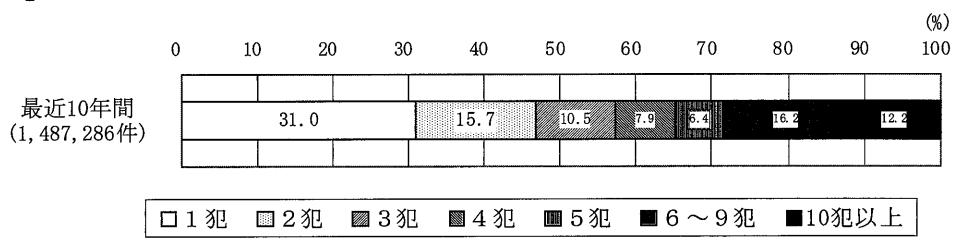
2-3-2-4図は、最近10年間に犯歴があった者の犯歴の状況を総犯歴数別人員の構成比と、総犯歴数別累積件数の構成比とで見たものである。「平成19年版犯罪白書」の**7-3-2-1図**においては、約3割(28.9%)の再犯者が全体の犯歴の約6割(57.7%)を犯していることを明らかにしていたが、最近10年間では再犯傾向が高くなっている、約4割(36.5%)の再犯者が約7割(69.0%)の犯罪を行っているという結果が明らかになっている。

2-3-2-4図 総犯歴数別人員及び総犯歴数別累積件数の構成比

① 総犯歴数別人員の構成比



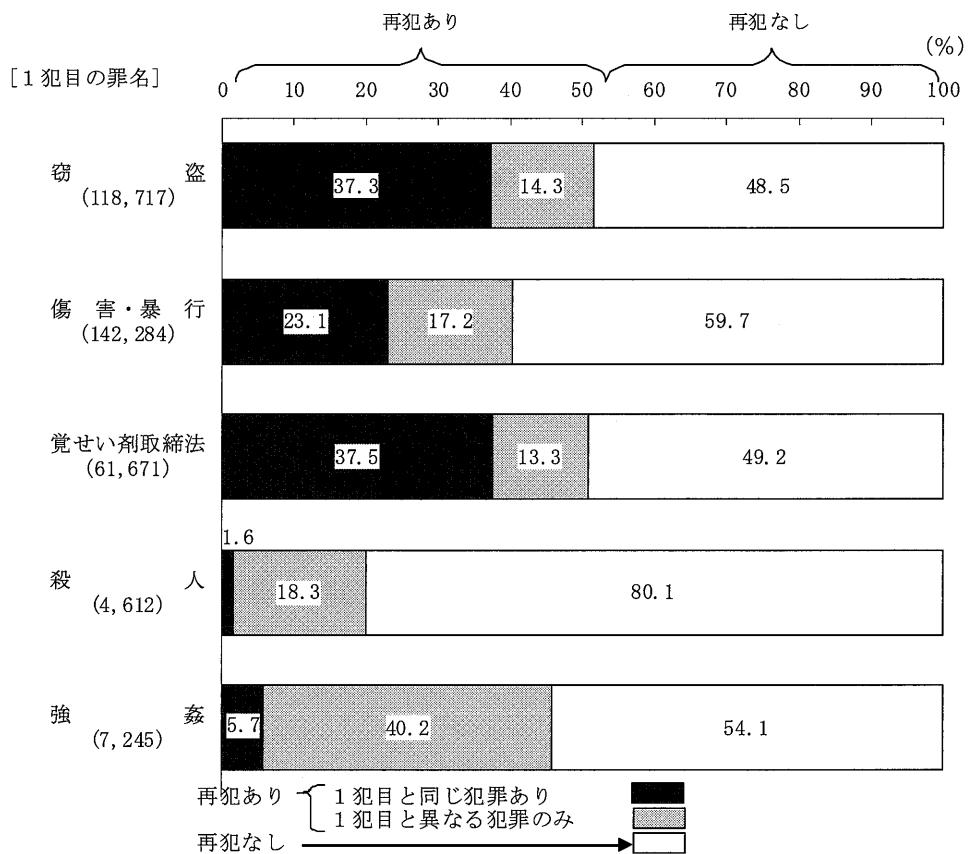
② 総犯歴数別累積件数の構成比



注 法務総合研究所の調査による。

2-3-2-5図は、最近10年間に犯歴があった者の罪名別の再犯状況を見たものである。2-3-2-5図のとおり、「1犯」から「2犯」に及ぶ再犯率は、窃盜が51.5%（「平成19年版犯罪白書」の7-3-4-1図では44.7%）、傷害・暴行が40.3%（同33.3%）、覚せい剤取締法違反が50.8%（同41.6%）といずれも高い水準にある。また、「1犯」目と同じ犯罪を「2犯」目以降にも犯した同種再犯率は、窃盜が37.3%（同28.9%）、傷害・暴行が23.1%（同21.1%）、覚せい剤取締法違反が37.5%（同29.1%）と、同様に高いことが分かる。

2-3-2-5図 最近10年間の罪名別・再犯の有無別構成比



[参考：全体との比較]



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 () 内は、実人員である。

小 括

以上、「72万人初犯者・再犯者混合犯歴(10年)」などを用いて、最近の再犯状況を見てみた。これによると、特に、2-3-2-1図から言えることとして、一般刑法犯検挙人員のうち前科を有する者の比率は平成8年以降、高水準にあって、特に、前科を有する者のうち、「1犯」の者の人員が平成18年には3万人を超えるまで急増している。今後、こうした再犯を犯しているとはいえ、まだ、改善更生の可能性をかなり残している者に対する処遇の重要性が高まっているといえる。また、2-3-2-2図及び2-3-2-3図から、近時の再犯率の上昇傾向は、罪名別に見ても、年齢層別に見ても、いずれも高くなってしまっており、幅広い再犯対策が必要になっているものと考えられる。

第4章 再犯者の実態

本章では、どのような者が、どのような罪名・罪種の再犯に至るのか、あるいは逆に、再犯に至らない者には何か特徴があるのか等について、電算犯歴を対象に、罪名、年齢等を中心とした分析を行う。

第1節 罪名

1 一般的再犯危険性と同一罪名又は同種再犯危険性

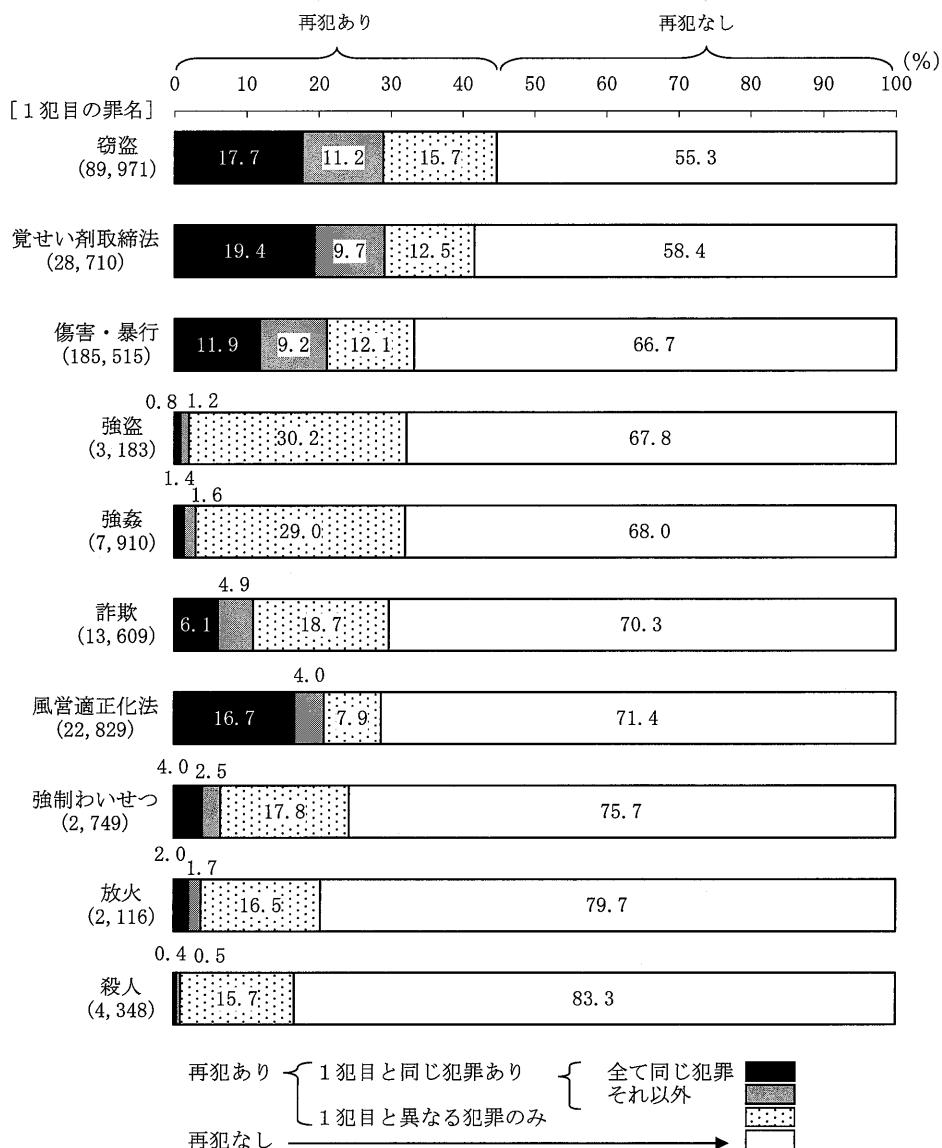
前記のように、再犯防止の基本は、1犯目から2犯目に至ることの防止にある。そこで、本節では、まず、1犯目の罪名別に、2犯目以降10犯目までの再犯の有無及び罪名別の特徴があるかどうかを、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として分析する。これは、広い意味で、1犯目の罪名を基準に、再犯危険性の高さ、及びどのような罪名・罪種の再犯をする危険性が高いのかについての検討である（2-4-1-1図）。

この図は、罪名を問わず再犯自体を行う危険性を示す「一般的再犯危険性」の高さを基準に、罪名別の再犯率を示したもので、上位から順に、窃盗(44.7%)、覚せい剤取締法違反(41.6%)、傷害・暴行(33.3%)という、本編第1章で紹介したものと同じ罪名が見られる。これらに続く、強盗（事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。以下、本節において同じ。）及び強姦も30%を超えており、一般的再犯危険性が比較的高いことがうかがえる。

他方、同じ罪名の犯罪を繰り返すという観点から、「同一罪名再犯危険性」（1犯目とまったく同じ罪名のみを反復する傾向）及び「同種再犯危険性」（1犯目と同じ罪名の反復及び1犯目と異なる罪名の反復という傾向を併せ持つこと）の高さを見ると、状況は変わって、覚せい剤取締法違反の同一罪名再犯危険性が最も高く（19.4%）、窃盗（17.7%）、風営適正化法違反（16.7%）及び傷害・暴行（11.9%）がそれに続いている。強盗及び強姦は、それぞれ0.8%、1.4%に過ぎず、同種再犯危険性まで含めても、2.0%、3.0%に留まっている。

以上のことから、強盗及び強姦の「一般的再犯危険性」は比較的高いものの、一般人の認識と異なって、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」は低いことが分かる。そこで、世間の関心が高い性犯罪に関し、前記の強姦に加えて、強制わいせつ及び強盗強姦まで罪種を拡大して、1犯目に性犯罪をした者が2犯目以降に性犯罪を繰り返しているか否かに関し、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、1犯目が性犯罪であった者（1万898人）について、その後の再犯状況を分析した（2-4-1-2図）。その結

2-4-1-1図 1犯目の罪名別・再犯の有無別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目の犯歴により分類した。

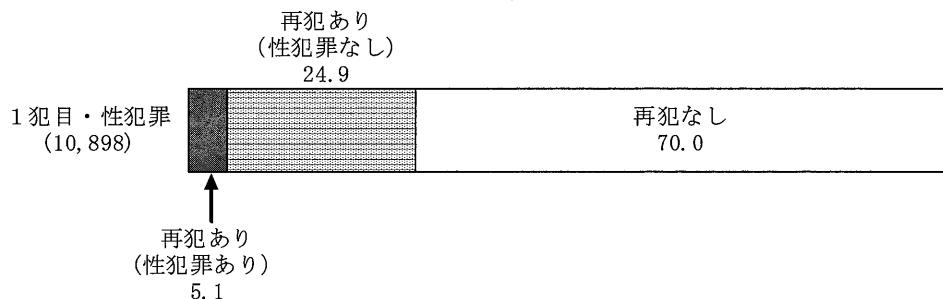
3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷、強盗強姦・同致死を含まない。

4 () 内は、実人員である。

果、性犯罪の同種再犯危険性は5.1%で、罪名を拡大したため、若干、強姦のみの場合よりも高めの数値であるが、他の罪名と比べて、「同一罪名再犯危険性」及び「同種再犯危険性」は低い水準にある。これは、世間一般では、性犯罪者は性犯罪を反復する危険性が高いと考えられていることが、事実に即していないことを示している。ちなみに、この点に関しては、米国、カナダ、英国等諸外国における調査においても同様の結果が得られており、日本だけに特別の状況が見られるわけではない (Harris and Hanson, 2004¹; CSOM,

1 これは、米国、カナダ、英国における10編の性犯罪者の同種再犯に関する追跡調査(合計4,724人)を統合した評価研究であり、本文の日本の調査結果と同様の結論を示している。

2-4-1-2図 1犯目が性犯罪の者の再犯の有無別構成比

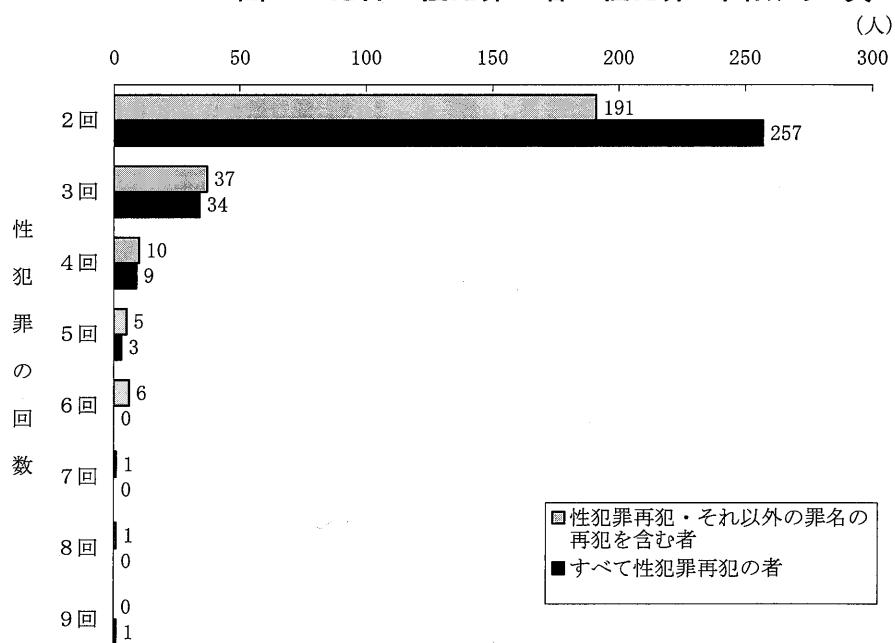


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 「性犯罪」とは、強姦、強制わいせつ及び強盗強姦をいう。
 4 () 内は、実人員である。

2000)。

他方、諸外国の実態調査においても、限られた者ではあるが性犯罪を反復する者は存在している。70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、1犯目が性犯罪であり再犯の中にも性犯罪を含む者について、性犯罪の回数別に、再犯のすべてが性犯罪であった者とそれ以外の者（すなわち、再犯の内容に性犯罪以外の罪名も含む者）とに分けて、その人員を分析すると、性犯罪を3回以上繰り返している者は、107人（0.015%，1犯目が性犯罪であった者1万898人のうちでは0.98%）であった（2-4-1-3図）。

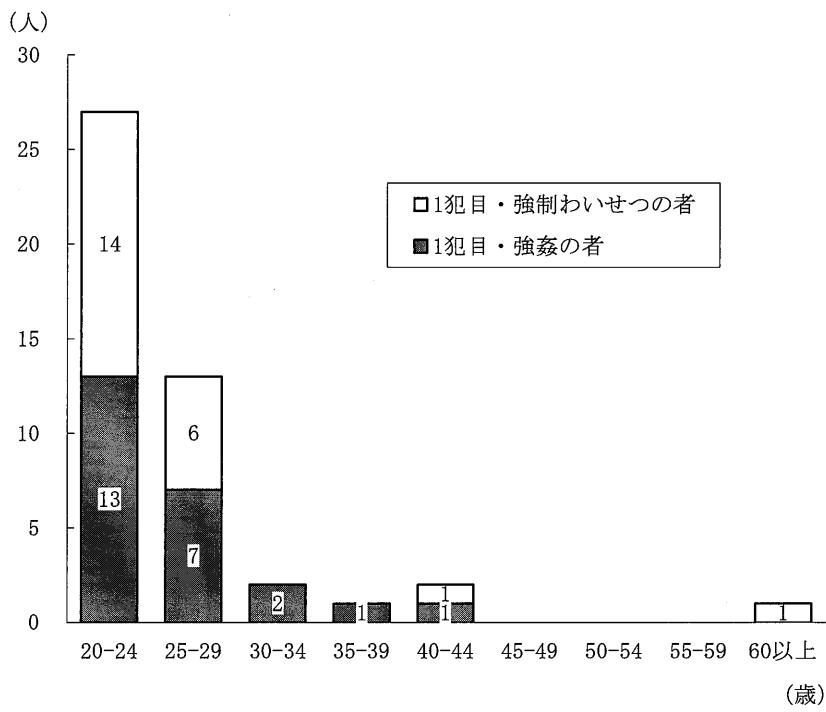
2-4-1-3図 1犯目が性犯罪の者の性犯罪の回数別人員



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目が性犯罪の者(10,898人)のうち、その後、性犯罪を犯した者(555人)について分析したものである。
 3 「性犯罪」とは、強姦、強制わいせつ及び強盗強姦をいう。

そこで、性犯罪の同種再犯危険性を示す者の属性の一つとして、性犯罪を3回以上繰り返した者の1犯目の裁判時の年齢層を見ると、20歳代で1犯目の性犯罪を行った者が大半であり、性犯罪を反復する傾向の強い者は若年時に最初の性犯罪に及んでいることが分かる（2-4-1-4図）。

2-4-1-4図 性犯罪3回以上の者の1犯目性犯罪時年齢層



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「性犯罪」とは、強姦、強制わいせつ及び強盗強姦をいう。
 3 1犯目性犯罪の者のうち、3回以上性犯罪を行っている者を対象としている。
 4 1犯目の裁判年次が、昭和55年（1980年）から平成18年（2006年）の者である。
 5 1犯目が強盗強姦である該当者はなかった。

それゆえ、性犯罪者の再犯危険性評価においては、少数ではあるが、このような傾向を示す者を的確に把握して、専門的な性犯罪者処遇の対象とすることが、その同種再犯防止に効果的であると考えられる（最新の性犯罪者再犯危険性評価基準及び具体的な性犯罪者対策について欧米の知見を集約した実証研究及び実務ガイドラインの提言として、Beech, Bourgon, Hanson and Andrew, et al., 2007a; 2007b, 1943年から2003年までの60年間に実施された95編の性犯罪の再犯予測因子に関する研究の分析として、Hanson and Morton-Bourgon, 2004, カナダにおける性犯罪者再犯危険性評価に関する最新の研究成果として、Hanson and Morton-Bourgon, 2007, 5か国語で発表された2,039の性犯罪者処遇効果研究から選定要件を満たした69の研究（対象者数2万2,181名）についてメタ分析し、多様な性犯罪者処遇方法の有効性について検証した論文として、Lösel and Schmucker, 2005を、それぞれ参照されたい。）。

2 同種再犯危険性

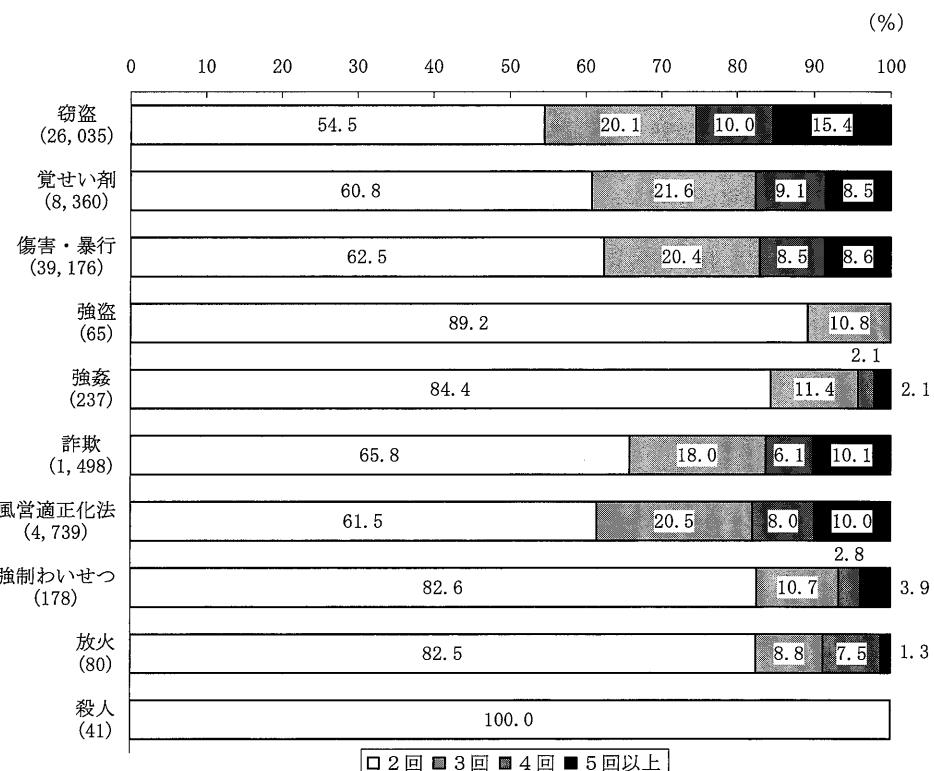
ここでは、前記の分析で、同種再犯危険性が高いことが判明した罪名を中心に、どの罪名を1犯目に行った者が、最も同種再犯危険性が高いのかを、同種再犯の犯歴回数を集計することによって分析した（2-4-1-5図）。

これによると、窃盗に関しては、3回以上繰り返した者の占める比率が45.5%と最も高く、覚せい剤取締法違反（39.2%）、風営適正化法違反（38.5%）及び傷害・暴行（37.5%）の順となっている。このうち、実数で見ると、傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反の順に相当数に及んでおり、これらの罪名を1犯目に行った者に対して、その同種再犯を防止するための適切な処遇等の対応が必要であることが分かる。

覚せい剤取締法違反で実刑を受けた者に占める非営利事犯（使用又は使用目的所持等の者）の比率は、1985年から2003年までの間、一貫して90%を超えており（平成16年版犯罪白書、p.309），同法違反者のほとんどは、薬物乱用者であると推測される。それゆえ、薬物依存・乱用に対する専門的処遇・治療が不可欠である（対策の詳細は、第4編第2章参照。）。

また、傷害・暴行については、認知行動療法に基づく怒りの統制訓練（Anger Management）や攻撃性置換訓練（Aggression Replacement Training）を行うなど、第3編第1章で紹

2-4-1-5図 罪種別・同種再犯の再犯回数別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 1犯目から10犯目の犯歴により分類した。
- 3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷、強盗強姦・同致死を含まない。
- 4 () 内は、同種再犯がある者の人員である。

介したような研究に基づいて再犯削減効果が実証された処遇を行うことが、効果的対策になりうると考えられる。

3 一般的再犯危険性

ここでいう一般的再犯危険性とは、罪名を問わず、再犯自体をする危険性があるという意味であり、実際に行った再犯罪名から観察すると、1犯目とは異なる異種再犯傾向があることを意味している。そこで、1犯目に行った罪名を列として、その後の再犯罪名を行にとて、どのような犯罪を再犯として行う傾向が見られるのかを10犯目の再犯まで分析した(2-4-1-6図)。これによって、1犯目の罪名を基準に、その後、当該罪名を犯した者による再犯罪名の傾向についてある程度予測することが可能であり、それによって、再犯防止のために重点を置くべき処遇上の留意点等を探求を目指した。また、図示はしないが、ここでは1犯時の罪名を基準に、その後同種再犯を繰り返しつつ、異種再犯も行っている者について、同種再犯の多い主要な罪名である窃盗、覚せい剤取締法違反及び傷害・暴行に関し、更に分析したので、まとめて紹介する。

- ① 窃盗を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、傷害・暴行(38.0%)、覚せい剤取締法違反(12.6%)、詐欺(10.8%)の順であった。他方、窃盗を9回まで反復した者が、その間に、どのような異種再犯を行っているかを見ると、窃盗の回数が増えるにつれて、詐欺、住居侵入、強盗、強制わいせつをその間に行っている者が増える傾向が見られる。
- ② 覚せい剤取締法違反を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、傷害・暴行(38.3%)、窃盗(25.3%)の順であった。他方、覚せい剤取締法違反を9回まで反復した者が、その間に、どのような異種再犯を行っているかを見ると、同法違反の回数が増えるにつれて、詐欺、窃盗、暴力行為等処罰法違反、銃刀法違反をその間に行っている者が増える傾向が見られる。
- ③ 傷害・暴行を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、窃盗(17.6%)、暴力行為等処罰法違反(13.2%)、覚せい剤取締法違反(12.7%)の順であった。他方、傷害・暴行を9回まで反復した者が、その間に、どのような異種再犯を行っているかを見ると、傷害・暴行の回数が増えるにつれて、殺人、住居侵入、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法違反、器物・建造物損壊、銃刀法違反をその間に行っている者が増える傾向が見られるが、窃盗及び覚せい剤取締法違反については、微増傾向にとどまっている。
- ④ 強盗を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、窃盗(42.9%)、傷害・暴行(38.9%)の順であった。
- ⑤ 詐欺を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、窃盗(40.0%)、傷害・暴行(24.6%)の順であった。

- ⑥ 強姦を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、傷害・暴行(43.7%)、窃盗(22.2%)、覚せい剤取締法違反(11.8%)の順であった。
- ⑦ 強制わいせつを1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、窃盗(32.1%)、傷害・暴行(26.0%)、住居侵入(10.4%)の順であった。
- ⑧ 風営適正化法違反を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、傷害・暴行(25.0%)、賭博・富くじ(13.8%)の順であった。
- ⑨ 殺人を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、傷害・暴行(50.6%)、窃盗(16.9%)の順であった。
- ⑩ 放火を1犯目に行った者によるその後の異種再犯傾向では、窃盗(38.5%)、傷害・暴行(29.7%)の順であった。

以上の結果を踏まえると、財産犯としての窃盗、強盗、詐欺は、いずれも、傷害・暴行又は窃盗を再犯として行っている者が多いので、窃盗や詐欺であっても、粗暴犯対策が、再犯防止対策としては重要であることが分かる。ただし、窃盗と傷害・暴行を行っている者が強盗に進むわけではない。前記のように、むしろ窃盗を反復している者が強盗に進む傾向があることが判明しているので（なお、本編第4章第5節、**2-4-5-4図**及びそこでの分析を参照。），そのような観点から、窃盗を反復する者に対する処遇が必要であると考えられる。

覚せい剤取締法違反については、窃盗及び傷害・暴行との親和性が相互に見られるので、薬物依存症対策と併せて、これら2罪種への対応が必要であろう。また、覚せい剤取締法違反を反復するにつれて、暴力行為等処罰法違反、銃刀法違反という粗暴犯を行う者の比率が増加するので、薬物関連犯罪というカテゴリーを設けて犯罪対策を行っている諸外国の例も踏まえつつ、これらの犯罪性向を統合的に処遇の対象とすることが必要と思われる（ここでいう薬物には、アルコールや市販薬など合法薬物及び治療目的で処方されていないヘロインや覚せい剤などの違法薬物の双方を含む。）。窃盗は、薬物入手費用のために行っている場合があるので、その点が確認されれば、単なる財産犯としての窃盗ではなく、薬物関連犯罪としての窃盗として、依存症治療の充実によってそのような窃盗を減少させ得ると思われる。

傷害・暴行を1犯目に行った者については、比率としては低いものの再犯として殺人に至る者が含まれている(2.7%)。また、傷害・暴行については、回数が増えるに連れて、殺人、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法違反、器物・建造物損壊、銃刀法違反をその間に行っている者が増える傾向が見られる。特に、殺人については、傷害・暴行2回の者に比べて、同5回～9回の者は、ほぼ2倍の比率で殺人を犯す傾向が見られ、暴力行為等処罰法違反についても、同様の比較で約2.4倍となっている。傷害・暴行は件数が多いため、2.7%と比率は低くとも、実数で見ると約1,000人が再犯として殺人に至っている。それゆえ、再犯者化する前に、傷害・暴行の初期段階で、徹底した怒りの感情の統制訓練等、粗暴傾向の

矯正を行うための専門的処遇の対象とすることが、その後の殺人のような最も重大な再犯の防止に繋がると考えられる（殺人に関する分析については、本編第4章第5節も併せて参照されたい。）。

性犯罪については、強姦及び強制わいせつとともに、罪質から推定されるように、傷害・暴行と親和性があることが犯歴上も検証された。また、窃盗との親和性が意外と高いことから、粗暴傾向に対する専門的処遇と併せて、窃盗が下着盗など性欲充足のための窃盗を含んでいるかを検証した上で、もし、含んでいる場合、諸外国の例のように、窃盗ではなく、性犯罪の一種としての窃盗²として専門的処遇の対象とすることが適切と考えられる。

生命犯である殺人は、その前段階と考えられる傷害・暴行と極めて親和性が高く、1犯目に重大事犯である殺人を行っても、傷害・暴行の再犯が高率で見られ、その問題傾向は改善されていないことから、これらの者に対しては、徹底した粗暴犯対策処遇が必要であることが分かる。

2 世界的に使用されている性犯罪者の静的再犯危険性評価基準である Static-99では、非接触性犯罪（non-contact sex offenses）による有罪宣告歴を再犯危険性評価に加えている。非接触性犯罪とは、性的倒錯（paraphilia）に基づく、被害者への非接触型犯罪を指す。具体的には、下着窃盗、公然わいせつ（性器露出）、わいせつ図画等所持及びわいせつな内容の電話、窃視症（voyeurism、一部の法域では、犯罪目的侵入又は夜間侵入を窃視症に対する訴因として使用しているので、それらの起訴歴も含む。）、インターネットの性的な目的での使用、非接触型のセクシャル・ハラスメント行為が、非接触性犯罪に含まれる。これらの性的倒錯傾向は、実証的に性犯罪の再犯危険性増加要因となりうることが確認されている。詳細は、染田、2006、pp.201～参照。

2-4-1-6表 1犯目の罪名と異なる犯歴がある者のその他の罪名ありの比率

1犯目の罪名 1犯目と 異なる罪名	窃盜	覚せい 剤取締 法	傷害・ 暴行	強盜	強姦	詐欺	風営適 正化法	強制わ いせつ	放火	殺人
1犯目の罪名と異なる 犯歴ありの者（総数）	24,271	6,381	39,639	998	2,426	3,216	2,721	558	387	706
(総数に対する各罪名ありの者の比率)										
傷害・暴行	38.0	38.3	38.9	43.7	24.6	25.0	26.0	29.7	50.6	
窃盜		25.3	17.6	42.9	22.2	40.0	6.9	32.1	38.5	16.9
覚せい剤取締法	12.6		12.7	7.9	11.8	9.0	8.8	3.8	5.7	9.8
恐喝	6.3	7.8	9.3	8.3	6.3	6.5	3.0	2.0	3.1	6.8
暴力行為等処罰法	4.8	5.1	13.2	5.6	6.9	3.2	3.1	1.6	4.9	8.6
銃刀法	6.1	4.8	9.4	5.5	5.0	3.2	3.2	1.1	6.5	9.1
詐欺	10.8	7.0	4.5	5.5	3.8		3.4	3.6	7.8	3.8
賭博・富くじ	4.1	4.0	7.7	3.7	4.8	4.0	13.8	0.5	0.5	5.8
住居侵入	7.5	2.0	4.2	4.6	6.5	2.0	0.9	10.4	8.5	2.4
器物・建造物損壊	2.5	2.8	4.2	2.7	1.9	1.6	0.6	2.0	8.0	3.3
軽犯罪法	3.1	1.5	2.0	1.8	2.3	1.5	3.9	5.6	2.1	1.6
強盜・同致死傷	4.7	1.9	1.6		2.1	2.6	0.8	2.2	4.1	2.8
強姦	3.0	0.6	2.9	2.2		1.0	0.4	8.1	3.1	0.8
脅迫	1.7	1.7	3.7	3.1	1.6	1.6	1.0	1.6	3.4	1.6
殺人	1.6	1.5	2.7	2.3	1.7	1.3	0.8	1.1	2.6	
風営適正化法	1.6	2.0	3.3	1.4	1.3	1.8		1.3	0.8	2.0
公然わいせつ	1.0	0.4	0.6	0.3	1.3	0.6	1.1	6.8	1.0	0.1
毒劇法	2.1	3.6	1.4	1.5	2.1	0.5	0.3	1.1	0.3	0.3
逮捕監禁・略取誘拐	0.8	1.0	1.0	0.4	1.4	0.5	0.4	3.0	0.5	0.6
強制わいせつ	1.2	0.3	0.6	1.1	3.9	0.7	0.3		1.0	0.3
児童福祉・買春等	0.4	0.7	0.6	0.1	0.9	0.4	3.3	0.5	0.5	—
放火	1.0	0.4	0.6	0.7	0.5	0.5	0.4	1.4		1.6
盗品譲受け等	1.5	1.0	0.7	1.3	0.2	0.9	0.4	—	0.3	0.6
遺失物等横領	1.5	0.2	0.3	0.6	0.5	0.5	0.1	0.7	1.0	0.4
大麻取締法	0.2	1.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.7	—	—	0.3
業務妨害	0.2	0.3	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	—	0.5	0.3

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目の犯歴により分類した。

3 「強盜」は、事後強盜、強盜強姦・同致死を含まない（1犯目は、強盜致死傷を含まない。）。

4 「児童福祉・買春等」は、児童福祉法及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反である。

◆参考文献

- Beech, A., Bourgon, G., Hanson, K.R., Andrew, J., Harris, R., Langton, C., Marques, M., Miner, M., Murphy, W., Quinsey, V., Seto, M., Thornton, D. and Yates, P.M., 2007a, "Sexual Offender Treatment Outcome Research: CODC Guidelines for Evaluation, Part 1: Introduction and Overview", ISBN No.: 978-0-662-45553-0.
- 2007b, "The Collaborative Outcome Data Committee's Guidelines for the Evaluation of Sexual Offender Treatment Outcome Research, Part 2: CODC Guidelines", ISBN No.: 978-0-662-46069-5
- Center for Sex Offender Management (CSOM), 2000, "Myths and Facts about Sex Offenders", US Department of Justice.
- Harris, A. and Hanson, R.K., 2004, "Sex Offender Recidivism: A Simple Question", Public Safety and Emergency Preparedness Canada.
- Hanson, K.R. and Morton-Bourgon, K.E., 2004, "Predictors of Sexual Recidivism: An Updated Meta-Analysis", Public Safety and Emergency Preparedness Canada.
- 2007, "The Accuracy of Recidivism Risk Assessments for Sexual Offenders: A Meta-Analysis", Public Safety and Emergency Preparedness Canada and Department of Justice Canada.
- Hanson, K.R., Andrew J., Harris, R., Scott, T.L. and Helmus, L., 2007, "Assessing the risk of sexual offenders on community supervision: The Dynamic Supervision Project", Public Safety Canada.
- Lösel, F. and Schmucker, M., 2005, "The effectiveness of treatment for sexual offenders: A comprehensive meta-analysis", Journal of Experimental Criminology, Vol. 1, pp.117-146, Springer.
- 染田惠, 2006, 「犯罪者の社会内処遇の探求－処遇の多様化と修復的司法－」, 成文堂.

第2節 年齢

1 総説

はじめに

年齢と犯罪傾向の関係を知ることは、犯罪対策を重点的に行うべき年齢層を絞り込み、効果的な対策を立案する上で重要である。年齢別人口単位の犯罪率（例えば、同年齢人口10万人当たりの一般刑法犯検挙人員の比率）については、国・地域を問わず、思春期初期（13歳前後）から上昇を始め、おおむね思春期中期（16～17歳）でピークに達し、以後減少傾向が続くことが従来の研究から知られている（年齢犯罪曲線（age-crime curve））。これは、①新たに犯罪をする者が発達・加齢に伴って減少すること、また、②犯罪をしてきた者であっても加齢に伴い再犯を止めることを意味している（Hirschi and Gottfredson, 1983；Gottfredson and Hirschi, 1990；Moffitt, 1993；1997）。

本節では、再犯者対策を考える上で、どの年齢層に、どのような特徴が見られるのかについて、経年変化、成り行き、罪種等との関連も踏まえながら分析を進めるこにする。このような分析は、出生年別に犯歴を長期間にわたって追跡する縦断的な研究（コウホート研究）と犯罪遂行に特徴のある特定の年齢層について横断的な研究を行う方法とがある。

この観点から、本節では、総説において、電算犯歴を対象とした年齢犯罪曲線の分析を行い、続いて、長い期間から見た再犯の年齢層別分析の結果を紹介し、その後、①若年者（20～29歳）、②裁判時少年（16～19歳）であった者、そして、③高齢者（65歳以上）に分けて年齢層別の分析を行う。

（1）年齢犯罪曲線と再犯継続率

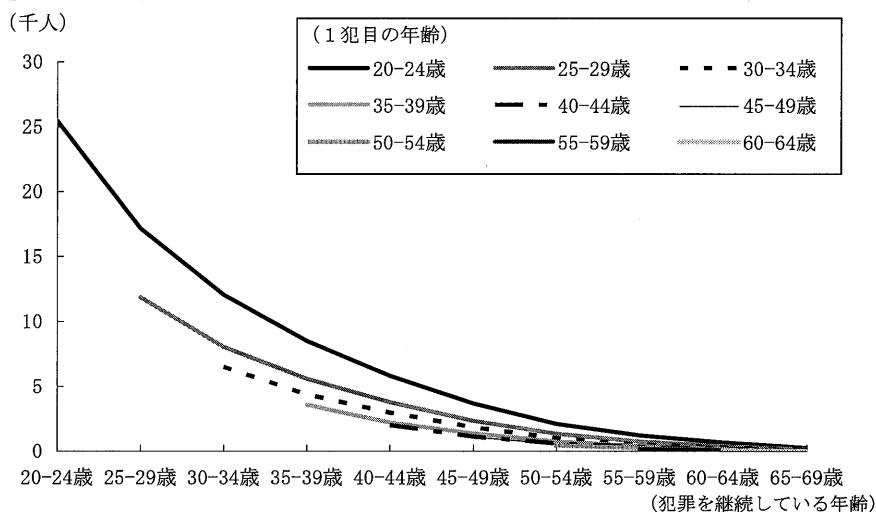
日本の犯罪者に関する年齢犯罪曲線の妥当性を検証するには、特定の犯罪者を若年時から高齢に至るまでの期間追跡調査し、その生涯においてどのような犯罪傾向を示したかを確認するのが一つの方法である。分析の対象とした電算犯歴には、約60年間の犯歴が集積されているので、ここでは、高齢犯罪者犯歴（全体）を対象に、その中から約95%を占める1犯時の年齢が20歳から64歳までの間の者について、約50年間の犯歴を追跡調査した。

具体的には、各年齢層で犯罪を始めた者のうち、どの程度の比率の者が犯罪を続けているのか（以下、「再犯継続率」という。）を、犯罪を始めた年齢層において犯罪を止めなかつた者を分母とし、それ以降のそれぞれの年齢層において犯罪を続けている者を分子として分析した。すると、20歳代前半で犯罪を始めた者の再犯継続率は他の年齢層に比べて最も緩やかな減少率を示していることが分かる（2-4-2-1-1図及び2図）。この減少傾向にある曲線群は、新たに犯罪をする者が発達・加齢に伴って減少し、他方、犯罪をしてきた者であっても加齢に伴い再犯を止めるという、年齢犯罪曲線を表していると考えられる。

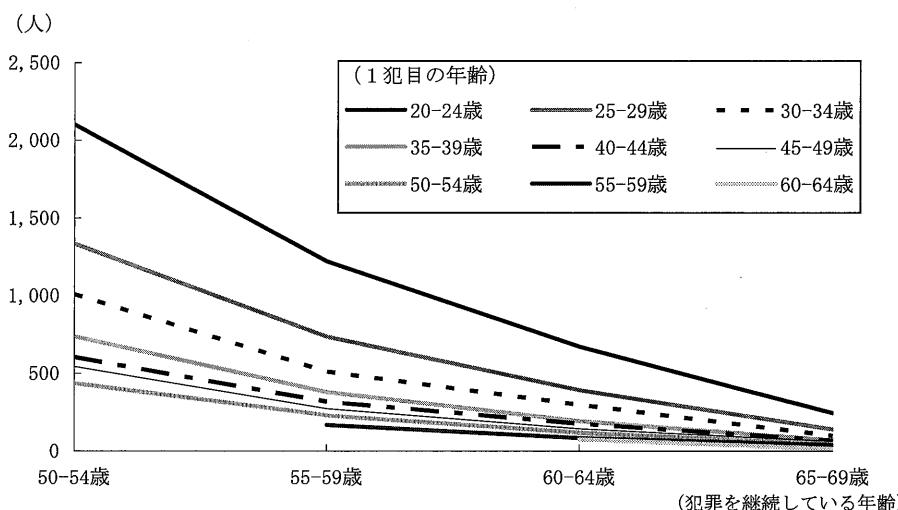
それでは、この減少率はどのようなことを意味するのであろうか。例えば、40歳代後半

2-4-2-1-1図 調査対象者の1犯目の年齢層別・犯罪継続人員

① 全年齢層



② 50歳以上

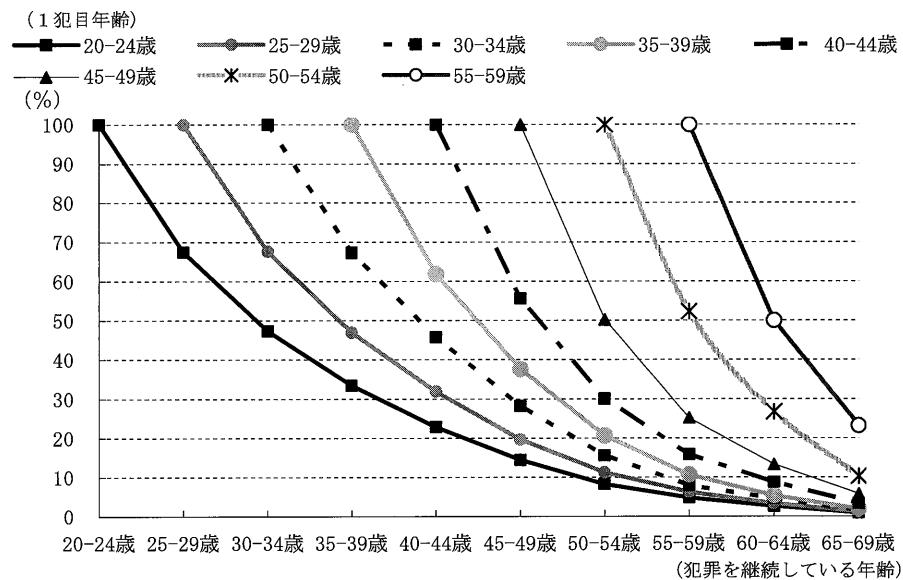


注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目裁判時年齢が20歳から64歳までの者を対象とする。

で犯罪を始めた者の場合、10年後の50歳代後半において約25%の者が犯罪を続けており、より犯罪性が強いと考えられる20歳代前半で犯罪を始めた者のうち、50歳代後半において犯罪を続けている者が約5%であるのと比べると、前者の方が問題性が高いように見える。しかし、40歳代後半で犯罪を始めた者は、その後10年間で犯罪を続けている者が4分の1に急減するのに対して、20歳代前半で犯罪を始めた者のその後10年間を見ると、30歳代前半では47.3%とほぼ半数が犯罪を続けており、同じ期間で見た場合の犯罪継続率の減少率の違いは歴然としている。加えて、20歳代で犯罪を始めた者が、高齢者になってからの65歳から69歳までの間、犯罪を続けている比率は約1%であるが、20歳代で1犯目を行う者の数は30歳代以降の各年齢層において1犯目を行う者の数に比べて多いことの影響もあり、比率は小さくとも高齢犯罪者としての実人員は多い（2-4-2-1-2図）。

2-4-2-1-2図 調査対象者の1犯目の年齢層別・犯罪継続率



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目の年齢層以降犯罪を継続している者全体を100とし、各年齢層時に犯罪を継続している者の比率である。

3 1犯目裁判時年齢が20歳から64歳までの者を対象とする。

以上のことから、単に年齢が若いため長期にわたって再犯をする可能性があるということにとどまらず、20歳代前半の年齢層は、人生の早い時期において既に前科を有するに至っているという犯罪傾向の強さを表していることがうかがわれる。

それゆえ、若年犯罪者の再犯防止対策を充実させるためには、後年、中高齢者となった彼らによる再犯を防止するための対策を事前に講じることが重要である。他方、50歳以上の中高年の再犯継続率は、2-4-2-1-1図で見たように、若年層に比べて経年による減少率が高いが(10年経過でおおむね4分の1)，犯罪を繰り返す者も含まれていることが分かる。これらの者は、実人員としては少ないものの(2-4-2-1-2図)，このような中高年に1犯目を始めて、それ以後の再犯傾向の強い者については、今後、罪種や本人の属性・環境との関係で一層の分析を行い、その再犯要因を探究することが、その効果的対策を考える上で必要と考えられる。

(2) 年齢犯罪曲線と多数回再犯者化

前記の年齢犯罪曲線の減少傾向を見ると、若年時に犯罪を始めた者は、少數ながらも高齢に至るまで犯罪を続けて再犯者化していることが分かる。そこで、35万人再犯者犯歴(全期間)を対象として、1犯目の裁判年次別に、どの年齢層の、どの程度の比率の者が10犯以上の犯罪を繰り返す多次回再犯者化しているのかを分析した。多次回再犯者に着目したのは、彼らの実数は少なくとも(100万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)の0.8%である8,398人)，その社会に与える悪影響は甚大だからである(この者たちによる犯歴の件数は6.4%，10万8,201件。詳細は、本編第2章参照。)。

次ページ以降の表は、1950年代から1990年代までを、10年単位で区切って、その間に1犯目を行った者が、その後、基準日までに何回犯罪を行ったのかを分析したものである。その結果、1950年代から1970年代に20歳代前半（20歳から24歳）の者として1犯目を行った者のおおむね5%（4.6%～4.9%）が多数回再犯者化していることが確認された（**2-4-2-1-3表**）。なお、1980年代以降については、多数回再犯者化し得るだけの犯歴を重ねる時間的余裕の乏しさが、この年代の多数回再犯者の比率の低さにつながっていると考えられる。

この実証データを踏まえると、20歳代前半の者の中に含まれる多数回再犯者化予備軍を、彼らが若いうちに、第3編で紹介するような欧米諸国で用いられている実証的根拠に基づく再犯危険性評価基準によって識別し、これらのハイ・リスク群に対して、犯罪者に対する各種の処遇資源を集中することが、処遇効果及び費用対効果の両面において、最も合理的な選択肢であることが分かる。

◆参考文献

- Gottfredson, M. and Hirschi, T., 1990, "A general theory of crime", Stanford University Press.
- Hirschi, T. and Gottfredson, M., 1983, "Age and the Explanation of crime", in American Journal of Sociology, No. 89, pp.552-84.
- Moffitt, T.E.,
1993, "Life-course persistent" and "adolescent-limited" anti-social behaviour : A developmental taxonomy" in Psychological Review, No 100, pp.674-701.
1997, "Adolescence-limited and life-course persistent offending : A complementary pair of developmental theories", in Thornberry, T.P., Ed., "Advances in criminological theory volume 7 : Developmental theories of crime and delinquency", pp.11-54, Transaction.

2-4-2-1-3表 1犯目の裁判年次・年齢層別・総犯歴数別人員

1犯目裁判年次
1950年代

総犯歴数	総 数	1犯目年齢		
		20-24歳	25-29歳	30歳以上
総 数	57,568	49,553 (100.0)	8,015 (100.0)	
2 犯	25,409	21,013 (42.4)	4,396 (54.8)	
3 犯	12,343	10,665 (21.5)	1,678 (20.9)	
4 犯	6,839	6,026 (12.2)	813 (10.1)	
5 犯	4,134	3,724 (7.5)	410 (5.1)	
6 犯	2,582	2,343 (4.7)	239 (3.0)	
7 犯	1,732	1,585 (3.2)	147 (1.8)	
8 犯	1,252	1,175 (2.4)	77 (1.0)	
9 犯	819	753 (1.5)	66 (0.8)	
10犯以上	2,458	2,269 (4.6)	189 (2.4)	

1960年代

総犯歴数	総 数	1犯目年齢		
		20-24歳	25-29歳	30-34歳
総 数	102,518	63,097 (100.0)	25,552 (100.0)	11,447 (100.0)
2 犯	49,845	27,185 (43.1)	14,267 (55.8)	6,867 (60.0)
3 犯	20,874	12,971 (20.6)	5,226 (20.5)	2,199 (19.2)
4 犯	11,099	7,509 (11.9)	2,365 (9.3)	1,025 (9.0)
5 犯	6,448	4,570 (7.2)	1,290 (5.0)	502 (4.4)
6 犯	4,247	3,089 (4.9)	806 (3.2)	301 (2.6)
7 犯	2,849	2,155 (3.4)	481 (1.9)	179 (1.6)
8 犯	1,902	1,483 (2.4)	288 (1.1)	121 (1.1)
9 犯	1,347	1,051 (1.7)	217 (0.8)	74 (0.6)
10犯以上	3,907	3,084 (4.9)	612 (2.4)	179 (1.6)

1970年代

		1犯目年齢					
総犯歴数	総 数	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
総 数	82,900	38,503 (100.0)	20,370 (100.0)	11,919 (100.0)	7,595 (100.0)	3,737 (100.0)	776 (100.0)
2 犯	42,232	16,724 (43.4)	10,758 (52.8)	6,940 (58.2)	4,714 (62.1)	2,542 (68.0)	554 (71.4)
3 犯	16,180	7,573 (19.7)	4,028 (19.8)	2,318 (19.4)	1,458 (19.2)	665 (17.8)	138 (17.8)
4 犯	8,520	4,458 (11.6)	2,087 (10.2)	1,035 (8.7)	653 (8.6)	241 (6.4)	46 (5.9)
5 犯	5,162	2,876 (7.5)	1,222 (6.0)	626 (5.3)	312 (4.1)	110 (2.9)	16 (2.1)
6 犯	3,217	1,915 (5.0)	732 (3.6)	350 (2.9)	153 (2.0)	62 (1.7)	5 (0.6)
7 犯	2,255	1,403 (3.6)	505 (2.5)	217 (1.8)	84 (1.1)	44 (1.2)	2 (0.3)
8 犯	1,626	1,008 (2.6)	352 (1.7)	154 (1.3)	91 (1.2)	18 (0.5)	3 (0.4)
9 犯	1,185	789 (2.0)	226 (1.1)	98 (0.8)	47 (0.6)	21 (0.6)	4 (0.5)
10犯以上	2,523	1,757 (4.6)	460 (2.3)	181 (1.5)	83 (1.1)	34 (0.9)	8 (1.0)

1980年代

		1犯目年齢							
総犯歴数	総 数	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳
総 数	57,117	25,311 (100.0)	9,533 (100.0)	8,443 (100.0)	6,566 (100.0)	3,903 (100.0)	2,328 (100.0)	897 (100.0)	136 (100.0)
2 犯	29,824	10,750 (42.5)	5,034 (52.8)	4,835 (57.3)	4,126 (62.8)	2,631 (67.4)	1,664 (71.5)	665 (74.1)	119 (87.5)
3 犯	11,512	5,272 (20.8)	2,047 (21.5)	1,722 (20.4)	1,252 (19.1)	713 (18.3)	362 (15.5)	132 (14.7)	12 (8.8)
4 犯	6,210	3,319 (13.1)	1,014 (10.6)	824 (9.8)	566 (8.6)	277 (7.1)	157 (6.7)	48 (5.4)	5 (3.7)
5 犯	3,657	2,125 (8.4)	584 (6.1)	464 (5.5)	284 (4.3)	119 (3.0)	58 (2.5)	23 (2.6)	—
6 犯	2,319	1,426 (5.6)	386 (4.0)	255 (3.0)	134 (2.0)	67 (1.7)	40 (1.7)	11 (1.2)	—
7 犯	1,475	953 (3.8)	207 (2.2)	144 (1.7)	104 (1.6)	37 (0.9)	23 (1.0)	7 (0.8)	—
8 犯	947	649 (2.6)	126 (1.3)	83 (1.0)	44 (0.7)	26 (0.7)	13 (0.6)	6 (0.7)	—
9 犯	512	353 (1.4)	62 (0.7)	46 (0.5)	28 (0.4)	15 (0.4)	6 (0.3)	2 (0.2)	—
10犯以上	661	464 (1.8)	73 (0.8)	70 (0.8)	28 (0.4)	18 (0.5)	5 (0.2)	3 (0.3)	—

1990年代

犯人別年齢	総犯人數	1犯目年齢					
		20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
総数	38,038	17,472(100.0)	7,840(100.0)	4,255(100.0)	2,677(100.0)	2,280(100.0)	1,770(100.0)
2犯	21,917	8,858(50.7)	4,604(58.7)	2,679(63.0)	1,747(65.3)	1,532(67.2)	1,236(69.8)
3犯	8,793	4,319(24.7)	1,896(24.2)	968(22.7)	563(21.0)	432(18.9)	318(18.0)
4犯	4,058	2,243(12.8)	810(10.3)	371(8.7)	219(8.2)	179(7.9)	131(7.4)
5犯	1,925	1,182(6.8)	335(4.3)	151(3.5)	86(3.2)	89(3.9)	44(2.5)
6犯	786	506(2.9)	106(1.4)	53(1.2)	42(1.6)	29(1.3)	22(1.2)
7犯	321	204(1.2)	57(0.7)	19(0.4)	14(0.5)	7(0.3)	12(0.7)
8犯	131	90(0.5)	16(0.2)	9(0.2)	5(0.2)	6(0.3)	4(0.2)
9犯	52	37(0.2)	7(0.1)	2(0.0)	—	2(0.1)	2(0.2)
10犯以上	55	33(0.2)	9(0.1)	3(0.1)	1(0.0)	4(0.2)	1(0.1)
						2(0.2)	1(0.2)
						1(0.6)	1(0.6)

注 法務総合研究所の調査による。

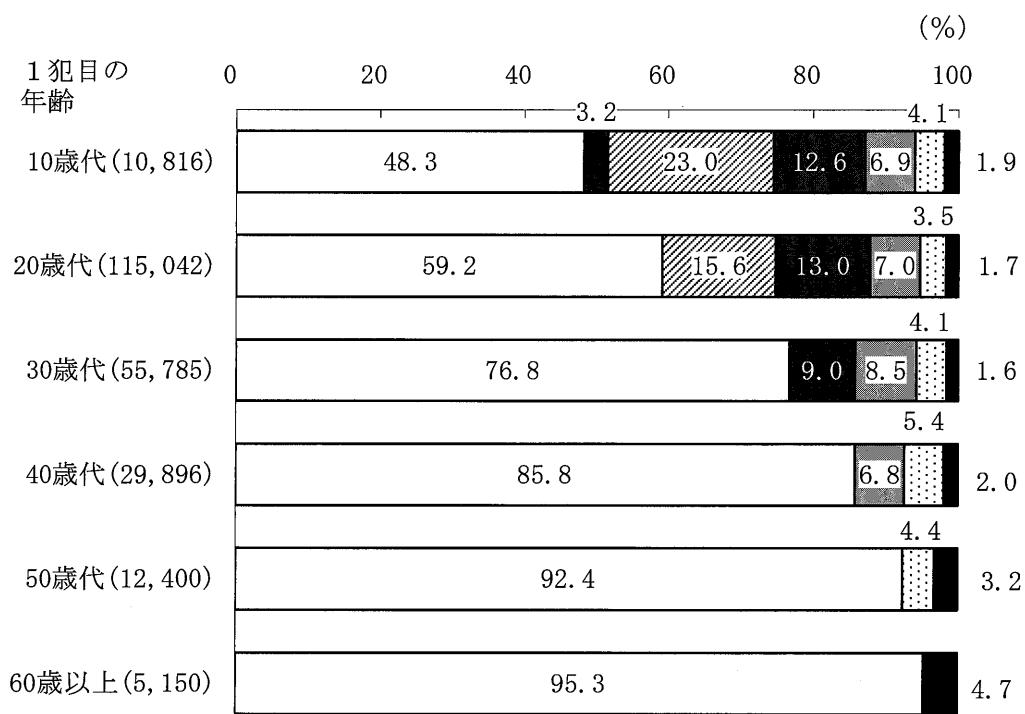
2 長い期間から見た再犯の年齢層別分析

ここでは、1犯目から2犯目以降に進む要因について、高齢犯罪者犯歴（全体）を対象に、1犯目を行った際の年齢層、1犯目の罪名を基に、再犯時の年齢層及び罪名との関連を分析しながら、1犯目のどのような罪名ないし罪種の再犯率が高く、どのような点に絞って処遇を行うのが効果的と考えられるのかについて検討を進める。ここで、高齢犯罪者犯歴（全体）を対象としたのは、同一犯罪者（昭和3年（1928年）から11年（1936年）生まれの者）に関しては、すべての犯歴について、ほぼ50年以上追跡可能であり、同一人のライフヒストリーを追いかながら再犯のパターン等の分析が可能なので、再犯者化の要因探求の目的に適合するからである（該当人員は、22万9,089人、犯歴の件数は40万2,252件。）。

（1）年齢と再犯

年齢が若いほど、一般的な再犯傾向が強いことは、後記の本編第4章第2節4で若年者について示した。ここでは、何歳くらいまで、その再犯傾向が続くのかを、再犯の最終犯行時の年齢層別に分析した（2-4-2-2-1図）。その結果、10歳代から30歳代の間に1犯目を行った者は、初犯者及び再犯者全体の中で、おおむね40歳代まで7%前後の者が犯罪を続けていることが分かる。

2-4-2-2-1図 1犯目年齢別・最終の犯歴時年齢



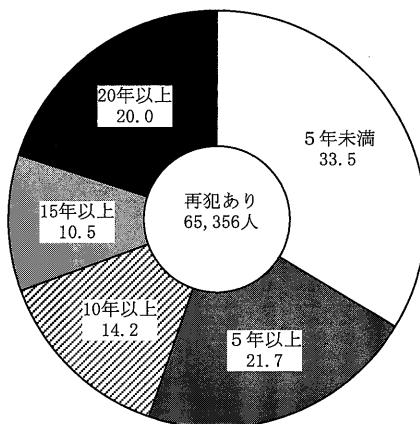
最終犯歴時年齢 □再犯なし ■10歳代 □20歳代 ■30歳代
■40歳代 □50歳代 ■60歳以上

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年～1936年出生者を対象とする。

そこで、再犯者の中で、どのくらいの比率の者が、20年以上犯罪を続けて再犯者化しているのか（以下、「再犯者化群」という。）を見ると、再犯者全体としては、20.0%の者がそれに該当することが分かる（2-4-2-2-2図）。年齢層別に更に分析を進めると、20歳代の22.6%，30歳代の15.9%，40歳代の8.8%が20年以上犯罪を続けている（2-4-2-2-3表）。

2-4-2-2-2図 1犯目年齢から最終犯歴時年齢までの年数



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1928年～1936年出生者を対象とする。
 3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者を除く。
 4 「5年未満」等の区分は、1犯目から最終の犯歴までの年数である。例えば、1犯目が20歳で「5年未満」の者は、最終の犯歴が24歳以下のものであり、それ以後（少なくとも69歳まで）犯歴がないことを示す。
 5 1犯目の裁判時年齢が60歳以上のものは、「20年以上」の犯歴は計上できない。

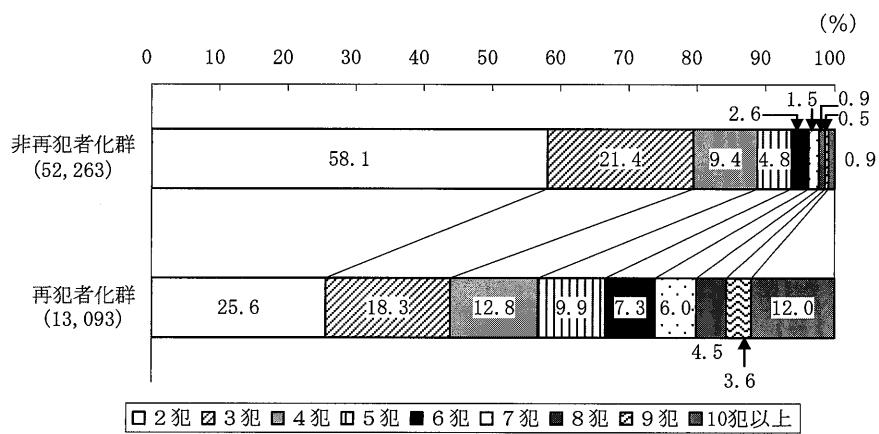
2-4-2-2-3表 1犯目裁判時年齢層別・最終犯歴時年齢までの年数

区分	1犯目の年齢層					
	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
総 数	218,273 [100.0]	115,042 [100.0]	55,785 [100.0]	29,896 [100.0]	12,400 [100.0]	5,150 [100.0]
再犯なし	152,917 [70.1]	68,063 [59.2]	42,841 [76.8]	25,646 [85.8]	11,459 [92.4]	4,908 [95.3]
再犯あり (最終犯歴までの年数)	65,356 [29.9]	46,979 [40.8]	12,944 [23.2]	4,250 [14.2]	941 [7.6]	242 [4.7]
5年未満	21,924 (33.5)	15,018 (32.0)	4,471 (34.5)	1,784 (42.0)	476 (50.6)	175 (72.3)
5年以上	14,190 (21.7)	9,947 (21.2)	2,839 (21.9)	1,124 (26.4)	222 (23.6)	58 (24.0)
10年以上	9,311 (14.2)	6,489 (13.8)	2,032 (15.7)	654 (15.4)	128 (13.6)	8 (3.3)
15年以上	6,838 (10.5)	4,888 (10.4)	1,543 (11.9)	314 (7.4)	92 (9.8)	1 (0.4)
20年以上	13,093 (20.0)	10,637 (22.6)	2,059 (15.9)	374 (8.8)	23 (2.4)	—

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1928年～1936年出生者を対象とする。
 3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者を除く。
 4 「5年未満」等の区分は、1犯目から最終の犯歴までの年数である。例えば、1犯目が20歳で「5年未満」の者は、最終の犯歴が24歳以下のものであり、それ以後（少なくとも69歳まで）犯歴がないことを示す。
 5 [] は「総数」、() は「再犯あり」に対する構成比である。

次に、再犯者化群（20%）と非再犯者化群（80%）との間で、どのような違いが見られるかについて、両者を総犯歴数別に比較した（2-4-2-2-4図）。その結果、再犯者化群では、4犯目以降に進む者が全体の56.1%を占め、総じて総犯歴数の多い者が多数を占めている。これを年齢層別に見ると、20歳代では60.2%，30歳代では40.3%，40歳代では30.5%，50歳代では17.3%が4犯目以降に進んでおり、若いときに1犯目を始めた者の再犯者化率が高い。

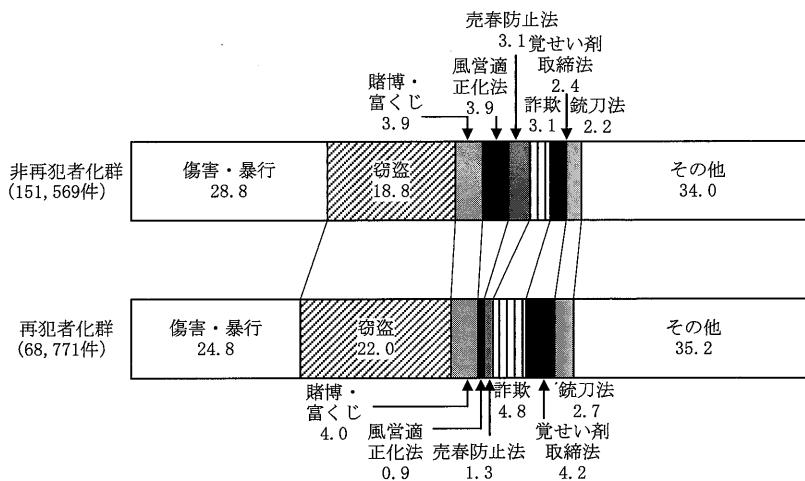
2-4-2-2-4図 再犯者化群と非再犯者化群の最終犯歴までの年数別・総犯歴数別人員構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1928年～1936年出生者を対象とする。
 3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者を除く。
 4 「非再犯者化群」は、1犯目から最終の犯歴までの年数が20年未満の者、「再犯者化群」は、同年数が20年以上の者である。

さらに、再犯者化群と非再犯者化群を罪名別・犯歴件数構成比で比較すると（2-4-2-2-5図）、再犯者化群では、多い順に、傷害・暴行、窃盗、詐欺、覚せい剤取締法違反が見られるのに対して、非再犯者化群では、傷害・暴行、窃盗、賭博・富くじ、風営適正化法、売春防止法及び詐欺となっている。両者を同じ罪名で比較すると、再犯者化群は、窃盗、詐欺、覚せい剤取締法違反を犯す者が、それぞれ非再犯者化群よりも多く、この差異は、統計的に有意であった（ $p < .01$ ）。

2-4-2-2-5図 再犯者化群と非再犯者化群の最終犯歴までの罪名別・犯歴件数構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年～1936年出生者を対象とする。

3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者を除く。

4 「非再犯者化群」は、1犯目から最終の犯歴までの年数が20年未満の者、「再犯者化群」は、同年数が20年以上の者である。

5 それぞれの最終犯歴までの年数区分の対象者が有する犯歴を合算したもの（件数）である。

(2) 年齢層別に見た1犯目の罪名と再犯

次に、1犯目のどのような罪名ないし罪種の再犯率が高く、どのような点に絞って処遇を行うのが効果的と考えられるのかについて検討の手かかりを得るため、再犯者に関して、年齢層別・罪名別に分析した。

罪名別の分析に入る前に、1犯目の年齢層別に、総犯歴数の傾向の違いを比較すると、35万人再犯者犯歴（全期間）を対象として行った年齢層別の再犯者化傾向の分析（2-4-2-1-3表、第2編第4章第2節1）と同様の傾向が確認された（2-4-2-2-6表）。すなわち、20歳代の再犯者化率が最も高く、加齢とともに4犯目以降に進む者の比率は大きく減少していた（なお、2-4-2-1-3表では、各年齢層を5歳刻みで分析しているので、2-4-2-2-6表よりも各総犯歴数別の該当人員比率が高くなる。）。

**2-4-2-2-6表 再犯者の1犯目の年齢層別
・総犯歴数別構成比**

総犯歴数	1犯目の裁判時年齢層			
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
総 数	46,979	12,944	4,250	941
2 犯	47.0	60.7	68.1	76.3
3 犯	21.3	19.7	18.9	14.0
4 犯	11.1	7.9	6.1	4.3
5 犯	6.6	4.3	2.9	2.4
6 犯	4.1	2.5	1.6	2.1
7 犯	2.8	1.7	0.8	0.2
8 犯	1.9	1.0	0.6	0.3
9 犯	1.3	0.7	0.5	0.2
10犯以上	3.8	1.6	0.6	0.1

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年～1936年出生者を対象とする。

3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者、60歳以上の者を除く。

以下では、1犯目の年齢層別に、1犯目の罪名とその後の罪名との関係について、①すべての犯歴が同じ罪名の者の比率（以下「完全一致率」という。2-4-2-2-7表）及び②1犯目の罪名と最終犯行時の罪名との一致率（以下「前後一致率」という。2-4-2-2-8表）を分析し、さらに③罪名別犯歴の件数について検討した（2-4-2-2-9図、2-4-2-2-10表）。

① 20歳代

完全一致率では、傷害・暴行（13.1%）及び窃盗（8.9%）が、他の罪名に比べ際だって高い。他方、1犯目の罪名が傷害・暴行である者（15,545人）の者の前後一致率は51.4%と高く、続いて、1犯目が公務執行妨害（83人）の47.0%，暴力行為等処罰法違反（372人）の44.4%，器物損壊（240人）の43.3%，殺人（199人）の42.7%が、それぞれ、最終犯行時の罪名が傷害・暴行となっていた。このように、傷害・暴行は、完全一致率及び前後一致率ともに高く、前後一致率に関しては、粗暴犯の一致率がおしなべて高いことから、1犯目が粗暴犯である若年者には、粗暴傾向を維持したまま、犯罪を重ねている者が含まれていると考えられる。

完全一致率で特色が見られた窃盗について、1犯目が窃盗（12,750人）である者の前後一致率を見ると42.7%と高いが、窃盗以外の罪名については、傷害・暴行の場合の他の粗暴犯との関係のような特徴のある関連性が認められる犯罪はなかった。

1犯目が覚せい剤取締法違反（1,386人）の前後一致率は23.0%と低く、その他の最終犯行罪名についても、特別の傾向は見られなかった。

罪名別犯歴の件数を見ると、2回以上同じ犯罪を反復した者については、傷害・暴行

(14,204人, 30.2%) 及び窃盗 (9,507人, 20.2%) が群を抜いて多く、覚せい剤取締法違反についても、ある程度の者が反復していた (1,092人, 2.3%)。

20歳代の者の再犯傾向の強さ及び再犯者化率の高さを前提とすると、20歳代で傷害・暴行又は窃盗を行った者については、同種再犯対策をより積極的に検討する必要があり、覚せい剤取締法違反についても、前後一致率は低いものの絶対数が相当数見られることから、専門的な薬物乱用防止策の対象とすることによる費用対効果は高いと考えられる。

② 30歳代

完全一致率では、傷害・暴行が他の罪名に比べて高い (8.3%) 点は、20歳代と同様の傾向であるが、それに続くのは風営適正化法違反であり、窃盗は、賭博・富くじとほぼ同じで、20歳代のような顕著な特徴は見られなかった。

他方、1犯目が傷害・暴行の者 (2,932人) の前後一致率は42.4%である。30歳代の場合、比率だけで見ると、1犯目が器物損壊(53人)の者で、傷害・暴行で終わっている者が43.4%と最高の比率となっているが、実数は少ない。続いて、1犯目が脅迫 (75人) の36.0%，殺人 (28人) の35.7%の最終犯行罪名が傷害・暴行となっており、20歳代と同様、1犯目が傷害・暴行の者は、粗暴傾向を維持していることがうかがわれる。

窃盗の前後一致率は、1犯目の罪名が窃盗である者 (989人) の52.0%であるが、こちらについても、20歳代と同様、それ以外の罪名については、特段の関連性が認められる犯罪はなかった。

他方、実数は少ないものの、1犯目の罪名が覚せい剤取締法違反の者 (62人) の前後一致率は64.5%で、薬物依存傾向の根深さを示唆する結果となっている。

罪名別犯歴の件数を見ると、2回以上同じ犯罪を反復した者については、傷害・暴行 (13.4%) 及び窃盗 (6.0%) が多いほか、20歳代と異なって風営適正化法違反及び賭博・富くじも多い。

30歳代では、20歳代と同様、体力を要する粗暴犯傾向を、後年にわたり維持する傾向のある者が見られるほか、窃盗についても、同種再犯傾向のある者が一定程度含まれていることを示唆する結果となっている。

③ 40歳代

完全一致率については、風営適正化法違反を除けば、窃盗 (4.8%)、傷害・暴行 (3.7%) となっており、20歳代及び30歳代と異なって、窃盗と傷害・暴行の順位が逆転している。

窃盗を1犯目とする者 (336人) の前後一致率は69.3%と、20歳代及び30歳代に比べて、その比率が高くなっている。

また、1犯目の罪名が覚せい剤取締法違反の者 (165人) の前後一致率は80.6%で、30歳代よりも更に薬物依存傾向の強さを示していると考えられる。

他方、傷害・暴行を1犯目とする者 (480人) の前後一致率は下がって37.3%である。40歳代では、窃盗及び覚せい剤取締法違反が、反復性のある罪名として現れ、特に後者が特

徴的となっている。

罪名別犯歴の件数では、2回以上同じ犯罪を反復した者について、賭博・富くじ及び風営適正化法違反を除けば、多い順に、窃盗（7.0%）、傷害・暴行（5.6%）、覚せい剤取締法違反（4.5%）となって、窃盗と傷害・暴行の順位が30歳代までと逆転しているほか、覚せい剤取締法違反を反復した者の比率が上昇している。

④ 50歳代

完全一致率については、窃盗（10.4%）が他の罪名に比べて際だって高く、風営適正化法違反を除けば、それに、覚せい剤取締法違反（2.9%）、賭博・富くじ、詐欺、傷害・暴行が続いている。

窃盗を1犯目とする者（129人）の前後一致率は81.4%，覚せい剤取締法違反を1犯目とする者（33人）の前後一致率は84.8%で、それぞれ極めて高率となっている。

罪名別犯歴の件数では、2回以上同じ犯罪を反復した者について、賭博・富くじ及び風営適正化法違反を除けば、多い順に、窃盗（13.4%）、覚せい剤取締法違反（3.5%）、詐欺（3.3%）、傷害・暴行（2.6%），となって、窃盗の占める比重が、他の年代に比べてかなり大きくなっていること、覚せい剤取締法違反を反復した者の比率が上昇している。

2-4-2-2-7表 1犯目の年齢層別・全ての犯歴が同じ罪名の者の比率(完全一致率)

犯歴中の罪名	1犯目の年齢層			
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代
総数	46,979	12,944	4,250	941
殺人	0.0	0.0	0.0	—
強盗	0.0	—	—	—
放火	0.0	0.0	0.1	—
強姦	0.0	0.0	—	—
強制わいせつ	0.0	0.0	0.0	—
公然わいせつ	0.1	0.7	0.8	0.4
窃盗	8.9	3.4	4.8	10.4
住居侵入	0.1	0.1	0.1	—
詐欺	0.4	0.7	1.2	2.2
横領	0.1	0.2	0.1	0.2
傷害・暴行	13.1	8.3	3.7	2.1
暴力行為等処罰法	0.0	0.0	0.0	0.2
銃刀法	0.1	0.2	0.4	0.3
恐喝	0.1	0.0	0.1	—
覚せい剤取締法	0.5	0.2	2.8	2.9
賭博・富くじ	0.4	3.2	3.4	2.6
風営適正化法	0.7	5.7	7.0	3.5
廃棄物処理法	—	0.0	0.4	0.6

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年～1936年出生者を対象とする。

3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者、60歳以上の者を除く。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

2-4-2-2-8表 1犯目の年齢層別・1犯目の罪名と最終犯歴時罪名の関係
(前後一致率)

① 1犯目の裁判時・20歳代

1犯目の罪名	最終犯時罪名								
	公務執行妨害	殺人	傷害・暴行	脅迫	窃盗	器物損壊	暴力行為等処罰法	覚せい剤取締法	その他
1犯目・20歳代総数 (46,979)	0.3	0.8	30.9	0.7	17.8	0.6	1.9	2.8	44.2
公務執行妨害 (83)	1.2	—	47.0	1.2	4.8	—	—	2.4	43.4
殺人 (199)	0.5	2.5	42.7	1.0	12.1	0.5	2.0	—	38.7
傷害・暴行 (15,545)	0.4	1.0	51.4	1.1	6.2	0.8	2.9	1.9	34.4
脅迫 (293)	—	0.3	40.3	3.4	10.9	1.7	3.4	1.4	38.6
窃盗 (12,750)	0.2	0.7	19.9	0.5	42.7	0.5	1.3	2.3	31.9
器物損壊 (240)	—	2.5	43.3	2.1	8.3	5.4	2.5	2.5	33.3
暴力行為等処罰法 (372)	0.8	1.1	44.4	1.1	8.9	0.5	2.4	2.4	38.4
覚せい剤取締法 (1,386)	0.1	0.8	26.3	0.4	11.8	0.6	1.4	23.0	35.5

② 1犯目の裁判時・30歳代

1犯目の罪名	最終犯時罪名								
	公務執行妨害	殺人	傷害・暴行	脅迫	窃盗	器物損壊	暴力行為等処罰法	覚せい剤取締法	その他
1犯目・30歳代総数 (12,944)	0.1	0.5	16.5	0.4	7.1	0.5	1.2	1.9	71.7
公務執行妨害 (19)	—	—	21.1	—	—	—	—	—	78.9
殺人 (28)	—	7.1	35.7	—	—	—	3.6	—	53.6
傷害・暴行 (2,932)	0.3	1.0	42.4	1.0	3.8	1.0	2.5	1.5	46.7
脅迫 (75)	—	—	36.0	1.3	9.3	—	4.0	—	49.3
窃盗 (989)	—	0.9	10.2	0.3	52.0	0.4	1.1	1.2	33.9
器物損壊 (53)	—	1.9	43.4	3.8	3.8	1.9	5.7	1.9	37.7
暴力行為等処罰法 (123)	0.8	2.4	31.7	—	4.1	1.6	1.6	3.3	54.5
覚せい剤取締法 (62)	—	—	3.2	—	—	—	—	64.5	32.3

③ 1犯目の裁判時・40歳代

④ 1犯目の裁判時・50歳代

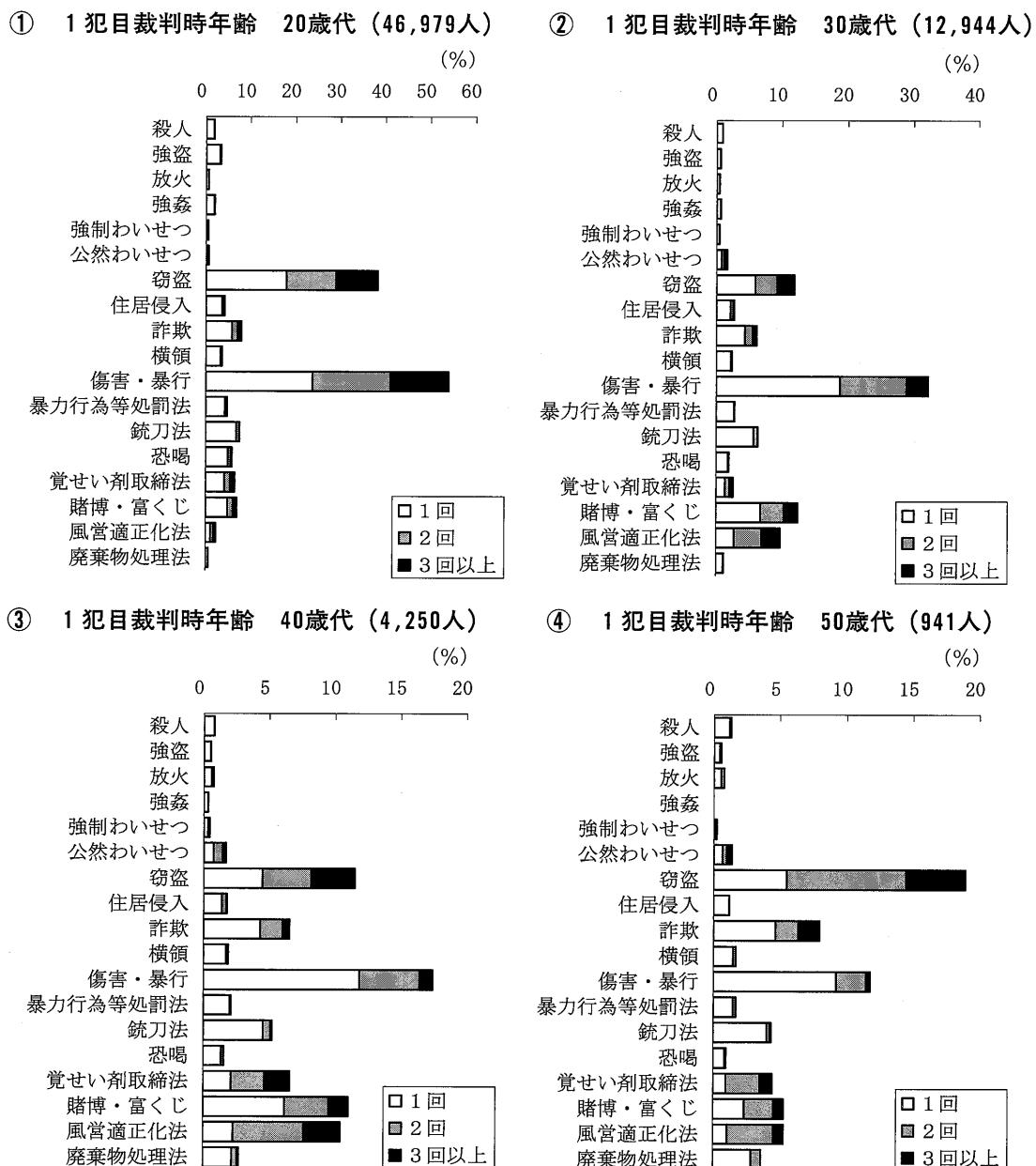
1犯目の罪名	最終犯時罪名				1犯目の罪名	最終犯時罪名			
	傷害・暴行	窃盗	覚せい剤取締法	その他		傷害・暴行	窃盗	覚せい剤取締法	その他
1犯目・40歳代総数(4,250)	9.1	8.3	5.4	77.2	1犯目・50歳代総数(941)	6.5	15.8	3.9	73.8
傷害・暴行 (480)	37.3	5.2	3.1	54.4	傷害・暴行 (67)	31.3	9.0	3.0	56.7
窃盗 (336)	3.3	69.3	1.8	25.6	窃盗 (129)	3.9	81.4	3.1	11.6
覚せい剤取締法 (165)	1.2	1.2	80.6	17.0	覚せい剤取締法 (33)	6.1	3.0	84.8	6.1

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年～1936年出生者を対象とする。

3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者、60歳以上の者を除く。

2-4-2-2-9図 1犯目の年齢層別・犯歴中各罪名の件数別比率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1928年～1936年出生者を対象とする。
 3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者、60歳以上の者を除く。
 4 該当する年齢層の総数に占める各罪名の犯歴の件数別人員の比率である。
 5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

2-4-2-2-10表 1犯目の年齢層別・犯歴中各罪名の件数別人員

① 1犯目裁判時年齢 20歳代 (46,979人)

② 1犯目裁判時年齢 30歳代 (12,944人)

犯歴中の罪名	各罪名の犯歴ありの者	1回	2回	3回以上	犯歴中の罪名	各罪名の犯歴ありの者	1回	2回	3回以上
殺人	844	814	30	—	殺人	115	112	3	—
強盗	1,530	1,435	88	7	強盗	77	74	3	—
放火	273	249	18	6	放火	60	56	3	1
強姦	896	836	52	8	強姦	81	76	5	—
強制わいせつ	219	191	16	12	強制わいせつ	55	46	7	2
公然わいせつ	288	184	54	50	公然わいせつ	209	97	51	61
窃盜	17,926	8,419	5,178	4,329	窃盜	1,537	764	435	338
住居侵入	1,962	1,709	182	71	住居侵入	349	280	50	19
詐欺	3,689	2,707	607	375	詐欺	793	563	143	87
横領	1,693	1,540	138	15	横領	314	286	26	2
傷害・暴行	25,356	11,152	8,141	6,063	傷害・暴行	4,170	2,436	1,311	423
暴力行為等処罰法	2,224	1,966	195	63	暴力行為等処罰法	367	352	14	1
銃刀法	3,536	3,196	295	45	銃刀法	823	735	81	7
恐喝	2,731	2,344	298	89	恐喝	252	231	15	6
覚せい剤取締法	3,038	1,946	610	482	覚せい剤取締法	338	175	85	78
賭博・富くじ	3,240	2,272	583	385	賭博・富くじ	1,608	881	461	266
風営適正化法	1,077	498	290	289	風営適正化法	1,270	358	546	366
廃棄物処理法	273	257	14	2	廃棄物処理法	152	141	10	1

③ 1犯目裁判時年齢 40歳代 (4,250人)

④ 1犯目裁判時年齢 50歳代 (941人)

犯歴中の罪名	各罪名の犯歴ありの者	1回	2回	3回以上	犯歴中の罪名	各罪名の犯歴ありの者	1回	2回	3回以上
殺人	34	33	1	—	殺人	12	11	1	—
強盗	22	21	—	1	強盗	5	4	1	—
放火	32	24	5	3	放火	7	5	2	—
強姦	14	14	—	—	強姦	—	—	—	—
強制わいせつ	19	13	4	2	強制わいせつ	2	1	1	—
公然わいせつ	72	32	28	12	公然わいせつ	13	6	3	4
窃盜	489	190	157	142	窃盜	178	52	84	42
住居侵入	75	59	15	1	住居侵入	11	11	—	—
詐欺	278	184	71	23	詐欺	75	44	16	15
横領	81	73	6	2	横領	16	14	2	—
傷害・暴行	741	504	195	42	傷害・暴行	111	87	21	3
暴力行為等処罰法	89	85	3	1	暴力行為等処罰法	16	14	2	—
銃刀法	222	193	24	5	銃刀法	41	38	2	1
恐喝	66	58	8	—	恐喝	9	8	1	—
覚せい剤取締法	280	90	109	81	覚せい剤取締法	42	9	24	9
賭博・富くじ	469	263	143	63	賭博・富くじ	50	22	21	7
風営適正化法	444	97	229	118	風営適正化法	50	10	33	7
廃棄物処理法	116	93	18	5	廃棄物処理法	34	27	7	—

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1928年~1936年出生者を対象とする。

3 1犯目裁判時年齢が10歳代の者、60歳以上の者を除く。

4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

(3) 小 括

以上をまとめると、①再犯者化は、1犯目の年齢が若いほど高く、②再犯者化群では、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反を犯す者が、統計的に有意な差をもって、それぞれ非再犯者化群よりも多いこと、③20歳代及び30歳代で傷害・暴行を犯した者は、後年の再犯においても粗暴傾向を維持していること、④一部ではあるが20歳代及び30歳代であっても窃盗を反復する者がみられること、⑤40歳代及び50歳代では、窃盗及び覚せい剤取締法違反の反復傾向が高まることが分かる。

したがって、罪種別の再犯者化防止対策としては、窃盗、詐欺及び覚せい剤取締法違反を犯した者に重点を置くこと、年齢層別・罪種別の再犯防止対策としては、20歳代及び30歳代では、粗暴犯対策及び窃盗対策を、40歳代及び50歳代では、窃盗対策及び薬物乱用対策に重点を置くことが示唆される。ただし、等しく窃盗であっても、20歳代及び30歳代に窃盗を始めた者と40歳代及び50歳代で窃盗を始めた者とでは、窃盗の態様や動機などが異なることが推測されるので、今後、それらの点についての分析を併せて行い、年齢層別に適合した窃盗対策を考える必要があると思われる。

3 裁判時少年

導 入

ここでは、少年時（16歳～19歳）に刑事裁判で有罪判決を受けた者（以下「裁判時少年」という。）について、その後の再犯状況の実態について特徴を見る。裁判時少年は、家庭裁判所から、刑事処分相当として事件の送致を受けたものを対象としており、その後の再犯状況には深刻なものがあるであろうことは容易に想像がつく。しかし、それらの深刻さは、データの上でどのように示されるのであろうか。また、罪種や再犯期間などに、どのような特徴が見られるのであろうか。以下、主に刑事裁判で有罪判決を受けた時、成人であった者の再犯状況との比較の上で見ていきたい。

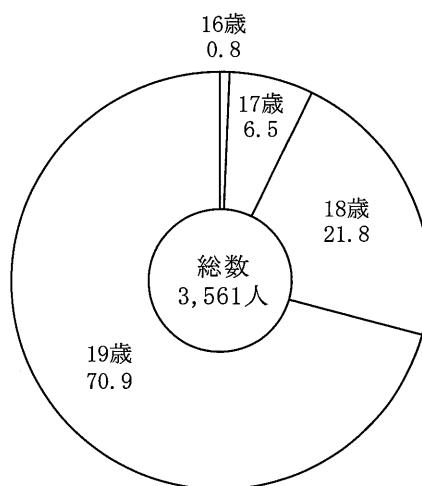
対象は、昭和40年以降、平成18年9月30日までに、有罪判決を受けた3,561人である。期間選定に当たっては、戦後の少年刑法犯検挙人員の推移を眺め、第二次世界大戦後の戦後混乱期は、社会的秩序の乱れ、経済的困窮、家族の崩壊などによって非行に至った者が少なくなく、犯罪の性質が特殊であることから、それらの影響が最小限になること等を考慮し、昭和39年の23万8,830人をピークとする、いわゆる「第二の波」のピークを超えた40年以降とした。

再犯状況の実態

2-4-2-3-1図は、裁判時少年の年齢別構成比である。

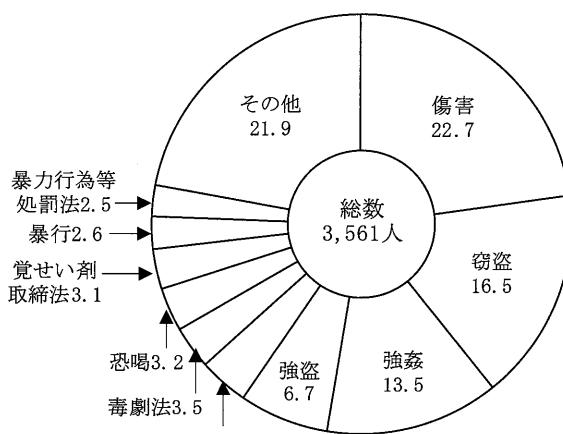
19歳が2,525人（70.9%）、18歳が776人（21.8%）であり、併せて92.7%と全体の構成比の9割以上を占めた。これは、裁判時少年の対象が、保護不能または保護不適のために検察官送致となった事案である特徴による。

2-4-2-3-1図 裁判時少年の年齢別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

2-4-2-3-2図 裁判時少年の1犯目の罪名別構成比



注 法務総合研究所の調査による。

次に、1犯目に犯した罪名別に構成比を見たのが2-4-2-3-2図である。

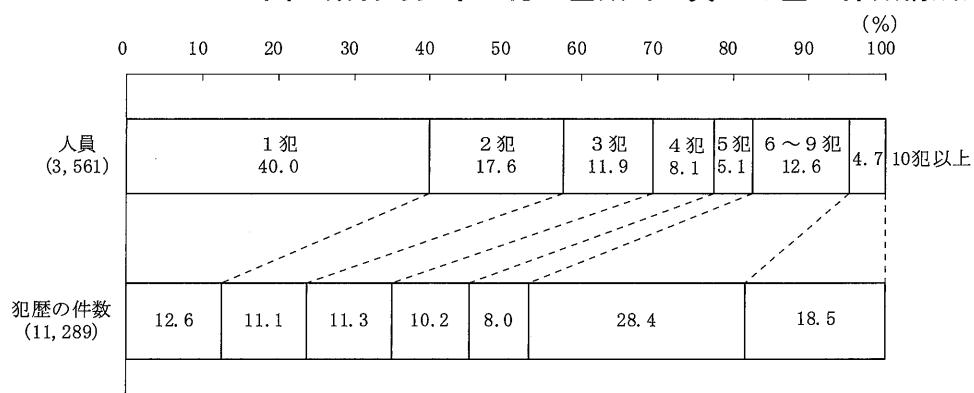
1犯目に犯した罪名別の構成比は、傷害が22.7%，窃盗が16.5%，強姦が13.5%の順で、その割合が高かった。

全体の傾向と比べると(2-1-1図参照)，傷害と窃盗の占める割合が高い点については共通しているが、全体の傾向が、傷害・窃盗に次いで、暴行、覚せい剤取締法違反と続くのに対し、裁判時少年については、強姦、強盗、殺人の占める比率が高かった。

参考までに、少年について通常第一審における罪名別有罪人員(平成19年)を見ると、道路交通法違反や自動車運転過失致死傷・業過を除いた総数中、罪名別に全体に占める構成比の高いものは、傷害が30.0%，窃盗が15.0%，強盗が13.8%の順であり、殺人は7.5%，強姦は8.8%であった(司法統計年報による。)。裁判時少年の場合、保護不能または保護不適のために検察官送致となった事案である性格上、凶悪・悪質な犯罪の比率が比較的高くなると考えられる。

2-4-2-3-3図は、裁判時少年について、総犯歴数別の人員及び犯歴の件数の構成比を示したものである。

2-4-2-3-3図 裁判時少年の総犯歴数別人員・犯歴の件数構成比



注 法務総合研究所の調査による。

総犯歴数別人員の構成比を見ると、初犯者が40.0%を占める一方、60%の者が再犯に及んでいる。全体の場合（2-2-1図参照）と比べてみると、再犯者と初犯者の全体に占める割合が逆転している。つまり、裁判時少年の場合、再犯者の割合が顕著に高いこと、また、2犯の占める割合の差は、それほど大きくなないにもかかわらず、3犯が11.9%，4犯が8.1%，5犯が5.1%と、総犯歴数が多い者の占める割合が相当高くなっていることが分かる。

総犯歴数の合計は、11,289件である。全体の場合（2-2-1図参照）、一人当たりの総犯歴数の平均が約1.7件であるのと比べると、裁判時少年の同平均は、一人当たり約3.2件と約2倍近い。また、総犯歴数別の構成比を見ても、裁判時少年の場合、初犯者による犯歴の件数構成比は、12.6%で、再犯者による犯歴の件数が、8割以上を占める。それも、5犯以上の再犯者による犯歴が半数以上を占めている。言い換えると、裁判時少年の場合、約6割の再犯者によって、約9割の元裁判時少年による犯罪がなされており、わずか約2割の5犯以上の再犯者により、過半数近くの元少年による犯罪被害をもたらしている。

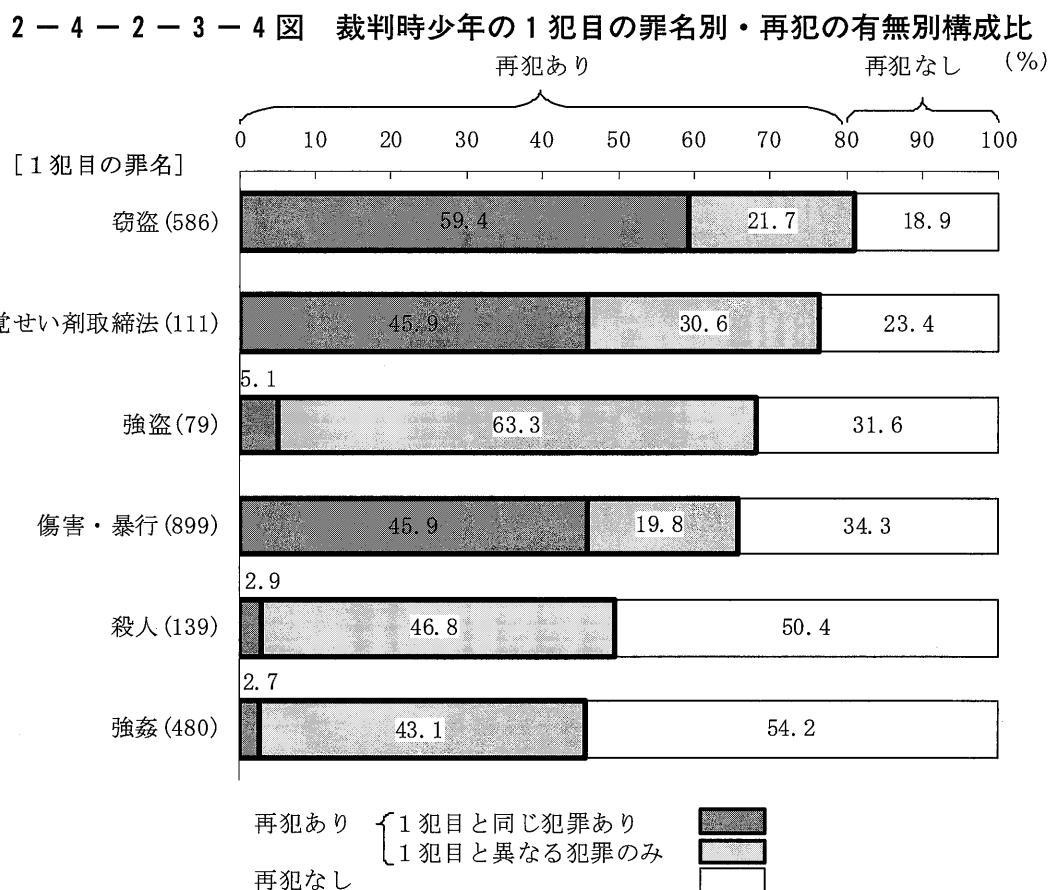
したがって、裁判時少年については、全体と比して、際立った再犯傾向が示されているといえよう。

次に、1犯目に犯した主な罪名別に、その後の再犯の有無についてみたのが2-4-2-3-4図である。

成人同様、再犯のある者については、同種再犯がある者と、1犯目とは異なる罪名の再犯しかない者とを分けて、それぞれの比率を見ることとする。

再犯に及んだ者の比率が最も高かったのは、1犯目の罪名が窃盜の者であり、81.1%と顕著に高い結果が示されている。次いで、覚せい剤取締法違反の者が76.6%，強盗（事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。以下、本項において同じ。）の者が68.4%，傷害・暴行（傷害致死を含む。）の者が65.7%であった。また、同種再犯に及んだ者の比率を見ると、窃盜、覚せい剤取締法違反の者が高く、強盗、殺人、強姦（強姦致死傷を含む。）の者は低い。これらは、成人について70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を罪名別で分析することによって得た結果とおおむね同じ傾向であり（2-4-1-1図参照）、裁判時少年の場合にも、同様の特徴が当てはまるといえる。すなわち、1犯目が窃盜、覚せい剤取締法違反の者は、他の罪名に比して、再犯、それも同じ罪名の犯罪を繰り返す傾向があり、これに対して、強盗、強姦、殺人の者は、同種再犯率が、他の罪名に比して相当低い。

ただし、再犯率については、裁判時少年が、成人の場合に比して相当上回っていることに注意する必要がある。成人の場合、1犯目の犯罪が窃盜の者の再犯率が44.7%であるのに対し、裁判時少年の場合には、81.1%と顕著に高く、また同様に、覚せい剤取締法違反の者は、成人の再犯率が41.6%であるのに対して、裁判時少年は76.6%，強盗の者の再犯率は、成人が32.2%に対して裁判時少年は68.4%，傷害・暴行の者は、成人が33.3%に対



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。

3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。

4 () 内は、実人員である。

して裁判時少年は65.7%と、おおむね2倍近い。殺人の者は、成人が16.7%に対して裁判時少年が49.6%と約3倍であり、いずれも高い再犯率を示している。

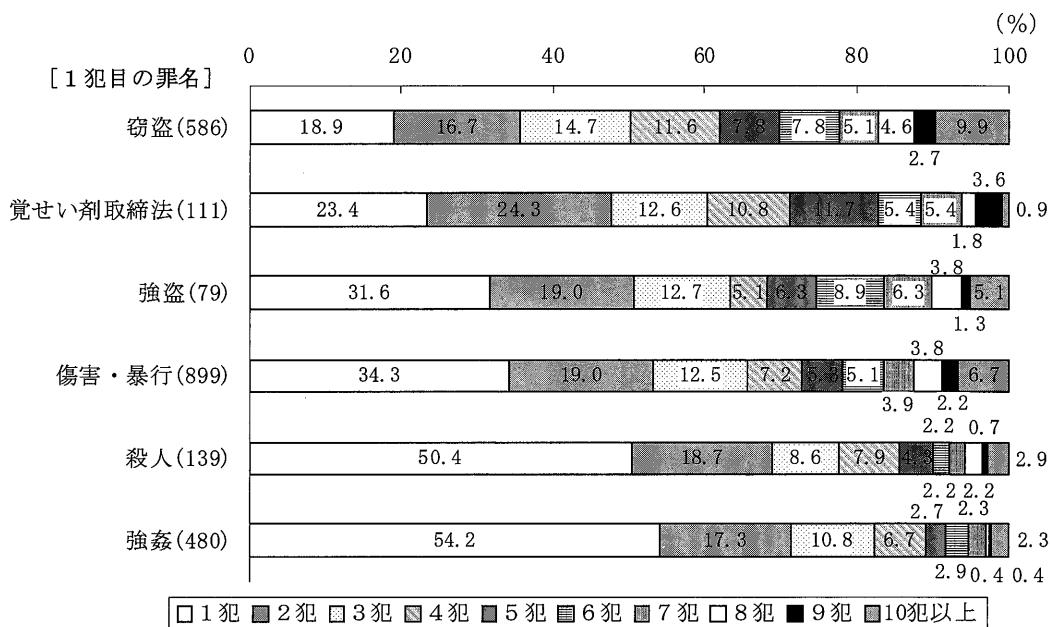
さらに、1犯目の罪名別に再犯状況に特徴があるのかどうかを見るため、総犯歴数別に構成比を見たのが2-4-2-3-5図である。

5犯以上犯歴を重ねている者について見ると、窃盗の者が38.1%、覚せい剤取締法違反の者が28.8%、強盗の者が31.6%、傷害・暴行の者が27.0%であった。一方、殺人の者は14.4%、強姦の者は11.0%であり、他の罪名の者と比較すると、再犯傾向は高くはない。ただし、そもそも半数以上の者が再犯に至ることを考えると、裁判時少年においては、一般的な犯罪性の強さについて、決して軽視できるものではない。

1犯目と2犯目までの再犯期間、及びそれらについて1犯目の罪名別に見たのが2-4-2-3-6図である。

裁判時少年のうち再犯があった者について、1犯目から2犯目までの再犯期間を見ると、全体では、半年以内が10.9%、1年以内が27.5%であり、約5割が2年内に再犯している。他の年齢層の再犯期間と比べると(2-4-4-1図参照)、年齢的に近接している、

2-4-2-3-5図 裁判時少年の1犯目の罪名別・総犯歴数別構成比

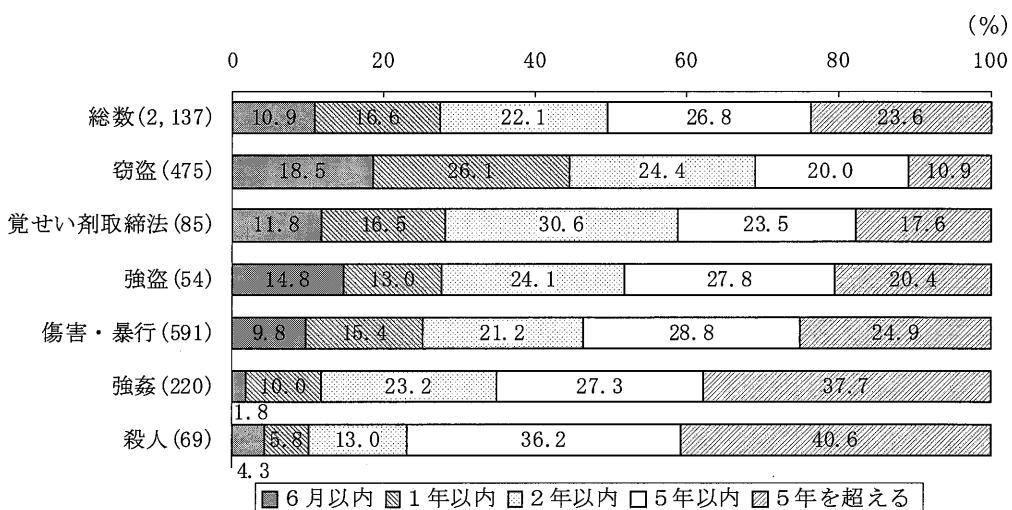


注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。

3 () 内は、実人員である。

2-4-2-3-6図 裁判時少年の1犯目の罪名別・再犯期間別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。

3 () 内は、実人員である。

20歳前半の2年以内の再犯率が約47%であるとのおおむね同様の傾向である。

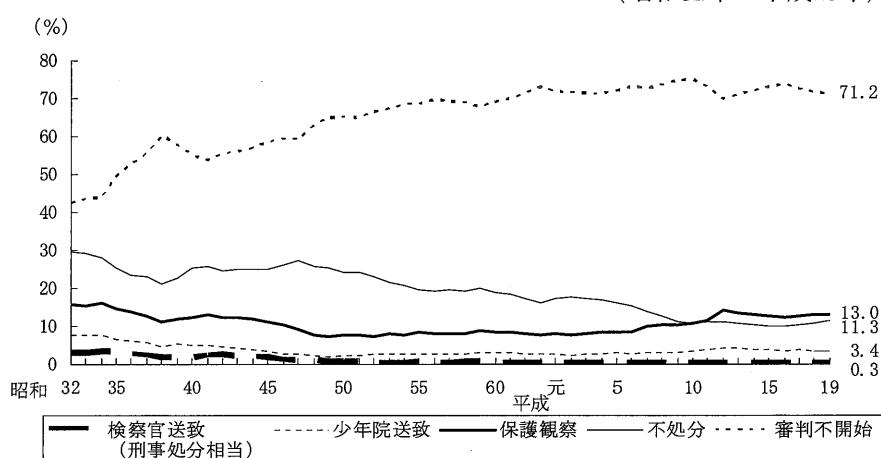
次に、1犯目の罪名別に2犯目（罪名は問わない）までの再犯期間を見ると、窃盜の者については、半年以内が18.5%，1年以内が44.6%，2年以内が約7割、再犯に至っている。覚せい剤取締法違反の者については、半年以内が11.8%，1年以内が28.2%，2年以内では約6割が再犯に至っている。1犯目の罪名が、窃盜と覚せい剤取締法違反の者につ

いては、成人同様(2-4-4-2図参照)、再犯期間が他の罪名に比べて短い。また、1犯目の罪名が、強姦、殺人の者については、2年以内の再犯率が、強姦の者が35.0%、殺人の者が23.2%と、成人同様、他の罪名に比べて再犯期間は長いといえよう。ただし、強姦については成人の場合と比べると再犯期間は若干短めである。

さてここで、裁判時少年であった者が、少年保護事件全体の中で、どのような位置付けにあるかについて確認する。業過等事件を除く一般保護事件終局処理人員の主な処理区分別構成比の推移を見たのが2-4-2-3-7図である。

2-4-2-3-7図 業過等事件を除く一般保護事件終局処理人員の主な処理区分別構成比の推移

(昭和32年～平成19年)



注 1 司法統計年報による。

2 各比率は、終局処理人員（簡易送致を含む。）に占める比率である。

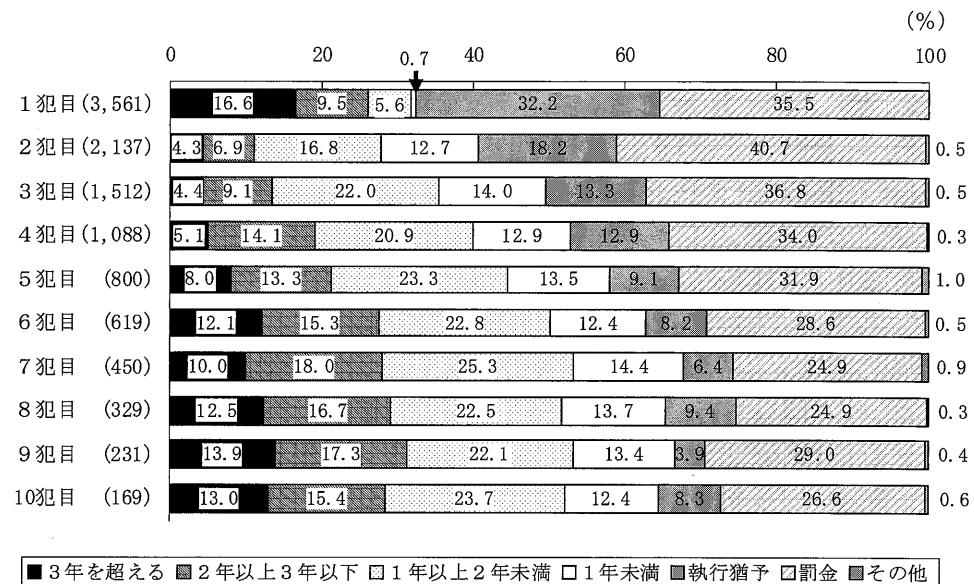
3 「業過等事件」とは、自動車運転過失致死傷・業過及び危険運転致死傷に係る少年保護事件をいう。

業過等事件（自動車運転過失致死傷・業過及び危険運転致死傷に係る少年保護事件をいう。）を除く一般保護事件について、終局処理人員の比率を見ると、終局決定が刑事処分相当として検察官送致されたのは、平成19年では0.3%にすぎず、この傾向はここ最近安定している。つまり、少年事件の大部分は、家庭裁判所における少年保護事件として終結することが分かる。

さらに、少年時に刑事裁判で有罪判決を受けた者の非行傾向を知るため、家庭裁判所の終局決定が検察官送致であった者の中で、過去に処分歴のあった者（自動車運転過失致死傷・業過及び危険運転致死傷を除く。）の比率を見ると平成15年から19年までの最近5年間を見ても72.8%から74.6%を占めていた（司法統計年報による。）。

次に、裁判時少年の量刑と再犯の関係について見る。

2-4-2-3-8図 裁判時少年の犯歴回数別量刑別構成比



■3年を超える ■2年以上3年以下 □1年以上2年未満 □1年未満 ■執行猶予 □罰金 ■その他

注 1 法務総合研究所の調査による。

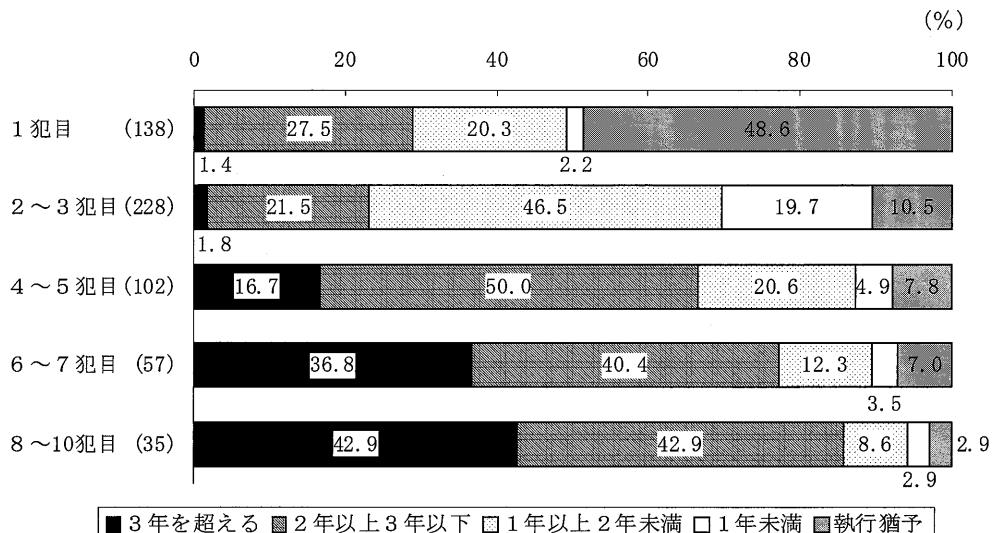
2 () 内は、実人員である。

2-4-2-3-8図は、犯歴数別に量刑の構成比を見たものである（不定期刑については長期）。ここからは、犯歴を重ねるほど執行猶予率が下がり、量刑が重くなっている傾向があることが分かる。ただし、1犯目の量刑の構成比については、懲役・禁錮の割合が32.3%と顕著に高い。成人の場合には（2-4-3-1図参照）、1犯目の量刑は、執行猶予（26.7%）と罰金（66.7%）で9割以上を占め、懲役・禁錮を併せた実刑の比率は、全体の約5%に過ぎないことを考えるとかなり特殊である。これについても、裁判時少年の場合、犯罪自体の内容が重大、または非常に悪質なために、量刑が重くなっているということが推測される。2犯目以降の量刑についても、1犯目ほど顕著な偏りはなくなっているが、全体の量刑は重い傾向にあり、成人の犯歴でいうと、3犯目から4犯目に近いものと言えなくもない。

また、各犯歴数欄に、括弧書で示してある実員数を見ると、成人の場合、1犯目から、科刑によって当該犯歴回数に係る実人員は激減していき、1犯目（712,893件）から2犯目（206,238件）には、約7割、3犯目（99,702件）では、2犯目の約5割の者に再犯が見られなくなっているのに対し、裁判時少年の場合には、2犯目（2,137件）約4割、3犯目（1,512件）では約3割に満たない者に再犯が見られなくなっているにすぎない。ここから、裁判時少年は、成人に比して、より重い刑罰に付されているにもかかわらず、犯罪を繰り返す者が相当数存在することが分かる。なお、参考までに、裁判時少年について、1犯目の執行猶予の内訳を見ると、半数以上が保護観察付執行猶予に付されていた。

次に、裁判時少年で、1犯目に窃盗に至り、その後も、窃盗のみを繰り返し再犯した者について、量刑を見たのが、2-4-2-3-9図である。

**2-4-2-3-9図 裁判時少年の犯歴回数別量刑別構成比
(窃盗のみを繰り返した者)**



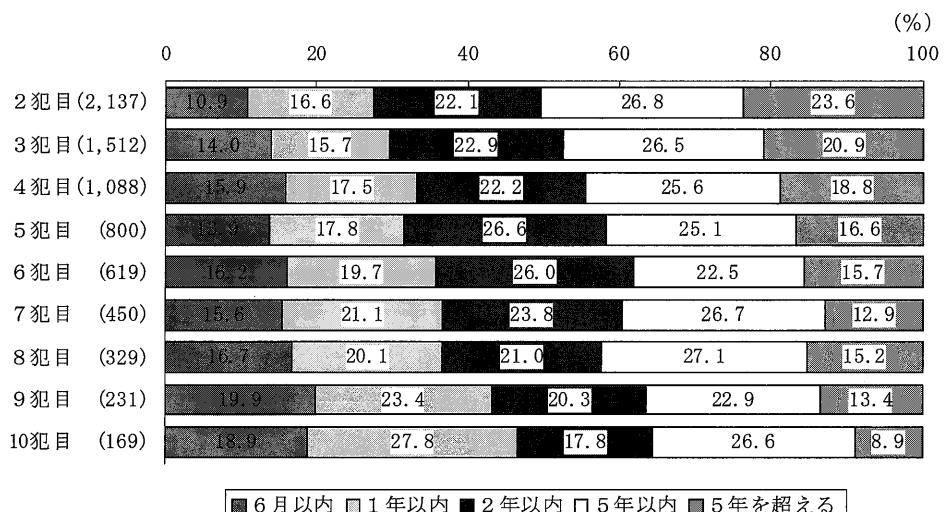
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実人員である。

図の中で、量刑の2～3犯目というのは、2犯目及び3犯目の人員を併せてている。1犯目で見ると、窃盗のみを繰り返した裁判時少年の半数ほどが、懲役・禁錮に付されている。成人の場合には、懲役・禁錮に付される者が約1割程度であることと比較すると、ここでも、成人に比して量刑が重く、犯罪が悪質であることが見てとれる。

次に、犯歴回数別に再犯期間に特徴があるかを見たのが**2-4-2-3-10図**である。

2-4-2-3-10図 裁判時少年の犯歴回数別再犯期間別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実人員である。

ここで、2犯目（2,137件）から3犯目（1,512件）と、大幅に実数が減っていることからは、量刑が重くなることによる抑止効果であることが考えられるものの、一方、犯歴を重ねるごとに再犯期間が短くなっていることからは、刑を受けながらも再犯期間を短くしつつ犯歴を重ねる者が一定数存在することも推測できる。特に、成人に比して量刑が重いにもかかわらず、実数の減少の割合が格段に少ないことからは、①犯罪全体について、10犯目までに至る時間的経過及び年齢犯罪曲線を念頭に置くと、裁判時少年の場合、自然減の作用が成人よりも少ないと、②犯罪性が成人に比して相当進んでいること等が考えられよう。

小 括

以上のように、裁判時少年は、それまでにも非行を行い、保護処分によって指導を繰り返し受けながら更生できずにいるか、あるいは犯罪自体が悪質重大であるなど、いずれにしても犯罪・非行がかなり進んでいる場合が多いことは、その後の再犯状況から見ても明白であることが判明した。すなわち、少年時に刑事裁判で有罪判決を受けた者は、刑事処分相当とされた特殊な対象者であり、その後の再犯率や事件への寄与率が極めて高く、刑事処分によってもなかなか改善が難しい。裁判時少年の場合は、「初回の前科者」とは言っても、その性質は極めて高い累犯的性質を持つものが多く、そうした特徴を踏まえた上の処遇をしていく必要がある。

裁判時少年は、他の年齢層に比して再犯率、同種再犯率が高く、再犯期間は短い傾向があることから、刑事施設から出所させる際には、特に、出所後の半年から1年以内に重点的な働きかけが重要となろう。

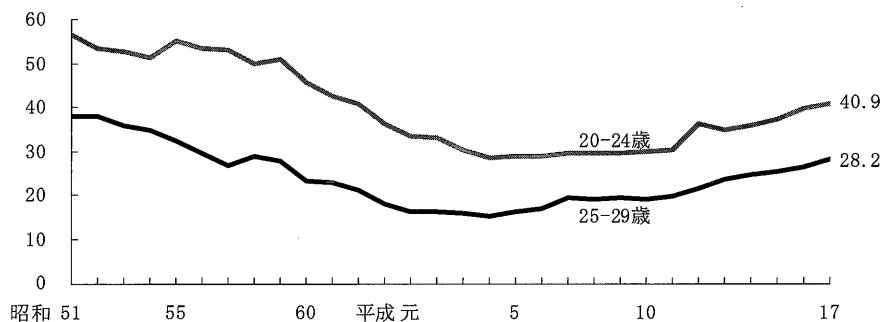
また、裁判時少年について、成人同様、またそれ以上に、窃盗及び覚せい剤取締法違反の者が繰り返し同種再犯に至る可能性が高いことに留意し、罪名の特徴に応じた対策が効果的である。一方で、殺人や強姦については、裁判時少年の場合、他の犯罪に比して再犯率は低いものの、成人に比べれば再犯率が高いことから、一般的な犯罪性を有している者が多数であることに留意して、再犯対策を検討していく必要があろう。

4 若年者

日本における少子高齢化の影響を受けて、20歳代の人口は平成9年以降減少を続けていく。しかし、1犯目の裁判時に若年者であった者の当該年齢層人口10万人当たりの比率(犯罪率)は、4年に過去30年間で最低となって以降ほぼ一貫して上昇を続けている。その結果、17年には、20歳代前半が昭和62年(1987年)の水準に、20歳代後半が59年(1984年)の水準に、それぞれ戻った(2-4-2-4-1図)。

2-4-2-4-1図 1犯目の裁判時に若年者であった者の人口比の推移

(昭和51年~平成17年)



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省統計局の人口資料による。

2 人口比は、当該裁判年における当該年齢層人口10万人当たりの人員の比率をいう。

3 「若年者」とは、20歳代の者をいう。

年齢犯罪曲線に従えば、加齢とともに、新たに犯罪を行う者及び再犯を行う者はいずれも減少するはずである。そこで、70万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象として、年齢層別に、それぞれの年齢層において1犯目を行った者が、2犯目以降を行う比率を検討したのが2-4-2-4-2図である。これによると、20歳代前半で1犯目を行った者

2-4-2-4-2図 1犯目の年齢層別・再犯の有無別人員構成比

	再犯あり		再犯なし	
	割合	実人員	割合	実人員
20-24歳 (283, 488)	41.0		59.0	
25-29歳 (153, 512)	28.2		71.8	
30-34歳 (99, 469)	22.5		77.5	
35-39歳 (66, 787)	18.0		82.0	
40-44歳 (44, 047)	14.3		85.7	
45-49歳 (29, 263)	11.2		88.8	
50-54歳 (18, 156)	9.2		90.8	
55-59歳 (10, 053)	6.6		93.4	
60-64歳 (5, 044)	5.7		94.3	
65歳以上 (3, 079)	4.9		95.1	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実人員である。

の約4割、20歳代後半の者についてもほぼ3割が再犯を行っており、他の年齢層に比べて、1犯目を行った者が2犯目以降を行う可能性（以下「再犯者化率」という。）が高く、加齢とともに、再犯者化率は減少しているので、年齢犯罪曲線に沿った結果と言える。

ちなみに、本節冒頭の総説で述べた35万人再犯者犯歴（全期間）を対象とする分析においては、20歳代前半の犯罪者のうち約5%が10犯目まで行う多数回再犯者化していること、20歳代後半の犯罪者については、約15%前後が5犯目まで、約2.4%が10犯目まで行う多数回再犯者化していることが確認されており、これらの年齢層の犯罪傾向の強さを裏付ける実証的根拠となっている。

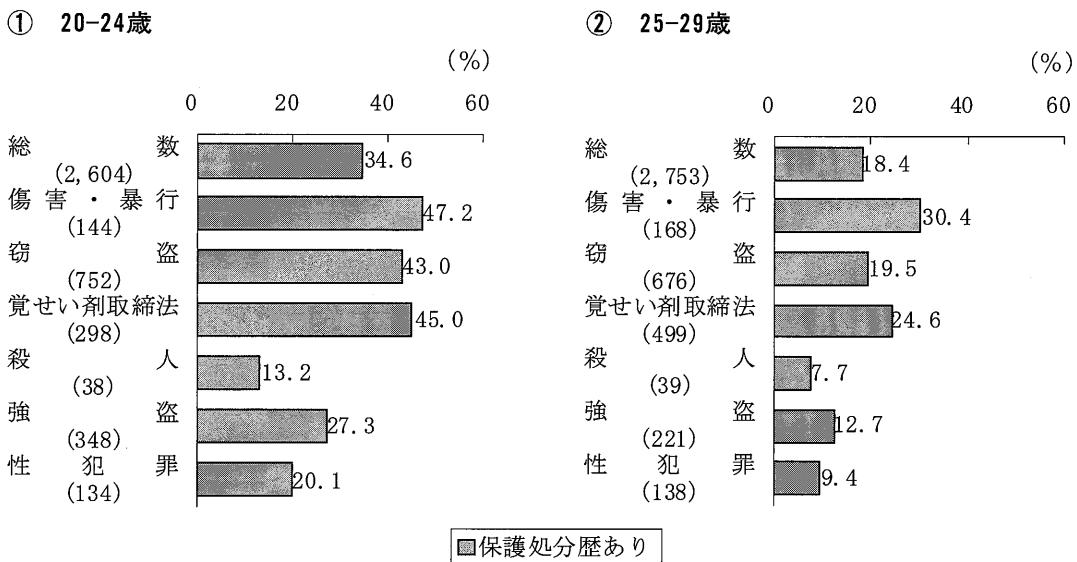
他方、若年者は、平均余命が長く再犯の機会が多いことから、一定期間に累積した犯歴数において比較すると、年長者よりも若年者に関して再犯者化率が高めに現れるのではないかとの疑義があり得る。

そこで、35万人再犯者犯歴（全期間）を対象に、昭和25年（1950年）から平成18年（2006年）の間（58年間）に累積した犯歴数をもとに、10年ごとに期間を区切って、それぞれの期間内に1犯目を行った者が、その後、基準日までに何回再犯を行ったかを、初犯時年齢層別に分析した。具体的には、①1950年代（昭和25年（1950年）～34年（1959年））、②1960年代（35年（1960年）～44年（1969年））、③1970年代（45年（1970年）～54年（1979年））、④1980年代（55年（1980年）～平成元年（1989年））、⑤1990年代（2年（1990年）～11年（1999年））の各10年間に、それぞれ1犯目を行った者が、その後、基準日までに何回再犯をしたかを年齢層別に見た。

その結果、①～⑤すべての期間を通じて、20歳代前半で1犯目を行った者のほぼ過半数が3犯目以上に進むことが確認された（①～④については、56.6%～57.6%，⑤については、49.3%。ただし、⑤は、1犯後の追跡期間が最短で6年と短いことの影響を受けていると推測される。）。もし、平均余命の長さが再犯者化率に影響するのであれば、①の期間に若年者として1犯目をした者は、④の期間に若年者として1犯目をした者よりも再犯者化率が高いはずである。しかし、分析の結果、①～④の期間を通じて、若年者として1犯目をした者が3犯目以上に進む比率に変化はなかった。これは、平均余命の長さと再犯者化率に関連性はなく、若くして犯罪を始めた者は、3犯以上の再犯者となる比率が他の年齢層に比べて高いことを示していると考えられる（①～⑤の期間を通じて、20歳代後半で3犯目以上に進む者の比率は、20歳代前半と比べておおむね10ポイント低く、以後、年齢を重ねるごとに、比率は更に低下している。）。

このように犯罪傾向が強い20歳代の者には、少年時における非行・犯罪傾向が矯正されないまま成人に達した者が含まれているのではないかと推測される。少年時における非行・犯罪は、原則として保護処分の対象となるため、有罪の確定判決の記録を集めた電算犯歴には登録されていない。そのため、同一人について、少年時から成人以降まで記録上継続的に追跡調査することはできない。しかし、受刑者については、その少年時の非行・

2-4-2-4-3図 初入新受刑者の年齢層別・罪名別保護処分歴
(平成18年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 「性犯罪」とは、強姦及び強制わいせつをいう。
3 () 内は、実人員である。

犯罪による保護処分歴を調査しているので、ここで問題となっている20歳代の初入新受刑者を対象に、法務省大臣官房司法法制部の統計をもとに保護処分歴の有無を罪種別に調査することは可能である。このような観点から、平成18年の初入新受刑者の保護処分歴の有無を罪種別に見たのが**2-4-2-4-3図**である。これによると、特に20歳代前半の者であって、本編第1章で示した主要な犯罪である窃盜、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反を行って受刑している者の場合、「保護処分歴あり」の比率が高いことが分かる。さらに、20歳代前半の者これら3罪種に関する経年変化（8年から17年）を見ると、保護処分歴ありの比率は、いずれの罪種も、おおむね30%～50%台の間で推移しており、**2-4-2-4-3図**の傾向が変わらずに続いていることが分かる（矯正統計年報による。）。ちなみに、20歳代後半以降、いずれの罪種においても、「保護処分歴あり」の比率は大幅に低下し、年齢が高くなるほど、その比率は低くなっている。

この結果を踏まえると、拘禁刑に処せられるほど犯罪性が進んでいるか、又は重大な犯罪を行った20歳代前半の者については、少年時の保護処分歴がある者が多いことから、20歳代前半の犯罪者のうち、後に再犯者化している者の中には、このような者が含まれていることが推測される。

欧米を中心とする諸外国では、このような観点から、犯罪・非行を行う危険性のある児童・少年 (children, youth at risk) に関しては、当該対象者の家族を含めた早期介入 (early intervention) の対象とすることにより、犯罪者化及び再犯者化することを予防する施策 (第2次の予防) に重点が置かれている。これは、刑事司法及び国民全体が負担する費用対

効果の分析から、再犯者化した者に対して、刑事司法制度及び関係機関・団体等が多大の社会資源を投入して、その再犯を防止する（第3次的予防）よりも、犯罪を繰り返す前段階で食い止めた方が、結果として費用対効果に優れていることが実証研究によって明らかにされたことを踏まえている。また、早い段階での犯罪者化の防止は、本人の更生及び社会への再統合にとっても有利であり、更生した彼らの向社会的活動による社会貢献も期待できるとされている（詳細は第3編第1章第2節、第2章から第5章の調査対象国における第2次予防関係の諸施策及び第4編参照）。

以上をまとめると、①若年者の中で、取り分け20歳代前半に1犯目を行った者は、その後3犯目以上の犯罪に進む比率が高く、②傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反を行って20歳代前半に刑務所に初めて入った者については、既に少年時の保護処分歴のある者が多い。それゆえ、①現在これらの年齢層にある者及び②これらの年齢層に1犯目を行った者（現在は年長者）に対して、強化した再犯防止策が必要であることをこれらのデータは示している。また、今後実証研究を集積することにより、少年時の保護処分歴のある者の中で、どのようなリスク要因を抱えた者が成人に達してから再犯者化するのかについて探求し、それらの者に対する効果的な早期介入の施策を講じることも同時に重要と考えられる。

5 高齢者

(1) はじめに

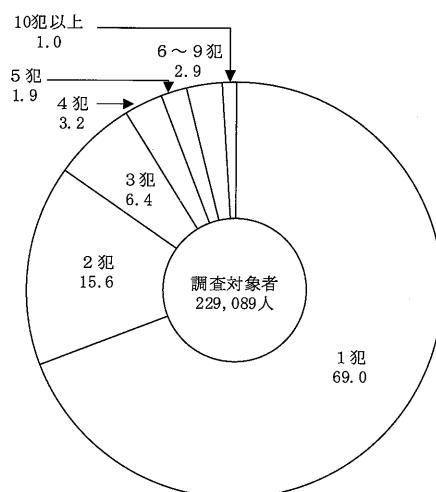
年齢犯罪曲線によれば、加齢に伴って犯罪率は低下するが（本編第4章第2節1参照）、日本における最近20年間の高齢犯罪者の傾向はそれと異なり、高齢犯罪者の増加率は、高齢者人口の増加率を大きく上回っている上（平成20年版犯罪白書7-1-13図）、高齢になって初めて犯罪をする者も増えている（後記2-4-2-5-7図）。

ここでは、その要因について、次の二つの犯歴を主として対象しながら高齢犯罪者の実態について分析する。それらは、①「高齢犯罪者犯歴（全体）」（該当人員は22万9,089人（以下「調査対象者」という。）、犯歴の件数は40万2,252件）及び②「調査対象高齢犯罪者犯歴」（該当人員は5,115人（調査対象者の中で、裁判確定時65歳以上の犯歴のあった、ほぼ70歳以上の者（以下、「調査対象高齢犯罪者」という。））、犯歴の件数は5,924件）である。調査対象者を、2005年時点で、ほぼ70歳以上の高齢犯罪者に限定した理由は、65歳になってから最低5年間（ほぼ70歳まで）、犯歴の追跡期間を設定することが、高齢犯罪者の特質を研究する上で必要と考えたからである。

(2) 調査対象者及び調査対象高齢犯罪者の概要

全体の傾向として調査対象者に含まれる初犯者と再犯者の比率を見ると、約7対3であることが分かる（2-4-2-5-1図）。この比率は、100万人犯歴についての分析結果とほぼ同じである（初犯者71.1%、再犯者28.9%、平成19年版犯罪白書222頁）。また、再犯者について、総犯歴数別に2犯から10犯以上の多数回再犯者までの構成比を見ても、調査対象者と本編第1章に掲げた100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）との間で大きな相違はなかった。すなわち、調査対象者のような一部の年代の者を50年以上追跡調査した犯歴と、年齢を特定しない100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）とを比較すると、初犯者と再犯者の比率は、いずれの場合も同様であった。

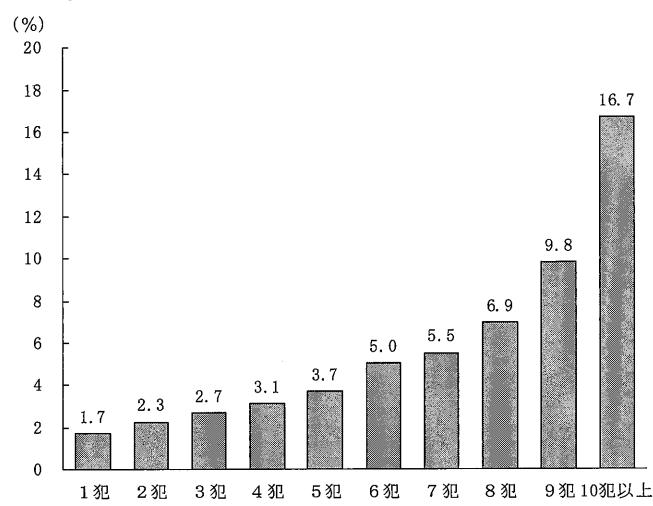
2-4-2-5-1図 調査対象者の総犯歴数別人員構成比



注 法務総合研究所の調査による。

2-4-2-5-1図は、65歳以上における犯歴のある者だけでなく、若年時、壮年時に犯罪を行って犯歴を登録され、調査時に高齢者となっていた者を含んでいる（犯罪を行った当時の年齢を問わない）。そこで、**2-4-2-5-1図**で示した調査対象者の総犯歴数の中に、調査対象高齢犯罪者がどの程度含まれているかを見ると、総犯歴数が増えるにつれて、調査対象高齢犯罪者の比率は高くなっている。10犯以上の者の場合、16.7%の者が、高齢期に至るまで犯罪を続けていることが分かる（**2-4-2-5-2図**）。

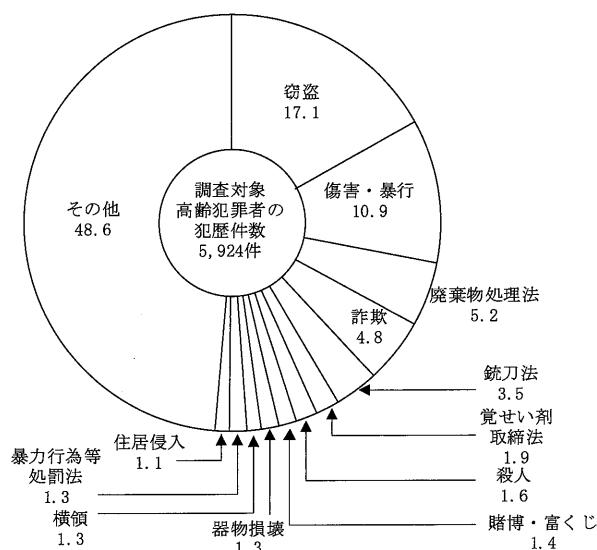
2-4-2-5-2図 調査対象者中の総犯歴数別65歳以上の犯歴がある者の比率



注 法務総合研究所の調査による。

調査対象高齢犯罪者が行った犯罪の罪名別構成比を見ると、多い順に、窃盗、傷害・暴行、廃棄物処理法違反、詐欺となっている（**2-4-2-5-3図**）。

2-4-2-5-3図 調査対象高齢犯罪者の罪名別65歳以上の犯歴件数構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「調査対象高齢犯罪者の犯歴件数」とは、調査対象高齢犯罪者の65歳以上の犯歴を合算したものである。

3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

(3) 高齢犯罪者の罪種別・裁判時の前科の有無別人員の推移等

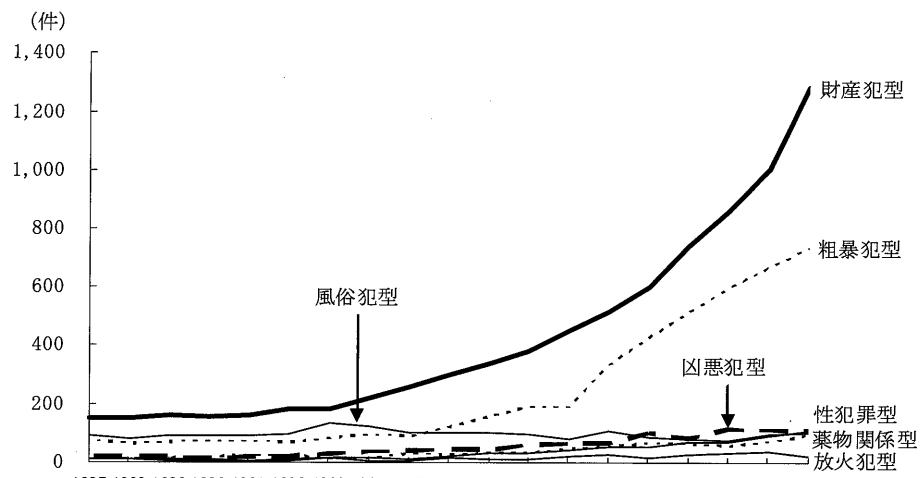
ここでは、まず、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（20年）を対象に、1987年から2005年までの間における高齢犯罪者による七つの罪種別人員の推移を見る。最近約20年間の犯歴を対象としたのは、この期間に、高齢犯罪者が大幅に増加したからである。

①「財産犯型」とは、窃盗（常習累犯窃盗を含む。）、不動産侵奪、詐欺、背任、横領（占有離脱物横領を含む。）及び盗品等に関する罪を、②「粗暴犯型」とは、傷害、傷害致死、暴行、凶器準備集合、脅迫、恐喝及び暴力行為等処罰に関する法律違反を、③「凶悪犯型」とは、殺人、強盗、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、④「風俗犯型」とは、わいせつ文書頒布等、賭博・富くじ、競馬法違反、自転車競技法違反、モーター艇競走法違反、小型自動車競走法違反、風俗営業法違反及び売春防止法違反を、⑤「性犯罪型」とは、公然わいせつ、強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、⑥「薬物関係型」とは、あへん煙に関する罪、麻薬特例法違反、覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反、大麻取締法違反及び毒物劇物取締法違反を、⑦「放火犯型」とは放火、延焼罪及び消火妨害罪を、それぞれ意味する。

約20年間の特徴を見ると、財産犯型の増加が著しく、粗暴犯型がこれに続いて増加していること、その他の罪種の増減はおおむね横ばいであることなどが分かる（2-4-2-5-4図）。

2-4-2-5-4図 高齢者の裁判の年次別・罪種別件数の推移

（1987年～2005年）

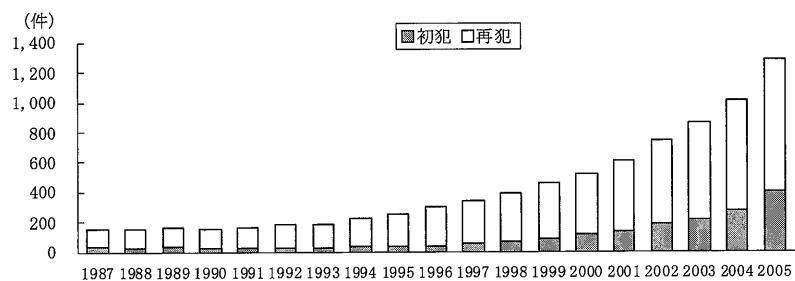


注 法務総合研究所の調査による。

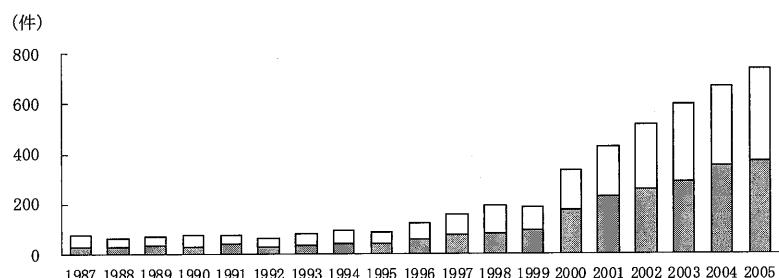
このうち、上記①～③及び③中の殺人について、1987年から2005年までの各年の人員、初犯・再犯の内訳の推移を見ると、①財産犯型では、再犯者の割合が一貫して高く、②粗暴犯型では、初犯者と再犯者が相半ばしているが、③凶悪犯型と殺人においては、初犯者の割合が高い（2-4-2-5-5図①～④）。

**2-4-2-5-5図 高齢者の裁判の年次別・初犯・再犯別件数の推移
(1987年～2005年)**

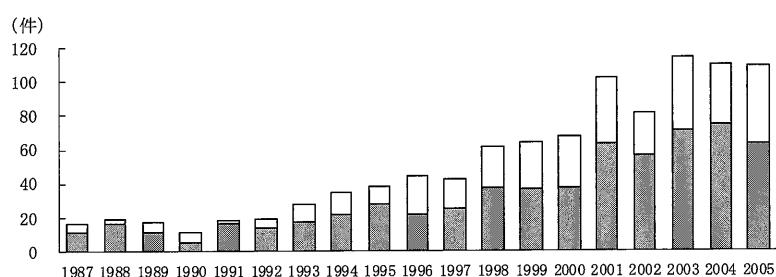
① 財産犯型



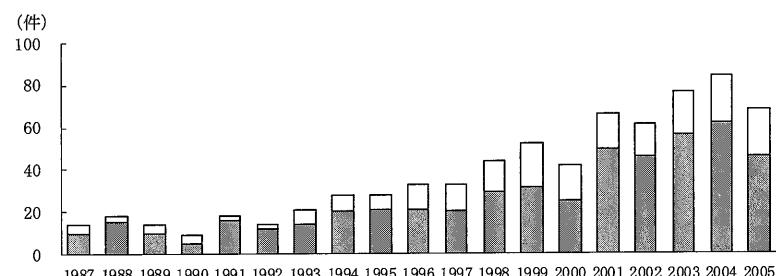
② 粗暴犯型



③ 凶悪犯型



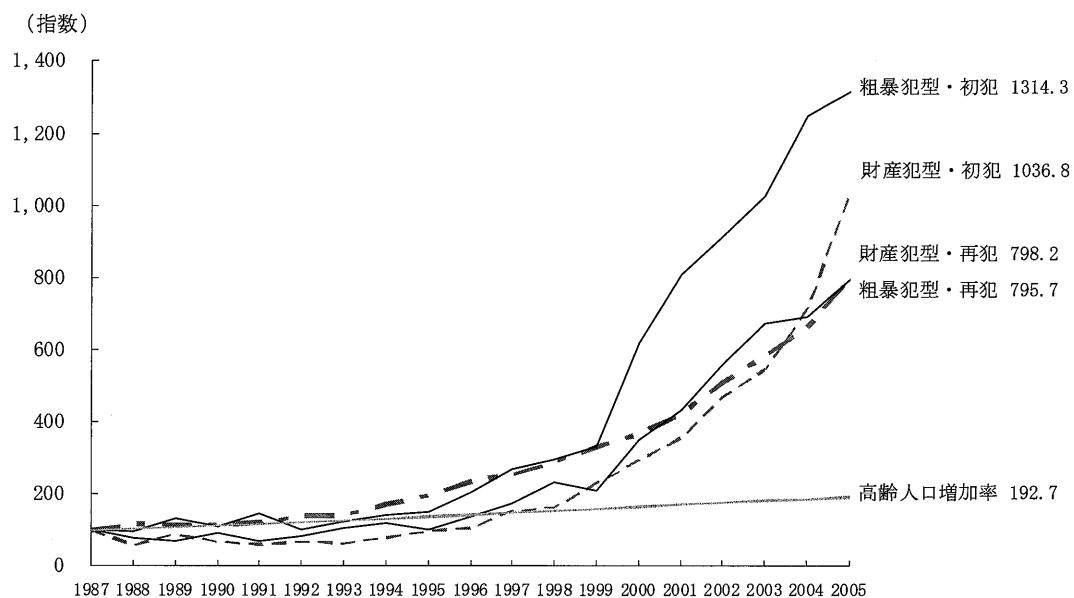
④ 殺人



注 法務総合研究所の調査による。

前記の中で、特に増加が著しい高齢者による財産犯型と粗暴犯型について、初犯・再犯に分けた上、1987年（昭和62年）を100として、2005年（平成17年）までの増加率を見ると、①財産犯型では、初犯・再犯ともに一貫して高い増加率を示し、かつ、初犯の増加率が、2004年以降、再犯の増加率を上回って、より急激に増加した。②粗暴犯型では、1999年以後、初犯の増加率が再犯の増加率を上回って、以後、初犯は極めて高い増加率を示している（2-4-2-5-6図）。財産犯型及び粗暴犯型とともに、高齢者人口の増加率を大きく上回っている。

**2-4-2-5-6図 高齢者の初犯・再犯別件数の推移（1987年を100とした指標）
(1987年～2005年)**



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1987年を100とした指標である。

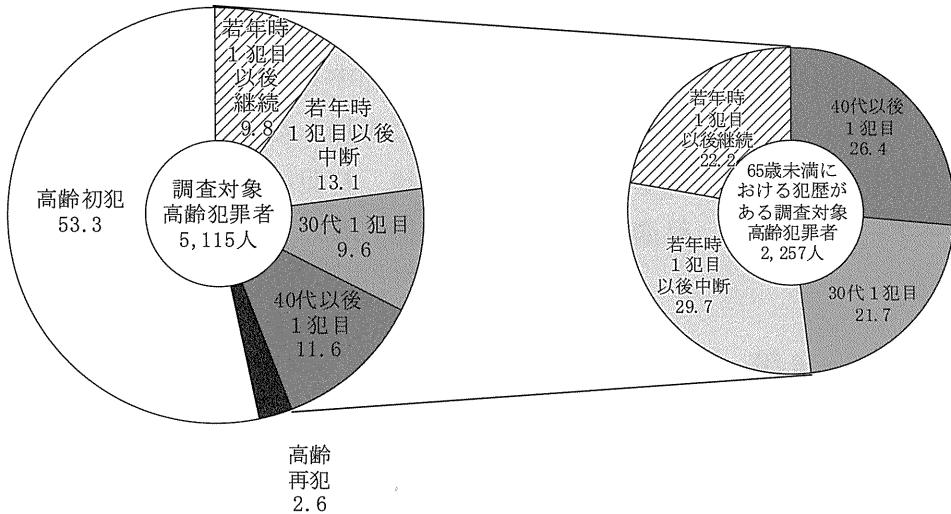
(4) 1犯目の年齢層から見た調査対象高齢犯罪者の類型

ここでは、調査対象高齢犯罪者犯歴を対象に、犯罪を始めた年齢である1犯目の年齢層及び犯罪反復パターンとの組合せから、調査対象高齢犯罪者を幾つかの類型に分けてその特徴を分析する（2-4-2-5-7図）。

これによると、高齢に達してから犯罪を行い、かつ、初犯でとどまっている者（以下「高齢初犯者」という。）は調査対象高齢犯罪者の53.3%と過半数を占めているが、他方、2.6%の者は再犯を行っている。

初犯でとどまっている者への対策としては、それまでの長い人生において罪を犯すことなく生活し、高齢になって初めて犯罪に走った要因についての分析が必要である。一方で、これら高齢初犯者に対する処分の内訳を見ると、その71.9%が罰金刑であり、また、公判請求されても執行猶予に付された者は22.6%であって、いきなり実刑に処せられた者は5%に満たないことから、犯罪の内容自体は、それほど深刻な状況ではないものが多いと

2-4-2-5-7図 調査対象高齢犯罪者の犯歴時年齢別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「高齢初犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が1である者をいう。

「高齢再犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が2以上である者をいう。

「40代以後1犯目」は、40～64歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「30代1犯目」は、30～39歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後中断」は、①29歳までに1犯目の犯歴があり、50～64歳に犯歴がなく、65歳以上における犯歴がある者、又は、②29歳までに1犯目の犯歴があり、30代及び40代に犯歴がなく、50～64歳及び65歳以上に犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後継続」は、29歳までに1犯目の犯歴があり、65歳までほぼ継続的に犯歴がある者をいう。

推察される。

そこで、調査対象高齢犯罪者による犯罪の実態を高齢初犯者(2,726人)について見ると、まず罪名別では、多い順に、傷害・暴行(315人、11.6%)、廃棄物処理法違反(215人、7.9%)、窃盗(160人、5.9%)となっている。これらに対する処分の状況では、傷害の78.4%(182人)、暴行の100%(83人)、廃棄物処理法違反の91.6%(197人)の者が、罰金に処せられている。他方、窃盗では91.9%(147人)の者が懲役に処せられ、残りが罰金であったが、前者のうち97.3%(143人)の者は、懲役の執行が猶予されており、実刑はわずか4人に留まっている。

他方、高齢になってから1犯目を行い、以後犯罪を繰り返す者(以下「高齢再犯者」という。)については、特徴的な傾向が見られるので次項((5)参照)で更に分析する。

それから、調査対象高齢犯罪者の中、高齢に達する以前の犯歴がある者(以下「高齢累犯者」という。)は44.1%であり、その中に、若年時に1犯目を行って以降、中年から高齢に達するまでほぼ間断なく犯罪を続けている者が、調査対象高齢犯罪者の中でも9.8%いる(若年時1犯目以後継続)。そのうちには、多数回再犯者(10犯以上の犯歴のある者)が62.9%含まれており、一人で生涯に犯す犯罪の数が多く、罪名を問わず再犯自体をする危

険性を示す「一般的再犯危険性」が高いと認められる。これらの者に対しては、前記のように、初犯で終わる過半数の高齢犯罪者と異なり、諸外国にも見られるように、それらの者の属性や環境等の外的要因分析を行って、特別の再犯防止策を検討する必要がある。

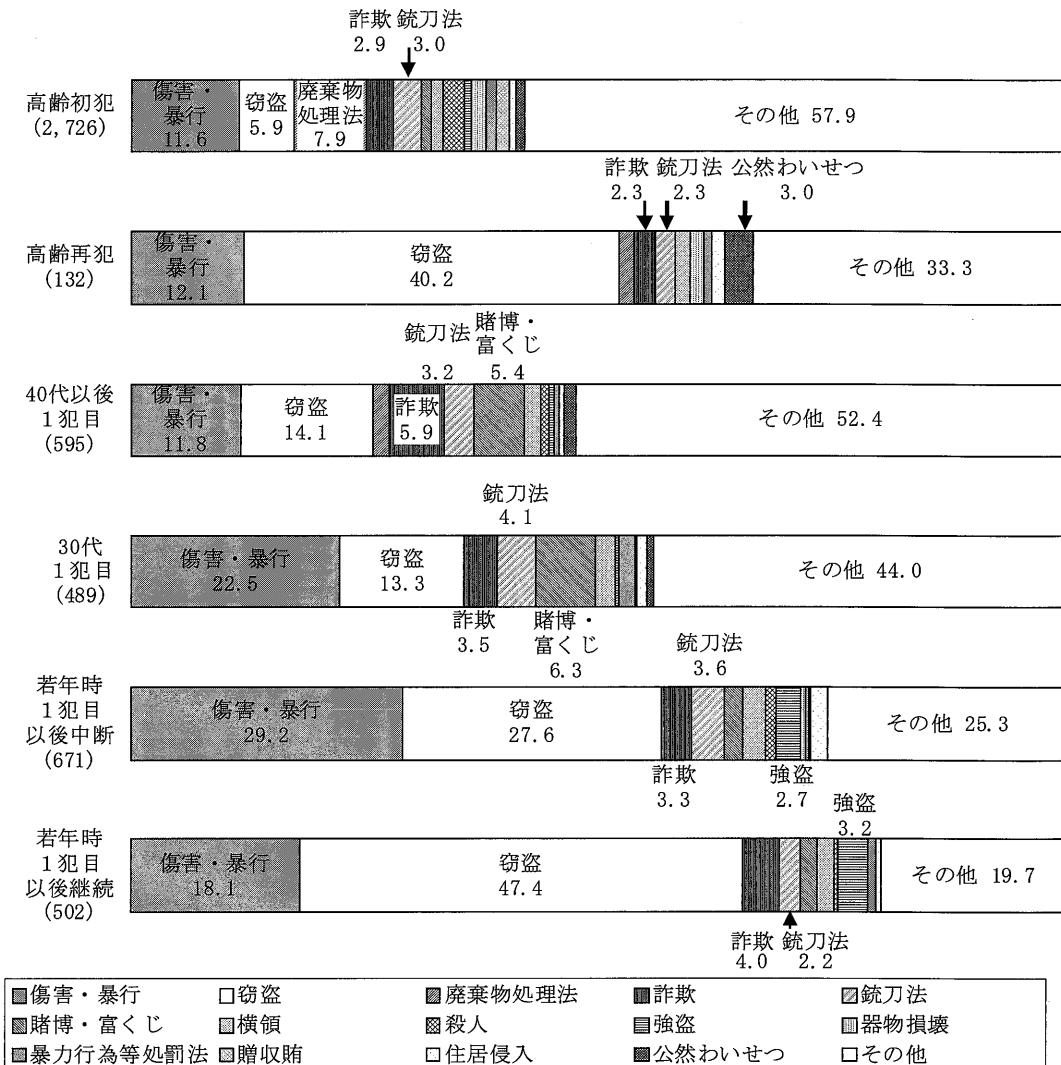
また、高齢累犯者のうちで、30歳代又は40歳代以後高齢に達するまでに1犯目を行った者（30代1犯目又は40代以後1犯目）が約半数を占めている。これは、高齢になって初めて犯罪をした者と同じく、年齢犯罪曲線に見られるような加齢に伴う犯罪率の低下傾向の流れに逆らって犯罪を始めていると評価することも可能であり（本編第4章第2節1参照），これらの者については、特に40代以後1犯目の者を中心に、壮年期の生活の崩れなど、その詳細な分析が重要である。

そこで、調査対象高齢犯罪者が高齢となる以前に犯した犯罪と高齢になってから犯した犯罪の「罪名の一致率（同種犯罪の反復傾向）」を、犯歴時年齢別に見ると、窃盗、傷害・暴行及び詐欺等が高かった。その中で窃盗の罪名の一致率について見ると、「若年時1犯目以後中断」の者で28.1%，「若年時1犯目以後継続」の者で56.3%，「30代1犯目」の者で53.8%，「40代以後1犯目」の者で75.0%となっている。特徴的なことは、若年時から一貫して犯罪を継続してきた者（若年時1犯目以後継続）と壮年期以降に犯罪を始めた者（40代以後1犯目）に窃盗の反復傾向が見られ、特にそれは後者において顕著である。また、傷害・暴行における罪名の一致率では、「若年時1犯目以後中断」の者で25.0%，「若年時1犯目以後継続」の者で22.0%，「30代1犯目」の者で27.3%，「40代以後1犯目」の者で30.0%となっており、窃盗のように、加齢に伴って一致率が上昇する傾向は見られない。しかし他方、いずれの年代において傷害・暴行を始めたものであっても、2～3割の比率の者は、高齢になってからも粗暴傾向を維持している。

（5）高齢犯罪者による犯罪の特徴

調査対象高齢犯罪者の罪名について見ると、高齢初犯者及び高齢再犯者に共通して、傷害・暴行が一定の比率を占めていることが分かるが、他方で、特徴的なのは、高齢再犯者については、絶対数は少ないものの実に40.2%の者の1犯時罪名が窃盗であることである（2-4-2-5-8図）。

2-4-2-5-8図 調査対象高齢犯罪者の犯歴時年齢別・1犯目の罪名別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「高齢初犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が1である者をいう。

「高齢再犯」は、65歳以上に1犯目の犯歴があり、総犯歴数が2以上である者をいう。

「40代以後1犯目」は、40~64歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「30代1犯目」は、30~39歳に1犯目の犯歴があり、65歳以上における犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後中断」は、①29歳までに1犯目の犯歴があり、50~64歳に犯歴がなく、65歳以上における犯歴がある者、又は、②29歳までに1犯目の犯歴があり、30代及び40代に犯歴がなく、50~64歳及び65歳以上に犯歴がある者をいう。

「若年時1犯目以後継続」は、29歳までに1犯目の犯歴があり、65歳までほぼ継続的に犯歴がある者をいう。

3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

4 各分類において、上位5番目までの罪名及び「その他」の数値を表示した。

5 () 内は、実人員である。

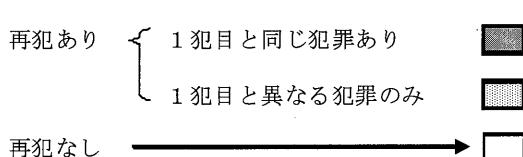
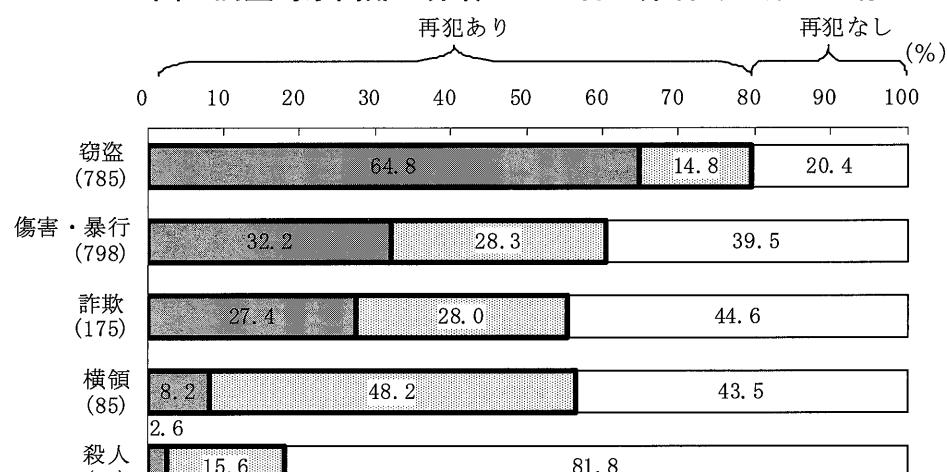
そこで、1犯時の罪名が窃盗である高齢再犯者53人について、2犯時の罪名を見ると、92.5%（49人）の者の再犯罪名が窃盗であり、この49人のうち3犯目に進んだ者（10人）の罪名は、全員が窃盗であった。このように、高齢の窃盗犯は、窃盗を繰り返す同一罪名再犯危険性が極めて高い。

さらに、調査対象高齢犯罪者の再犯傾向を1犯目の罪名（1犯目を行った際の年齢を問わない）を基準に検討すると、窃盗を1犯目の罪名とする者の同一罪名再犯危険性はかなり高く（64.8%），傷害・暴行、詐欺が続いている。全体としては、再犯ありの者が半数に近く、罪名を問わず再犯自体をする危険性を示す「一般的再犯危険性」も高い（2-4-2-5-9図）。

罪名別の同種再犯傾向を調査対象高齢犯罪者（5,115人）について検討すると、実人員が多く、同種再犯傾向も高いのは、窃盗と傷害・暴行である。

まず1犯目が窃盗で、その後1回以上再犯がある者（625人）のうち、すべての再犯が窃盗の者は29.4%（184人）、すべての再犯が窃盗というわけではないが、その再犯の中に少なくとも窃盗を1回含む者は52.0%（325人）であり、その同種再犯傾向の高さを裏付ける結果となっている。

2-4-2-5-9図 調査対象高齢犯罪者の1犯目の罪名別・再犯の有無別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

3 () 内は、実人員である。

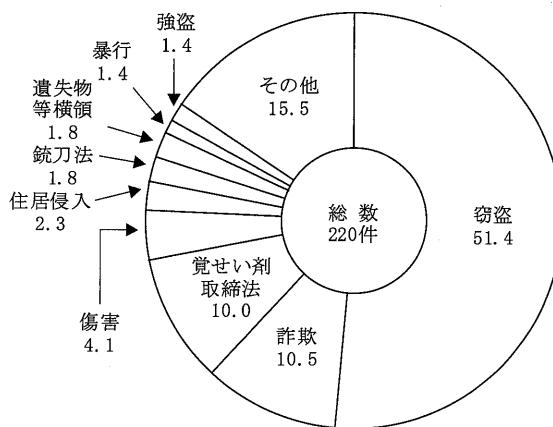
次に、傷害・暴行が1犯目で、その後1回以上再犯がある者（483人）について同様の検討をすると、すべての再犯が傷害・暴行の者は15.1%（73人）、すべての再犯が傷害・暴行というわけではないが、その再犯の中に少なくとも傷害・暴行を1回含む者は38.1%（184人）となっており、窃盗などの累行性は見られないものの、5割強の者に同種再犯が認められる。

これらの高齢再犯者の再犯期間を見ると、69.7%の者が2年以内に再犯をしており、再犯期間が短い傾向がうかがわれる。

また、50万人再犯者犯歴（全期間）を対象に、多数回再犯者の裁判時年齢層別犯歴の件数構成比の推移を見ると、近年において高齢者の占める比率が高まっていて、平成17年においては20.3%となっており、これに、55歳以上64歳以下の者を併せると64.4%に達している（本編第3章第1節、2-3-1-5図）。

これら多数回高齢再犯者（高齢者で、犯歴の件数が10犯以上の者をいう。）がどのような犯罪をしているのかを35万人再犯者犯歴（全期間）を対象として、平成17年における多数回高齢再犯者の罪名別犯歴の件数構成比を見ると、窃盗が51.4%と過半数を占め、件数において続く詐欺を併せると、全体の約3分の2が財産犯で占められている。また、覚せい剤取締法違反も10.0%おり、高齢になってもなお薬物乱用を止めることができない者が相当数含まれていることが分かる（2-4-2-5-10図）。

**2-4-2-5-10図 多数回高齢再犯者の罪名別犯歴の件数構成比
(平成17年)**



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 数多回高齢再犯者とは、65歳以上で犯歴の件数が10犯以上の犯罪者をいう。

(6) まとめ

① 罪種別対策

長い期間から見た再犯の年齢層分析（本編第4章第2節2）でも示したように、年齢犯罪曲線に沿った加齢に伴う犯罪全般の減少傾向とは別に、体力を要する粗暴犯は、他の犯罪類型以上に減少する傾向が見られる。しかし、ここでの分析結果を見ると、高齢に至っ

て、初めて、粗暴犯を行う者が急増傾向にあり、年齢犯罪曲線の一般的傾向に反して増加が著しい。また、財産犯型の初犯も、粗暴犯型の初犯に次いで近時高い増加率を示している。そこで、今後、①これらの者の属性、生活環境等の分析を進めることによって、これらの者が再犯に進むことを防止する対策を考えること及び②そもそも1犯目に至らないための高齢者に特化した効果的な粗暴犯及び財産犯の予防対策を同時に検討することが、初犯の発生を予防する上で重要と考えられる。

それから、高齢再犯者は、窃盗を反復する者が、他の罪名に比べて際立って多い。特に、高齢多数回再犯者にその傾向が顕著に見られる。そして、本項の前半で紹介したように、総犯歴数が増えるにつれて、調査対象高齢犯罪者の比率は高くなっている、10犯以上の多数回再犯者の場合、16.7%の者が、高齢期に至るまで犯罪を続けている。さらに、若年時に1犯目を行って以降、中年から高齢に達するまでほぼ間断なく犯罪を続けている者（若年時1犯目以後継続）の中には、このような多数回再犯者が62.9%含まれていることは、前記のとおりである。高齢再犯者で窃盗をする者には、①中高齢に至って失業や離婚などの生活の崩れによる生活困窮等のため生存するための手段として窃盗を行う者と②若年時から犯罪を続けた結果、生計の手段として窃盗を行う常習的な者が含まれると考えられる。前者に関しては、財産犯型の初犯者対策と同様の方法による再犯防止方法の適合性を模索する余地があると考えられる。他方、常習的な者については、その再犯危険性の高さを念頭に置いた、より特別の対策が必要である。また、若年時から犯罪を継続して高齢犯罪者となっている者については、年齢総説及び若年者の項で述べたように（本編第4章第2節1、4）、若年時の徹底した再犯防止策こそ、このような多数回高齢再犯者の発生防止の効果的対策であることを示唆している。

また、高齢に達する以前の犯歴がある者で、傷害・暴行の犯歴を有する者は、いずれの年代において傷害・暴行を始めたものであっても、2～3割の比率の者は、高齢になってからも粗暴傾向を維持していることが判明している（前記2-4-2-5-9図及び本節2の2-4-2-2-9図）、高齢粗暴犯型の再犯防止対策としては、高齢に達する以前に、諸外国に多く見られ、日本でも、社会内処遇において2008年から導入された認知行動療法に基づく暴力的傾向の改善処遇（暴力防止プログラム）を行うことが効果的と考えられる。

それから、絶対数は少ないものの、高齢になっても薬物乱用が止められない者がいることは、ここで紹介したデータ及び1犯目の年齢層別・罪種別の成り行き分析（中年以降の薬物乱用者の同一罪名再犯傾向、本編第4章第2節2）から判明している。薬物乱用は、回復まで長期間を要する上、家族や専門家、自助グループ等による支援体制が不可欠であるが、高齢者の場合、若年者等と環境が異なるので、高齢の薬物乱用者の状況を踏まえた特別の処遇を検討することも重要であろう。

② 再犯期間

高齢犯罪者の再犯期間は、他の年齢層に比べて短い者が多く見られ、69.7%の者が2年以内に再犯をしている。2年以内に再犯行為に対する有罪の判決が下されるということは、再犯の検挙から判決までの刑事手続に要する時間を考慮すると、実際の再犯行為に及ぶまでの期間はそれよりもはるかに短いことを意味している。そこで、短期間に再犯防止対策を集中して行うことが効果的であると考えられる。その際、罪種の違いによる再犯期間の違いにも留意して、焦点を絞り込むことが効率的であろう。

第3節 量刑

本節では、量刑の変化による再犯防止効果の検証のため、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として、再犯と量刑との関係について検討する。

主たる問題関心は、犯歴を重ねるにつれて、より重い刑に処せられる者の比率が増加し、それが抑止効果となって、再犯をする者の数が減少し、かつ、再犯期間が長くなっているのかどうかである。その検証のため、犯罪全体と特定の罪種について、再犯期間と再犯者数を10犯目まで調査した（2-4-3-1図①）。特定の罪種としては、本編第1章で紹介した、量的に多く、同種再犯も多い、窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反を取り上げ、1犯目から10犯目まで同じ犯罪を繰り返した者を追跡調査対象とした（2-4-3-1図②～④）。

犯歴の回数と量刑の重さについては、犯歴の回数を重ねるにつれて量刑も重くなる傾向が、犯罪全体と特定の罪種に共通して見られた。

また、再犯者数については、犯罪全体と特定の罪種に共通して大幅な減少が見られた。

他方、再犯期間については、犯罪全体、窃盗のみ又は覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれて短くなる傾向が見られた。

傷害のみを繰り返した者については、犯歴の回数を重ねるにつれ、特に6～10犯目の者に関しては、6月を超え1年以内又は1年を超え2年以内の再犯期間の者がやや増えて、若干、再犯期間が長くなる傾向が見られるが、犯歴の回数によって再犯期間の長短に顕著な違いが生ずる傾向は認められなかった。

この結果について検討すると、まず、窃盗では、複数回実刑に処せられたことによって、釈放後の就労・住居・人間関係等生活状況が全般的に不安定となっている等、犯歴の回数が多い者ほど、犯罪性の進んでいない者（2～3犯目の者）に比べて各種の再犯危険要因が多いことが、再犯期間を短くする一因となっているのではないかと推測される。

覚せい剤取締法違反については、同法違反で実刑に処せられた者のうち、営利目的を有した者と非営利目的の者の比率を比べると（1979年～2003年）、非営利目的の者が、近年、おおむね90%以上を占める状態が続いているおり、これらの者は覚せい剤乱用者と推測されることを踏まえると（平成16年版犯罪白書、5-3-2-38図、pp.308-309）、犯歴の回数を重ねるにつれて依存性が高まった結果、再犯期間が短くなっているのではないかと推測される。他方、6～10犯目の者の場合、3年を超える拘禁刑に処せられている者も相当比率見られ（12.3%）、これらの者については、拘禁中の再犯が困難であることから（刑事施設内での再犯を除き）、それに対応した部分が5年を超える再犯期間の部分（11.3%）に現れていると推測される。

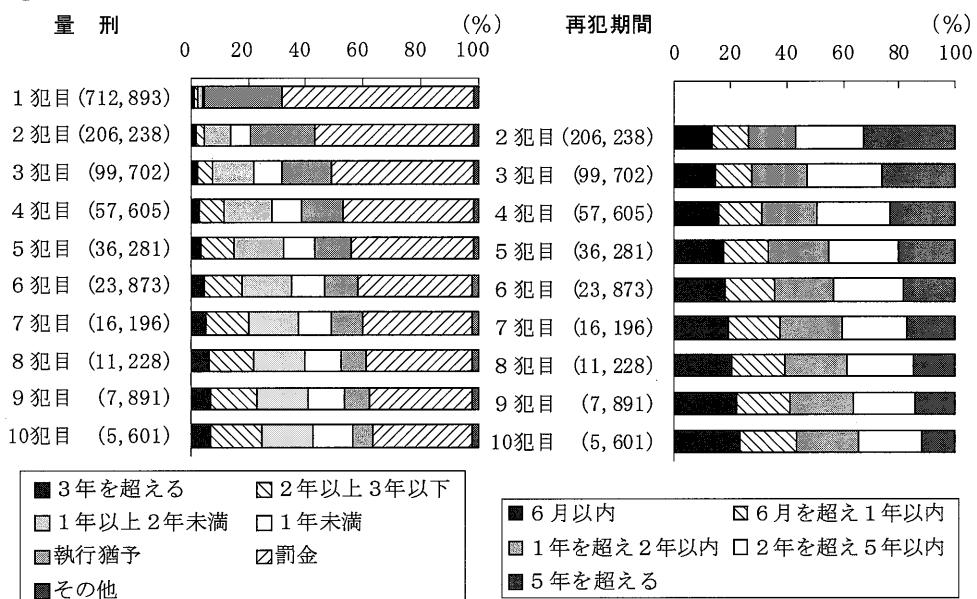
傷害に関しては、6～10犯目においても、処分は罰金が約69%を占めており、これらの者に関しては、有罪宣告後、ただちに身柄が釈放されるため、実刑の宣告を受けた場合に

比べて、再犯を行うことが可能となるまでの期間が短いことが、犯歴の回数の多寡が再犯期間に影響を及ぼしにくくなっている一因と推測される。

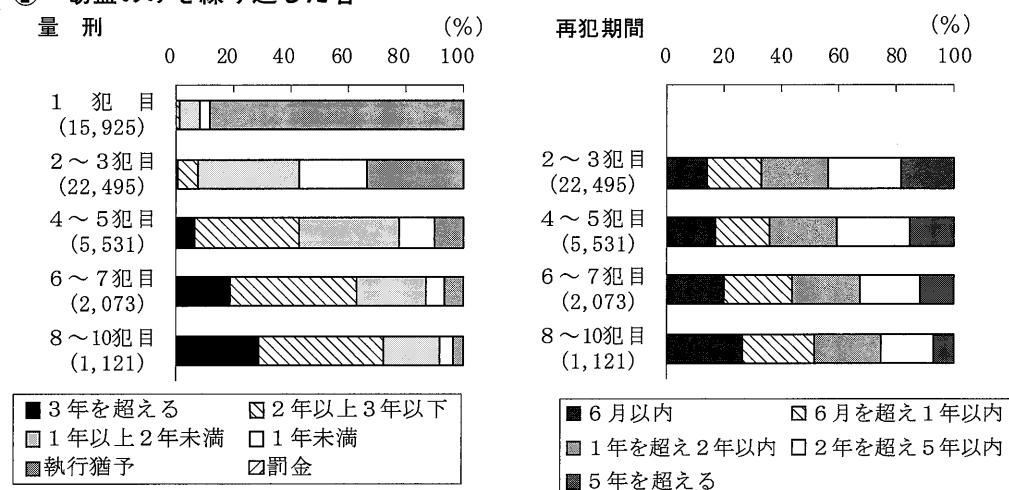
当該犯歴回数に係る実人員が、犯歴を重ねるにつれて大幅に減少している点については、量刑が重くなることによる抑止効果も否定できないものの、次のような要因も影響を与えていると考えられる。すなわち、①犯罪全体については、10犯目までに至る時間的経過及び年齢犯罪曲線を念頭に置くと、長期間にわたって犯罪を続けることができる者は少ないこと及び加齢に伴って犯罪を繰り返すことを止める者が増えることにより実人員が減少している余地があること、②罪種別についても、同一の犯罪のみを繰り返した者を10犯目まで追跡したものであるため、そこまでの常習性が認められる者の数は、その間の加齢や犯罪・事故・疾病等による死亡などにより減少が作用する余地が大きいと考えられることを踏まえると、量刑の効果のみによってこのような減少効果が認められたと認定するのは難しいと考えられる。

2-4-3-1図 犯歴回数別量刑別構成比・犯歴回数別再犯期間別構成比

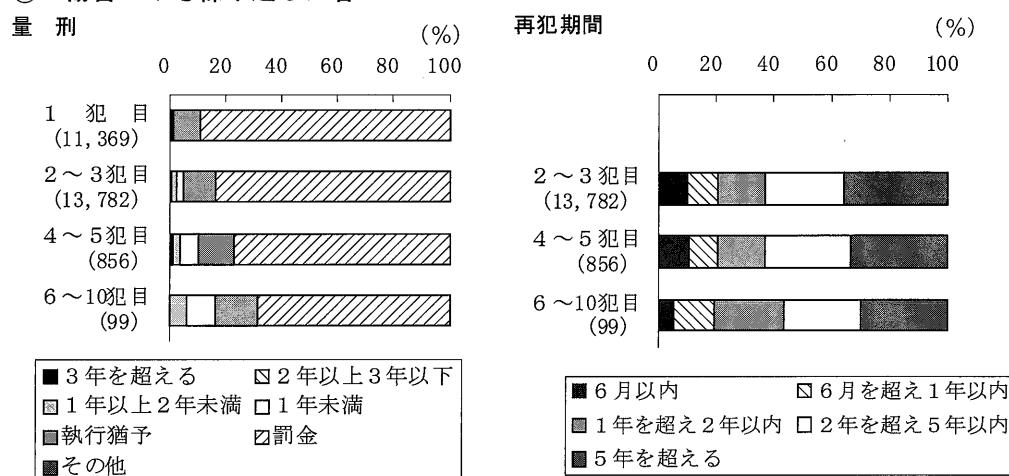
① 全体



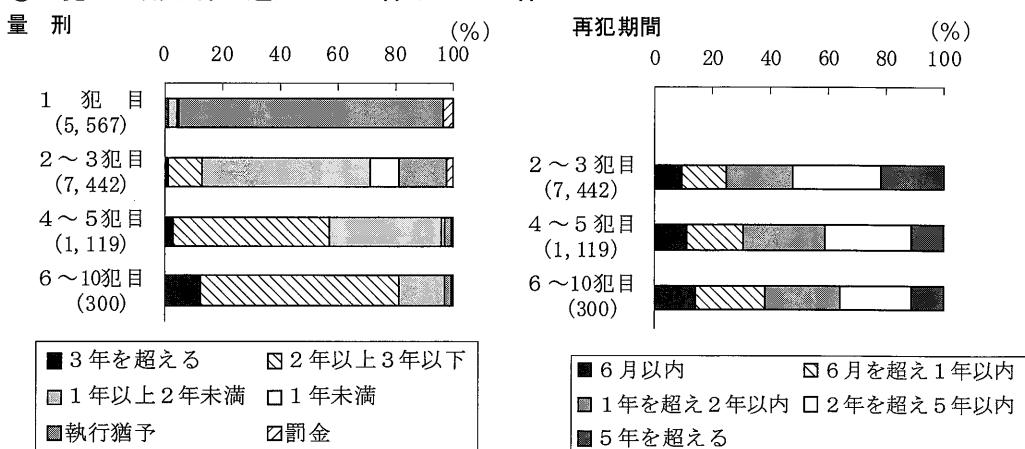
② 窃盗のみを繰り返した者



③ 傷害のみを繰り返した者



(4) 覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。

3 「量刑」の「2～3犯目」とは、2犯目及び3犯目の量刑をいい、「再犯期間」の「2～3犯目」とは、1犯目から2犯目及び2犯目から3犯目の再犯期間をいう。以下も同様である。

4 「量刑」の「その他」は、死刑、拘留、科料、刑の免除を含む。

5 「傷害」は傷害致死を除く。

6 「窃盗」における「罰金」は、平成18年の刑法改正以降の7件である。

7 「覚せい剤取締法違反」における「罰金」は、昭和48年法律第114号による改正前の「覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）」の規定による覚せい剤所持、使用、譲渡及び譲受等に対する刑を含む。

8 量刑が不明の者を除く。

9 () 内は、実人員である。

第4節 再犯期間

再犯期間は、具体的な再犯者対策の対象を絞り込むために重要な要素である。ここでは、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象とし、1犯目から2犯目について、誰が、どのような犯罪を繰り返しているかという観点から、①犯罪主体の属性の一つである年齢と再犯期間、②犯罪行為との関係で罪名別の再犯期間を探り上げて、その傾向を分析する。

1 年齢と再犯期間

2年以内の再犯率で比較した年齢層別の特徴としては、①犯罪傾向が強いことが分かっている20歳代前半（本編第4章第2節4）の再犯期間が47.1%と比較的短いこと、②55歳以上の再犯期間が、加齢とともに短くなる傾向が見られること（55歳～59歳で58.2%，65歳以上で75.5%）である（2-4-4-1図）。

年齢犯罪曲線を前提とすると、20歳代前半の者の再犯期間が比較的短いことは了解可能である。他方、犯罪傾向が弱まっていく中・高齢者の再犯期間がこれら若年者よりも短いという点については検討が必要である。法務総合研究所が平成20年に行った高齢犯罪者の実態調査を前提に考えると、それまで犯罪を重ねてきた高齢者で特に受刑歴のある者の場合、身寄り、住居、定職がなく、生活基盤全般が脆弱であることから、刑事施設等からの釈放後、生活の困窮のため短期間で再犯に至っているのではないかと推測される（本編第4章第2節5）。このことは、55歳以上の再犯者についてもある程度当てはまると考えられる。ただ、調査対象高齢犯罪者犯歴（定義は、本編第1章1、分析結果は、本編第4章第2節4参照）を対象とした分析を見ると、65歳以上の高齢犯罪者の一般的再犯危険性は低く、高齢に至ってから再犯を繰り返す者は少ない。他方、高齢者の余命がそれ以下の年齢層に比べて短いことを考慮に入れても、ここで述べたような短い再犯期間が見られる高齢犯罪者については、高齢犯罪者一般と異なって、前記のような再犯リスク要因を多く抱えた者が含まれていることが、その再犯期間に影響しているものと考えられる。

以上を総合すると、年齢との関係で、短い再犯期間を理由とした対策が必要なのは、①20歳代前半の者及び②再犯リスク要因を多く抱えた中・高齢犯罪者であると考えられる。特に、65歳以上の高齢犯罪者で再犯リスク要因を多く抱えていると推測される者の場合、1年以内に47%の者が再犯をしているので、この期間に集中的な再犯防止策を講じることが効果的である。ちなみに、この1年は、本編第1章1の再犯期間の定義で述べたように、身柄を釈放されてから再犯によって第1審の有罪宣告を受けるまでの期間であり、刑事司法手続に要する期間を含んでいる。したがって、実際に再犯行為に及ぶまでの期間は、はあるかに短い。それゆえ、これらの高齢犯罪者については、身柄釈放直後からの積極的介入・支援が重要と考えられる。

2-4-4-1図 1犯目の年齢層別・1犯目から2犯目までの再犯期間別人員構成比

	6月以内	1年以内	2年以内	5年以内	5年を超える	
20-24歳(116, 145)	15.4	14.2	17.5	23.7	29.1	
25-29歳(43, 331)	11.6	10.8	15.5	24.7	37.4	
30-34歳(22, 383)	11.0	10.5	15.2	25.1	38.3	
35-39歳(12, 048)	11.3	10.5	15.3	25.4	37.5	
40-44歳(6, 281)	11.9	10.9	15.3	27.3	34.6	
45-49歳(3, 280)	12.4	11.4	16.8	27.8	31.6	
50-54歳(1, 666)	14.6	14.2	18.8	28.8	23.6	
55-59歳(667)	18.6	16.8	22.8	26.1	15.7	
60-64歳(290)	20.3	19.0	24.5	23.8	12.4	
65歳以上(151)	15.9	31.1	28.5	18.5	6.0	

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、実人員である。

2 罪名別の再犯期間

どのような犯罪をした者の再犯期間が短く、罪名別にどの時期が最も再犯危険性が高いのかを検討することは、誰に対して、いつ、重点的な指導監督や支援を行うべきかを検討する上で重要である。

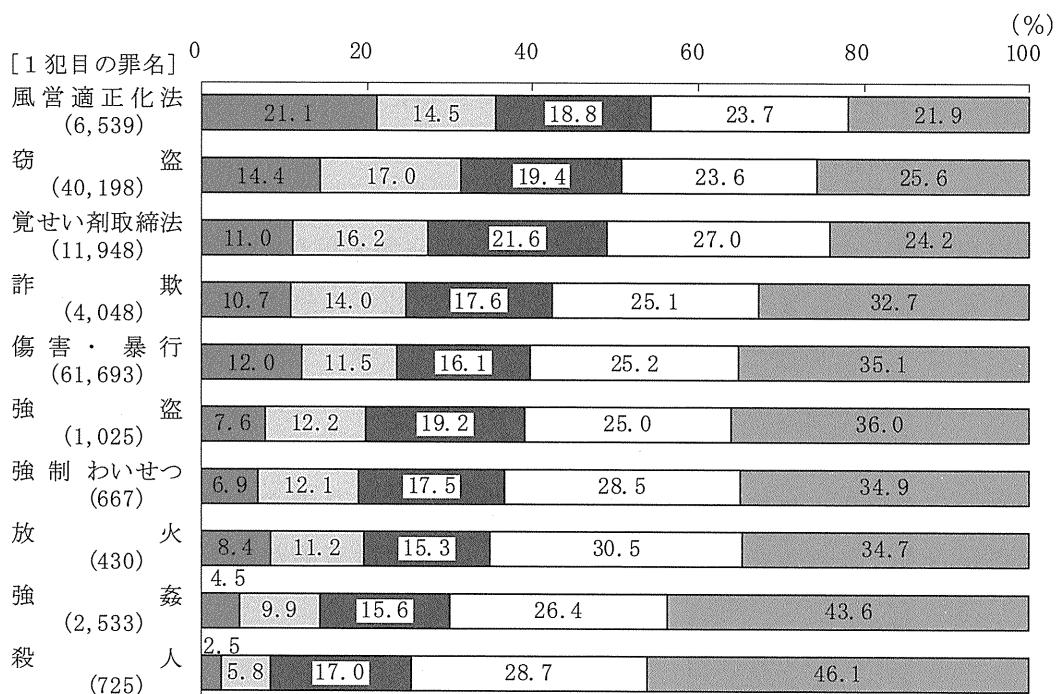
まず、一般的な再犯傾向を見るために、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象として、1犯目の罪名別に2犯目（罪名は問わない。）までの再犯期間を見ると、2年以内にはほぼ半数が再犯をしているのが、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反である（2-4-4-2図①）。本編第1章で抽出された主要罪名の一つである傷害・暴行も、これらの罪名には及ばないものの2年以内に39.7%が再犯をしている。

そこで、主要3罪名と風営適正化法違反を1犯目に行った者が、2犯目に、それぞれの同一罪名の再犯をする傾向を分析すると、風営適正化法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反については、ほぼ半数以上が同一罪名再犯を2年以内に行っており、特に、風営適正化法違反は24.5%が6月以内に同一罪名再犯に至っている点で、再犯期間が極めて短い。他方、傷害・暴行の同一罪名再犯者については、再犯期間が2年以内の者が38.3%であるのに対し、5年を超えた者が34.4%と、比較的同一罪名再犯の期間が長い傾向が見られた（2-4-4-2図②）。

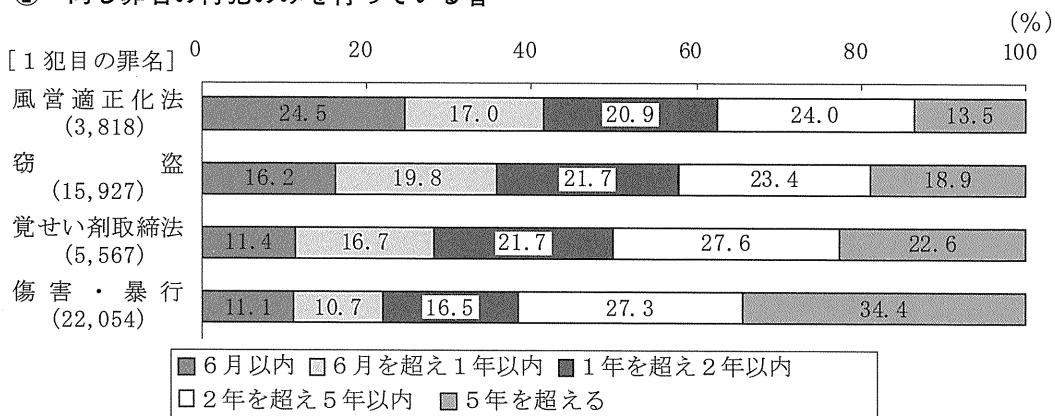
風営適正化法違反については、職業的な者が多いと推測され、かつ、処分のほとんどが罰金であるため、同一罪名再犯に至る可能性及び短い再犯期間が見られるのではないかと思われる。他方、覚せい剤取締法違反については、量刑の節で述べたように（本編第4章第3節）、乱用者が90%以上を占めているので、その依存性の高さが、短い同一罪名再犯期間に結びついていると考えられる。窃盗の再犯期間については、窃盗の態様が極めて多様であることから、どのような態様の窃盗について、このような短い再犯期間が見られるの

2-4-4-2図 1犯目から2犯目までの再犯期間別構成比

① 再犯ありの者（全体）



② 同じ罪名の再犯のみを行っている者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再犯期間は、犯罪者が身柄を釈放されるなどにより再犯の可能性が生じた時点から、次の犯罪（再犯）に対する裁判が言い渡された日までをいう。
 3 ②は、1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 4 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 5 () 内は、実人員である。

かについて、更なる探求が必要である。

以上をまとめると、①覚せい剤取締法違反については、その依存性に対する専門的な治療・処遇によって、同一罪名再犯を防止する必要が高いこと（処罰だけでは、同一罪名再犯を防止できない）、②窃盗は、極めて件数が多いことから（本編第1章参照）、刑事司法制度にかかる負担が大きいので、その態様の分析を含めて早急な同一罪名再犯防止策を検

討する必要があること、③傷害・暴行の同一罪名再犯については、再犯期間が比較的長い者と短い者がほぼ同率であることを考えると、これらの者についても、諸外国で実施されているような認知行動療法に基づく、攻撃的性向の改善や怒りの感情の統制などの専門的処遇が必要と考えられる（詳細は、第3編参照。）。特に、暴行については、他の罪名の認知件数が平成15年から17年をピークに減少傾向にある中、唯一8年以降19年まで一貫して増加しており、19年には昭和57年（1982年）以降、初めて傷害よりも多くなっている（平成20年版犯罪白書）。この量的な増加傾向及びその同一罪名再犯率を踏まえると、早急な対策が必要と考えられる。また、傷害についても、平成12年に急増して以降、近年やや減少傾向にあるとはいえ、暴行とほぼ同じ認知件数であり、等しく粗暴犯であることから、同様の重点的対策が効果的と考えられる。ちなみに、数は多くないものの、今回の犯歴分析の結果、これらの粗暴犯を反復している者の中には、犯歴を重ねる中で、傷害致死、殺人・同未遂に至った者が含まれており（本編第4章第1節）、より重大な犯罪の発生を未然に防止する観点からも、これらの粗暴犯に対する集中的対策は意義があると考えられる。

第5節 再犯者による重大犯罪

1 本節の目的

これまで述べてきたように、再犯防止対策においては、初犯者が2犯目の犯罪に至るのをいかに防止するのかという視点が重要である。そこで、本研究においては、主として、1犯目の犯罪に焦点を当て、罪名、年齢等の様々な視点から、その後の再犯状況を見てきた。その結果、1犯目の罪名が殺人の者については、再犯に及んだ者の比率、同一罪名再犯に及んだ者の比率とも他の罪名に比べて相当低かったこと、1犯目の罪名が強盗の者及び強姦の者については、再犯に及んだ者の比率は全体の比率を上回っているが、同一罪名再犯に及んだ者の比率は低かったことなどが明らかになった。

もっとも、殺人、強盗、強姦等を犯した者の中には、1犯目にこれらの重大犯罪を犯したのではなく、他の罪名の犯罪を犯した後、これらの重大犯罪を犯すに至った者も存在するところ、その実態も明らかにする必要がある。

そこで、本章では、他の罪名の犯罪を犯した後、これらの重大犯罪を犯すに至った者について、どのような罪名の犯歴を有しているのか、重大犯罪を犯す直前の犯歴の罪名は何か、重大犯罪を犯した後の再犯状況はどのようにになっているのかなどについて概観する。

2 重大犯罪を何犯目に犯しているか

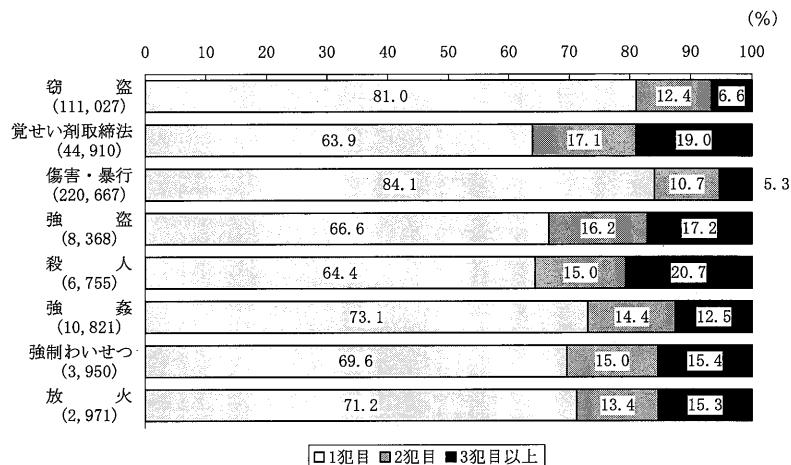
まず前提として、ある罪名の犯罪を犯した者が、その罪名を何犯目に初めて犯したのかを見る。**2-4-5-1図**は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、ある罪名の犯歴を有する者が、その罪名の犯歴を何犯目に初めて犯したかを見たものである。

いずれの罪名についても、1犯目に当該罪名の犯罪を初めて犯した者が最も多かった。このことからも、再犯防止対策を考えるに当たり、1犯目の犯罪に焦点を当てた分析を行うことは相当と思われる。

もっとも、ある罪名の犯歴を有する者のうち、1犯目にその罪名の犯罪を犯した者の比率については、罪名によって差が見られた。すなわち、窃盗、傷害・暴行の犯歴を有する者については、1犯目にこれらの罪名の犯罪を犯した者が80%以上を占めるのに対し、殺人、強盗、覚せい剤取締法違反の犯歴を有する者については、1犯目にこれらの罪名の犯罪を犯した者は60%台にとどまり、30%以上の者が他の罪名の犯罪を犯した後、殺人、強盗、覚せい剤取締法違反の各犯罪に及んでいた。また、強姦の犯歴を有する者については、1犯目に強姦を犯した者は約73%であった。

以上により、殺人、強盗、強姦の重大犯罪の犯歴を有する者の中では、これらの重大犯罪を1犯目に犯した者が最も多いが、他方で、これらの重大犯罪を2犯目以降に初めて犯した者も相当数いることが分かった。

2-4-5-1図 ある罪名の犯歴を何犯目に初めて犯したか（罪名別構成比）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までにある罪名の犯歴を有する者が、その罪名の犯歴を何犯目に犯しているかについて、人員の構成比を示したものである。

3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を除く。

4 () 内は、各罪名を1回以上行った者の人員である。

3 再犯者による重大犯罪

(1) 重大犯罪を犯した再犯者の犯歴

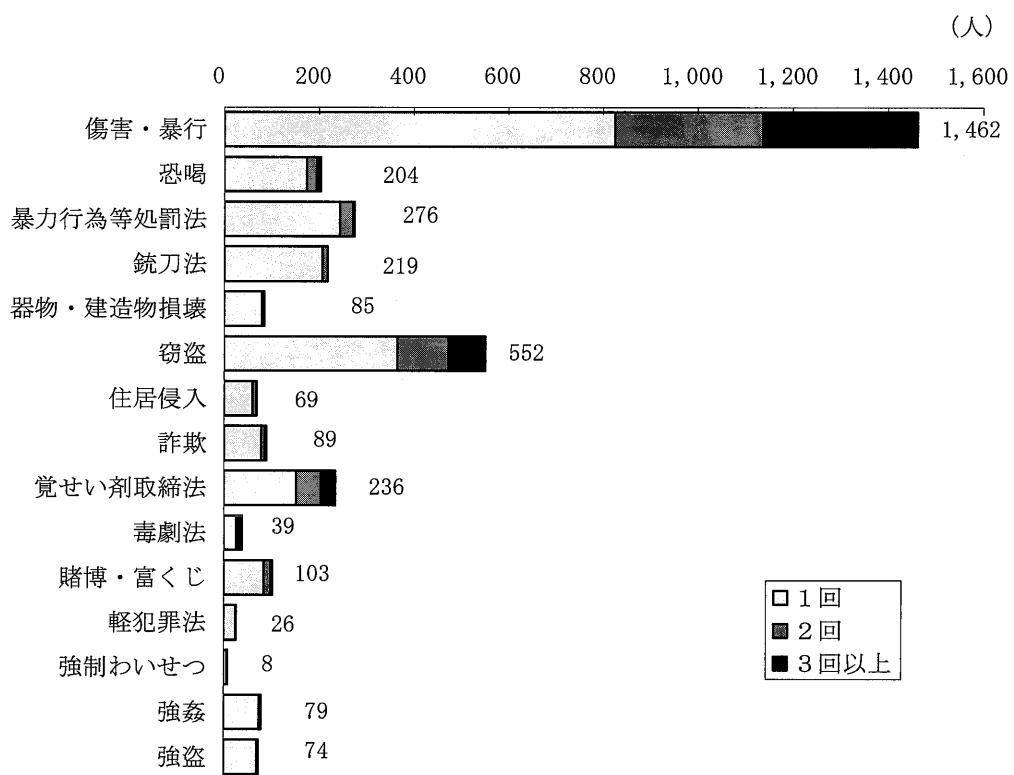
次に、殺人、強盗、強姦の各重大犯罪について、これらの罪名の犯罪を2犯目以降に犯した者の実態を見る。

ア 殺人

前記2-4-5-1図で見たように、殺人の犯歴を有する者6,755人のうち4,348人(64.4%)は、1犯目に殺人を犯した者であるが、残りの2,407人(35.6%)は、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ者、すなわち再犯者である。

それでは、これらの者は、殺人に至る前にどのような罪名の犯罪を犯しているのであるか。2-4-5-2図は、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ前記2,407人のうち特定の罪名の犯歴を有していた者が何人いるかを当該罪名の犯歴の回数別に見たものである。

2-4-5-2図 2犯目以後に初めて殺人を犯した者におけるそれ以前の犯歴の罪名別・犯歴の回数別人員



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 10犯目までに殺人を犯した者の中、殺人を行った者を除く2,407人を対象とする。

3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を除く。

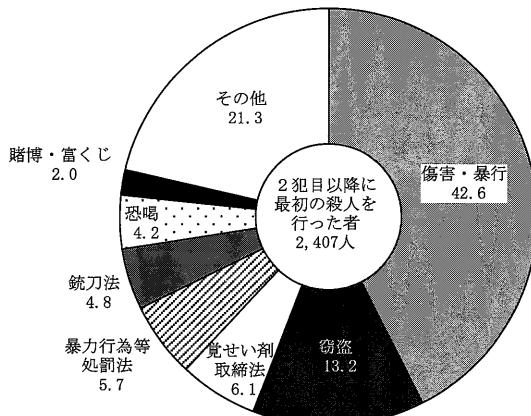
4 数値は、最初の殺人に至るまでの犯歴中、各罪名を行った者の人数を示す。

これによると、前記2,407人のうち1,462人（60.7%）が傷害・暴行の犯歴を有しており、他の罪名の犯歴を有していた人員、特に傷害・暴行と同様に犯歴数の多い窃盜や覚せい剤取締法違反の犯歴を有していた人員と比較して圧倒的に多い。

また、この1,462人のうち、傷害・暴行の犯歴の回数が2回であった者が311人（21.3%）、3回以上であった者が326人（22.3%）いた。すなわち、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ前記2,407人のうち、傷害・暴行の犯歴を複数有していた者が26.5%いたということであり、傷害・暴行という粗暴犯を繰り返しているうちにには殺人に至った者が少なからずいることが分かる。

次に、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ前記2,407人の直前の犯歴を罪名別に見たものが2-4-5-3図である。傷害・暴行が1,025人（42.6%）と半数近くを占め、最も多かった。なお、暴力行為等処罰法違反、銃刀法違反、恐喝も合計で354人（14.7%）いた。

2-4-5-3図 殺人の直前の犯歴の罪名別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 10犯目までに殺人を犯した者のうち、殺人を1犯目に行った者を除く。

このように、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ者においては、傷害・暴行の犯歴を有していた者が、全体的に見ても直前の犯歴に限って見ても、それ以外の罪名の犯歴を有する者と比べて多かった。

イ 強盗

同様に、強盗について前記2-4-5-1図を見ると、強盗の犯歴を有する者8,368人のうち5,576人(66.6%)は、1犯目に初めて強盗を犯した者であるが、残りの2,792人(33.4%)は、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ者、すなわち再犯者である。

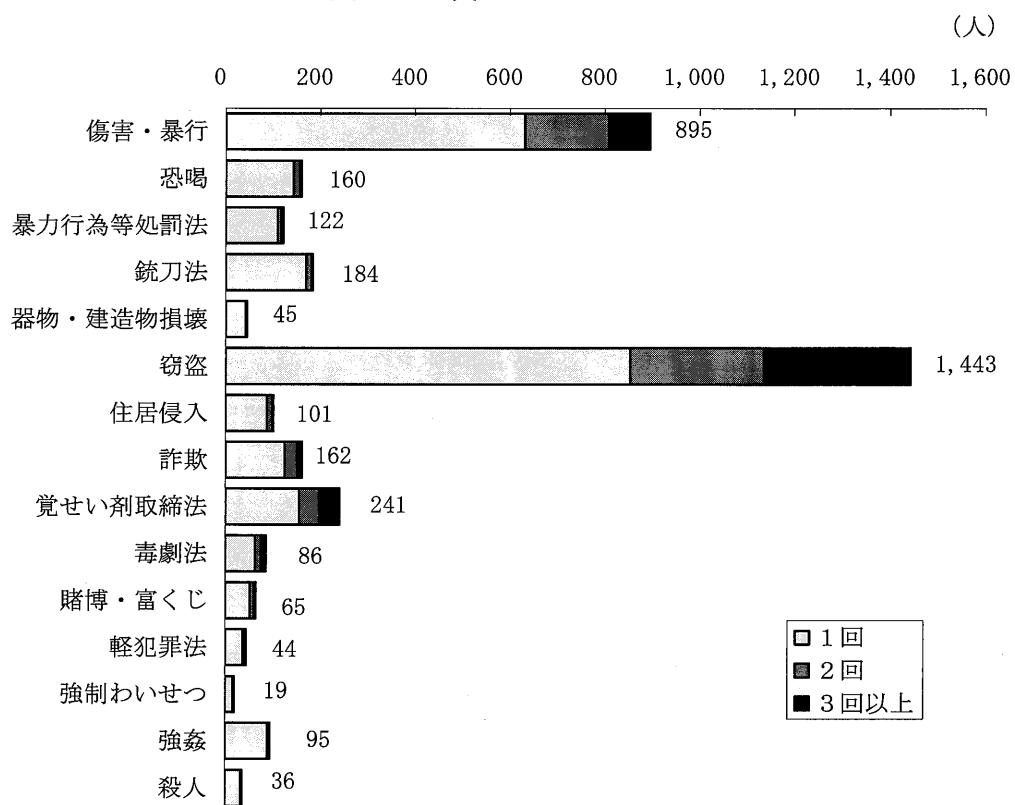
2-4-5-4図は、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ前記2,792人のうち特定の罪名の犯歴を有していた者が何人いるかを当該罪名の犯歴の回数別に見たものである。

これによると、前記2,792人のうち1,443人(51.7%)が窃盗の犯歴を、895人(32.1%)が傷害・暴行の犯歴を有しており、他の罪名の犯歴を有していた人員と比較して突出している。

また、1,443人のうち、窃盗の犯歴が2回であった者282人(19.5%)、3回以上であった者が307人(21.3%)いた。895人のうち、傷害・暴行の犯歴が2回であった者は176人(19.7%)、3回以上であった者は88人(9.8%)であった。他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ前記2,792人のうち窃盗の犯歴を複数有していた者が21.1%、傷害・暴行の犯歴を複数有していた者が9.5%いたということであり、窃盗や傷害・暴行を繰り返しているうちに強盗に至った者の存在が目立つ。

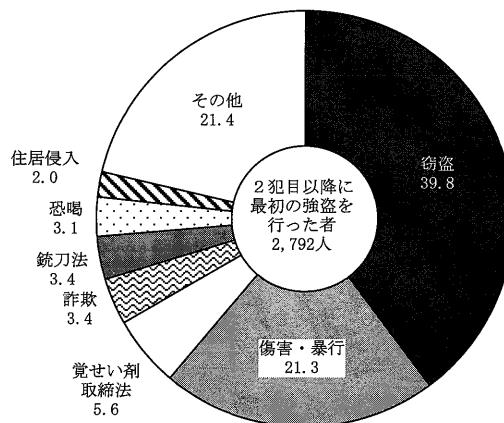
さらに、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ前記2,792人の直前の犯歴を罪名別に見たものが2-4-5-5図である。窃盗が強盗の直前の犯歴であった者が1,112人(39.8%)と最も多く、続いて傷害・暴行が直前の犯歴であった者の596人(21.3%)であった。

2-4-5-4図 2犯目以後に初めて強盗を犯した者におけるそれ以前の犯歴の罪名別・犯歴の回数別人員



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 10犯目までに強盗を犯した者の中、強盗を1犯目に行った者を除く2,792人を対象とする。
 3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を除く。
 4 数値は、最初の強盗に至るまでの犯歴中、各罪名を行った者的人数を示す。

2-4-5-5図 強盗の直前の犯歴の罪名別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 10犯目までに強盗を犯した者の中、強盗を1犯目に行った者を除く。
 3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を除く。

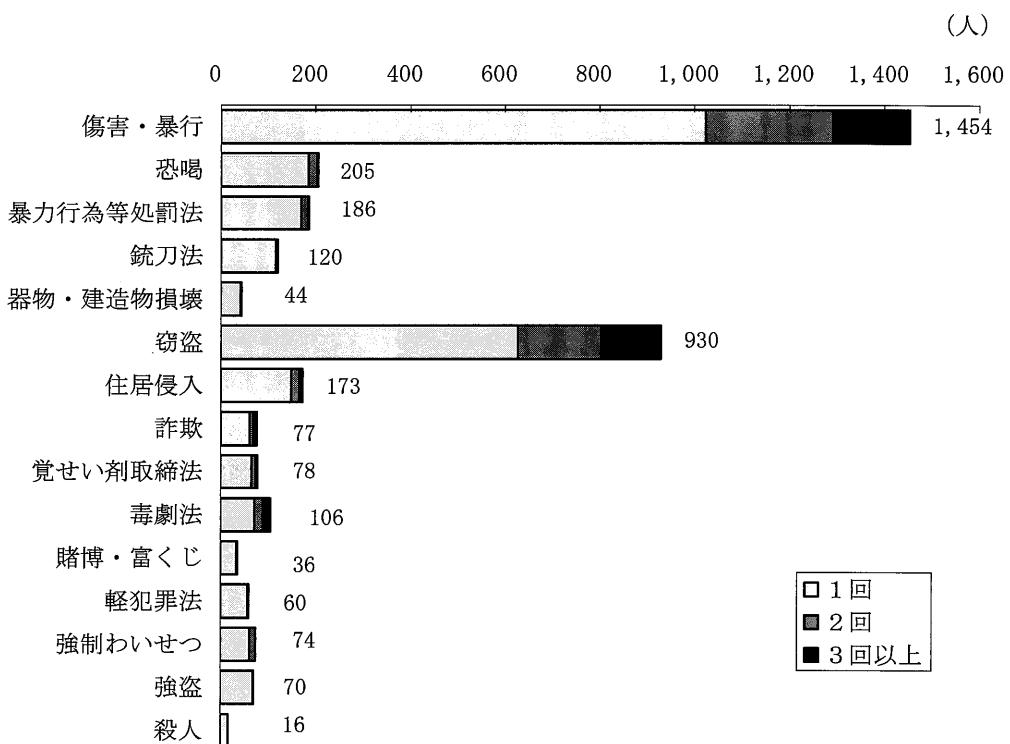
このように、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ者については、財産犯である窃盜が高じてついには強盗を犯す場合や、粗暴犯的傾向が強い者が傷害・暴行だけではなく強盗をも犯している場合が相当数あることがうかがわれ、強盗が財産犯と粗暴犯の結合犯であるという性質をよく表していると思われる。

ウ 強姦

前記2-4-5-1図で見たように、強姦の犯歴を有する者1万821人のうちの7,910人(73.1%)は、1犯目に初めて強姦を犯した者であるが、残りの2,911人(26.9%)は、他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ者、すなわち再犯者である。

これらの者が、強姦に至る前に犯している犯罪の罪名を見る。2-4-5-6図は、他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ前記2,911人のうち特定の罪名の犯歴を有していた者が何人いるかを当該罪名の犯歴の回数別に見たものである。

2-4-5-6図 2犯目以後に初めて強姦を犯した者におけるそれ以前の犯歴の罪名別・犯歴の回数別人員



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 10犯目までに強姦を犯した者のうち、強姦を1犯目に行った者を除く2,911人を対象とする。

3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を除く。

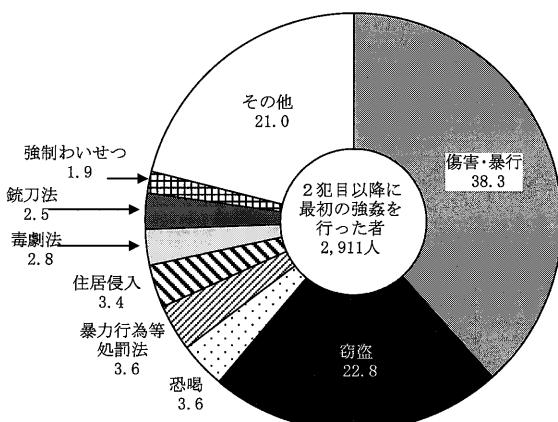
4 数値は、最初の強姦に至るまでの犯歴中、各罪名を行った者の人数を示す。

前記2,911人のうち、1,454人(49.9%)が傷害・暴行の犯歴を、930人(31.9%)が窃盜の犯歴を有していた。これに対し、強制わいせつの犯歴は74人(2.5%)にとどまった。

なお、この1,454人のうち、傷害・暴行の犯歴が2回であった者が267人（18.4%）、3回以上であった者が163人（11.2%）いた。930人のうち、窃盗の犯歴が2回であった者は176人（18.9%）、3回以上であった者は126人（13.5%）であった。他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ前記2,911人のうち傷害・暴行の犯歴を複数有していた者が14.8%、窃盗の犯歴を複数有していた者が10.4%いたことになる。

さらに、他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ前記2,911人の直前の犯歴を罪名別に見たものが**2-4-5-7図**である。強姦の直前に傷害・暴行の犯歴を有していた者が1,114人（38.3%）と最も多く、続いて窃盗の犯歴を有していた者が664人（22.8%）であった。これに対し、強制わいせつの犯歴を有していた者は55人（1.9%）にとどまった。

2-4-5-7図 強姦の直前の犯歴の罪名別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 10犯目までに強姦を犯した者の中、強姦を1犯目に行った者を除く。

このように、他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ者が、それまでに犯した犯罪は、傷害・暴行や窃盗等の罪名が多いこと、その中にはこれらの犯罪を複数回繰り返していた者も一定数いること、他方、強制わいせつがついには強姦に至ったという者は比率的には少ないことが分かった。

(2) 再犯者による重大犯罪のその後の再犯状況

次に、他の罪名の犯罪を犯した後に初めて重大犯罪に及んだ者のその後の再犯状況はどうになっているのだろうか。

ア 殺人

2-4-5-8表は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、他の罪名の犯罪を犯した後に殺人に及んだ者のその後の再犯状況を、1犯目に殺人を犯した者のその後の再犯状況と比較して見たものである。

2-4-5-8表 最初の殺人後の再犯の有無・再犯内容別人員

区分	殺人犯歴 あり	再犯なし	再犯あり	(殺人再犯の回数)		
				殺人再犯あり	1回	2回
計(1~9犯目までに殺人をした者)	6,716	5,102 (76.0)	1,614 (24.0)	92 (1.4)	91 (1.4)	1 (0.0)
1犯目に初めて殺人をした者	4,348	3,623 (83.3)	725 (16.7)	41 (0.9)	41 (0.9)	—
2~9犯目に初めて殺人をした者	2,368	1,479 (62.5)	889 (37.5)	51 (2.2)	50 (2.1)	1 (0.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分析した。

他の罪名の犯罪を犯した後に初めて殺人に及んだ者2,368人のうち、その後再犯に及んだ者は889人(37.5%)、その後再び殺人に及んだ者は51人(2.2%)であった。これに対し、1犯目に殺人を犯した者4,348人のうち、その後再犯に及んだ者は725人(16.7%)、その後再び殺人に及んだ者は41人(0.9%)であった。

イ 強盗

2-4-5-9表は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗に及んだ者のその後の再犯状況を、1犯目に強盗を犯した者のその後の再犯状況と比較して見たものである。

他の罪名の犯罪を犯した後に初めて強盗に及んだ者2,767人のうち、その後再犯に及んだ者は1,238人(44.7%)、その後再び強盗に及んだ者は110人(4.0%)であった。これに対し、1犯目に強盗を犯した者5,576人のうち、その後再犯に及んだ者は1,633人(29.3%)、その後再び強盗に及んだ者は133人(2.4%)であった。

2-4-5-9表 最初の強盗後の再犯の有無・再犯内容別人員

区分	強盗犯歴 あり	再犯なし	再犯あり	(強盗再犯の回数)				
				強盗再犯あり	1回	2回	3回	4回
計(1~9犯目までに強盗をした者)	8,343	5,472 (65.6)	2,871 (34.4)	243 (2.9)	216 (2.6)	23 (0.3)	2 (0.0)	1 (0.0)
1犯目に初めて強盗をした者	5,576	3,943 (70.7)	1,633 (29.3)	133 (2.4)	120 (2.2)	12 (0.2)	—	—
2~9犯目に初めて強盗をした者	2,767	1,529 (55.3)	1,238 (44.7)	110 (4.0)	96 (3.5)	11 (0.4)	2 (0.1)	1 (0.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分析した。

3 「強盗」は、事後強盗、強盗強姦・同致死を含まない。強盗致死傷を含むため、2-4-1-1図の強盗の区分と異なる。

ウ 強姦

2-4-5-10表は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、他の罪名の犯罪を犯した後に強姦に及んだ者のその後の再犯状況を、1犯目に強姦を犯した者のその後の再犯状況と比較して見たものである。

2-4-5-10表 最初の強姦後の再犯の有無・再犯内容別人員

区分	強姦犯歴 あり	再犯なし	再犯あり	強姦再犯あり	(強姦再犯の回数)				
					1回	2回	3回	4回	5回
計(1~9犯目までに強姦をした者)	10,805	6,665 (61.7)	4,140 (38.3)	415 (3.8)	355 (3.3)	44 (0.4)	8 (0.1)	5 (0.0)	3 (0.0)
1犯目に初めて強姦をした者	7,910	5,377 (68.0)	2,533 (32.0)	237 (3.0)	200 (2.5)	27 (0.3)	5 (0.1)	3 (0.0)	2 (0.0)
2~9犯目に初めて強姦をした者	2,895	1,288 (44.5)	1,607 (55.5)	178 (6.1)	155 (5.4)	17 (0.6)	3 (0.1)	2 (0.1)	1 (0.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

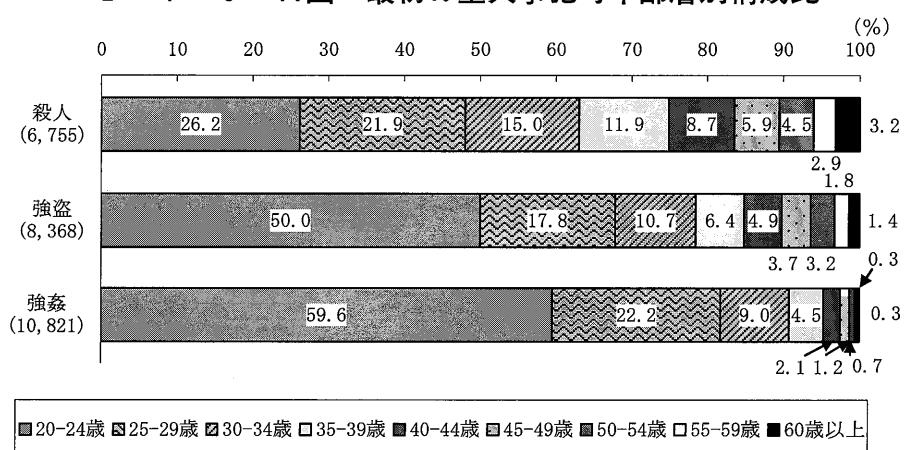
2 1犯目から10犯目までの犯歴により分析した。

他の罪名の犯罪を犯した後に初めて強姦に及んだ者2,895人のうち、その後再犯に及んだ者は1,607人(55.5%)、その後再び強姦に及んだ者は178人(6.1%)であった。これに対し、1犯目に強姦を犯した者7,910人のうち、その後再犯に及んだ者は2,533人(32.0%)、その後再び強姦に及んだ者は237人(3.0%)であった。

(3) 最初の重大事犯時の年齢層

最後に、殺人、強盗、強姦の各罪を初めて犯した時の年齢層を見る。**2-4-5-11図**

2-4-5-11図 最初の重大事犯時年齢層別構成比



■20-24歳 □25-29歳 ▨30-34歳 □35-39歳 ■40-44歳 □45-49歳 ■50-54歳 □55-59歳 ■60歳以上

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分析した。

3 各罪名を行ったことのある者で、その罪名を最初に行ったときの年齢である。

4 () 内は、各罪名を1回以上行った者の人員である。

は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴を対象として、殺人、強盗、強姦の各罪を初めて犯した時（犯歴時）の年齢層を見たものである。

これらの罪名のうち、強盗と強姦においては、初めて犯罪を犯した時の年齢層が20歳代の若年に集中しており、特に強姦においては、80%以上を20歳代が占めている。

4 まとめ

以上、本章においては、殺人、強盗、強姦の重大犯罪の犯歴を有する者について、他の罪名の犯罪を犯した後、これらの重大犯罪を犯すに至った者に焦点を当て、その実態を概観した。その結果、これらの者に見られた特徴を3点指摘しておきたい。

① 他の罪名の犯罪を犯した後に重大犯罪を犯した者が有する犯歴の罪名には、当該重大犯罪ごとに一定の特徴が見られたこと

他の罪名の犯罪を犯した後に殺人を犯した者においては、傷害・暴行の犯歴を有していた者が他の罪名の犯歴を有していた者に比べて圧倒的に多く、その中には傷害・暴行の犯歴を複数有していた者も相当数いるなどの特徴が見られた。また、他の罪名の犯罪を犯した後に強盗又は強姦を犯した者の場合、窃盗や傷害・暴行の犯歴を有していた者が多く、その中にはやはりこれらの犯歴を複数有していた者も相当数いるなどの特徴が見られた。なお、他の犯罪を犯した後に強姦を犯した者の場合、性犯罪である強制わいせつの犯歴を有する者は少なかった。

このように、他の罪名の犯罪を犯した後に重大犯罪を犯した者の中には、粗暴性を有し、傷害・暴行を繰り返していた者がついには殺人、強盗、強姦等の凶悪・重大犯罪を犯した場合や、窃盗が高じて強盗に至った場合が少なからず見られ、これらの比較的軽微な犯罪を犯した者が凶悪・重大犯罪に至らないような処遇を行うことが重要である。

② 殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、他の罪名の犯罪を犯した後に初めてこれらの犯罪に及んだ者の方が、1犯目に初めてこれらの犯罪を犯した者と比較して、再犯率、同一罪名再犯率とも相当高いこと

1犯目に凶悪・重大犯罪を犯した者の中には、偶発的・機会的な事情による者も相当数いると考えられるのに対して、再犯として凶悪・重大犯罪を犯した者については、犯罪との親和性が相当程度進んでいることによるものと考えられる。再犯として凶悪・重大な犯罪を犯した者に対しては、1犯目にこれらの犯罪を犯した者にも増してきめ細かな処遇を行う必要があると思われる。

③ 殺人、強盗、強姦のいずれにおいても、初めてこれらの犯罪を犯した時の年齢を見ると、若年層が多いこと

再犯者対策における若年者対策が重要であることは、若年者の再犯率が高いことなどからも明らかであり、今後一層の若年者対策が必要であると考えられる。

第5章 執行猶予

本章においては、刑の執行猶予の言渡しの状況及びその後の成り行きを、年齢層や罪名別に分析する。第1項においては、執行猶予や保護観察付執行猶予（以下、本章において「保護観察付猶予」という。）の言渡し率及び取消率、執行猶予期間等を見ていく。第2項においては、保護観察付猶予になった者の猶予期間中の再犯状況を、そして、第3項においては、執行猶予の終了の仕方による爾後の再犯率を実刑の場合と比較して罪名別に分析する。

1 執行猶予の状況

2-5-1-1表は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、1犯目が懲役又は禁錮刑であった者について、執行猶予が付けられた比率等を罪名別に見たものである。なお、ここでいう執行猶予率とは、懲役又は禁錮刑の言渡しを受けた者のうち刑の執行を猶予された者の比率、付保護観察率とは、執行猶予になった者のうち保護観察が付けられた者の比率である。同表の対象は1犯目に限っているため、刑法第25条第2項の規定

2-5-1-1表 1犯目が懲役又は禁錮刑の者の罪名別・刑の執行猶予の状況

	執行猶予率	付保護観察率	単純猶予期間	保護観察付猶予期間	単純猶予取消率	保護観察付猶予取消率
総数 (224,752)	84.7	13.4	3年2月	3年6月	11.0	28.4
覚せい剤取締法(26,293)	94.2	14.6	3年2月	3年5月	18.0	33.9
窃盗 (89,860)	89.4	13.6	3年2月	3年5月	14.5	35.4
強制わいせつ (2,748)	85.4	18.7	3年4月	3年9月	4.6	15.9
傷害・暴行 (18,618)	83.6	16.3	3年2月	3年7月	7.3	23.3
詐欺 (13,609)	78.0	13.0	3年3月	3年6月	8.9	25.9
強姦 (7,910)	55.0	30.8	3年8月	4年	3.6	10.0
放火 (2,104)	50.3	31.7	3年9月	4年2月	3.5	11.0
強盗 (3,183)	41.7	34.1	4年	4年4月	9.0	14.4
殺人 (4,344)	40.2	15.3	3年8月	4年1月	1.8	3.4

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。

3 罪名は1犯目のものである。

4 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。

5 () 内は、1犯目が懲役又は禁錮刑であった者の数である。

6 「執行猶予率」は、執行猶予／(執行猶予+実刑)×100の計算式で得た百分比をいう。

7 「付保護観察率」は、保護観察付執行猶予／執行猶予×100の計算式で得た百分比をいう。

8 「単純猶予期間」及び「保護観察付猶予期間」は、平均値である。

により必要的に保護観察が付けられた者はおらず、保護観察付猶予はすべて刑法第25条第1項第1号の規定に基づく、裁判官の裁量的判断によるもの（以下、刑法第25条第1項第1号の規定による保護観察付猶予者を「裁量による保護観察付猶予者」という。）である。

これによると、被害者がいない場合が多い覚せい剤（ほとんどが自己使用や自己使用目的所持と思われる。）や、比較的軽微な犯罪が多い窃盗では、有罪判決を受けたことのない無前科者がいきなり実刑になるということは極めて少なく、その約9割が執行猶予となつており（覚せい剤の自己使用及び平成17年以前の窃盗罪には、いずれも罰金刑の適用がないので、実刑になった者は、有罪判決を受けた者のうち約1割と思われる。），執行猶予期間も相対的に見て短かったが、その取消率は他の罪名と比べて高かった。他方、殺人等の凶悪重大犯罪は、相対的に執行猶予率が低く、執行猶予期間も長めであったが、同取消率はおおむね低い傾向が認められた。

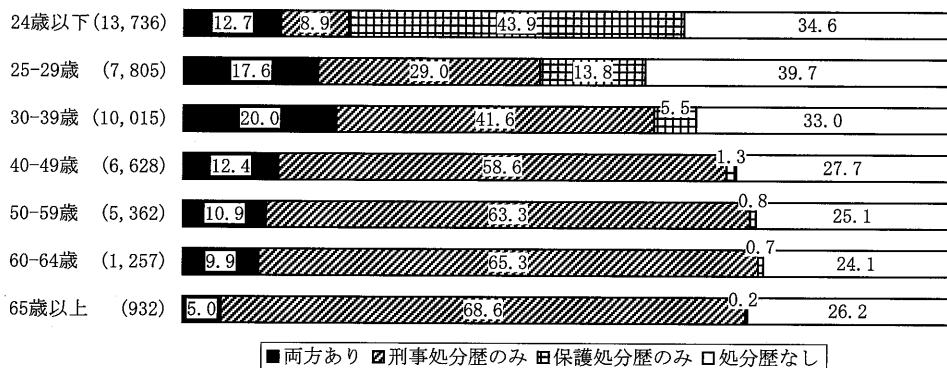
1犯目、すなわち前科のない状態で執行猶予になった場合の付保護観察率は、全体で見ると13.4%であった。執行猶予率の低い凶悪犯罪の付保護観察率は軒並み30%を超えていたが、結果が最も重大で執行猶予率が最も低い殺人の付保護観察率だけは、15.3%と低かった。また、前述のとおり、この場合の保護観察は、すべて裁判官の裁量により付けられたものということになるが、全体として、保護観察付猶予の方が、保護観察の付かない執行猶予（以下、本章において「単純猶予」という。）より、猶予期間が長かった。

なお、2-5-1-1表では、単純猶予・保護観察付猶予の取消率をそれぞれ示しているが、これは、両者の取消率を比較するためのものではなく、あくまでも罪名間の比較を行うためのものである。単純猶予の場合、保護観察付猶予とは異なり、再犯がただちに執行猶予の取消に直結するわけではなく、刑期の長さによっては、再度の執行猶予（保護観察付）の言渡しが可能であり、また、再犯の内容が処分まで時間を要するようなものであったときには、単純猶予の場合、再犯の処分結果が出て初めて取消となるため、審理中に猶予期間が経過してしまうこともあるが、保護観察付猶予の場合、処分結果を待たずとも、保護観察の遵守事項違反という事由により取り消すことが可能である。このように条件の異なる両者の執行猶予取消率を比較することは無意味であるため、本研究においては、単純猶予者と保護観察付猶予者の成り行きを比較検討する際、取消率の比較による分析は一切行っていない。

2-5-1-2図は、平成8年から17年までの間の保護観察受理時の統計資料を対象として、裁量による保護観察付猶予者について、年齢層別に、刑事処分歴・保護処分歴の有無を見たものである。当該期間中に複数回保護観察付執行猶予の言渡しを受けた者の場合は重複計上されているが、ごく少数と思われる。

刑事処分歴のある者は年齢層が高い方がおおむね多いが、保護処分歴のある者は年齢層が低いほど多く、年齢層にかかわりなく、裁判官の裁量により保護観察が付けられた執行猶予者のうち6割から8割近くに何らかの処分歴が認められた。必要なに保護観察が付け

2-5-1-2図 裁量による保護観察付執行猶予者の年齢層別・刑事／保護処分歴の有無
(平成8年～17年)



■両方あり □刑事処分歴のみ ▨保護処分歴のみ □処分歴なし

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

られた者は、執行猶予期間中の再犯によるものが大部分で、その場合、必ず刑事処分歴があることになるため、**2-5-1-2図**の対象からは除外しているが、これらの者をも含め、そもそも再犯危険性の高いケースが保護観察付猶予となっている様子がうかがえた。

なお、単純猶予者については保護処分歴を統計上把握していないため、刑事処分歴についてのみ70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）で見たところ、単純猶予で処分歴「有」であったのは27.3%，さらに、最初に執行猶予になったときの言渡しに限ってこれを見ると、処分歴「有」は19.4%にすぎなかった。また、検察統計年報によれば、平成8年から17年までの間に執行猶予の言渡しを受けた者の中、刑法第25条第1項第1号に該当する者、すなわち「前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者」の割合は、保護観察付猶予者では79.5%，単純猶予者では96.1%となっており、禁錮以上の刑の前科を有する者の比率は、前者の方が後者より高かった（消滅した刑は含まれていないが、両者とも条件は同じであり、比較の上で問題になるものではない。）。これらの結果に加え、先述の1犯目が執行猶予になった者のうちの付保護観察率（13.4%）の低さから見ても、単純猶予者より保護観察付猶予者の方が犯罪性の進んでいる者が多いといえよう。

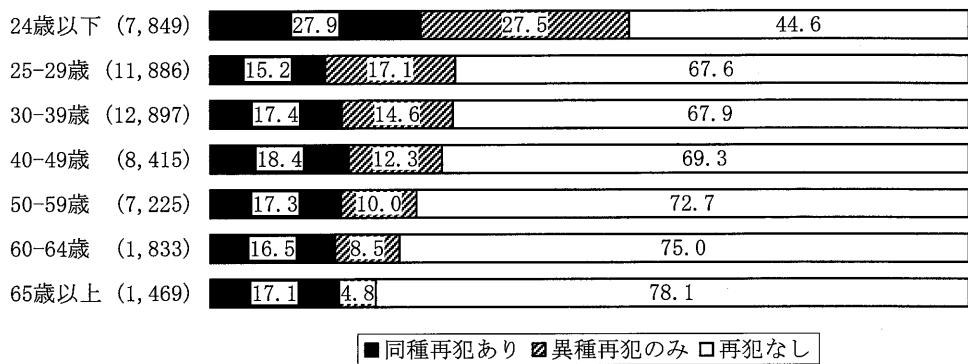
2 執行猶予者の成り行き

(1) 保護観察付猶予者の年齢層別再処分率

2-5-2-1図は、平成8年から17年までの間に保護観察が終了した保護観察付猶予者にかかる保護観察終了時の統計資料を対象として、猶予期間中の再犯による処分の有無を年齢層別に見たものである。

これによれば、年齢層の低い者ほど再犯による処分率が高くなっている、特に24歳以下の者は他の年齢層の者と比べ突出して高く、過半数が処分を受けていた。

**2-5-2-1図 年齢層別・保護観察付執行猶予中の再犯による処分の有無
(平成8年~17年)**



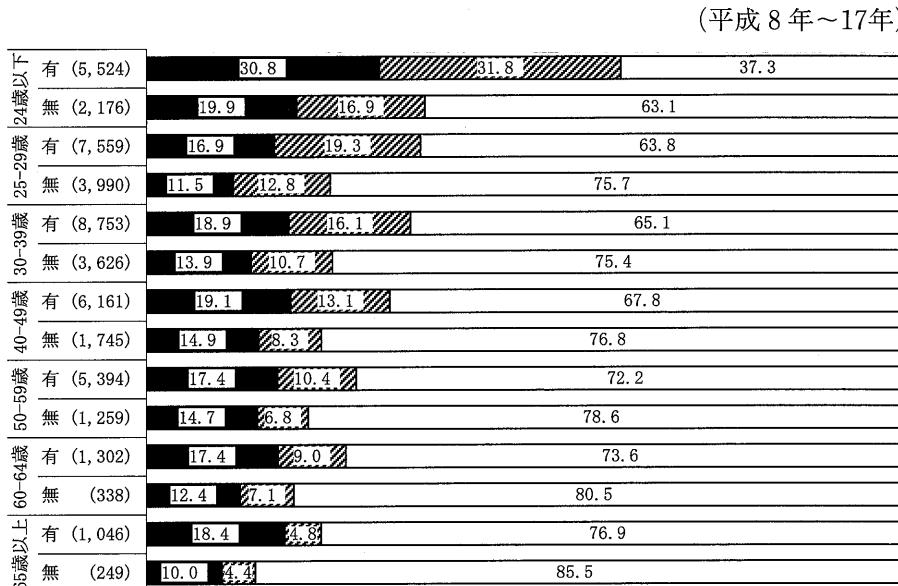
■同種再犯あり ▨異種再犯のみ □再犯なし

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 () 内は、実人員である。

2-5-2-2図は、2-5-2-1図を更に刑事／保護処分歴の有無別に分けて示したものである。

**2-5-2-2図 年齢層別・刑事／保護処分歴の有無別・保護観察付執行猶予中の再犯による処分の有無
(平成8年~17年)**



■同種再犯あり ▨異種再犯のみ □再犯なし

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 処分歴不詳の者を除く。

3 「有」は、刑事処分歴、保護処分歴のいずれか又は両方を有する者である。

4 () 内は、実人員である。

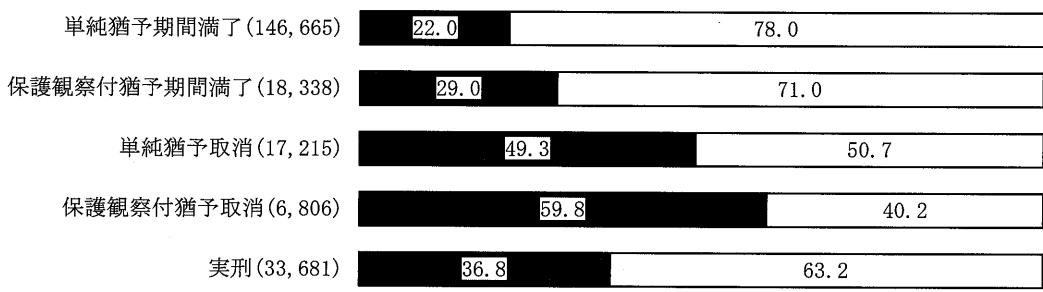
これによると、いずれの年齢層においても、何らかの処分歴を有する者の方が処分歴のない者と比べて、保護観察付執行猶予期間中に再犯による処分を受けた者の率(以下、「再処分率」という。)が高かった。また、処分歴「有」の者と「無」の者をそれぞれ年齢層別に比較すると、年齢層が上がるにつれて再処分率が低下する傾向がおおむね認められた。24歳

以下では、処分歴「無」の者でも、他の年齢層の処分歴「有」の者より再処分率が高くなってしまっており、処分歴「有」の者では、再処分を受けた者が6割以上と、他の年齢層と比べてひときわ高い比率になっていた。

(2) 1犯目の処分及び執行猶予終了状況別再犯状況

2-5-2-3図は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に、1犯目の判決に執行猶予が付き、それが期間満了で終了した者及び執行猶予取消で終了した者、並びに実刑判決を受けた者を分け、それぞれについて、爾後の再犯の有無を見たものである。なお、ここで計上している再犯は、身柄釈放後の再犯ではなく、期間満了で終了した者については満了日以降の、執行猶予取消となった者及び当初から実刑判決であった者については刑執行終了日以降の再犯である。

2-5-2-3図 1犯目の処分別／執行猶予終了状況別・再犯の有無



■再犯あり □再犯なし

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 1犯目が執行猶予又は実刑の者を対象とした。
 4 執行猶予を期間満了で終えた者については、裁判確定日が1犯目の猶予期間満了日以降の再犯について、執行猶予取消及び実刑の者については裁判確定日が1犯目の刑執行終了日以降の再犯について計上した。
 5 取消及び実刑は、仮釈放取消となった者を除く。
 6 () 内は、実人員である。

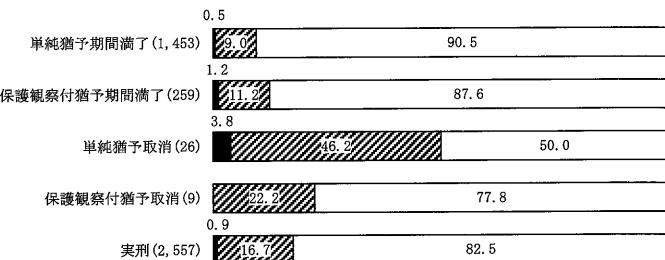
単純猶予の者と保護観察付猶予の者を、執行猶予期間を無事終えた者同士、取り消された者同士でそれぞれ比較すると、いずれも前者より後者の方が再犯率が高かった。また、保護観察付猶予であっても猶予期間を無事終えた者は、初めから実刑判決を受けた者と比べれば再犯率が低くなっていたが、その一方で、単純猶予であっても取消となった者は、初めから実刑判決を受けた者よりも、服役後の再犯率が高くなっていた。

2-5-2-4図は、**2-5-2-3図**を罪名別に分けて見たものである。

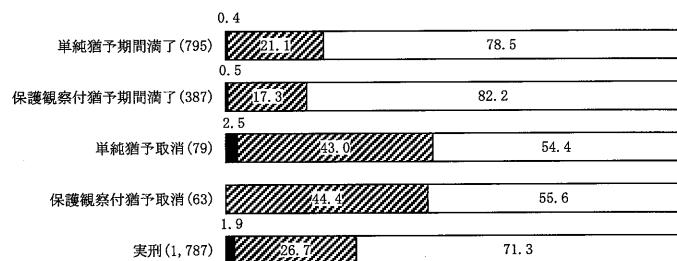
罪名別に分けたところ、各区分における再犯の有無の比率が全罪名の同比率と同じ傾向であったのは、強姦と傷害・暴行のみであった。詐欺では、保護観察付猶予期間満了者と実刑の者の再犯率がほぼ同じであり、窃盗と強制わいせつでは、実刑になった者の再犯率が単純猶予取消になった者よりわずかながら高かったが、これらの罪名も、全罪名のものが

2-5-2-4 図 罪名別・1犯目の処分別／執行猶予終了状況別・再犯の有無

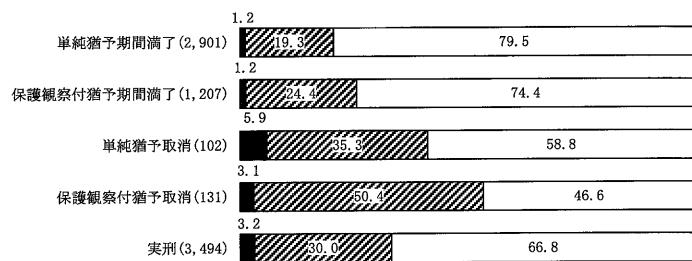
① 殺人



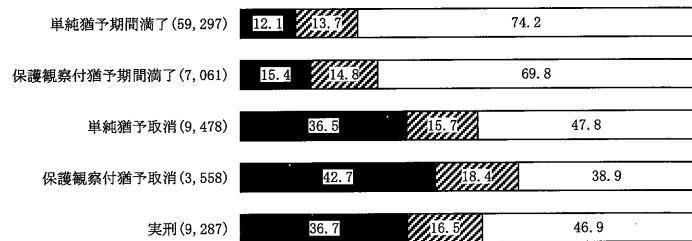
② 強盗



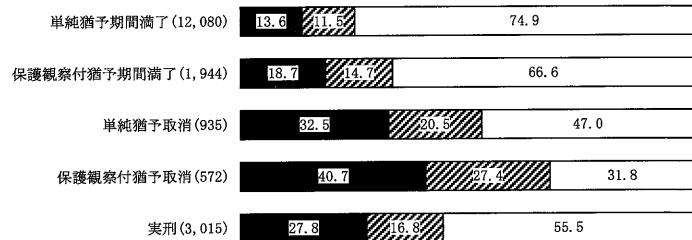
③ 強姦



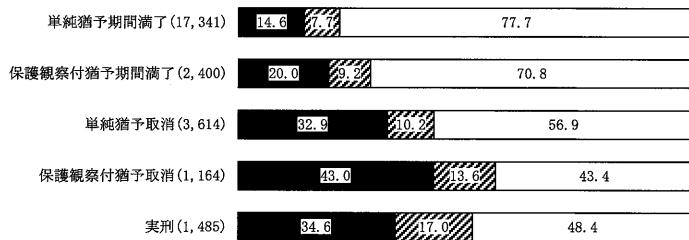
④ 窃盗



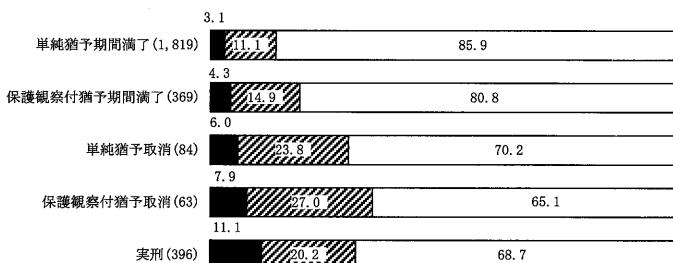
⑤ 傷害・暴行



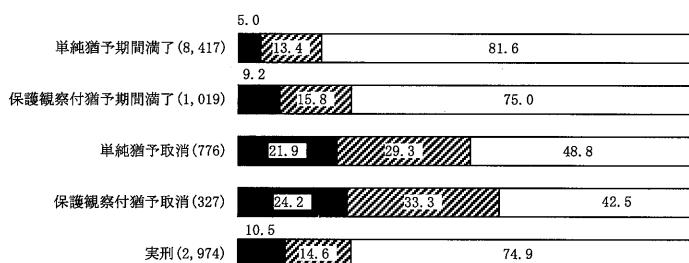
⑥ 覚せい剤取締法違反



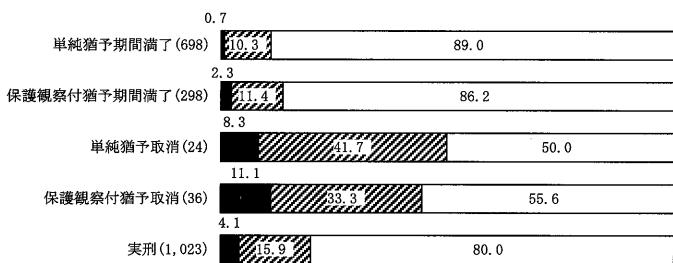
⑦ 強制わいせつ



⑧ 詐欺



⑨ 放火



[■同種再犯あり □異種再犯のみ □再犯なし]

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 1犯目が執行猶予又は実刑の者を対象とした。
 4 罪名は1犯目のものである。
 5 執行猶予を期間満了で終えた者については、裁判確定日が1犯目の猶予期間満了日以降の再犯について、執行猶予取消及び実刑の者については、裁判確定日が1犯目の刑執行終了日以降の再犯について計上した。
 6 取消及び実刑は、仮釈放取消となった者を除く。
 7 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 8 () 内は、実人員である。

とほぼ一致した傾向を示していた。覚せい剤は、窃盗や強制わいせつと同様に、実刑になった者の方が単純猶予取消になった者より再犯率が高かったが、その上回り方が8ポイント以上と大きかった。強盗と放火は、執行猶予取消になった者の再犯率が、単純猶予の者の方が保護観察付猶予の者よりも高かった。殺人は、執行猶予取消率が低く、実数も少ないものの、単純猶予が取り消された者の再犯率が著しく高かった。

3 まとめ

本章においては、執行猶予の言渡し状況と、その後の成り行きについて、年齢層や罪名による比較検討を行った。

まず、執行猶予の言渡し状況について見たところ、法定刑の重い犯罪より軽い犯罪、凶悪・重大性の薄い犯罪の方が、全体として執行猶予率が高く、執行猶予期間も短かった。猶予期間は、いずれの罪名においても、保護観察付猶予の方が単純猶予より長かった。執行猶予のうち保護観察が付けられた率は、15%前後の罪名が多い中で、強姦、放火、強盗の、執行猶予率の低い凶悪犯3罪名では30%を超えていたが、結果が最も重大で執行猶予率が最も低い殺人だけは、15.3%と他の罪名並みの率であった。次に、執行猶予取消しの状況を見たところ、単純・保護観察付のいずれの場合においても、執行猶予率の高い覚せい剤取締法違反及び窃盗の取消率が高く、執行猶予率の低い殺人の取消率が最も低かった。

保護観察付猶予となった者には、何らかの処分歴を有する者が多かった。必要的に保護観察が付けられた者は少数とはいえ全員刑事処分歴を有することになるため、これを除き、裁量による保護観察に限って見たところ、年齢層が高くなるほど、保護処分歴を有する者は少なく、刑事処分歴を有する者はおおむね多くなっており、両処分を併せると、いずれの年齢層においても6割から8割近くが「有」であった。他方、単純猶予になった者については、刑事処分歴についてのみ別の資料から見たところ、刑事処分歴「有」は3割弱、さらに、最初に執行猶予になったときの言渡しに限ってこれを見ると2割弱にすぎなかつた。根拠資料が異なるため、単純猶予者と保護観察付猶予者の比較を単純に行うことはできないが、これらの結果のほか、刑事処分歴がない状態で執行猶予になった者のうち、保護観察が付けられた者の比率は1割強であったことなどからも、単純猶予者より保護観察付猶予の方が犯罪性の進んでいる者が多いこと、すなわち、もともと再犯危険性がより高い者が保護観察付猶予になっている状況が示された。

次に、保護観察付猶予者について、猶予期間中の再犯による処分率（再処分率）を見たところ、年齢層が低い者ほど率が高くなっている、特に24歳以下の者の再処分率は他の年齢層の者と比べてひときわ高く、過半数が処分を受けていた。これを、本件執行猶予以前の処分歴の有無により分けてみると、いずれの年齢層においても、処分歴のある者の方がない者と比べて再処分率が高かったが、24歳以下で処分歴「有」の者の再処分率は6割以上と、65歳以上で処分歴「無」の者の4倍以上の高さとなっていた。24歳以下の場合、処

分歴「無」の者に限っても、25歳以上の処分歴「有」の者よりも再処分率が高く、「次は実刑以外ない」という立場に置かれている自覚を持って行動を自重することのできない者が多い様子が認められた。また、保護観察付猶予者に占める裁量による猶予者の比率を年齢層別に見ると、年齢層が低いほど高率(24歳以下：約96%，25歳～39歳：約89%，40歳～64歳：約88%，65歳以上：約85%)になっており、これは若年者に刑事処分歴のある者が少なく、必要的に保護観察を付けなければならない者が少数であることにもよるのであろうが、その保護処分歴や再処分者の多さから裁判官が「若年者は再犯危険性が高い」と考え、敢えて保護観察を付けている可能性もあるものと思われた。なお、再処分を受けた者の中同種再犯に及んだ者の占める比率は、全体として、年齢層が高い者の方が低い者より高い傾向が認められた。

最後に、1犯目が実刑となった者、単純猶予になった者、保護観察付猶予になった者についての成り行きを見た。執行猶予が付けられた者については、その期間を無事に終えた者と、猶予が取消となった者とに分け、5種類の者の再犯状況を比較した。執行猶予の取消しは、本件執行猶予判決後の再犯による場合がほとんどと思われ、執行猶予後の再犯率で見ると100%に近くなってしまうため、執行猶予取消の者の再犯率は、執行猶予判決後の再犯ではなく、取消による服役を経た刑期終了後の再犯の状況を見た。

まず、全罪名で見ると、執行猶予の期間を無事終えた者の再犯率が最も低く、次いで実刑、猶予取消で終わった者の順に成り行きは悪くなっている、執行猶予期間中ですら行動を自制することができなかった者は、当初から実刑判決を受けた者以上に、服役後の状況が悪い様子が認められた。また、猶予期間満了の者、取消の者それぞれにつき、単純猶予と保護観察付猶予の場合を比べると、いずれも保護観察付猶予の方が再犯率が高くなっている、保護観察付猶予の方が犯罪性の進んでいる者が多いことがここでも示された。

以下、2-5-2-4図の内容を中心に、2-5-1-1表の記載の内容も絡め、罪名別に執行猶予言渡しの状況及びその成り行きに関する分析・検討を行う。

5種類の再犯率の傾向が上記全罪名のものと完全に一致していたのは、強姦と傷害・暴行のみであった。

強姦は、執行猶予率は全体と比べて低いが、そのうち約3割というかなり高い割合の者に保護観察が付けられていた。取消率は、単純猶予で3.6%，保護観察付猶予で10.0%と、いずれも、全罪名で見た場合の3分の1程度であったが、猶予期間経過後も含めた再犯率を見ると、5種類とも、全体より若干低い程度であった。したがって、相対的に見て、執行猶予が行動の自重を促す心理規制として機能しやすいケースが執行猶予となっているといえるが、これらの者が爾後もずっと再犯なく過ごしていくわけではない罪名と思われた。

傷害・暴行の執行猶予率は全体の比率に近く、保護観察が付く割合が若干高いものの、平均的な言渡し状況といえた。取消率は、単純猶予、保護観察猶予とも、全罪名で見たときより低くなっていたが、全罪名で見た場合より取消率が上回っているのは覚せい剤と窃

盜だけなので、9罪名の中の順位で見ると、傷害・暴行は、単純猶予では5番目、保護観察猶予では4番目と、中間的であった。再犯率は、5種類とも全体よりやや高く、9罪名中の順位では、単純猶予の期間満了者が2番、実刑の者が3番、その他3種は1番であった。本罪名の場合、1犯目が執行猶予になった者であっても、再犯危険性は相対的に見て高く、要注意であるといえよう。

詐欺は、執行猶予率は全体より若干低いものの、9罪名の中の順位で見ると中央の5番目であった。保護観察が付けられた比率は9罪名中最も低かったが、取消率は、単純猶予で4番目、保護観察付猶予で3番目に高かった。5種類の成り行きを見ると、単純猶予が取消で終わった者の再犯率のみ全体より高くなっている、また、実刑になった者の再犯率が低く、保護観察付猶予期間満了者とほぼ同じ率であった。9罪名中の順位で見ると、執行猶予が取り消された者の再犯率は、単純・保護観察付とともに、傷害・暴行、窃盗に次いで3番目に高かったが、実刑になった者の再犯率は低い方から3番目であった。本罪名は、1犯目に実刑とした場合の感銘力が比較的高いといえるのかもしれない。

窃盗は、執行猶予率が覚せい剤に次ぐ高さで、付保護観察率が詐欺に次ぐ低さであったが、取消率は、単純猶予では全罪名中2番目の高さ、保護観察付猶予ではトップであった。再犯傾向は全罪名で見た場合と比較的類似していたが、実刑になった者の再犯率が、単純猶予取消になった者よりわずかながら高く、数値で見ても5割を超え、全体より15ポイント以上高くなっていた。再犯率は、単純猶予期間満了者と実刑では9罪名中1番、その他3種においては2番目に高く、数値で見ても、全種類において全体平均を上回っており、あらゆる面から見て再犯の多い罪名といえた。ただし、再犯率の他罪名との差は、執行猶予取消率における差ほどには大きくなかった。

覚せい剤は、執行猶予率が9罪名中最も高かったが、取消率も、単純猶予は最高、保護観察付猶予は窃盗に次ぐ2番目の高さであった。一方、再犯率は、執行猶予期間満了者は、全罪名の比率とほぼ同じ、執行猶予取消になった者は、全罪名の比率より低く、取消率が窃盗同様に高いわりには、執行猶予者の再犯率は窃盗ほど高くない様子が認められた。他方、実刑となった者の再犯率は窃盗に近い高さであり、単純猶予取消となった者を8ポイント以上上回っていた。

これらのことから、窃盗や覚せい剤のような執行猶予率の高い罪名で最初から実刑判決を受けるような者は、再犯危険性がかなり高い者であることが推察された。なお、この2罪名の執行猶予取消率の他罪名との差が再犯率における差と比べて大きいのは、他罪名より再犯期間が短いことを示すものもあるが、窃盗も覚せい剤も同種再犯率が高く、かつ、いずれも比較的短期間で処分に至る場合が多い犯罪である、ということにもよるのではなかと思われた。

強制わいせつは、執行猶予率は9罪名中3番目、付保護観察率は4番目に高かった。取消率は、数値で見ると、全罪名の比率をかなり下回っていた。再犯率も、全種類とも全体

の比率を下回っており、特に執行猶予が取消になった者の再犯率は大幅に低く、単純猶予は9罪名中最低、保護観察付猶予は2番目の低さで、単純猶予取消になった者の再犯率が実刑になった者のそれを下回っていた。以上のことから、強制わいせつについては、比較的予後は良好であるが、窃盗や覚せい剤と同様、当初から実刑になるような者の場合は相対的に相当悪質な者が多いこと、当初執行猶予付判決で取り消された者の中には、服役後、更生する者も多いように見受けられることが示された。

強盗は、執行猶予率が殺人に迫る低さであり、付保護観察率は9罪名中最も高く、単純・保護観察付のいずれも執行猶予期間が最も長かった。つまり、実刑期の長さを別に考えれば、1犯目の処分は9罪名中最も重いといえた。取消率は、保護観察付猶予の者については、他の凶悪犯罪よりは高いものの全体から見ればかなり低い方であったが、単純猶予の者については、覚せい剤、窃盗に次ぐ3番目の高さとなっていた。再犯率は、全種類とも、全罪名の比率を下回っており、特に保護観察付猶予の者は低く、期間満了・取消とも単純猶予の者を下回り、9罪名中の順位でも3番目の低さであった。このような特徴の説明としては、あくまでも推測にすぎないが、「単純猶予となるような強盗事犯者は、軽微な窃盗を繰り返していた者がいつもどおり窃盗をしようとしたところ、状況が許さず、成り行き上強盗事犯になってしまったというような場合が多いために再犯率が高い」、「金銭面での援助や就労援助を受けにくい単純猶予者は再犯に及びやすい」、「保護観察付猶予となるような事犯は、犯罪歴のない者が経済的に困窮して切羽詰まり、当初から覚悟を決めて強盗に臨んだというような偶発的なケースが多いため、再犯率が低い」等の可能性が考えられよう。

放火は、約半数が執行猶予となっており、うち約3割に保護観察が付いていた。取消率は、単純猶予が殺人に次ぐ低さ、保護観察付猶予が殺人、強姦に次ぐ低さであった。執行猶予を期間満了で終えた者と実刑になった者の再犯率は、殺人とほとんど変わらない低さであったが、執行猶予取消になった者の再犯率は、相対的に見て高く、特に単純猶予が取り消された者の再犯率は、保護観察付猶予の者を上回る高さであった。なお、執行猶予が取り消された者は、期間満了者や実刑になった者と比べると同種再犯率も高かったが、実数が少ないため、本データをもって、その特徴について明言できるものではない。

最後に、殺人は、執行猶予率は9罪名中最も低かったが、付保護観察率は4番目の低さであり、取消率は、単純・保護観察付とともにひときわ低かった。爾後の再犯率も、単純猶予取消になった者以外の全種類において、9罪名中最低であった。殺人の場合、結果の重大性から、1犯目でも実刑になる率が高いが、犯罪性の低い者による偶発的な犯行も多いため、執行猶予の付保護観察率、執行猶予取消率、再犯率が低いのではないかと思われた。単純猶予が取り消された者の再犯率は9罪名中5番目で、数値で見ても全体の比率を上回っており、他の区分と比べて高さが突出しているため目を引くが、そもそも取消率が1.8%と極めて低く、実数も26人と少ないとことから、外れ値の影響が強く出てしまった可能

性もあり、この点について本データを基にした言及を行うことは差し控えるべきであろう。

以上のとおり、執行猶予の言渡し状況、付保護観察状況、執行猶予の取消・再犯等の成り行きは、罪名によって様々であることが示された。1犯目の執行猶予率が高い罪名であるにもかかわらず当初から実刑になったような者は、前歴が多いなどよほど犯罪性の進んだ者が多いのか、爾後の再犯率が高いものの、ほとんどの罪名において、1犯目の執行猶予が取り消された者の予後の方が実刑判決を受けた者の予後より悪い場合が多く、執行猶予中という立場を自覚して行動することもできないような者を不適切な甘い判断で執行猶予とした場合、後々まで悪影響を及ぼす可能性が高いといえた。したがって、1犯目に執行猶予を付ける際には、初犯だからという安易な理由により決めるのではなく、再犯危険性の見極めを十分に行った上で、実刑にしなくとも更生する可能性が高い者を的確に選択していくことが非常に重要といえよう。むろん再犯を完全に予測することなどできるはずはないが、今後、予測精度の高い再犯危険性測定ツール等が開発されていくことを期待したいものである。

第6章 仮釈放

本章においては、実刑判決を受けた者の釈放状況及び釈放後の成り行きについて、仮釈放者を中心に、主として罪名別に分析する。まず第1項において、仮釈放者や仮釈放が取り消された者の比率や仮釈放期間等を罪名別に見ていく。次に、第2項において、満期釈放・仮釈放別に、釈放後の再犯の状況を見る。最後に、第3項において、仮釈放者の保護観察終了事由と終了時の就労状況を罪名別に示し、就労と再犯の関係を実証する。

1 罪名別仮釈放の状況

2-6-1-1表は、平成8年から17年までの刑事施設出所者及び仮釈放申請事件に関する統計資料を対象として、執行すべき刑期、初入率、仮釈放申請率、申請棄却率、仮釈放率、刑執行率、仮釈放期間、仮釈放取消率の各平均値を罪名別に見たものである。

2-6-1-1表 罪名別・仮釈放の状況

(平成8年~17年の累計)

区分	刑期	初入率	仮釈放申請率	申請棄却率	仮釈放率	刑執行率	仮釈放期間	仮釈放取消率
総数(253,182)	2年1月	44.4	60.3	2.4	56.6	81.9	5月	6.8
殺人(4,749)	6年11月	71.6	66.7	8.8	63.4	81.2	1年2月	3.5
強盗(3,804)	3年10月	69.7	73.5	2.5	71.3	79.6	9月	6.3
放火(2,425)	3年9月	70.5	60.3	6.1	56.2	81.2	8月	4.8
強姦(4,347)	3年5月	77.8	77.5	6.7	72.3	81.3	7月	4.2
覚せい剤取締法(65,878)	2年3月	36.6	67.6	2.0	63.8	83.1	5月	6.4
強制わいせつ(2,202)	2年2月	63.8	63.9	9.0	57.0	82.3	5月	3.6
窃盗(75,064)	2年	37.1	61.4	1.7	57.7	82.6	5月	11.3
詐欺(17,388)	1年10月	41.7	57.3	2.5	53.8	80.8	5月	6.9
傷害(12,415)	1年6月	39.8	37.6	2.6	33.9	83.0	4月	3.3
暴行(900)	11月	24.6	20.4	3.4	17.8	84.4	3月	3.3
その他(64,010)	1年8月	55.6	54.6	2.0	51.1	80.0	5月	2.6

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「強盗」は、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を除く。

3 「傷害」は、同致死を除く。

4 ()内は、出所受刑者(満期釈放者及び仮釈放者)の数である。

5 「刑期」は、執行すべき刑期である。

6 「初入率」は、出所受刑者のうち、初入者の比率である。

7 「刑執行率」は、仮釈放者につき、刑事施設内で刑を執行した期間/執行すべき刑期×100の計算式で得た百分比をいう。

8 「刑期」、「仮釈放期間」、「刑執行率」の算出に当たっては、無期刑を除いている。

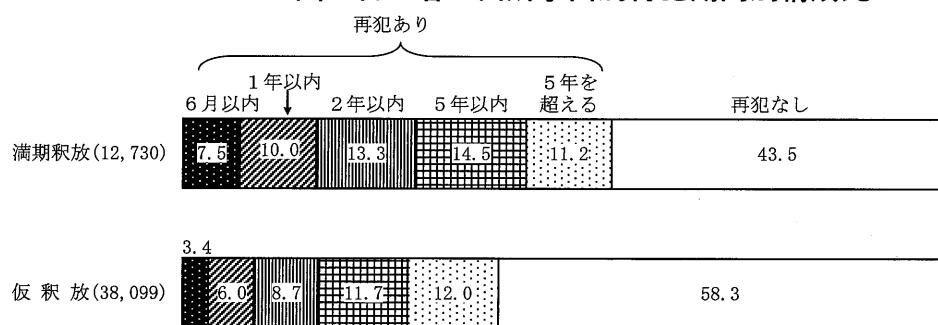
全体として、刑期が長い罪名の者は短い罪名の者に比して、相対的に、初入率、仮釈放申請率及び仮釈放率が高く、仮釈放期間も長い傾向が認められた。仮釈放申請棄却率は、強制わいせつ及び殺人が約9%，強姦及び放火が6%台となっており、他の罪名(2~3%前後)と比較すると、その高さが目立った。仮釈放者にかかる刑の執行率は、刑期の長い罪名の者の方が短い者より若干低めの傾向が見られたものの、いずれも80%前後であり、大きな差ではなかった。仮釈放取消率は、仮釈放期間の短い暴行や傷害が最も低かったが、同期間の長い殺人や強姦の取消率も低く、その期間の長さの影響を強く受けるものではなかった。全罪名で見た場合の仮釈放取消率は6.8%であったが、これは、人員の多い窃盗の取消率が他の罪名と比べて突出していることの影響が強く、窃盗を除いた全罪名の取消率は4.8%であった。窃盗以外の主要罪名で仮釈放取消率が6.0%を超えていたのは、高い順に詐欺、覚せい剤取締法違反、強盗であり、財産犯と覚せい剤は、他の罪種と比べると、仮釈放中という立場を自覚して行動を自重する者の割合が少ないように見受けられた。なお、これらの犯罪は、再入者の比率も当然高かったが、仮釈放申請が棄却される率は低い傾向が認められた。

2 刑事施設初入者の釈放後の成り行き

2-6-2-1図は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象に、刑事施設初入者(ただし、10犯目までの間に1度でも執行猶予取消しになったことのある者は除く。以下、本項において同じ。)について、刑事施設からの出所事由(仮釈放及び満期釈放に限る。)別に、出所後の再犯の有無及び再犯期間を見たものである。

仮釈放者は、満期釈放者と比べ、出所後再犯に及ぶ比率が低く、かつ、再犯に及ぶまでの期間も長かった。

2-6-2-1図 初入者の出所事由別再犯期間別構成比

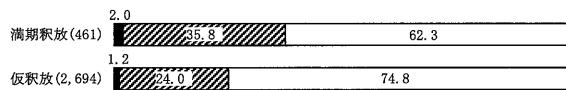


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 初入者のうち、執行猶予取消しになったことのある者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

2-6-2-2図は、70万人初犯者・再犯者混合犯歴(全期間)を対象に、刑事施設初入者について、出所後の再犯の有無を主要罪名別・刑事施設出所事由別に見たものである。

2-6-2-2図 罪名別出所事由別再犯の有無別構成比

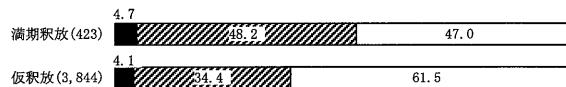
① 殺人



② 強盗



③ 強姦



④ 窃盗



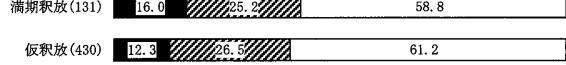
⑤ 傷害・暴行



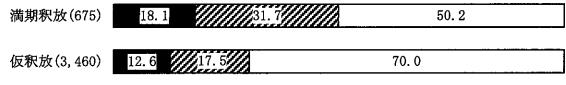
⑥ 覚せい剤取締法



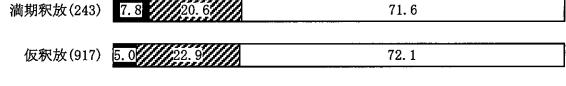
⑦ 強制わいせつ



⑧ 詐欺



⑨ 放火



■ 同種再犯あり □ 異種再犯のみ □ 再犯なし

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
- 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
- 3 初入者のうち、執行猶予取消しになったことのある者を除く。
- 4 「強盗」は、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を除く。
- 5 「傷害・暴行」は、傷害致死を除く。
- 6 () 内は、実人員である。

強盗、強制わいせつ及び放火のように、満期釈放者と仮釈放者の再犯の傾向にあまり差が認められなかった罪名もあるものの、それらを含めた全罪名において、満期釈放者より仮釈放者の方が、再犯率、同種再犯率ともに低かった。再犯のなかった者を除き、再犯者中の同種再犯率を見てみると、罪名により、満期釈放者の方が高いものも仮釈放者の方が高いものもあり、罪名の類似性による傾向の差異は認められなかった。

3 仮釈放者の保護観察終了時の就労状況

2-6-3-1図は、平成8年から17年までの間の保護観察終了時の統計資料を対象として、罪名別に、仮釈放者の保護観察終了時の就労状況による仮釈放取消率の違いを見たものである。

2-6-3-1図 仮釈放者の主要罪名別保護観察終了時就労状況別終了事由構成比

(平成8~17年の累計)

① 無職者

窃盗(13,465)	29.4	70.1	0.5
強盗(1,012)	22.6	71.5	5.8
詐欺(2,538)	19.3	80.0	0.7
強姦(389)	17.2	81.7	1.0
覚せい剤取締法(11,070)	15.3	83.9	0.8
放火(381)	11.0	86.4	2.6
傷害・暴行(1,563)	7.7	91.7	0.6
殺人(862)	7.7	84.6	7.8
強制わいせつ(347)	6.6	92.5	0.9

② 有職者

窃盗(27,628)	3.1	96.8	0.1
強盗(3,584)	2.9	96.5	0.6
詐欺(6,179)	1.8	98.1	0.1
強姦(2,489)	2.3	97.6	0.1
覚せい剤取締法(26,875)	2.9	97.0	0.1
放火(907)	2.3	97.2	0.4
傷害・暴行(4,077)	1.6	98.3	0.1
殺人(2,173)	2.1	96.5	1.3
強制わいせつ(902)	2.5	97.3	0.1

■取消し □満了、不定期刑終了、執行免除 ■その他

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「その他」は、停止中時効完成、死亡、その他終了事由不詳者である。

3 「有職者」には、学生・生徒、家事従事者、定収入のある者を含む。

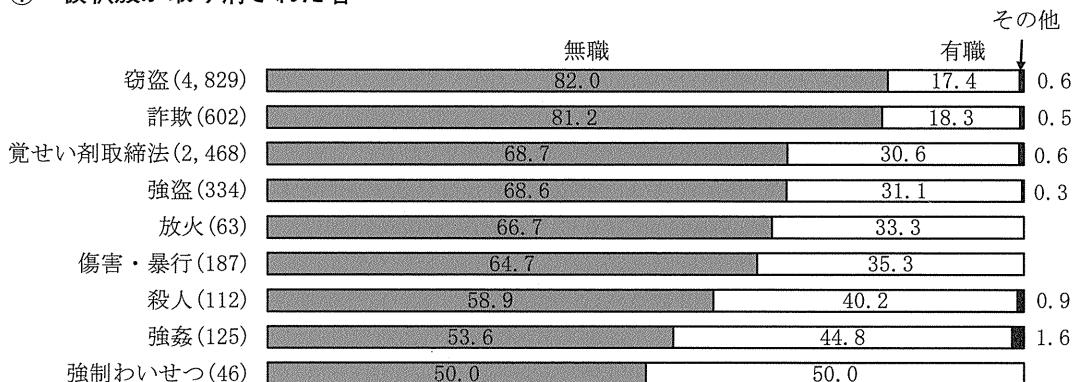
4 () 内は実数である。

有職者(学生等を含む)については、いずれの罪名においても仮釈放取消率が1.6~3.1%と低い水準にあったが、無職者の取消率は相対的に見て高く、特に窃盗、強盗、詐欺といった財産犯において、その高さが目立った。

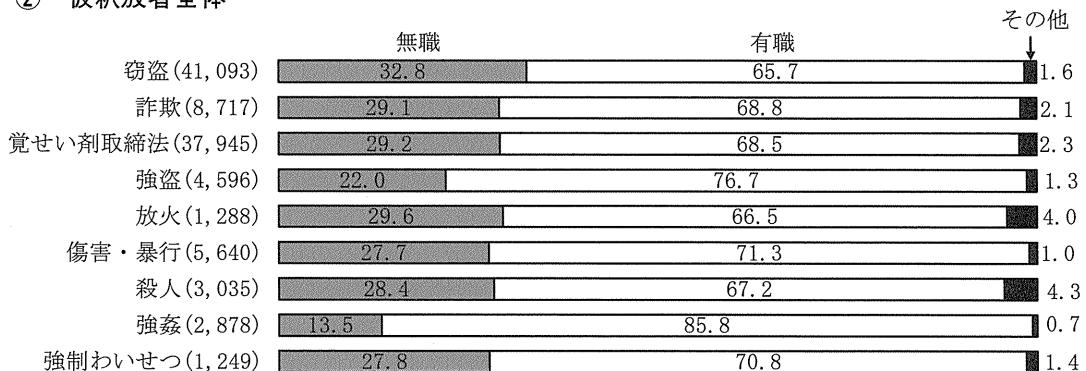
2-6-3-2図は、同じく平成8年から17年までの間の保護観察終了時の統計資料を対象として、罪名別に、仮釈放が取り消された者の保護観察終了時の就労状況を、仮釈放者全体と比較して見たものである。

**2-6-3-2図 仮釈放者の罪名別保護観察終了時就労状況別構成比
(平成8年~17年の累計)**

① 仮釈放が取り消された者



② 仮釈放者全体



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「その他」は、学生・生徒、家事従事者、定収入のある者である。

3 不詳の者を除く。

4 () 内は、実人員である。

保護観察終了時に無職であった者の比率は、仮釈放者全体で見れば、いずれの罪名においても30%前後かそれ以下であったが、仮釈放が取り消された者に限定してみると、いずれの罪名においても50%以上が無職であり、特に、窃盗や詐欺といった財産犯においては80%以上と相当高かった。

4 まとめ

第1項で見たように、凶悪重大犯罪の仮釈放期間は他の罪名と比べて相対的に長いが、仮釈放となった者の刑執行率は、いずれの罪名においても80%前後となっており、重大犯罪の場合、刑期が長いために仮釈放期間も長くなっているものと認められた。以下、罪名別に全項目を通じた分析・検討を行っていく。

殺人や強姦は、刑事施設初入者の率が高いせいか、あるいは施設内での行状が良いことなどによるのか、他の罪名と比べて仮釈放申請率が高い方（強姦は最高）であったが、凶悪重大犯罪であるだけに、同棄却率も高かった。それでも、結果として仮釈放率は、強姦で72.3%，殺人で63.4%と、他の罪名と比べると高くなっていたが、両罪名とも、仮釈放期間が長いわりには同取消率は低くなっていたが、仮釈放者の選定が適切になされている状況がうかがえた。このうち、殺人については、第2項において初入仮釈放者の再犯率の低さも示されているところであり、危険性の極めて高い、犯罪性の進んだ者も一部に存在するものの、一過性の犯罪者も多いものと推測された。これに対して強姦の場合は、仮釈放者であっても4割近くに再犯が認められ、一過性の犯罪者が多いというよりは、服役中や仮釈放期間中は立場をわきまえて行動を自重できる者や、再犯期間が比較的長い者が多いのではないかと思われた。

放火は、初入率が高く、仮釈放取消率も特段高いわけではないわりには、平均的な仮釈放申請率となっており、同棄却率も高かった。初入者の再犯率も、満期釈放者、仮釈放者のいずれも3割弱と低くなっていたが、満期釈放となっている者の中に仮釈放に適した者もいるのではないかという指摘もなしえなくはない。ただ、以下は推察にすぎないが、放火事犯者の場合、本人の資質面から再犯のおそれを払拭し得なかつたり、近隣感情等の問題から帰住調整が困難であつたりするケースも多く、そういうことが申請棄却率の高さに影響しているのではないかと思われた。

凶悪・粗暴犯と財産犯の両面を併せ持つ強盗は、仮釈放取消率が高いが、初入率が高いせいか、仮釈放申請率は高く、同棄却率は平均的で、仮釈放率は必然的に高くなっていた。初入仮釈放者の再犯率は強姦と近いが、仮釈放取消率は同罪名の1.5倍となっており、同罪名と比べると問題行動に至る時期が早い様子がうかがえた。また、満期釈放者と仮釈放者の再犯率の差が比較的小さい点は、放火に類似しているが、仮釈放申請率やその許可率及び取消率の高さからすると、放火とは逆に、不適格者を仮釈放にしてしまっている可能性も否定し得ないものと思われた。ただし、強盗の仮釈放者は全体的に就労率が高いことや、不就労と再犯の相関関係が高いことが第3項において示されており、このことから、就労中心の安定した生活を送っている者も多い一方で、無職状態でいる者は再犯に及び易く、その再犯危険性は、他の財産犯と同様、就労状況に大きく依存しているということがいえた。強盗は、このように凶悪犯とはいえ財産犯の色合いが強く、その同種再犯率の低さから見ても、再度凶悪犯罪に及ぶ危険性は

低いものと思われ、そういう判断から仮釈放が許可されているのであれば、必ずしも誤った見立てとはいえないであろう。

強制わいせつは、初入率は比較的高い方で、仮釈放取消率は仮釈放期間の長短を考慮すれば平均的といえ、仮釈放申請率は全罪名の平均を上回っていたが、同棄却率は全罪名のうち一番高かった。初入仮釈放者の再犯率は同種犯罪である強姦とほぼ同じ約4割であったが、満期釈放者の再犯率は、強姦は5割を超えていたのに対し、強制わいせつでは仮釈放の場合とほとんど変わらなかった。仮釈放申請棄却率の高さの理由を安易に推測することはできないが、第3項によれば、性犯罪者は就労率が全体的に高く、特に強制わいせつについては就労状況と再犯の関係があまりない様子が認められ、性犯罪者の場合、日常生活において表立った問題がある者は少なく、定められた枠内で適応していく能力には長けており、刑事施設内での生活状況や面接状況がいくら良好であっても、それだけを拠り所として再犯危険性が低いとは判断しにくい点なども、理由の一つとして考えられよう。

覚せい剤と窃盗は、初入率が低く、仮釈放取消率及び再犯率が高いにもかかわらず、仮釈放申請率は6割を上回っており、同棄却率は低く、仮釈放率は相対的に高い方であった。出所後の行状に多少の不安があっても仮釈放が許可されることが多い理由は、両罪名とも、その多くは比較的軽微な犯罪と目されており、同種再犯が多い、すなわち再犯に及ぶとしても軽微な犯罪である可能性が高いこと、刑期が短く、仮釈放期間も短期間であること、また、収容人員が極めて多いことなどによるものと推察される。

詐欺は、刑期の短さの影響によるのか、仮釈放申請率及び仮釈放率は相対的に低かったが、仮釈放取消率は窃盗に次いで高かった。その一方で、仮釈放者の再犯率は、殺人、放火に続く低さとなっており、また、満期釈放者と仮釈放者の再犯率の差が主要罪名の中で最も大きかった。これらのことから、仮釈放となった者の予後は、長いスパンで見れば比較的良好であるが、一部に釈放後短期間で問題行動に及ぶ者もいることが推測された。第3項によれば、無職の詐欺事犯者のうち仮釈放が取り消されているのは約5分の1であるが、仮釈放が取り消された者の無職率は窃盗と同様8割を超えており、こういった財産犯の場合、やはり就労面の手当てが大切で、職がないと、仮釈放期間中であっても関係なく再犯に及ぶ危険性が高いといえそうである。

最後に、傷害・暴行であるが、これらは刑期が短いこともあり、仮釈放申請率及び仮釈放率が他の罪名と比べてかなり低く、刑の執行率も高かった。仮釈放取消率は低いが、これは仮釈放期間の短さによる影響が強いものと思われ、初犯者の再犯率は、全罪名の中でトップの窃盗とほぼ同じであった。なお、暴行の初入率は4分の1弱と低く、比較的軽微な犯罪である暴行で実刑判決を受けるのは、本件がたまたま暴行であったというだけの犯罪性の進んだ者や、同種犯罪を再三繰り返しているような者が多いものと推測され、刑期の短さや仮釈放申請率の低さのわりに同棄却率が高いのは、こういったことの影響もあるのではないかと思われた。

以上のとおり、これまでの章でも述べられてきた罪名による再犯傾向の違いは、本章においても示された。仮釈放は、単に再犯の蓋然性の高さによって決定されるわけではなく、仮釈放期間や、予測される再犯の危険度（凶悪重大性）の高さ等も勘案した上でなされている状況が認められた。おおむね適切な選別がなされているように見受けられるが、さらに再犯を減少させるには、財産犯の者は仮釈放後なるべく早期に職に就けるよう特に手厚い援助を行うこと、性犯罪の者の場合は行状が安定して見ても注意を怠らないこと、性犯と粗暴犯については特に、刑期（仮釈放期間）が終了した後の行動の自戒自律につなげていけるような教育を行っていくこと等が必要と思われる。最近、法務省においては、刑務所出所者等に対する就労支援策や、性犯罪者・暴力事犯者に対する加害者処遇プログラム等を実施するようになったが、これらが有効な再犯防止策として期待しうるものであるということが、本研究においても示されたといえよう。

第7章 出生年別に見た犯歴

前記のとおり、犯歴は戦後の昭和23年（1948年）から記録され始め、今回のサンプルでは平成17年（2005年）まで、通年での犯歴（前科を有した者の状況）が把握できている。したがって、出生年によっては、50年間以上（例：昭和3年から昭和10年（1928年～1935年）までに生まれた者）の犯歴の状況が把握できる。また、犯歴を調べる期間（追跡期間）を例えば20年以上とすれば、昭和3年（1928年）から昭和40年（1965年）までの間に生まれた、38の各年次別の犯歴の状況を比較することができる。当然のことながら、この38年間には、我が国社会全体が戦中・戦後の混乱期にあった苦難の時期が含まれており、各犯歴調査対象者においても、様々な影響を受けていたものと考えられ、その結果の一環としての犯罪行動（犯歴）にどのような特徴が表れているか調べることにする。こうした出生年別の研究方法は、コウホート研究と呼ばれており、中村（2008）¹は、各出生年の特徴は以下の数式によって説明されるとしている。

「ある時代のある年齢層を特徴づける数量」（例：総犯歴件数）

$$= \textcircled{1} \text{ 「年齢効果」} + \textcircled{2} \text{ 「時代効果」} + \textcircled{3} \text{ 「コウホート効果」} + \textcircled{4} \text{ 「誤差」}$$

- ① 年齢効果：加齢による変化の部分
- ② 時代効果：時勢による変化の部分（例：戦争の影響）
- ③ コウホート効果：世代に固有の部分（例：団塊の世代に生まれる）
- ④ 誤差：その他の影響、①～③とは統計的に独立

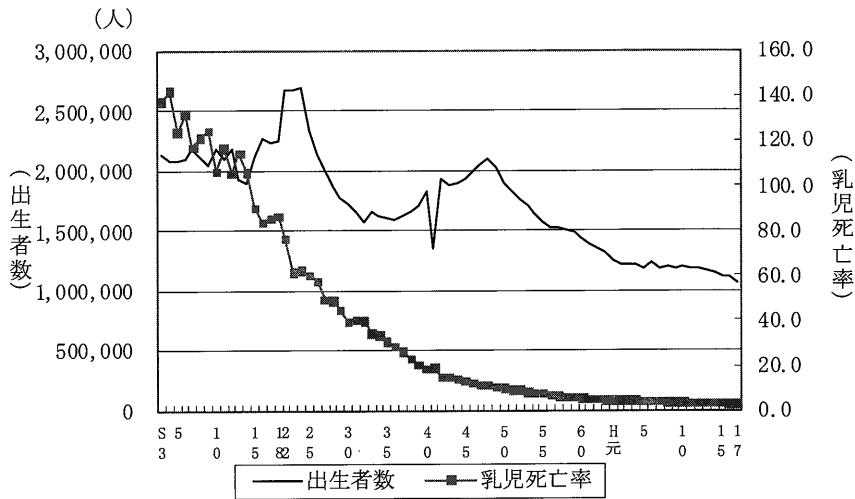
初めに、調査対象とする出生年別の出生者数及び乳児死亡率の推移を見てみることにする。

2-7-1図は、昭和3年から平成17年（1928年～2005年）までの出生者数と乳児死亡率（出生者1,000人に対する生後1年未満の死亡者数）を見たものである。

2-7-1図の出生者数の推移から、昭和22年から24年（1947年～49年）までのいわゆる「団塊の世代」において出生者数が250万人を超えて多いこと、また、その第二世代に当たると思われる昭和46年から49年（1971年～74年）までの間、出生者数が200万人を超えていることが分かる。一方、乳児死亡率は、特に戦後における医療・福祉面の目覚しい発展・向上に伴い、ほぼ一貫して低下してきている。

1 中村 隆（2008）「犯罪・非行の計量分析」（第46回日本犯罪心理学会シンポジウム6）

2-7-1図 出生者数と乳児死亡率の推移（昭和3年～平成17年）

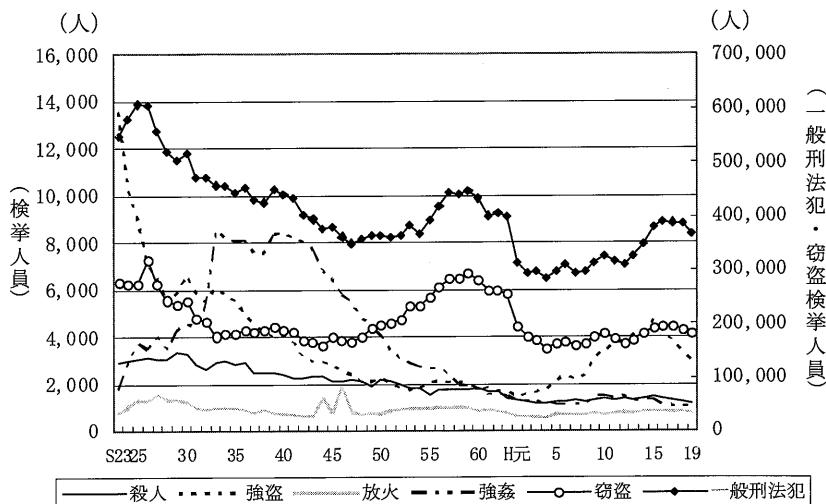


注 1 厚生労働省の「人口動態統計」による。

2 昭和19年から21年は、数値が不詳のため掲載していない。

2-7-2図は、昭和23年から平成19年（1948年～2007年）までの一般刑法犯検挙人員の推移を見たものである。一般刑法犯検挙人員は、戦後の混乱期にピークを形成した後、おおむね減少する傾向を保った後、二つの山（昭和59年と平成14年）を経ているものの、それら二つのピークはいずれも戦後のピークには及ばないものである。また、一般刑法犯と殺人、強盗、放火、強姦及び窃盗の各罪名の検挙人員の推移を比較すると、第一のピークでは強盗と窃盗が、第二のピークでは窃盗が、そして、第三のピークでは窃盗と強盗が一般刑法犯検挙人員の増減に関連していたものと見られる。ここでは、一般刑法犯検挙人員は、我が国社会が戦後の混乱期を経て安定化に向かうにつれて、おおむね減少する傾向にあったことを確認しておきたい。

2-7-2図 一般刑法犯検挙人員の推移（昭和23年～平成19年）



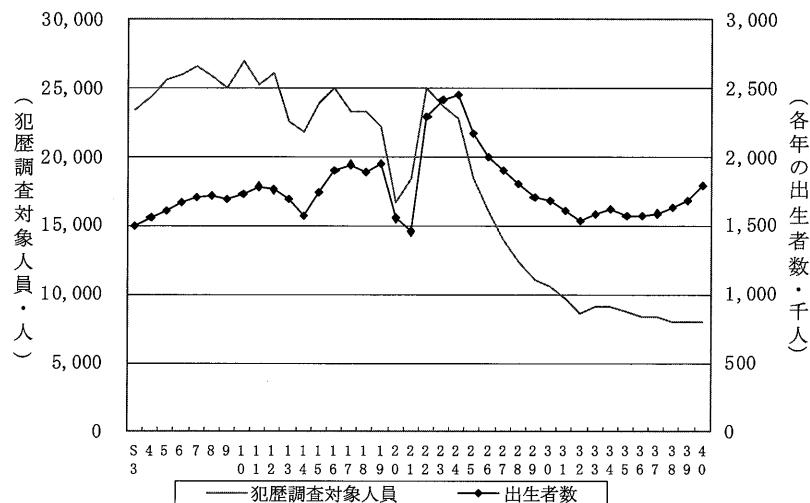
注 警察庁の統計による。

前記のとおり、犯歴は、その記録が戦後の昭和23年（1948年）から可能になったことから、この年に成人した昭和3年（1928年）以後に生まれた者から成人後（少年の場合、保護処分又は刑事処分が選択されるが、成人後の犯罪はすべて刑事処分の対象となる。）の犯歴を把握することが可能になっている。また、相当長期間（成人後の20年間以上、つまり40歳ころまで）にわたる犯歴の有無を見るという目的から、通年の犯歴が把握できる調査最終年次である平成17年（2005年）に40歳以上ということで、昭和40年（1965年）生まれの者までを対象としたことにした（以下、1928年から1965年までを「犯歴比較期間①」という。）。

なお、本節で用いているのは、「100万人初犯者・再犯者混合犯歴」（2-7-3図～2-7-7図）及び「70万人初犯者・再犯者混合犯歴」（2-7-8図～2-7-12図）である。

2-7-3図は、出生年別に犯歴調査対象者（前記の調査期間内に前科を有した者のこと）の人員及び各年の出生者数（各年次とも20歳時の年齢で算出している。）を示したものである。これによると、昭和23年（1948年）から犯歴が記録されていることに加え、戦中・戦後の我が国社会の混乱とその後の回復の影響もあって、犯歴調査対象者数の分布は、起伏を伴った高原状態から次第に減少し、昭和32年（1957年）ころからは平坦となる分布となっている（戦後の混乱期を経て検挙人員が減少している2-7-2図と同様な傾向が見られる。）。一方、20歳時点の出生者数（乳児死亡率の影響を除くため、ここでは20歳時の人口を用いている。）の推移は、「団塊の世代」に大きな山があるが、「団塊の世代」を含む5年間（昭和22年～26年）において200万人を超えているほかは、戦前生まれと戦後生まれの20歳時点の出生者数はおおむね150万人から200万人となり、両者はおおむね同水準であるように見られる。

2-7-3図 出生年別の犯歴調査対象者数及び出生者数（昭和3年～40年）



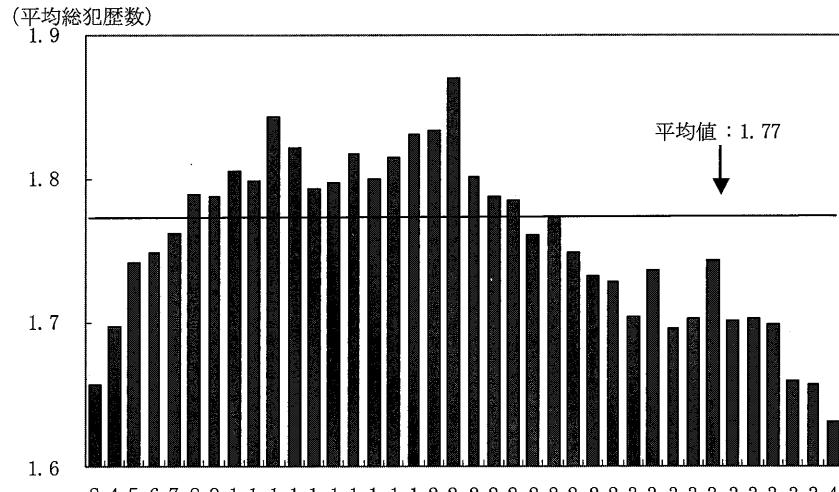
- 注 1 犯歴調査は法務総合研究所の調査による。
 2 出生者数は総務省統計局の人口動態統計による。
 3 出生者数は、20歳時の人口を用いている。

犯歴調査対象者は、犯歴全体からサンプリングされているため、各出生年別の分布は、実際に有罪裁判を受けて犯歴を有した人員の分布とほぼ同様なものと考えることができ。したがって、**2-7-3図**の2本のグラフの単純な比較から（出生者数よりも犯歴調査対象人員のグラフが上回っている年はそうでない年よりも相対的に犯歴（前科）を有しやすかったと考えられる。）、おおむね戦後生まれの者の方が、戦前生まれの者よりも、単位人口当たりで前科（犯歴）を有する人員は少ないものとみなすことができる。つまり、戦中・戦後の混乱期を幼児期や少年期に過ごした戦前生まれの者の方が、犯罪にかかわりやすかったものと大雑把に把握しておくことができよう。

以下、**2-7-4図**から**2-7-10図**までにおいて、その詳細について見ていくことにする。

2-7-4図は、犯歴比較期間①において、出生年別に犯歴調査対象者の平均総犯歴数を比較して見たものである。これによると、第二次世界大戦終戦の翌年である昭和21年（1946年）生まれの者の平均総犯歴数が1.87回と最も多い。また、昭和8年（1933年）から昭和26年（1951年）生まれの者については、犯歴比較期間①の平均値（1.77）を上回っており、「戦時中の混乱期に幼少期を迎えた後、戦後の混乱期に青少年時代を過ごした者」や、「戦後直後に出生した者」において、平均総犯歴数がやや多くなっている。

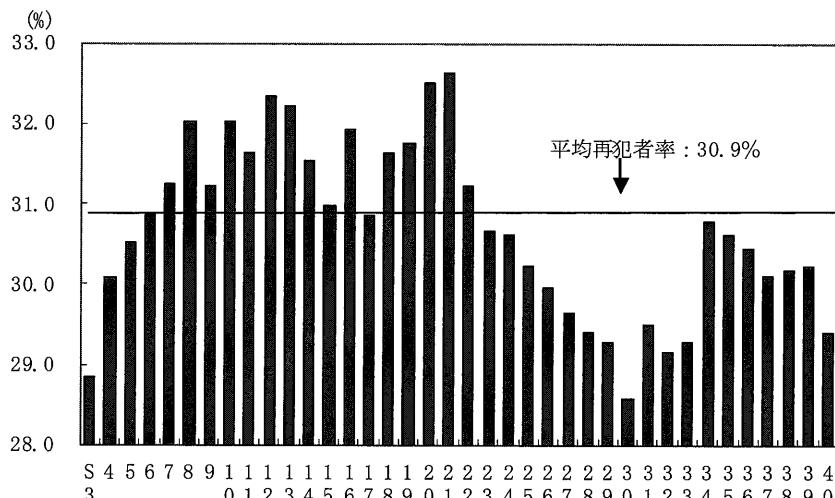
2-7-4図 出生年別の平均総犯歴数の比較（昭和3年～40年）



注 法務総合研究所の調査による。

2-7-5図は、犯歴比較期間①において、出生年別に犯歴調査対象者のうちの再犯者率（「2犯」以上の犯歴を有した者の占める比率）を比較して見たものである。これによると、昭和7年（1932年）から昭和22年（1947年）までを出生年とする者において、再犯者の占める比率が犯歴比較期間①全体の再犯者率（30.9%）を超えており、**2-7-4図**（平均総犯歴数）の場合とほぼ同様な傾向が見受けられる。

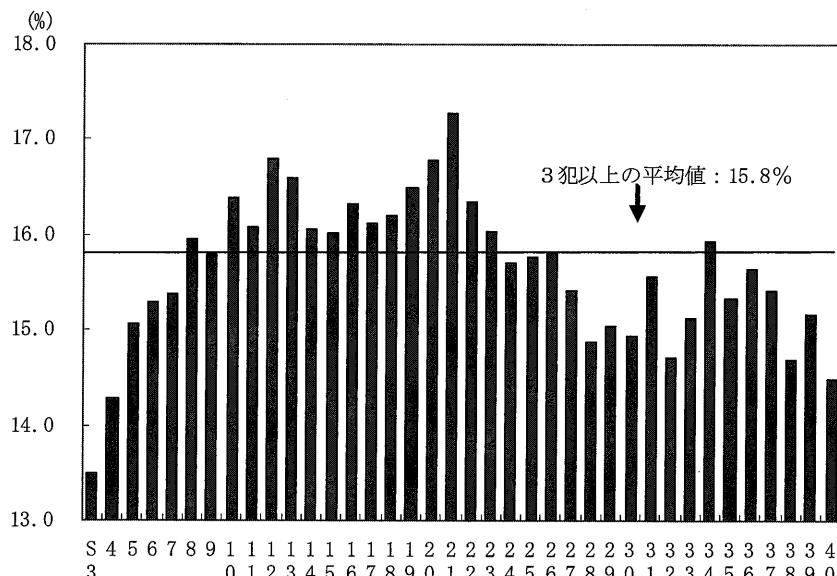
2-7-5図 出生年別・再犯者率の比較（昭和3年～40年）



注 法務総合研究所の調査による。

2-7-6図は、犯歴比較期間①における、出生年別に犯歴調査対象者のうちで3犯以上の犯歴を有した者（再犯者のうちでも常習性が認められる者）の占める比率を比較して見たものである。これによると、昭和8年（1933年）から昭和23年（1948年）に生まれた者では、3犯以上の犯歴を有する者の占める比率が犯歴比較期間①全体の3犯以上の犯歴を有する者の平均値（15.8%）を上回っており、やはり2-7-4図（平均総犯歴数）及び2-7-5図（再犯者率）の場合とほぼ同様な傾向が認められる。

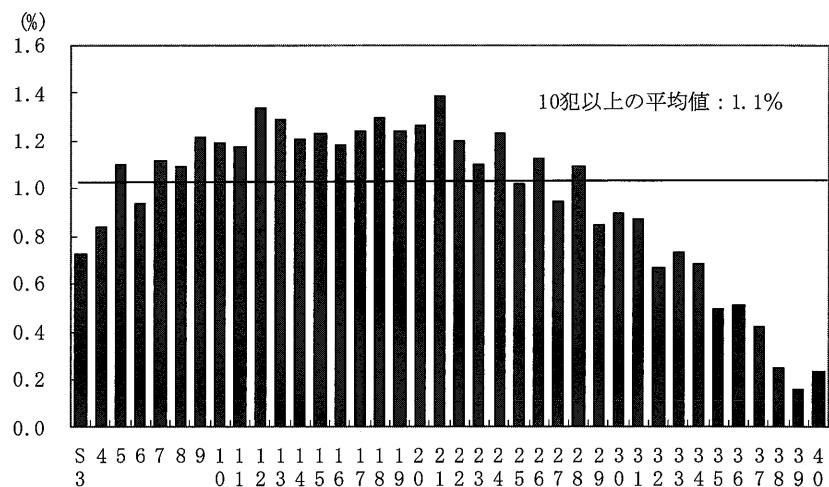
2-7-6図 出生年別・3犯以上の犯歴を有する者の比率の比較（昭和3年～40年）



注 法務総合研究所の調査による。

さらに、**2-7-7図**は、犯歴比較期間①における、出生年別に犯歴調査対象者のうちで10犯以上の犯歴を有した者（高次の常習的・職業的犯罪者といえよう。）の占める比率を比較して見たものである。これによると、昭和5年（1930年）から昭和28年（1953年）に生まれた者では、10犯以上の犯歴を有する者の占める比率が犯歴比較期間①全体の平均値（1.1%）を超えており、これは、**2-7-4図**（平均総犯歴数）、**2-7-5図**（再犯者率）、**2-7-6図**（3犯以上の犯歴を有する者の比率）よりもやや長くなっていることが分かる。

2-7-7図 出生年別・10犯以上の犯歴を有する者の比率（昭和3年～40年）



注 法務総合研究所の調査による。

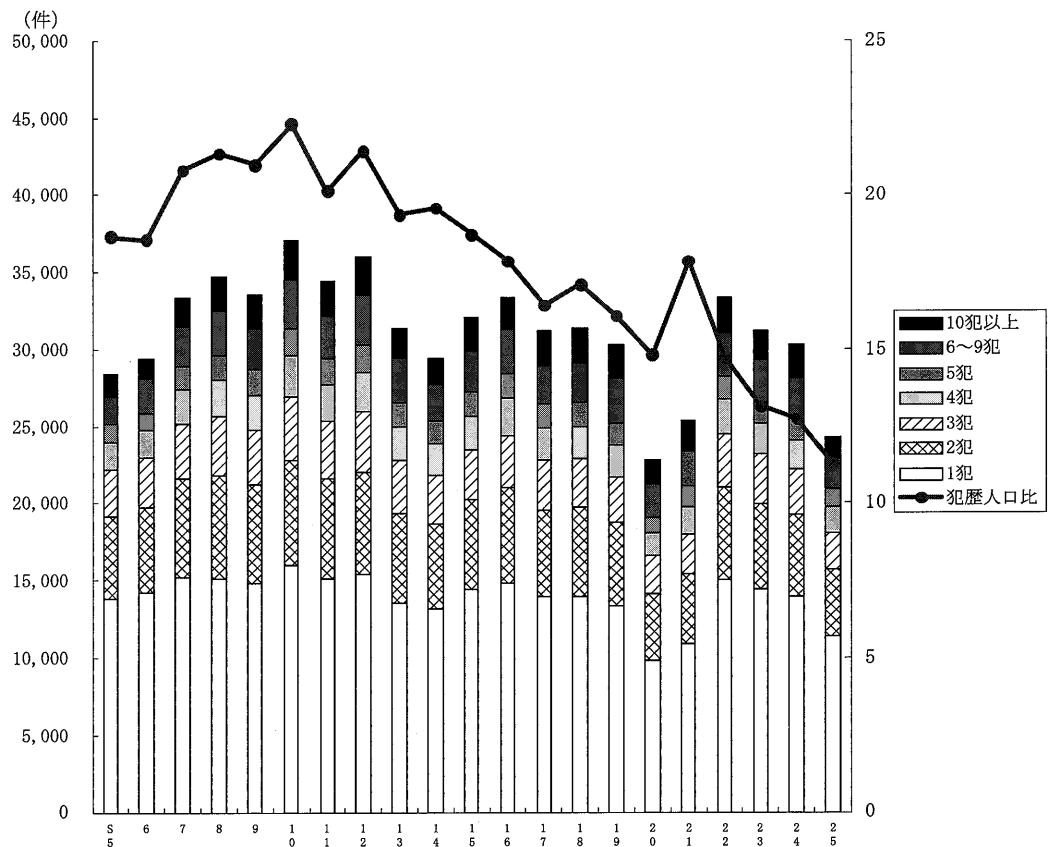
次に、**2-7-8図**から**2-7-10図**まででは、各出生年別に犯歴を有した者が、相当長期間（ここでは30年間、成人後の30年以内ということで20歳から48歳までの間の犯歴）に積み重ねた犯歴の合計件数を比較するととともに、単位人口当たりで犯歴を有した者の比率（犯罪率）がどのようにになっているか見ることにする。これによって、どの出生年が実質的により多くの犯歴を重ねやすく、また、単位人口当たりでもその傾向が強いかを見ようとするものである。

そこで、ここでは、各年次別に犯歴を比較対照する期間を犯歴比較期間①(1928年～1965年)よりも短くして、昭和5年から昭和25年(1930年～1950年)まで(以下、「犯歴比較期間②」という。)とする。その理由は、各出生年別にその人口比を比較したいことから、犯歴調査対象者数を一定(おおむね2万人以上)以上とすることが好ましいと考えたためである。

2-7-8 図は、犯歴比較期間②（昭和5年～昭和25年）における、出生年別に犯歴調査対象者の合計犯歴件数（＝（各総犯歴数）×（各総犯歴数を有する人数）の合計）とその人口比を比較して見たものである。これによると、昭和10年（1935年）生まれの犯歴調査対象者による合計犯歴件数が他の年次よりもやや多く、また、犯歴人口比（＝（合計犯歴件数

数) ÷ (調査終了時年齢 (48歳) 人口) × 1,000) も最も高いことが分かる。

2-7-8図 出生年別・合計犯歴件数及び犯歴人口比の推移 (昭和5年～25年)

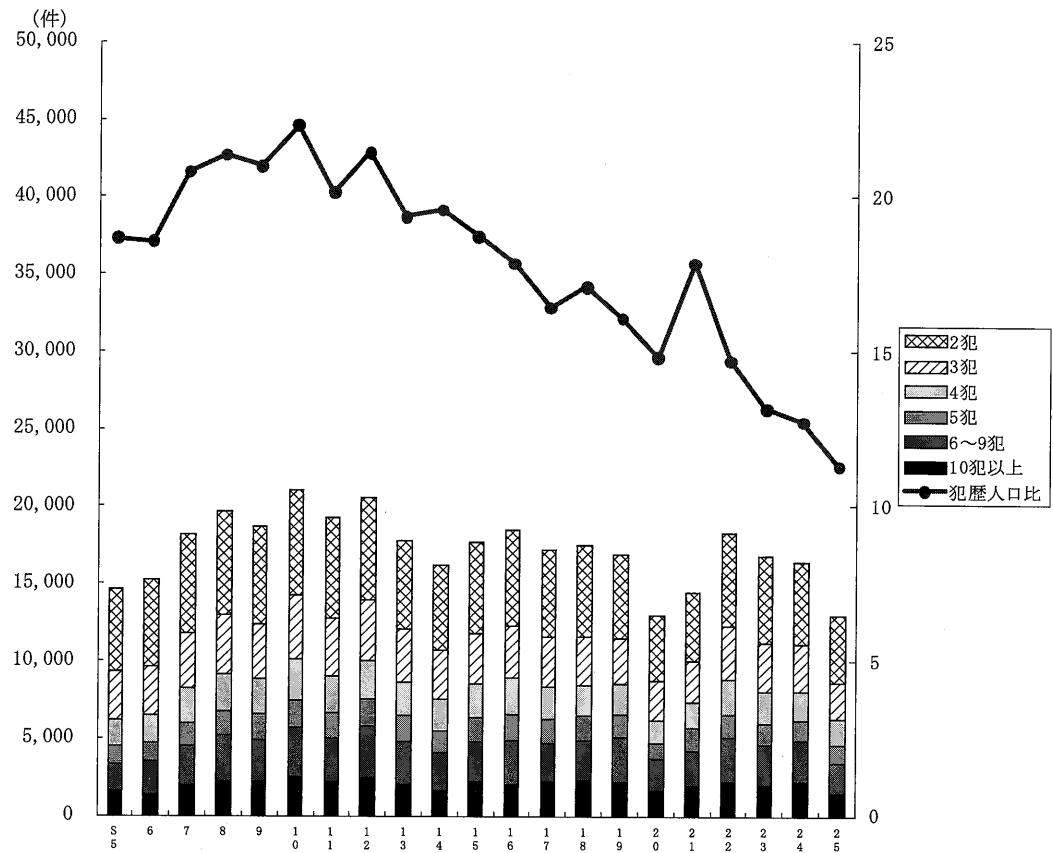


注 1 法務総合研究所の調査及び総務省統計局の人口資料による。

2 犯歴人口比は、(当該出生年の合計犯歴件数) ÷ (調査終了時年齢 (48歳) 人口) × 1,000 で算出している。

2-7-9図は、同じく、2-7-8図のうち、「1犯」だけの者を除いて再入者について見たものである。これにおいても、2-7-8図と同様な傾向が見られる。

2-7-9図 再入者の出生年別・合計犯歴件数及び犯歴人口比の推移（昭和5年～25年）



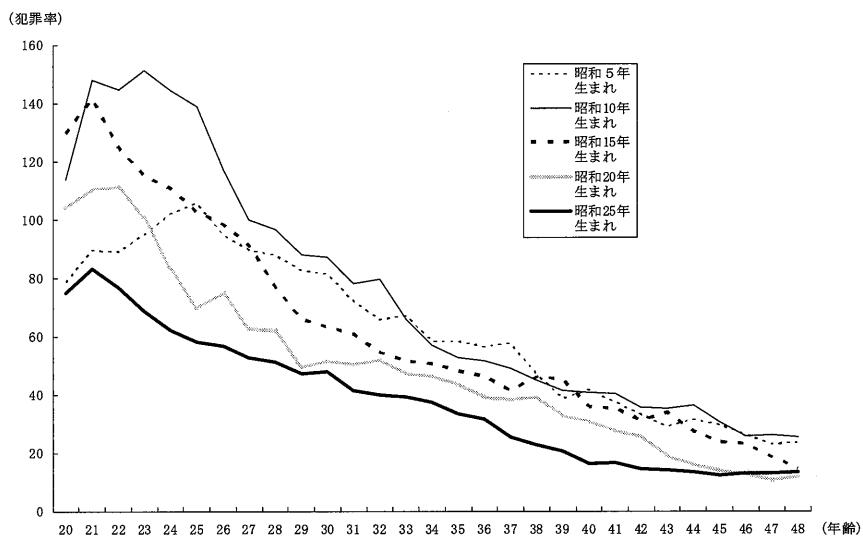
注 1 法務総合研究所の調査及び総務省統計局の人口資料による。

2 犯歴人口比は、(当該出生年の合計犯歴件数)÷(調査終了時年齢(48歳)人口)×1,000で算出している。

2-7-10図は、犯歴調査対象者を五つの出生年別に、各年齢における犯罪率(=(犯歴調査対象者数)÷(当該出生年の人口)×100,000)を見たものである(②には、昭和10年と昭和25年の2年次のみ掲載)。これによると、昭和10年(1935年)生まれの者の犯罪率が他の出生年の者と比較して相対的に高く、各年齢ごとに見ても同様な傾向が見られる。

2-7-10図 出生年別・年齢別犯罪率

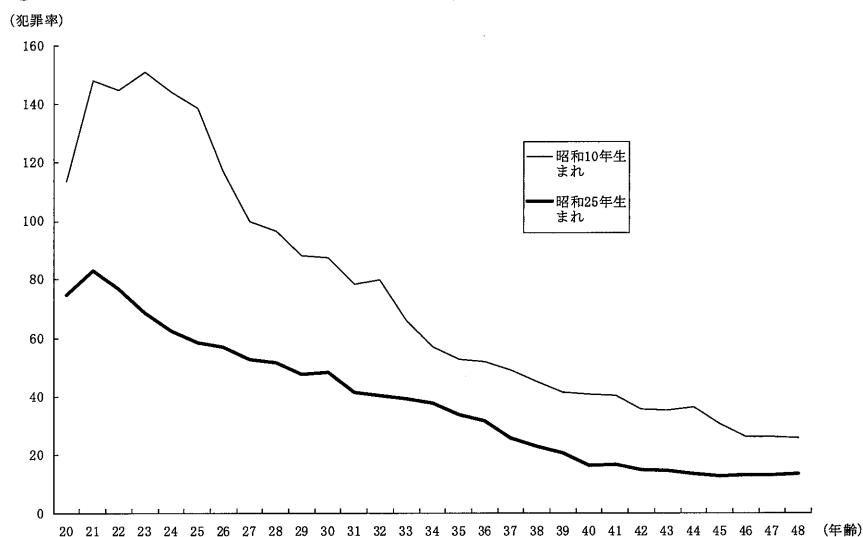
① 出生年別・年齢別犯罪率の比較



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省統計局の人口資料による。

2 犯罪率とは、当該年に出生した者のうち、有罪判決を受けた者の裁判時年齢における人口10万人当たりの比率をいう。

② 出生年別・年齢別犯罪率の比較（昭和10年と25年のみ掲載）



注 1 法務総合研究所の調査及び総務省統計局の人口資料による。

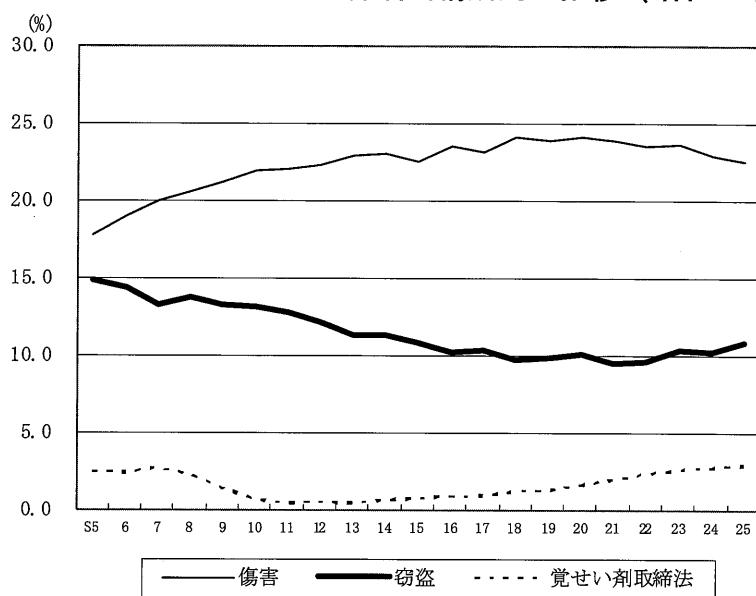
2 犯罪率とは、当該年に出生した者のうち、有罪判決を受けた者の裁判時年齢における人口10万人当たりの比率をいう。

出生年の違いによって、有した犯歴の罪種に何らかの特徴があるかを見ようとしたのが、

2-7-11図及び2-7-12図である。

2-7-11図は、出生年別に「1犯」目の罪名（傷害、窃盗及び覚せい剤取締法違反）別の構成比の推移を見たものである。これによると、出生年が新しくなるにつれて、傷害と覚せい剤取締法違反の比率がおおむね上昇傾向にある一方で、窃盗の比率がおおむね下降していることが分かる。

2-7-11図 出生年別・初犯時罪名別構成比の推移（昭和5年～25年）



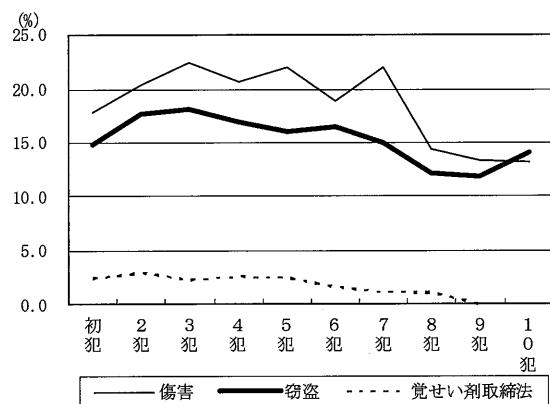
注 1 法務総合研究所の調査による。

2 窃盜には、常習累犯窃盜が、また、傷害には、傷害致死が含まれていない。

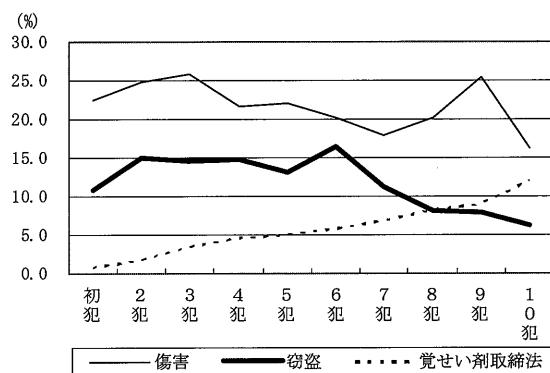
2-7-12図は、主な罪名（窃盜、傷害及び覚せい剤取締法違反）別、出生年別（①昭和5年（1930年）、②昭和15年（1940年）及び③昭和25年（1950年））に、犯数別にその構成比を比較したものである。これによると、②昭和15年生まれと③昭和25年生まれでは、犯数が進む（犯罪を重ねる）につれて、覚せい剤取締法違反の者の占める比率が高くなり、特に、昭和25年（1950年）生まれの者においてその傾向が強いことが分かる。

2-7-12図 出生年別・罪名別・犯数別構成比

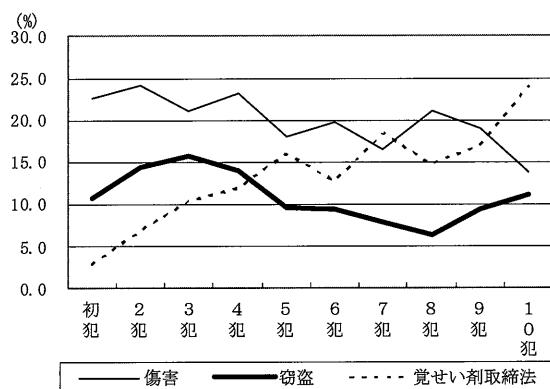
① 昭和5年生まれの罪名別・犯数別構成比



② 昭和15年生まれの罪名別・犯数別構成比



③ 昭和25年生まれの罪名別・犯数別構成比



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 窃盗には、常習累犯窃盗が、また、傷害には、
傷害致死が含まれていない。

小 括

以上、出生年別に犯歴の状況を見てきた。戦中・戦後の混乱期に生育した世代（今回の調査では、おおむね昭和8年から22年（1933年～1947年）までに生まれた者）は、その前後の世代よりも、平均総犯歴数、常習的犯罪者の占める比率、合計犯歴件数等の比較から、犯罪を繰り返し、より多くの犯歴（前科）を重ねやすかったものと見られ、社会情勢の混乱が犯罪率の上昇に相当の関連性をもっているものと推察される。

第3編

実地調査に基づく
諸外国における再犯防止対策

第1章 総 説

本章では、今回実地調査を行った各国の詳細に入る前に、①欧米を中心とした諸国における研究及び施策の動向、②実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇方法、③調査対象国において特色の認められる施策・処遇の概要、さらに④各国に共通の今回の調査方針に触れ、日本の現状把握の参考に供するとともに、調査対象国4か国の紹介・分析の理解の一助としたい。

第1節 調査対象国を含む欧米における研究・施策の動向

今回の調査対象国は、米国、カナダ、英国、オーストラリアである。これらの国の中で、米国及び英国は、現在に至るまで、日本よりも遙かに多くの犯罪に直面し続けている。例えば、最近10年間（1997年から2006年）における、主要な犯罪¹の人口10万人当たりの発生率では、減少傾向にあるアメリカでおおむね4,000～5,000、一時増加傾向にあった英国でおおむね9,000～11,000であるのに対して、2002年に戦後最高の一般刑法犯の認知件数を記録した日本では1,500～2,200の間であり、2006年は1,605となっている。

米国では、1970年代に、犯罪者処遇に関する当時の調査研究の再検討をもとに提起された犯罪者処遇の効果否定論（Martinson, 1974）以降、犯罪者に対する処遇を否定し、適正な応報（just desert）を旨として、自由刑の長期化、仮釈放の消極化又は仮釈放なき自由刑、再犯者の処罰強化等を中心とした、犯罪者に対するより厳格な刑罰の適用（get tough policy）及び犯罪者に対する監視の強化が刑事政策の方針となっていた。その結果、同国の刑務所人口は、1980年代以降現在に至るまで一貫して増加を続けている（最近、この方針に大きな転換がなされた点については、本編第2章で詳述する。）。また、英国においても、1980年以降、2003年にピークを迎えるまではほぼ一貫して認知件数は増加し、その間に2倍以上となった。そのため、1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護—イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略²」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護であるとして以降、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになり、1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）、1998

1 ここで「主要な犯罪」とは、米国については、暴力犯罪及び窃盗、英国については、報告犯罪（notifiable offence、内務省が警察から報告を受けた犯罪）をいう。1980年以降の各国の数値は、平成20年版犯罪白書 CD-ROM 資料1-7以降を参照されたい。

2 Home Office, 1996, "Protecting the Public: The Government's Strategy on Crime in England and Wales."

年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act), 2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003) など一連の法律制定と犯罪者処遇機関の大幅な機構改革によって、その方針が進められてきた (染田, 2006)。

しかし他方、このような処遇否定論の流れに対し、1980年代以降、北米、西欧諸国及びオーストラリアなどを中心に、世界の多くの国々で、より科学的な手法を用いた犯罪者処遇の効果に関する実証的研究が集積されてきた。これらの流れは、医学の分野における実証的根拠に基づく医療 (Evidence-based Medicine, EBM) の考え方と結びついて、刑事政策を含む社会科学の分野では、実証的根拠に基づく実践 (Evidence-based Practice, EBP) の考え方となって結実した。医学分野のコクラン共同計画 (Cochrane Collaboration, 1992年開始) に続いて、社会科学の分野では、キャンベル共同計画 (Campbell Collaboration) が2000年に開始され、現在、犯罪者処遇分野を含む広範な分野について実証的根拠に基づく実践のための研究データが集積されつつある。

その結果、次節及び本書の随所で詳細に紹介するような、一定の水準を満たした実証研究が蓄積され (Sherman, Farrington, Welsh and MacKenzie, 2002)，同時に、ランダム化比較試験 (randomized controlled trial, RCT) のような精度の高い実験的手法 (experimental design) や準実験的手法 (quasi-experimental design) を用いた実証研究、及び複数の実証研究結果を統計的な平均値である効果量 (effect size) によって客観的に比較するメタ分析 (meta-analysis) 研究も集積されつつある (Farrington and Welsh, 2005, Aos et al., 2006a, 2006b など)。

この分野では、シャーマン (Sherman) らによる「実証的根拠に基づく犯罪予防 (Evidence-Based Crime Prevention)」という大著が、刑事司法の各分野における犯罪予防及び犯罪者処遇方法に関する多数の研究を、実証的根拠に基づく実践の観点から再検証した包括的研究として著名である (Sherman, et al., ibid.)。次節では、その後の最新の研究成果も踏まえて、現在、実証的に効果が認められている犯罪者処遇、犯罪予防方法について概観する。これらについては、本編第2章以降で、各国の実践の状況について紹介するとともに、第4編において、第2編の犯歴等の分析によって明らかとなった日本の再犯対策について今後の対応を検討する際、参考となる施策に関連して言及する。

第2節 実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇方法

はじめに

ここでは、実証的根拠の妥当性レベルが最も高いとされる、複数のランダム化比較試験結果に関するメタ分析を行ったファーリントン (Farrington) とウェルシュ (Welsh) の研究 (Farrington & Welsh, 2005) 及び米国ワシントン公共政策研究所 (Washington State Institute for Public Policy) のエイオス (Aos) らによる費用対効果を含めたメタ分析を参考にしつつ、刑事司法の5つの分野ごとに、効果が認められるとされる犯罪予防及び犯罪者処遇方法について概観する。

①ファーリントンらの研究では、過去20年間（1982年～2004年）に発表された83本のランダム化比較試験について、警察活動 (policing, 12本), 犯罪予防 (prevention, 13本), 施設内処遇 (corrections, 14本), 裁判所プログラム (courts, 22本), そして社会内処遇 (community interventions, 22本) を採り上げてメタ分析を行った。エイオスらは、②米国を中心に厳格な実験方法で実施された571本の実証研究 (Aos et al., 2006a) 及び③英語圏で過去35年間に行われた研究で、一定の厳格な審査基準を満たした291本の実証研究 (Aos et al., 2006b) について、メタ分析及び費用・便益分析を行った。②については、その分析結果要旨について、成人犯罪者処遇プログラムの推定効果量 (Estimated Effect Sizes, 3-1-2-1表), 少年犯罪者処遇プログラムの推定効果量 (3-1-2-2表), 実証的根拠に基づくプログラムの犯罪現象への効果及びその費用・便益分析 (3-1-2-3表) を後掲したので、ここで解説と併せて参照されたい。なお、解説では、費用・便益分析で用いられた調整済効果量 (エビデンスの方法論的な質、成果測定方法の適切性及び研究者の関与の程度に応じて、当初算出された効果量を下方修正した、より厳格な値。) を用いた。なお、メタ分析で用いられることが多い効果量 (effect size)³の意味については注を参照されたい。

それから、犯罪者処遇、青少年及びその家族向け早期介入、再犯防止等処遇プログラムで、実証的に効果が確認されたり、前途有望な効果が見込まれるプログラムに関する情報を提供する包括的なウェップ・サイトの代表例については、本章末尾参考文献の中の Evidence-Based Programs Websites に収録した。

3 効果量 (effect size) には、幾つかの意味があるが、メタ分析の論文において最もよく用いられている効果量 (effect size) の意味は、Pearsonの相関係数 (r) と同義である。例えば、認知行動療法に基づく処遇群の再犯率が10%で、統制群の再犯率が30%である場合、効果量 (相関係数 (r)) を0.20と表現する。これは、二つのグループの差が20%であることを意味している。また、統計確率の平均基準 (base rate) を50%と仮定した場合に、LSI-Rによる再犯率予測値が $r=0.38$ である場合、限界点 (cut-off score) を超えて再犯率が高いとされるのは69%以上の再犯率で、他方低いとされる再犯率は31%以下であり、両者には、38%の差があると表現される。

1 警察活動

ドメスティック・バイオレンスへの警察の対応として、加害者による配偶者に対する脅迫等の再発防止には、警察による逮捕が他の方法（8時間の住居からの退去命令、助言や和解の提供）よりも効果的である（再逮捕の減少は、ミネアポリスで56%，オマハで48%）。

再犯者プログラム（Repeat Offender Program）は、一定の犯罪者に特別の注意を払うことによって、かれらの有罪率増加を意図した施策である（犯罪抑止のためには、確実な検挙と迅速な処分・処罰が効果的であるとの研究を踏まえた施策である。）。その結果、対象となった犯罪者の有罪率は10%以上増加し、他方、犯罪認知件数は37%減少した（違法薬物取引の減少を目的とした警察活動の30か月間の追跡調査）。

2 犯罪予防

早期介入プログラムの一種である「妊婦に対する家庭訪問プログラム」では、15年間の追跡調査によると、訪問された母親の子どもの方が、非訪問ケースよりも54%逮捕率が低いという結果が得られた。このプログラムは、看護婦による家庭訪問により、子育ての基本から薬物・アルコールの回避に関する事項まで広汎な助言・指導をするものである。

母親に対する家族養育パートナーシップ（Nurse Family Partnership-Mothers）では、56.2%の犯罪減少と\$14,283の便益が、子供に対する家族養育パートナーシップ（Nurse Family Partnership-Children）でも、16.4%の犯罪減少と\$12,822の便益が、実証研究に基づいて、それぞれ推測されている（便益を表わす通貨単位である\$は、米ドルである。以下本章において同じ。）。

幼児教育プログラムとしては、「ペリー計画（Perry Project）」の対象となった幼稚園児を40歳になるまで追跡調査した結果、非参加児童よりも逮捕率が35%少なかった。このプロジェクトは、考え、理由付けを行うこと及び学業成績の向上を目指した、認知志向（cognitively-oriented）の幼稚園プログラム（preschool program）である。同様のプログラムで、より集中的なプログラムに参加した者の21歳までの追跡調査では、非参加児童よりも33%逮捕率が少ないとされている。

多面的プログラム（multi-modal program）は、子どもの（生活）技能訓練と親の子育て技能訓練を含むが、その対象となった子どもは、後年犯罪率が統制群よりも53%少なかった。「犯罪・非行をする恐れのある子ども（Children at Risk）」と名付けられた同様の多面的プログラムでは、青少年が曝されやすい多くのリスク要因を減少させることを目的として、家族サービス、（生活）技能訓練、良き指導者による助言・指導（mentoring）、教育及び放課後の活動を組み合わせて使用し、主として仲間（peer）からの再犯危険性要因を減少させることによって、18%の犯罪減少率を達成した。多面的養育処遇（Multidimensional Treatment Foster Care）については、標準的な集団処遇との対比において、22.0%の再犯減少と対象者1人あたり\$77,798の便益が期待できる。

重大な問題を抱えた少年犯罪者に対する多面的介入プログラムの一つである「マルチシステム（多体系）療法（Multisystemic therapy, MST）」について、同療法を用いた10本の研究のメタ分析の結果、10.5%の犯罪減少と\$18,213の便益が推測されている。MSTは、対象者の動的再犯危険因子に関し、少年本人、家族（親の訓練を含む）、仲間、学校そして地域社会に対して、多面的な働きかけを同時進行的に行うものである。MSTは、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、欧州9か国で実施され、ここに掲げた以外にも、多数の実証研究によって再犯減少効果等の有効性が確認されている。オーストラリアのニュー・サウス・ウェールズ州少年司法局では、2008年5月から、MSTに基づく、深刻な反社会的傾向を持つ若年者に対する集中的指導監督プログラム（Intensive Supervision Program, ISP）の試行を開始した。MSTの実践とその具体的な内容については、本編第5章「ニュー・サウス・ウェールズ州における再犯防止策」に詳しく記載されているので参照されたい（なお、MST全般に関する情報は、www.mstservices.com 参照。）。

教育と多面的な就労支援を合わせた包括的就労支援プログラムである、米国の「ジョブ・コープ（Job Corps、仕事部隊）」と呼ばれる多面的プログラムにおいては、基礎教育、職業訓練、援助サービスそして就労支援を組み合わせることにより、参加者平均で、逮捕率が22%減少した（このプログラムについては、本編第2章で詳述。）。その他の高校卒業支援（High school graduation）プログラムでは、10.4%の犯罪減少効果が推測されている。

3 施設内処遇（成人犯罪者）

受刑者に対する各種の治療的プログラム（therapeutic program）は、概ね良好な成果を挙げている。まず、刑務所内での一般的又は特定の認知行動療法（General & Specific cognitive-behavioral treatment programs in prison）は、統計的に有意な再犯減少効果（調整済効果量-.081）が認められる。第2章で紹介する、米国等で実施されている「道徳的再動機付け療法（Moral Reconation Therapy, MRT）」も、このタイプのプログラムの一種である。

刑務所内での薬物乱用者処遇（治療共同体又は外来）（Drug treatment in prison (therapeutic communities or outpatient)）については、5.7%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$7,835の便益が期待できる。

刑務所内での性犯罪者処遇（アフターケアあり）（Sex offender treatment in prison with aftercare）については、7.0%の犯罪減少効果が認められるが、費用・便益の観点からは、\$3,258の損失となっている。

刑務所内での教育（初等又は中等教育）（Education in prison (basic education or post-secondary)）については、調整済効果量-.091、刑務所からの外部通勤プログラム（Work release programs from prison）については、調整済効果量-.055の統計的に有意な再犯

減少効果が認められる。これらの調整済効果量は、マイナスの数値が大きいほど、再犯減少効果が大きい。また、刑務所内での職業訓練（Vocational education in prison）については、9.0%の犯罪減少効果と\$13,738の便益が期待される。

続いて、ショック拘禁（短期拘禁刑）の一種であるブート・キャンプ（boot camp）に関する22本（対象者5,910人）の実証研究の分析結果では、全体として、ブート・キャンプ・プログラムは、再犯率に影響を及ぼさないとされている（効果に乏しい）。ちなみに、米国の8つの州におけるブート・キャンプ・プログラムの再犯削減効果に関する通常の拘禁刑との比較研究によると、プログラム修了後の再犯率が通常の拘禁刑よりも高かったプログラムは、対象者に対する治療的な処遇活動（therapeutic activities）が最も少なく、他方、それが低かったプログラムは、逆に、一日あたり3時間からそれ以上を治療的処遇活動に充てていた。これは、軍隊式の身体訓練や厳しい戒律よりも、対象者の抱える個々の問題に対する治療的処遇活動の方が再犯削減に影響を与えていていることを示唆していると考えられる（Mackenzie, et al., 1995）。

4 裁判所プログラム

裁判段階のダイヴァージョンと強制的薬物乱用者処遇を組み合わせたドラッグ・コートについては、成人ドラッグ・コート（Adult drug courts）で、8.0%の犯罪減少効果と\$4,767の便益が、少年ドラッグ・コート（Juvenile drug courts）で、3.5%の犯罪減少効果と\$4,622の便益が、それぞれ期待できる。

少年の修復的司法（Restorative Justice for Juveniles）は、少年のダイヴァージョン・プログラムとして運用されることが多いが、21本（対象者3,250人）のプログラムの分析では、調整済効果量-.081の再犯減少効果が認められる。オーストラリアのキャンベラにおいて、修復的司法カンファレンス（restorative conference）と通常の裁判手続によった者の手続終了後の再犯率を比較した実証研究（著名な RISE 研究）によると、暴力犯罪青少年については、統計的な有意差をもって修復的司法手続で処理した者の方が再犯率が大幅に低く、2種類の財産犯少年においては、2つの手続間で再犯率に相違は認められず、飲酒運転（全年齢）に関しては、修復的司法手続を経た者の方が若干再犯率が高めとなった。

5 社会内処遇

（1）成人犯罪者に対するプログラム

集中的指導監督プログラム（Intensive supervision : treatment-oriented programs）については、監視ではなく処遇中心のプログラムである場合に限り、16.7%の犯罪減少効果と\$11,563の便益が期待できる。従来、米国の多くの地域における集中指導監督プロベーション・パロール（intensive supervision probation／parole）の研究について、成人に関するプログラムの場合、顕著な効果に乏しいとするものもあったが（その要因としては、

対象者に対する集中的指導監督実施の結果、再犯の発見率及び逮捕率が向上したためではないかと推測されている）、ここで紹介したエイオスらの研究では、このタイプのプログラムについて積極的な評価を示している。しかし他方、拘禁期間を短縮するための電子監視プログラム（Electronic monitoring to offset jail time）の犯罪減少効果は0%で、\$870の便益が認められるのみとされている。電子監視プログラムについては、従来から再犯防止効果に乏しいことが確認されており、エイオスらの研究もそれを裏付ける結果となっている。

社会内の雇用及び職業訓練（Employment and job training in the community）は、4.3%の犯罪減少効果と\$4,359の便益が期待できる。

社会内の薬物乱用者処遇（Drug treatment in community）は、9.3%の犯罪減少効果と\$10,054の便益が期待できる。

社会内の性犯罪者に対する認知行動療法（Cognitive-behavioral sex offender treatment in the community）では、調整済効果量-.196の統計的に有意な再犯減少効果が認められる。

（2）少年犯罪者に対するプログラム

①再犯危険性の低い犯罪者に対する少年ダイバージョン事業（Adolescent Diversion Project (for lower risk offenders)）では、19.9%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$40,623の便益が、②保護観察における機能的家族療法（Functional Family Therapy on probation）では、15.9%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$31,821の便益が、③攻撃性置換訓練（Aggression Replacement Training）では、7.3%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$14,660の便益が、④ティーン・コート（Teen Courts）では、11.1%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$9,208の便益が、⑤性犯罪者に対する認知行動療法（Sex offender cognitive-behavioral treatment）では、10.2%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$7,829の便益が、⑥再犯危険性の低い犯罪者に対する修復的司法プログラム（Restorative justice for low-risk offenders）では、8.7%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$7,067の便益が、⑦少年ドラッグ・コートでは、3.5%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$4,622の便益が、⑧機関間連携（多機関連携）プログラム（Interagency coordination programs）では、2.5%の犯罪減少効果と\$5,186の便益が、それぞれ期待される。

このうち、地域に根ざした司法による犯罪防止を目的とした、米国ニューヨークのレッド・フック地域司法センターでは、①、②、④、⑦のタイプの処遇を行って成果を挙げている（本編第2章参照）。

また、統計的に有意な犯罪減少効果が認められる処遇方法としては、少年犯罪者に対するカウンセリング／心理療法（Counseling／psychotherapy for juvenile offenders、調整済効果量-18.9%）、少年の教育プログラム（Juvenile education programs、調整済効果量-17.5%）、他の家族療法プログラム（Other family-based therapy programs、調整済

効果量－12.2%), 少年の行動変容プログラム (Juvenile behavior modification, 調整済効果量－8.2%), 少年犯罪者に対する生活技能教育プログラム (Life skills education programs for juvenile offenders, 調整済効果量－2.7%), 支援等のサービスを伴ったダイバージョン (Diversion programs with services, 標準的な少年裁判所プログラムとの対比において, 調整済効果量－2.7%), 少年に対する認知行動療法 (Juvenile cognitive-behavioral treatment, 調整済効果量－2.5%) 等が挙げられる。

これらの諸研究の結果, 効果のある犯罪者処遇方法が存在するということは確固たる事実であり, 調査対象国を中心に, 現在では, ①どのような犯罪予防又は犯罪者処遇方法が, いかなる条件の下で, どのような対象者に対して効果的か, ②プログラム実施者のプログラム内容への忠実性 (integrity, fidelity) が, どの程度当該プログラムの再犯防止効果に影響を及ぼすか等に, 研究の中心が移りつつある。「忠実性」とは, プログラムの内容に沿って, 当該プログラムを確実に実施できる十分な訓練を受けた実施者とそれを支える物的設備体制が存在することである。すなわち, 実証研究において効果が確認された処遇方法であっても, その実施態勢が不適切である場合, 所期の効果を期待することはできない (従来, プログラム自体の効果と実施態勢の問題が峻別されてこなかったが, この区別は重要である。)。そのために, プログラム実施側の研修, 実施体制, 処遇の方式に関する治療的な忠実性 (therapeutic integrity) の整備・充実を図ることが, 実証研究で期待された結果を実現するために不可欠である。この点については, 現在, カナダで, 大規模なランダム化比較試験が進行中であり, その中間報告結果について, 本編第3章で紹介する。

6 効果的な犯罪者処遇の条件 (RNR の原則)

効果的な犯罪者処遇は, 実証的根拠に裏付けられた再犯危険性評価基準 (Risk and Needs Assessment Scale) を用いて, 犯罪者の① Risk (静的再犯危険性) と② Needs (動的再犯危険性) を評価し, 処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的な内容 (criminogenic needs) を特定した上で, ③当該犯罪者に最も適した処遇方法を選択した上 (Responsivity, 応答性), 当該犯罪者が抱えている動的再犯危険性に対して処遇を進めることが最も効果的である。これを RNR の原則という (Andrews and Bonta, 2006; Bonta and Andrews, 2007)⁴。ここで, 犯罪者の静的再犯危険性とは, 年齢, 性別, 犯罪歴など処遇によって変更できない再犯危険因子を意味し, 動的再犯危険性とは, 住居・就労の有無, 家族関係の安定, 薬物乱用の有無と程度, 反社会的志向 (antisocial orientations), 特定の性的嗜好など, 処遇によって改善ないし変更可能な再犯危険因子を意味し, criminogenic needs は, 動的再犯危険性の中でも, 当該の事例において, 再犯に直接的に結びつく要因を

4 RNR の原則における「RNR」とは Risk, Needs, Responsivity の頭文字である。

意味している。

社会資源の適正配分の見地からは、最も再犯危険性の高い者を、刑事司法手続の早い段階で再犯危険性評価基準によって識別し、それらの者に処遇資源を集中することが効果的である。

処遇方法が本来の効果を発揮するには、個々のプログラムとプログラム適用対象となる個々の犯罪者の適合性が確保されていなければならない。これを応答性の原則（Responsivity Principle）という（MacKenzie, *ibid*； Welsh and Farrington, 2002）。

適合性判断に際しては、まず、①個々のプログラムの効果が、異なる背景を持つ個人に与える影響の違いを検討する必要がある。それらの諸要素は、本人の身体的・精神的状況（精神疾患、発達遅滞など）、性別、年齢、出身地域（都市部、地方、富裕・普通・貧困地域）、人種、民族的背景、その他の理由で本人の犯罪又は再犯危険性を高める特別の要因等である。いつ、どのような場合に、特定のプログラムが、特定の個人に対して効果的であり得るかについては、これらの個別的要素の影響を踏まえた上で評価することが重要である。例えば、認知行動プログラムの適用に際しては、処遇者が、個々の犯罪者の学習スタイル（learning styles）の違いを注意深く観察し、それぞれの場合に最も適合した形で、当該犯罪者の向犯罪性（procriminal attitude）に働きかけることが必要である（Bourgon and Rugge, et al., 2008）。その前提として、犯罪者が処遇に興味を示していない場合（involuntary）、動機付け面接（motivational interviewing, MI）の手法を活用する等して、対象者を処遇場面に上手く導入することが重要となる。

次に、②個々の対象者が抱える多面的な動的再犯危険性に処遇プログラムが十分対応していることが必要である。例えば、鍛錬（discipline）や挑戦（challenge）など、厳しい規律を基本とする身体的訓練に重点を置いたブート・キャンプ（boot camp）などの処遇プログラムは、前記の実証研究の結果、効果に乏しいとされている。その理由として、（ア）犯罪者個人の犯罪性向に関わる問題に対して、より直接的に働きかける治療的処遇活動（therapeutic activities）への対応が不十分であること、（イ）これらのプログラムは、集団志向（group-oriented）であり、個々の犯罪者が抱える、それぞれに特有の課題（specific difficulties）に対して働きかけるために必要な個別化されたプログラムが不十分であること、が指摘されている。

近時の欧米の実証研究は、実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇方法について、どのような条件の下で（どのようにして）、誰に対して最も効果的であるかという、処遇実践の多様性（treatment modalities）の探求に重点が移りつつある。この処遇実践の多様性は、個々の対象者が抱える特有の課題に対して、処遇の基本構造は維持しつつも、現場における柔軟な対応を可能とする点で重要である。ただその際注意すべきは、処遇実践の多様性を認めることは、処遇方法の運用について現場レベルの任意の解釈を許容するものではなく、あくまで、実証的根拠に基づいて解明された裁量の幅の中で、当該の場合に最適

な処遇実践の選択を許容していることである。

このように、実証的根拠に基づいて解明された裁量の幅の中で、効果が認められた処遇の基本構造に忠実なプログラム等運用を行うことを、処遇実施者の処遇プログラムへの忠実性 (fidelity, integrity) という（詳細は、第4編第3章2参照）。忠実性が確保されていない場合、処遇効果が認められないばかりか、場合によっては、有害な結果を招くことがある。それゆえ、応答性の原則の具体化の一形態としての処遇実践の多様性を探求する際には、常に処遇実施者の忠実性の確保を念頭に置く必要がある。この点に関して、社会内処遇を担当する保護観察官が、特別の研修を受けて、このRNRの原則に忠実に、認知行動プログラムに基づく処遇を行った場合とそれ以外の場合を比較して、処遇対象となった犯罪者の再犯率を3年余追跡調査したカナダの最新の研究では、20%の再犯率の違いが判明している（詳細は、本編第3章第1節5参照）。

3-1-2-1表 成人犯罪者処遇プログラムの推定効果量 (Estimated Effect Sizes)

プログラムの名称	この再検討における研究の数 (カッコ内は処遇グループ内の対象者総数)	慣例による調整を適用する前のメタ分析結果				費用対効果分析で用いた調整済効果量 (推定効果量は、エビデンスの方法論的な質、成果測定方法の適切性及び研究者の関与の程度に応じて下方修正したものである。)	
		固定効果量モデル		無作為効果量モデル			
		加重平均効果量 効果量 P値	均一性検定 P値	加重平均効果量 効果量 P値	効果量 P値		
成人犯罪者 (Adult Offenders) 薬物関連犯罪者処遇プログラム (Programs for Drug-Involved Offenders)							
成人ドラッグ・コート (Adult Drug Courts)	57 (19258)	-.160 .000	.000	-.182 .000	.000	-.093	
刑務所内の治療共同体 (社会内のアフターケアあり) (In-prison therapeutic communities with community aftercare)	3 (803)	-.136 .018	.379	-.137 .019	.019	-.070	
刑務所内の治療共同体 (社会内のアフターケアなし) (In-prison therapeutic communities without community aftercare)	9 (2399)	-.122 .000	.166	-.121 .002	.002	-.061	
刑務所内の薬物乱用者のための認知行動療法 (Cognitive-behavioral drug treatment in prison)	8 (3788)	-.130 .000	.905	-.131 .000	.000	-.077	
社会内の薬物犯罪者のケース・マネジメント (Case management in the community for drug offenders)	13 (2897)	-.052 .060	.000	-.046 .371	.371	.000	
社会内での薬物乱用者処遇 (Drug treatment in the community)	6 (54598)	-.137 .000	.000	-.218 .002	.002	-.108	
拘置所内の薬物乱用者処遇 (Drug treatment in jail)	9 (1436)	-.110 .008	.025	-.106 .094	.094	-.053	
精神障害及び精神障害との合併症のある犯罪者へのプログラム (Programs for Mentally Ill and Co-Occurring Offenders)							
拘置所レベルのダイバージョン (拘置前又は拘置後のプログラム) (Jail diversion (pre & post booking programs))	11 (1243)	.060 .141	.682	.060 .200	.200	.000	
精神障害のある犯罪者のための治療共同体プログラム (“Therapeutic community” programs for mentally ill offenders)	2 (145)	-.361 .004	.542	-.363 .023	.023	-.231	
ワシントン州の危険な精神障害のある犯罪者のためのプログラム (Washington's Dangerously Mentally Ill Offender program)	1 (100)	-.340 .004	na	-.340 .059	.059	-.255	
犯罪者一般への処遇プログラム (Treatment Programs for General Offenders)							
刑務所内の一般的又は特定の認知行動療法 (General & Specific cognitive-behavioral treatment programs in prison)	25 (6546)	-.147 .000	.000	-.164 .000	.000	-.081	
宗教的理念に基づいたプログラム (Faith-based programs)	5 (630)	-.004 .937	.018	-.010 .908	.908	.000	
生活技能教育(訓練) プログラム (Life skills education programs)	4 (389)	-.014 .834	.671	-.008 .935	.935	.000	
ドメスティック・バイオレンス犯罪者へのプログラム (Programs for Domestic Violence Offenders)							
ドメスティック・バイオレンスに対する教育/認知行動療法 (Education/cognitive-behavioral treatment for domestic violence)	9 (1254)	-.025 .523	.120	-.024 .627	.627	.000	
ドメスティック・バイオレンス裁判所 (Domestic violence courts)	2 (327)	-.086 .309	.009	-.013 .956	.956	.000	

性犯罪者処遇プログラム (Programs for Sex Offenders)							
社会内での性犯罪者に対する混合型処遇プログラム ("Mixed" treatment of sex offenders in the community)	2 (724)	-.176	.001	.015	-.184	.169	.000
性犯罪者に対する行動療法 (Behavioral therapy for sex offenders)	2 (130)	-.190	.126	.635	-.173	.359	.000
刑務所内での性犯罪者に対する認知行動療法 (Cognitive-behavioral sex offender treatment in prison)	6 (1239)	-.100	.017	.131	-.125	.032	-.060
社会内での性犯罪者に対する認知行動療法 (Cognitive-behavioral sex offender treatment in the community)	6 (359)	-.391	.000	.438	-.391	.000	-.196
刑務所内での認知行動療法(性犯罪事犯に対する) (Cognitive-behavioral treatment in prison (sex offense outcomes))	5 (1137)	-.002	.965	.001	-.070	.469	.000
社会内での認知行動療法(性犯罪事犯に対する) (Cognitive-behavioral treatment in the community (sex off. outcomes))	5 (262)	-.357	.001	.846	-.353	.012	-.179
COSA(性犯罪者に対する宗教的理念に基づいた指導監督) (COSA (Faith-based supervision of sex offenders))	1 (60)	-.388	.035	na	-.388	.518	-.194
社会内での性犯罪者に対する集中的指導監督 (Intensive supervision of sex offenders in the community)	4 (392)	.207	.003	.000	.202	.359	.000
性犯罪者に対する医学的治療(薬物治療) (Medical treatment of sex offenders)	1 (99)	-.372	.060	na	-.372	.553	-.186
性犯罪者に対する心理療法 (Psychotherapy for sex offenders)	3 (313)	.134	.179	.038	.027	.892	.000
中間的制裁 (Intermediate Sanctions)							
成人ブート・キャンプ (Adult boot camps)	22 (5910)	-.030	.103	.000	-.017	.632	.000
日額罰金(標準的な保護観察との対比) (Day fines (v. standard probation))	1 (191)	-.084	.411	na	-.084	.772	.000
電子監視 (Electronic monitoring)	9 (2064)	.025	.416	.013	.012	.818	.000
社会内での集中的指導監督(監視中心のプログラム) (Intensive supervision: surveillance-oriented programs)	23 (2491)	-.020	.481	.247	-.017	.608	.000
社会内での集中的指導監督(処遇中心のプログラム) (Intensive supervision: treatment-oriented programs)	11 (2364)	-.287	.000	.000	-.291	.027	-.186
標準的な仮釈放中の指導監督(指導監督なしの仮釈放との対比) (Regular parole supervision vs. no parole supervision)	1 (22016)	-.010	.591	na	-.010	.818	.000
再犯危険性の低い成人犯罪者に対する修復的司法プログラム (Restorative justice programs for lower risk adult offenders)	6 (783)	-.092	.070	.016	-.136	.125	.000
犯罪者一般に対する職業及び教育プログラム (Work and Education Programs for General Offenders)							
刑務所内での教育(初等又は中等教育) (Education in prison (basic education or post-secondary))	17 (4022)	-.182	.000	.000	-.217	.000	-.091
刑務所内での刑務作業 (Correctional industries programs in prison)	4 (7178)	-.119	.000	.174	-.113	.000	-.077
社会内での雇用訓練及び就労支援 (Employment training and job assistance in the community)	16 (9217)	-.047	.003	.017	-.061	.021	-.047
刑務所内の職業訓練 (Vocational education in prison)	4 (2145)	-.181	.000	.788	-.178	.000	-.116
刑務所からの外部通勤プログラム (Work release programs (from prison))	4 (621)	-.122	.045	.285	-.125	.070	-.055

注 1 右端の欄の「費用対効果分析で用いた調整済効果量」において、マイナスが付され、かつ、その数値が大きいほど、再犯減少効果が大きいことを示す。濃い着色行は、本表に掲げられた各処遇分野において、調整済効果量(右端の列)がある程度大きいと認められるものである。ただし、①プログラムの中で斜字体のものは、注2の理由により、②研究数又は調査対象者総数の少ないものは、更なる研究の集積が必要と考えられることから、いずれも着色から除外した。

2 本表に掲げられたプログラムの中で斜字体のものは、それらが再犯を減らすことができるか否かについて結論を下す前に、更なる調査を必要とすることを意味している。

3 Aos et al., 2006a.

3-1-2-2表 少年犯罪者処遇プログラムの推定効果量 (Estimated Effect Sizes)

プログラムの名称	この再検討における研究の数 (カッコ内は処遇グループ内の対象者総数)	慣例による調整を適用する前の メタ分析結果				費用対効果分析で用いた調整済効果量 (推定効果量は、エビデンスの方法論的な質、成果測定方法の適切性及び研究者の関与の程度に応じて下方修正したものである。)	
		固定効果量モデル		無作為効果量モデル			
		加重平均効果量 効果量 P 値	均一性検定 P 値	加重平均効果量 効果量 P 値	効果量 P 値		
少年犯罪者 (Juvenile Offenders) <u>特定のプログラム</u> (Specific Programs)							
再犯危険性の低い少年犯罪者に対する少年ダイバージョン事業 (Adolescent Diversion Project (for lower risk offenders))	6 (418)	-.453 .000	.013	-.510 .001		-.288	
攻撃性置換訓練 (Aggression Replacement Training)	4 (616)	-.158 .003	.012	-.418 .029		-.108	
ワシントン州における弁証法的行動療法 (Dialectical Behavior Therapy (in Washington))	1 (62)	-.118 .506	na	-.118 .541		.000	
家族統合への移行 (Family Integrated Transitions)	1 (104)	-.288 .021	na	-.288 .426		-.216	
機能的家族療法 (Functional Family Therapy)	7 (398)	-.397 .000	.086	-.493 .000		-.233	
多面的養育処遇 (標準的な集団処遇との対比) (Multidimensional Treatment Foster Care (v. regular group care))	3 (90)	-.817 .000	.651	-.830 .000		-.356	
マルチシステムック (多体系) 療法 (Multi-Systemic Therapy)	10 (693)	-.246 .000	.023	-.334 .000		-.155	
チーム・チャイルド (Team Child)	2 (98)	-.269 .046	.879	-.264 .207		-.101	
一般的なプログラムの種類 (標準的プログラムで効果が期待されるもの) (General Program Types (expected effect of the average program))							
少年犯罪者に対する機関間連携プログラム (Juvenile Offender Interagency Coordination Programs)	15 (2359)	-.069 .021	.139	-.081 .037		-.038	
少年犯罪者に対する集中的指導監督保護観察プログラム (Juvenile Intensive Probation Supervision Programs)	3 (1514)	-.033 .464	.434	-.035 .519		.000	
少年犯罪者に対する集中的指導監督保護観察 (拘禁代替としての保護観察) (Juvenile Intensive Probation (as alternative to incarceration))	5 (999)	.063 .165	.378	.061 .190		.000	
少年犯罪者に対する仮釈放中の集中的指導監督 (Juvenile Intensive Parole Supervision)	10 (1380)	.033 .421	.964	.021 .713		.000	
頻度を上げた仮釈放中の薬物検査 (最小限の薬物検査との対比) (Increased drug testing (on parole) v. minimal drug testing)	1 (1429)	.066 .232	na	.066 .361		.000	
支援等のサービスを伴ったダイバージョン (標準的な少年裁判手続との対比) (Diversion Progs. with Services (v. regular juvenile court processing))	20 (5077)	-.060 .005	.189	-.061 .023		-.025	
裁判所における指導監督と支援等のサービスを伴わない釈放との対比 (Court Supervision vs. Simple Release without Services)	8 (1431)	.014 .707	.951	.016 .755		.000	

支援等のサービスを伴ったダイバージョン（単純な釈放との対比） (Diversion Programs with Services (vs. simple release))	7 (1716)	-.016	.641	.342	-.017	.668	.000
スケアード・ストレート (Scared Straight)	10 (752)	.121	.029	.671	.134	.037	+.106
少年性犯者処遇（認知行動療法中心） (Juvenile Sex Offender Treatment—Primarily Cognitive-Behavioral)	5 (196)	-.237	.024	.038	-.325	.074	-.134
少年トラック・コート (Juvenile Drug Courts)	15 (1624)	-.133	.000	.015	-.089	.122	-.052
少年に対する夜間外出禁止命令 (Juvenile Curfews)	1 (13)	-.114	.771	na	-.114	.782	.000
少年屋外体験活動型処遇 (Juvenile Wilderness Challenge)	9 (516)	-.253	.000	.001	-.205	.108	.000
ティーン・コート (Teen Courts)	5 (622)	-.277	.000	.013	-.272	.007	-.104
少年ブート・キャンプ (Juvenile Boot Camps)	14 (2266)	.025	.428	.003	.030	.571	.000
少年犯罪者の修復的司法 (Restorative Justice—Juveniles)	21 (3250)	-.138	.000	.000	-.152	.001	-.081
少年犯罪者に対する他の家族療法プログラム (Other Family-Based Therapy Programs for Juvenile Offenders)	12 (840)	-.329	.000	.000	-.377	.009	-.180
少年に対する認知行動療法 (Juvenile Cognitive-Behavioral Treatment)	8 (1786)	-.064	.055	.214	-.133	.062	-.038
標準的な監視中心の仮釈放（指導監督なしの仮釈放との対比） (Regular Surveillance-oriented Parole (v. no parole supervision))	2 (1671)	.064	.136	.382	.055	.337	.000
少年の治療的共同体 (Juvenile Therapeutic Communities)	1 (437)	-.047	.489	na	-.047	.504	.000
指導に沿った集団相互作用 (Guided Group Interaction)	4 (368)	-.036	.629	.614	-.034	.702	.000
少年の教育プログラム (Juvenile Education Programs)	3 (545)	-.194	.000	.022	-.438	.038	-.286
少年の行動変容 (Juvenile Behavior Modification)	4 (1022)	-.276	.000	.492	-.279	.000	-.138
少年犯罪者に対する生活技能教育プログラム (Life skills education programs for juvenile offenders)	3 (590)	-.125	.033	.076	-.132	.178	-.047
少年の出頭報告 (Juvenile Day Reporting)	2 (137)	.102	.338	.501	.096	.477	.000
少年の職業プログラム (Juvenile Jobs Programs)	3 (175)	.142	.194	.795	.142	.353	.000
ワシントン州における少年司法システムでの助言者プログラム (Mentoring (in the juvenile justice system—in Washington))	1 (78)	-.095	.552	na	-.095	.757	.000
少年犯罪者に対するカウンセリング／心理療法 (Counseling/psychotherapy for juvenile offenders)	6 (153)	-.399	.001	.441	-.396	.001	-.274

- 注 1 右端の欄の「費用対効果分析で用いた調整済効果量」において、マイナスが付され、かつ、その数値が大きいほど、再犯減少効果が大きいことを示す。濃い着色行は、本表に掲げられた各処遇分野において、調整済効果量（右端の列）がある程度大きいと認められるものである。ただし、①プログラムの中で斜字体のものは、注2の理由により、②研究数又は調査対象者総数の少ないものは、更なる研究の集積が必要と考えられることから、いずれも着色から除外した。
- 2 本表に掲げられたプログラムの中で斜字体のものは、それらが再犯を減らすことができるか否かについて結論を下す前に、更なる調査を必要とすることを意味している。
- 3 Aos et al., 2006a.

3-1-2-3表 実証的根拠に基づくプログラムの犯罪現象への効果及びその費用・便益分析

プログラムの名称	犯罪現象への効果 犯罪現象に関する比率の変化及び根拠とした実証的研究の数 (カッコ内) (1)	便益と費用 (対象者1人当たり、正味現在価値、2006年、ドル)			
		犯罪被害者 への便益 (犯罪減少 による) (2)	納税者への 便益 (犯罪減少 による) (3)	費用 (代替手段 に対する限 界費用) (4)	最低費用 価値 (対象者1 人当たり) (5)
成人犯罪者に対するプログラム					
(Programs for People in the Adult Offender System)					
刑務所内での職業訓練 (Vocational education in prison)	-9.0% (4)	\$ 8,114	\$ 6,806	\$ 1,182	\$ 13,738
集中的指導監督(処遇中心のプログラム) (Intensive supervision: treatment-oriented programs)	-16.7% (11)	\$ 9,318	\$ 9,369	\$ 7,124	\$ 11,563
刑務所内での一般教育(初等又は中等教育) (General education in prison (basic education or post-secondary))	-7.0% (17)	\$ 6,325	\$ 5,306	\$ 962	\$ 10,669
刑務所内又は社会内での認知行動療法 (Cognitive-behavioral therapy in prison or community)	-6.3% (25)	\$ 5,658	\$ 4,746	\$ 105	\$ 10,299
社会内での薬物乱用者処遇 (Drug treatment in community)	-9.3% (6)	\$ 5,133	\$ 5,495	\$ 574	\$ 10,054
刑務所内での刑務作業 (Correctional industries in prison)	-5.9% (4)	\$ 5,360	\$ 4,496	\$ 417	\$ 9,439
刑務所内での薬物乱用者処遇(治療共同体又は外来) (Drug treatment in prison (therapeutic communities or outpatient))	-5.7% (20)	\$ 5,133	\$ 4,306	\$ 1,604	\$ 7,835
成人ドッグ・コート (Adult drug courts)	-8.0% (57)	\$ 4,395	\$ 4,705	\$ 4,333	\$ 4,767
社会内での雇用支援及び職業訓練 (Employment and job training in the community)	-4.3% (16)	\$ 2,373	\$ 2,386	\$ 400	\$ 4,359
拘禁期間を短縮するための電子監視 (Electronic monitoring to offset jail time)	0% (9)	\$ 0	\$ 0	-\$ 870	\$ 870
刑務所内での性犯罪者処遇(アフターケアあり) (Sex offender treatment in prison with aftercare)	-7.0% (6)	\$ 6,442	\$ 2,885	\$ 12,585	-\$ 3,258
社会内での集中的指導監督(監視中心のプログラム) (Intensive supervision: surveillance-oriented programs)	0% (23)	\$ 0	\$ 0	\$ 3,747	-\$ 3,747
ワシントン州の危険な精神障害のある犯罪者のためのプログラム (Washington's Dangerously Mentally Ill Offender program)	-20.0% (1)	\$ 18,020	\$ 15,116	n/e	n/e
刑務所内での薬物乱用者処遇 (Drug treatment in jail)	-4.5% (9)	\$ 2,481	\$ 2,656	n/e	n/e
成人ブート・キャンプ (Adult boot camps)	0% (22)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
ドメスティック・バイオレンスに対する教育/認知行動療法 (Domestic violence education/cognitive-behavioral treatment)	0% (9)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
精神障害のある犯罪者に対する拘置所レベルのダイバージョン (Jail diversion for mentally ill offenders)	0% (11)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
成人に対する生活技能教育プログラム (Life Skills education programs for adults)	0% (4)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
少年犯罪者に対するプログラム					
(Programs for Youth in the Juvenile Offender System)					
多面的養育処遇(標準的な集団処遇との対比) (Multidimensional Treatment Foster Care (v. regular group care))	-22.0% (3)	\$ 51,828	\$ 32,915	\$ 6,945	\$ 77,798
リスクの低い犯罪者に対する少年ダイバージョン事業 (Adolescent Diversion Project (for lower risk offenders))	-19.9% (6)	\$ 24,328	\$ 18,208	\$ 1,913	\$ 40,623
家族統合への移行 (Family Integrated Transitions)	-13.0% (1)	\$ 30,708	\$ 19,502	\$ 9,665	\$ 40,545
保護観察における機能的家族療法 (Functional Family Therapy on probation)	-15.9% (7)	\$ 19,529	\$ 14,617	\$ 2,325	\$ 31,821

マルチシステム (多体系) 療法 (Multisystemic Therapy)	-10.5% (10)	\$ 12,855	\$ 9,622	\$ 4,264	\$ 18,213
攻撃性置換訓練 (Aggression Replacement Training)	-7.3% (4)	\$ 8,897	\$ 6,659	\$ 897	\$ 14,660
ティーン・コート (Teen Courts)	-11.1% (5)	\$ 5,907	\$ 4,238	\$ 936	\$ 9,208
少年ブート・キャンプ (Juvenile boot camp to offset institution time)	0% (14)	\$ 0	\$ 0	-\$ 8,077	\$ 8,077
性犯罪者に対する認知行動療法 (Sex offender cognitive-behavioral treatment)	-10.2% (5)	\$ 32,515	\$ 8,377	\$ 33,064	\$ 7,829
再犯危険性の低い犯罪者に対する修復的司法 (Restorative justice for low-risk offenders)	-8.7% (21)	\$ 4,628	\$ 3,320	\$ 880	\$ 7,067
機関間連携 (多機関連携) プログラム (Interagency coordination programs)	-2.5% (15)	\$ 3,084	\$ 2,308	\$ 205	\$ 5,186
少年ドラッグ・コート (Juvenile drug courts)	-3.5% (15)	\$ 4,232	\$ 3,167	\$ 2,777	\$ 4,622
標準的な監視中心の仮釈放 (指導監督なしの仮釈放との対比) (Regular surveillance-oriented parole (v. no parole supervision))	0% (2)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,201	-\$ 1,201
少年に対する社会内での集中的指導監督保護観察プログラム (Juvenile intensive probation supervision programs)	0% (3)	\$ 0	\$ 0	\$ 1,598	-\$ 1,598
少年屋外体験活動型処遇 (Juvenile wilderness challenge)	0% (9)	\$ 0	\$ 0	\$ 3,085	-\$ 3,085
少年に対する仮釈放中の集中的指導監督 (Juvenile intensive parole supervision)	0% (10)	\$ 0	\$ 0	\$ 6,460	-\$ 6,460
スケアード・ストレート (Scared Straight)	+6.8% (10)	-\$ 8,355	-\$ 6,253	\$ 58	-\$ 14,667
少年犯罪者に対するカウンセリング/心理療法 (Counseling/psychotherapy for juvenile offenders)	-18.9% (6)	\$ 23,126	\$ 17,309	n/e	n/e
少年の教育プログラム (Juvenile education programs)	-17.5% (3)	\$ 41,181	\$ 26,153	n/e	n/e
他の家族療法プログラム (Other family-based therapy programs)	-12.2% (12)	\$ 15,006	\$ 11,231	n/e	n/e
チーム・チャイルド (Team Child)	-10.9% (2)	\$ 5,759	\$ 4,131	n/e	n/e
少年の行動変容 (Juvenile behavior modification)	-8.2% (4)	\$ 19,271	\$ 12,238	n/e	n/e
少年犯罪者に対する生活技能教育プログラム (Life skills education programs for juvenile offenders)	-2.7% (3)	\$ 6,441	\$ 4,091	n/e	n/e
支援等のサービスを伴ったダイバージョン (標準的な少年裁判との対比) (Diversion progs. with services (v. regular juvenile court))	-2.7% (20)	\$ 1,441	\$ 1,034	n/e	n/e
少年に対する認知行動療法 (Juvenile cognitive-behavioral treatment)	-2.5% (8)	\$ 3,123	\$ 2,337	n/e	n/e
裁判所における指導監督と支援等のサービスを伴わない釈放との対比 (Court supervision vs. simple release without services)	0% (8)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
支援等のサービスを伴ったダイバージョン (単純な釈放との対比) (Diversion programs with services (vs. simple release))	0% (7)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
少年に対する社会内での集中的指導監督保護観察 (拘禁代替としての) (Juvenile intensive probation (as alternative to incarceration))	0% (5)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
指導に沿った集団相互作用 (Guided Group Interaction)	0% (4)	\$ 0	\$ 0	n/e	n/e
予防プログラム (犯罪減少効果のみ) (Prevention Programs (crime reduction effects only))					
母親に対する家族養育パートナーシップ (Nurse Family Partnership-Mothers)	-56.2% (1)	\$ 11,531	\$ 8,161	\$ 5,409	\$ 14,283
子供に対する家族養育パートナーシップ (Nurse Family Partnership-Children)	-16.4% (1)	\$ 8,632	\$ 4,922	\$ 733	\$ 12,822
幼稚園入園前教育 (低所得で3~4歳の子供を持つ家庭) (Pre-K education for low income 3 & 4 year olds)	-14.2% (8)	\$ 8,145	\$ 4,644	\$ 593	\$ 12,196

シアトルの社会開発計画 (Seattle Social Development Project)	-18.6% (1)	\$ 1,605	\$ 4,341	n/e	n/e
高校卒業支援 (High school graduation)	-10.4% (1)	\$ 1,738	\$ 2,851	n/e	n/e
指導に沿った賢明な選択 (Guiding Good Choices)	-9.1% (1)	\$ 570	\$ 2,092	n/e	n/e
親子の相互作用療法 (Parent-Child Interaction Therapy)	-3.7% (1)	\$ 268	\$ 784	n/e	n/e
犯罪現象を減らすことができるか否かについて結論を下す前に、更なる調査と開発を必要とするプログラム					
更なる調査の必要なプログラム（成人犯罪者に対するもの）				コメント	
社会内での薬物犯罪者のケースマネジメント (Case management in the community for drug offenders)	0% (13)			効果の有無について双方の結果があり推定が困難。	
COSA（性犯罪者に対する信仰に基づいた指導監督） (COSA (Faith-based supervision of sex offenders))	-22.3% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
日額罰金（標準的な保護観察との対比） (Day fines (compared to standard probation))	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
家庭内暴力裁判所 (Domestic violence courts)	0% (2)			現時点で評価研究が少ない。	
信仰に基づいたプログラム (Faith-based programs)	0% (5)			現時点で評価研究が少ない。	
社会内での性犯罪者に対する集中的指導監督 (Intensive supervision of sex offenders in the community)	0% (4)			効果の有無について双方の結果があり推定が困難。	
性犯罪者に対する医学的治療 (Medical treatment of sex offenders)	-21.4% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
社会内での性犯罪者の混合プログラム (Mixed treatment of sex offenders in the community)	0% (2)			現時点で評価研究が少ない。	
標準的な仮釈放中の指導監督（指導監督なしの仮釈放との対比） (Regular parole supervision vs. no parole supervision)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
リスクの低い成人犯罪者に対する修復的司法プログラム (Restorative justice programs for lower risk adult offenders)	0% (6)			効果の有無について双方の結果があり推定が困難。	
精神障害のある犯罪者のための治療共同体プログラム (Therapeutic community programs for mentally ill offenders)	-20.8% (2)			現時点で評価研究が少ない。	
刑務所からの外部通勤制プログラム (Work release programs (from prison))	-4.3% (4)			最近の評価研究が少ない。	
更なる調査の必要なプログラム（少年犯罪者に対するもの）					
弁証法的行動療法 (Dialectical Behavior Therapy)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
頻度を上げた仮釈放中の薬物検査（最小限の薬物検査との対比） (Increased drug testing (on parole) vs. minimal drug testing)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
少年に対する夜間外出禁止命令 (Juvenile curfews)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
少年の出頭報告 (Juvenile day reporting)	0% (2)			現時点で評価研究が少ない。	
少年の職業プログラム (Juvenile jobs programs)	0% (3)			最近の評価研究が少ない。	
少年の治療共同体 (Juvenile therapeutic communities)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	
少年司法における助言者プログラム (Mentoring in juvenile justice)	0% (1)			現時点で評価研究が少ない。	

- 注 1 犯罪現象への効果（左側の列）で、マイナス表示は犯罪減少効果があること、プラス表示は犯罪促進（増加）効果があることを示す。最低費用価値（右端の列）で、マイナス表示は、費用が效益を上回っていることを示す。
 2 “n/e”は、今回推定しなかったもの、予防プログラムの費用は、部分的費用、対応する犯罪現象への比例配分を意味する。米国ワシントン州公共政策研究所による、2006年10月現在の推定値である。
 3 濃い着色行は、本表に掲げられた各処遇分野において、犯罪現象への効果（左側の列）がある程度大きいと認められるものである。
 4 Aos et al., 2006a.

第3節 調査対象国で特色の認められる施策・処遇の概要

今回は、英語圏において世界の犯罪者処遇をリードしてきた主要な国々（米・加・英・豪）について、広範囲な資料調査と機関・施設等の実地調査を行った。ここでは、調査対象国に共通して見られた事項とそれぞれの国に特徴的な事項等の中で、日本の今後の施策に参考となると考えられることについて述べる。

1 調査対象国に共通して見られた事項

(1) 実証的根拠に基づく実践 (evidence-based practice, EBP)

本章冒頭で触れた再犯危険性評価に基づく犯罪者処遇の徹底、後記の多機関連携による犯罪者処遇体制は、いずれも研究実施方法に関する一定の厳格な審査基準を満たした複数の実証研究の再検討（系統的再検討、systematic review, SR）、及びそれらの統計的解析（メタ分析、meta-analysis）によって、実証的に根拠付けられている。メタ分析は、それぞれの研究の分析結果の一つである効果量 (effect size) を平均し、全体として、個々の研究結果による偏差を超えて、より精度の高い研究評価を可能とする統計手法である。医学分野における治療効果（治験）がこの方法によって検証されていることは広く知られているが (evidence-based medicine, EBM)，社会科学の一分野である刑事政策においても、客観的・科学的に、特定の犯罪者処遇方法が再犯減少効果を有していることをメタ分析によって実証的に根拠付ける作業が進められ、その結果は、データベース化されて、インターネット上で公開されている (Campbell Collaboration, 詳細は、本章第1節及び第2節参照)。

調査対象国では、世界的に有名なカナダ公共安全省矯正保護研究部による多数の先駆的研究をはじめ、米国連邦司法研究所、米国ワシントン州公共政策研究所、英国内務省調査・統計局、オーストラリア犯罪学研究所など諸研究機関が、パイロット処遇プロジェクトの実施やランダム化比較試験など水準の高い調査の実施に資金提供したり、自ら複数の研究結果の系統的再検討 (SR) とメタ分析を行って、実証的根拠に基づく実践を支えている。

これらの活動や研究を通じて、処遇の全段階で、常に、処遇効果、費用対効果が吟味され、また、米国ニューヨーク市の裁判所改革センターのように、失敗から学ぶための研究プロジェクトを実施している例も見られる。このように処遇等の実践における失敗をプラスの方向にフィードバックしていく体制は、実務のレベル向上に不可欠であり、精度の高い犯罪者の再犯危険性評価基準もこのような研究と実践から生まれたものである。それらは、継続的に向上の努力が続けられており、例えば、カナダの性犯罪者の動的再犯危険性評価基準は、2002年の試行開始から5年の実地調査とフィードバックの繰り返しを経て2008年に全面改訂された。このカナダの評価基準は、性犯罪者に対する施設内処遇プログラムとともに、2006年から日本でも使用されている。

(2) 処遇の全段階にわたる徹底した犯罪者の再犯危険性評価

前記の RNR の原則に基づき、犯罪者の再犯危険性評価が、刑事司法の入り口である判決前調査報告書の段階から施設内処遇を経て社会内処遇に至る処遇の全段階にわたって、徹底して繰り返し行われている。

更に重要なことは、①この再犯危険性評価基準は、関係機関の間で統一された内容の基準が使用されており、各機関を通じた犯罪者処遇方針を決定する「共通言語」として機能していること、及び②後記のように、その内容が電子化され、リアルタイムで共有されていることである。

具体的には、まず、判決前調査報告書に記載された再犯危険性評価結果に基づき、裁判所において犯罪者の処分が決定される。それを受け、施設内処遇（刑務所、釈放準備センター、更生保護施設など）又は社会内処遇（プロベーション、仮釈放、刑期満了後の指導監督）においては、判決前調査報告書を踏まえた上で、さらに、それぞれの機関における処遇開始時における再犯危険性を評価し、それらに基づいて、多様な処遇方法と当該犯罪者との適合性を検討した処遇が実施される。いずれの場合も、処遇開始前、実施中、終了後に、動的再犯危険性の内容と程度の変化を再評価する。施設内処遇の場合は、再評価結果や処遇経過情報を社会内処遇機関に引き継ぐことになっている。

この過程を通じて、処遇資源を再犯危険性の高い者に集中するとともに、処遇内容も、再犯危険性の程度に応じて、最も適切な内容のプログラムが選択される体制が採られている。

(3) 多機関連携に基づく犯罪者処遇体制

犯罪者が抱える多様で重層的な動的再犯危険因子に、同時又は継続的に対応するために、刑事司法機関のみならず、処遇に関する多様な機関、多職種の専門家が密度の高い連携体制を構築して処遇に当たっている (multidisciplinary approach, interagency coordination)。そして、このような多機関連携処遇が再犯防止に効果的であることは、実証的に根拠付けられている（第3編第1章表1～3参照）。

このような連携体制は、英国の多機関公衆保護協定 (MAPPA) のように、法律に規定されている場合から関係機関の申合せに基づいている場合まで多様な形態が見られるが、重要な点は、担当者の変更に影響を受けない継続的な体制として確立されていることである。

また、多様な社会資源の連携を効果的に図るため、刑事司法機関の中に、専従の社会資源調整担当官 (resource coordinator) を置いたり、後記の米国・ニューヨーク市のように、専門の社会資源開発班 (Resource Development Unit (RDU)) が設置されている（本編第2章第4節）。

さらに、利用者の利便性を向上させるためのワン・ストップ・サービス (one stop service)

の提供を可能とし、より一層緊密な多機関連携を実現するため、福祉、保健・医療、教育、住宅供給等関係機関・団体の職員が、地域司法センター（community justice centers）内の一つの部屋に揃って常駐したり、刑務所、地域司法センター、更生保護施設内に、保護観察官や福祉、保健・医療等関係機関・団体の職員が常駐している例が多く見られた。それは、電話やメールではなく、隣のブースに声を掛けるだけで多機関連携が実現する体制であり、本当の意味での多機関連携が円滑に行える体制が整備されていることを意味する。このような体制は、1人の対象者に対して、複数の分野にまたがる専門家がチームで処遇にあたることを容易にし、ケア会議、ケース・カンファレンスも頻繁に開催されている。

また、近時、英語圏において広がりを見せている治療的法学(therapeutic jurisprudence, 本編第2章第1節3参照)の考え方に基づき、ケア会議、ケース・カンファレンスには、裁判官（治安判事）も参加する体制が採られている場合があり、その場合には、処分の決定段階から、その執行段階まで、関係者間の徹底した情報共有に基づく多機関連携が図られることになる。

(4) 情報の電子化と情報共有

犯罪者の再犯危険性評価に基づく処遇の徹底、多機関連携処遇体制を可能にするのは、関係機関・団体間での徹底した情報共有体制であり、情報の電子化がそれを飛躍的に効率的なものとしている。調査対象国では、いずれも、かなりの期間、巨額の投資を行って、刑事司法機関相互及び関係機関との間における、犯罪者に関する円滑・迅速な情報共有を可能とする電子情報ネットワークの構築が進められている。1人の犯罪者に関するすべての情報を徹底的に一元管理することこそ、的確・適時の処遇と介入そして継続的なフォローアップとアフターケアを可能にする鍵であるとの認識が、関係機関で共有されている。

また、カナダの場合、この統合刑事情報データベースの内容は犯罪者本人に公開されており、犯罪者自身が、自分の状況と自分に対する処遇プログラムの内容を十分に把握した上で、その処分の決定や処遇がなされる。このような犯罪者への十分な情報公開は、処遇の透明性・客觀性の確保と対象者自身の処遇参加への動機付けにつながっている。

(5) 費用対効果の重視

前記のように、RNRの原則は、社会資源の適正配分の見地からは、最も再犯危険性の高い者を、刑事司法手続の早い段階で再犯危険性評価基準によって識別し、それらの者に処遇資源を集中することを要請する。その理由は、最も再犯危険性の高い者から社会を守るとともに、そのような者は、放置すれば多数回の再犯を行って社会に多大の損失を与える可能性があるが、それを早期の段階に抑止することにより、以後の支出を削減することができ、社会全体としての費用対効果（費用・便益）の点で優れているからである（本章第2節の3-1-2-3表は、費用・便益分析を前提に、同種の処遇方法の中で、最も費用

対効果に優れた処遇方法を選択する際に参考となる情報の提供を意図している。)。

このような観点から、米国では、犯罪多発地帯ないし刑務所釈放者の多くが帰住する特定の地域に、集中的に社会資源（処遇資源）を投下するため、「刑事司法的観点からの社会資源の再配分（justice reinvestment）」という考え方方が近時強調されている。これは、関係機関・団体による重複した投資を避けること、及び真に投資が必要な地域とそれ以外の地域で、社会資源の再配分（reinvestment）を促す政策方針である（本編第2章第1節2）。

また、英国では、多数回再犯者に対して、地域の社会資源を集中する頻回犯罪者（PPO）プログラムが行われているが、このプログラムも、特定地域に居住する多数回再犯者を、刑事司法機関が連携して識別し、釈放段階から社会内処遇段階まで徹底した高密度の監督と処遇の対象とすることにより、その再犯を防止する制度である。正に、その地域における最も再犯危険性の高い者に処遇資源を集中する制度と言えよう。

（6）地域に根ざした司法

調査対象国も含めた欧米に見られる犯罪多発地帯（犯罪自体が多く発生しているとともに、刑務所からの釈放者の多くが戻って行く特定の地域）における再犯防止及び犯罪予防を長期的観点から図るために、地域司法センターの実践が成果を挙げている。この地域司法センターは、1980年代以降米国で盛んになり、調査対象国を含めて世界的な広がりを見せている治療的法学（therapeutic jurisprudence）の考え方（詳細は、本編第2章第1節3参照。）に基づくもので、それは、問題解決法廷（problem solving court）として犯罪、非行、そして多様な分野の紛争解決に活用されている。薬物乱用者に対する裁判所を中心とした強制的社会内処遇プログラムの一環であるドラッグ・コート（drug court）は、その最も顕著な例である。ドラッグ・コートは、前記の実証的根拠に基づく実践の観点に基づく複数の評価研究において、その再犯減少効果が証明されている（本章第2節の3-1-2-1表から2-3表）。

今回の実地調査においては、米国ニューヨーク市レッド・フック地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）、及びそこで開発された地域に根ざした司法の考え方に基づく働きかけの方式（レッド・フック・モデル）を導入して設立された、英國リバプール市の北リバプール地域司法センター（2004年創設）、オーストラリア・メルボルン市の近隣司法センター（2007年創設）を訪問した。英國とオーストラリアは、創設後の日が浅いため、地域レベルでの成果を評価するのは時期尚早であるが、10年余の歴史を持つ米国のレッド・フック地域司法センターは、本編第2章で紹介したような顕著な成果を挙げている。そこでは、地域司法センター自体が、地域の諸問題解決のためのワン・ストップ・サービスを提供する場となっており、犯罪減少及び地域住民の生活レベルの向上による、総合的な犯罪予防・再犯防止を実現している。ちなみに、地域司法センターという用語を用いて、裁判所（court）という用語を避けたのは、地域サービスに徹する旨の宣言であるとき

れている。このレッド・フックの方式は、全米及びその他の調査対象国にも着実に広がりを見せ、カナダのバンクーバーにも創設された（2008.12）。

2 それぞれの調査対象国に特徴的な事項

(1) 米 国

最大の特徴は、1970年代後半以降続けられてきた拘禁刑重視の犯罪者に対する厳格な刑罰の適用（get tough policy）から、犯罪者の社会への再統合（re-entry）重視へと、刑事政策の基本方針が大きく転換されたことであろう。厳罰主義の下で一貫して増え続ける刑務所人口と減少しない刑務所再収容者数という現実を踏まえて、上下院における党派を超えた圧倒的支持を得て、2007年第2の機会法（the Second Chance Act of 2007）が連邦法として制定されたのは、この大転換を象徴する出来事と言える。

また、米国やその他の調査対象国の場合、特定の犯罪多発地域に刑務所釈放者の多くが帰住するという事実があり、その対策として、地域全体の生活水準の底上げを通じた犯罪防止を目指す地域に根ざした司法（community justice）の考え方に基づいて、有名なレッド・フック地域司法センターを始めとする地域に根ざした裁判所（community court）が多数創設され成果を挙げている。そして、このような特定地域への予算投下を可能とするため前記の「刑事司法的観点からの社会資源の再配分（justice reinvestment）」の考え方が、包括的な刑事・社会・福祉政策の立案に際して、近時、複数の州で採用されている。

それから、問題解決法廷や地域に根ざした司法を支える理論・実践の支柱として、治療的法学が多大の影響を与えている点にも注意が必要である。

(2) カナダ

カナダの犯罪者処遇は、20年余前から、一貫して、実証的根拠に基づく実践を目指しており、連邦公共安全省矯正保護研究部と複数の大学の研究者たちがそれを支えてきた。その成果として、犯罪者処遇プログラムについては、認知行動療法をベースとした基礎・単発型プログラムである第1世代、再犯危険性評価の結果を踏まえて犯罪者類型に対応した包括的（comprehensive）プログラムである第2世代を経て、第3世代の犯罪者処遇プログラムの確立を目指した取組が、2009年秋から始まる予定である。第3世代プログラムの特徴は、全体的（holistic）アプローチに立って、犯罪者類型でもなく、特定の問題解決でもなく、当該犯罪者の全人格的理解に立って、その動的再犯危険性ないし可変性のある犯罪性向（criminogenic needs）に焦点を絞った処遇を行おうとするものである。

また、効果的処遇の前提となる信頼性の高い各種の犯罪者の再犯危険性評価基準（LSI-R, YLSI, Static-99, Stable 2007, Acute 2007 ほか）が実証的研究に基づいて生みだされてきた。

これらの処遇プログラムや再犯危険性評価基準は世界各国で採用され、導入した国々における効果検証の研究も行われて、その有効性が確認されている。日本においても、平成

18年（2006年）に、カナダの性犯罪者処遇プログラムを施設内処遇において導入した。

現在カナダでは、処遇プログラム自体の効果測定から、効果が認められた処遇方法の効果的な実践の条件測定に調査の重点がシフトしつつあり、後記のような、保護観察官によるプログラムの理解及びプログラム実施への忠実性が、処遇対象となった犯罪者の再犯率に及ぼす影響の研究などが進められている。

（3）英 国

英国（原則としてイングランド及びウェールズ）では、1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護－イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護であるとして以降、米国と同様に、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになった。その背景には、1980年以降、2003年にピークを迎えるまでほぼ一貫して犯罪認知件数は増加し、その間に2倍以上となったこと、公衆の犯罪現象に対する高い関心などが挙げられる。犯罪者に対する厳しい施策は、1997年犯罪（量刑）法（Crime (Sentences) Act 1997）、1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act）、2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）など一連の法律制定と犯罪者処遇機関の大幅な機構改革となって具体化された。

しかし他方、犯罪対策の重点を、第3次予防（再犯防止）から第2次予防（特定の犯罪を行う危険性のある者への早期介入）へシフトすることにより、犯罪発生後に対応することによる費用の削減と問題行動を起こした者の早期の社会への再統合を促進する試みや施設内から社会内処遇への継ぎ目のない円滑な継続的処遇体制の構築など、犯罪者の社会再統合に重点を置いた施策も展開されている。

（4）オーストラリア

連邦制をとるオーストラリアで、同国の人口の過半数を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州では、刑務所収容人員の増加とそれに伴う収容コスト増加を背景に、効果的な再犯防止策が州政府の重要方針とされてきた。

オーストラリアの特徴は、英・米・加における実証的根拠に基づく実践を取り入れつつも、同国の国情ないし地域の事情に合わせた独自の展開を行っていることであろう。

これらの州では、各種犯罪者処遇プログラム及びその実施環境の整備、電子情報データベースによる関係機関の情報共有、早期介入策の強化、施設内から社会内への移行支援の強化（post release services）等が、近年大胆に進められているほか、前記の米国のレッド・フック・モデルに基づいた、オーストラリア初の近隣司法センターがメルボルン（ヴィクトリア州）で、2007年に開設され、地域に根ざした司法のワン・ストップ・サービスを目指しているなど、進取の取組が少なくないので、今後の効果検証結果が注目される。

第4節 調査対象国に関する共通の調査方針

今回の調査においては、犯歴等の分析から得られた日本の犯罪者及び再犯者に係る問題点に関し、調査対象国でどのような施策や処遇方法が採用されているのかについて調査した。そのため実地調査に先立ち、訪問アレンジ担当機関及び訪問対象機関等に対しては、日本における問題点（下記1）及び調査項目の概要（下記2）を英訳した質問一覧を事前に送付し、それに沿った資料収集及び実地調査を行った。

調査結果を見ると、制度等の内容によっては、必ずしも共通調査項目どおりにならなかつた場合も含まれているが、第2章以降の内容が、どのような関心に基づいて調査されたかに関し、参考としてここに収録する。

1 犯歴・統計の分析から判明した日本の課題と調査対象国における対応策

(1) 年齢層

① 若年者

- ・20代前半の若年者（20－24歳）の再犯率が高い。
 - 早期介入（early intervention）の必要性とそのための施策
 - 若年者向けの再犯防止対策
- ・若年者の約5%が、10犯以上を重ねる多数回再犯者となっている。
 - 多数回再犯者化を防止するための効果的な対策

② 高齢者

- 65歳以上の者の再犯期間が、他の年齢層と比べてかなり短い。
 - そもそも高齢犯罪者は、調査対象国で刑事政策上問題となっているか
 - 調査対象国における高齢犯罪の状況
 - 高齢者特有の要因に基づく再犯の防止策の在り方

(2) 罪種別

- 日本における同種再犯の多い犯罪－覚せい剤取締法違反、窃盗、暴行・傷害
 - 薬物乱用者（drug abuser/dependent）に対する効果的処遇プログラム
 - 窃盗に対する効果的処遇プログラム
 - 暴行・傷害（violent offenders）に対する効果的処遇プログラム

(3) 施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行

- 効果的な継続的処遇（through care）制度の有無と概要

(4) 多数回再犯者と彼らに対する対策の在り方

- 犯罪者の再犯危険性評価（risk and needs assessment）
- 多数回再犯者となることを予防する施策
- 多数回再犯者となった者に対する再犯防止・社会復帰促進策

2 調査項目

●バックグラウンド情報に関して

- (1) 調査対象国・地域の犯罪状況
- (2) 調査対象国・地域における刑事政策・犯罪対策・社会政策の動向
新規立法, 新規施策の例, 調査対象プログラム等との関係
- (3) その他調査対象国・地域における参考情報

●処遇プログラム等に関して

- (1) 名称・定義
調査対象プログラム, プログラム等実施主体の名前, 概要
- (2) 目的
対象となっている者は誰か
 - ・少年, 若年成人, 成人
 - ・男子, 女子
 - ・ダイバージョン対象者, 未決拘禁者, 受刑者, プロベーション対象者, アフターケア対象者
- (3) 刑事政策体系及び刑事司法制度におけるプログラム等の位置付け（法的根拠）
 - ① 刑事政策体系における位置づけ
 - ・第1次的犯罪予防（一般的な犯罪予防）
 - ・第2次的犯罪予防（特定の集団に対する犯罪予防）
 - ・第3次的犯罪予防（再犯防止）
 - ② 刑事司法制度における位置づけ
 - ・根拠法律（act, law), 規則（regulation), 通達（standard, scheme) 等
 - ・刑事司法制度以前－早期介入（early intervention)
警察, 檢察, 裁判, 矯正, 更生保護
 - ・継続的処遇（through care)
 - ・刑事司法制度以後－アフターケア
 - ・多機関（多職種）連携（multi-agency, multidisciplinary approach）
- (4) プログラム等の場合, その処分・措置の決定権者又はプログラム適用の要件
 - ① 警察（police diversion 該当の有無）
 - ② 檢察（prosecutorial diversion 該当の有無）
 - ③ 裁判所（suspension of sentence 又は suspension of execution of sentence 該当の有無）
- (5) プログラム等実施主体及び実施体制
 - ・予算
 - ・人員（職員）－公務員, 民間, 元犯罪者

- ・実施主体—連邦、州、郡、市町村
 - ・多機関連携体制の有無と内容（役割分担）
 - ・民間委託の場合—委託の根拠、契約の形式
 - ・同種のプログラム、施設等のある場合、それぞれの役割分担
- (6) プログラム等又は機関・組織の開始（創設）時期・実施地域（場所）
- (7) プログラム等の適用対象
- 適用要件の詳細(前記(4)に加えて、具体的にどのような要件の下で適用されるか。)
- (8) プログラム等の実施内容
- ・グループ処遇か1対1か
 - ・本人のみか、家族も含むか
 - ・プログラムのカリキュラム、教材等
 - ・アフターケアの有無と内容
 - ・費用と負担者
- (9) プログラム等の効果
- 実証的根拠に基づく実践（evidence-based practice, EBP）の観点から、できる限り厳密な実証研究に基づく効果の検証例を示す。
- ① 再犯防止・減少効果（再犯率・再逮捕率・刑務所再収容率の減少）
 - ② 生活の質（quality of life, QOL）の向上効果
 - ③ 費用対効果（投入した費用を上回る効果（再犯減少、被害者減少）が得られているか）
- (10) プログラム等の実績
- 各種の統計資料（年間の受理・処理件数等）
- (11) プログラム等の課題と対応策・今後の展望
- 効果的なプログラム運営を行う上で解決を要する主要な課題及びそれらの解決方法
- (12) 日本における活用可能性
- 今回の電算犯歴データの分析から分かった課題や日本で実施されている処遇等プログラムの現状と課題等に対応させて、どのような点が、なぜ活用可能ないし参考になると考えられるか。
- (13) その他参考事項

◆参考文献

- Andrews, D.A. and Bonta, J., 2006, "The psychology of criminal conduct (4th ed.)", LexisNexis=Mathew Bender.
- Aos, S., Miller, M., and Drake, E.,

- 2006a, "Evidence-Based Public Policy Options to Reduce Future Prison Construction, Criminal Justice Costs, and Crime Rates", Washington State Institute for Public Policy.
- 2006b, "Evidence-Based Adult Corrections Programs: What Works and What Does Not", Washington State Institute for Public Policy.
- Australian Institute of Criminology (AIC), 2005, "Interventions for Prisoners Returning to the Community", Australian Government Attorney-General's Department.
- Bonta, J. and Andrews, D.A., 2007, "Risk-Need-Responsivity Model for Offender Assessment and Rehabilitation", ISBN No.: 978-0-662-05049-0 (Public Safety Canada).
- Bonta, J. Rugge, T, Scott, T, Bourgon, G. and A.K. Yessine, 2008, "Exploring the Black Box of Community Supervision", Journal of Offender Rehabilitation, Vol. 47(3), pp. 248-270.
- Bourgon, G., Rugge, T., Gutierrez, L., Simpson, K., Bonta, J., Scott, T., Yessine, A., Li, J & L. Helmus, June 14, 2008, "Strategic Training Initiative in Community Supervision (STICS)", Canadian Psychology Association's 69th Annual Convention, Halifax, Nova Scotia, Canada.
- Bottoms, A., Rex, S. and Robinson, G. eds., 2004, "Alternatives to Prison, Options for an insecure society", Willan Publishing.
- Cooney, S.M., Huser, M., Small, S., and O'Connor, C., 2007, "Evidence-based programs : An overview, What Works, Wisconsin", Research to Practice Series ISSUE # 6, University of Wisconsin.
- Curt T. Griffiths, C.T., Dandurand, Y., and Murdoch, D., 2007, "The Social Reintegration of Offenders and Crime Prevention", National Crime Prevention Centre (NCPC), Public Safety Canada.
- Evidence-Based Programs Websites
- The Campbell Collaboration
<http://www.campbellcollaboration.org/>
- Blueprints for Violence Prevention
<http://www.colorado.edu/cspv/blueprints/>
- Child Trends What Works
<http://www.childtrends.org/>
- National Registry of Evidence-Based Programs and Practices
www.nationalregistry.samhsa.gov.
- OJJDP Model Programs Guide

- http://www.dsgonline.com/mpg2.5/mpg_index.htm
Helping America's Youth Program Tool
<http://www.helpingamericasyouth.gov/programtool.cfm>
Guide to Community Preventive Services
<http://www.thecommunityguide.org/>
Promising Practices Network
<http://www.promisingpractices.net/>
Social Programs that Work
<http://www.evidencebasedprograms.org/>
- Faust, D. and Clawson, E., 2004, "Implementing Evidence-Based Practice in Community Corrections : The Principles of Effective Intervention", National Institute of Corrections, Community Corrections Division and Crime and Justice Institute.
- Farrington, D.P. and Welsh, B.D., 2005, "Randomized experiments in criminology : What have we learned in the last two decades?", Journal of Experimental Criminology Vol. 1, Springer, pp.9-38.
- Inciardi, J.A., Surratt, H.L., Martin, S.S., & Hooper, R.M., 2002, "The importance of aftercare in a corrections-based treatment continuum", in C.G. Leukefeld, F. Tims, & D. Farabee, eds., "Treatment of Drug Offenders : Policies & Issues", Springer, pp.204-216.
- Home Office, 2004, "MAPPA GUIDANCE", Home Office and National Probation Service.
- 法務総合研究所,
2004, 「平成16年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
2007, 「平成19年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
2008, 「平成20年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
- Hora, P.F., 2002, "A dozen years of drug treatment courts : Uncovering our theoretical foundations and the construction of a mainstream paradigm", Substance Use & Misuse 37, pp.1469-1488.
- Hora, P.F., Schma, W.G. and J.T.A. Rosenthal, 1999, "Therapeutic Jurisprudence and the Drug Treatment Court Movement : Revolutionizing the Criminal Justice System's Response to Drug Abuse and Crime in America", Notre Dame Law Review 74, pp.439-537.
- Lipsey, M.W. and Wilson, D.B. 1998, "Effective Intervention for Serious Juvenile Offenders : A Synthesis of Research", in, Loeber, R. and Farrington, D.P., eds., "Serious & Violent Juvenile Offenders, Risk Factors and Successful Interven-

- tions”, Sage Publications, pp.313-345.
- Lipton, D.S., Pearson, F.S., Cleland, C.M., & Yee, D., 2002, “The effectiveness of cognitive-behavioral treatment methods on offender recidivism: Meta-analytic outcomes from the CDATE study”, in J. McGuire, ed., “Offender Rehabilitation and Treatment”, John Wiley, pp.79-112.
- Lösel, F. and Schmucker, M., 2005 “The effectiveness of treatment for sexual offenders: A comprehensive meta-analysis”, Journal of Experimental Criminology Vol. 1, Springer, pp.117-146.
- Makkai, T. and Veraar, K., 2003, “Final Report on the South East Queensland Drug Court”, Technical and Background Paper No. 6, Australian Institute of Criminology.
- Makkai, T. and Payne, J., 2003, “Drugs and Crime, A Study of Incarcerated Male Offenders”, Australian Institute of Criminology, Research and Publication Series No. 52.
- MacKenzie, D.L., 2002, “Reducing the criminal activities of known offenders and delinquents: Crime prevention in the courts and corrections”, in Sherman, L.W., Farrington, D.P., Welsh, B.D. and MacKenzie, D.L. Eds., “Evidence-Based Crime Prevention”, Routledge, pp.330-404.
- Mackenzie, D.L., 1995, “Boot Camp Prisons and Recidivism in Eight States”, Canadian Journal of Criminology 3(3), pp.327-355.
- Martinson, R., 1974, “What works? Questions and Answers about Prison Reform”, The Public Interest 35, pp.22-54.
- McCarthy, B.R. and B.J. McCarthy, 1991, “Community-Based Corrections, Second Edition”, Brooks/Cole Publishing Co.
- National Crime Prevention Centre (NCPC), 2008, “Promising and Model Crime Prevention Programs”, Public Safety Canada.
- National Treatment Agency, UK., 2002, “Models of Care for the treatment of drug misusers: Promoting quality, efficiency and effectiveness in drug misuse treatment services in England.”
- Nolan, Jr., J.L., 2001, “Reinventive Justice: the American drug court movement”, Princeton University Press.
- NIDA, 1999, “Principles of Drug Addiction Treatment: A Research-based Guide”, Bethesda, NIH.
- Payne, J., 2005, “Final Report on the North Queensland Drug Court”, Technical and Background Paper No. 17, Australian Institute of Criminology.

- Pearson, F.S. & Lipton, D.S., 1999, "A meta-analytic review of the effectiveness of corrections-based treatment for drug abuse", *Prison Journal* 79(4), pp.384-410.
- Petersilia, J., 1997, "Probation in the United States: Practices and Challenges", *National Institute of Justice Journal*, pp.2-8.
- Petersilia, J. and Tuner, S., 1990, "Intensive Supervision for High-Risk Probationers: Findings from Three California Experiments", RAND Corp.
- Petrosino, A., Carolyn Turpin-Petrosino and Buehler, J., 2003, "Scared Straight and other juvenile awareness programs for preventing juvenile delinquency (Updated C2 Review)", in "The Campbell Collaboration Reviews of Intervention and Policy Evaluations (C2-RIPE)", Campbell Collaboration.
- 染田惠,
1998, 「犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究」, 法務研究報告書86集1号, 法務省法務総合研究所.
2006, 「犯罪者の社会内処遇の探求－処遇の多様化と修復的司法－」, 成文堂.
- Someda, K., Teramura, T. and Kuwayama, R., 2005, "Research on the Trends in Drug Abuse and Effective Measures for the Treatment of the Drug Abusers in Asian Countries-An Analysis of Innovative Measures for the Treatment of Drug Abusers", United Nations Asia and Far East Institute (UNAFEI).
- Sherman, L.W., Farrington, D.P., Welsh, B.D. and MacKenzie, D.L., eds., 2002, "Evidence-Based Crime Prevention", Routledge.
- Springer, D.W., McNeece, C.A., & Arnold, E.M., 2003, "Substance Abuse Treatment for Criminal Offenders: An Evidence-based Guide for Practitioners", Washington D.C.: APA.
- Weatherburn, D., Jones, C., Snowball, L. and Hua, J., 2008, "The NSW Drug Court: A re-evaluation of its effectiveness", *CRIME AND JUSTICE Bulletin, Contemporary Issues in Crime and Justice Number 121*, Australia, NSW Bureau of Crime Statistics and Research.
- Wheelhouse, P., 2008, "Interventions with Drug Misusing Offenders and Prolific and Other Priority Offenders", Resource Material Series No. 74, United Nations Asia and Far East Institute (UNAFEI), pp.65-82.
- Worrall, A. and Mawby, R.C., 2004, "Intensive projects for prolific/persistent offenders" in Bottoms, A., Rex, S. and Robinson, G. eds., "Alternatives to Prison, Options for an insecure society", Willan Publishing, pp.268-289.
- United States General Accounting Office, 1993, "Intensive Probation Supervision Cost-Savings Relative to Incarceration, Report to the Chairman, Subcommittee on

Crime and Criminal Justice, Committee on the Judiciary”, House of Representatives.

UNODC, 2003, “Investing in drug abuse treatment: A discussion paper for policy makers”, Drug abuse treatment toolkit series, Vienna.

第2章 米 国

第1節 近時の刑事政策及び刑事司法実務の動向

1 刑事政策の基本方針の転換－拘禁刑重視から犯罪者の地域社会への再統合促進へ

(1) 2007年第2の機会法の成立

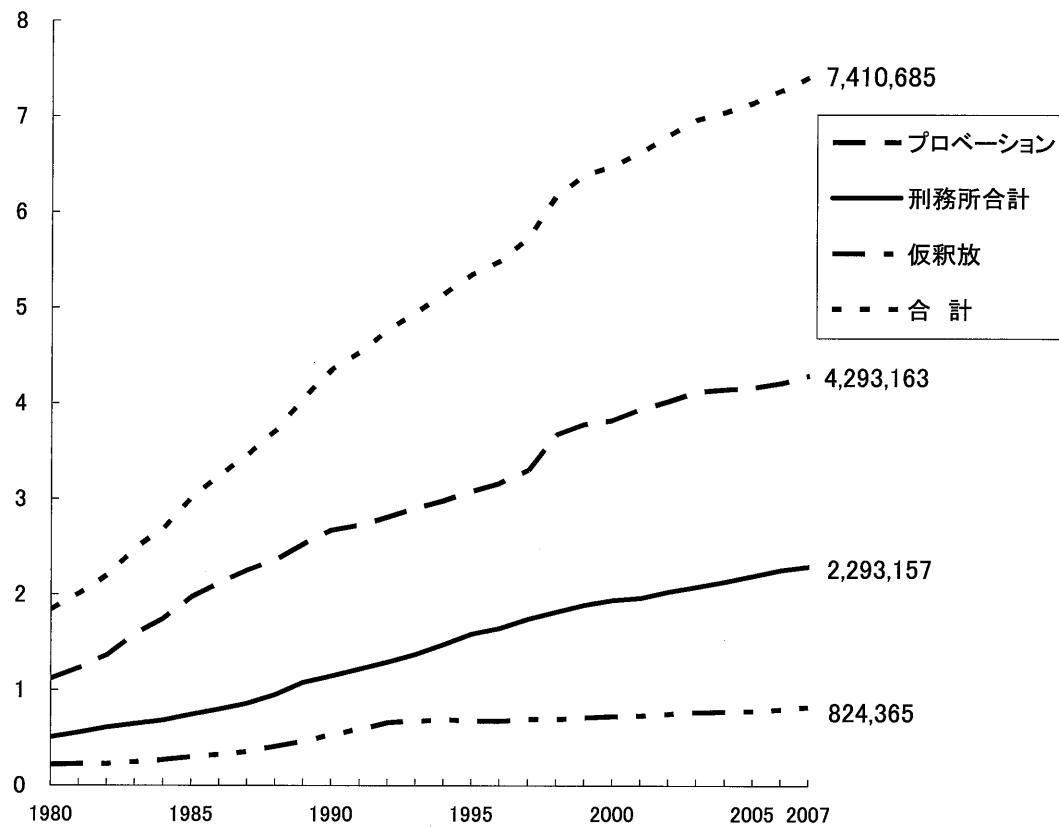
米国では、1970年代に提起された犯罪者処遇の効果否定論(Martinson)¹以降、適正な応報(just desert)を基本として、犯罪者に対する厳格な刑罰の適用(get tough policy)及び犯罪者に対する監視の強化が大きな流れとなっていた。それは、自由刑の長期化、仮釈放の消極化又は仮釈放なき自由刑(最も厳しいものは、終身刑)、累犯者の処罰強化、性犯罪者の住所登録・公開制等などとなって現れた。その結果、米国の刑務所人口は1980年代から一貫して現在まで増加を続け、2007年末現在、229万3,157人が連邦・州・郡の刑務所に拘禁されている(3-2-1-1図、前年比1.5%増。既決囚は、153万2,817人で、人口10万人当たりの拘禁率は506人となっている。U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics web-site)。

①増え続ける刑務所人口と刑務所の維持・増設に要する政府の財政的負担の大きさ(全米の矯正施設に関する支出は、現状の施策を続けた場合、2007年から2011年の5年間に、現在の支出に加えて、最低限約270億ドルの追加支出が必要であると試算されている。Public Safety Performance Project, 2007)、②刑務所釈放者の高い再入所率(釈放後3年間で、約半数が再収容され、約3分の2が再逮捕されている。Langan and Levin, 2002)などを踏まえ、連邦・州・郡などにおいて、多様な解決策が模索されてきた(近時、刑務所人口増加率は若干低下傾向にあり、2000年以降、刑務所釈放者数の漸増も見られる。Harrison and Beck, 2006)。

これらの背景の下、刑事政策の大きな転換を意味する連邦法である「2007年第2の機会法(the Second Chance Act of 2007)」が、2008年4月に成立した。同法の成立に際しては、連邦上・下院ともに、共和・民主の党派を超えた支援がなされ、いずれにおいても、ほぼ満場一致で法案が可決されるという、近年まれに見る状況が現れ、同法に対する全米

1 Martinsonは、「何が効果的か(What works?)、刑務所改革に関する質問と回答」において、施設内処遇プログラムに関する研究の文献の再検討を行い、大多数の刑務所内での処遇プログラムは、犯罪者の更生に全く寄与していないか(nothing works)又はほとんど寄与していないと結論づけて、メディアを含めた大きな注目を集めた。その主張は、Norval MorrisやAndrew von Hirshなど当時の有力学者によって支持され、犯罪者に対する刑事処分の決定は、その更生の可能性ではなく、犯した行為の内容を基準としてなされるべきであるとされた。このMartinsonの論文は、その分析結果が誤りであったことが後に判明した。

3-2-1-1図 米国の施設内処遇・社会内処遇人口の推移（1980年～2007年）
(百万人)



注 1 刑務所人口は、 jail 及び prison の合計である。

2 出典 <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/glance/tables/corr2tab.htm>

の期待の高さを裏付けるものとなっている（参考文献の Second Chance Act of 2007 関係参照）。

これは、従来の拘禁刑重視から、犯罪者の地域社会への再統合（re-entry）促進へと基本方針を変更するものである。具体的には、①刑務所収容者の早期釈放及び釈放者に対する矯正施設収容中及び釈放後の各種の支援（住居、職業、家族及び地域社会との絆の形成に関する支援）を強化することを通じて彼らの地域社会への再統合（re-entry）を促進することにより、刑務所再入所率を削減すること、②犯罪者の中で大きな比重を占める薬物関連犯罪者（薬物乱用者及び窃盗、傷害・暴行などが薬物乱用に起因するとされる者をいう。連邦矯正局担当者によれば、これらの者は、連邦刑務所収容者の約6割を占めるとされる。）に対する拘禁刑代替措置の適用を促進すること等によって、刑務所人口全体の削減と刑事司法制度全体に対する負担の軽減を図ろうとする。

また、同法は、刑務所が、結果的に、精神障害者に対する第一次的精神保健治療施設となっている現状の改善も目的としている。すなわち、州刑務所受刑者の56%，連邦刑務所受刑者の45%，郡の刑務所（local jail）受刑者の64%が何らかの精神疾患を抱えているとされていることから（2006年の司法省報告書），これらの者に対する精神医療の専門家と矯

正職員の連携による処遇充実を目指している。主要な疾患は大うつ病、躁うつ病そして薬物乱用に起因する精神疾患である (<http://www.medicalnewstoday.com/articles/100675.php>)。

2007年第2の機会法は、2008年4月9日に大統領の署名によって発効し、上下院にて、具体的な予算措置の内容について検討が進められている。同法は、犯罪者処遇の向上に寄与するプログラム等に対して、連邦司法長官（Attorney General）の予算付与を義務づけ又は付与権限を与えること、並びに連邦矯正局長に対して受刑者の社会再統合プログラム及び60歳以上の非暴力受刑者の釈放促進のための試験プログラムの創設を求めるこを骨子としている。具体的な諸分野は、下記のとおりである。

(1) 連邦司法長官に予算付与が義務づけられるプログラム等

- ① 州及び郡の犯罪者再統合裁判所 (reentry courts)
- ② 総合的かつ継続的な犯罪者再統合特別対策本部
- ③ 拘禁中の犯罪者に対する薬理学的薬物乱用者治療
- ④ 犯罪者に対する技術的職業訓練 (technology career training)
- ⑤ 犯罪者の地域社会への再統合を支援する助言者業務 (mentoring services)

(2) 連邦司法長官に予算付与権限が与えられるプログラム等

- ① 国立成人及び少年犯罪者社会再統合社会資源センター (National Adult and Juvenile Offender Reentry Resource Center)
- ② 拘禁刑代替措置としての薬物乱用者処遇プログラム
- ③ 拘禁中の犯罪者に対する学校教育及び職業教育を向上させるための方法に関する評価
- ④ アルコール及びその他の薬物の長期乱用者を削減するための実証的なプログラム
- ⑤ 成人・少年矯正施設収容中の犯罪者に対する薬物乱用者処遇を向上させるための動機付けのための予算付与 (incentive grants)
- ⑥ 拘禁中の犯罪者に対する薬理学的薬物乱用者治療
- ⑦ 施設内で実施する拘禁中の未成年の親に対する家族処遇プログラム
- ⑧ 仮釈放並びに釈放後指導監督の違反及び取消に関する研究

(2) 2007年第2の機会法と米国の刑事政策

2007年第2の機会法は、法的には、「1968年包括犯罪統制及び街頭安全法 (the Omnibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968)」を全面改正し、連邦政府に、犯罪者の再犯防止及び社会への再統合を促進するための予算の拠出権限を付与する連邦法である。

米国では、1960年代以降、犯罪対策は、一つの大きな政治問題であり続けており、歴代の大統領選挙や国政・地方の選挙に際して、効果的な犯罪対策・刑事政策の在り方が問われてきた。1960年代に指標犯罪 (Index Crimes) が急増したことに対処するため、ジョンソン大統領は、1965年に、法執行及び刑事司法運営に関する大統領委員会 (the President's

Commission on Law Enforcement and Administration of Justice) を設置した。この大統領委員会が、1967年に提出した17巻から構成される報告書で示された提言を具体化するための一環として、1968年包括犯罪統制及び街頭安全法が制定された。

この1968年法に基づいて、巨額の連邦予算を犯罪対策に配分するため、連邦法執行支援機関 (the Law Enforcement Assistance Administration, LEAA) が創設された。LEAAは、1981年に廃止されるまで、警察 (ダイヴァージョン・プログラムを含む) 及び矯正分野 (釈放準備プログラムを含む)を中心とした刑事司法の各分野に予算を配分した。LEAAの実績については、賛否両論があるが、その活動によって、刑事司法機関相互及び刑事司法機関と関連機関等の協働体制 (多機関連携) が刑事司法分野に導入されたこと、LEAAによって支援された州・郡における犯罪・再犯防止関係プログラムの約70%が、連邦からの資金拠出廃止後も存続していたことなど、一定の成果も認められるとされている (Conklin, 1998, pp.532-)。

2007年第2の機会法の下では、州レベル以下の政府機関や民間団体が、2007年第2の機会法に掲げられた優先分野ごとに、それぞれ効果的とされるプログラム等の実施について予算を連邦司法長官に申請し、認められた場合、各地域における施策をそれに基づいて実施する。2009会計年度に、上下院合わせて、6,500万ドルの予算が計上されている。後記のメリーランド州モンゴメリ郡矯正局においても、そこで紹介するような多様な犯罪者の社会再統合プログラムの強化を、この2007年第2の機会法に図るべく、予算申請手続の準備中である。また、次述の「重大又は暴力犯罪者の社会再統合構想」は、この2007年第2の機会法の成立前から、連邦政府が犯罪予防及び成人、少年の犯罪者処遇プログラムについて、全米の各地域の実践に資金を拠出して、その効果検証を行ってきた大規模なプロジェクトであり、2007年法と同様の志向を目指している。

(3) 重大又は暴力犯罪者の社会再統合構想

重大又は暴力犯罪者社会再統合構想 (Serious and Violent Offender Reentry Initiative, SVORI) は、全米の69機関において、89の犯罪予防及び成人、少年の犯罪者処遇プログラム創設を資金面で支援する大規模な連邦プロジェクトであり、対象となったプログラムは、3年間で50万ドルから200万ドルの補助を受けることになっている (全般及び評価結果に関して、<https://www.svori-evaluation.org> 参照。)。

その目的は、受刑者の地域社会への再統合のために、各地域の必要性や各地域レベルの機関・団体等の対応力に適合した包括的なサービスを、州及び地方の機関が連携して提供するための枠組みの構築を支援することにある。それによって、受刑者 (犯罪者) 個人にに関する成果として、①自己充足度 (self sufficiency) 及び生活の質 (quality of life) の向上 (就労、住居の確保、家族関係の安定、地域活動への参加)、②健康の増進 (薬物乱用改善、心身の健康増進)、③犯罪性の減少 (指導監督事項の遵守、再逮捕・再有罪宣告・再拘禁の減少) の実現を目指している。

その背景には、本節冒頭で紹介したように、刑務所人口の増加に対応した仮釈放者数増加にもかかわらず、仮釈放者の成り行きは極めて悪く、仮釈放成功率が45%であるのに対して、その失敗率は52%（再収容41%，所在不明9%）であり、仮釈放後3年以内に、約3分の2の仮釈放者が再逮捕されているという事実（Langan and Levin, 2002）への効果的対応に迫られていたことが挙げられる。

2007年5月までに、評価対象となった14州の成人・少年犯罪者2,500人以上に対して、SVORIによる出資プログラムの対象となった者の刑務所釈放後の追跡調査を行い、犯罪性の減少などに関する質問調査を釈放後3か月、9か月及び15か月の時点において実施済であり、現在も追跡調査は続けられている。その際、費用・便益分析も同時に実施されている。評価対象となっている州には、後記のメリーランド州も含まれている。

SVORIによる出資プログラムが提供しているサービス対象分野は、釈放前サービスが28分野、釈放後サービスが30分野となっており、成人プログラムに関しては、その不足分をSVORIによる出資がかなり補っている。これに対して、少年プログラムに関しては、SVORIによる出資がなくとも、かなりサービスの提供体制は充実しているが、SVORIによって一層の充実が図られた分野も見られる。これらSVORIの出資の対象となっている分野は、実証的根拠に基づいて効果が認められた処遇やサービス分野が中心である（本編第1章3-1-2-1表から3-1-2-3表参照）。

成人プログラムの中で釈放前サービス（pre-release services）に関して、SVORIによる出資により大きな向上が見られた分野は、生活技能訓練、再犯危険性評価の実施、個別処遇及び釈放計画の立案であった。その釈放後サービス（post-release services）については、履歴書作成及び採用面接技能訓練及び就職支援の提供度が劇的に向上したほか、再犯危険性評価、個別処遇計画の立案、対象者の指導監督でも20～30%の実施率向上が見られた。

少年プログラムの中で釈放前サービスに関しては、もともと充実したサービスが提供されている場合が多いものの、カウンセリングについては、SVORIによる出資によって向上が見られたほか、再犯危険性評価の実施を含む他のすべてのサービス項目の実施が、おおむね95%以上の実施率となった。少年の釈放後サービスでは、カウンセリング及び家族再統合支援でかなりの向上が見られたほか、再犯危険性評価の実施を含む他のすべてのサービス項目においても向上が見られた。

SVORIによる出資によって支援されるサービス及びプログラム群は、①連携及び指導監督、②釈放時の移行期支援（transition services）、③保健サービス、④就労、教育、生活技能充実支援、⑤家族支援サービスである。

SVORIの支援対象となったプログラムについては、実施後3か月から9か月の時期に効果のピークが見られるものが多いので、釈放後1年以内の再犯危険性の高い期間に対応可能なプログラムが多く含まれていると考えられる。

2 刑事司法的観点からの社会資源の再配分

米国では、近時、「刑事司法的観点からの社会資源の再配分 (justice reinvestment)」という考え方方が、冒頭で紹介した2007年第2の機会法の制定などと同時に強調されており、そのための具体的手順等も司法センター (Justice Center) という連邦政府系機関の刊行物やウェップ・サイトによって公開されている。

その考え方の要点は、本編第1章で紹介したRNRの原則と多機関連携の効率的運営を統合し、地域単位での効果的な犯罪防止対策の立案に応用したことにある。すなわち、RNRの原則は、再犯危険性評価によって、再犯危険性が高いと評価された者に、その者に最も適した内容と方法の社会資源（政府機関、民間団体、個人など処遇のための各種の資源）を集中的に配分することを求める原則である。そこでは、再犯危険性が高いと評価された者への社会資源の集中こそが、最も費用対効果（費用・便益分析）に優れていると考えられている。刑事司法的観点からの社会資源の再配分は、この考え方を地域単位で実現しようとする。

ところで、犯罪者の多様な動的再犯危険性に対応した幅のある処遇・介入・支援は、多機関連携によってのみ効果的に実現することができる。しかし、実際の犯罪者・非行少年の処遇や早期介入において機関間の連携や情報交換が不十分な場合、同じ地域の対象者に、同種の支援や介入が重なって投入され非効率な状態であったり、真に支援や介入が必要な地域に十分な社会資源の配分がなされていないなどの問題が生じている。

そこで、刑事司法的観点からの社会資源の再配分では、次の段階を踏んで、このような非効率を修正し、最も必要性の高い地域に、集中的に処遇・介入等のための社会資源が投入されるような体制を整備する。

- ① 第1段階 刑務所人口と受刑者が頻繁に帰住する地域における支出の状況を分析する（特定の地域に過大な支出が重ねて行われていないか調べる）。
- ② 第2段階 政策立案者 (policymakers) に対して不要な支出を削減し、同時に公衆の安全を増大させるための選択肢（仮釈放やプロベーションの取消減少、最も効果の高い対象者を絞り込んで指導監督・支援のための社会資源を集中する等）を提供する。
- ③ 第3段階 支出削減額を算出し、その余剰分を受刑者が頻繁に帰住する地域に再投資する。例えば、そのような地域で放置されていた住宅を整備し、薬物乱用者処遇、精神医療、職業訓練そして教育などのサービスの連携を改善・強化することを通じて、その地域における生活の質を向上させ、地域全体としての犯罪率を削減する。それによって、再犯による刑務所再収容率の減少を実現する。
- ④ 第4段階 ③の施策の結果を測定し、実際にどの程度再犯率が低下し、対象地域の生活が向上した上、どの程度の額の矯正関係の費用が削減されたか等について、多機関連携状況の良否等も含めて評価し、更なる改善策について検討する。

この考え方に基づいた刑事政策の充実による具体的な成果については、カンザス州、テ

キサス州、コネティカット州等の例が、具体的な算出額の掲示とともに、前記司法センターのウェップ・サイト等 (<http://justicereinvestment.org>) にて閲覧可能である。

3 治療的法学の隆盛と問題解決型法廷

治療的法学 (therapeutic jurisprudence, TJ) は、法の治療主体としての機能 (the role of the law as a therapeutic agent), すなわち、法の適用が感情面及び心理的な福利 (psychological well-being) に与える影響 (治療的影響と反治療的影響) を分析する学問である (Wexler, 1999)。ここで法とは、実体法だけでなく、手続法や法適用の過程、法の運用に関わる人たちの法運用場面における行動なども含む。治療的法学は、1980年代に精神保健法の適用領域における法律の機能不全等の改善に関する学問的研究から始まった。1990年代に入って、刑事司法手続やドラッグ・コート、ドメスティック・バイオレンスへの法的対応 (DV コート)、ティーン・コート等にもその考え方方が応用されるようになった (ドラッグ・コートと治療的法学の関係を論じた著名な論文として、Hora, Schma and Rosenthal, 1999)。その頃から、単なる学問的研究ではなく、行動科学 (behavioral science) の成果とも結びついて、法律家の役割の再構成 (reframe the role of the lawyer) など刑事司法実務改善のための一つの方策としても考えられるようになった。それは、法的な諸問題に対して、創造的な対応策を模索し、問題解決手法 (problem solving approach) によって対応することを促した。そして、ドラッグ・コートや DV コート等は、問題解決型法廷 (problem solving court) としてその機能や効果が実証的に研究されるようになった。問題解決型法廷に関しては、ドラッグ・コートが、薬物乱用者に対する実証的に効果が確認された処遇方法として、全米、オーストラリア、英国²等で展開を見せていくほか (本編第1章、3-1-2-1表から3-1-2-3表)、地域に根ざした刑事司法の一部となって、後記のレッド・フック地域司法センターなどで採用された。後者については、レッド・フック・モデルとして、全米、英国 (リバプールの例は、本編第4章参照)、オーストラリア (メルボルンの例は、本編第5章参照)、カナダなどで展開されている。

治療的法学の特徴としては、次の3点が指摘されている (小林, 2004)。

① 柔軟性と補完性

柔軟性は、法の治療的な機能を探索的に検討する見方や討論の場を提供しようとすること、補完性は、現行の刑事司法制度を損なうことなく (例えば、適正手続の保障を維持し

2 名称は異なるが、アメリカのドラッグ・コートをモデルとした裁判所の命令として、英国では、薬物治療及び検査命令 (Drug Treatment and Testing Order, DTTO) が、社会内刑罰の一種として、1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998) により導入され、2000年から施行された。この命令は、2003年刑事司法法第177条によって、社会内命令 (community order) に統合され、従前の DTTO の枠組みを維持しつつ、薬物更生 (drug rehabilitation) 遵守事項とされた (同法209条)。特定の処遇を義務付ける制度なので、社会内命令の遵守事項として言渡すには、対象者の同意が必要である。

つつ)，法の治療的機能を高めようすることを意味している。

② 学際性

行動科学との緊密な連携の下，その知見を積極的に活用して，法の治療的な機能を高めようと志向することを意味している。具体的には，認知行動療法の手法を刑事司法手続において裁判官や刑事弁護人が用いることにより，被告人の改善と再犯減少を図ったり（ドラッグ・コート），手続的公正（procedural justice）に関する社会心理学の知見を活用して，裁判官や刑事弁護人が被告人の意見に耳を傾け，彼らに敬意を持って被告人の長所に重点を置いた対応をすることで，プロベーションの遵守事項に対する被告人の遵守を促進する（DV コート，ティーン・コート等）等である。

③ 司法機関と行政機関及び地域社会との連携の必要性

犯罪者の心理的な福利を増進するサービス提供を実現するためには，司法機関と行政機関及び地域社会の民間団体等との密接な連携が必要である。そのために，司法機関は，従来の中立的な仲裁者としての役割から脱却して，主体的なケース・マネージャーとして福祉的な役割を担う。この考え方は，地域に根ざした刑事司法が目指すものであり，後記のレッド・フック地域司法センターの指導原理となっている。

4 地域に根ざした司法

地域に根ざした司法（community justice）は，前記の治療的法学の考え方の具体化の一つであり，地域に密着し，地域と共に歩む，顔の見える裁判所を目指す考え方である。このような考え方方が適用される地域では，多機関連携体制によって，生活のための犯罪（QOL crime），薬物関連犯罪，器物損壊や軽犯罪（misdemeanor）など低次元の犯罪（low level crime）が多発する地域全体の生活レベルの向上を図り，結果として，その地域全体の犯罪率の減少，地域住民の福祉の向上が図られることになる（具体例は，後記のニューヨーク市のレッド・フック地域司法センターの項を参照）。

第2節 繼続的処遇の実現

はじめに

前節で詳述した犯罪者の地域社会への再統合(re-entry)促進を具体化するためには、継続的処遇(through care)実施体制の整備が不可欠である。継続的処遇には、①施設内処遇から社会内処遇への円滑な移行、②満期釈放時の支援充実、③社会内処遇終了時のアフターケアの充実が含まれる。ここでは、今回の実地調査を踏まえて、それらに関する連邦行刑局による全米単位の取組及びメリーランド州モンゴメリ郡矯正保護局における具体的実践について紹介する。

1 連邦行刑局による取組

刑事司法制度の中を、段階を経て時系列的に移動する犯罪者に対し、一貫した方針の下、処遇及び支援を提供するためには、統一された方針の策定と時系列的に関与する機関との間での情報共有が不可欠である(本編第1章)。この点を踏まえて、米国では、犯罪者の再犯危険性に関する統一された評価基準と評価方式(assessment tool)について、連邦矯正局と連邦プロベーション・サービスで共有し、かつ、評価の結果について、コンピュータ・データベース上でネットワークを通じて情報を共有する体制の構築が6年ほど前から進められ、2008年4月から全国規模での実施が始まった。情報共有に際しては、内容を常に最新のものとすること、各犯罪者が抱える再犯危険性(individual needs)に焦点を当てることに重点が置かれている。

生活環境の整備については、刑務所からの釈放後、普通の社会生活を始めるまでの中間処遇施設(transitional centers)として、全米に250か所の社会内再統合準備センター(①community-based reentry center, ②residential reentry center)が設置されており、本人の釈放後の居住地に近いセンターが選ばれるように配慮されている(過疎地域を除く)。①長期居住型社会内再統合準備センター(community-based reentry center)には、180日を超えて居住する者を収容し、②短期居住型社会内再統合準備センター(residential reentry center)には、釈放前準備の最終段階として、180日以下の期間、居住する者を収容する。センターは、連邦矯正局の公式ウェップ・サイトにて民間から募集し(Federal Business Operation, FBO)，一定の条件を満たした施設を提供できる団体と国が契約する方式で運営されている(契約期間は、5年又は10年)。職員はすべて民間人で、施設によつては、矯正局職員が駐在している施設もあるが、運営自体はあくまで民間ベースである。連邦矯正局は、施設運営費用を支払うほか(1日／1人あたり、\$70から\$120程度。金額の違いは、施設の設備の充実度及び収容している者の処遇困難度に応じて決定される。)，定期的に監査を実施する。各センターは、地域に密着しているので、ローカルな社会資源の活用に資するほか、犯罪者の地域社会への再統合を促進する効果もある。各センターで

は、ジョブ・フェア（Job Fair）という、収容者の就労斡旋及び地域への再統合促進のための催しが年2回開催されており、ここに、地元の企業経営者が参加して、収容者と面接し、前歴を知った上で雇用される場合がある。釈放後の雇用促進効果が期待されている。

2 メリーランド州モンゴメリ郡矯正保護局

ワシントンDCの北にあるメリーランド州モンゴメリ郡矯正保護局（MCDCR；Montgomery County Department of Correction and Rehabilitation）は、全米屈指の犯罪者処遇プログラムを提供していることで著名であり（その分野での賞を受賞している）、今回は、その中でも継続的処遇の具体的実践について、事前に質問事項を送付した上で調査した。

(1) メリーランド州モンゴメリ郡刑務所

① 概要

メリーランド州モンゴメリ郡刑務所（MCCF；Montgomery County Correctional Facility）は、モンゴメリ郡の刑務所の中では、最重警備（maximum security）施設である。訪問した2008年11月14日現在の在所人員750人（男89%，女11%），60%が未決収容者で、平均在所期間は31日である。既決収容者の刑期は18か月以下に限る（19か月以上は、郡ではなくメリーランド州の刑務所に収容される。）。年間入退所者数は、約16,000人である。

収容に係る課題の一つに、収容者の25%を占めるギャング・メンバーが他の受刑者に悪影響を与えないようすることができるが挙げられていた。ギャング問題は、今回訪問したワシントンDCの全国刑事司法研究所（National Institute of Justice, NIJ）の研究官も指摘しており、後記のニューヨーク市の処遇現場においても大きな課題となっているなど、地域を問わず、この問題への対応が求められている様子がうかがえた。

② 薬物乱用者処遇

薬物乱用者の集中的居住型処遇を行っている区画では、刑務所内治療共同体（PBTC；prison based therapeutic community）の朝の集会を見学した。PBTC 参加者は、18歳から29歳が中心で、定員は、男女それぞれ64名であるが、女子は、もともと収容者数が少ないので、定員に満たない場合が多い。体育館のような2階建ての広い建物で、中央が吹き抜けとなった広いスペースがあり、そこを各室2名収容の収容房が取り巻いている。朝の集会は、中央の広いスペースに、皆が椅子を持ち寄って車座を作り、各人が発言をする、NA（Narcotics Anonymous）スタイルで実施されていた。他の受刑者と居住・処遇環境が完全に分離されているため、集中が必要な薬物乱用者処遇を効果的に実施できる体制が整備されている。

ちなみに、刑務所内での薬物乱用者処遇（治療共同体又は外来）（Drug treatment in prison (therapeutic communities or outpatient)）については、5.7%の犯罪減少効果と対象者1人あたり\$7,835の便益が期待できるとされている（本編第1章、3-1-2-3

表)。

●参考－連邦刑務所における薬物乱用者処遇

今回、ワシントンDCの連邦行刑局にて薬物乱用者処遇に関して調査したところは次のとおりである。連邦刑務所収容者の約60%は、薬物関連犯罪を行った者で、RICO法など不法薬物の製造・密売等にかかわったものから、末端の薬物乱用者まで幅広い犯罪者が収容されている。重点が置かれているのは、乱用者処遇であり、処遇プログラムは、三層構造で、いずれの処遇についても、本人の任意参加となっている。第1層(first layer)は、薬物教育、第2層(second layer)は、通所型処遇(non-residential, outpatient treatment)、第3層(third layer)は、集中的居住型処遇(intensive residential treatment)である。

薬物教育に参加し、完了すると(完了率84%)、12か月の刑期短縮措置が受けられるので、これがプログラム参加への動機付け(incentive)となっている。

通所型処遇は、12週間から24週間で、当初60日から90日間は、集中的なグループ処遇を行う。薬物乱用者であっても暴力事犯は除外される。59本の専門的薬物乱用者処遇プログラムが、140か所の連邦刑務所で実施されており、年間の参加者は約7,500人、2008年11月13日現在で、約5,300人がプログラムを受けている。プログラムの内容は、認知行動プログラム(cognitive behavioral program)が中心で、対象者の処遇への積極的参加を促すため、動機付け面接(motivational interviewing, MI)の手法を活用している。

集中的居住型処遇は、刑務所内で他の収容者から分離した建物・区画において行う。25か月以上の刑期の者に限られ、合計500時間、一日3から4時間の高密度の集中的な処遇を9か月から12か月の期間実施する。処遇に際しては、回復した乱用者(ex-addicts)も処遇者として参加し、成果を挙げている。

③ 道徳的再動機付け療法

道徳的再動機付け療法(Moral Reconation Therapy, MRT)は、再犯減少効果が実証されている認知行動療法(本編第1章参照)の中で、マニュアル・研修体制の整備等が最も構造化されている3つの処遇プログラムの一つであり、MCCFでは、若年犯罪者の犯罪性向全般の改善のためにMRTをグループ処遇の一つとして活用している。ちなみに、MRTの実施に際して、それと同時に、複数の処遇プログラムが実施されることがある、その中に、認知行動プログラムの一種である、窃盗防止(盜癖改善)プログラムが含まれることがある。この窃盗防止(盜癖改善)プログラムは、指定された訓練用テキストを用いて6課程(module)から構成されるグループ処遇であり、合計8時間のコースとなっている(<http://www.moral-reconation-therapy.com/>)。

④ 受刑者の就労支援(基礎教育、職業教育)

前記のように受刑者の基礎教育、職業教育が、釈放後の再犯減少に効果が認められるることは実証されている(本編第1章、3-1-2-1表及び3-1-2-3表)。

MCCFの受刑者の就労支援・職業教育部門(MCCF Employment Center)には、全米

で唯一受刑者が時間を決めて自由に閲覧できるという図書館が設置されている（司書を配置）。

刑務所内就労支援プログラムでは、就労に必要な技能訓練のほか、外部の就労関係サイトが自由に閲覧できるコンピュータが10台ほど設置されており、担当者の指導を受けながら、それらのサイトにアクセスして、収容中から具体的な職探しができる体制が整備されている（電子化された履歴書の送信も可能）。このプログラムは、継続的処遇を実現するため、次述のフィートン就労支援センターに委託して行われており、同センターから職員が通所してプログラムを行っている。そのため MCCF からの釈放後、後記のモンゴメリ郡仮釈放準備センターなど各地の仮釈放準備センターを経て帰住する際、フィートン就労支援センターや帰住地により近い支援センター及びその支所などで、施設内処遇の情報を引き継いで、円滑な支援が実施できる体制が採られている。

これらとは別に、高等教育のクラスが設置されていて、高校卒業者でない者が、高校卒業程度検定試験（test of GED (general educational development)）の受験準備をするための教室も設置されている。合格すれば、高校卒業と同等の証書である GED (general equivalency diploma) が授与される。GED を所持していることは、米国では、就労の最低限の条件とされ、総合的な就労支援の一環として、計画的なプログラム運用がなされている。

(2) フィートン就労支援センター

フィートン就労支援センター（Wheaton One-Stop Career Center）は、犯罪者に限らず、就労支援が必要な者が利用できる。特色は、福祉、医療、教育、住居等生活の基礎を形成し、安定化させるために必要な利用者のニーズに対応した関係機関・団体の職員が、一つのフロアに結集していることである。文字通り One-Stop で、ここに来れば関係機関を回らざとも、一度で来所者の多様なニーズに対応できるよう、密度の高い多機関連携体制が構築されている。前記の MCCF 就労支援・職業教育部門で就労支援を担当していた職員は、ここで、一般就労支援を担当する傍ら、MCCF に通って、受刑者の就労支援を行っている。

就労支援センター（One-Stop Career Center）は、連邦労働省傘下にある総合的就労支援センターで、全米に、本所が1,788か所、支所が1,133か所設置されている（就労支援センターのウェップ・サイト <http://www.careeronestop.org/>）。

ここでは、犯罪減少効果が認められる青少年及び若年成人向けの総合的な就労支援・教育プログラムで、就労支援センターでも活用されているジョブ・コーツ（本編第1章第2節2）について紹介する。

◆成果を挙げている総合的就労支援・教育プログラムの例

① 名称

ジョブ・コーツ（Job Corps、仕事部隊）

② 目的

経済的に不遇な環境にある青少年及び若年成人（16歳から24歳の者）に対する総合的な就労及び教育支援

③ 刑事政策体系における位置付け

第2次的犯罪予防（特定の集団に対する犯罪予防）及び第3次的犯罪予防（再犯防止）

米国連邦労働省所管の全米最大規模の総合的な就労及び教育支援プログラム

④ プログラム参加の手続

本人の自主的申請による参加。刑務所、保護観察所の担当官等との連携により、プログラム参加への情報提供が行われる場合もある。

⑤ プログラム等実施主体及び実施体制

連邦労働省（U.S. Department of Labor）

（参考）ジョブ・コツのウェップ・サイト <http://jobcorps.dol.gov/>

⑥ プログラム等又は機関・組織の開始（創設）時期・実施地域（場所）

1964年創設、全米に122か所のジョブ・コツ・センターが設置されている。

⑦ プログラム等の適用対象

経済的に不遇な環境にある16歳から24歳の青少年及び若年成人で、米国市民又は合法的滞在者であり、一定の基準以下の所得であること。

⑧ プログラム等の実施内容

居住型コースの場合、全米のジョブ・コツ・センターに居住し、24か月以下の期間、訓練・教育等を受ける。通所の場合も、24か月以下の期間、センターに通う。いずれの場合も、18か月以下のアフターケア期間、各種の支援を継続的に受けることができる。

センターでは、100種類を超える職業訓練（ビジネス工学、サービス業、保健、料理、建設、自動車整備等）、体験就労訓練、基礎的な英語・数学教育、高校卒業程度検定試験（test of GED (general educational development)）準備、大学受験準備、独立生活技能・職場適応生活技能・社会生活技能訓練（independent living, employability skills and social skills training）、具体的な就職支援、プログラム修了後のアフターケアなどが、各個人の適性・必要性に応じて、すべて無償で提供される。米国では、高校卒業資格を有していることは就労の最低限の条件とされており、検定試験の合格により、高校卒業同等資格証明である GED (general equivalency diploma) が授与される。

居住型プログラムの参加者は、期間中、住居、食事、基礎的医療ケア、2週間ごとの生活費支給を受けることができる。プログラム参加期間中、薬物使用及び暴力事件のじゃっ起は厳しく制限され、違反は、直ちにプログラム打ち切りの理由とされる。

プログラムは、下記の4段階に分かれて、時系列的に進められる。

(i) プログラム参加 (Outreach and Admissions)

プログラムの内容等全般に関する導入及びプログラム参加者としての責務、規則等について学ぶ。

(ii) キャリア準備期間 (Career Preparation Period) – 60日

- ・職場適応生活技能（職場における対人技能、職業人として守るべき生活態度等）、求職関連技能（コンピュータ操作技能、履歴書の書き方、採用面接の受け方等）について学ぶ。
- ・プログラム参加者とセンター職員が共同して、個人職歴開拓計画（personal career development plan, PCDP）を作成し、その具体化のための準備を開始する。
- ・身近にある就労支援センター（One-Stop Career Centers）を訪問し、具体的な求職の仕方等について学ぶ。

(iii) キャリア育成期間 (Career Development Period)

センター職員及び雇用主の協力を得て、プログラム参加者は、就労関連の技術や知識の教育、職場での対人技能及び問題解決技能訓練、社会生活に必要な技能訓練を受けた後、実際の求職活動及び1人で生活していくための準備に入る。

(iv) 安定就労への移行期間 (Career Transition Period)

参加者によって期間は異なるが、プログラム修了後の安定就労へ向けた移行期間で、就労継続のために必要な住居、通勤、家族支援について、必要な場合、ジョブ・コツ・センターやジョブ・コツ協力企業の支援を受けつつ就労継続を図る。また、プログラム修了後、13週間、6ヶ月、12か月経過時に、センターからの調査に回答する。

●アフターケア期間

プログラム修了後18か月以下の期間内、センター等から各種の求職支援、就労継続支援を受けることができる。

⑨ プログラムの実績・効果

これまで約200万人の卒業生があり、毎年約62,000人がこのプログラムを受けている。また、プログラム卒業生の約90%が、就職又は高等教育（大学など）への進学を果たしている。

無作為抽出によりジョブ・コツ・プログラムに参加の機会を与えられた者（実験群）及びジョブ・コツ以外の就労支援プログラムに参加の機会を与えられた者（統制群）とを30か月追跡し（調査対象者は、合計11,787人），インタビューにより比較した結果は、次のとおりである（Schochet et al., 2000）。

(i) 再犯防止・減少効果

追跡期間中の逮捕率は、プログラム参加者全体の平均で22%減少した。16歳から17歳の参加者については、プログラム参加中で追跡調査の早い時期に減少率が最大となった（約40%の減少）。

(ii) 生活の質（quality of life, QOL）の向上効果

週給が、プログラム参加者全体の平均で、他のプログラムに参加した統制群の者よりも約11%高かった。また、プログラム参加者は、高校卒業同等資格証明であるGEDの取得率が向上し、16歳から17歳の参加者では約80%上昇した。

⑩ 日本における活用可能性

再犯と無職の間に密接な関係が認められることは、本書第4編で紹介する日本のデータに照らしても同様であり³、ジョブ・コーツ・プログラムは、居住型を基本とした集中的かつ総合的な就労・教育支援プログラムの一つのモデルとして参考になると思われる。特に、本書第2編で詳細に触れた年齢犯罪曲線によれば、おおむね16歳から17歳の年齢層は同年代人口あたりの犯罪率が最も高いとされており、この年齢層の再犯率減少に効果が期待できるこのプログラムは、それらの者が成人になって以降の再犯者化を予防する上で効果的なプログラムであると考えられる。そして、このプログラムは、高校卒業同等資格証明の取得及び就労・生活関連の生活技能の取得を幅広く支援しており、職業訓練だけでなく、就労可能性及び就労継続性の基本レベルを高めるように工夫されていること、18か月という比較的長期のアフターケア期間が設定されており、安定就労継続のための支援体制が充実している点、日本において、2006年から始まった、法務省と厚生労働省との連携による、刑務所出所者等総合的就労支援対策の更なる内容の充実を図る上でも参考になろう。

(3) モンゴメリ郡仮釈放準備センター

モンゴメリ郡仮釈放準備センター（MCPRC；Montgomery County Pre-Release Center）は、1968年に創設された施設で、1978年に現在の建物が建築され、2008年11月14日の在所者（resident）は、160名（うち、性犯罪者10名）、年間の在所者累計約700名（2007年）である。住宅地の中にある施設で、まったく目立たない。ドアに鍵は掛かっておらず、門限は別として、入退出は自由である。逃走は、年間3名から5名程度である。提供しているサービスとしては、就労支援、家族再統合、アルコール・薬物のカウンセリング、AAやNAへの参加支援、結婚相談、宗教礼拝（worship）などである。ごく一部の性犯罪者に対しては、GPS内蔵装置の装着による電子監視を行っている（24時間監視センターが所内にある。）。

3 無職であることが、犯罪促進要因となり得ることは、広く知られており、日本の場合、2005年の新入受刑者のうち、入所度数が2度以上の者の場合、犯行時の職業を見ると、有職者が27.8%，無職者が70.6%となっている（矯正統計年報）。また、保護観察対象者の再犯率は、有職者が7.3%，無職者は39.6%であり、後者が5倍を超えていている（2005年、法務省保護局資料）。

MCPRC 居住者は、郡だけでなく、州及び連邦刑務所からの仮釈放者も含まれる。若年犯罪者は、職業技能・教育程度ともに低く、態度の悪い者が多いので、かれらの就労には困難を伴うとされていた。

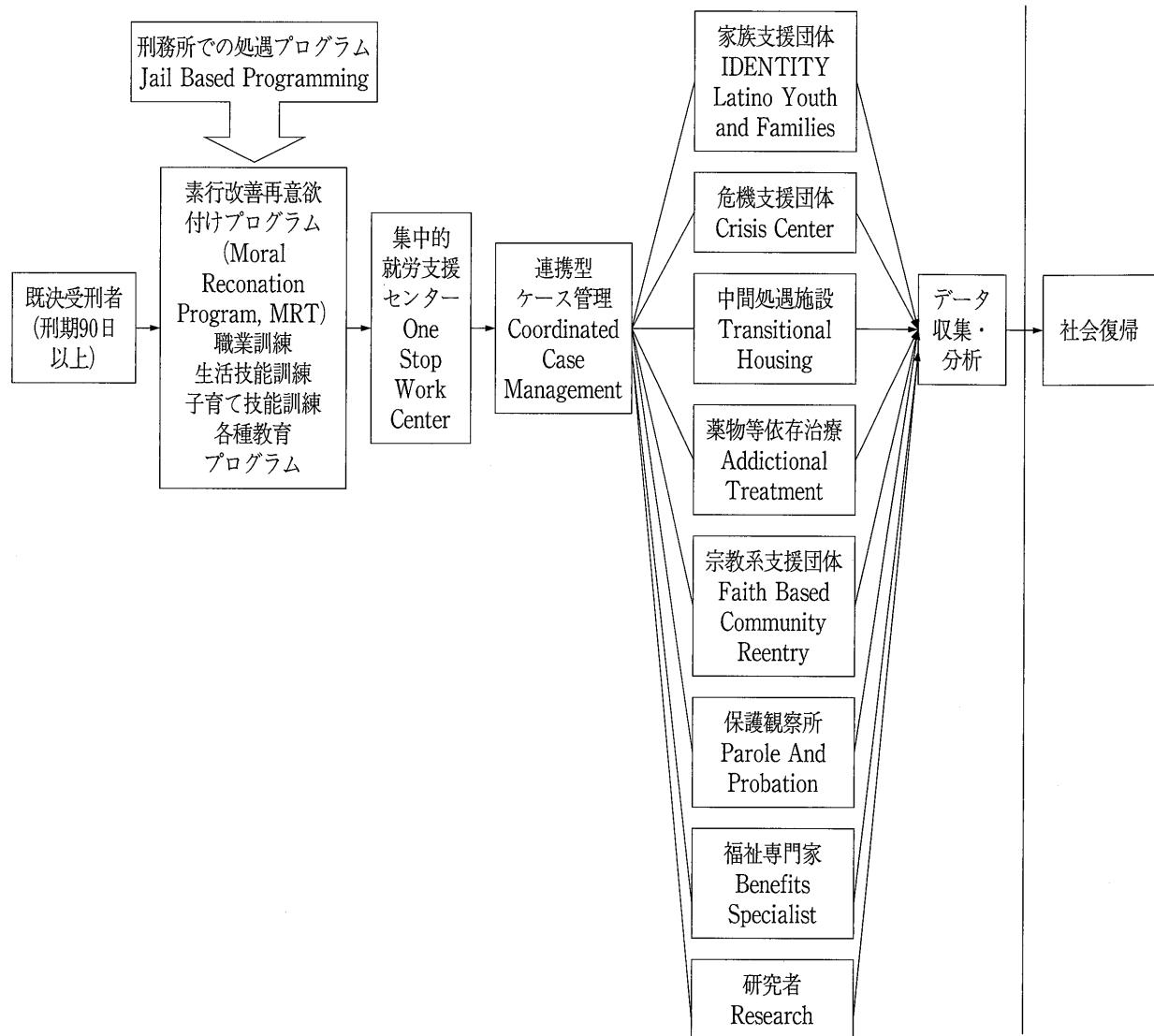
外部通勤制（work release）の形で仮釈放された者については、85%がセンター在所中に仕事を見つけて退所している。

訪問時は、まず、所長の司会で、MCPRC 居住者10名（うち女性1名）との対話セッションを会議室にて行い、その後、同所長から施設概要の説明と資料の交付を受け、さらに4つある居住ユニットの一つを担当するマネージャーの付き添いの下、施設内を見学した（Unit 1 若年及び高齢犯罪者、Unit 2 性犯罪者、Unit 3 長期受刑者—連邦刑務所からの釈放者。なお、女子は、区分なくまとめて女子 Unit に収容。）。

対話セッションでは、当方が予め用意した2つの質問に、全員が答えたり、コメントをする形で進められた。質問は、①あなたが社会内で更生する上で主要な障害となることは何ですか（What is the major obstacles for you to rehabilitate in the community?）及び②あなたが社会内で更生する上で最も支えとなる人又は組織とは（Who will be the best person or organization to support your rehabilitation in the community?）である。①についての回答では、仕事を見つけることの困難性を挙げた者が4名、薬物・アルコール依存からの回復を挙げた者が5名、余暇の過ごし方、家庭を持つこと、適当な住居を探すことを挙げた者がそれぞれ1名であった（重複回答なので、10名を超える。）。②については、家族、宗教団体、労働組合、就労支援センター職員などが挙げられた。セッションを通じて感じたことは、正式の釈放前段階として、社会内にあるこのセンターに居住しているとはいえ、釈放後に不安を抱える者が少なくないこと、薬物依存からの回復には困難が多いこと、就労に係る問題の占める比重が重いことなどであった。

刑務所から仮釈放準備センターを経て、社会内処遇へ移行する際のモンゴメリ郡における多機関連携の下での継続的処遇体制は、3—2—2—1図のとおりである。

3－2－2－1図 受刑者の社会復帰支援の流れ (Jail Based Reentry)
米国メリーランド州モンゴメリ郡の例



第3節 地域に根ざした司法

1 裁判所改革センター

(1) 裁判所改革センターの位置付け、組織、機能

裁判所改革センター(Center for Court Innovation, CCI)は、1998年に創設されたニューヨーク市所在のNGOであり、ニューヨーク州裁判所と密接な関係を保ちつつ、司法制度改革についてのskunkworks((秘密の)実験・開発部門)の役割を担っている。予算は、約1,615万ドル(2007年)、職員は、約150名である。予算の出資者は、ニューヨーク州政府(6%)、ニューヨーク州統一裁判所システム(30%)、ニューヨーク市(9%)、民間寄付及び事業収入(15%)、連邦政府(40%)となっている(2007年、かっこ内は出資比率)。犯罪者処遇等関係への予算配分の比率は、ドラッグ・コート(15%)、女性に対する暴力(25%)、地域司法(20%)、精神保健関係プロジェクト(5%)、その他の問題解決型司法(Problem-Solving Justice)⁴のための調査等プロジェクト(15%)、これら以外の重要分野(10%)、そしてプロジェクト等の運営経費(10%)となっている。センターには、総務部門、調査・研究部門、開発部門、技術支援部門があり、調査・研究部門には、十数名の研究者が配属されている。また、25名が、後記のレッド・フック地域司法センターに職員として出向している。

NGOの位置付けに留めているのは、裁判所改革センターが行っている多様なプロジェクトが仮に失敗した場合であっても、それは、一NGOによる試験的な試みが失敗したとの釈明が可能で、そのことによって、裁判所本体の評価が下がるのを防ぐことができるからであるとされている。

このような裁判所改革センターの利点を生かして、センターでは、失敗から学ぶための研究プロジェクトも一般のリサーチと同時にやっており、既存の研究成果の一部は既に一

4 問題解決型司法(Problem-Solving Justice)の概念及び実践例については、下記のウェップ・サイトにまとめて紹介されているほか、Problem-Solving Justice又はProblem-Solving Court(問題解決型法廷)のキーワードでウェップ検索を行うことにより、米国等各地における実践例を参照することができる。

- ① 裁判所改革センター
<http://www.courtinnovation.org/problemsolvingjustice.html>
- ② 米国連邦司法支援局(Bureau of Justice Assistance)各地の実践例一覧付
http://www.ojp.usdoj.gov/BJA/grant/cb_problem_solving.html
- ③ インディアナ州における実践例

問題解決型法廷(Problem-Solving Court)の一例として、ドラッグ・コート(Drug Court)及び社会再統合促進法廷(Reentry Court、継続的処遇の観点から刑務所から釈放された犯罪者に対する指導監督及び統合的な支援を行う法廷)について、法的な整備を含め州の体制、実施マニュアル、実施結果についての評価報告書などが、下記のウェップ・サイトに幅広く収録されている。

<http://www.in.gov/judiciary/pscourts/>

般書店で購入可能な書籍として発表し (Documenting Results, Research on Problem-Solving Justice, A collection from the Center for Court Innovation, 2007), 専門誌にも論文を投稿している (Trial and Error: Failure and Innovation in Criminal Justice Reform, 2007)。

訪問調査時、センターの運営部長は、政府機関は、失敗を恐れる余り、積極的な施策に踏み出さない傾向が強いが、敢えてリスクを取る姿勢こそが、将来の成功を導く鍵であることを強調していた。政策が失敗する要因としては、次のものが挙げられる。

- ・発想の貧困さ
- ・実施体制の貧困さ、不適切な実践
- ・人的・予算的不安定要因
- ・実施担当者の内省の欠如

1993年に、ニューヨーク市のミッド・タウン地域裁判所 (Midtown Community Court) で始まった裁判所改革は、そこでの成功を踏まえて、2000年にブルックリンのレッド・フック地域司法センター (Red Hook Community Justice Center) 創設につながり (後記参照), 相前後して、ハーレムやブロンクスなどでも地域に根ざした裁判所を核とする多様な犯罪予防・再犯防止のプロジェクトが進められている。

レッド・フック地域司法センターについては、その目覚ましい成果を受けて、レッド・フック・モデルとして、米国内はもとより、イギリスのリバプール (今回同時に調査した。本編第4章参照。), オーストラリアのメルボルン (今回同時に調査した。本編第5章参照。) でそれぞれ導入され、カナダのバンクーバーでも、この12月から同様の地域司法センターの運営が開始される。

(2) 裁判所改革の基本コンセプト

- ・巨大な裁判所 (mega court) への集約体制を改めて、脱中央集権化 (decentralization) し、地域に密着し、地域と共に歩む、顔の見える裁判所を目指す。
- ・多機関連携体制によって、生活のための犯罪 (QOL crime), 器物損壊, 秩序違反などの低レベル犯罪 (low level crime), 薬物関連犯罪, 軽犯罪 (misdemeanor) が多発する地域全体の生活レベルの向上を図り、結果として、その地域全体の犯罪率の減少、地域住民の福祉の向上を実現する。

(3) 問題解決型法廷の基本理念 (principles of Problem-Solving Court)

(ア) Collaboration (地域住民との協働)

裁判所は、国家だけでなく、市民に対しても同時に奉仕すべき機関であるとの考え方の下、地域住民との協働 (community as a partner) を推進する。

(イ) Better information (より良い情報提供・情報共有)

犯罪者の再犯危険性評価 (risk and needs assessment) の結果は、裁判官、社会資源調整官その他関係者の間で幅広く共有する。

そのために、多様な社会資源の活用を促進し、資源の間の関係を調整する専任の社会資源調整官（resource coordinator）を裁判所に配置する。

(ウ) Better sentencing option（処分の多様化と柔軟な処遇）

裁判官に対して、より良く、幅広い情報を提供することによって、犯罪者に対して多方向・多段階の適切な処分の選択を可能にする。

(エ) Accountability（犯罪者に実質的な責任をとらせる）

問題解決裁判所の裁判官が下した処分を犯罪者が誠実に実行に移すように指導監督・支援を行う。単なる裁判所の判決ではなく、地域に密着した、顔の見える特定の個人としての裁判官と特定の犯罪者の約束を誠実に履行させる。

この考え方の導入により、判決なし処分後、自分が判断を下した犯罪者と従来会うことのなかった裁判官が、その後も継続的に犯罪者と会って、その後の進行状況について直接聴取する機会が設けられるようになった。ドラッグ・コートは、その一つの典型例である。

(オ) Evidence-based practice（実証的根拠に基づく実践）

問題解決型法廷の施策が実際に再犯率や当該地域全体の犯罪率の減少に寄与しているか、犯罪者の生活の質（QOL）の向上になっているか等について、継続的な実証的調査・研究を実施し、修正すべき点を早い段階で発見し、それを実務に反映(feedback)させる。

(4) 実証的調査・研究

調査の質を向上させるため、ランダム化比較試験（RCT）を実施するように努力しているが、米国においても、ランダム化比較試験を実施するには、関係者の了解を事前に得ること及び関係機関上層部の強い政策的意思（political will）が必要である。これまで、DVコートとドラッグ・コートについてランダム化比較試験を実施した。

犯罪者の再犯危険性評価基準については、連邦司法統計局（Bureau of Justice Statistics）及びシカゴ大学で開発されたスケールをベースとし、裁判所改革センターでの実証研究を踏まえて、所要の修正を加えたものを使用している。

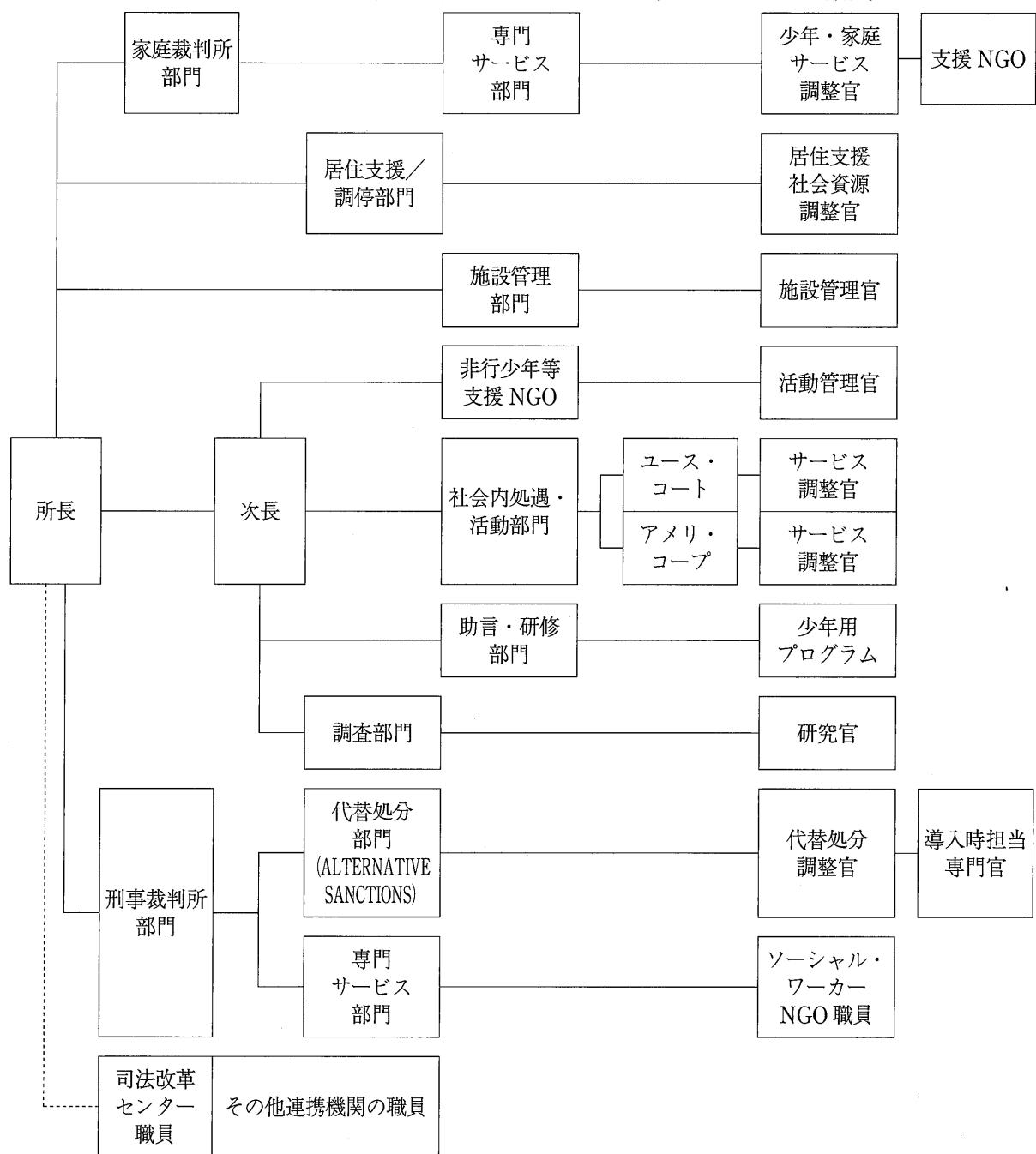
2 レッド・フック地域司法センター

(1) センターの位置付け、組織、機能

レッド・フック地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）は、ニューヨーク市にある地域司法センターの一つで、複数のタイプの問題解決型法廷及び多様な支援を一か所で可能とするワン・ストップ・センターの機能を併せ持つ組織である。1995年から準備に入り、2000年に開所した。職員85人、年間予算159万ドル（2007年）である。裁判所改革センターから25名の職員が派遣されているほか、警察、ニューヨーク州裁判所、ニューヨーク市プロベーション局、ニューヨーク市福祉局、住宅局、保健衛生局、労働局、

教育局などから派遣された複数の職員が常駐しており、さらに、被害者支援団体、各種のNGO等の職員が常駐ないし通所して、効果的な多機関連携体制の下、「庶民の駆け込み寺」としてのレッド・フック地域司法センターを支えている（3-2-2-2図）。「悪党を抱きしめる（hug a thug）」が、地域司法センターの基本理念とされている。地域住民の97%が黒人とヒスパニック系で占められている。

3-2-2-2図 レッド・フック地域司法センター組織図



(2) 成 果

過去5年間のレッド・フック地域の殺人事件は、わずか2件で、地域住民の地下鉄や公園において犯罪に遭う不安は、開所前の1999年の77%から2006年の32%まで減少した。公営住宅の修繕待ちは、レッド・フック地域司法センター開設時から現在まで同所に勤務するカラブレーズ(Calabrese)判事自らの監査等の甲斐あって、開所前の1,000件から10分の1以下に減少した。

(3) 提供しているサービス

・ ドラッグ・コート

ドラッグ・コートは、1989年に、フロリダ州で最大の人口を抱えるマイアミ・デイド郡で開始された裁判段階のダイバージョンと強制的薬物乱用者処遇を組み合わせた薬物乱用者処遇である。その後全米で急速に普及し、2007年末現在2,147か所のドラッグ・コートが運営されている(The National Association of Drug Court Professionals(NADCP), <http://www.nadcp.org/>)。実証研究の結果、成人ドラッグ・コート(Adult drug courts)で、8.0%の犯罪減少効果と\$4,767の便益が、少年ドラッグ・コート(Juvenile drug courts)で、3.5%の犯罪減少効果と\$4,622の便益が、それぞれ期待できる(本編第1章第2節)。

ドラッグ・コートの典型的な事件の流れと期待される効果については、後掲3-2-2-3図にまとめたので参照されたい。

・ ユース・コート(少年に対する処分の選択肢の一つとして)

犯罪・非行歴のある少年等も含めて、地域の少年が検事・弁護士役を担当し、最終的にプロの裁判官が処分を決定する。同年代、同様の境遇にあり、かつ、同じ地域に住んでいる少年同士が処分に関与することにより、ピア・プレッシャーを用いて、当該少年の更生を促進する。ユース・コートは、3-1-2-2表(本編第1章第2節)で有効性が確認されているティーン・コートと同様の処遇方法である。

・ 家庭裁判所

ソーシャル・ワーカー、ケア・マネージャー、社会福祉サービスが連携して、問題のある家庭に対する支援と調整を継続的に実施している。

具体的には、基礎教育を受ける支援、カウンセリングや助言者(mentoring)プログラムの提供などである。

・ 社会奉仕(命令)の宣告と実施の監督

当該地域内で発生した犯罪の被害者には、地域自体も含まれるとの考え方から、被害者である地域に対して償いをする手段として社会奉仕を活用する。

レッド・フックを含めた地域裁判所における事件の流れと社会奉仕命令の位置づけについては、3-2-2-4図にまとめたので参照されたい。この図から分かるように、まず、犯罪者の情報は、インテーク段階でコンピュータに登録されることによっ

て電子化され、関係機関の間でネットワークによって情報共有するための基礎が形成される。続いて、そのデータベースに、再犯危険性評価及び薬物乱用評価の実施とその結果が記録され、それらの情報を活用して、社会資源調整官が、判決前調査報告書に必要な情報を収集し、かつ、関係機関・団体等の社会資源の調整を実施する。これらをすべて踏まえた上で量刑が裁判所により決定され、有罪の答弁を経て、拘禁刑の代替処分が言い渡される。この基本構造は、ドラッグ・コートやドメスティック・バイオレンス・コート等その他の問題解決型法廷も共通である。

また、犯罪者と被害者としての地域住民が対話をする**地域社会影響度公開討論会**(Community Impact Panel)も実施されている。これは、被害者が当該犯罪によって受けた影響を加害者に伝える被害者影響パネル(VIP: Victim Impact Panel)の地域版であると同時に、地域住民として被害を受けた者と加害者との直接対話の機会を提供する点で被害影響陳述(VIS: Victim Impact Statement)の要素も併せ持つ制度である。これによって、被害者である地域住民と加害者がお互いに顔の見える存在となり、被害者にとって、加害者は怪物(monster)ではなく、自分たちと同じ人間であるという事実の理解が促進され、加害者の地域への再統合を促進する効果があるとされている。落書きや器物・住宅損壊事犯、公共の場所での迷惑行為事犯などに特に効果的である。

- ・少年プロベーション（本章第4節参照）

少年保護観察官がセンターに常駐し、対象少年の指導監督と支援を実施。

- ・保健・衛生サービス

各種予防接種の実施から幅広い地域住民の健康問題に、無料又は低価格にて対応している。訪問当日もこのサービスを提供している部屋のドアに、インフルエンザ・ワクチン接種を始めましたという掲示がなされていた。

- ・住宅サービス

ホームレス等の救済、公営住宅の修繕等、民間住宅の家主と借り主の紛争解決(housing court)などをを行っている。

- ・就労支援サービス

就労関係情報提供、就労斡旋のほか、就労に必要な生活技能訓練の実施を行う。

- ・教育サービス

小学校レベルの基礎教育の補習のほか、高等教育のクラスが設置されていて、高校卒業者でない者が、高校卒業程度検定試験(test of GED (general educational development))の受験準備のための授業を実施している。

- ・育児支援サービス

低所得、未成年の母親等のため、レッド・フック地域司法センター内に託児所を整備。

- ・被害者支援

被害者に対する各種支援のほか、調停サービス（mediation service）を提供しており、専従の担当者がレッド・フック地域司法センター内の専用の部屋で被害者と加害者の調停を実施する。

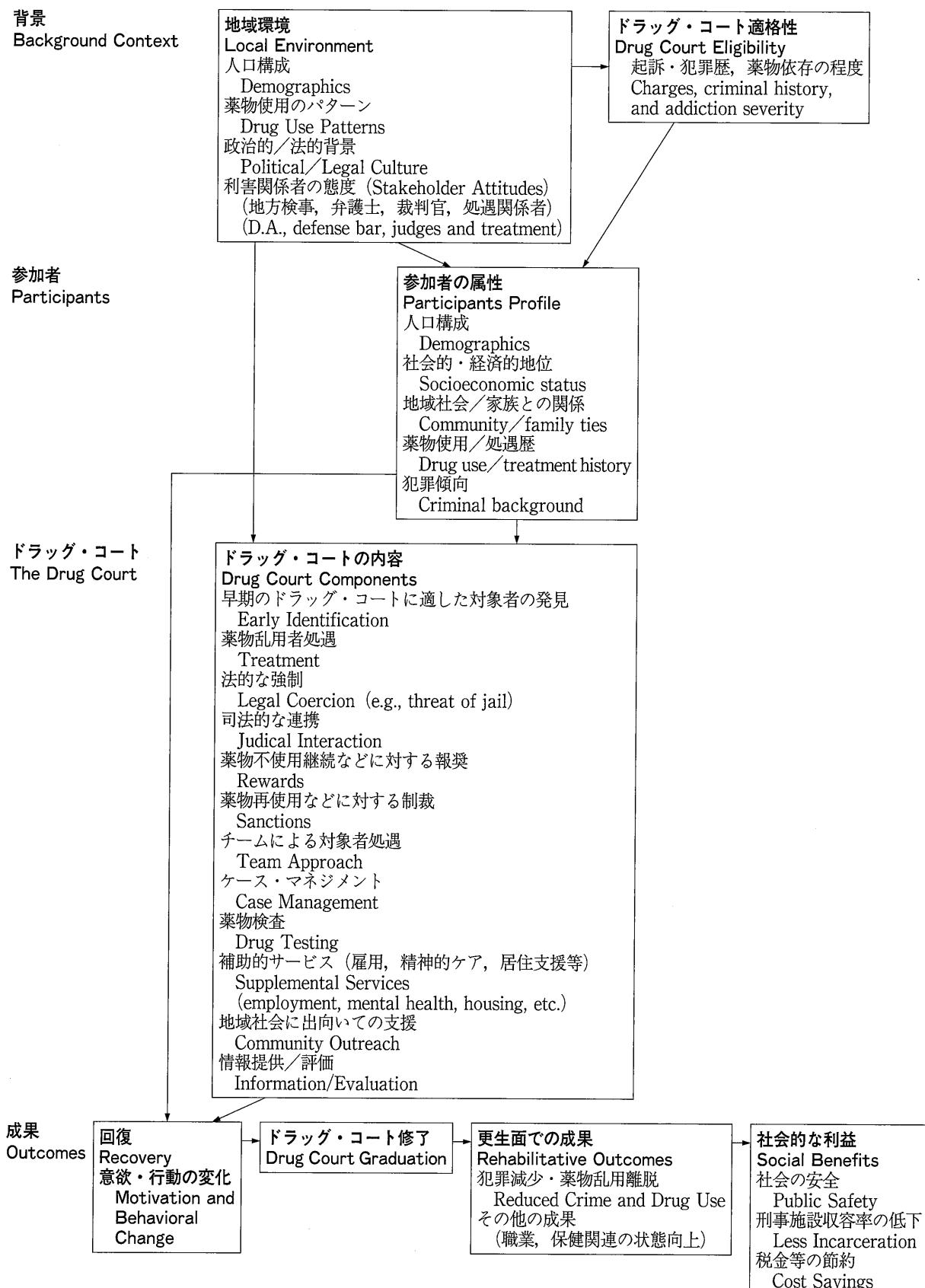
(4) 所内見学

主法廷（(5)参照）、ユース・コート、高校卒業程度検定試験受験準備授業、保健室、託児所、被害者支援室のほか、前記の多様なサービス等機関・団体の職員が一室に集まっている、専門的支援事務所（clinical office）を見学した。専門的支援事務所では、前記の社会資源調整官（resource coordinator）が、多様な機関・団体の関係を調整しているほか、各機関・団体の職員が、隣同士で声を掛け合える間柄にあり、多機関連携が実際に効果的に進められる体制が構築されているのを目撃した（3-2-2-2図）。

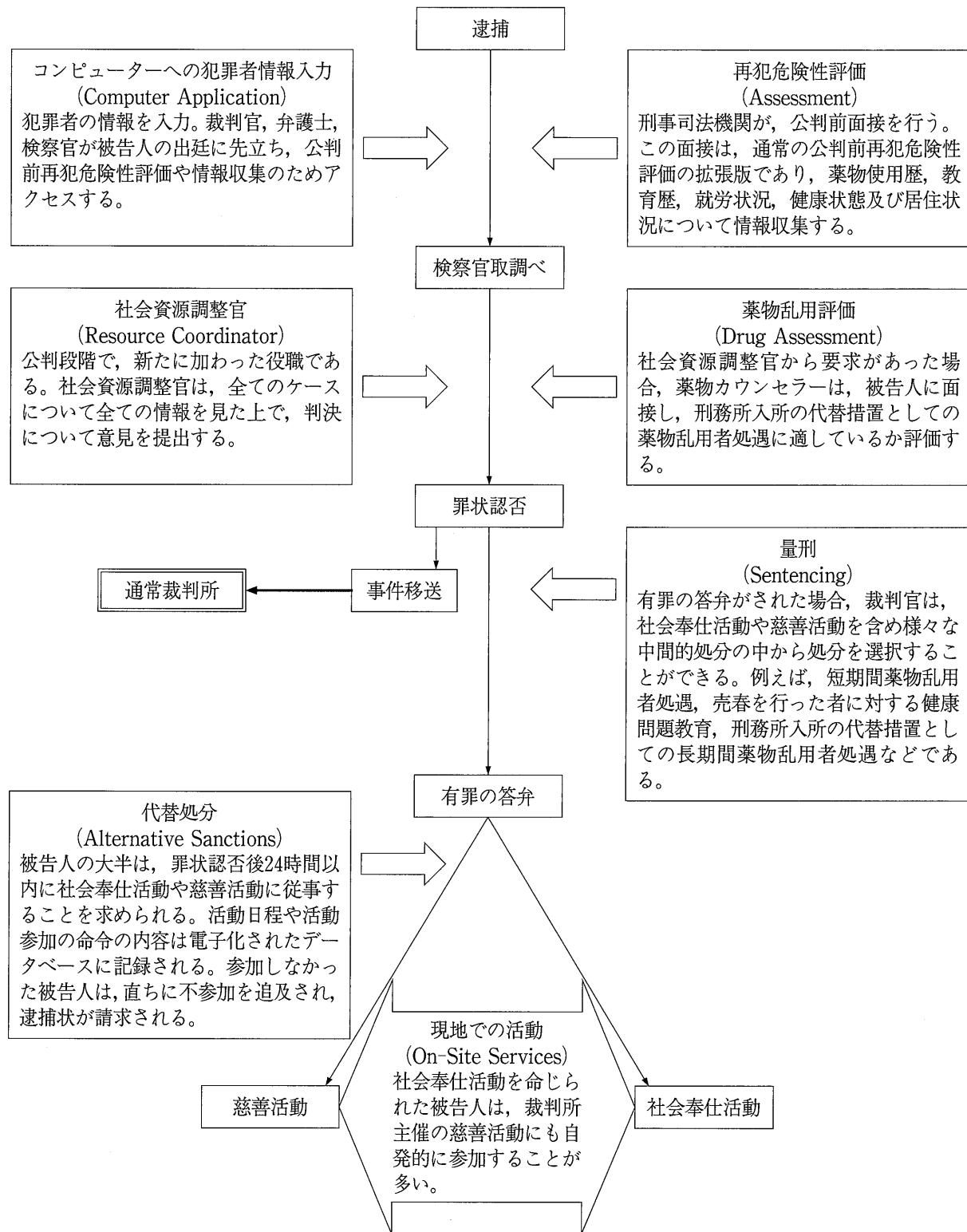
(5) 法廷傍聴

カラブレイズ判事の陪席に招かれて、法廷傍聴をした。開所時から8年間レッド・フックの判事を務めるカラブレイズ判事は、ほとんどの被告人と面識がある様子で、法廷とは思えない和やかな雰囲気の下、審理が進められていた。8か月の息子を抱える若い売春婦の売春容疑事件の際は、子どもの様子を気遣いながら声をかけ、薬物乱用常習の女性のケースでは、依存症プログラムへの参加を遵守するよう指導していた。地域に密着した裁判所というコンセプトが、肌で伝わる法廷傍聴であった。

**3－2－2－3図 ドラッグ・コートのモデル例
THE DRUG COURT MODEL**



3-2-2-4 図 地域に根ざした裁判所 (Community Court) における事件の流れの概要



第4節 プロベーションにおける改革

1 成人—ニューヨーク市プロベーション局本部

ニューヨーク市プロベーション局本部 (Department of Probation, The City of New York)においては、RNRの原則に基づく効果的かつ効率的処遇を実現するため、①関係機関との情報共有のための事件管理システムのコンピュータ化、②低い再犯危険性と評価された犯罪者に対する事件管理システムと結合した、機械化された事件管理 (KIOSK) システムの導入、③対象者の多様な動的再犯危険性に対応するための多機関連携を支える専従の職員体制として、社会資源開発班 (RDU) の保護観察所への設置など、日本でも参考になる複数の取組を具体化している。

(1) 事件管理システムのコンピュータ化

事件管理システムのコンピュータ化は、数年前から進められてきたが、すべての情報を一元管理するシステム (NIEM) が2008年11月から導入された。そのシステム構築の責任者から、訪問時に、実際のコンピュータ画面を見ながら説明を受けた。NIEMでは、事件受理時のインターク担当官による対象者の情報入力に始まり、判決前調査報告書や犯罪者の再犯危険性評価結果などが、手続段階ごとにそれらに統いて入力され、事件の経過、再犯・再逮捕から KIOSK システムによる対象者の生活状況報告など、関連情報のすべてが一覧できるようになっている。また、ニューヨーク市警察 (ニューヨーク市警察の統合事件管理システムであるコムスタッフ (COMPSTAT) は、割れ窓理論による犯罪対策や犯罪多発地帯を迅速に把握して集中的な対応を探ることができるシステムとして世界的に有名。) や関係機関ともオンラインで接続され、お互いに、特定の犯罪者についての情報が瞬時に閲覧・交換できるシステムとなっている。

なお、このシステムは、汎用性のあるプログラムで構築されているので、他地域・諸外国からも要請に応じて、システムを移植できる体制となっている。

(2) 機械化された事件管理・犯罪者処遇 (KIOSK) システム

NIEM の導入に先だって2005年に導入された KIOSK システムは、再犯危険性が低いと判定された犯罪者が、保護観察所に出頭して、自らの生活状況を専用のコンピュータを使って報告する機械化された犯罪者処遇システムである。KIOSK システムは、本人識別のための手の静脈認証装置(替え玉出頭を防ぐため)、本人に定型的な質問を行うタッチパネル式のコンピュータ本体、手続終了後本人に出頭したことの証明と次回までの指示等を自動的に印刷するプリンタから構成される。ブルックリン保護観察所にて、若い男性の対象者による KIOSK システムを用いた月例報告を観察する機会があった。彼は、慣れた手つきで、手の静脈認証を済ませ、画面に表示される、転居、転職、再逮捕の有無等の質問に素早く答えて、全体で2分程度で終了し、出頭証明と本人に対する指示を記載した文書が出力された。

KIOSK システムの導入に伴い、約23,000人の再犯危険性の低い犯罪者がこのシステムの対象となったので、保護観察官一人当たりのケースの負担は約半分となった（全体で約45,000人）。KIOSK 対象ケースは、特定の保護観察官が担当せず、当番制で、再犯等があった場合に対応する体制となっている。対象者の再犯・再逮捕は、警察から NIEM を通じて瞬時にプロベーション局に通報されるので、対象者本人が偽りの報告を KIOSK システムで行っても、隠すことはできないようになっている。導入後の KIOSK ケースの再逮捕率は、2～6%と低く、このシステムの有効性を示しているとされている。KIOSK システムの導入によって、保護観察官は、より再犯危険性の高いケースに集中することができるようになり、対象者の自宅・職場訪問の頻度を上げたり、その他の指導や支援を強化することができるようになった。他方、対象者宅の訪問は、保護観察官の生命・身体の危険を伴うため、保護観察官の銃器による武装が課題となっている。

KIOSK システムは、RNR の原則による処遇資源の集中を、適切な再犯危険性評価と技術的な支援体制によって実現した好例と考えられる。

(3) 社会資源開発班（RDU）

社会資源開発班（Resource Development Unit, RDU）は、多機関連携の下で、対象者に対する多様な支援等を統合的に行うための専門組織で、成人、少年の保護観察所ごとに1つずつ設置されている（訪問したのはブルックリン保護観察所）。社会資源開発班による主な提供サービスは、社会保障番号（social security number）の取得援助、不法移民の法的地位取得支援、教育・就労支援、精神保健関係支援、薬物乱用者の尿検査等、DV ケースの加害者に対する治療支援等である。これらのサービスは、成人プロベーション・サービスで勤務する保護観察官が長年かけて築いた社会資源ネットワークを引き継いで、それらを組織として活用している。16歳～22歳の対象者が最も再犯リスクが高いので、これらの層に対しては、マルチシステム療法（Multi Systemic Therapy, MST.）を、JJI という民間団体の協力を得て実施している。MST は、青少年に対する非常に集中的な多機関連携処遇で、対象者の動的再犯危険因子に関し、少年本人、家族（親の訓練を含む）、仲間、学校そして地域社会に対して、多面的な働きかけを同時進行的に行うことを内容とする。米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、欧州9か国で実施され、多数の実証研究によって再犯減少効果等の有効性が確認されている（本編第1章、3-1-2-2表及び3-1-2-3表とその解説、並びに MST 全般に関しては、www.mstservices.com 参照。）。なお、MST に基づく、若年者に対する集中的指導監督プログラムについては、オーストラリア・ニュー・サウス・ウェールズ州少年司法局の例を詳細に紹介したので、そちらを参照されたい（本編第5章）。

2 少年—ニューヨーク州家庭裁判所

ブルックリン地区にあるニューヨーク州家庭裁判所（Family Court of the State of New

York, juvenile probation) では、地区全体での少年プロベーション事件は、562件である。少年のプロベーションは24か月で、再犯リスクの高い少年は、強化型プロベーションの対象とされ、週3回の保護観察所への報告義務のほか、社会奉仕活動をさせたり、場合によってはグループ・ホームに居住させて指導等を行う場合もある。このようなケースは、131件あり、5名の保護観察官が担当している。

現在、ニューヨークの少年プロベーションで問題となっているのは、①少年のギャング加入、②大麻乱用、③怠学である。特に、少年のギャング加入は非常に問題で、色々な処遇によって働きかけている。しかし、処遇の重点は、ギャング離脱指導ではなく、教育によって、何が本人の将来にとって意味のあることなのかを理解させることを通じて、健全な生活に戻ることの支援である。

法廷傍聴の際、エルキンス(Elkins)判事は、少年に対する処分は、できるだけ速く、確実に行うことが重要であり、手続に時間がかかると、その分、少年に対するインパクトが薄れると述べていた。

ニューヨーク市の少年司法の手続の流れは、**3－2－2－5図**、未決勾留の要否を判定するための再犯危険性評価基準は、**3－2－2－6図**、再犯危険性の程度に対応した裁判所の段階的処遇は、**3－2－2－7図**をそれぞれ参照されたい。

成人同様、RNRの原則の下、再犯危険性評価の実施と徹底した再犯危険性の程度に対応した処遇と事件管理が行われている点が特徴である。また、裁判所の段階的処遇は、対象少年とその保護者にその内容が十分に説明されて処遇の透明性が確保されており、また、少年自身は、その努力によって処遇段階をより制限の少ない方向に移動することが可能であるなど、本人の更生の動機付けにもなっている。

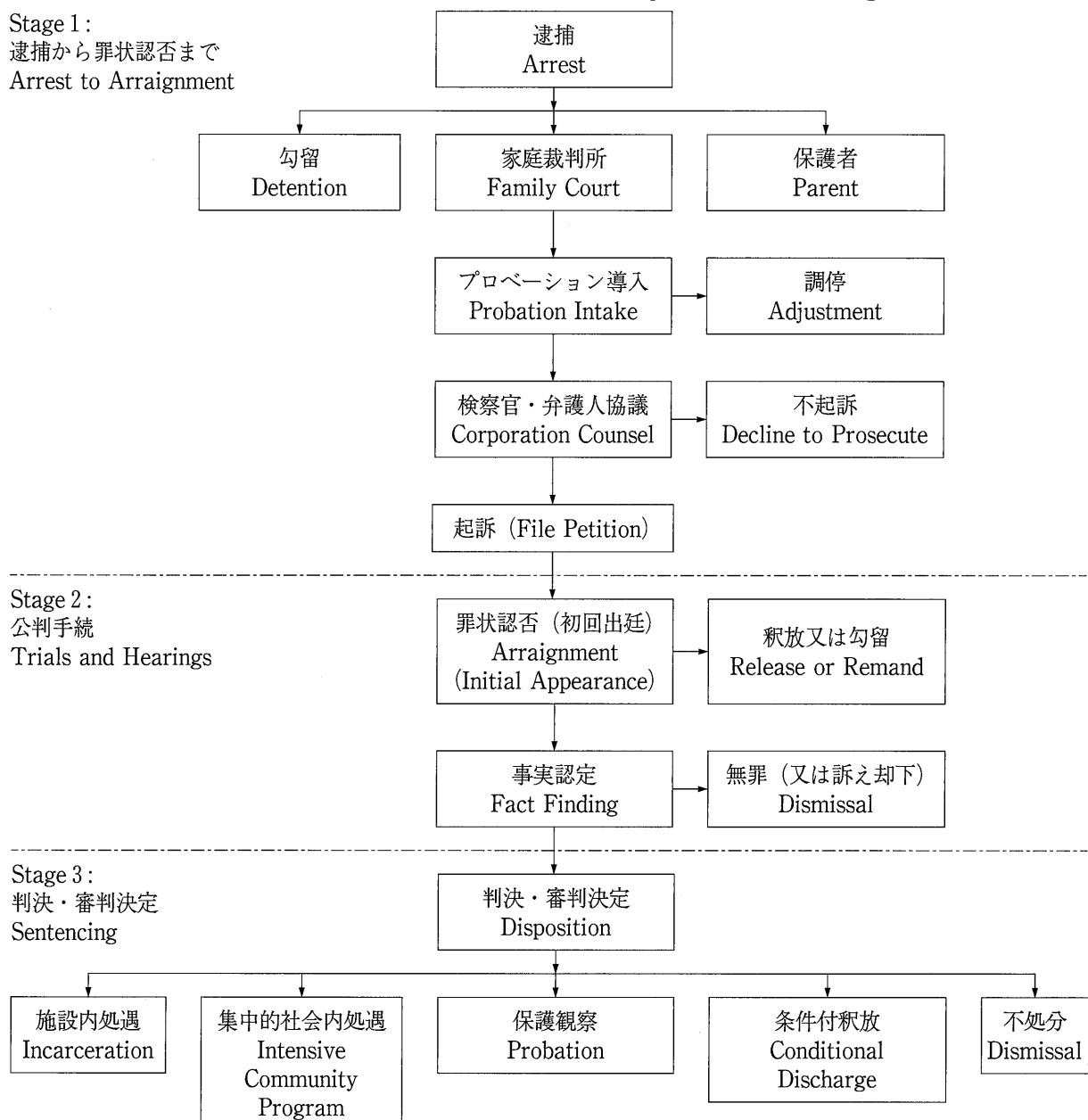
3-2-2-5図 ニューヨーク市の少年司法手続の流れ
NYC Juvenile Justice System Processing Overview

Stage 1:
 逮捕から罪状認否まで
 Arrest to Arraignment

Stage 2:
 公判手続
 Trials and Hearings

Stage 3:
 判決・審判決定
 Sentencing

(注) 全ての手続段階において、釈放による手続の終了がりうる。



3-2-2-6 図 ニューヨーク市 少年未決勾留必要性評価尺度 (RAI)
NYC Juvenile Detention Risk Assessment Instrument (RAI)

A 不出頭の可能性

Section A. Risk of Failure to Appear

各項目に該当すれば1ポイント加算

A1 手配中である。

A2 逮捕勾留歴がある。

A3 保護観察の初回面接に大人が同伴していない。

A4 直近の学期について、学校の出席日数が30%未満である。

所在不明リスクの合計 (A1~A4該当数の合計)

B 再逮捕の可能性

Section B. Risk of Re-Arrest

各項目に該当すれば1ポイント加算

B1 逮捕歴がある。

B2 重大事犯の逮捕歴がある。

B3 未決勾留歴がある。

B4 特定の重罪に関して判決を受けたことがある。

B5 現在未決期間中の監督を受けている。

以下の事柄に該当すれば、1ポイント減らす。

B6 直近の学期について、学校の出席日数が80%以上である。

再犯危険性評価 (B1~B5の該当数合計-B6該当)

総計

該当する部分に印をつける。

	不出頭の可能性			
	0	1	2	3+
-1	低	低	中	中
0	低	中	中	高
1	中	中	中	高
2	中	中	高	高
3	高	高	高	高
4+	高	高	高	高

RAI スコア (1つだけチェック) 低 中 高

追加項目

以下の項目は、スコアには加えない。

C1 殺人又は殺人未遂

C2 特定の重大犯罪

C3 銃器の所持又は使用

●裁判所駐在保護観察官使用欄

決定内容

自宅に帰す

拘禁代替処分とする

拘禁相当

3-2-2-7図 ニューヨーク市における少年に対する裁判所の段階的処遇
Graduated Supervision Options for Court-involved Juveniles in New York City

審判連絡・家族支援 (Appearance Notification and Family outreach Only)
 裁判所での審判についての連絡
 最初の家族支援ミーティング
 審判過程と全ての審判の期日に出席することの重要性を対象者に説明。
 対象：低い再犯危険性の少年

社会内での指導監督 (Community Monitoring)
 登校確認
 門限を守っているか確認 (Home check-ins)
 対象：中程度（低～中）の再犯危険性の少年
 予測される人数 600人 (releasees)

放課後指導監督 (After-School Supervision)
 放課後社会内処遇プログラム
 現場での出張サービス
 他機関・団体への少年の委託可能
 対象：中程度（中～高）の再犯危険性の少年
 予測される人数 600人 (releasees)

集中的社会内監視 (Intensive Community Monitoring)
 登校と裁判所が命令したプログラムへの参加を義務付ける。
 頻繁に門限を守っているか確認する
 家庭訪問
 門限を守っているか確認
 両親・保護者と「約束事」を決める
 対象：中程度の再犯危険性の少年 (high range)
 予測される人数 上限150人 (releasees)／区

軽警備拘禁 (Non-Secure Detention)
 重警備拘禁に代わる制限が厳しくない拘禁
 家庭裁判所に継続している少年に対する居住支援
 対象：高い再犯危険性の少年 (low range)

重警備拘禁 (Secure Detention)
 出廷と再犯防止のために必要な警備
 対象：高い再犯危険性の少年 (high range)

少年の取り組み方によつて段階は変わり得る

第5節　まとめ

米国では、2007年第2の機会法成立に象徴されるように、近年、拘禁刑の多用から、犯罪者の社会再統合促進へと、刑事政策の流れの大きな変更が進行しつつある。それらとは別に、1990年代以降、治療的司法及びその考え方に対する支えられたドッグ・コートなどの問題解決型法廷の隆盛となり、地域に根ざした司法のコンセプトに基づく地域司法センターが活発に展開されてきた。これらは、いずれも犯罪減少や再犯防止に成果を挙げ、米国内の多くの州、ヨーロッパ、カナダ、オーストラリアなどにも、それらをモデルとした実践が広がりつつある。

ここでは、同国における犯罪者処遇関連で、今後、日本の制度を整備する上で参考となると考えられる事項について略述する。

1 犯罪者の社会再統合促進と継続的処遇

米国では、増加の一途をたどる刑務所人口と高い刑務所再入率を前にして、犯罪者の社会再統合促進に重点が移動しつつある。これは、長期刑に処せられた少数の犯罪者以外は、かなり早期に社会に戻ってくるという厳然たる事実、その際の十分な指導及び支援体制が用意されていなければ、結局再犯を減らすことはできないというデータに基づいている。

そのために、第2節で紹介したような、施設内処遇段階から社会内処遇段階、そしてアフターケア段階まで、継ぎ目のない継続的処遇体制の構築（モンゴメリ郡矯正局の例）と国を挙げてのそれらの体制の強化（SVORI、第1節1(3)）が図られている。

日本においても、懲役新受刑者の刑期別構成比の推移（2002年～2006年）を見ると、この期間を通じて約80%の者が3年以下の刑期である。仮釈放率が50%以上で推移していることも考えれば、大多数の受刑者が早晚社会に戻ってくるのは米国と同様である。

満期釈放者が釈放直後の生活困難に直面して再犯に至るのを防止し、きめ細かなフォローアップ体制を備えた就労支援体制によってその生活の安定を図ること等を通じて中・長期的観点から再犯を防止する上で、実証的根拠に基づいて効果が認められるプログラムも少なくない米国のこれらの取組は、日本においても参考となると思われる。

2 治療的法学と問題解決型法廷

治療的法学の考え方とは、刑事司法手続が被告人に及ぼす正負の影響を直視し、刑事司法過程において被告人の長所を引き出しつつその更生を図ることを可能とする。ドッグ・コートを始めとする問題解決型法廷は、その一つの応用例である。

人は、なぜ規範に従うのかについての社会心理学的見地からの実証研究の成果は、被告人が、刑事手続が公正（procedural justice）であると感じた際、裁判所の処分に最も良く従うことを示唆している。近時の治療的法学の考え方とは、これらも踏まえ、さらに認知行

動療法の理論も加えて構築されている。カナダの実務紹介でも触れたように(本編第3章), 犯罪者側の更生への意欲喚起とそれを支える認知行動プログラムの重要性が, 近時再認識されつつある。

刑事手続の段階から処分決定後の処遇段階まで, このような, 被告人・犯罪者の向社会的態度(pro-social attitude)を引き出し, 高めていくこれらの実践例は, 日本において, 効果的な犯罪者処遇を検討する際, 参考になるところが大きいと考える。

◆参考文献

- Beck, A.J., "The Importance of Successful Reentry to Jail Population Growth", presented at the Jail Reentry, Roundtable of the Urban Institute, Washington, D.C., June 27, 2006.
- Conklin, J.E., 1998, "Criminology, Sixth Edition", Allyn and Bacon.
- Harrison, P.M. and A.J. Beck, 2006, "Prison and Jail Inmates at Midyear 2005", U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, NCJ213133, U.S. Government Printing Office.
- Hora, P.F., Schma, W.G. and J.T.A. Rosenthal, 1999, "Therapeutic Jurisprudence and the Drug Treatment Court Movement: Revolutionizing the Criminal Justice System's Response to Drug Abuse and Crime in America", Notre Dame Law Review 74, pp.439-537.
- 小林寿一, 2004, 「治療的法学(Therapeutic jurisprudence)の発展と刑事司法への応用」, 犯罪社会学研究29号, pp.128-132.
- Langan, P.A. and D.J. Levin, 2002, "Recidivism of Prisoners Released in 1994", U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics, NCJ193427, U.S. Government Printing Office.
- Mstservices, "Multisystemic Therapy: An Overview." (http://www.mstservices.com/overview_a.pdf)
- Public Safety Performance Project, 2007, "Public Safety, Public Spending: Forecasting America's Prison Population 2007-2011", Washington, D.C.: Public Safety Performance Project, The Pew Charitable Trusts. (<http://www.nicic.org/Library/022164>)
- Second Chance Act of 2007 関係
- 下院審議関係, H.R. 1593: Second Chance Act of 2007
<http://www.govtrack.us/congress/bill.xpd?bill=h110-1593>
- 上院審議関係, S. 1060 Second Chance Act of 2007
<http://www.opencongress.org/bill/110-s1060/show>

審議全般、法律全文、予算措置関係、Reentry Policy Council

<http://reentrypolicy.org/>

Schochet, P., Brughardt, J., & Glazerman, S., 2000, "National Job Corps Study : The short-term impacts of Job Corps on participants' employment and related outcomes", Washington, DC : U.S. Department of Labor, Employment and Training Administration.

Serious and Violent Offender Reentry Initiative (SVORI)

(<https://www.svori-evaluation.org>)

U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics,
Prison Statistics

(全米矯正統計のポータルサイト, <http://www.ojp.usdoj/bis/prisons.htm>)

Wexler, D.B., 1999, "Therapeutic Jurisprudence : An Overview."

(<http://www.law.arizona.edu/depts/upr-intj/intj-o.html>)

第3章 カナダ

第1節 近時の刑事政策及び刑事司法実務の動向

1 1990年代後半の量刑改革（刑法改正）

(1) 1990年代の刑務所過剰収容問題

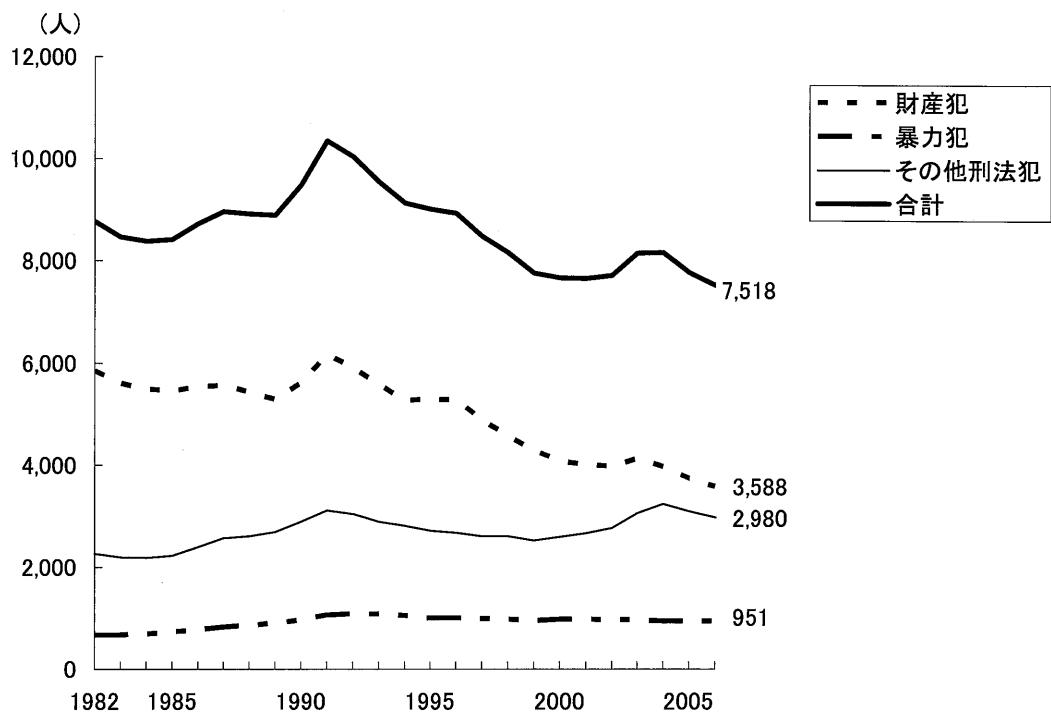
カナダでは、1990年代前半、特に連邦刑務所において収容率が増加し、1990年度及び1992年度から1995年度までは、いずれも収容率が100%を超過して、1993年度には、121%となつた¹。これらの状況を踏まえて、1995年に、過剰収容問題に対する具体的な取組が開始され、同年1月に開催された連邦・州司法担当大臣の定期会合での検討の結果、過剰収容の緩和を図るための施策について全国レベルで協議・検討を行うことが決定された。この決定を受け、連邦及び州の矯正当局の長による定期的協議会の成果を踏まえた「矯正施設における人口の増大 (Corrections Population Growth)」との標題の報告書が1996年5月、連邦・州司法担当大臣の会合に答申され、次の8項目の勧告が盛り込まれた。

- ① 刑事司法制度の諸原則に関する既存の声明に従うこと。
- ② ダイヴァージョン等の拘禁刑代替的措置を活用すること。
- ③ 再犯危険性の低い犯罪者の非拘禁化 (de-incarcerate) を推進すること。
- ④ 起訴・不起訴事案の選別を積極的に行うこと。
- ⑤ 刑事司法における処分の決定過程において、再犯危険性評価の技術を幅広く活用すること。
- ⑥ 修復的司法アプローチを活用すること。
- ⑦ 刑務所及び少年院法 (Prisons and Reformatories Act) を柔軟に運用して州刑務所からの条件付釈放を促進するため、同法を改正すること。
- ⑧ 刑事司法諸機関における情報及び技術の共有を促進すること。

この勧告は、全体として、再犯危険性の低い犯罪者を識別して、ダイヴァージョンの対象とする措置を推進するという政策の採用を目指したものである。カナダにおける人口10万人当たりの犯罪発生率は、1991年の10,342をピークとして、以後おおむね減少傾向であったので(3-3-1-1図)、政策方針としては、再犯危険性の高い犯罪者には厳罰をもって対処し、他方、再犯危険性の低い犯罪者には社会内制裁 (community sanctions) をもって対処するとの方針を選択した。

1 1995年秋に実施された連邦刑務所の受刑者の全国調査 (National Inmate Survey) によれば、無作為抽出されたサンプル4,285人のうち、26.4%の者は単独室に2名拘禁(double-bunking)されていた。

3-3-1-1図 カナダの人口10万人当たりの刑法犯認知件数の推移(1982年~2006年)



注 出典 Corrections and Conditional Release Statistical Overview 2007
<http://www.publicsafety.gc.ca/res/cor/rep/ccrso2007-eng.aspx>

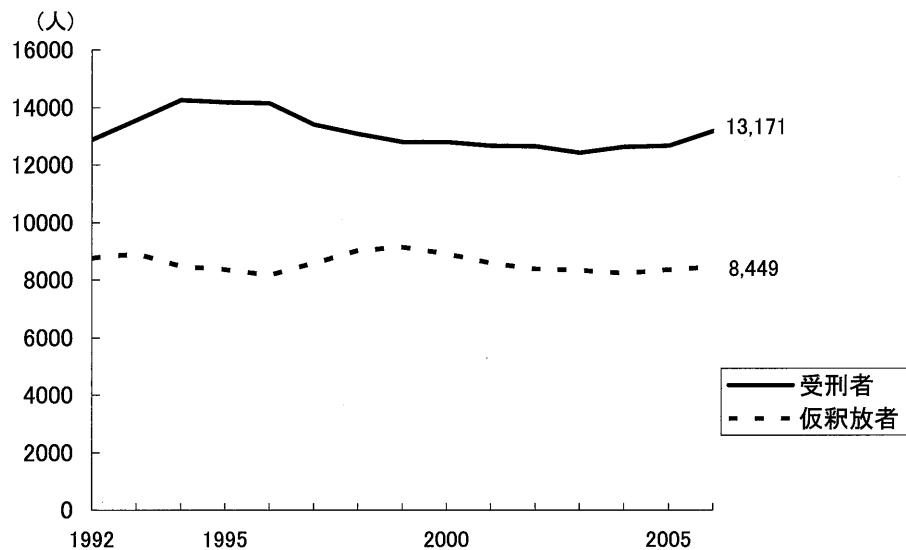
前記報告書では、その理由として、次のものを挙げている。①刑務所の運営経費が大幅に上昇していること（連邦刑務所及び州刑務所の運営経費の総額は、1994年度当時、約19億ドルに達しており、1984年度に比べ、連邦刑務所では47%増、州刑務所では62%増となっている。）、②当時の犯罪発生率は、1992年以降、3年連続して低下していたこと、③カナダの拘禁率（人口10万人当たりの被収容者数）は、ヨーロッパの先進諸国の拘禁率に比べて高すぎること（1992年時点では、英国92人、イタリア89人、フランス86人、ドイツ81人、デンマーク71人等であるのに対し、カナダは130人である。参考：3-3-1-2図カナダの連邦刑務所受刑者及び仮釈放者の推移（1992年～2006年））、④米国の強硬な犯罪者隔離政策は十分な効果を収めているとは考えられないことである（米国では、1984年から1989年にかけて、刑務所の収容人員は58%増加し、犯罪者の社会からの隔離政策を進めたにもかかわらず、その間の犯罪発生率は14%増加している。）。

(2) 量刑改革

再犯危険性の低い犯罪者に対するダイバージョン推進のための法的枠組を整備する趣旨で、1996年9月、連邦法である「刑法（量刑）の一部を改正する法律（量刑改革法）」(An Act to Amend the Criminal Code (Sentencing)) が施行された。

量刑改革法制定の直接の契機は、1990年代前半における刑務所の過剰収容問題の解消であるが、同時に、当時問題となっていた、州の間での量刑格差の解消を図ることもその趣旨に含まれていた。これらの要請を踏まえた量刑改革法の要点は次のとおりである。

3-3-1-2 図 カナダの連邦刑務所受刑者及び仮釈放者の推移（1992年～2006年）



注 出典 National Parole Board, Performance Monitoring Report 2006-2007

- ① 「量刑の一般的な原則」を宣言する規定の新設（刑法718条～718.2条）により、州の間での量刑格差の解消を図るとともに、量刑実務における拘禁刑への過度の依存傾向を是正すること。
- ② 公判前ダイバージョンとして、（拘禁刑）代替措置（alternative measures）制度を整備すること（刑法717条以下）。
- ③ 拘禁刑（実刑）とプロベーションとの中間に位置する新たな量刑の選択肢として条件付拘禁刑（conditional sentence of imprisonment）制度を導入すること（刑法742条以下）。

① 量刑の一般的な原則

「量刑の一般的な原則」は、量刑の「目的」（刑法718条）、量刑の「基本的な原則」（刑法718.1条）及び「その他の量刑上の原則」（刑法718.2条）から構成されている。「目的」では、犯罪の抑止、犯罪者の社会復帰支援、犯罪被害を犯罪者が償うことなど6項目を、「基本的な原則」では、罪刑の均衡を求める比例原則を、「その他の量刑上の原則」では、5種類の刑の加重事由（a号）、同種事案における量刑の一貫性（b号）、拘禁刑の謙抑的な適用（d号、e号）などを定めている。

② 公判前ダイバージョン

量刑改革法では、公判前に、被告人を社会内での一定の処遇プログラムに参加させることを条件に、訴訟手続きから離脱させる措置を「代替措置」と定義した（刑法716条及び717条）。この措置は、公判前ダイバージョンと総称される。

被告人を公判前ダイバージョンに付すための要件は、被告人が所定の処遇プログラムへの参加に同意していること（刑法717条1項c号）、被告人が同意をするに際し、弁護人

依頼権の告知を受けていること（同項d号），被告人が犯罪事実を否認していないこと（刑法717条2項a号）等である。

ここで言う，所定の処遇プログラムは，あらかじめ，当該法域において認可されたプログラムとして用意されていることが必要である（刑法717条1項a号）。そのため，刑法717条に基づいて，実際に公判前ダイバージョン制度を開発し，運用するかは各法域の権限と責任に委ねられている。現在，公判前ダイバージョンを運用しているのは，連邦及び9州（プリンス・エドワード島州，ノバ・スコシア州，ニュー・ブランズウィック州，ケベック州，マニトバ州，サスカチュワン州，アルバータ州，ブリティッシュ・コロンビア州及びユーコン準州）である。

公判前ダイバージョンを運用するには，実務的に，当該制度の対象となり得る者の要件などを定めた実施細則が必要とされている。連邦の実施細則である「連邦ダイバージョン政策ガイドライン」（Federal Diversion Policy Guidelines, 1997）の要旨は，次のとおりである。

- ① 公判前ダイバージョンを適用する際，連邦検察官は，被害者，捜査当局，利害関係者等と適切な協議をすること。
- ② 次に掲げる犯罪には，公判前ダイバージョンは適用しないこと。
 - ア 一過性で軽微であると考えられない被害を生じさせる可能性のある暴力を使用した，又は使用する旨の脅迫を伴った犯罪
 - イ 犯行時に凶器を使用した，又は使用する旨の脅迫を伴った犯罪
 - ウ 人の性的な完全性（sexual integrity）を損なう犯罪
 - エ 被害者に対して肉体的，心理的又は経済的に深刻な影響を及ぼす犯罪
 - オ 周到な計画性が認められる犯罪（例えば，当該犯罪が継続的な犯罪的事業活動の一部を構成している場合）
 - カ 学校又は18歳未満の者が通常利用する公共的な場所の付近において，規制薬物の取引を行い，又は取引の目的で規制薬物を所持する犯罪
 - キ 18歳未満の者に対して，規制薬物の取引を行い，又は取引の目的で規制薬物を所持する犯罪
 - ク 18歳未満の者を利用して実行した薬物犯罪
 - ケ 専ら営利を図る動機による薬物犯罪
- ③ 公判前ダイバージョンに係るプログラムを被告人が良好に完了した場合，起訴を取り下げ又は中止し（withdrawn or stayed），再起訴をしないこと。
- ④ 公判前ダイバージョンに係るプログラム（代替措置）には，次のものを含むこと。
 - ア 州司法長官が承認したプログラム
 - イ 社会奉仕活動
 - ウ 損害賠償（restitution）又は補償（compensation）

- エ 専門的なプログラムへの参加（生活技能訓練、薬物・アルコール乱用処遇など）
- オ その他適切な措置

③ 条件付拘禁刑

条件付拘禁刑は、裁判所が、「刑期の下限の定めがある拘禁刑に処すべき犯罪」ではない犯罪²について、2年未満の拘禁刑を言い渡す場合、その執行を社会内で行うことを命ずる制度である（刑法742.1条）。拘禁刑の執行に相当する期間中は、善行保持、裁判所への出頭等の一般遵守事項（刑法742.3条1項）のほか、禁酒、凶器の不携帯、社会奉仕活動への参加等の特別遵守事項（同条第2項）が科される。

外見上、刑の執行形態としてはプロベーションに類似しているが、①条件付拘禁刑は、確定処分としての拘禁刑が宣告されて、その執行が社会内で行われるものであるのに対して、②プロベーション命令は、コモン・ロー系諸国の場合、通常、刑の宣告猶予を前提として、確定処分の宣告は猶予されたまま、猶予期間中の善行保持等遵守事項の遵守を求めるものであり、遵守できた場合、最終処分を言い渡さず手続を終了させる制度である点で異なっている。

また、カナダ刑法典上は、次の点で区別される。

- ① 処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定する場合、プロベーションでは、対象者の同意が必要である（刑法732.1条3項g号）が、条件付拘禁刑では、同意は不要である（刑法742.3条2項e号）。
- ② 法定期間の上限は、プロベーションが3年間（刑法732.2条2項b号）、条件付拘禁刑は2年間である。
- ③ 遵守事項の違反については、プロベーションの場合、当該違反行為は新たな犯罪（2年以下の拘禁刑に処せられる。）を構成する（刑法733.1条1項）。条件付拘禁刑の場合、当該違反行為それ自体は新たな犯罪ではなく、最も重い制裁は、刑務所での残刑期の服役である（刑法742.6条9項）。

2 2005年の矯正及び条件付釈放法の改正及び実務の改善

1992年矯正及び条件付釈放法（Corrections and Conditional Release Act (CCRA) 1992）は、カナダの矯正制度の基本骨格を定める連邦法であり、施設内処遇、刑務所からの早期釈放（条件付釈放）、釈放後の社会内処遇等に関する重要な事項について規定している。同法は、1961年監獄法（Penitentiary Act 1961）及び1959年仮釈放法（Parole Act 1959）を統合した新法である。

2 カナダ刑法における法定刑の規定方法には、①刑期の上限のみを法定する方式と②刑期の上限及び下限双方を法定する方式がある。①は多数の罪について用いられており、②は一定の重大犯罪について用いられる場合が多い（例；銃器の不法取引罪（刑法第99条）の法定刑は「1年以上10年以下」である。）。

2005年秋には、矯正及び条件付釈放法が改正されて、被害者関係の規定の整備、迅速仮釈放審理(accelerated parole review, APR)、受刑者の精神保健関係(mental health care)等の規定の整備がなされた。要点は下記のとおりである。

(1) 被害者関係

- ① 全国仮釈放委員会(National Parole Board)が、仮釈放等に関する加害者の聴聞を行う際、当該事件の被害者が聴聞出席を希望する場合は、旅費等について経済的な支援を行うことができる。
- ② 被害者の全国仮釈放委員会における聴聞において陳述(statement)を行う権利を尊重するための規定を整備。
- ③ 公共安全及び緊急事態省(当時、現在の名称は公共安全省)に、全国被害者事務局(National Office for Victims)を新設。

(2) 迅速仮釈放審理(APR)手続の厳格化

- ① APRの対象から次の犯罪で有罪宣告を受けた者を除外する。組織暴力犯罪、児童ポルノ、大逆罪(high treason)、障害者に対する性的搾取、空気銃又は拳銃を用いた傷害、拷問、インターネットを用いた児童の誘惑、警察との闘争中に行った自動車の危険運転。
- ② APRの対象者について審査する場合、従来の暴力犯罪に関する再犯危険性評価に代えて、全般的な再犯危険性を評価するためのより厳格な基準を使用する。
- ③ 6年以上の拘禁刑の宣告を受けた者に対する、デイ・パロールに関するAPRの欠格期間を延長する。

(3) 受刑者の精神保健の向上

連邦矯正局は、精神障害のある受刑者に対する総合的な支援体制、及び釈放後、専門家による円滑な支援を受けることができるようにするための継続的処遇体制を整備すること。

●社会内処遇連絡調整官の活用

また、今回の法律改正で直接明文化されなかったが、この改正と同時に、仮釈放対象者の指導監督を強化し、再犯危険性の高い犯罪者の処遇における仮釈放事務所と警察との連携及び情報共有を促進することを目的とした、社会内処遇連絡調整官(Community Corrections Liaison Officer, CCLO)制度が開始された。

2005年11月に、オンタリオ州の二つの地方都市で試行プロジェクトが開始され、その後全国に拡大された(後記、オタワ仮釈放事務所の項参照)。この制度の下では、地元の警察と対応する仮釈放事務所が連携して、保護観察官が発した仮釈放対象者に対する身柄拘束令状(suspension warrant)を、24時間体制で警察官が円滑に執行するため、警察官が仮釈放事務所に社会内処遇連絡調整官として常駐し、日頃から連携を強化することになっている。

ちなみに、日本では、保護観察対象者の身柄を拘束する際、裁判所が発する引致状によることとされているが、カナダでは、保護観察官（平日・日中は上席保護観察官、夜間・休日は、当番保護観察官）が、再犯の危険性が高まったり、遵守事項違反が見られた仮釈放対象者に対して、身柄拘束令状を発することができる。また、この身柄拘束令状は、警察官が執行することとなっており、武装していない保護観察官が生命・身体の危険に曝されないよう配慮されている。

3 コンピュータ化された犯罪者情報管理システムの整備

(1) 犯罪者管理システムの歴史と概要

犯罪者管理システム（Offender Management System, OMS）とは、コンピュータ化された事件ファイル管理システムで、連邦矯正局（全国の刑務所及び仮釈放事務所）、全国仮釈放委員会（National Parole Board）、犯罪者の中間処遇施設、警察、裁判所その他の刑事司法機関及び関連機関等が、連邦犯罪者（刑期2年以上の者）についての刑に関する情報の共有を可能とする（州レベルでの仮釈放委員会を持たない州については、州の犯罪者で仮釈放申請を要する者についての情報も含まれる。）。OMSでは、個々の犯罪者の状況を追跡して、時系列的に犯罪者に関する情報を収集・保存・検索することにより、それぞれの事件に関する処分の決定等を支援するとともに、関連機関等における事務処理の効率化に貢献する。

OMSは、再犯危険性に応じた犯罪者の処遇及び監督を関係機関連携の下で徹底するための要である。OMSは、警察から矯正まで、犯罪者に関する情報を一元管理して、情報共有するための仕組みで、電子化されたデータベースに全ての犯罪者情報が集積される。具体的には、OMSには、犯罪歴、判決前報告書、矯正施設収容時のインテーク面接調査（Offender Intake Assessment, OIA）の結果、本人の身上に関する詳細な情報から、再犯危険性評価の結果、処遇による再犯危険性の程度の変動等が収録される。

連邦公共安全省矯正局は、犯罪者情報のコンピュータ化に1990年代以降予算を重点配分してきたが、1999年にカナダ公衆安全情報ネットワーク（Canada Public Safety Information Network, CPSIN）が創設されたことに伴い、2001年から、内閣は、約4,700万ドルを投入して、従来のコンピュータ化された犯罪者情報システムの改良を進め、2006年に現在の姿のOMSが完成した。これによって、①より正確かつ迅速な犯罪者に関する情報共有が電子的手段によって可能となり、同時に、②効果的な犯罪者の社会再統合、処遇実施及び仮釈放決定のため、犯罪者に関するすべての情報を収集し、共有する体制が整備された。

これら一連の作業完了後も、矯正局情報共有向上課（Improved Information Sharing Section）では、提供される情報内容の改善や他の刑事司法機関等との情報共有等の促進のため、現在も作業を進めている（情報共有の現況は、**3-3-1-3表**参照）。

3-3-1-3表 カナダにおけるコンピュータ化された犯罪者情報オンライン共有の状況

機関等名称	犯罪者情報共有	オンライン化	備考
①警察 (Police Services)	有 犯罪者、逃走中の犯罪者	有。OMS 参照 Info Pol システム経由。	約4,400の連邦警察、州・地域警察機関（接続拡大中2007.5現在）
②州・準州の矯正機関 (Provincial and Territorial Corrections)	有	有。OMS 参照 州・準州情報も提供。	Saskatchewan, Yukon, Québec, and British Columbia（他は準備中）
③州仮釈放委員会 (Provincial Parole Board)	有	有。OMS 参照(一部の州)	Québecは、直接接続。Ontarioは、州矯正局経由
④中間処遇施設（更生保護施設、Community Residential Facilities (CRFs) and Supervision Agencies)	有	有。OMS 参照	契約している民間運営のCRFとすべての処遇情報を共有。なお、連邦矯正局直営のCCCとは、当然接続している。
⑤各州の司法長官事務所の再犯危険性の高い犯罪者課 Attorney General (High Risk Offenders Units)	有	有。OMS の特別メニュー参照	Ontario, New Brunswick, Manitoba, and British Columbia（他は準備中）
⑥州検察庁 (Provincial Crown Attorney Offices)	有	準備中	
⑦連邦パスポート管理庁 (Passport Canada)	有	有。OMS 参照	本人特定に関する全情報及び犯歴。
⑧連邦国境警備及び出入国管理庁 (Canada Border Services Agency, Border Services and Immigration)	有	有。OMS 参照	出国不可の者の追跡、刑務所収容中で退去強制処分となつた者の釈放時期等の情報。
⑨ケベック州歳入庁 (Québec Revenue Ministry)	有	有	年1回、機密電子メールにて連邦刑務所収容中の者の情報を送信。
⑩連邦刑事統計センター (Canadian Centre for Justice Statistics)	有	有。OMS 参照	統計作成に必要な情報の抽出。
⑪警察・裁判所情報交換システム (Police and Court Information Management Module, PCIMM)	有（インターク評価情報等。オンライン化未完の地域は、紙ベースでの情報共有）	有。OMS 参照(一部の地域)	Saskatchewan州刑務所及びBritish Columbia州分類センター（他は準備中）
⑫オンタリオ州性犯罪者登録データベース (Ontario Sex Offender Registry, OSOR)	有	有。OMS 参照	Ontario Ministry of Community Safety and Correctional Services (MCSCS)に情報提供。
⑬国民サービス庁 (Service Canada)	覚書交換に向けて交渉中	準備中	生活保護等の情報交換。国民サービス庁の有する住居情報等も相互参照。
⑭連邦歳入庁 (Canada Revenue Agency)	有（ディスクの交換）	準備中	

出典：<http://www.csc-scc.gc.ca/text/prgrm/omsr/2-eng.shtml>

犯罪者処遇関連でのこのシステムの意義は、次の点に要約される。

① 効果的な処遇の実現

カナダでは、徹底した実証的根拠に基づく実践が1980年代から進められてきた。本書の随所で引用した RNR の原則(本編第1章第2節6)が打ち立てられるとともに、それに基づいた実践が行われているのが、カナダの犯罪者処遇制度の特徴である。RNR の原則の円滑な運用のためには、犯罪者の再犯危険性に関する情報が関係機関で共有されていることが前提となる。静的再犯危険性に関する犯罪歴や本人に係る属性情報だけでなく、特定の個人に係る動的再犯危険性評価の内容と、時系列を追った処遇等介入の結果としてのその変化なども含めた総合的な犯罪者情報を電子化して共有することは、適時・的確な対応を関係職員に可能とするために極めて重要である。

② 刑事司法制度の効率的運営

前記の量刑改革の方針では、費用対効果の側面、特に刑務所人口の削減のために、犯罪者の再犯危険性を刑事司法手続の早期の段階から区別して(公判前ダイバージョンは、早期に犯罪者を正規の刑事司法手続から除外する制度)，それに対応した犯罪者の扱いを求めている。犯罪者情報の一元管理及びその電子化に基づく共有は、この方針に応えるものである。

③ 犯罪者への情報開示

OMS は、刑事司法機関だけでなく、犯罪者自身に対する情報公開・処遇等の透明性の増進にも寄与している。カナダでは、矯正施設に犯罪者が収容されると、ケース管理チーム(case management team)が、それぞれの犯罪者ごとに作られる。メンバーは、犯罪者自身、矯正施設駐在保護観察官(institutional parole officer)、刑務官(correctional officer)が中核メンバーであり、そこに、犯罪者処遇に必要な社会資源活用の観点から、必要に応じて、臨床心理士、福祉ワーカー等外部の専門家が加わる。このチームにおいては、OMS の情報をもとに、犯罪者本人を交えて、施設内での処遇計画や仮釈放、仮釈放後の生活等について話し合いの上、処遇方針が決定される。前記のような広範な犯罪者情報は、犯罪者本人に、求めに応じて写しを交付することになっており、本人が自分に関する情報に間違いがあると考えた場合、その内容の訂正を求めることができる。

(2) 矯正施設収容時のインターク面接調査

ここでは、OMS の重要な部分を構成する矯正施設収容時のインターク面接調査(Offender Intake Assessment, OIA)について、その概要を紹介する。

OIA は、受刑者が各州の刑務所・拘置所から連邦の地域分類センター(federal regional reception centre)に移送されて後、刑の開始日から90日以内に実施され、その内容をもとに、犯罪者の個別処遇計画(Correctional Plan)が作成される。分類センターは、犯罪者の調査と評価に特化した収容施設である。

OIA には、次の情報が含まれる。

- ① 犯罪者の生活歴及び犯罪歴に関する総合的な情報
- ② 犯罪者の再犯危険性
- ③ 犯罪者の再犯危険性を減少させるために処遇・支援による働きかけをする動的再犯危険性の具体的な内容
- ④ 犯罪者の個別処遇計画（受刑中重点的に働きかけをする分野の特定、働きかけの方法、改善目標など）
- ⑤ 刑務所の警備の程度に対応した受刑者の収容区分及び最初に収容されるべき施設についての勧告

犯罪者の個別処遇計画（CP）は、施設内処遇において優先的に取り組むべき対象を明確化するとともに、受刑者の改善更生の程度を評価する基準である。

具体的には、受刑者が刑の具体的な執行を受ける刑務所に地域分類センターから移送された後、その施設において当該受刑者を担当する施設内駐在保護観察官（institutional parole officer）が、OMSを通じて、まず、その内容を確認し、施設内処遇の指針として活用する。続いて、施設内及び社会内における一貫性のある処遇の実現を目指す継続的処遇（through care）の見地から、その内容及び刑務所内での改善更生の状況は、常時、OMSを通じて、全国仮釈放委員会、社会内処遇担当保護観察官（community parole officer）及び中間処遇施設職員と共有され（3-3-1-3表②～④）、仮釈放ないし満期釈放（裁判所が判決時に、拘禁刑と併せて、刑期満了後、最長で10年以下の社会内での長期指導監督（long term supervision）を言い渡した場合。）に際し、OMSを通じて仮釈放事務所に引き継がれる。

4 カナダにおける犯罪者処遇プログラム

（1）犯罪者処遇プログラム開発の最前線

カナダの犯罪者処遇は、20年余前から、一貫して、実証的根拠に基づく実践を目指し、RNRの原則に沿った各種の処遇プログラムが開発・実践・検証されてきた。同国で現在行われている中核となっている処遇プログラムは第2世代であるが、2009年秋からは、第3世代処遇プログラムの確立を目指した取組が、連邦公共安全省矯正局と矯正保護研究部の共同の下、開始されることになっている。

第1世代処遇プログラムは、基礎・単発型プログラムで、認知行動療法をベースとした、問題解決訓練や怒りの統制訓練（anger management）等、特定の課題に焦点を当てた処遇を組み合わせて、一人の犯罪者に適用してきた。これによって、プログラムの平均では、約30%の再犯減少効果があったとされている。

第2世代処遇プログラムは、包括的（comprehensive）プログラムで、再犯危険性評価の結果を踏まえ、薬物乱用者、性犯罪者、暴力犯罪者など、犯罪者類型に対応した、統合的なプログラムの適用を行ってきた。

第3世代処遇プログラムは、全体的(holistic)アプローチに立って、犯罪者類型でもなく、特定の問題解決でもなく、当該犯罪者の全人格的理解に立って、その動的再犯危険性(その中でも特に「犯罪行動の直接的な誘因となり得る可変性のある犯罪性向(criminogenic needs)」)に焦点を絞った処遇を行おうとするものである。

第3世代処遇プログラムにおいては、薬物乱用者、性犯罪者、暴力犯罪者処遇プログラムなど犯罪者類型に共通する要素を抽出し、重複を除いてコンポーネント化した統合型(integrated)処遇プログラムを、それぞれの対象者の特性に合わせて適用していくことになる。これによって、処遇プログラムの数を現在よりも大幅に減らすことが可能である。その結果、これまで、高い再犯危険性の者だけに適用してきたプログラムを、中程度の再犯危険性の者に対しても応用できるようになり、それによって、費用・人員の節約を図りながら、より幅広く再犯防止を効果的に実施することが可能となるとされている。第3世代処遇プログラムは、2010年までの試行とその後の評価研究を経て、2013年から本施行となる予定である。

ここで重要なことは、犯罪者の犯罪性向そのものに直接働きかける効果的なプログラムの開発及びその効果検証を充実させることである。就労等支援プログラムなどは周辺的プログラムであり、これらによっては、本当の意味で犯罪者自身の犯罪性は減少していない。状況が変われば、また、犯罪をする危険性は残ったままである。犯罪性向そのものに直接働きかけるプログラム(コアな犯罪者処遇プログラム)は、その最も根本にある問題点に直接働きかけることにより、将来にわたって、その問題性を減少させることを目指している。このような、コアな犯罪者処遇プログラムと、良く整備され、構造化された就労等支援プログラムを組み合わせると、全体として、より一層再犯防止に効果的であるとされている。

(2) 現在運用されている犯罪者処遇プログラムの概観

① 生活技能プログラム (Living Skills Program)

これらのプログラムには、いずれも、認知行動療法の理論に基づいた、理由付け及び改善更生プログラム(Reasoning and Rehabilitation), 怒りと感情統制プログラム(Anger and Emotion Management), 民間との協働で実施するカウンター・ポイント及び社会再統合プログラム(Counter-Point and Community Integration)などが実施されている。

② 薬物乱用者処遇プログラム (Substance Abuse Interventions)

連邦矯正局が実施しているプログラムとしては、施設内処遇において、高密度及び中密度(high and moderate intensity)の薬物乱用者処遇プログラムが、社会内処遇においては(仮釈放後)、低密度(low intensity)の薬物乱用者処遇プログラムがある。これらとは別に、民間の更生保護施設において、高密度の薬物乱用者処遇プログラムを実施している場合がある(後記、ハーバー・ライト更生保護施設)。また、女性の薬物乱用者

専用のプログラムとして Women Offender Substance Abuse Program (WOSAP), 先住民の薬物乱用者専用のプログラムとして Aboriginal Substance Abuse Program がそれぞれ用意されており, RNR の原則に基づき, 対象となる者のニーズにきめ細かく対応する体制が整備されている。

③ 性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Program)

施設内処遇として, 高密度, 中密度及び低密度の性犯罪者処遇プログラム及び処遇効果維持プログラム (maintenance programs) が, 社会内処遇として, 低密度及び処遇効果維持プログラムが, それぞれ実施されている。この施設内性犯罪者処遇プログラムは, 2006年度から, 日本の施設内処遇において導入されている。

性犯罪者処遇プログラムを効果的に運用するためには, 対象者の再犯危険性の程度及び内容について, 的確な評価が必要である。カナダでは, この点につき, 性犯罪者の静的再犯危険性を測定する基準として Static-99, その動的再犯危険性を測定する基準として STABLE-2007 (長期的スパンで変動する動的再犯危険性を評価) 及び ACUTE-2007 (短期的スパンで変動する動的再犯危険性を評価) が活用されている。いずれも, 実証的根拠に基づいて作成された保険統計式の再犯危険性測定基準であり, カナダ以外の国々でも使用されている。STABLE-2007及び ACUTE-2007については, 2002年版が試用されてきたが, 約5年間の試行を経て内容の更新を図った2007年版が現在使用されている。2002年版と2007年版を比較すると, ACUTE-2007については, 情動(emotion)に関する項目が削除され, それ以外の評価項目の重み付け (weighting) が見直されている(26点満点)。ACUTE-2007については, 従来, 質問に付されていたサブ・パラグラフをすべて削除するとともに, こちらも質問項目の重み付けが変更された。また, 従来なかった, Static-99, STABLE-2007及び ACUTE-2007の評価結果を合成して, 一つの再犯危険性レベル (合成スコア) を表すために, 関連表が新たに導入された。この表を用いると, 例えば, Static-99及び STABLE-2007のスコアとして再犯危険性が高い又は非常に高い (High or Very High) と評価された場合であっても, ACUTE-2007のスコアとして再犯危険性が低い (Low) と評価された場合, 合成スコアによる再犯危険性の総合評価は中 (Moderate) となる。

④ 暴力予防プログラム (Violence Prevention Program)

暴力的犯罪傾向の高い犯罪者で, 性犯罪者及び家庭内暴力犯罪者以外の者を対象とした集中的なプログラムであり, 処遇効果維持プログラムも用意されている。

⑤ 家庭内暴力プログラム (Family Violence Program)

家庭内暴力犯罪者専用の施設内及び社会内処遇プログラムで処遇効果維持プログラムが併設され, 認知行動療法の理論に基づいて, 家庭内において暴力を振るうという特定の場面に特化した暴力防止を内容としている(暴力を振るう危険性のある状況を自覚して, そのような結果に陥ることを回避する技能を身につける。)。

⑥ 教育プログラム (Education Program)

初等・中等教育、職業教育及び中等教育修了者に対する教育プログラムが用意されている。

⑦ 就労支援プログラム (CORCAN program)

矯正局が運営する施設内処遇及び社会内処遇段階で連携しながら実施される総合的な就労支援プログラムである。詳細は、後記本章第2節参照。

⑧ その他のプログラム

民族文化プログラム (Ethnocultural Programs), 女性犯罪者プログラム (前記の薬物乱用者プログラム以外に、精神保健プログラム, 教育プログラム, 就労支援プログラム, 子育てプログラム, 余暇活動プログラム, 母子教育プログラム, 先住民プログラムなど多様なプログラムが女性特有のニーズに対応するために用意されている), 宗教教誨プログラム (Chaplaincy program) 等がある。

5 近時の研究の動向

前記のRNRの原則に沿って、認知行動プログラムを用いて、犯罪者の犯罪性向に働きかけた場合、最大で、約50%の再犯率減少が報告された例が見られる (Andrews and Bonta, 2006)。しかし実際には、複数の社会内処遇プログラムの再犯防止効果に関する1980年から2006年の間に刊行され、一定の評価基準を満たした15本の研究のメタ分析の結果を見ると（平均で17か月追跡。サンプル数53,930人），期待した程の効果は見られなかった（推定効果量 Φ =.022, CI=.014-.030) (Bonta and Rugge et al., 2008)。

再犯減少の根拠があると実証されている犯罪者処遇プログラムを運用していて、なぜ、効果(再犯率)が予定どおりに生じないのかについては、プログラム実践者の廉潔性(integrity)ないし忠実性(fidelity)の問題として、以前から認識されていたが、実際に、どのような要因が影響しているのかを確認した全国規模の研究はなかった。

そこで、連邦公共安全省矯正保護研究部は、マニトバ (Manitoba) 州の108人の保護観察官の中から、調査に同意した62人の保護観察官の担当事件154件（実験群）及びランダム化比較試験 (RCT) によって抽出した調査に参加しなかった保護観察官42人の担当事件77件（統制群）について、2002年から平均で約3.3年間の再犯率追跡調査を実施した。比較の対象は、①導入時の再犯危険性評価、②3つの時期に分けた保護観察官による犯罪者面接の録音テープの内容、③事件記録である。実験群は、RNRの原則等について、十分な事前研修とその後の職場でのフォローアップを受けて犯罪者処遇プログラムを行い、統制群は、それらなしに処遇プログラムを行った。現在詳細分析中であるが、中間的結果としては、前者によって処遇された犯罪者の方が、約20%再犯率が低く、その結果は統計的に有意であった (Bourgon and Rugge, et al., 2008)。その理由として推測される点は、実験群の場合、保護観察官は、対象者との対人関係を良好に保ちつつ、認知行動プログラムに沿って、

面接時間の大半を、犯罪者の犯罪性向とその修正に焦点を当てた働きかけを行っていたことが指摘されている。この結果を踏まえて、体系的な保護観察官研修とその後の現場におけるフォローアップ体制の見直しについての提言が現在準備されている（Bonta, Rugge, et al., 2008）。

第2節 仮釈放と継続的処遇

1 カナダの早期釈放制度

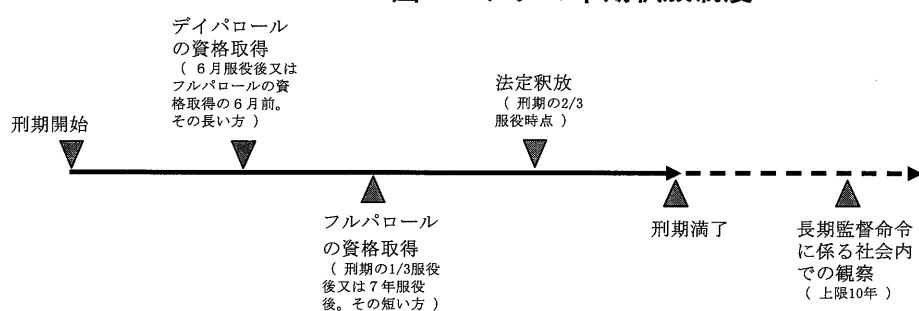
カナダ連邦の早期釈放制度は、1992年矯正及び条件付釈放法上、「条件付釈放 (conditional release)」と総称され、①デイ・パロール (day parole), ②フル・パロール (full parole) 及び③法定釈放 (statutory release) がある。この制度の対象となるのは、2年以上の拘禁刑に処せられて、連邦矯正局の所管に入った犯罪者だけであり、2年未満の拘禁刑に処せられた者の仮釈放及びプロベーションは、すべて各州の管轄となっている。州の制度は、地域によって異なるため、ここでは、1992年矯正及び条件付釈放法によって全国統一の制度である連邦の早期釈放（日本の仮釈放）について述べる。

デイ・パロールは、法律上, *semi-liberté* (半自由) とされているように、一種の外泊制度に相当する。具体的には、昼間、受刑者に社会内で有益な諸活動に従事させ、夜間は、連邦刑務所又は中間処遇施設に帰所させる。中間処遇施設には、全国に16か所設置されている連邦矯正局直営の更生保護施設 (community correctional center, CCC) 及び約200か所設置されている連邦矯正局との契約に基づく更生保護施設 (community residential facility, CRF) がある。デイ・パロールによる釈放期間は6月を超えないのが原則であるが、更新可能である（矯正及び条件付釈放法第122条第5項）。

フル・パロール及び法定釈放は、デイ・パロールと異なり、夜間矯正施設に戻る必要はない、法律上, *libération conditionnelle totale* (条件付の全面的自由) とされているよう、日本の仮釈放に相当する制度である。早期釈放された者は、その期間中、所定の遵守事項を課され（同法第133条、矯正及び条件付釈放規則第161条）、保護観察官 (parole supervisor) による指導監督及び支援を受ける。

釈放形態の概要は3-3-2-1図に示したとおりで、釈放要件の詳細は次述のとおりである。基本的な考え方は、再犯危険性の低い受刑者をできる限り早期に釈放し、他方、再犯危険性の高い受刑者は遅めに釈放するか、満期釈放や釈放後指導監督の対象とすることである。後者の数は少ないので、カナダの場合、ほとんどの受刑者は、遅くとも法定釈放の対象となる刑期の3分の2を経過するまでに仮釈放される点で、仮釈放率が50数%で

3-3-2-1図 カナダの早期釈放制度



ある日本とは異なっている。条件付釈放者中、デイ・パロール、フル・パロール及び法定釈放の対象者比は、近年おおむね、それぞれ15%，50%，35%前後となっている。

(1) デイ・パロール

フル・パロールの資格取得日の6か月前の時点を経過した後又は6か月服役後（いずれか長い方）に認められ（1992年矯正及び条件付釈放法119条第項c号），それら所定期間を経過した後に裁量的に釈放することができる。ただし、迅速仮釈放審理（accelerated parole review, APR）という例外があり、対象となる再犯危険性の低い受刑者（受刑罪名が暴力犯罪ではなく、かつ、連邦刑務所に初入の者）については、6月服役した時点又は刑期の6分の1を服役した時点（いずれか長い方）において、直ちに、義務的に釈放しなければならない。ちなみに、義務的とはいっても、仮釈放中に暴力犯罪を行うおそれがあると認められる場合は、この制度の対象外とされている（同法126.1条）。

(2) フル・パロール

刑期の3分の1を服役後又は7年服役後（いずれか短い方），裁量的に釈放することができる（同法120条第1項）。ただし、次の二つの例外が設けられている。

① 再犯危険性の低い受刑者の場合

再犯危険性の低い受刑者（受刑罪名が暴力犯罪ではなく、かつ、連邦刑務所に初入の者）は、前記のデイ・パロールと同様に、迅速パロール審理の対象となりうるので、所定の期間（刑期の3分の1又は7年）を服役した時点で、直ちに、義務的に釈放しなければならない。暴力犯罪者に対する除外規定もデイ・パロールの場合と同様である（同法125条、126条）。

② 裁判所による指定がある場合（再犯危険性の高い一定の受刑者）

再犯危険性の高い一定の受刑者（受刑罪名が一定の暴力犯罪、性犯罪、組織犯罪又はテロリズム犯罪に該当する者）については、その者のフル・パロールの資格取得時期を刑期の2分の1服役後又は10年服役後（いずれか短い方）とすることを、判決の言渡し時に、裁判所が指定できる（刑法743.6条）。

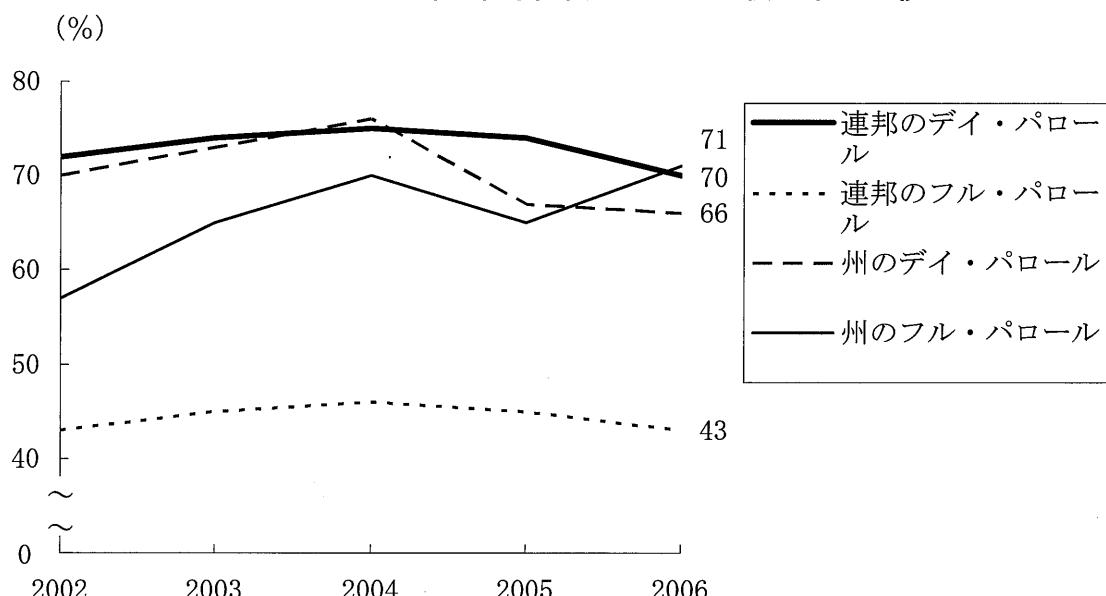
(3) 法定釈放

刑期の3分の2を服役した時点で、法律上当然に釈放される（1992年矯正及び条件付釈放法第127条第3項）。デイ・パロール及びフル・パロールの可否は、原則として、全国仮釈放委員会の裁量によって決定されるが、法定釈放は、裁量の余地のない義務的な釈放である。ここでも、犯罪者の再犯危険性に応じて異なる処遇をするという原則は貫徹されており、再犯危険性の高い一定の受刑者（釈放中に致死傷を伴う犯罪、児童に対する性犯罪又は重大な薬物犯罪を行うおそれがあると認められる者）については、法定釈放の時点を過ぎても収容を継続して満期釈放とする余地が設けられている（同法第129条）。しかし、そのような者は極めて例外的であり、カナダの場合は、遅くとも刑期の3分の2経過によって、ほぼすべての受刑者が釈放される体制となっている。

(4) 条件付釈放の運用と成功率

これらの条件付釈放による仮釈放率の推移を見ると、デイ・パロールは、連邦及び州に共通して、比較的高い仮釈放率を維持しており、州のフル・パロールも、近時、仮釈放率の上昇傾向が見られる（3-3-2-2図）。これに対して、連邦のフル・パロールは、43～46%の仮釈放率で推移しており、デイ・パロールに比べてかなり低い。フル・パロールは、日本の仮釈放に相当する制度であり、日本の仮釈放率が50%から50数%で近年推移していることと比べても低い数値である。これは、仮釈放対象者の再犯危険性等が反映したものと考えられ、それは、次に述べる条件付釈放成功率の推移の違いにはっきり現れている。

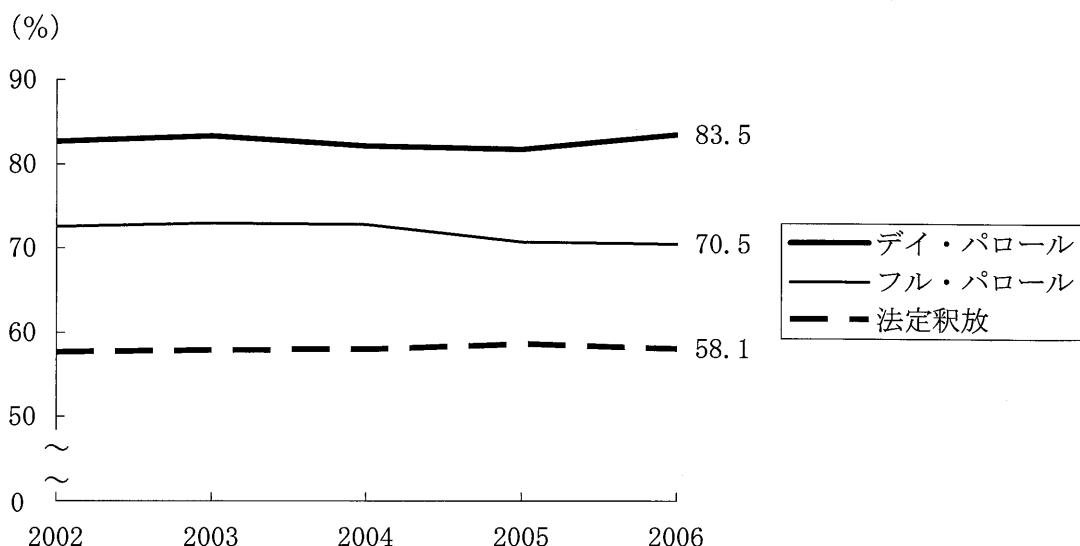
3-3-2-2図 条件付釈放による仮釈放率の推移



出典 National Parole Board, 2007, "Performance Monitoring Report 2006-2007."

条件付釈放成功率の推移を、前記の3種類の仮釈放形態に分けて比較すると（3-3-2-3図）、デイ・パロール、フル・パロール、法定釈放の順に低くなっている。これは、前記のように、それぞれの制度の対象となり得る犯罪者に違いがあること、特に、法定釈放は、その再犯危険性等に鑑み、デイ・パロール及びフル・パロールによって釈放されなかった者で、次述の重大事犯に該当しない者が、最終的にこの形態によって釈放されることによると思われる。すなわち、法定釈放の対象者の再犯危険性の高さが、取り消されずに条件付釈放を終了できる比率の違いとなって現れていると考えられる。

3-3-2-3 図 条件付釈放成功率の推移（連邦）



出典 National Parole Board, 2007, "Performance Monitoring Report 2006-2007."

(5) 重大事犯受刑者の釈放

重大事犯を行った再犯危険性の高い受刑者については、前記の一般的な条件付釈放制度とは別に、より長期の服役期間又は社会内での十分な監督期間を確保するための特別な制度が、①終身刑受刑者、②不定期刑受刑者及び③長期指導監督命令の言渡しを受けた者の釈放に関して設けられている。

① 終身刑受刑者

カナダ刑法上の終身刑には、法定刑としての必要的終身刑と裁量的終身刑（選択刑種として終身刑が規定されている場合）とがある。

必要的終身刑が法定刑とされている犯罪は、反逆罪（刑法47条）、第1級殺人罪（同法235条）及び第2級殺人罪（同）である。第1級殺人罪は、①謀殺、②警察官・刑務官の殺害及び③性的暴行又は誘拐を遂行する過程において行われた殺人であり、第2級殺人罪は、それ以外の殺人である。

また、裁量的終身刑が法定刑とされている犯罪は、強盗罪（刑法344条）、加重性的暴行罪（aggravated sexual assault、同法273条）等がある。

必要的か裁量的かを問わず、終身刑に処せられた受刑者の釈放は、フル・パロールが唯一の釈放手段である。

必要的終身刑の場合、25年間又は10年以上25年以下の範囲で裁判所が決定する期間（tariff period、欠格期間）は、フル・パロールの審理対象外とされているので、前記のような通常の受刑者の場合と異なって、非常に長期の拘禁が予定されている。ただし、15年服役した時点で、受刑者は、欠格期間の縮減申請を裁判所に行うことができる。

フル・パロールによる釈放後は、恩赦（clemency）の対象とならない限り、保護観察官による指導監督及び支援を終生受ける。

② 不定期刑受刑者（「危険な犯罪者」と指定された受刑者）

カナダにおいては、有期刑又は終身刑が自由刑の原則であるが、例外的に刑期の定めのない絶対的不定期刑制度も用意されている。

不定期刑は、裁判所が「危険な犯罪者（dangerous offender）」と指定した者に対して言い渡すことができる。裁判所は、一定の重大な対人犯罪（10年以上の拘禁刑をもって処断し得る暴力犯罪又は性的暴行等の所定の性犯罪。刑法752条、753条第1項a号）を行った者を「危険な犯罪者」に指定すべき旨の検察官の申立てがあったときは、次の要件を満たす場合、判決において、その者を「危険な犯罪者」に指定し、これに不定期刑を言い渡す（刑法753条第4項）。それは、専門家の鑑定結果をしん酌した上で、当該犯罪者が攻撃的行動を反復継続する傾向を有し、又は性的衝動の抑制力を欠如していると裁判所が判断した場合である。不定期刑の言渡し人員は、1990年代後半以降、毎年20～30人程度である。

不定期刑受刑者も、終身刑受刑者と同じく、フル・パロールによってのみ釈放される。全国仮釈放委員会は、不定期刑受刑者が7年間服役した時点、及びその後2年ごとに、その者に対するフル・パロールの審理を行う（刑法761条）。絶対的不定期刑には刑期満了日がないので、フル・パロールで釈放された場合、終身刑受刑者と同じく、減刑恩赦にならない限り、終生、社会内で保護観察官による監督・支援を受ける。

③ 長期指導監督命令を受けた者

終身刑及び不定期刑は、危険な犯罪者をできる限り長く社会から隔離することによって、社会の安全を維持するための制度である。他方、残刑執行主義の早期釈放制度の下で、社会内処遇期間を十分に確保するため、1997年に、「長期指導監督命令（long-term supervision order）」の制度が導入された。

性的暴行等の所定の性犯罪（刑法753.1条第2項a号）を行った者を「長期指導監督犯罪者（long-term offender）」に指定すべき旨の検察官の申立てがあったときは、裁判所は、次の要件を満たす場合、判決において、その者を「長期指導監督犯罪者」に指定し、これに2年以上拘禁刑を科すとともに、その刑期満了後、引き続き、10年以下の期間、社会内処遇の対象とすることを命ずる（刑法753.1条第3項）。その場合、裁判所は、専門家の鑑定結果をしん酌した上で、当該犯罪者には相当程度の再犯危険性が認められるが、社会内でその再犯危険性を統制し得る合理的な可能性があると判断できることが必要である。

長期指導監督犯罪者の指定対象犯罪と、前記の「危険な犯罪者」の指定対象犯罪は一部重複しているので、裁判所は、「危険な犯罪者」の指定を求める検察官の申立てを棄却した場合であっても、その代わりに、「長期指導監督犯罪者」の指定を求める申立てがなされて

いたものとして取り扱い、その該当性の判断ができる（刑法第753条第5項a号）。すなわち、長期指導監督命令は、再犯危険性の程度において絶対的不定期刑制度の対象とするには不足する者を念頭に置いた制度であり、絶対的不定期刑制度を補完する制度と位置付けられている。

長期指導監督命令に係る社会内監督の期間中、対象者は、保護観察官による高密度の指導監督及び援助の対象とされ、性犯罪者治療プログラムへの参加を含む遵守事項が科せられる（1992年矯正及び条件付釈放法134.1条、矯正及び条件付釈放規則161条第1項）。長期指導監督命令の遵守事項違反は、プロベーションの遵守事項違反同様新たな犯罪を構成するが、その処罰は極めて厳しく、10年以下の拘禁刑の対象となる（刑法753.3条1項）。

2 繼続的処遇と中間処遇施設

このように、カナダの場合、仮釈放実務においても、RNRの原則が貫徹され、ごく一部の重大な犯罪を行ったか、再犯危険性の高い者以外は、可能な限り早期に釈放して、米国について紹介したのと同様に（本編第2章）、社会再統合を促進する刑事政策が採られている。

そのため、前記のように、刑務所入所時から、受刑者ごとにケース管理チームを作成して、再犯危険性評価を前提とした個別処遇計画に基づいて、継続的処遇の見地から釈放準備が進められ、それが全国に約216ある、帰住予定地域の中間処遇施設（国立と民間）に引き継がれる（実地調査した施設の詳細については、後記参照）。対象者は、前記の早期釈放によって、まず、中間処遇施設に帰住し、そこで一定期間、生活訓練や薬物乱用者処遇を受け、かつ、在所中に仕事と住む場所を探した上で退所することになっている。

カナダでは、もともと、拘禁刑の刑期は日本と比べて極めて短く、1ヶ月以下の刑期の者が近年概ね半数を占めており、2年以上の刑期の者（連邦刑務所に収容）は、5%以下に過ぎない。ゆえに、受刑者は、かなり短期間で社会に戻ってくるため、これら一連の準備も受刑直後から進められる。

3 繼続的処遇と就労支援

カナダ連邦矯正局では、CORCAN programという就労支援専門のプログラムを設置しており、刑務所収容中に就労訓練と就労に必要な技能（employability skills）の訓練を実施するとともに（38か所）、釈放後は、全国52か所に設置されている社会内就労支援センター（Community Employment Centres, CEC）において、実社会での就労支援を行い、さらに就職後、就労を続けるためのカウンセリング等の支援を提供している（CORCAN Annual Reports 2007-08）。CECは、ケベック州に26か所設置され、それ以外の地域におおむね6～8か所設置されている。

CORCANの主要な就労支援分野は、農業、織物、家具・日用品等製造業、建設、保守等

サービス（印刷、洗濯など）であり、刑務所内に設置されたこれらの作業部門のほとんどは、ISO認証を取得している。作業の内容や外部の取引先との対応などについては、できるだけ実社会と同じ形となるように工夫されている。これは、より実社会に近い就労環境を体験した方が、より効果的に犯罪者の社会再統合を促進することができるということが、実証的に確認されているからである。そのことにより、施設内にいる段階から、犯罪者の社会再統合に向けた準備が、より具体的な形で進められるようになっている。例えば、著名な民間の家具製造企業と連携して、その企業のブランド製品の一部の製造を行ったり、各地域の民間企業と連携した就労の機会を提供するとともに、施設外の職場見学等の機会も用意されている。CORCANの総売上高は7,060万ドルであり、年々上昇している（2007会計年度）。施設内では、具体的な就労技能だけでなく、危険管理や食品衛生等に関する国家資格の取得ができる。

CORCANの業務について第三者による助言等を得るため、連邦公共安全省大臣は、CORCAN諮問委員会の委員を任命することになっている。現在、民間やNGOを中心にカナダ各界において著名な11名の委員が任命されている（2008年3月）。

社会内就労支援センター（CEC）では、釈放後初めて就労を希望する者1,869人の就職に成功した（対前年比16%増、2006会計年度）。また、各センターには、矯正施設での成果と実社会の雇用機会を連携させるために、CECコーディネーター（CEC Coordinators）が置かれており、継続的処遇の円滑な実現を支援・調整している。

また、社会内就労支援センターでは、就職後30日未満及び30日以上に関する就労維持追跡調査システムを創設し、特に仮釈放者について、社会内処遇段階における就労支援の充実を図っている。これは、就労の継続と犯罪者の効果的な社会への再統合の間に密接な相関関係が認められることが、実証研究によって確認されているからである。ちなみに、仮釈放事務所には、労働省から派遣された雇用カウンセラーが置かれているのが通常である（オタワ仮釈放事務所、バンクーバー仮釈放事務所など比較的大きな事務所を中心に）、仮釈放者については、社会内就労支援センターと仮釈放事務所の雇用カウンセラーの双方から支援を受けることができる。

4 仮釈放実務と危機管理

仮釈放実務における危機管理は、①社会に対する危険性及び②職員に対する危険性の双方に留意しながら、進めていく必要がある。

①については、再犯危険性評価に基づき、かつ、処遇過程におけるその変化に注意しながら、必要な場合、迅速に身柄確保等の措置を探ることが重要である。カナダでは、上席保護観察官（夜間・休日は、当番保護観察官（duty officer））が、身柄拘束令状（suspension warrant）を発出することができる。そして、日頃から警察とは連携を密にしており、この令状が出されると24時間体制で、警察の担当官が、令状を迅速に執行する体制が確立され

ている。前記の2005年の法改正で制度化された、社会内処遇連絡調整官(Community Corrections Liaison Officer, CCLO)は、仮釈放事務所に常時駐在している警察官であり、彼らが警察との円滑な連携を図っているため、このような24時間体制の身柄確保システムが運用可能となっている。

近時問題となっているのは、②の職員の安全確保である。2004年に、社会内処遇担当の保護観察官 (community parole officer, CPO。施設駐在保護観察官と連携して、仮釈放者の社会内処遇を行う。)が、性犯罪の仮釈放者に刺殺されるという事件が起こった。これは、カナダの保護観察史上初の事件で、事態を重視した矯正局では、従来の一般社会に対する危険性を評価する再犯危険性評価とは別に、職員に対する危険性を評価する基準を開発し、現在試行中である。新しい体制では、対職員危険性の高い対象者と会う際には、必ず2人又はそれ以上の職員で対応する体制の採用(tandem supervision)，保護観察官全員に、緊急呼出、ボイスメール機能、現在地確認のためのGPSが付いた高性能携帯の所持を義務づける(官給品)、電子監視を併用する(2008年9月から試行開始)等の対策が講じられている。

5 オタワ地域仮釈放事務所

犯罪者に対する継続的処遇は、仮釈放事務所における多機関連携によって支えられている。そのため、オタワ仮釈放事務所には、①保護観察官(17名)のほか、②臨床心理士(職員1名、契約1名)、③雇用カウンセラー(employment counselor、労働省から派遣。ちなみに、犯罪者更生支援で有名な全国ネットのNGOであるJohn Howard Societyの本部事務所にも雇用カウンセラーが配置されている。)、④プログラム担当官(program officer、処遇プログラム実施に関する調整、ランダム尿検査の管理)、⑤社会内処遇連絡調整官(community correction liaison officer, CCLO。警察官(階級は巡査)で、前記の保護観察官が発する身柄拘束令状の円滑な執行のため、所轄署と連携を図る。)、⑥ボランティア・コーディネーター(社会内処遇協力ボランティアの調整・監督等)、⑦原住民連絡調整官(aboriginal liaison officer、原住民対象者の社会復帰支援)と⑧事務職員、⑨サポートスタッフが配置されている。

米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センターの項で述べたように(本編第2章第3節)、カナダにおいても、対象者の多様な必要性にワンストップで対応可能なように、仮釈放事務所内部に、犯罪者の再犯危険性評価に基づく処遇を徹底するための臨床心理士、各種プログラムの調整、雇用支援、余暇等支援から、令状執行円滑化のための警察官(社会内処遇連絡調整官)まで、処遇に必要な関係者が一同に会して、多機関連携を支える体制が構築されている点が重要である。

処遇プログラムとしては、一般的な犯罪性向を減少させるための「AAA(トリプルA)プログラム」や薬物乱用者のための居住型集中処遇プログラム(56日間、更生保護施設内

で実施)などがある。

トリプルAプログラムは、態度、交際(仲間作り)、選択肢(Attitudes, Associates, and Alternatives)の頭文字をとったもので、犯罪者で地域社会への再統合に関して困難に直面している者の社会性を包括的に改善し、社会内での生活維持を支援することを目的としたプログラム(Community Maintenance Program)である。2006会計年度に、従来実施されてきたカウンターポイント・プログラム(Counter-Point Program)の改良型として開発され、男性の犯罪者に対する支援を行うことを目的としている。現在、地域訓練担当官と矯正プログラム担当官(Correctional Program Officers)が、このプログラム実施のための研修を受けて、保護観察官やNGO職員に普及させるための全国展開を行っている(Correctional Service Canada, 2007)。

後者は、カナダの場合、刑務所内での薬物問題が深刻なので、仮釈放中に薬物問題を起こした者を、仮釈放を取り消して刑務所に送り返すことは、その更生に寄与しないことから、中間的制裁の一種として、居住型集中処遇プログラムに委託して、刑罰ではなく、専門的処遇によってその更生を図ることを目指した制度である。

6 繼続的処遇を具体化するための施設

前記のように、カナダでは、特別の事情がない限り、刑期満了前に釈放される。そのため、社会内での更生の準備として、中間処遇施設である更生保護施設が重要な機能を果たしている。ここでは、実地調査に基づく施設を幾つか紹介する。

このような中間処遇施設は、前記のように国営の更生保護施設(Community Correctional Centre (CCC))が16か所、民間と連邦矯正局の契約に基づく更生保護施設(Community-based Residential Facility (CRF))が約200か所設置されている。これらの施設では、前記のように、OMSにアクセスすることによって、犯罪者に関するすべての情報をオンラインで、リアルタイムに共有する体制が整備されている。そのことによって、中間処遇施設側では、刑務所内の犯罪者の処遇プログラムの実施状況、仮釈放資格の取得、釈放予定日、帰住予定地等の情報を入手して、刑務所収容後の早い段階から、釈放準備を効果的に進めることができる。

(1) ベルキン・ハウス強化型更生保護施設

ベルキン・ハウス強化型更生保護施設(Belkin House Enhanced Community Based Residential Facility)は、バンクーバーにある、近代的ハイテク更生保護施設である。そこでは、40台の監視カメラと徹底した電子管理システムによって居住者を管理しており、このような設備を活用して、この施設の4階全フロアを使った強化型更生保護施設(定員30名、男子のみ。2007年収容実績、222名。)が設置されており、再犯危険性の高い仮釈放者を積極的に受け入れている。

居室は2人部屋が中心で、施設が新しいこともあって、比較的清潔な感じがした。居住

者は、在所中に仕事と住居を探して独立する必要があり、それらのニーズを支援するための雇用、住宅、保健医療等関係の職員が、施設の2階にそれぞれ事務室をかまえており、並行しながら、多様な支援を受けることができる。また、4階には、保護観察官4名が常駐しており、セキュリティ・スタッフも24時間体制で配置されていて、常に2人一組で活動する体制となっている。スタッフは、全員、小型の非常アラーム兼電子IDタグを持っており、緊急時には、全館に警報が発せられるようになっているほか、監視カメラの画像はすべて保存されており、警察の捜査にも活用されている。月2回、麻薬犬による抜き打ち検査があり、薬物が見つかると、その場で没収されるほか、不良措置の対象となる。所長の部屋には、没収した薬物を一時保管するための厳重な鍵の掛かるキャビネットが置かれていた。食事は、3食いずれも一階の広い食堂で提供される。施設名になっているBelkinは、バンクーバー在住の素封家の名前で、多額の私財を提供して、この立派な施設を寄付し、救世軍が運営に当たっている。強化型更生保護施設は、連邦政府との委託契約に基づいて費用が支払われている。

(2) ハーバー・ライト更生保護施設

ハーバー・ライト更生保護施設（Harbour Light Community Based Residential Facility）は、ベルキン・ハウスとは対照的で、外見上は、日本でもよく見かける普通の更生保護施設に近い（定員30名、男子のみ。ただ、出入りは、セキュリティを通る必要があり、その点、日本の施設と異なっている。）。

この更生保護施設の最大の特徴は、ハーバー・ライト支援的回復プログラム（Harbour Light Supportive Recovery Program）と呼ばれる、居住型の集中的薬物乱用者処遇で有名なことである。そのため、政府との契約による仮釈放の収容施設としては、ハーバー・ライト更生保護施設となっているが、別名は、ハーバー・ライト依存症回復センター（Harbour Light Addictions and Rehabilitation Centre）となっており、薬物乱用問題を抱えた対象者に対しては、3段階の非常に密度の高い薬物乱用者処遇を実施している。

ハーバー・ライト支援的回復プログラムは、時間的経過から見ると、第1段階が90日、第2段階が6週間、第3段階が最長で1年程度となっている。処遇アプローチの特徴は、実証的根拠に基づく実践の見地から、認知行動療法的な方法を中心として、実証的に効果が認められた乱用者処遇方法を、対象者のニーズに合わせて組み合わせて活用していることである。また、それらすべての基礎として、全員に共通して適用されるのは、12ステップ処遇と自助グループ（AA又はNA）の集会への出席である。組み合わせて使用されている処遇プログラムの代表例としては、①理論横断的変化モデル（Transtheoretical Model of Change）、②動機付け強化療法（Motivational Enhancement Therapy）、③認知行動療法（Cognitive-Behavioural Therapy）、④問題解決重点療法（Solution-Focused Therapy）、⑤依存症カウンセリング療法（Addiction Counselling Therapy）、⑥再発防止（Relapse Prevention）プログラム等である。①は、日本でも、認知行動療法を応用した薬

物乱用者等に対する Prochaska と DiClemente による段階的変化の処遇モデルとして知られているものであり、④は、対象者が抱える問題の原因探求ではなく、問題に対する解決策を積極的に探求する問題解決型手法 (problem solving approach) である。②及び④の組み合わせは、ハーバー・ライトから、他の施設に移動して乱用者処遇を受けるまでの短期間に、対象者を安定させるために使用されている。⑥は、再発防止ワークブックに沿って、5段階の再発防止プログラムについて学習するようになっている。

ハーバー・ライトでは、乱用者処遇以外に、ベルキン・ハウスから委託を受けて、ランダム尿検査をベルキン・ハウス居住者に対して提供している。薬物乱用者以外では、ベルキン・ハウス同様、性犯罪者なども受け入れている。また、犯罪依存症 (crime addiction) の者のための回復プログラムや前記のトリプルA プログラムを行っているほか、依存症者のためのアフターケアとして、社会内での処遇効果維持プログラム (community maintenance program (CMP))、再発防止プログラムの一種) も提供している。

(3) チリワック国立更生保護施設

チリワック国立更生保護施設 (Chilliwack Community Correctional Centre) は、バンクーバーから東に片道120km の距離にあり、空気が澄んだ田園地帯にある。全国で唯一の高齢者、心身障害者、終末医療仮釈放者の処遇専門の国立更生保護施設である（国立更生保護施設は、全国に16か所。）。収容定員31名。年間予算約100万カナダドル (2007年)。入所58名、退所53名、在所中死亡9名 (2007年)。

チリワックにおける処遇の最大の特徴は、ターミナルケア（終末医療）を含む看護専門職としての訓練を受けた元受刑者（施設に居住5名、通所2名）が、その居住者である仮釈放者（病気、高齢等介護や精神障害などで支援が必要な犯罪者。訪問時、末期ガンの居住者にも面会。）の世話ををするという、カナダで唯一のプログラムを展開していることである。特に、ターミナルケアについては、連邦の全国緩和ケア委員会 (National Palliative Care Committee) と連邦矯正局が2002年に共同で策定した Palliative Care Guidelines (緩和ケア基準) に沿って実施されており、約700頁の研修教材とガイドが用意されている（訪問時贈呈された）。居住者の容態悪化時や緊急時には、地元の病院と連携した対応がなされるようになっている。

費用対効果の検証によると、刑務所に高齢者・障害者等を拘禁しておくよりも、このような社会内処遇施設に収容した方が5分の1の費用で足りることが分かっており、今後の高齢犯罪者等処遇について、一つの展望を示すものとされている。

このような基本コンセプトのためか、職員の応対を含めて、施設全体に温かな雰囲気を感じた。地元との連携も強く、この厨房で作った料理を、貧しい家庭の子どもの学校給食として配ったり、毎年、保健所から引き取った200匹以上の野良猫を、きれいにした上、巣もして、一般家庭に引き取ってもらったり（居住者のためのアニマルセラピー）している。広大な敷地を生かして野菜なども一部自給し、温室で育てた花の売却益を施設運営費

の一部にあてている。地域住民から贈られた、果物の木もあり、広い手入れの行き届いた庭が印象的であった。

受け入れる犯罪者の罪名に限定はなく、性犯罪者や放火犯であっても、要介護・要支援であれば受け入れる。当初、地元住民からは、居住者の再犯危険性についての不安が多く寄せられ、いわゆる NIMBY (not in my back yard) 現象にも遭遇した。しかし、地元住民はもとより、地方自治体、刑事司法関係機関、福祉・医療・保健等関係機関も含めた話し合い及びそれらの間での連携体制の構築により、施設の開設にこぎつけた。その後は、前記のような地域支援活動等を通じて、地域に貢献する施設として周囲から認識されるようになって現在に至っている。

第3節 まとめ

カナダでは、実証的根拠に基づく実践に基づき、世界各国で採用されている犯罪者の再犯危険性評価基準や多様な認知行動プログラム等を開発してきた。

同国における犯罪者処遇関連で、今後、日本の制度を整備する上で参考となると考えられる事項は、下記のとおりである。

1 犯罪者処遇における実証的根拠に基づく実践の徹底

- ・ランダム化比較試験や準実験的手法に基づく、信頼性の高い実証研究の集積。
- ・RNRの原則に忠実な実践の確保

第1節で触れた、保護観察官に対するRNRの原則の忠実性を確保するための体系的研修制度の在り方に関する研究は、単に、研究レベルで効果が認められる処遇方法を導入するに留まらず、現実に再犯を減少させるための実務的に重要な点に焦点を当てるものである。日本においてもカナダや英国から処遇プログラムを導入しているが、今後、それらを効果的に運用していくためには、実践に携わる職員に対する効果的な訓練の在り方も同時に導入する必要があると考えられる。

2 犯罪者に関する情報の電子化とオンライン化による共有

OMSに類似のシステムは、日本においても導入されているが、集積されている情報の範囲、共有している機関等の幅において、検討の余地があると考えられる。

特に、今後、犯罪者の再犯危険性評価を出発点として処遇体制を構築していくことを考える場合、このような処遇情報を共有してこそ、適時の介入・支援が可能となると思われる。

3 継続的処遇体制の整備

カナダでは、継続的処遇のための中間処遇施設の整備及び釈放の前後に渡る就労支援がCORCAN、社会内就労支援センター(Community Employment Centres, CEC)、仮釈放事務所の雇用カウンセラー、民間団体であるジョン・ハワード協会、エリザベス・フライ協会などが連携して進められている。

カナダの制度では、原則として遅くとも刑期の3分の2までには仮釈放されることになっており、釈放直後の生活上のニーズを満たす中間処遇施設が大きな役割を果たしている。さらに、就労支援は、施設内から社会内まで一貫した支援体制が整備され、就職後のフォローアップ体制も採られている。日本において、刑務所派出所者等総合的就労支援対策の更なる充実を考える上で、この密度の高い支援体制は参考になると考えられる。

4 透明性の高い処遇制度と犯罪者との情報共有

前述のように、カナダでは、受刑者ごとにケース管理チームが組まれて、受刑者自身がそのメンバーとなり、自分に関する情報を共有しながら、透明性の高い処遇が進められている。これは、受刑者を単なる処遇対象と考えるのではなく、その更生と社会への再統合について、ともに考え進めるチームの一員としてとらえることを意味している。このような働きかけが、本人の更生への意欲を高める要因となっている。また、保護観察官は、全員、動機付け面接の訓練が義務づけられる等、犯罪者が処遇を進んで受け入れができるようにする（処遇レディネスの向上）ための工夫が随所に見られる。保護観察官の RNR の原則への忠実性確保と併せて、このような、犯罪者側の意欲向上についても、今後日本において取組を進めれば、一層処遇効果の向上が期待できるのではないかと思われる。

◆参考文献

- Andrews, D.A. and Bonta, J., 2006, "The psychology of criminal conduct (4th ed.)", LexisNexis=Mathew Bender.
- Bonta, J. and Andrews, D.A., 2007, "Risk–Need–Responsivity Model for Offender Assessment and Rehabilitation", ISBN No.: 978-0-662-05049-0 (Public Safety Canada).
- Bonta, J. Rugge, T, Scott, T, Bourgon, G. and A.K. Yessine, 2008, "Exploring the Black Box of Community Supervision", Journal of Offender Rehabilitation, Vol. 47(3), pp. 248-270.
- Bourgon, G., Rugge, T., Gutierrez, L., Simpson, K., Bonta, J., Scott, T., Yessine, A., Li, J & L. Helmus, June 14, 2008, "Strategic Training Initiative in Community Supervision (STICS)", Canadian Psychology Association's 69th Annual Convention, Halifax, Nova Scotia, Canada.
- CORCAN Annual Reports 2007-08
<http://www.csc-scc.gc.ca/text/prgrm/corcan/pblct/ar/07-08/ar0708-eng.shtml>
- Correctional Service Canada, 2007, "2006–2007 Performance Report."
- Department of Public Safety Canada, n.d., "Federal Corrections and Conditional Release–3rd edition."
http://www.publicsafety.gc.ca/prg/cor/nov/nov_guide_06-en.asp
- Motiuk, L.L. and Serin, R.H., eds., 2001, "Compendium 2000 on Effective Correctional Programming", Correctional Service Canada.
- National Parole Board, Performance Measurement Division, 2007, "Performance Monitoring Report 2006–2007."

第4章 英 国

はじめに

本章においては、英国における再犯防止対策の概略を紹介する。再犯防止対策は、我が国と同様、英国においても社会の関心が高い。

本章では、英国における犯罪状況や刑事政策の動向について概観し、再犯を防止するために障害となっているものは何かということを念頭に置きながら、英国における再犯防止対策にかかわりのある制度・プログラムを紹介し、それが再犯防止に効果があるのかということを検証するとともに、必要に応じ、我が国への適用可能性についても検討する。

再犯防止上の障害要因については多様なものが考えられるが、その中でも、各刑事司法機関の間における連携が不十分であること、犯罪予防が不十分であること、資源の配分の仕方が非効率であること（例えば、同じ予算・職員を使用するのであれば、出所後に犯罪行為を多数回繰り返すおそれのある犯罪者の処遇に重点を置いた方が、資源配分の方法としては効率的ではないかなど）が特に重要ではないかと考えてみた。

これを英国に当てはめてみると、英国では、既に、①刑事司法機関以外の関係機関を含む多機関連携が制度として定着しつつあり、また、②反社会的行動命令により犯罪をいわば芽のうちに摘み取るといった犯罪対策の予防へのシフトが行われ、③犯罪を多数回繰り返している犯罪者のグループを頻回犯罪者として指定し、特別に処遇している頻回犯罪者プログラムが行われ、再犯防止に効果を挙げていることなどが、調査の結果、判明したので紹介する。

なお、本章では、特に提示しない限り、英国（正式名称はグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）の中のイングランド及びウェールズ（England and Wales）について述べている。英国においては、イングランド及びウェールズ、北アイルランド並びにスコットランドでは法制度が異なり、刑事司法制度も三つの異なる制度が運用されているが、本章においては、「英國」と表記する場合は、イングランド及びウェールズを指している。

また、本章の内容は、筆者らが英国の制度・プログラムを調査するため、英国の関係機関を訪問した2008年11月時点のものであること、また、本章中、意見にわたる部分は筆者らの私見であることをお断りしておく。

第1節 近時の犯罪動向及び刑事政策

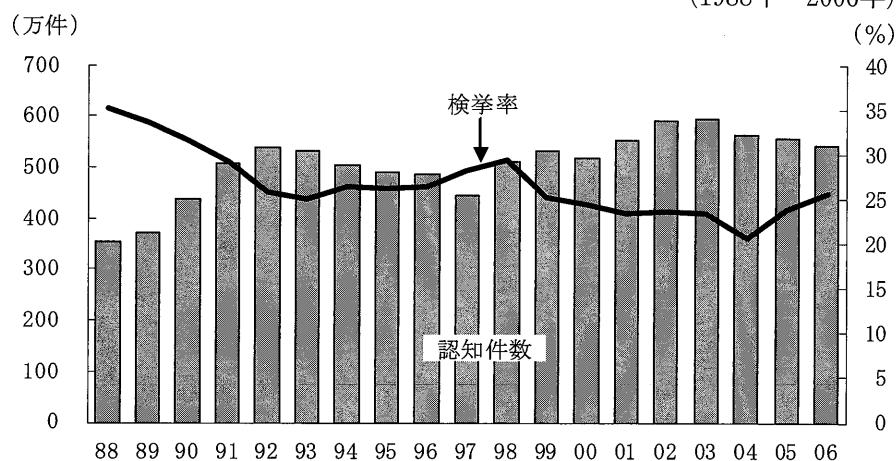
1 英国の犯罪動向

英国における主要な犯罪¹の認知件数は、2004年以降減少し、2006年は5,427,559件であった。また、主要な犯罪の検挙率は、2004年以降上昇し、2006年は25.7%となった。

1988年以降の英国における主要な犯罪の認知件数及び検挙率の推移については、3-4-1-1図のとおりである。

3-4-1-1図 主要な犯罪の認知件数・検挙率の推移

(1988年～2006年)



注 1 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales) による。ただし、2000年までの数値は、Criminal statistics England and Wales による。

2 認知件数等算出の基礎となる期間は、1997年までは暦年、1998年以降は会計年度を単位としている。

3 2002年以降、犯罪被害者を重視した新たな犯罪認知基準 (National Crime Recording Standard) が導入され、併せて、新たに英國交通警察 (British Transport Police) による認知件数を含めて計上することとされたが、本図においては、2003年までは、従来どおりの英國交通警察による認知件数を含まない件数を計上し、2004年以降、それを含めた件数を計上了。

4 検挙率については、2003年までは、全検挙件数を用いて計算したが、2004年以降は、把握できた「警察において終局処分を受けたか又は起訴等刑事裁判手続による処理が決定された事件の検挙件数」(sanction detection) を用いて計算した。

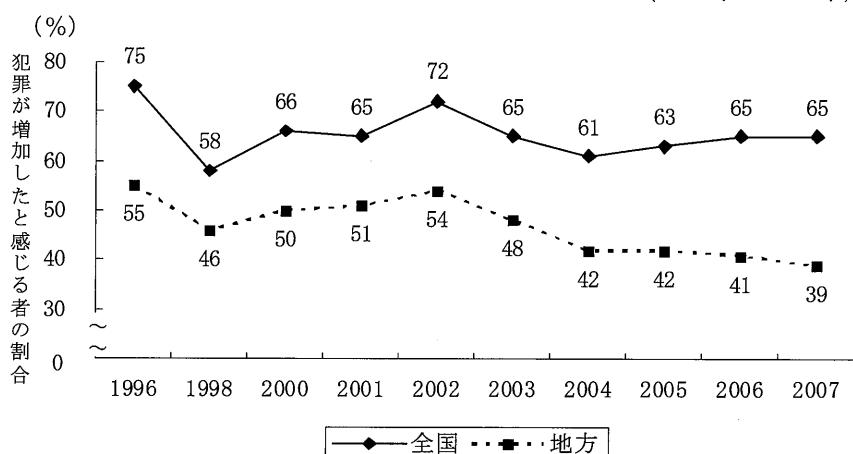
1 「主要な犯罪」とは、報告犯罪 (notifiable offence) をいい、内務省が警察から報告を受けた犯罪を指している。

2 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales 2007/08) による。

(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)

犯罪動向の変化に対する国民の意識を調査した結果が、次の3-4-1-2図である²。英国犯罪被害実態調査 (British Crime Survey, BCS)³の犯罪件数は、1995年以降、減少し続けているのにもかかわらず、およそ3人のうち2人の国民は、過去2年間に犯罪が全国的に増加していると感じている。国全体よりも地方の方が、犯罪が増加していると感じている割合が少ないという傾向はあるものの、それでも約5人に2人の国民が地方においても犯罪が増加していると感じている。2004年度の調査以降、国レベルと地方レベルの犯罪レベルの認識の差が拡大してきている。犯罪発生率の認識は国民の特質によって異なり、例えば、全国的なタブロイド紙を読んでいる国民は、全国的に犯罪が非常に増加していると考える傾向が強いなどという調査結果が出ている。

**3-4-1-2図 犯罪動向の変化に対する国民の意識の推移
(1996年～2007年)**



注 1 Crime in England and Wales 2007/08による。

2 2000年までは暦年、2001年以降は会計年度である。

反社会的行動 (Anti-Social Behaviour, ASB, 後述) に関する国民の意識を調査した結果が、次の3-4-1-3図である⁴。これは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から徒歩15分以内のエリアにおいて反社会的行動が問題となっていないか尋ねた結果をまとめたものである。

2006年度及び2007年度ともに、最も問題となっている反社会的行動はティーンエイジャーの徘徊であり、二番目に問題となっている反社会的行動はごみの散乱である。2006

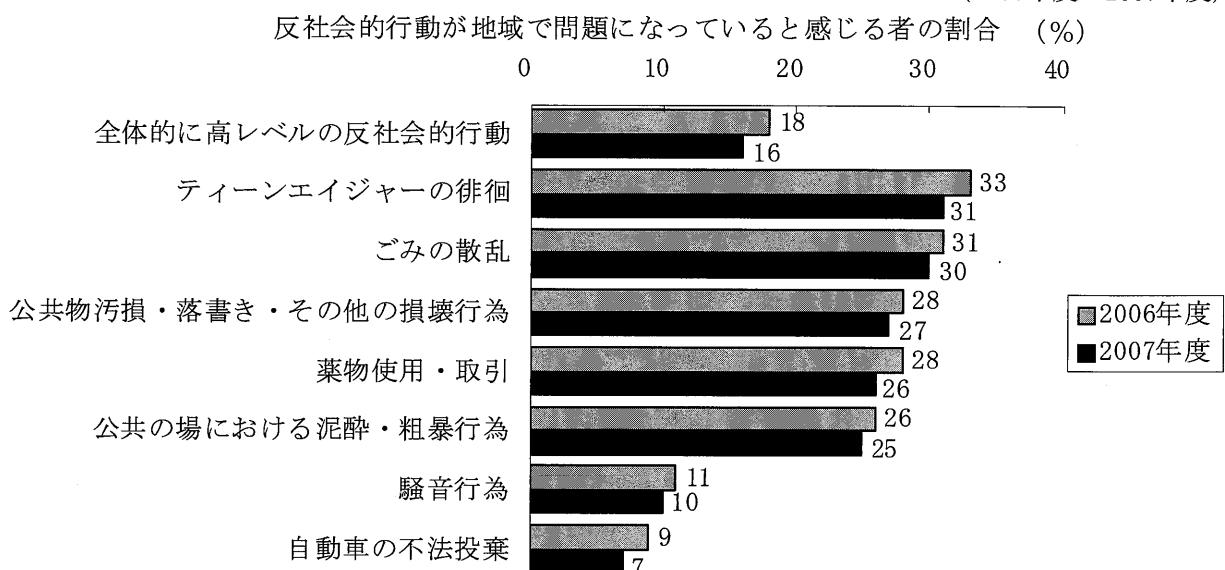
3 英国犯罪被害実態調査の統計は、警察統計と比較すると、警察に認知されない犯罪データを含んでいるため、家庭や個人の犯罪データの真の姿をよく反映するものである。また、同統計は、警察の認知手続の変化や市民が通報するかどうかなどによる影響を受けないため、犯罪の時系列変化をより良く示すといった特徴がある。

4 英国の犯罪統計 (Crime in England and Wales 2007/08) による。
(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)

年度と2007年度を比較すると、ティーンエイジャーの徘徊、公共物汚損・落書き・その他の損壊行為、薬物使用・取引公共の場における泥酔・粗暴行為、ごみの散乱、騒音行為、自動車の不法投棄のすべての項目において減少している。「全体的に高レベルの反社会的行動」も2006年度の18%から2007年度の16%へと減少しており、地域で反社会的行動が問題となっていると感じている国民の割合が減少していることが分かる。

3-4-1-3 図 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

(2006年度～2007年度)



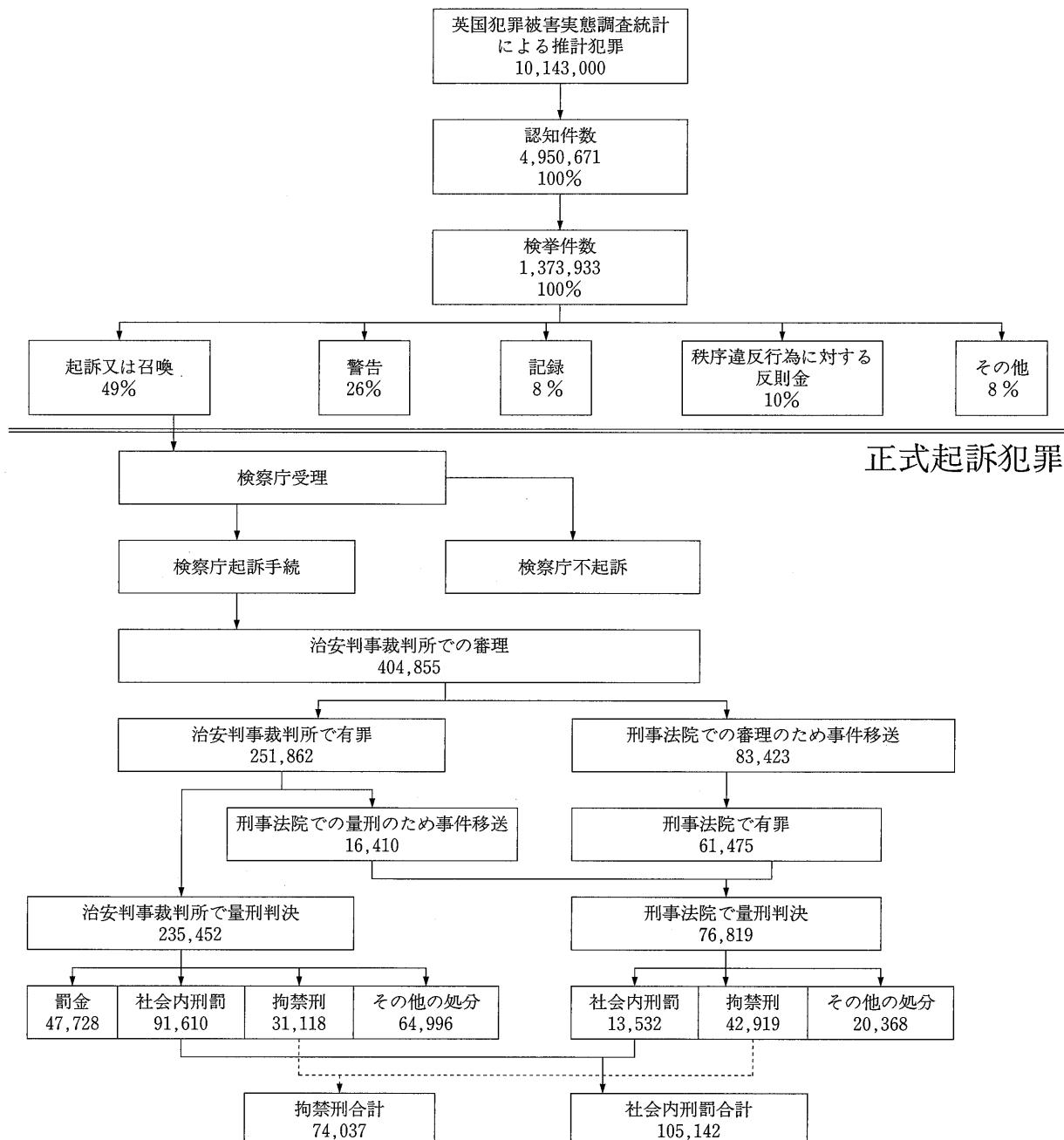
注 1 “Perceptions of anti-social behaviour : Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08”, 20頁による。

2 「全体的に高レベルの反社会的行動」とは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から歩いて15分以内のエリアで、「ティーンエイジャーの徘徊」、「公共物汚損・落書き・その他の損壊行為」、「薬物使用・取引」、「公共の場における泥酔・粗暴行為」、「ごみの散乱」、「騒音行為」及び「自動車の不法投棄」のそれぞれが問題となっていないかを質問し、「非常に大きな問題である（3点）」、「相当大きな問題である（2点）」、「余り大きな問題ではない（1点）」又は「全く問題ではない（0点）」のいずれかを上記7項目のそれぞれについて選択してもらい、上記7項目の合計点が11点以上の場合には、「全体的に高レベルの反社会的行動」が見られたと分類している。

2 英国における刑事司法の流れ

英国における刑事司法の流れは、3-4-1-4図のとおりである。

3-4-1-4図 英国刑事司法の流れ(2007年)



- 注 1 Criminal Statistics: England and Wales 2007 による。
- 2 「英国犯罪被害実態調査統計による推計犯罪」は、世帯及び個人に対する犯罪を含む。これらは必ずしも警察に報告された犯罪ではなく、認知件数と厳密には比較できないものである。
- 3 「認知件数」は、すべての正式起訴犯罪、治安判事裁判所又は刑事法院のいずれにも係属し得る起訴犯罪、更に一部の密接に関連した略式起訴犯罪を含む。
- 4 検挙後の「その他」は、大麻所持に対する正式警告及び検挙後それ以上の処理がなされなかった事件を含む。

英国は、刑事政策に関し、これまで多くの重要なアイディアを生み出し、試みた施策が失敗であったときは、速やかに新たな施策を編み出して改革を敢行する姿勢を維持しようとしてきたと言われている⁵。

1996年3月に議会に提出された白書「公衆の保護－イングランド及びウェールズにおける犯罪に関する政府の戦略」において、政府の第一の責務は、法と秩序の維持による国民の保護にあるとして、それ以降、犯罪に対するより厳しい姿勢が政策として打ち出されるようになった。以下に、1997年犯罪（量刑）法以降の近年の英国の一連の立法と制度改革について概観する。

(1) 1997年犯罪（量刑）法 (Crime (Sentences) Act 1997)

1997年犯罪（量刑）法(Crime (Sentences) Act 1997)は、必要的最低刑期制度(Mandatory and Minimum Sentence)を導入した。これは、2回目の重大な暴力犯罪者及び性犯罪者に対して、例外的な事情がある場合を除き、必要的終身刑を科すこと(第2条)、3回目のA級薬物不正取引については、裁判所があらゆる状況を考慮して不当であると認めないとときは、7年以上の必要的拘禁刑を科すこと(第3条)、3回目の不法目的侵入(domestic burglary)については、裁判所があらゆる状況を考慮して不当であると認めないとときは、最低3年以上の必要的拘禁刑を科すこと(第4条)というものである。また、同法により、社会内刑罰(community sentence)を科すのに従来必要であった犯罪者の同意が不要となった(38条)⁶。

(2) 1998年犯罪及び秩序違反法 (Crime and Disorder Act 1998)

1998年犯罪及び秩序違反法(Crime and Disorder Act 1998)は、反社会的行動命令(Anti-Social Behaviour Order)、性犯罪者命令(Sex Offender Order)及び養育命令(Parenting Order)を導入し、犯罪及び秩序違反の減少のための戦略に関して地方自治体により重い責任を与えることとなった。

英国では、1980年代以降、犯罪を社会の中の様々な要因と密接に関係した現象であるとらえ、犯罪を予防するためには、警察だけではなく複数の関係機関の協力が必要であるという考え方方が広まった(崎山、2008)。これが政策に反映し、1998年犯罪及び秩序違反法において、警察機関、地方自治体、プロベーション機関、保健機関が協力して犯罪及び秩序違反の減少に当たるべきであるという規定(第5条及び6条)が置かれている。

1998年犯罪及び秩序違反法は、少年司法制度の第一の目的は、少年の犯罪を防止することであるとした(第37条)。同法は、地方自治体に適正な少年司法行政の執行を確保し(第38条)、少年犯罪チーム(Youth Offending Team)を設置することを義務付けた(第39条)。少年犯罪チームには、保護観察官、ソーシャル・ワーカー、警察官、保健機関が指名した

5 濑川晃「イギリス刑事法の現代的展開」(1995年、成文堂), 18頁

6 [http://www.sagepub.co.uk/cavadino/Crime%20\(sentences\)%20Act%2097.doc](http://www.sagepub.co.uk/cavadino/Crime%20(sentences)%20Act%2097.doc)

者、教育機関の長の指名した者が少なくとも1名いなければならぬとされる（第39条）。また、同法により、地方自治体は、少年司法行政の運営及び資金調達の方法並びに少年犯罪チームの構成及び資金調達の方法等について定めた少年司法計画（Youth Justice Plan）を毎年立案し実施することが義務付けられることとなった（第40条）。さらに、少年司法委員会（Youth Justice Board）が設置され、少年司法制度運営の監督、主務大臣への助言等の職務を行うこととなった（第41条）。

（3）2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）

2003年刑事司法法（Criminal Justice Act 2003）は、英国の刑事司法制度の多くの分野を近代化するものである。

社会内刑罰（community sentence）には、社会処罰命令（community punishment order）、社会更生命令（community rehabilitation order）など以前は多くの種類があったが、単一の社会内命令（community order）にとって代わられ、無償労働命令（unpaid work）などは12種類ある特別遵守事項（particular requirements）の一つとなった。こうした改正が行われた目的は、刑罰の内容をより個々の犯罪者に適したもの（個別処遇）とすることがある。

また、2003年刑事司法法により、拘禁と社会内刑罰が統合された。これは、かつての執行猶予付拘禁刑（suspended sentence of imprisonment）の復活であり、社会内命令（community order）を同時に科すこともできるようになったものである。猶予期間中に命令に違反するか又は再犯をすれば、どのような拘禁刑を受けることになるか犯罪者はあらかじめ知ることができる。

断続的拘禁（intermittent custody）は、2003年刑事司法法により導入された制度である。これは、犯罪者を完全にフルタイムで拘禁するのではなく、例えば、犯罪者が、平日は刑務所の外に出て仕事をし、週末には刑務所に戻って拘禁刑を受けるというように、犯罪者を断続的に拘禁するものである。この制度は、犯罪者が家族との接触を維持し、職を失わずに、地域社会との関係も保つことを可能にすることを目的としている。断続的拘禁は、たとえ短い期間ではあってもフルタイムの拘禁によって生じる雇用や住居の喪失、家族崩壊といったマイナスの結果が生じることを防ぐことを目指している。

2003年刑事司法法により、暴力犯罪者及び性犯罪者に対する必要的刑期制度に代わって、150以上の犯罪（特定の条件に合致する犯罪者によって異なる）に関する義務的終身刑及び最低刑期の制度を導入した。同法は、「公衆保護のための拘禁刑（imprisonment for public protection）」と呼ばれる新しい種類の終身刑を創設した。これは、最高刑10年の刑を科せられる犯罪に対しても適用されるものである。

しかし、刑務所の過剰収容状態が深刻となり、前例のない規模にまで達したことから、その対応策として、国会は、2008年刑事司法及び入管法（Criminal Justice and Immigration Act 2008）を可決し（2008年7月14日施行），上記の刑を科すための基準を厳しくするとと

もに、同基準を満たした場合であっても司法的裁量の余地を回復することとした。

(4) 全国犯罪者管理庁（National Offender Management Service, NOMS）の新設

全国犯罪者管理庁（National Offender Management Service, NOMS）は、カーター報告書（2003）の勧告に基づいて設立されたものである。カーターは、英国政府から、刑務所の過剰収容と利用可能な社会資源との均衡をとる方法についての意見を求められ、次の3つの提言を行った。

- ① 形の始まりから刑の終了に至るまでの「一貫した処遇（end-to-end management）」
- ② サービスの委託者と供給者の明確な区別
- ③ 供給者間の「競争性（contestability）」

カーターは、自分の提言に従えば、コストが削減され、効率性が向上し、革新がなされると主張した。カーターによれば、過去10年間に3分の2以上増加した刑務所人口も、裁判所が拘禁刑よりも社会内刑罰の有効性に自信を持つことによって刑務所人口の増加を抑制でき、再犯率も減少するとのことであった。政府は、この提言を全面的に受け入れることとなった。

こうして、2004年6月1日、全国犯罪者管理庁（National Offender Management Service, NOMS）が誕生し、内務省（Home Office）内の全国プロベーション・サービス（National Probation Service）と矯正局（Her Majesty's Prison Service）が、全国犯罪者管理庁の傘下に収められることとなった。

全国犯罪者管理庁の設立により、2004年度以降、9つのイングランド及びウェールズ地域に管区犯罪者処遇官（Regional Offender Manager）が置かれるようになった。管区犯罪者処遇官は、担当地域の犯罪者処遇全般に責任を持つとともに、再犯減少にも責任を持っている。そして、管区犯罪者処遇官は、多機関連携を通じて、犯罪要因となり得るアルコール・薬物乱用、居住・就労・教育・家庭・金銭・考え方・行動の問題などに取り組むこととなったのである。

(5) 法務省（Ministry of Justice）の新設

2007年5月9日、憲法事項省（Department for Constitutional Affairs, DCA）と内務省（Home Office）の刑事司法政策、量刑政策、プロベーション、刑務所及び再犯防止に関する部局が合併して、法務省（Ministry of Justice）が新設された。法務省の新設により、全国犯罪者管理庁は法務省に属することとなった。

第2節 反社会的行動命令

1 反社会的行動（Anti-Social Behaviour, ASB）

1998年犯罪及び秩序違反法（Crime and Disorder Act 1998）により、反社会的行動命令（Anti-Social Behaviour Order, ASBO）に関する制度が導入された。同法で反社会的行動（Anti-Social Behaviour, ASB）とされる行為は、家計の異なる1人又は複数の者に対し、嫌がらせ・恐怖・苦痛を生じさせる行為あるいは生じさせるおそれがある行為である（第1条）。反社会的行動の具体例として、内務省は次のような事例を挙げている⁷。

- ・都会の整然としたスペースを台無しにするような落書き
- ・暴言（特に少数外国人に対する暴言が頻繁に見られる）
- ・騒音（特に深夜における騒音）
- ・ごみで通りを汚す行為
- ・通りでの泥酔及び泥酔がもたらす迷惑行為
- ・違法薬物取引及び違法薬物取引に関連して生じるあらゆる問題

反社会的行動は、市民生活を不快にさせるばかりではなく、恵まれない地域を再生産し、重大犯罪発生の温床となるものであると内務省は認識している⁸。

2003年反社会的行動命令法（Anti-Social Behaviour Act 2003）が成立し、警察、地方自治体等が重大な反社会的行動に対処するための権限が更に強化された。

2 反社会的行動命令（Anti-Social Behaviour Order, ASBO）の実施内容

1998年犯罪及び秩序違反法は、反社会的行動命令の適用対象となる者を年齢10歳以上の者と定めている（第1条）。反社会的行動命令の申立ては、関係機関（relevant authority）である地方議会又は警察の長が、お互いの協議を経た後に、治安判事裁判所（magistrates' court）に対して行う（第1条）。また、2003年反社会的行動命令法により、警察、地方自治体に加えて、登録家主も、迷惑行為や住宅管理業務の阻害行為があった場合には、反社会的行動命令の申立てをすることができるようになった（第13条）。こうした反社会的行動命令の申立ては、被害者ではなく、関係機関が行うため、被害者個人に脅迫が及ぶおそれを克服できるという利点があるとされている（横山、2006）。

反社会的行動命令の内容は、禁止事項のみであり、積極的に義務行為を課すものではない。反社会的行動命令は、恐喝・破壊的行為の禁止、特定のグループの友人と一緒にいることの禁止、特定の地域への立ち入りの禁止等の内容を有している。反社会的行動命令は

7 Home Office, 2003, "A Guide to Anti-Social Behaviour Orders and Acceptable Behaviour Contracts" (<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/asbos/asbos9.pdf>), 5 頁

8 <http://www.homeoffice.gov.uk/anti-social-behaviour/what-is-asb/>

最低2年間の効力を有しており、それよりも長い期間とすることも可能である。反社会的行動命令は、特定の犯罪被害者、隣人、地域社会全体が脅威にさらされたり、あるいは生活の質がダメージを受けたりすることを防ぐことを目的としている。

反社会的行動命令は、民事処分(civil order)であって刑事罰(criminal penalty)ではないので前科とはならないものである。しかし、反社会的行動命令に違反した者に対しては、犯罪を行ったものとして、罰金又は5年以下の拘禁刑を科すことが可能である。

3 反社会的行動命令の適用実例

(1) 反社会的行動命令の発出事例

後述する北リバプール地域司法センターの広報誌には、反社会的行動命令が発出された事例として、次のものが紹介されている。

16歳の少年がアンフィールド地区の一連の事件により2年間の反社会的行動命令を発出された。この少年は、2005年11月から2006年6月までの間における、学校と地域社会における行動が問題となって反社会的行動命令が出されたものである。

この少年は、教師と地元住民を口汚くののしり、2人の同級生を脅迫し、2人の住民の車にびんと石を投げ、つばを吐いた。

この2年間の反社会的行動命令の意味するところは、この16歳の少年は、以下に述べる行為を禁止されることである。すなわち、アンフィールド及びブレックフィールド周辺の北リバプールの特定の地域に立ち入ることの禁止、他人に対し脅迫する言辞や態度をとることの禁止、車に対する迷惑行為の禁止、地域社会の2人の特定の人物への接近の禁止、車・人・物に対するキックや物を投げつけるなどの行為の禁止である。

この少年が、この命令を遵守できなかった場合は、2年間の拘禁刑あるいは罰金を科されることになる。

(2) ノーズリー反社会的行動禁止部 (Knowsley's Anti-Social Behaviour Unit) の活動内容

次に、ノーズリー反社会的行動禁止部 (Knowsley's Anti-Social Behaviour Unit)について調査をする機会があったので、簡単に紹介する⁹。

ノーズリー反社会的行動禁止部は、犯罪の早期発見と犯罪予防を目的として2007年6月12日に設立されたものである。同部の職務内容は、次のとおりである。

9 ノーズリー区は、英国のマージーサイド州の5つの市・区の一つであり、人口は約15万人、イングランドでは8番目に貧しい地区である。

- ・住民が反社会的行動を通報できるような環境を整える。
- ・反社会的行動を抑止できるための戦略を練る。
- ・犯罪者に対し適切な対応を執る。
- ・犯罪者の環境とその行動に変容を促すために必要な支援を行う。
- ・犯罪被害者と証人に対する支援を行う。
- ・地域、住民、他の機関とともに協力して反社会的行動に対処する。

ノーズリー反社会的行動禁止部では、地域住民が反社会的行動を通報しやすいうように専用回線を設けて対応している。2007年には1,000件以上の通報があり、30の反社会的行動命令が発せられている。

4 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

2006年3月30日、内務省は、1999年4月から2005年9月までの期間に、イングランド及びウェールズにおいては、7,356件の反社会的行動命令が発出されたと発表した¹⁰。

2007年度の英国犯罪被害実態調査に基づく国民の反社会的行動に対する意識調査を実施した結果は、3-4-2-1表のとおりである。

3-4-2-1表 地域の反社会的行動に対する国民の意識の推移

(2001年度～2007年度)

反社会的行動の種類	2001年度 (%)	2002年度 (%)	2003年度 (%)	2004年度 (%)	2005年度 (%)	2006年度 (%)	2007年度 (%)	統計的有意差		
								2001年度 ～ 2007年度	2006年度 ～ 2007年度	2007年度
全体的に高レベルの反社会的行動	19	21	16	17	17	18	16	↓*	↓*	↓*
ティーンエイジャーの徘徊	32	33	27	31	32	33	31	↓*	↓*	↓*
公共物汚損・落書き・その他の損壊行為	34	35	28	28	29	28	27	↓*	↓*	↓*
薬物使用・取引	31	32	25	26	27	28	26	↓*	↓*	↓*
公共の場における泥酔・粗暴行為	22	23	19	22	24	26	25	↑*		
ごみの散乱	32	33	29	30	30	31	30	↓*		
騒音行為	10	10	9	9	10	11	10			
自動車の不法投棄	20	25	15	12	10	9	7	↓*	↓*	↓*

注 1 “Perceptions of anti-social behaviour: Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08”, 20頁による。

2 「全体的に高レベルの反社会的行動」とは、英国犯罪被害実態調査において、居住地から歩いて15分以内のエリアで、「ティーンエイジャーの徘徊」、「公共物汚損・落書き・その他の損壊行為」、「薬物使用・取引」、「公共の場における泥酔・粗暴行為」、「ごみの散乱」、「騒音行為」及び「自動車の不法投棄」のそれぞれが問題となっていないかを質問し、「非常に大きな問題である（3点）」、「相当大きな問題である（2点）」、「余り大きな問題ではない（1点）」又は「全く問題ではない（0点）」のいずれかを上記7項目のそれぞれについて選択してもらい、上記7項目の合計点が11点以上の場合には、「全体的に高レベルの反社会的行動」が見られたと分類している。

3 「*」は、5%水準で統計的有意差があることを示している。

10 <http://press.homeoffice.gov.uk/press-releases/clamp-down-anti-social-behaviour>

2001年度から2007年度にかけて「全体的に高レベルの反社会的行動」が19%から16%へと減少している。この減少に寄与している反社会的行動の内訳は、①自動車の不法投棄(20%から7%へと減少)、②公共物汚損・落書き・その他の損壊行為(34%から27%へと減少)、③薬物使用・取引(31%から26%へと減少)、④ごみの散乱(32%から30%へと減少)、⑤ティーンエイジャーの徘徊(32%から31%へと減少)である。

2001年度から2007年度にかけて、地域で問題となっていると感じている国民の割合に変化が見られない反社会的行動は、騒音行為である。地域で騒音行為が問題となっていると感じている国民の割合は、2001年度及び2007年度ともに10%のままであり、変化が見られない。

逆に、2001年度から2007年度にかけて、地域で問題となっていると感じている国民の割合が増えている反社会的行動は、公共の場における泥酔・粗暴行為であり、2001年度の22%から2007年度の25%へと上昇している¹¹。

5 反社会的行動命令制度の課題

2005年に発表されたモリ社会調査研究所(MORI Social Research Institute)の調査結果¹²によれば、英国民の82%が反社会的行動命令制度を支持し、反対意見はわずか5%にすぎなかった。反社会的行動命令制度についてよく知っている者の方が、よく知らない者よりも同制度を支持する傾向が見られた。反社会的行動命令制度を聞いたことのある者のうち、反社会的行動命令の発出が反社会的行動を防止するのに有効であるとの意見は39%であり、そうでないと答えた者は46%であったが、この結果は、同研究所でかつて行った刑務所、裁判所及びソーシャル・サービスの有効性に対する意見の調査結果とほぼ同様の結果である。

しかし、反社会的行動命令は、本来合法な行為を犯罪行為としてしまうと批判する者もいる。また、どのような行為が反社会的行動に当たるのかということについて明確な定義がなされていないことや、同様に反社会的行動命令の有効期間をどの程度の期間にするのかについても明確に決まっていないことについて問題視する意見がある。反社会的行動命令の申請がなされたうち、却下されたのがわずか3%に過ぎないことについても批判がある。

6 我が国への導入可能性

我が国において、反社会的行動命令の制度を採用し、本来、犯罪行為とまではいえない

11 Home Office, 2008, "Perceptions of anti-social behaviour : Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08", 3頁

12 <http://www.ipso-mori.com/content/polls-05/public-concern-about-asb-and-support-for-asbos.ashx>

行為を反社会的行動として取り締まることについては、犯罪をいわば芽の段階で摘み取ることにつながり、犯罪予防という点において効果が上がる可能性はあると考える。しかし、英國における反社会的行動命令に対する批判意見と同じく、具体的にどのような行為が反社会的行動に当たるのかということについて、法律上明確に定義する必要があるのではないかと思料する。また、昔であれば地域社会で近隣の大人が子供に対して口頭で注意を与えることで済ませていたような行為を、反社会的行動命令を発するという法律上の手段で解決することについて、まず国民の間で議論をし、コンセンサスを得ることが必要であると考える。

第3節 多機関公衆保護協定（MAPPA）

1 MAPPA（多機関公衆保護協定）の設置¹³

MAPPA（Multi-Agency Public Protection Arrangements：多機関公衆保護協定）は、性犯罪者と暴力犯罪者を監督するための法定の協定である。MAPPAは、それ自体が組織ではなく、機関が協力して法定の責任を果たし、公衆を保護するメカニズムである。

MAPPAの目的は、包括的な再犯危険性評価がなされることを確保し、関係機関の間で情報を共有することの利点を享受し、公衆を重大な加害行為から最もよく保護されるよう、利用可能な資源を振り向けることである。

MAPPAでは、警察、刑務所及びプロベーション・サービスを責任機関（Responsible Authority, RA）としている。責任機関は、MAPPAが設立された地域において、MAPPA対象犯罪者の危険性の評価と管理について義務と責任を有している。

2003年刑事司法法第325条により、地方社会福祉機関、保健機関、就労センター（Jobcentre Plus）、少年犯罪チーム、MAPPA対象犯罪者が居住する住宅の登録家主、地方住宅局、地方教育当局及び電子監視機関が、責任機関に対する協力義務があると規定されている。また、各MAPPAに2名の非常勤アドバイザー（Lay Advisor）が置かれている（326条）。

2 MAPPA 対象犯罪者

2003年刑事司法法により、MAPPAが対象としている犯罪者は、次のとおりである¹⁴。

- ① カテゴリー1に属する犯罪者（登録された性犯罪者）
- ② カテゴリー2に属する犯罪者（12か月以上の拘禁刑に処せられた暴力犯罪者、カテゴリー1以外の性犯罪者、制限のある病院命令を受けた犯罪者）
- ③ カテゴリー3に属する犯罪者（カテゴリー1及び2以外の危険な犯罪者）。

MAPPA対象犯罪者数の推移は、3-4-3-1表のとおりである。

13 National Offender Management Service, 2007, “MAPPA Guidance 2007 Version 2.0”, 8頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

14 National Offender Management Service, 2007, “MAPPA Guidance 2007 Version 2.0”, 14頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

3-4-3-1表 MAPPA 対象犯罪者数の推移

(2003年度～2007年度)

カテゴリー	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
総 数	39,492	44,592	47,588	48,443	50,210
登録性犯罪者 (カテゴリー1)	24,572	28,994	29,983	30,416	31,392
凶悪犯罪者等 (カテゴリー2)	12,754	12,662	14,292	14,895	16,249
その他の犯罪者 (カテゴリー3)	2,166	2,936	3,313	3,132	2,569

注 National Statistics for Multi-Agency Public Protection Arrangements, Annual Reports 07/08
(<http://www.syps.org.uk/publications/MAPPANationalFigures2008.pdf>)

3 MAPPAにおける情報共有

ViSOR (Violent Sex Offender Register) は、すべてのMAPPA対象犯罪者に関するデータベースとして構築されたものである。責任機関は、ViSORにおける情報がすべてのMAPPA対象犯罪者を網羅し、ViSOR全国基準 (ViSOR National Standards) を維持する義務を有している。ViSORは、すべての警察機関にとって利用可能なものであるが、2008年以降は、プロベーション及び刑務所が利用可能な機関として加わった¹⁵。

4 MAPPA監督レベル¹⁶

MAPPAでは、各ケースの監督レベルをレベル1からレベル3としている。この3つの異なるレベルは、最も効率的かつ効果的に再犯危険性を管理するために社会資源を投入することを可能にするものである。再犯危険性の程度とMAPPA監督レベルには相関関係があるものの（再犯危険性の程度が高ければ高いほどMAPPA監督レベルも高くなる）、再犯危険性の程度の高さは、そのままMAPPA監督レベルに直接結びつくものではない。例えば、再犯危険性の程度の高い事件のすべてについて、レベル2又はレベル3のMAPPA監督レベルで管理する必要はなく、また、再犯危険性の程度が低いケースであっても、複雑で例外的な事情がある場合には（特に悪評が問題となっている事件）、レベル2又はレベル3のMAPPA監督レベルで管理するのが適当な場合もある。

(1) レベル1

レベル1とは、犯罪者を監督している機関（主として、プロベーション、警察、少年犯罪チーム）が、当該犯罪者の危険性をその機関単独で管理することが可能な事件で使用さ

15 National Offender Management Service, 2007, “MAPPA Guidance 2007 Version 2.0”, 21頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

16 National Offender Management Service, 2007, “MAPPA Guidance 2007 Version 2.0”, 43頁 (<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

れる監督レベルである。カテゴリー1及びカテゴリー2に属する犯罪者が対象となり、カテゴリー3に属する犯罪者は対象とならない。MAPPA 対象犯罪者の中では、レベル1で監督される者が最も多い。

(2) レベル2

レベル2で監督する犯罪者は、次のとおりである。

- ① 後述するOASys(又はASSET)による評価で重大な加害行為を行う危険性が「高い」と評価された者
- ② 加害の危険性を管理するために他の機関による積極的な関与及び介入が必要な者
- ③ 過去にレベル3で監督されたことがあるが、現在は再犯危険性の程度が減少している者。再犯危険性を多機関で管理しなければならない複雑性を有している者。レベル2のリスクマネジメント計画が確立している者

(3) レベル3

レベル3は、責任機関と協力機関による積極的な会議と上級レベルの協働が必要な監督レベルである。事件をレベル3のMAPP会議(Multi-Agency Public Protection Meeting)に付託する際には基準があり、犯罪者が次のような特徴を示している場合などがそれに当たる。

- ① 後述するOASys(又はASSET)による評価で重大な加害行為を行う危険性が「高い」又は「非常に高い」と評価された者
- ② 事件の複雑性又は尋常でない社会資源の関与を必要とするといった理由から上級レベルでの緊密な協働が必要な計画によってのみ監督が可能な加害の危険性を示している者
- ③ 加害の危険性が「高い」又は「非常に高い」とは評価されている者ではないが、メディアの興味を引き、一般の関心が高くなる可能性がある場合や刑事司法制度に対する公衆の信頼の確保が必要とされるような場合

5 MAPPA協力機関¹⁷

MAPPAに対して協力する義務のあるMAPPA協力機関の職務内容については、次のとおりであるが、各機関の任務の詳細については、各地方で定められている。

(1) 少年犯罪チーム(Youth Offending Team, YOT)

少年犯罪チーム(Youth Offending Team, YOT)は、1998年犯罪及び秩序違反法によって各地方自治体に設置が義務付けられたものである。少年犯罪チームにおいては、警察及

17 National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0", 93頁
(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)

びプロベーションの職員が重要な役割を果たしており、これ自体が多機関パートナーシップである。

(2) 就労センター (Jobcentre Plus)

就労センター (Jobcentre Plus) は、労働年金省 (Department for Work and Pensions) の執行機関である。就労センターの目的は、雇用の供給、求人を満たすこと及び就労年齢の者への援助である。

(3) 地方児童サービス局 (Local Authority Children's Services Departments)

地方児童サービス局 (Local Authority Children's Services Departments) は、地方教育当局 (Local Education Authorities) の業務と児童に関する地方福祉当局 (Local Authority Social Services) の業務の両方をカバーしている。地方自治体は、児童が顕著な被害を現に受けているあるいは受けるおそれがある場合には、当該児童を保護あるいは当該児童の福祉を促進するために必要な調査を行う義務を有している。地方安全保護児童委員会 (Local Safeguarding Children Board, LSCB) は、児童の安全保護と児童福祉の促進を目的として、地方自治体によって設立されたものである。教育当局、特に学校は、生徒に対し、通り魔被害に遭わないためのトレーニング・プログラムを行うことが可能であるなど、児童を保護するために重要な役割を果たし、MAPPA の業務を支援することが可能である。

(4) 地方住宅局 (Local Housing Authorities)

地方住宅局 (Local Housing Authorities) は、犯罪者の帰住調整に関する業務とホームレスに対する長期宿泊の割り当てに関する業務を行っている。

(5) 登録家主 (Registered Social Landlord, RSL)

登録家主 (Registered Social Landlord, RSL) は、住宅公団 (Housing Corporation) に登録された非営利家主 (social landlord) の法的名称である。すべての登録家主が MAPPA 対象者に宿泊施設を提供しているわけではないが、協力機関が MAPPA 対象者に宿泊施設の提供を考えるときには、協力機関は登録家主にのみ依頼することになる。

(6) 保健機関 (Health Bodies)

保健機関に従事する者も MAPPA に関与している。保健機関の中でも特に精神保健トラスト (Mental Health Trust) が、責任機関と最も頻繁に関係しているが、これは、MAPPA 対象者には精神疾患歴のある者が多いからである。MAPPA におけるこうした協力関係は、責任機関と臨床医の双方にとって利益のあるものである。なぜなら、犯罪者である患者の危険性についてのお互いの情報交換に寄与し、処遇上及び医療上の介入に対する貴重なヒントを与えてくれるからである。

(7) 電子監視供給者 (Electronic Monitoring Provider)

電子監視供給者 (Electronic Monitoring Provider) は、高い再犯危険性を有する犯罪者を処遇する上で的重要性を認められ、民間企業ではあるが、協力機関とされている。電

子監視供給者の業務のうち、電子監視に関する業務が大きな割合を占めているが、これは、MAPPA 対象者の中には、早い段階で電子監視に付される者がいるからである。電子監視供給者は、責任機関に対し、利用可能なテクノロジーに関する助言等を行っている。

第4節 犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ（CDRP）

1 CDRP の設立

CDRP (Crime and Disorder Reduction Partnership : 犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ)¹⁸とは、警察、地方自治体、消防、保健機関等の責任機関(responsible authority)が、地域の機関・組織と連携して、犯罪及び秩序違反（反社会的行動を含む。）並びに薬物乱用問題に取り組むための戦略を立案し実施するための組織である。CDRPは、1998年犯罪及び秩序違反法で法定化され、イングランド及びウェールズには、376のCDRPが存在する。同法は、責任機関に対し、地域の犯罪及び秩序違反の状況を調査し、地域の犯罪及び秩序違反減少のための3か年戦略の立案及び実施を義務付けている（6条）。

2 CDRP の活動内容の実例

次に、ノーズリー区のCDRPであるノーズリー安全パートナーシップ(Safer Knowsley Partnership)について調査する機会があったので、簡単に紹介する。ノーズリー安全パートナーシップの組織図は、**3-4-4-1図**のとおりである。

3-4-4-1図 ノーズリー安全パートナーシップ



注 Safer Knowsley Partnership “Crime and Disorder Reduction Plan 2008/2009”, 8頁による。

ノーズリー安全パートナーシップは1998年に設立され¹⁹、地方自治体だけではなく民間

18 ウェールズでは、CSP (Community Safety Partnership : 地域安全パートナーシップ) と呼ばれている。

19 設立当時の名称は、地域安全パートナーシップ (Community Safety Partnership) であった。

やボランティア団体の代表もメンバーとして加わっている。組織構成としては、社会貢献・安心部(Community Engagement／Reassurance Group), 物質乱用部(Substance Misuse Group), 犯罪者処遇部(Offender Management Group), 暴力犯罪部(Violent Crime Group), 利益追求犯罪部(Acquisitive Crime Group), 青少年部(Young People Group)となっている。

ノーズリー安全パートナーシップは、ノーズリー区を住民にとって安全な場所とする責務を負っており、犯罪、秩序違反及び反社会的行動の減少に取り組んでいるが、2007年11月までの8か月間に、犯罪が28%減少した実績があり、この数字は、イングランド北西部において2番目に高い実績である。

3 CDRP の今後の課題²⁰

ダニエル・ギリング博士は、CDRPの問題点として、本来、広い範囲から関係機関がCDRPへ参画することが想定されているものの、実際には、責任機関のみが過重な負担を負い、その他の機関の貢献度が低い場合が多いことや、CDRPが協議及び参加の形で公衆と協調することが想定されているものの、実際には、公衆の参加がほとんど行われていない場合が多いことなどを挙げている。

4 我が国への導入可能性

CDRPの我が国への導入可能性を考える上で重要なことは、パートナーシップとは何かということについて関係機関の間でまず共通認識を持つ必要があるということである。ギリング博士によれば、パートナーシップの精神とは、相互依存(interdependence)であるという。同博士は、例えば、警察の側からは、自分たちだけでは犯罪のコントロールはできないという認識が必要であると述べている。また、パートナーシップを構築することが、自分の組織の従来の確立された仕事のやり方に対する脅威(縄張り意識)と受け止められるおそれもあるので、犯罪を防止するためには従来の組織の枠組みを超えた働き掛けが要請されているという共通認識を関係機関の間で持つ必要がある。

ギリング博士は、英国においては、中央政府がある特定の機関を責任機関として指定したため、他の機関は自らの責任を回避するようになり、いくつかのCDRPは、これらの機関からは、責任機関の所有物(property)とみなされるようになってしまったと述べている。したがって、CDRPの我が国への導入可能性を考える上で、英国のように責任機関を設けるべきかどうかについても検討する必要があるであろう。

我が国においても、多くの地方自治体において、犯罪予防等を目的として関係機関等が

20 ダニエル・ギリング「地域を基盤とした犯罪減少対策：犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ(協力体制)の状況」警察学論集第57巻4号(2004)28頁

参加する生活安全協議会等の設置などが既に行われているが、英國のCDRPは、犯罪対策として、より効果的な多機関連携体制を構築する上で、今後、大いに参考となるものと考える。

第5節 地域司法センター

1 北リバプール地域司法センターの設立

英国における地域司法センター（Community Justice Centre）は、現在までのところ、北リバプール地域司法センター（North Liverpool Community Justice Centre）のみである。同センターについて調査する機会があったので、以下に簡単に紹介する。

地域に根ざした司法（Community Justice）という概念が世界で最初に発達したのは、米国である。英国では、2003年3月に内務省が白書「尊敬と責任－反社会的行動への対処（Respect and Responsibility -Taking a Stand Against Anti-Social Behaviour）」を発行しているが、その前に、内務大臣が、ニューヨークのブルックリンにあるレッド・フック地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）を訪問し、英国における地域司法センターの設立に深く関与するようになった。

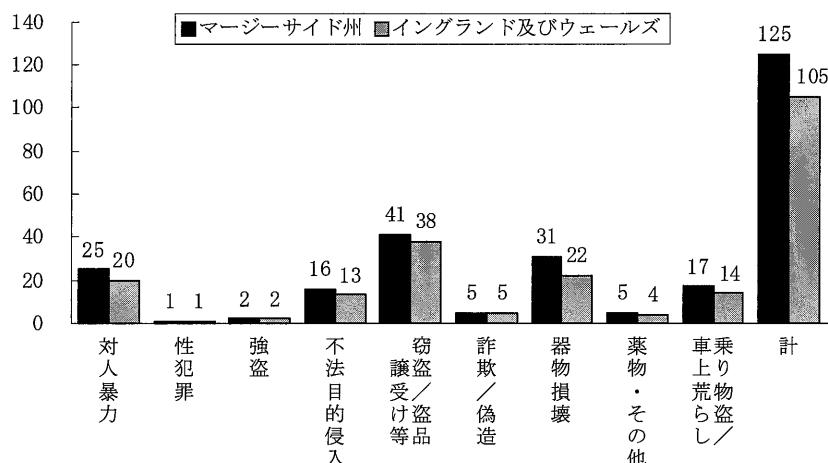
地域司法センターを設立するのにふさわしい候補地探しが始まり、候補地の基準として、貧困、犯罪件数、無断欠席・退学率、地域活動の各レベルが考慮された。

最初の地域司法センターを設立する場所として北リバプールが選定され、北リバプール地域司法センターとして2005年9月に開設した。この地域が最初の地域司法センターを設立する場所として選定された理由は、犯罪発生率が高いこと、共同体意識が強いこと、地域司法センターの理念が受け入れられることが期待されたことなどを理由とするものである。

2004年度のマージーサイド州（現在の北リバプール地域司法センターの管轄地域。マージーサイド州には、リバプール市、ノーズリー区、セフトン区、セント・ヘレンズ区及びウィラル区が含まれる。）における人口1,000人当たりの犯罪件数は、**3－4－5－1図**のとおりであり、イングランド及びウェールズの平均よりも犯罪件数が全般的に高いことが分かる。

3-4-5-1図 人口1,000人当たりの犯罪件数

(2004年度)



注 1 Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre -Surveys of local residents", 3 頁による。

(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)

2 データは、英国犯罪被害実態調査 (British Crime Survey 2004/2005)

2 北リバプール地域司法センターの目的

北リバプール地域司法センターの目的は、次のとおりである。

- ・犯罪及び反社会的行動を減少させる。
- ・市民の犯罪に対する恐怖心を減らし、刑事司法制度に対する信頼感を醸成する。
- ・社会内刑罰の内容に確実に従わせる程度を向上させる。
- ・刑事司法制度における被害者及び証人の満足度を向上させる。
- ・刑事司法制度における地域社会の参加を増大させる。
- ・逮捕してから判決が出るまでの期間を短縮する。

3 北リバプール地域司法センターの提供しているサービス

北リバプール地域司法センターは、地域をベースとした刑事裁判所である。同センターの設立に際し何らかの法改正等が行われたわけではなく、従来の法律の枠組みの中で運営が開始されている。

北リバプール地域司法センターでは、デイビッド・フレッチャー判事、刑事司法機関及び支援機関が、犯罪者の行動に内在する問題の解決のために協働している。同センターで働く職員の数は約50人であるが、その内訳は、警察官、検察官、保護観察官、青少年犯罪部門職員、裁判所職員、犯罪被害者及び証人に対する慈善団体職員、住宅信託グループ職員、薬物・アルコール依存症に関する慈善団体職員、市民相談所職員、反社会的行動禁止

部職員等である。

北リバプール地域司法センターは、1か月に約190件（年間2,280件）の刑事事件を扱っている。その内訳は、成人事件が88%，少年事件が12%である。同センターは、成人事件のうち、重大な暴行、殺人、性犯罪については、対象から除外している。少年事件についても、成人事件と同様に、重大事件と性犯罪は除外している。少年事件では、薬物取引犯罪、公共秩序違反（public order offence）及び反社会的行動命令違反が多い。

北リバプール地域司法センターは、独自の問題解決型アプローチ（Problem Solving Approach）を採用し、犯罪者だけではなく、地域住民、犯罪被害者及び証人に対しても、秘密を保持した無料のサービスを提供している。この問題解決型アプローチの中心は、判決前におけるケースごとの問題解決ミーティングであり、法廷の隣の部屋で行われるものである。

判決前に、判事が必要であると判断した場合には、被告人の状況について評価するミーティングを判事が関係者へ要請する。このミーティングでは、通常、保護観察官あるいは青少年犯罪部門職員が議長となり、被告人及び被告人の代理人も出席する。このミーティングの目的は、薬物やアルコールの問題など、犯罪者の行動に影響を与えていたものが何かを発見することにある。このミーティングで得られた知見は、判事にとっては、当該被告人を取り巻く状況の全体像を把握するのに役立ち、量刑の選択肢を考える上で参考となるものである。また、犯罪者にとっては、住居や負債などの問題の解決に必要な援助を得ることが可能であるなどの利点がある。

裁判所としての職務は、デイビッド・フレッチャー判事と裁判所職員が行っている。犯罪予防に関しては、マージーサイド警察の警察官が担い、被告人の護送、センター内の警備、令状の入手、言い渡された刑罰の条件違反（遵守事項違反など）に対する対応等も行っている。その他に、同センターでは、起訴については検察官、再犯減少については保護観察官、青少年犯罪者の犯罪防止については青少年犯罪部門職員が、それぞれ中心になって担当している。

犯罪被害者及び証人に対する慈善団体が、犯罪被害者と証人のために、秘密を保持した無料の支援を行っている。こうした支援は犯罪被害者や証人だけではなく、その家族や友人に対しても及んでいる。犯罪被害者に対する支援としては、警察・裁判所の手続や損害賠償・保険に関する情報提供などが行われている。証人に対する支援としては、裁判所の手続を事前に承知しておくために裁判所を事前に見学する機会を与えられることや、出廷時の介添人の提供などが行われている。

北リバプール地域司法センターでは、法律扶助委員会（Legal Services Commission, LSC）が北リバプール市民相談所（North Liverpool Citizens Advice Bureau）と契約して、センター内で相談業務を行っている。相談内容の中心は、借金問題や生活保護に関することがあるが、家庭の問題、消費者問題、居住権問題、税金問題など広範な問題に対し

ても専門家によるサポートを提供している。

市の登録家主 (registered social landlord) の一人であるリバプール住宅信託グループ (Liverpool Housing Trust Group) の代表者が、北リバプール地域司法センターにおいて、すべての北リバプール住民及び同センターの裁判所が扱っている被告人に対し、住宅に関するアドバイスを行っている。

マージーサイドの2つの慈善団体が、北リバプール地域司法センターにおいて、薬物とアルコールの依存症の問題を抱える者に対する支援を行っており、この支援は、犯罪者だけではなく、その友人や家族にも及んでいる。

リバプール反社会的行動禁止部 (Liverpool Anti-Social Behaviour Unit, LASBU) は、リバプール市議会によって運営されているものであるが、北リバプール地域司法センターにおいて、青少年部門や警察等の機関と協働して、反社会的行動に対し早期介入を行っており、反社会的行動命令の申請を行うことも可能である。また、リバプール反社会的行動禁止部は、市議会の環境サービス部と協働して、騒音公害、落書き、不法投棄の問題に取り組むなどのことを行っている。

4 北リバプール地域司法センターの提供しているサービスの効果検証²¹

法務省は、TNS というリサーチ会社に委託して、北リバプール地域司法センターの運営が、犯罪、住民の犯罪に対する恐れ及び刑事司法制度に対する意見に、それぞれどのような影響を与えていたか3つの時期に分けて調査した。この調査は、地域司法センターの運営が、次のような好影響を与えていたと期待されたためである。

- ・住民の犯罪に対する恐れが減少し、地域で反社会的行動を経験する機会が減少する。
- ・刑事司法制度に関する知識が増え、刑事司法制度に対する信頼感が増す。
- ・証人として進んで法廷に出るなど、刑事司法制度へ参加する姿勢が増す。

調査対象は、北リバプール地域司法センターの管轄地域の住民である。調査する時期を3つに分け、第1期（2005年6月－7月）は1,407人、第2期（2006年5月－9月）は524人、第3期（2006年12月－2007年1月）は541人から、それぞれ聞き取り調査を実施した。その調査結果は、以下のとおりである。

まず、上記の第1期から第3期までを通じて、悪化した項目は次のとおりである。

- ・住民の感覚として、住んでいる地域及び環境が悪化した。
- ・過去2年間で犯罪が増加したと感じている人は、第1期の調査では49%、第2期は56%、第3期は61%と増加している。

21 Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre -Surveys of local residents"
(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)

- ・犯罪の被害に遭ったと感じている人は、第1期の30%から第3期の37%へと増加した。
- ・刑事司法制度における証人の待遇が良いと感じている人は、第1期40%，第2期29%，第3期28%と低下し、低いレベルにとどまっている。
- ・刑事司法制度における反社会的行動及び生活の質に関する犯罪（quality of life crime）への対処の仕方に満足している人は、第1期の37%から第3期の28%へと減少した。

第1期の2005年6月の調査時点において、北リバプール地域司法センターの管轄地域の住民で同センターの名前を聞いたことがあると答えた人は5分の1であったが、第3期の2006年12月においては32%と増加した。

各期で北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがあると答えた人10人のうち約3人は、同センターのことをとてもよく知っていると答えている。第2期及び第3期の調査で同センターのことを聞いたことがあると答えた人のうち8%の人は、実際に同センターを訪れ、サービスを受けたことのある人であった。

市民相談所の存在や法的・財政的アドバイスを受けられるサービスなどが北リバプール地域司法センターで利用可能であることをもっと多くの人が知っていれば、利用者も増えのではないかという兆候が見られた。

第2期及び第3期の調査で、北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがあると答えた人に対し、同センターが生活の質に関する犯罪にインパクトを与えたか聞いたところ、約半分の人（第2期50%，第3期52%）が同センターは生活の質に関する犯罪に何らインパクトを与えていないと答えている。

北リバプール地域司法センターのことを聞いたことがないと答えた人及び第1期の調査対象者に対し、同センターの概要について手短に説明した上で、同センターが生活の質に関する犯罪にインパクトを与えたか質問したところ、その結果は、第1期の50%の人が同センターは生活の質に関する犯罪を「少し」又は「かなり」減少させると思うと答えている。しかし、この比率は、第3期には44%へと減少した（この減少には「かなり」減少させると思うと答えた人の比率の減少が主に寄与している。）。

住民の大多数が、北リバプール地域司法センターは、犯罪要因に取り組む手段として従来のものよりも良い手段を提供し、地域社会が関与する良い機会を与えているとして、同センターの設立目的には肯定的な態度を取っている。

しかしながら、今のところ、北リバプール地域司法センターの活動が、刑事司法制度及び地域における犯罪へ良い影響を与えていているという肯定的な調査結果は得られていない。それには、おそらく、まだ時間を要するものと考えられる。

北リバプール地域司法センターの管轄地域は、昔から犯罪等の問題を抱えている地域である。そのため、北リバプール地域司法センターが、短期間のうちに地域の犯罪と体感治安に影響を与えることは明らかに困難なことであり、また、地域社会から評価されるため

には時間のかかることであると考える。

5 北リバプール地域司法センターの今後の課題²²

北リバプール地域司法センターのビル内には、関係機関の職員が常駐し業務を遂行しているが、職員が常駐していないような機関とも同センターは幅広くパートナーシップを結んでおり、関係機関の効率的な協働体制が不可欠となっている。同センターの運営開始当初は、パートナー機関で共有している情報の秘密性をどのように保持するかということが課題であったが、この問題については、関係機関の間で協定を結ぶことにより、おおよそ解決することができた。また、英国では、刑事司法機関内の単一のデータベースが存在せず、各機関が独自のシステムを使用しているので、同センター独自の統計を作成するときなどにおいて障害となっており、今後の課題となっている。

6 我が国への導入可能性

我が国への地域司法センターの導入可能性を検討する際に、まず考えなければならないことは、北リバプール地域司法センターの例にも見られるとおり、多数の関係機関がどのように連携していくかである。特に、犯罪者等に関する情報の秘密性を保持しつつ、情報の共有を関係機関の間で効率的に行うためのシステムをどのように構築するかなど検討しなければならない課題が多く残されている。

最も重要なことは、地域司法センターの導入が犯罪防止等に本当に効果があるか否かということである。同センターがモデルとした米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センターについては、創設から10年弱で相当程度、地域の犯罪状況が改善されたとの報告が見られる。しかしながら、北リバプール地域司法センターについては、上記4のとおり、まだ犯罪減少効果があったなどの実証的な裏付けが得られていない段階にある。しかし、かつては連携も不十分な状態で個別に職務を遂行していた各種関係機関が、同センターにおいて連携を密にしながら、地域の総合的な犯罪予防・再犯防止を目指して職務を遂行しているところであり、我が国においても今後、その成り行きについて注目していく必要があるであろう。

22 北リバプール地域司法センターの職員からの聴取内容に基づく。

第6節 犯罪者処遇モデル

1 犯罪者処遇モデル（Offender Management Model）ができた経緯²³

犯罪者処遇モデル（Offender Management Model）ができるに至った経緯については、以下のとおりである。

2003年、パトリック・カーター（Patrick Carter）は、政府の依頼により、イングランド及びウェールズの矯正サービスに関する大規模な調査を実施した。その調査結果は、「2003年矯正サービス再検討報告書－犯罪者処遇と犯罪減少（2003 Report of the Correctional Services Review, *Managing Offenders, Reducing Crime*）」としてまとめられたが、この報告書は、カーター報告書（Carter Report）とも呼ばれているものである。そして、「犯罪者処遇（offender management）」という用語が、矯正サービスにおいて使用されるようになったのは、このカーター報告書を契機としている。

カーター報告書は、過去10年間の犯罪者処遇を振り返り、「現行制度そのものが、矯正局（HM Prison Service）も全国プロベーション・サービス（National Probation Service）もともに依然として行政的な管理を中心に運営されている。つまり、犯罪者に焦点を当てたものとなっておらず、再犯減少のための制度となっていないのである。そして、最終的に犯罪者処遇に責任を持っている組織が一つもない。これが意味するところは、再犯減少の前線に立っている組織がどこなのか明らかではないということである。」と述べている。

カーター報告書は、更に、個々の刑罰を超えた「一貫した犯罪者処遇（end-to-end management of offenders）」ための戦略的なアプローチが必要であり、犯罪者処遇官（Offender Manager）が、管区犯罪者処遇官（Regional Offender Manager）の下で、施設内若しくは社会内において、犯罪者を一貫して処遇するべきであると主張している。

2004年1月、政府はこのカーター報告書を受けて「犯罪減少－生活の変化（Reducing Crime-Changing Lives）」と題する文書を発表した。同文書において、当時の内務大臣は、カーター報告書が示した提言を全面的に支持することを明らかにした。

2004年6月、刑務所及びプロベーション担当相は、「一貫した犯罪者処遇」の概念を取り入れ、実践に移すことを発表した。

しかし、カーター報告書と「犯罪減少－生活の変化（Reducing Crime-Changing Lives）」だけでは、新しい犯罪者処遇モデルを構築し、全国的な導入をするには不十分であった。その後、関連分野の研究成果、経験等も参考にしながら、犯罪者処遇モデルの内容を固めていき、犯罪者処遇モデルは段階的に実施されることとなったのである。

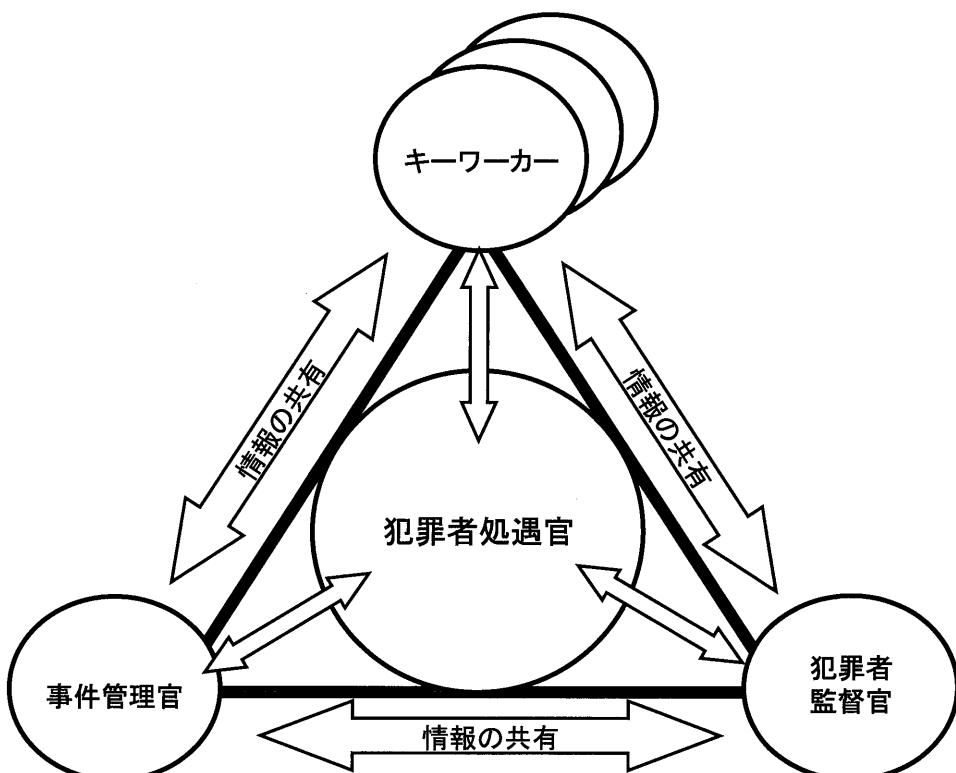
23 National Offender Management Service, 2006, “The NOMS Offender Management Model”, 5頁

2 犯罪者処遇チーム（Offender Management Team）

犯罪者処遇は、一人の犯罪者に対し、異なる機関の異なる職員が、異なる処遇を展開するものである。

犯罪者処遇チーム（Offender Management Team）は、関係機関の職員から構成され、一人の犯罪者の一つの量刑計画を実行するために協働する職員のグループである。犯罪者処遇チームの役割とお互いの関係を図示したものが、次の3-4-6-1図である。

3-4-6-1図 犯罪者処遇チーム



注 National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model", 41頁による。

(1) 犯罪者処遇官（Offender Manager）

犯罪者処遇官（Offender Manager）が、担当する犯罪者の矯正・保護のすべての処遇過程において責任を持っている。つまり、犯罪者処遇官は、担当する犯罪者の評価、量刑計画の策定及び実施に対する責任者である。

犯罪者処遇官は、犯罪者処遇チームのリーダーであり、チームの中心である。しかし、権威主義的な、あるいは、カリスマ的なリーダーではなく、協調的なリーダーシップを果たすことが期待されている。犯罪者処遇官は、介入を実行する職員、事件管理官及び犯罪者監督官と密接に協働する。

犯罪者処遇官は、犯罪者の静的再犯危険性と動的再犯危険性の評価、犯罪者の量刑計画の策定、犯罪者に対する介入方法の決定、犯罪者の量刑計画の達成状況の評価、状況変化

に対する量刑計画の調整を行う。犯罪者処遇官の職務内容は、ASPIRE という語で言い表せられている。

Assess (評価する)

Sentence Plan (量刑計画)

Implement (実行する)

Review (再検討する)

Evaluate (評価する)

犯罪者処遇官は、保護観察官の職務を基本とする。そのポストのグレードは固定されたものではない。

(2) キーワーカー (Key Worker)

キーワーカーは、介入（犯罪者の行動を変容することを目的としたプログラム）を実行する。キーワーカーは、保護観察官又はパートナーシップ機関の職員が充てられることが想定されている。

(3) 犯罪者監督官 (Offender Supervisor)

犯罪者監督官は、担当する犯罪者の日々の量刑計画の実施について責任を有している。犯罪者監督官は、保護観察官又は刑務所職員が充てられるのが基本である。ケースによっては、犯罪者処遇官が犯罪者監督官を兼任することもあり得る。そのポストのグレードは固定されたものではない。

(4) 事件管理官 (Case Administrator)

事件管理官は、犯罪者処遇官に対し、行政的なサポートを行う。事件管理官は、犯罪者処遇チーム内部及び他のパートナーシップ機関との情報のやりとりが円滑に行われるようになり、犯罪者処遇チームの業務が円滑に進むために必要なその他の業務を行う。

(5) その他

実際の犯罪者処遇チームの動きとして、注意しなければならないことがある。それは、職員が異なる犯罪者に対して犯罪者処遇チームの別の役割を担う場合があるということと、職員が同じ犯罪者に対して複数の役割を掛け持ちで行う場合もあるということである。

また、犯罪者処遇官が、同一の犯罪者を、可能な限り、最初から最後まで一貫して処遇するのが原則であるが、犯罪者処遇モデルは、すべてのケースにおいて、完全な処遇の一貫性を要求しているわけではない。例えば、犯罪者の再犯危険性が増大し、それに見合う処遇技術を犯罪者処遇官が有していないような場合には、もっと経験を積んでいる犯罪者処遇官にそのケースが付託されることもある。その他にも、犯罪者処遇官の病気、辞職、昇進など、犯罪者処遇官の交代がやむを得ない場合には、別の犯罪者処遇官に当該ケースの引継ぎがなされる。

3 犯罪者処遇の4つの方式

犯罪者処遇モデルにおける犯罪者処遇の方式は、3-4-6-2表のとおりである。

3-4-6-2表 犯罪者処遇の方式

方式	方式の内容	犯罪者処遇のアプローチ
処罰 (PUNISH)	品位、保健、安全、市民権の保護に留意しながら、刑の執行に必要な処置を執る。リスク要因を監視し、資源を示す。	無介入。管理。計画。監督。資源を示すこと。
援助 (HELP)	動機付け。雇用、宿泊設備、生活技術など実際的援助の紹介。参加の奨励と援助。	介入。動機付け。激励。委託。支援。問題解決。
変化 (CHANGE)	犯罪者行動プログラム、薬物・アルコール関連プログラム、社会的技能育成プログラムなど、個人の変化を達成するためのプログラムの実施。	介入。(通例は)専門家による処遇プログラムを補完する処遇。各種インプットの調整。しばしば「治療的」と呼ばれる。
統制 (CONTROL)	犯罪者の行動を統制・監督する集中的・多機関連携的・多面的プログラム。頻回犯罪者やMAPPA対象危険犯罪者などを対象とする。	介入。危険性管理。機関間の調整。高度のチームワーク。

注 National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model", 48頁による。

上記の4つの方式は、相互に排他的なものではなく、次のように段階的に適用される構造となっている。

第1段階 (Tier 1)=処罰 (PUNISH)

第2段階 (Tier 2)=処罰 (PUNISH)+援助 (HELP)

第3段階 (Tier 3)=処罰 (PUNISH)+援助 (HELP)+変化 (CHANGE)

第4段階 (Tier 4)=処罰 (PUNISH)+援助 (HELP)+変化 (CHANGE)

+統制 (CONTROL)

各段階で処遇される犯罪者の特徴は、次のとおりであり、第1段階から順に犯罪者の再犯危険性及び処遇困難性が高くなり、第4段階で最高となる。

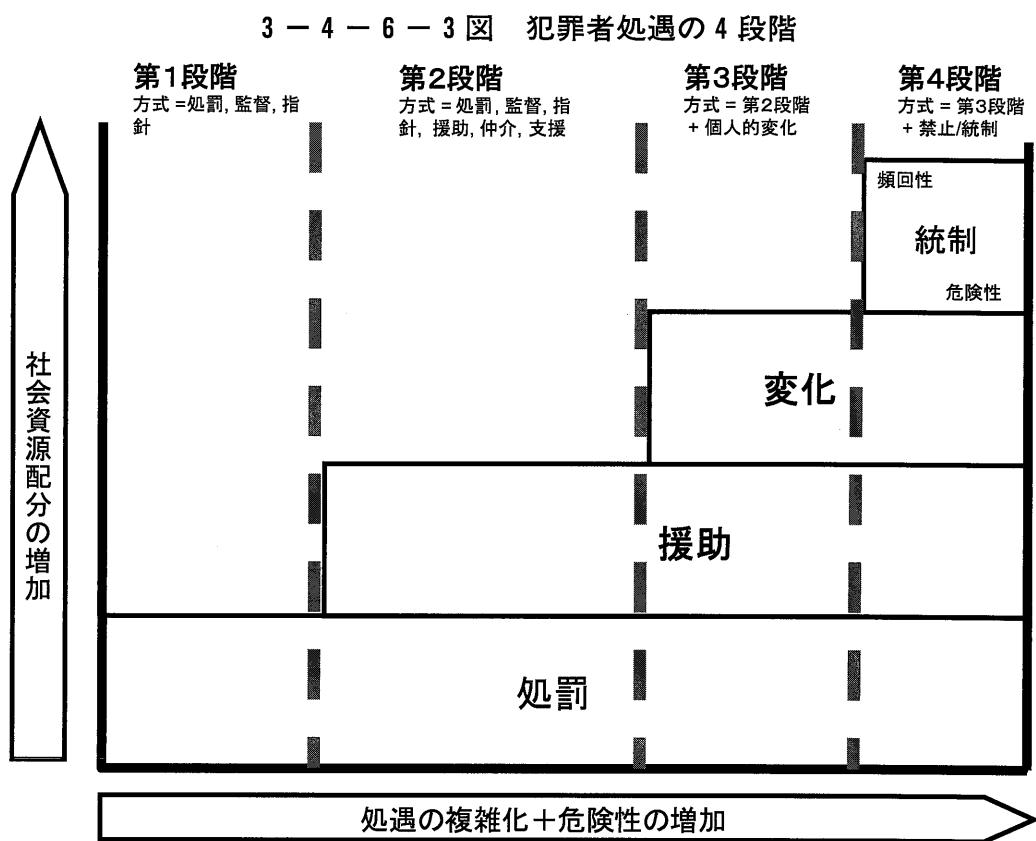
第1段階 (Tier 1)=低・中程度の再犯危険性(再犯危険要因の監督が処遇の中心)

第2段階 (Tier 2)=低・中程度の再犯危険性(実際的援助が処遇の中心)

第3段階 (Tier 3)=中程度の再犯危険性(人格的変化を目指すことが処遇の中心)

第4段階 (Tier 4)=高度の再犯危険性(高度の処遇技術を要する頻回犯罪者・固執性犯罪者など)

以上の関係を図で示したのが、次の 3－4－6－3 図である。



注 National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model", 49頁による。

4 犯罪者処遇モデルの4原則

犯罪者処遇モデルには、①一貫性 (Consistency), ②献身 (Commitment), ③定着及び強化 (Consolidation), ④継続性 (Continuity) という次の4つの原則がある。

- ① 犯罪者は、処遇の全過程を通じて一貫した処遇を受ける必要がある。
- ② 犯罪者は、職員が深く関与してくれていると感じる必要がある。
- ③ 犯罪者の新しい行動は、報いられ、それを今後の土台とする必要がある。
- ④ 犯罪者に対する処遇の継続性のみならず犯罪者との関係の継続性も必要である。

5 犯罪者に関する情報システム

(1) OASys²⁴

OASys (Offender Assessment System) は、英国の成人矯正施設において使用されて

24 OASys は18歳以上の犯罪者を対象としており、18歳未満の犯罪者に対しては ASSET が使用されている。

いる犯罪者の評価システムである。OASysは、犯罪者の再犯可能性及び重大な加害危険性を評価するためのツールとして発展してきた。OASysにより、犯罪者は、判決前の段階、社会内処遇の開始段階、施設内処遇の開始段階において評価されるほか、刑の執行期間中は定期的にOASysによる評価を受けている。これらの評価結果は、犯罪者の処遇等による変化を的確に把握し、犯罪者の効果的な処遇を行うために生かされることになる。

OASysは、次のことを行うことを行いうことを目的としてつくられたものである。

① 犯罪者の再犯可能性の評価

② 犯罪に関連した問題性（犯罪者の基本的な人格特性・認知の偏りを含む。）の特定・分類

③ 他者に対する重大な加害危険性の評価

④ 加害危険性の管理の支援

⑤ 評価結果を処遇又は量刑計画に結び付けること

⑥ 専門家による評価を更に受ける必要性がないかを明らかにすること

⑦ 処遇期間中又は刑の執行期間中における犯罪者の変化の測定

OASysにおいては、犯罪歴、居住環境、教育、職業訓練、雇用適性、人間関係、薬物・アルコール乱用状況、精神的問題、思考・行動などの項目が系統的に分析され、実務家により犯罪者の再犯危険性が評価されている（その他にOASysには犯罪者が自己評価を行う部分もある。）。

（2）NOMIS

NOMIS（National Offender Management Information System：全国犯罪者処遇情報システム）プログラムに関して、2008年1月に法務省が発表したところによると、次のとおりである²⁵。

NOMISプログラムは、2004年6月に開始され、刑務所とプロベーション・サービスの両機関からアクセス可能な単一の犯罪者データベースの構築を目指していたが、当初の見積りよりもプログラムに要する費用が多くかかり、プログラムを継続するのに十分な予算のないことが判明したため停止されることになった。矯正局は、現在の事件管理システム（LIDS）に取って代わるC-NOMISと呼ばれる新しいシステムを採用するが、プロベーション・サービスではC-NOMISを導入しない予定である。

（3）その他

警察、プロベーション・サービス、裁判所などの各刑事司法機関で使用されているコンピューターシステムを統合しようという動きは見られるが、今までのところ、その試みはうまくいっていない。また、プロベーション・サービスが作成した判決前調査報告書（pre-sentence report, PSR）は、裁判所へ電子的に提出されるのではなく、ハードコピー

25 <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldhansrd/text/80108-wms0001.htm>

で提出されているのが実情であり、関係機関の間で電子化された情報を共有するまでには至っていない。

6 我が国への導入可能性

犯罪者処遇モデルは、一貫した犯罪者処遇ということで、一人の犯罪者に対し、多くの機関の職員がかかわっていくシステムとなっている。そのため、我が国における矯正・保護の両機関の職員数の現状においては、実施は非常に困難であるものの、両機関の連携を犯罪者処遇モデルという形で制度的に組み込んだ点は参考になる。

また、犯罪者に関する情報システムに関して、OASysは記入項目が多く、作成すること自体に非常に時間を要するという問題点はあるものの、犯罪者に対する詳細なデータを時系列的に関係機関が電子的に共有し、継続的処遇の見地から一貫した処遇の実施に役立っている点など、我が国の実務にとって参考になる点が多い。

第7節 頻回犯罪者（PPO）プログラム

1 頻回犯罪者（Prolific and other Priority Offender, PPO）

2001年に実施された内務省の調査結果によると、イングランド及びウェールズにおいては、全犯罪のおよそ半分は約100万人いる犯罪者の中の約10万人（10%）の犯罪者によって引き起こされていることが判明した。換言すれば、ごく少数の犯罪者が犯罪件数全体に大きな貢献をしていることになる。そして、このグループの中で最も活発な5,000人の犯罪者（0.5%）が、全犯罪の9%を引き起こしていると推定されており（2001年内務省資料による。），この犯罪者のグループを頻回犯罪者（Prolific and other Priority Offender, PPO）と呼んでいる。

2 頻回犯罪者プログラム（Prolific and other Priority Offender Programme, PPO Programme）

2004年3月、英国首相は、頻回犯罪者プログラム（Prolific and other Priority Offender Programme, PPO Programme）を発表し、同プログラムは、同年9月6日から全国的に実施された。

頻回犯罪者プログラムは、数は少ないものの非常に活発な犯罪者及び問題性の高い犯罪者に焦点を絞り、一貫した処遇を実現するものである。同プログラムは、犯罪者が、犯罪行為をやめて更生プログラムを受けるか、あるいは、犯罪行為の結果、速やかに逮捕され、刑罰を受ける道を選ぶかという選択肢を犯罪者に与えるものである。

頻回犯罪者プログラムにおいては、犯罪行為を頻発し、頑迷なまでに反社会的で、地域社会に大きな脅威を与えていたと思われる犯罪者の認定を地方で行っている。CDRP（犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ）又はCSP（地域安全パートナーシップ）²⁶が頻回犯罪者を認定し、地方の一連のプログラムや手続等との調整を行いつつ、頻回犯罪者プログラム計画を実施している。頻回犯罪者の認定は法的なものではないので、頻回犯罪者と思われる者は、当該犯罪者が刑事司法システムのどの段階にいようと、頻回犯罪者プログラム計画の対象とすることが可能である。

頻回犯罪者プログラムを補完する3つの構成要素は、次のとおりである。

① 防止と抑止（Prevent and Deter, P&D）

若者が犯罪行為に手を染めることを防止し、将来、頻回犯罪者になることを抑止する。

② 逮捕と有罪判決（Catch and Convict, C&C）

頻回犯罪者が犯罪行為を継続する場合には、逮捕し、裁判所へ速やかに差し戻して、

26 CDRP及びCSPについては、第4節を参照のこと。

有罪判決を下すことにより、頻回犯罪者の犯罪行為を防止する。

③ 更生と帰住調整 (Rehabilitate and Resettle, R&R)

関係機関と緊密に協働し、出所後も継続的に支援することを通じて、施設内処遇を受けている頻回犯罪者又は社会内処遇を受けている頻回犯罪者を更生させる。

3 JTrack

JTrack は、情報の保護が行き届いた安全なネットワークである刑事司法エクストラネット (Criminal Justice Extranet, CJX) 上のウェップ・アプリケーションである。JTrack を使用することにより、2,500名を超える警察及び検察の職員が、頻回犯罪者の逮捕から事件管理の終了に至るまでの情報を継続して入手することができる。

4 頻回犯罪者プログラムの事例

内務省のオンラインリポート²⁷に掲載されていた頻回犯罪者プログラムの事例を以下に紹介するが、同プログラムの構成要素である C&C 及び R&R が適用された成功事例である。

事例 1

これは、17歳の少年が、帰るべき家もなく、身に着けている以外の服もなく、金もなく、食べ物もなく、何ら頼るべき手段のない状態で刑務所から出所した事例である。彼は、18歳の誕生日を 2 週間後に控え、全く頼るべきものがない状態で出所した。

彼は、頻回犯罪者であったため、すべての関係機関が協力し、総力を結集した。出所後、彼は、青少年犯罪部門の職員に迎えられ、同職員によりコネクションズ・サービス (Connexions Service) と給付庁 (Benefits Agency) へ連れて行かれた。これらの序への事前予約は、すべて我々によりなされたものである。我々は、彼の住むところを確保し、彼は小さなアパートに住むこととなった。彼は、頻回犯罪者プログラムの関係機関の職員のサポートを受け、我々は彼に食物の包みを渡し、少しばかりの援助を行った。我々は集中的に彼の社会復帰の手助けをした。

彼が地域社会に戻ってから既に 6 か月経過しているが、いまだに再犯をしていない状態が続いている。先週、彼は就職のための採用面接を受けてきた（警察職員の語った事例）。

27 Home Office, 2007, "An impact assessment of the Prolific and other Priority Offender programme", 13頁

(<http://www.crimereduction.gov.uk/ppo/rdsolr0807.pdf>)

事例 2

これは、再犯を予告して出所した男性の事例である。彼は、人種差別主義者であるとともに、女性を甚だしく敵視しており、基本的に人間嫌いであった。我々は、再犯を予告している彼の出所日が近づいたため、どのように対処すべきか検討した。

我々は彼をミーティングの場へと連れて行き、他の機関の職員とも話をした。少年犯罪チームとプロベーション・サービスの職員は、刑務所で彼に面会したことがあり、彼のことを既に知っていた。我々は座って彼に話し掛け、頻回犯罪者プログラム計画について説明した。すると、彼は、「そのプログラムは受けるが、犯罪はまたやるよ。それがおれさ。」と言った。それで、我々は彼を頻回犯罪者に指定して監視下に置き、そして彼は出所した。出所後も監視下に置かれていた彼は、出所して2日後に、再び罪を犯して逮捕され、刑務所へと再び戻っていった（警察職員の語った事例）。

5 頻回犯罪者プログラムの効果

内務省は、頻回犯罪者プログラムは、次の実証データに示すとおり、今までのところ、非常に効果的であると発表している²⁸。

- ・プログラム実施17か月後、7,800人の頻回犯罪者の有罪判決率が62%にまで減少した。
- ・プログラム開始12か月後、頻回犯罪者1人当たりの再犯率が平均で24%減少した。
- ・プログラム開始12か月後、頻回犯罪者の犯罪実行日から判決日までの期間が顕著に減少した。
- ・大部分の頻回犯罪者の主張するところによれば、頻回犯罪者プログラム計画の対象となってから、犯罪行為そのものを全くやめてしまったか、あるいは、その数を減らすことができた。

6 我が国への導入可能性

頻回犯罪者プログラムの発想の根底には、限りある予算・職員をどのように効率的に使用すれば犯罪の全体件数を最大限減少させていくことができるかという強い費用便益分析の意識が根底にあるのではないかと思われるが、今後の我が国の実務の在り方を考える上で大いに参考になるものと考える。

28 Home Office, 2007, "Understanding the Prolific and other Priority Offender Programme" (http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO_leaflet.pdf)

第8節 薬物介入プログラム

1 薬物介入プログラム (Drug Interventions Programme, DIP)

薬物介入プログラムは、薬物と犯罪減少に取り組む政府の戦略の重要な一部である。同プログラムは効果を上げており、同プログラムがスタートしてから薬物関連犯罪が4分の1以上減少している。多くの薬物乱用者が、同プログラムにより、支援されてきた。

薬物介入プログラムは、2003年に導入され、年を追って、新しい要素を段階的に取り入れてきた。同プログラムは、成人の薬物乱用犯罪者が犯罪行為をやめて、処遇プログラムの中に入り、支援を受けることを目的としたものである。

2 薬物介入プログラムにおける介入

薬物介入プログラムにおける介入は、犯罪者を刑事司法制度における様々な段階で行われるものである。それは新しい介入の仕方を発展させただけではなく、従来からある介入の方法をも組み合わせたものであり、一貫した支援システムである。

(1) 刑事司法統合チーム (Criminal Justice Integrated Team, CJIT)

刑事司法統合チーム (Criminal Justice Integrated Team, CJIT) は、薬物乱用者に対し統合されたプログラムと支援を提供できるように関係機関の調整等を行っている。薬物アクションチーム (Drug Action Team, DAT) は、刑事司法統合チームを監督しており、薬物乱用者の支援のための24時間の電話サービスを設けている。刑事司法統合チームが下した評価は、裁判官が保釈の許否の決定及び判決を行う際に考慮される。

(2) 条件付警告 (Conditional Cautioning)

条件付警告 (Conditional Cautioning) は、対象としている犯罪者に対する警察の警告に処遇の条件を付けることにより、刑事司法制度の早期の段階において薬物乱用をしている犯罪者の発見を容易にするものである。上記条件を破った犯罪者は起訴されることになる。条件付警告は、軽微な犯罪を犯した者や犯罪傾向の進んでいない犯罪者に対し早期介入し、薬物介入プログラムの範囲を広げるので、条件付警告を幅広く使用することが積極的に推進されている。

(3) 薬物検査 (Drug Testing)

薬物検査 (Drug Testing) は、薬物介入プログラムの集中地域において、特定の引き金犯罪 (trigger offence)²⁹により逮捕された成人に対し、警察が、ヘロイン、クラック及びコカインの薬物検査を行うものである。これは、刑事司法プロセスの早期の段階で薬物乱

29 引き金犯罪 (trigger offence) とは、薬物乱用 (特にヘロイン、クラック及びコカインの乱用) との強いつながりを従来から示してきた犯罪をいい、窃盗、強盗、不法目的侵入、詐欺などの犯罪をいう。

用犯罪者を発見するために行われるものである。

(4) 必要的再犯危険性評価 (Required Assessment)

必要的再犯危険性評価 (Required Assessment) は、薬物検査の結果が陽性であった者に対し行われる。必要な再犯危険性評価を受けることを拒否することは、犯罪とみなされる。犯罪者の薬物乱用に関する情報は、たとえ彼らが有罪にならなくとも、彼らの動的再犯危険性を発見しあつサポートを提供する機会を与えることになる。彼らが起訴された場合には、薬物乱用の情報は、保釈の許否の決定及び判決を下す際の有用な情報となる。

(5) 保釈制限 (Restriction on Bail, RoB)

保釈制限 (Restriction on Bail, RoB) は、特定の A 級薬物に関する薬物検査の結果が陽性であった成人の被告人の保釈、薬物犯罪の嫌疑のある成人の被告人の保釈、薬物乱用に関連した犯罪行為をしたと思われる成人の被告人の保釈に対し、それぞれ適用されるものである。保釈制限は、2006年以降、イングランド及びウェールズにおいて段階的に導入してきた。保釈制限は、処遇を受ける動機付けとなっており、保釈中の犯罪を減少させるという目的で、特定の薬物（ヘロイン、クラック、コカイン）の使用に係る犯罪－これらの犯罪は利益追求犯罪 (acquisitive crime) と最も密接にかかわりがあることが示されている－の嫌疑のある被告人を対象としてきたのである。

(6) 処遇関連社会内刑罰 (Treatment-related Community Sentencing)

処遇関連社会内刑罰 (Treatment-related Community Sentencing) は、社会内刑罰における薬物更生条件 (Drug Rehabilitation Requirement, DRR) を通じて主に実施してきたものである。処遇関連社会内刑罰は、成人犯罪者に対する社会内刑罰における主要な薬物介入の手段である。薬物更生条件は（社会内か施設内のいずれかの）処遇と定期的な薬物検査をその内容としている。多くの事例において、このような命令は、12週間以上、処遇を受けさせることに成功してきた。そして、それは、多くの薬物乱用者にとって薬物に無縁な生活に向かった真の更生のための重要な一里塚であるとみなされている。全国プローション・サービスもまた、薬物犯罪に対応した特別の認可プログラムを有している。これらのプログラムは、社会内命令のプログラム条件として、薬物更生条件に加えて、中程度から高程度の刑罰の層において一般的に使用されている。

(7) CARAT (Counselling, Assessment, Referral, Advice and Throughcare)

CARAT とは、カウンセリング (Counselling)、評価 (Assessment)、治療委託 (Referral)、助言 (Advice) 及び継続的処遇 (Throughcare) の頭文字を取ったものであるが、すべての刑務所に置かれている薬物サービスである。CARAT チームは、矯正局の薬物戦略の一つとして導入されたものである。

受刑者は、CARAT チームによって評価された後に、薬物乱用に関する助言を受けて、本人にとってふさわしい薬物サービス機関に付託される。CARAT チームは、薬物の乱用をやめたい受刑者に対して、カウンセリングを実施したり、グループワークを実施したり

している。

CARAT チームは、薬物による害を減少し、釈放後の処遇を確実に受けられるようにするために、専門的な助言と支援を行う。CARAT チームは、刑務所における薬物介入プログラムをリードし、犯罪者が社会復帰していく際に時宜にかなった保護を継続して受けられるようにするために必要な調整を行う。CARAT チームは、犯罪者の刑期の執行中、特に釈放計画の準備をする際において、地元の刑事司法統合チームと密接に連携し、犯罪者の社会復帰を支援している。

3 薬物介入プログラムの効果³⁰

薬物介入プログラムの始まった2003年以降、利益追求犯罪（薬物関連犯罪が相当数を占める）の全国認知件数が28%減少した。

内務省の調査結果によれば、7,727人のコーホートのうち再犯をした者は、薬物介入プログラムの後では26%低かった。また、拘禁されている間に同プログラムを受けたことのある薬物乱用者の約半分の者が、その後6か月以内において約79%犯罪が減少した。

4 薬物介入プログラムの課題

2005年薬物法（Drugs Act 2005）によって導入された薬物検査と必要的再犯危険性評価に対しては、反対する声がある。

薬物検査については、これを強制することは1998年人権法（Human Rights Act 1998）第8条に違反しているとの批判があり、また、薬物を使用していない被告人が薬物検査において誤って陽性反応が出てしまった場合には、次のステップである必要的再犯危険性評価を強制することになりかねないと批判する者もいる。

必要的再犯危険性評価については、この強制的な依存症治療プログラムの倫理性と効果に疑問を呈する者がいる。

30 Home Office, 2008, "The Drug Interventions Programme"
(<http://drugs.homeoffice.gov.uk/publication-search/dip/dip-generic-leaflet>)

第9節 性犯罪者処遇プログラム

1 刑務所における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme, SOTP)³¹

刑務所における性犯罪者処遇プログラム (Sex Offender Treatment Programme, SOTP)は、イングランド及びウェールズにおいて25の刑務所において実施されている。このプログラムは6種類あり、性犯罪又は性的要素のある犯罪を犯した男性向けプログラムである。彼らは、刑務所において、このコースを終了するための十分な時間が必要である。グループは、8人ないし9人の受刑者及び3人の訓練された進行役で構成される。セッションは、およそ2時間ないし2時間30分である。

(1) 標準プログラム (Core Programme)

標準プログラム (Core Programme) は90セッションあり、1週間につき3ないし5セッションで約6か月間行われる。同プログラムは、次の3つが重要な柱となっている。

- ・受講生は自身の犯罪について話をし、犯罪要因について考える。
- ・被害者の視点から自身の犯罪を理解できるように手助けする。
- ・犯罪をしないで成功した生活を送れるような計画を立てる。

(2) 適応プログラム (Adapted Programme)

適応プログラム (Adapted Programme) は89セッションあり、1週間につき3ないし4セッションで6か月ないし8か月間行われる。同プログラムは、標準プログラムについていく言語・読み書き能力のない男性に最も適している。プログラムの内容は、標準プログラムにとても類似しており、次の内容を含んでいる。

- ・性に関する知識を増加する。
- ・犯罪を説明し、犯罪要因を説明する。
- ・犯罪をしないで成功した生活を送れるような計画を立てる。

このプログラムは、標準プログラムについていくのが難しい受刑者のために特別につくられたコースである。標準プログラムと同じ領域をカバーし、同じ目的を有している。学校教育を余り受けたことのない者や学習のための特殊な学校に通った経験のある者に対して適したコースであるといえる。アカデミックな様式に基づいたコースではなく、グループのメンバーが読み書きできることを前提としていない。犯罪を犯した理由を理解するのを助ける様式を使用している。それは、犯罪を犯すことのない将来の計画を立て、より良い生活を送る準備をすることを助けてくれるものである。

31 以下に記載する刑務所における性犯罪者処遇プログラムの内容については、ウォンズワース刑務所 (HMP Wandsworth) で入手した資料 (Wanno Media Centre, 2006, "Groupwork -The Real Story") にすべて基づいている。

このプログラムの進行役は、特別に選抜され、特別の訓練コースを受講した者である。

(3) 拡張プログラム (Extended Programme)

拡張プログラム(Extended Programme)は70セッションあり、1週間につき4セッションで6か月間行われるものである。同プログラムは、標準プログラムを終了した男性で、次の事項につき更に行う必要のある者に対し、実施される。

- ・犯罪と日常生活に関係のある思考様式について学ぶ。
- ・感情を統制する。
- ・人間関係の技術を発達させる。
- ・犯罪のない生活を送る計画を立てることを継続する。

(4) ローリング・プログラム (Rolling Programme)

ローリング・プログラム(Rolling Programme)は、標準プログラムと同じ領域をカバーしているが、各人の必要性に応じてそれぞれ期間も異なる男性用プログラムである。平均的な期間は、1週間につき3ないし5セッションで、3か月ないし4か月間行われる。ローリング・プログラムは、再犯危険性が低い男性、又は、更にプログラムを追加で受けてみたい男性に使用される傾向にある。

(5) 釈放前プログラム (Better Lives Booster Programme)

釈放前プログラム(Better Lives Booster Programme)は、密度の低いプログラムと密度の高いプログラムの2種類がある。

密度の低いプログラムの方は、1週間につき1セッション行われる。受刑の初期段階において、標準プログラム、拡張プログラム又は適応プログラムを終了した男性を対象としているが、更に補習が必要な男性も対象としている。

密度の高いプログラムの方は、1週間につき3セッション行われ、釈放が近い男性を対象としている。

両方のプログラムは、どちらも、受講者が初期の段階で学んだ事項を復習することと釈放の準備をすることを手助けしている。このコースは32セッションであるが、適応プログラム対象者用のものは更に回数が多くなる。

(6) 性的機能健全化プログラム (Healthy Sexual Functioning Programme)

性的機能健全化プログラム(Healthy Sexual Functioning Programme)は、グループワークではなく、訓練及び経験を積んだ職員と受刑者が1対1で行うものである。1週間につき1セッションの頻度で、12セッションから20セッション行われる。同プログラムは、性的興味に関連した犯罪を行った男性を対象としている。

性的機能健全化プログラムは、男性の健全なセクシュアリティーを発展させることを目的としている。同プログラムでは、健全な性的行為及び健全な性的思考が現実にどのようなものであるかといったことを教え、対人能力を向上させることを目指している。また、望ましくない性的思考・性的妄想を認識し、それをコントロールする方法についても学ぶ

セクションがある。

2 プロベーション・サービスにおける性犯罪者処遇プログラム

(1) 社会内における性犯罪者グループワークプログラム（Community Sex Offender Groupwork Programme, C-SOGP）³²

社会内における性犯罪者グループワークプログラム（Community Sex Offender Groupwork Programme, C-SOGP）は、性犯罪で有罪判決を受けた21歳以上の男性犯罪者のためのプログラムである。これは、内務省によって正式に認可された認知行動プログラムである。同プログラムは、日中だけではなく夜間にも実施される。同プログラムの指導者は、職員の中から選抜され、集中的に研修を受けた者であり、定期的に外部機関の監査を受けている。同プログラムは、犯罪に対する自制心、考え方、感じ方及び行動に関する洞察力を養うことを目指している。

受講者は、まず導入プログラム（induction programme）を受講する。導入プログラムでは、週1回半日のセッションが10週間（合計50時間）行われる。その後、処遇プログラム（treatment programme）又は再発防止プログラム（relapse prevention programme）への受講を義務付けられる。

処遇プログラムは、週1回半日のセッションで190時間行われる。処遇プログラムでは、認知の歪み、恋愛関係、愛情のスタイル、犯罪被害者に対する共感などを学び、宿題も課される。

再発防止プログラムは、再犯危険性が低いと評価された者又は逸脱の程度が低いと評価された者並びに刑務所におけるプログラムを完全に終了することができた者を対象とし、65時間行われる。

(2) テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラム（Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme, TV-SOGP）³³

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラム（Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme, TV-SOGP）は、プロベーション・サービスによって運営されるグループワークプログラムであり、あらゆる種類の性犯罪（非接触型の性犯罪も含む。）で有罪判決を受けた男性犯罪者を対象としている。

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラムの目的は、次のとおりである。

- ・自らの行動が被害者に与えた影響に関する自覚を高める。

32 National Probation Service London, 2005, "Community Sex Offender Groupwork Programme (C-SOGP) -Information for Sentencers"

(<http://www.london-probation.org.uk/docs/C-SGOP.doc>)

33 http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog_sog.html

- ・自らの犯罪行為の否定に直面し、過去の行動について全責任を負う。
- ・自らの思考パターン又は行動を中断する方法を習い、虐待のない生活を送る能力を高める。
- ・今まで犯罪行動へとつながっていた自らの物の見方及び感じ方に気づく。
- ・将来の性犯罪の再犯危険性を減少する。

テムズ・バレー性犯罪者グループワークプログラムは、次の4つのブロックに分けられるが、どのブロックを実施するかは、心理測定をしてから決める。

- ・基礎づくり（Foundation）ブロックー午前9時から午後5時までの2週間
- ・被害者共感（Victim Empathy）ブロックー1週間2回の割合で4週間
- ・生活技能（Life Skill）ブロックー1週間1回の割合で10週間実施
- ・再発防止（Relapse Prevention）ブロックー1週間1回の割合で24週間実施

(3) ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラム (Northumbria Sex Offender Groupwork Programme, N-SOGP)

ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラム (Northumbria Sex Offender Groupwork Programme, N-SOGP) は、公衆に対する危険性を有する性犯罪に取り組む処遇プログラムであり、犯罪者が自制心を身に付け、自らの行動パターンを変化し、再犯危険性を減少させるために必要な援助を行っている。同プログラムに参加するためには、犯罪者は自らが変化することへの意欲を示さなければならない。

ノーサンブリア性犯罪者グループワークプログラムの目的は、自らの態度と行動を変化させることができるようにするために、自制心のメカニズムを教えることにある。同プログラムは、18歳以上の男性を対象としているが、非接触型の性犯罪者もその対象に含めている³⁴。

再犯危険性が高い者又は高逸脱者であると評価された者に対しては、36時間の再発防止プログラム (Relapse Prevention Programme) の後で、144時間のコア・プログラム (Core Programme) を受講させる（合計180時間）。再犯危険性が低い者又は低逸脱者であると評価された者に対しては、再発防止モジュール (Relapse Prevention Module) の後で、犯罪者処遇官の指導下に行う個人的なワークを通常実施する。セッションは、通常昼間に3.5時間行うが、夜間のセッションを1週間に2回実施することも可能である³⁵。

34 <http://www.northumbria-probation.co.uk/working/communitysentences/nsogp.html>

35 National Offender Management Service, 2005, "Interventions -A Guide to Interventions in the National Probation Service"

(<http://www.probation2000.com/documents/A%20Guide%20to%20Interventions%20in%20the%20NPS.pdf>)

おわりに

英国での各出張先で再犯要因となり得るものとしてどのようなものが考えられるか意見を聞いたところ、どの関係機関の職員もほぼ一様に、犯罪者自身がそもそも再犯しないという確固たる決意を持っていないこと、貧困、低収入、住居不安定、無職、家族等とのつながりの欠如、反社会的態度・行動、薬物・アルコール乱用、認知の歪み、思考の偏り等が再犯要因であると指摘し、我が国において再犯要因として通常考えられているものとほぼ同様な要因を挙げる職員が多かった。

ただ、再犯防止のための取組を我が国の実務の実情と比較してみると、英国の近年の取組は、我が国の実務にとって今後十分に参考となるものであると考える。

まず、英国では、1998年犯罪及び秩序違反法により、犯罪及び秩序違反に関する基本計画に関する規定を置き、地方レベルの各機関に対し、犯罪等の削減のための基本計画の策定と実施を義務付けている。CDRP(犯罪及び秩序違反減少対策パートナーシップ)は、同法により法定化されたものであり、イングランド及びウェールズには、現在376のCDRPが存在する。今回、筆者らはノーザンリーランドリバプールの地域司法センターを訪問したが、多機関が連携して再犯防止に取り組んでいる様子を見ることができた。その他にも、言うまでもなく、MAPPA(多機関公衆保護協定)は英国における多機関連携の著名な典型例であり、犯罪者処遇モデルは、矯正と保護の一貫した処遇を制度として実現している。

英国では、刑事司法機関がばらばらに犯罪防止に取り組むのではなく、多機関による連携が必要であるとの認識の下で、多機関連携が相当程度進んでおり、我が国の実務の在り方を今後考える上で大いに参考となるものである。

更に、英国では、犯罪を犯した段階になるまで待って対応するのではなく、より早期の段階で効果的に介入し、犯罪発生後の対応に多くの社会資源を投入しなくとも済むような政策が採用されている。例えば、反社会的行動命令により犯罪をいわば芽のうちに摘み取るといった犯罪対策の予防へのシフトが行われている。

また、絶対数は少ないものの犯罪を多数回繰り返している犯罪者のグループを頻回犯罪者として指定し、特別な処遇の対象とする頻回犯罪者プログラムが行われている。

こうした施策が採られている背景には、限りある予算・職員をどのように効率的に使用すれば犯罪の全体件数を最大限減少させていくことができるかという強い費用便益分析の意識が根底にあるのではないかと考えられるが、今後の我が国の実務の在り方を考える上で大いに参考となるものである。

◆参考文献

ダニエル・ギリング「日英犯罪減少対策フォーラム「地域を基盤とした犯罪減少対策～英
国の少年犯罪対策を参考に」の概要について」(2004年、警察学論集第57巻第4号、警
察大学校編集)。

- Home Office, 2003, "A Guide to Anti-Social Behaviour Orders and Acceptable Behaviour Contracts."
(<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/asbos/asbos9.pdf>)
- Home Office, 2007a, "An impact assessment of the Prolific and other Priority Offender programme."
(<http://www.crimereduction.gov.uk/ppo/rdsolr0807.pdf>)
- Home Office, 2007b, "Understanding the Prolific and other Priority Offender Programme."
(http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/PPO_leaflet.pdf)
- Home Office, 2008a, "Crime in England and Wales 2007/08."
(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb0708.pdf>)
- Home Office, 2008b, "JTrack -Tracking PPOs."
(<http://www.crimereduction.homeoffice.gov.uk/ppo/jtrack01.htm>)
- Home Office, 2008c, "Perceptions of anti-social behaviour : Findings from the 2007/08 British Crime Survey -Supplementary Volume 1 to Crime in England and Wales 2007/08."
(<http://www.homeoffice.gov.uk/rds/pdfs08/hosb1508.pdf>)
- Home Office, 2008d, "The Drug Interventions Programme."
(<http://drugs.homeoffice.gov.uk/publication-search/dip/dip-generic-leaflet>)
- Ministry of Justice, 2008a, "Criminal Statistics : England and Wales 2007."
(<http://www.justice.gov.uk/docs/crim-stats-2007-tag.pdf>)
- Ministry of Justice, 2008b, "Sentencing Statistics, 2007, England and Wales."
(<http://www.justice.gov.uk/docs/sentencing-statistics-2007.pdf>)
- National Offender Management Service, 2005, "Interventions -A Guide to Interventions in the National Probation Service."
(<http://www.probation2000.com/documents/A%20Guide%20to%20Interventions%20in%20the%20NPS.pdf>)
- National Offender Management Service, 2006, "The NOMS Offender Management Model."
- National Offender Management Service, 2007, "MAPPA Guidance 2007 Version 2.0."
(<http://www.probation.homeoffice.gov.uk/files/pdf/MAPPA%20Guidance%202007%20v2.0.pdf>)
- National Probation Service London, 2005, "Community Sex Offender Groupwork Programme (C-SOGP) -Information for Sentencers."
(<http://www.london-probation.org.uk/docs/C-SGOP.doc>)

- National Probation Service, 2008, "National Statistics for Multi-Agency Public Protection Arrangements, Annual Reports 07/08."
(<http://www.syps.org.uk/publications/MAPPANationalFigures2008.pdf>)
- Northumbria Probation Area, 2008, "Northumbria Sex Offender Groupwork Programme."
(<http://www.northumbria-probation.co.uk/working/communitysentences/nsogp.html>)
- Safer Knowsley Partnership, 2008, "Crime and Disorder Reduction Plan 2008/2009."
- 崎山慶「英国・性犯罪前歴者による再犯の防止対策（上）－多機関連携地域保護協定（MAPPA）制度を中心に－」（2008年，警察学論集第61巻第10号，警察大学校編集）。
- Sian Llewellyn-Thomas and Gillian Prior, TNS, 2007, "North Liverpool Community Justice Centre -Surveys of local residents."
(<http://www.justice.gov.uk/docs/north-liverpool-full-report.pdf>)
- 瀬川晃「イギリス刑事法の現代的展開」（1995年，成文堂）。
- Thames Valley Probation Area, "The Thames Valley Sex Offender Groupwork Programme (TVSOGP)."
(http://www.thamesvalleyprobation.gov.uk/sentenced/prog_sog.html)
- Wanno Media Centre, 2006, "Groupwork -The Real Story."
- 横山潔「イギリスの少年刑事司法」（2006年，成文堂）。

第5章 オーストラリア

1 オーストラリアの犯罪動向

(1) 認知件数（被害者数）

最近10年間の主要な罪種別の被害者数は、3－5－1－1表のとおりである。主要罪種の中で最も被害者数の多い窃盗（自動車盜、その他窃盗）は、2001年をピークに大幅に減少しており、不法侵入も2001年以降減少傾向にある。一方、暴行、性的暴行、脅迫／恐喝は、増加傾向にある。

なお、今回視察したニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州においても、類似の傾向が見られる。

3－5－1－1表 罪種別・警察に届け出た被害者数の推移

(1998～2007年)

罪種	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
殺人（未遂・故殺含む） Homicide and related offences	720	745	755	806	765	702	613	572	565	527
暴行 Assault	130,903	134,271	138,708	152,283	160,118	157,280	156,849	166,507	172,441	176,427
性的暴行 Sexual Assault	14,689	14,699	16,406	17,577	18,718	18,025	19,171	18,695	19,555	19,781
略取誘拐 Kidnapping/abduction	707	766	695	767	706	696	768	729	726	730
強盗 Robbery	23,801	22,606	23,336	26,591	20,989	19,709	16,513	17,176	17,375	17,988
脅迫／恐喝 Blackmail/extortion	272	254	255	358	355	386	372	393	444	413
不法侵入 Unlawful entry with intent	434,376	415,735	436,968	435,754	394,323	354,020	308,675	281,994	262,005	248,423
自動車盜 Motor vehicle theft	131,587	129,552	138,912	139,894	113,460	98,298	87,939	80,365	75,377	70,650
その他窃盗 Other theft	563,482	612,559	681,268	700,137	680,799	624,036	548,778	518,335	518,734	492,222

注 1 Australian Bureau of Statistics “Recorded Crime—Victims 2007”による。

2 「暴行」及び「性的暴行」の数値は、州ごとに集計の仕方が異なるため、注1の資料ではオーストラリア全体の数値を掲載していないが、ここでは各州の数値を合算したものを示す。

(2) 有罪人員

2006年7月から2007年6月までの1年間の罪名別・処分内容別の有罪人員は、**3-5-1-2表**のとおりである。有罪となった者全体の処分内容を見ると、約70%が罰金となっており、次いで約15%が社会内処遇命令 (non-custodial orders) となっている。施設収容は、1割に満たない。

罪名別に見ると、交通犯罪、業務上過失傷害・重過失傷害の約85%が罰金である。違法薬物使用、窃盗についても、罰金となる者が半数以上を占め、保護観察・社会奉仕命令を含めた社会内処遇となる者が80%以上となっている。傷害は、約70%が社会内処遇となっている。一方、殺人、強盗・恐喝、誘拐、性犯罪及び不法侵入は、施設内処遇対象となっている者の割合が高い。

3-5-1-2 罪名別・処分内容別・有罪人員

罪名 (原文)	総数	施設内処遇 (Custodial Order)				社会内処遇 (Non-custodial Order)			
		矯正施設入所 (Custody in a correctional institution)		開放処遇 施設入所 (Custody in the community)		計		保護観察・ 社会奉仕命令 (Community supervision or work orders)	
				執行猶予 (Fully suspended sentence)		計		罰金 (Monetary orders)	その他 社会内命令 (Other non-custodial orders)
総数	514,798	53,192 [10.3]	29,610 (5.8)	3,223 (0.6)	20,359 (4.0)	460,876 [89.5]	22,610 (4.4)	361,673 (70.3)	76,593 (14.9)
殺人	413	358 [86.7]	317 (76.8)	6 (1.5)	35 (8.5)	55 [13.3]	11 (2.7)	27 (6.5)	17 (4.1)
傷害	40,336	11,917 [29.5]	7,160 (17.8)	655 (1.6)	4,102 (10.2)	28,359 [70.3]	4,537 (11.2)	13,055 (32.4)	10,767 (26.7)
性犯罪	2,266	1,634 [72.1]	1,170 (51.6)	87 (3.8)	377 (16.6)	625 [27.6]	246 (10.9)	186 (8.2)	193 (8.5)
業務上過失傷害、重過失傷害	45,090	2,803 [6.2]	1,392 (3.1)	228 (0.5)	1,183 (2.6)	42,260 [83.7]	1,675 (3.7)	38,313 (85.0)	2,272 (5.0)
誘拐	132	104 [78.8]	71 (53.8)	3 (2.3)	30 (22.7)	28 [21.2]	10 (7.6)	6 (4.5)	12 (9.1)
強盗・恐喝	1,719	1,486 [86.4]	1,193 (69.4)	58 (3.4)	235 (13.7)	233 [13.6]	155 (9.0)	26 (1.5)	52 (3.0)
不法侵入	8,198	4,739 [57.8]	3,290 (40.1)	255 (3.1)	1,194 (14.6)	3,447 [42.0]	1,603 (19.6)	1,168 (14.2)	676 (8.2)
窃盗	29,764	4,738 [15.9]	2,923 (9.8)	240 (0.8)	1,575 (5.3)	24,964 [83.9]	2,130 (7.2)	15,726 (52.8)	7,108 (23.9)
詐欺・偽造	17,967	3,750 [20.9]	1,986 (11.1)	304 (1.7)	1,460 (8.1)	14,190 [79.0]	2,219 (12.4)	8,739 (48.6)	3,232 (18.0)
違法薬物犯罪	30,943	4,334 [14.0]	2,469 (8.0)	304 (1.0)	1,561 (5.0)	26,577 [85.9]	1,778 (5.7)	18,656 (60.3)	6,143 (19.9)
銃器・爆弾物犯罪	7,698	1,098 [14.3]	716 (9.3)	66 (0.9)	316 (4.1)	6,581 [85.5]	409 (5.3)	4,731 (61.5)	1,441 (18.7)
器物損壊・環境汚染	13,794	1,164 [8.4]	695 (5.0)	60 (0.4)	409 (3.0)	12,605 [91.4]	1,070 (7.8)	8,636 (62.6)	2,899 (21.0)
公的命令違反	53,096	1,160 [2.2]	685 (1.3)	46 (0.1)	429 (0.8)	51,835 [97.6]	1,035 (1.9)	36,794 (69.3)	14,006 (26.4)
交通犯罪	218,485	10,036 [4.6]	3,322 (1.5)	782 (0.4)	5,932 (2.7)	208,279 [95.3]	3,883 (1.8)	184,120 (84.3)	20,276 (9.3)
司法手続き、政府の安全保障・行政運営に対する犯罪	30,579	2,745 [9.0]	1,568 (5.1)	84 (0.3)	1,093 (3.6)	27,768 [90.8]	1,323 (4.3)	21,217 (69.4)	5,228 (17.1)
その他	13,910	1,079 [7.8]	621 (4.5)	40 (0.3)	418 (3.0)	12,806 [92.1]	502 (3.6)	10,070 (72.4)	2,234 (16.1)
不詳	408	47 [11.5]	32 (7.8)	5 (1.2)	10 (2.5)	264 [64.7]	24 (5.9)	203 (49.8)	37 (9.1)

注 1 Australian Bureau of Statistics "CRIMINAL COURTS" 2006-07による。

2 2006年7月1日から2007年6月30日までの期間である。

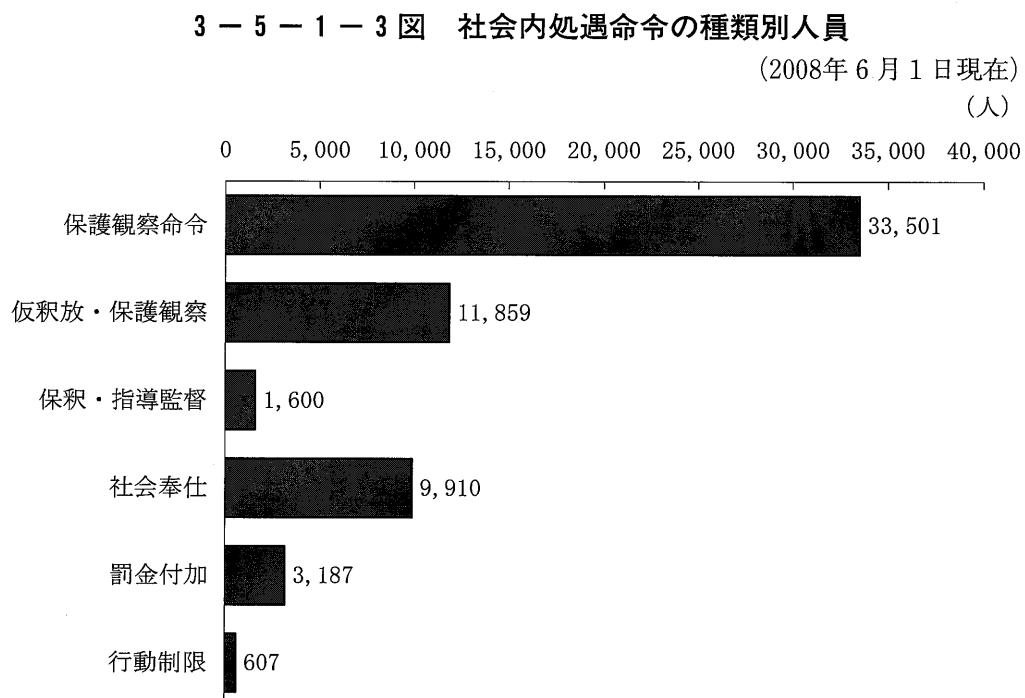
3 上級裁判所 (Higher courts) 及び治安裁判所 (Magistrates' courts) の合計である。

4 「その他社会内処遇」の「遵守事項」は、治安裁判所の判決のみであり、内数である。

5 () 及び〔 〕内は、処分人員総数に対する構成比である。

(3) 社会内処遇命令 (non-custodial orders)

2008年6月現在の社会内処遇命令の種類別人員は、**3-5-1-3図**のとおりである。保護観察命令が最も多く約3万3千人であり、仮釈放中、指導監督の対象者を加えると約4万7千人が保護観察を受けている。次いで、約1万人が社会奉仕補償命令を受けている。



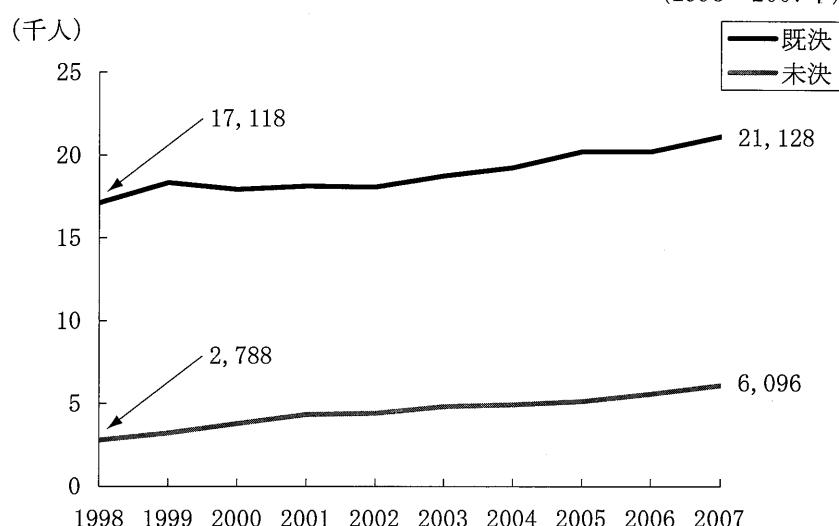
- 注 1 Australian Bureau of Statistics "CORRECTIVE SERVICES" June Quarter 2008による。
 2 社会内処遇命令の原資料中の名称は以下のとおりである。
 「保護観察命令」: Supervision (compliance)-Sentenced Probation
 「仮釈放・保護観察」: Supervision (compliance)-Parole
 「保釈・指導監督」: Supervision (compliance)-Bail
 「社会奉仕」: Reparation-Community service
 「罰金付加」: Reparation-Fine option
 「行動制限」: Restricted movement

(4) 矯正施設被収容者

最近10年間における矯正施設被収容者の推移は、3-5-1-4図及び3-5-1-5図のとおりである。

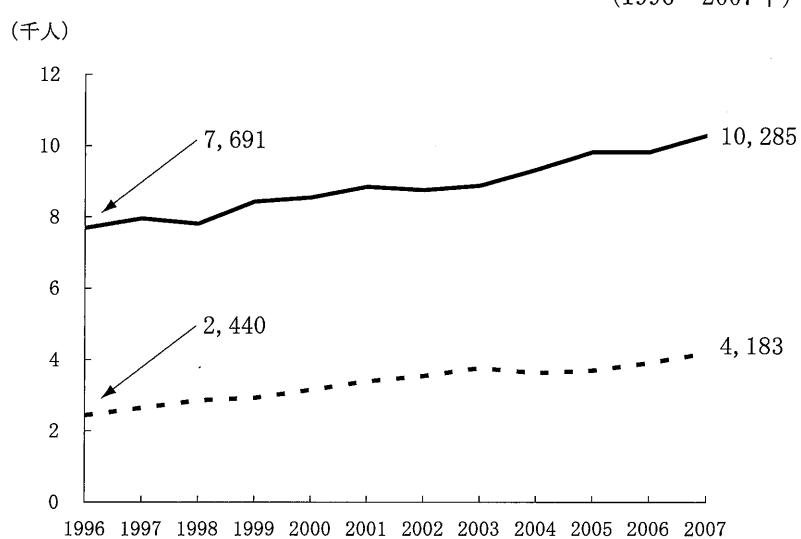
3-5-1-4図 矯正施設被収容者数

(1998~2007年)



注 1 Australian Bureau of Statistics "PRISONERS IN AUSTRALIA" 2007による。
2 各年の6月30日現在の数値である。

3-5-1-5図 ニュー・サウス・ウェールズ／ヴィクトリア州の矯正施設被収容者数
(1996~2007年)



注 1 Australian Bureau of Statistics "PRISONERS IN AUSTRALIA" 2007による。
2 オーストラリア首都特別区で判決を受けた受刑者の大半が
ニュー・サウス・ウェールズ州の受刑者となっている。
3 ヴィクトリア州の2006年より前の数値には、17歳の受刑者が含
まれている。
4 各年の6月30日現在の数値である。

既決被収容者、未決被収容者ともに増加傾向にあり、1998年と比較して、2007年は、既決被収容者4,010人（23.4%）、未決被収容者3,308人（19.3%）増加している。

被収容者の属性について概観する。2007年の被収容者の男女別、罪名別の人員構成比は**3-5-1-6図**のとおりである。被収容者27,224人中92.7%が男子である。男子の罪名について見ると、傷害、性犯罪、不法侵入の順に多く、女子は男子に比べて違法薬物使用の割合が高い。

次に、被収容者の受刑歴について見る。最近8年間の受刑歴のある被収容者の比率の推移は、**3-5-1-7図**のとおりである。56%から60%の間で推移しており、約6割の者に受刑歴があるという傾向に大きな変化はない。

なお、ニュー・サウス・ウェールズ州及びヴィクトリア州の2007年における同比率は、各々53.1%及び53.3%であった。

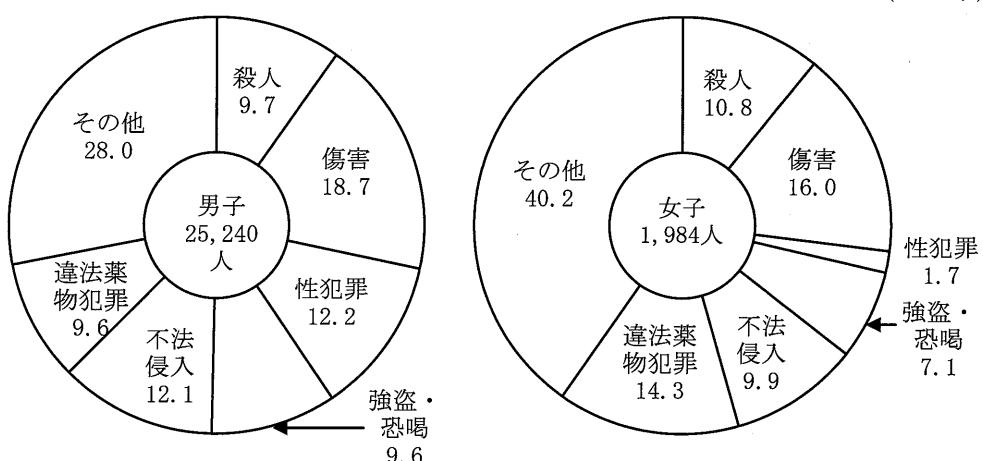
受刑歴のある者の比率を罪名別に見たものが、**3-5-1-8図**である。不法侵入による被収容者の約7割に受刑歴があり、傷害、強盗・恐喝も受刑歴ありの比率が約6割と比較的高い。違法薬物使用について、受刑歴ありの比率が低いが、これは違法薬物使用による処分が主に社会内処遇であることによるものであると推測される。

(5) 再入所・再処分率

2004年から2005年の出所受刑者のうち、再犯等により2年以内に受刑（再入所）又は社会内処遇処分となった者の比率を見たものが**3-5-1-9図**である。オーストラリア全体（オーストラリア首都特別区を除く）で再入所者の比率は約38%，社会内処遇処分を含めた再処分の比率は約44%となっている。

3-5-1-6図 男女別・罪名別・被収容者構成比

（2007年）

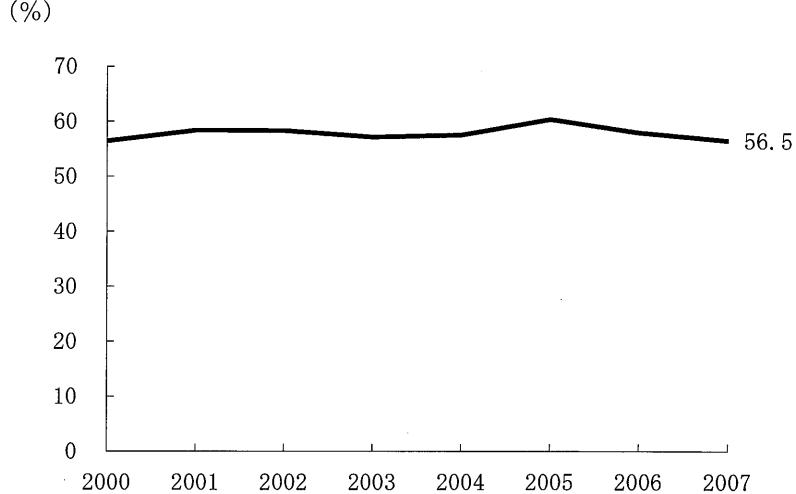


注 1 Australian Bureau of Statistics "PRISONERS IN AUSTRALIA" 2007による。

2 2007年6月30日現在の数値である。

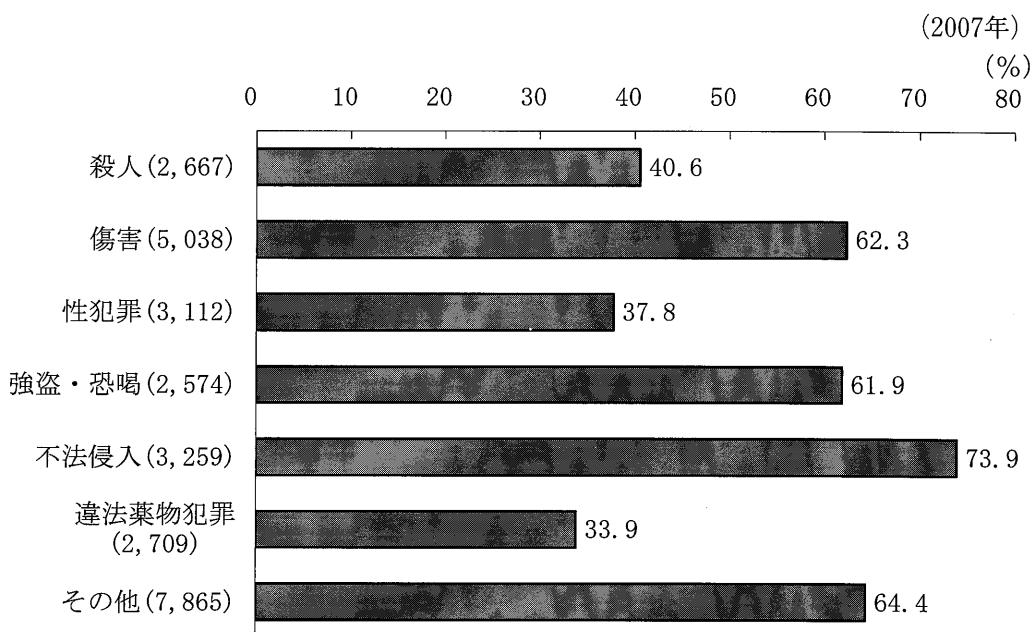
3 「その他」は、窃盗、詐欺・偽造、誘拐、交通犯罪等である。

**3－5－1－7図 受刑歴のある矯正施設被収容者の比率の推移
(2000～2007年)**



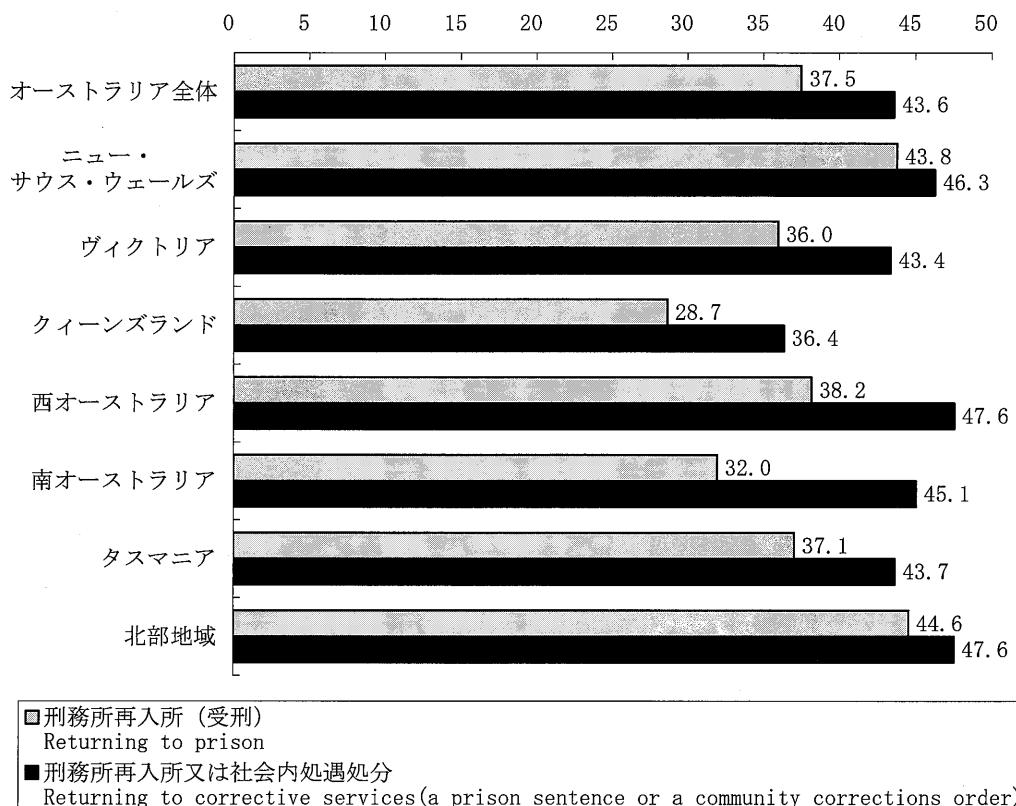
注 1 Australian Bureau of Statistics "PRISONERS IN AUSTRALIA" 2007による。
2 各年の6月30日現在の数値である。

**3－5－1－8図 罪名別・受刑歴のある被収容者の比率
(2007年)**



注 1 Australian Bureau of Statistics "PRISONERS IN AUSTRALIA" 2007による。
2 2007年6月30日現在の数値である。
3 「その他」は、窃盗、詐欺・偽造、誘拐、交通犯罪等である。

3-5-1-9図 2004年～2005年刑務所出所者の2年以内矯正関係再処分率 (%)



□刑務所再入所 (受刑)
Returning to prison
■刑務所再入所又は社会内処遇处分
Returning to corrective services(a prison sentence or a community corrections order)

注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008”による。

2 仮釈放者も含め、2004年から2005年の間に出所した受刑者全員が対象である。

3 オーストラリア首都特別区には刑務所がなく、同区の犯罪者はニュー・サウス・ウェールズ州の施設に収容されるため、オーストラリア首都特別区のデータはない。

また、州別に2年以内再入所率の推移を見たのが、3-5-1-10表である。

3-5-1-10表 刑務所出所者の2年以内再入所率

調査年	オーストラリア全体	ニュー・サウス・ウェールズ	ヴィクトリア	クイーンズランド	西オーストラリア	南オーストラリア	タスマニア	北部地域
2002-2003	39.1	44.1	41.1	33.2	37.0	32.6	38.8	37.1
2003-2004	39.1	42.9	40.1	34.1	38.2	33.0	39.1	40.4
2004-2005	38.8	43.5	38.3	30.6	40.6	35.1	37.7	44.2
2005-2006	37.6	43.3	36.5	27.6	40.3	31.0	37.2	46.4
2006-2007	37.5	43.8	36.0	28.7	38.2	32.0	37.1	44.6

注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008”による。

2 年次は、調査年を示す。

3 オーストラリア首都特別区には刑務所がなく、同区の犯罪者はニュー・サウス・ウェールズ州の施設に収容されるため、オーストラリア首都特別区のデータはない。

(6) 刑務所の収容コスト

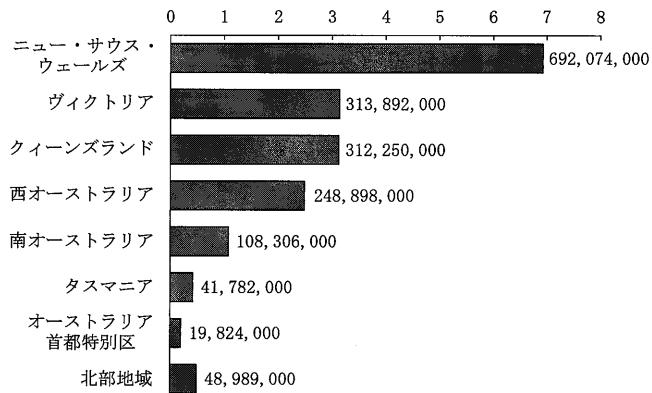
オーストラリア各州における2006-2007年予算年度における刑務所純経常支出額、及びニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州における同額の推移を見たのが、3-5-1-11図である。

3-5-1-11図 刑務所純経常支出額

① オーストラリア全体

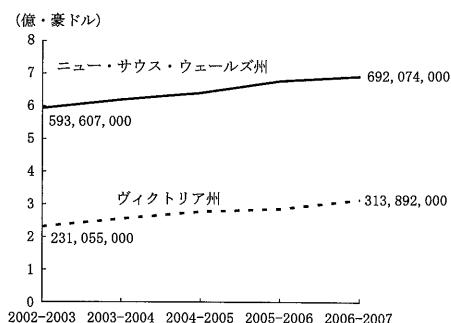
(2006年～2007年)

(億・豪ドル)



② ニュー・サウス・ウェールズ／

ヴィクトリア州経年



注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008”による。

2 2006-2007年以前の年の数値は、GDP デフレーターにより調整されている。

注 1 the Steering Committee for the Review of Government Service Provision “Report on Government Services 2008”による。

2 純経常支出は、賃金税と純経常収入（自所歳入）を除く。

最大の収容人口を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州が突出しており、また、ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州いずれにおいても、収容人口の増加に伴い、刑務所のコストが増加を続けている。

2 ニュー・サウス・ウェールズ州における再犯防止策

(1) 再犯防止への取組み

ニュー・サウス・ウェールズ州政府は、2006年11月に、以後10年間の州の方向性を示す「州行動計画（State Plan）」を発表した。同計画は、同期間における政府の活動の優先事項を明確化したものであり、5つの分野で合計14の「目標（Goals）」とその実現のための合計34の「優先事項（Priorities）」を設定している。同「目標」の1つに「市民の安全維持（Keeping People Safe）」が掲げられ、そのために設定された2つの「優先事項」のうち1つが「再犯の減少（Reducing re-offending）」である。さらに、その具体的目標（Targets）として「2016年までに2年以内再犯率（有罪判決又は家族集団カンファレンス（family group conference, FGC）の対象となった後24ヶ月以内に再犯を犯す比率）を10%減少させる」ことが明記されている。

従前から、オーストラリア全州中最大の刑務所収容人員を抱えるニュー・サウス・ウェールズ州では、刑務所の収容コスト（3-5-1-11図参照）が問題視されてきていたが、人員数としては少数の再犯者が犯罪数においては多数の犯罪を犯しているという現実に鑑み、社会の安全維持のみならず司法制度の効率化の観点からも、再犯防止が重要であるとして、同方針が明確化されたものである。

ニュー・サウス・ウェールズ州における近年の2年以内矯正施設再入率は、3-5-1-10表のとおり、オーストラリア全体（2006-2007年において37.5%）と比較して高水準（同43.8%）にある。

目標が明確化され、目標値の達成に向けて関係機関のより一層の努力が求められたこととなった。

(2) 再犯防止策の基本的考え方

従前から、再犯防止策の一環として、継続的処遇（Throughcare）施策が重視されてきた。継続的処遇とは、犯罪者が最初に矯正当局の管轄域に入った段階から刑などを終え、社会内処遇を経て社会復帰する段階までを通じて、一貫した処遇方針の下、調整的かつ統合的にアプローチする（co-ordinated and integrated approach）ことにより、当該個人の再犯を防止する¹という施策である。

2002年11月には、州矯正局（Department of Corrective Services）が「継続的処遇についての戦略的枠組（Throughcare Strategic Framework）（2002-2005）」を策定、公表しており、継続的処遇充実のための専任ポスト（Project Director, Throughcare and E-Case Management）を新設している。同枠組では、個々の犯罪者に焦点を当てること、標準化された再犯危険性評価（standard risk and needs assessment）の重要性、釈放前・釈放

1 New South Wales Department of Corrective Services “Throughcare Strategic Framework 2002-2005”による。

後プログラムを実施すること、などが強調されている。

前記「州行動計画」では、今後の方針として、より個別化した犯罪者の社会復帰支援、若年犯罪者への早期介入の強化、などが記載されている。

(3) 電子記録管理 (E-Case Management)

矯正局では、電子個別処遇計画管理 (Electric Case Plan Management) を構築し、活用している。施設内処遇・社会内処遇の段階を通じた一貫した個別処遇計画を立てそれを処遇の基礎とするもので、刑事政策のどの段階においても一貫した処遇計画を用い、かつどの段階でも修正を可能にしている。

まず、再犯危険性評価の定型基準として LSI-R (Level Service Inventory-Revised) を用い、それによって標準化された再犯危険性評価を行う。同基準はカナダの専門家により開発されたもので、10の領域にわたる合計54の項目について、対象者との面談及び公式記録等資料に基づき、「No／Yes」又は「3, 2, 1, 0」でスコア化を行う。項目は、静的再犯危険性（変えることのできない因子）及び動的再犯危険性（処遇等によって変えることができる因子）の両者を含み、例えば、犯罪者の犯罪内容、属性、問題行動等がある。それらのスコア総計により、再犯危険性の高さを評価するものである。評価担当者向けに、標準化された分かり易いスコアリング・マニュアルも用意されている。

これによって評価された再犯危険性レベルを元に、処遇計画を立てる。

それらを全てデータベース化し（2009年1月時点で約32万7,000件）、各処遇段階における担当官（政府職員に限る。NGO である地域回復センターの職員等にはアクセス権がない。）がアクセスすることが可能となっている。刑務所での処遇の各段階、仮釈放後の保護観察段階などでも、適宜、本人の必要性に合わせて処遇計画を修正できる。

同データベースの情報のうち限定された一部は、州警察においても読取専用形式で入手できるようになっている。その他に、矯正局において受理、釈放、その他扱った犯罪者の詳細情報を毎日警察に提供し、警察から犯罪者逮捕にかかる情報の提供を受けている。この情報提供の範囲については、指紋その他生体特徴の情報にも拡張していく予定である。

施設内処遇から社会内処遇を通じ、一貫した方針の下、各段階で必要・有効な個別処遇計画を策定し、それに基づき処遇を行う重要な基盤となるシステムであり、継続的処遇の要となるものである。同様の電子データベース・システムの構築を進めることは、日本においても非常に有用なものと解される。

(4) 早期介入

(ア) 集中的指導監督プログラム (Intensive Supervision Program : ISP)

「州行動計画」を受け、2008年5月から、少年司法局 (Department of Juvenile Justice) が、州内の2地域で、深刻な反社会的傾向を持つ少年に対する集中的指導監督プログラム (Intensive Supervision Program) の試行を開始した。ISP は、西オーストラリア州 (2005年から導入)、ニュージーランド、米国、カナダ及び欧州9か国における実証研究において

統計的に有意な再犯率低下を実現した²マルチシスティック（多体系）療法（Multisystemic Therapy: MST）モデルに基づくものである。再犯危険性の高い対象少年とその家族に対して、家族関係、学校関係などについて振り返らせ、例えばDVに関する教育や親としての訓練を行うことで、本人のみならず環境から変えていくとする試みである。

具体的な目標として、

- ・犯罪頻度の減少
- ・行う犯罪の結果の重大性を低下させる
- ・更なる拘禁処分を受ける確率の低下
- ・不登校率の低下及び／又は職業訓練・雇用の向上
- ・家庭の機能向上
- ・薬物濫用レベルの低下
- ・少年司法制度の将来的コストの削減（ISPは通常の少年司法局の処遇と比較し費用効率が高いと解されている）

などが掲げられている。

対象者の選定は専ら少年司法局によって行われ、以下の基準の全てを充たす者が対象となる。

- ・年齢が10歳から16歳
- ・現に少年司法局の管理下にある
- ・現に6か月を超える裁判所の命令を受けている
- ・監護者がいる
- ・少年用の標準再犯危険性評価（YLSI）スコアが「中程度」又は「高度」
- ・犯歴がある
- ・試行対象地区のいずれかに居住している
- ・現行犯罪（primary index offence）が性犯罪でない
- ・犯罪の原因に本人の身体面での器質性の問題がない
- ・少年司法局により自殺の恐れが高い・精神病に罹患している・殺人の恐れがあると評価されていない

また、その中でも以下の条件を満たす者が優先される。

2 MST に関しては、各国での実証研究に基づき、以下の評価結果が得られている。

- ・深刻な粗暴犯である少年犯罪者に関し、1年後、2年後及び4年後の追跡で、25～75%の再犯率低下。
- ・再逮捕率、再犯率、再拘禁率の低下。
- ・家族の関係と機能の向上。
- ・通学・就業率の上昇。
- ・少年の薬物濫用問題に対する有効性。
- ・処遇コストと再犯率との関係で、拘禁に比べより費用効率が良い。

- ・年齢が12歳から16歳
- ・初回逮捕時の年齢が低い
- ・再犯・再非行により拘禁される可能性が切迫している
- ・近時拘禁を解かれた
- ・拘禁（又は家庭外拘置）歴がある
- ・常習的又は暴力的な犯罪の犯歴がある
- ・薬物濫用・多用の傾向が強い
- ・深刻な反社会的行動がみられる

指導者は特化された訓練を受けた心理技官やソーシャルワーカーなどの臨床専門家であり、3～4名でチームを構成する。少年司法事務官が監督し、対象少年の学校の教師や校長、警察とも密に連携を図る。特に先住民系の少年とその家族に対して行う場合は、先住民系のアドバイザーも関与する。指導チームが、対象少年やその家族と面会し、両親に対しては、反社会的行動に個別に対応する技能と社会資源を提供し、対象少年に対しては、家族や同僚、学校、近隣の要請に適応する技能を提供する。

ISPの期間は、3か月から6か月とし、臨床専門家1人当たり4ないし6家族を担当する。チームを構成する臨床専門家が、交替で、24時間対応も可能な体制を作り、柔軟に、家庭、学校、地域共同体等の場で隨時指導監督及び支援を行う。年間合計60ないし80ケースを対象とすることを目指す。

指導監督の手法としては、

- ・家族療法 (family therapy)
- ・夫婦療法 (couple therapy)
- ・認知行動療法
- ・行動療法
- ・薬物濫用者処遇 (substance misuse treatment)
- ・子育て支援プログラム (Positive Parenting Program : Triple P)
- ・調停・紛争解決 (mediation／conflict resolution)
- ・危機介入技能 (crisis intervention skills)
- ・問題解決技能の訓練 (teaching problem-solving skills)
- ・自己主張行動訓練 (assertiveness training) (消極的な人に自信を持たせるようにする訓練)
- ・重要な関係当事者との関係構築 (developing partnerships with key stakeholders)
- ・不測の事態管理 (contingency management)
- ・非公式社会支援構築 (developing informal social supports)
- ・向社会的行動の奨励 (facilitating pro-social activities)

などが活用されている。

4年計画でこの試行についての実証的研究を行うこととなっており、550万豪ドル(2009年1月23日現在の為替レートで約3億1,500万円)の予算が計上されている。将来的に、ニュー・サウス・ウェールズ州犯罪統計研究局(BOCSAR)がプログラムの効果検証を行う具体的方法が検討されているところである。

本人のみならず、家族を含めた周囲に密度の濃い働きかけを行い、環境から変えていくとする試みであり、早期介入の手法として、参考となると思われる。

(イ) MERIT プログラム (Magistrates Early Referral Into Treatment)

その他、「州行動計画」の目標達成のための早期介入戦略として、薬物乱用者を対象としたMERIT プログラム等のダイヴァージョン・プログラムの活用などが、方針として示されている(「State Plan 2007 Update」)。

MERIT プログラムは、薬物問題のある被告人に対し、治安判事裁判所(magistrate court)において、起訴後、法廷での初回答弁前の段階において用いられている薬物乱用者に対するダイヴァージョン・プログラムで、プログラムを受けるか否かは、被告人の自由意思により選択し得る。同プログラムを受ける場合、裁判所は刑事裁判手続の進行を12週間延期することができ、被告人は、同期間中に薬物濫用者処遇プログラムを受け、引き続き6週間のアフターケアを無料で受けることもできる。処遇プログラム終了後、刑事裁判手続に戻り、治安判事は、処遇プログラム中の被告人の改善状況を量刑に当たり考慮することができる。

(5) 処遇プログラム

刑務所内及び社会内において、再犯防止を図るために、各種処遇プログラムが施行されている。

(ア) 関連法

これらプログラムの法的根拠としては、2001年犯罪(行刑)法(Crimes (Administration of Sentences) Regulation 2001)において、受刑者に対し、再犯防止効果等が期待できる処遇機会を与えることができるものとされ(第60条)(受刑者による当該条項の不遵守は、刑務所規則違反となる)、また、1999年犯罪(量刑手続)法(Crimes (Sentencing Procedures) Act 1999)において、裁判所は、社会奉仕命令の遵守事項として一定の処遇プログラムへの参加等を義務付けることができるものとされている(第90条)他、善行保証の条件として、処遇プログラムに参加しそれに従うことを義務付けることもできるとされている(95A条)。

性犯罪者については、2006年4月から、2006年犯罪(重大な性犯罪者)法(Crimes (Serious Sex Offender) Act 2006)が施行された。同法によれば、潜在的な「重大な性犯罪者」に対し、刑期(保護観察期間)満了後も、検事総長からの申立てに基づく最高裁判所の命令により、引き続き拘禁や保護観察を継続することができることとされた。最高5年の期間まで可能であり、命令の回数にも制限がない(繰り返し命令を発することで、運用によっ

ては無期限とする扱いが可能)。矯正局が、刑期（保護観察期間）満了まで6ヶ月の間に、同命令申立て対象者を選別するが、申立て対象となる潜在的な「重大な性犯罪者」の選別に当たっては、本件の内容、再犯危険性評価の結果などと併せ、当該受刑者（保護観察対象者）が性犯罪者処遇を満足に修了したか否かも考慮される。この新法施行後、2009年1月までの間に、約30件（同一対象者に対し再度の申立てを行ったケースもある）の申立てが行われ、全件につき最高裁の命令が発出されており、直接の因果関係は定かでないものの、同法導入後、処遇プログラムに対する参加希望者が顕著に増えているとされている（州矯正局からの情報による）。

(イ) 運用

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、州矯正局が、全ての処遇プログラムを一元管理しており、州矯正局により認可されたプログラムのみが施行され、どのプログラムをいずれの施設又は社会内において施行するかも、州矯正局が決定・指示することとされている。

プログラムの認可は、州矯正局の運営委員会（Board of Management）が2003年4月に策定した「プログラム認可のための戦略的枠組（Strategic Framework for Program Accreditation）」に基づき裁定される。同枠組は、英国やカナダにおけるプログラム認可の取組みを参考として、実証的根拠に基づく効果的な処遇を行うことを目的として策定されたものであった。

2004年11月には、同枠組に規定された認可プロセスを監督する責任者（Manager）ポストを新設し、2005年6月からは、認可プログラムを一覧できる「ニュー・サウス・ウェールズ州における矯正プログラム大要（Compendium of Correctional Programs in New South Wales）」を定期的に更新、公表している。

前記監督責任者は、犯罪関連プログラムについて知見を有する有識者により構成する「プログラム認可委員会（Program Accreditation Panel：PAP）」を適宜召集し、同枠組に基づき認可の判断を行う。また、同様に有識者により構成する「施設認可委員会（Site Accreditation Panel：SAP）」は、同枠組に基づき、各プログラムを実施する施設の選定を行うこととされている。

民間の宗教団体やNGOなどによるプログラム実施も歓迎されているが、同様の認可手続を経る必要がある（「Policy for External Program Providers in Correctional Settings」）。認可の判断に当たり、以下の点が考慮される。

- ・プログラムの内容と実施手法が、処遇プログラムに関する州矯正局の基本方針に沿うものであるか。
- ・実施主体（団体又は個人）が十分な施行能力を有しているか。
- ・特定の施設・場所において、プログラムの必要性が認められるか。
- ・実施主体（団体又は個人）が、矯正施設へのアクセスや犯罪者への接触を認めるに適

したものであるか。

2008年3月時点（第5版）の大要に掲載されたプログラムは39あり、**3-5-2-1表**記載のとおりである。

2008年末現在、各プログラムの効果評価を行っているところである。

今後の方針としては、さらに認可プログラムの数を絞り、犯罪者処遇関係の技能を有する職員等を絞り込まれたプログラムの実施に集中的に充て、より一層の効率化を図っていくこととされている。

3-5-2-1表 ニューサウス・ウェールズ州の処遇プログラム一覧 (2007.7~2008.3)

概要		目的		対象		期間・頻度	施設名	実施主体
Hey Dad-for Indigenous Dads, Uncles & Pops	親としての技術を身に付けさせる。参加者自身の父親等の保護者に養育された経験を文化的背景に配慮しながら探る。	子どものまちと離れている先住民の男性が、父親・保護者としての役割の重要性を理解し、子どもたちとの関係を深める機会を与える。犯罪行動の世代間連鎖を防ぐ。	子どものまちはいる先住民の男性犯罪者。性犯罪者は除く。LSI-R で家族／婚姻、向社会的支援分野の再犯危険性認定。10-12人	1週間に8セッション。ワークショップか週末のプログラムを8時間以上社会内で行う。	Parklea	Centacare. 進行役は、Centacare Broken Bay に認可されたグループファシリテーション、グループ・アクセス・ワーカーの経験者。成人教育、社会科学等の技能と共同指導の資格を持つ者	Centacare. 進行役は、Centacare Broken Bay に認可されたグループファシリテーション、グループ・アクセス・ワーカーの経験者。成人教育、社会科学等の技能と共同指導の資格を持つ者	
CALM-Controlling Anger & Learning to Manage It	人のものの考え方、感じ方、行動の仕方の原則に基づいて、参加者に基本的な考え方を身に付けて、特に怒りや嫉妬などの暴力に結びつくようなく感情爆発を起こさせる状況に対処できるようになる。	感情爆発について理解し、コントロールできるようになります。認知・知覚のゆがみを矯正し、自己表現（アサーティブ）コミュニケーションや嫉妬といった感情をコントロールできるようになります。再発を予測し、予防できるようになります。合理的感情療法、認知行動療法、ストレス対処訓練。具体的な方法としては、向社会的モデルリング、直接・間接的方法による学習、グループワーク、個別訓練、ディスカッション、ロールプレイ、社会的技能訓練など。	LSI-R や VRS、心理テストで中・高程度の再犯危険性と認定された成人男性のみ。感情コントロールができるなりや攻撃性による犯罪を犯した者又はその経験のある者。識字力のある者。	事前・事後の検査の時間を探し、約24セッション。1セッション2時間。	Cooma, Lithgow, Long Bay, Wellington & Cessnock, Penrith 保護観察所	認知行動療法を行った経験や訓練を受けたことのある犯罪者処遇・プログラム部（OS&P）職員。グループワークの技能があり、CALM 訓練について認定を受けている者。	認知行動療法を行った経験や訓練を受けたことのある犯罪者処遇・プログラム部（OS&P）心理技官、保護観察官（Probation & Parolestaff）	
Domestic Abuse Program	家庭内暴力に関する行動、考え方、感情の間の関係について認知行動療法により探る。Offence mapping を用いて虐待に至る犯罪過程を探り、虐待に至る考え方のゆがみに動きかける。虐待・暴力的行動に対する責任を再認識させる。	虐待行為を認識する。課程1 気分、信頼、態度を管理する。課程2 Offence mapping (犯罪地図) 被害者への影響。課程3 異性への配慮、関係構築能力、予防の過程。課程4 認知行動療法、責任を受け入れることによるグループセッション、ホームワークあり。	2時間のセッションを20回。5つの講程に分かれている。	Silverwater CC. & Broken Hill	訓練を受けた犯罪者処遇・プログラム部（OS&P）心理技官、保護観察官（Probation & Parolestaff）	訓練を受けた犯罪者処遇・プログラム部（OS&P）心理技官、保護観察官（Probation & Parolestaff）		

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Kariong Social Interaction Program (KSIP)	Kariong に収容されている少年犯罪者の中、暴力性が高い者に対し、分かりやすく、効率的な社会的技能訓練を行う。Kariong 以外の施設の若年犯罪者にも行われる。	社会的技能訓練、問題解決訓練、道徳的な二者择一(モラルジレンマ)、ストレス対処訓練、攻撃性コントロール訓練などの心理的教育。シート、ロールプレイ、クラス以外の場面で新しい技能を使ってみるなどの宿題。	Kariong に収容されている少年犯罪者。LSI-R の攻撃性・暴力性指標で中・高程度再犯危険性が認められた者。事前・事後の評価で個別処遇の対象者も選定する。	52時間、13週 2×2 hourly sessions written in 1/2 hour blocks	Kariong Correctional Centre	心理技官、犯罪者待遇・プログラム部(OS&P)職員、成人教育・職業訓練協会(AEVTI) (注3), グループワーク技能を持ち、このプログラム用に訓練された共同進行役としての矯正職員
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) High Risk	施設内処遇を受けている暴力犯罪者に対し、暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け、効果的な事前・事後の再犯危険性評価、処遇、向社会的行動のモーデリングを行う。	認知行動療法、社会学習、治療的過程などの考え方を元に、動機付けの強化、生活パターン、自己開示、攻撃性コントロール、犯罪的犯罪連鎖、再発防止などについて、直接的指導、向社会的モデルリング、ロールプレイ、課題などを用いて処遇する。	暴力犯罪歴又有罪判決を受けたことがある成人男性。LSI-R, PCL-R/PCL-SV, 心理テストにより中・高程度の再犯危険性が認められる者。認知的能力、識字能力がある者。	1回 2時間のセッションを週3回。約9か月。	MSPC, Lithgow	経験があり、訓練を受けた心理技官、グループワーク技能を持つ者、このプログラム用に訓練され、スーパーヴイジョンを受けている者
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) Moderate	施設内処遇を受けている暴力犯罪者に対し、暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け、効果的な再犯危険性評価、処遇、継続的のない行動のモーデリングを行う。	認知行動療法、社会学習、治療的過程などの考え方を元に、導入、生活パターン、自己開示、犯罪的でない考え方、被害者の視点に立つた考え方、犯罪連鎖、再発防止などの内容について、直接的指導、向社会的モデルリング、ロールプレイ、集団討議、小グループワーク、課題などを用いて処遇する。	暴力犯罪歴又有罪判決を受けたことがある成人男性。LSI-R, PCL-R/PCL-SV, 心理テストにより中程度の再犯危険性が認められる者。認知的な能力、識字能力がある者。	1回 2時間のセッションを1週間に3回。	Kirkconnell	公認資格を有する心理技官、グループワーク技能を持つ者
Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) Maintenance	社会内・施設内処遇を受ける暴力犯罪者に対する暴力性を取り除くための規範的な治療的教育プログラムである。犯罪を誘発する要因に働き掛け、効果的な再犯危険性評価、処遇を行う。	認知行動療法、社会学習、成人教育の原則に基づく。再発防止計画に基づくグループワーク等。必要であれば個別処遇も行う。地方の施設ではビデオリンクを用いる。居住、雇用、家族・人間関係などに関する社会内処遇とあわせて行う。	中・高程度再犯危険性で、VOTP を修了した者	期間は決まっていない。2 ~ 3週間ごとに参加する。	MSPC 第3, Silverwater, JMCC 第1, Bathurst (ビデオリンクによる受講), Junee (ビデオリンクによる受講), St Heliars (電話による受講)	公認資格を有する心理技官、グループワーク技能を持つ者、このプログラム実施のためにに訓練され、スーパーヴィジョンを受けている

名 称	目 的	概 要	対 象	期間・頻度	施設名	実施主体
(Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP) Maintenance) つき	評価、継続的処遇、暴力性のない行動のモーティングを行う。					犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員(保護観察官(Probation & Parole Staff)含む)

アルコール、薬物依存に関するプログラム

名 称	目 的	概 要	対 象	期間・頻度	施設名	実施主体
Alcoholics Anonymous (AA Meetings)	AA の基本理念は、自制が原因で犯罪に至っており、自制したいに基づくプログラムであり、参加者は仲間同士のサポートを行い、12のステップのプログラムを実施する中で、1日我慢することを続ける。手助けをする。	飲酒が原因で犯罪に至っている者に効果的。医療的方法に基づくプログラム。依存症は完治することはできないと思う。アルコールの問題を止めたいと思っている者。	自発的参加。アルコールの問題を有し、飲酒を止めたいと思う者。	基本的に週1回	Silverwater, Manus, Cooma, MSPC, Goulburn, Parramatta, Cessnock, Tamworth, Glen Innes, Dillwynia, Parklea, Bathurst	多くの場合、AA の代表者がミーティングの指導者となる。
Drug and Alcohol Addiction Program (DAAP)	薬物や飲酒に依存する行動を変えるためのプログラム。再発防止プログラムの一環。	認知行動療法、変化のサイクルの考え方方が用いられる。課程ごとに目標があり、薬物使用に関する否定・抵抗の問題について取り組む。薬物使用にいたる危険性が高い状況について特定する。再発防止プログラムと併用が義務付けられる。クローズドグループ(メンバーフィクシ固定制)で行う。DVDなどを用いる。	LSI-R で中・高程度の再犯危険性のある男女犯罪者。薬物、アルコール依存が最近3か月以内にある者。薬物関連の直近の犯罪・問題行動歴がある者。薬物について離脱、再使用、再犯の経験がある者。	事前面接(1時間)。1回2時間のセッションを8回。事後面接(1時間)。	Dillwynia, Goulburn, JMCC 第1, MNCCC, M.R.R.C., MSPC, Oberon, Parklea	進行役 2 人。グループの技能があり、薬物・アルコール依存又は再発防止指導の進行役としての訓練を完了していること。
Relapse Prevention Program (RPP)	男女の犯罪者に対し、DAAP を修了後のフォローアップと高い再犯危険性にさらされた薬物が入り手できる状況下での適切な対処方法を身に付けてさせることで薬物なしの生活を維持させる。	薬物及びアルコール依存プログラム (Drug and Alcohol Addiction Program (DAAP)) のフォローアップで、個別の再発防止プログラムとして位置づけられている。特に危険性の高い状況における行動に合わせて作られたプログラムである。危険性の高い状況を避け、自制を維持する対策を立てさせる。認知行動療法、犯罪の連鎖の考え方に基づく。クローズドグループ(メンバーフィクシ固定制) 処遇。	LSI-R で中・高程度の再犯危険性のある者。薬物について離脱、再使用、再犯の経験がある者。	2 時間のセッションを12回。	MRRC, Long Bay Hospital, Goulburn, JMCC第1,MSPC, Glen Innes	2 人の進行役。グループの技能を持ち、かつ薬物・アルコール依存、再発防止プログラムの進行役としての訓練を修了した者。

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
The Impact of Dependence	依存症、薬物乱用の問題を抱える人に對し、知識を与え、問題と向き合わせ、回復への意欲を喚起する。アルコール・薬物と犯罪行動からの自発的回復プログラムを用いる。	アルコール・薬物への依存と犯罪に関連した生活の悪影響に焦点を当てる。犯罪者に自分自身、大切なものと向いていくことに気付かせる。認知行動療法やREBT, Moral Reasoningの考え方に基づく。パワー・ポイントによる発表とGroup Processworkにより進められる。	薬物関連の犯罪をしたLSI-Rで中・高程度の再犯危険性の犯罪者。	17セッション（8回発表、8回セッション（将来設計セッション1回を含む）1週間に2回。1セッションは1時間半。	CDTCC, Dillwynia CC, Goulburn CC	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員と保護観察官(COS)はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーや精神科医が進める。訓練はOPU(Offender Programs Unit 犯罪者プログラム班)のメンバーにより各矯正施設で開催される。
Getting SMART (Self Management And Recovery Training)	認知行動療法に基づく教育を行なう。このSMARTプログラムの修了者に対する食事、全ての依存的行動や考え方のパターンに焦点を当てる。認知行動療法の理論に基づく技能習得のための教育も含まれる。	自己管理と依存からの回復に特に焦点を当てる。アルコール・薬物依存からギャンブル、過食まで、全ての依存的行動や考え方のパターンに焦点を当てる。認知行動療法の理論に基づくメンテナنسプログラムが用意される。	薬物乱用又はその他の依存の問題を有する者。薬物関連犯罪歴があり、中・高程度の再犯危険性がある者。	90分のセッションを12回。1つのセッションは4つの部分に分かれれる。	Cooma, EPCC, Glen Innes, Grafton, JMCC第1,Kariong, Kirkconnell, Lithgow, St Heliers, MNCCC, MRRC, MSPC, Silverwater, Parklea, Parramatta, Tamworth, Wellington, Berrima, Cessnock, Brewarrina, Bathurst, CDTCC	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーが進める。訓練はOPU(Offender Programs Unit 犯罪者プログラム班)のメンバーにより各地区で開催される。
SMART Recovery Maintenance Groups	依存や薬物乱用に関する再犯を防止するため継続的なグループミーティングを行う。	アルコール・薬物乱用からギャンブル、過食までのあらゆる依存症に焦点を当てる。技能取得のための教育を含む認知行動療法の考え方に基づく。仲間同士のサポートとメンテナンスのグループワーク。SMART回復資料等を用いる。認知行動療法に基づくAAのミーティングに似ている。	薬物乱用、その他の依存症の問題を持つ者。中高程度から高程度の再犯危険性を持つ犯罪者。Getting SMARTプログラムを修了している者。	毎週又は1週おきに継続的に行なわれる。ミーティングの時間は、グループの人数によって異なるが1時間半程度。	Bathurst, CDTCC, Cooma, EPCC, Kirkconnell, Mannus, MRRC, MSPC, Paramatta, Silverwater (Mens)	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員はこのプログラム進行のための訓練を受ける。通常はアルコール・薬物カウンセラーが進める。訓練はOPU(Offender

名 称	日 的	概 要	対 像	期 間・頻 度	施設名	実施主体
(SMART Recovery Maintenance Groups) つづき	Narcotics Anonymous (NA)	NAの基本理念は、自制に基づくプログラムであり、参加者に仲間同士のサポートを行い、12のステップのプログラムを実施する中で、1日我慢するということを続ける。手助けをする。	自発的参加。薬物使用者の問題性を認識し、止めたいと思っている者。違法・問題薬物使用歴のある者。	毎週	CDTCC, Cessnock, JMCC第1, MRRC, Parklea, Silver-water (Mens)	Programs Unit 犯罪者プログラム班の職員により各矯正施設で開催される。
PATHWAYS-Criminal Conduct & Substance Abuse Treatment (Milkman & Wanberg)		変化の必要性に働き掛けを抱える者に対し、犯罪的な考え方や行動に働き掛け、再発防止を行う。認知行動療法、技能習得（地域社会、自制、自己管理）合理的感情行動セラピー（Rational Emotive Behavioural Therapy）	LSI-R の依存性問題項目で中・高程度再犯危険性となつた者、又は裁判所からの委託のあつた者。	1セッション2時間（記載なし） 成人用プログラム（100時間）	グレーープワーク、認知行動療法、動機付け面接の経験のある犯罪者処遇・プログラム部 (OS&P) 職員。特にこのプログラムのための訓練を受講。	
Sober Driver-R.T.A.-M.A.A.		飲酒運転防止のためのプログラム。問題飲酒やアルコール依存の問題は扱わない。	過去5年間に2回以上飲酒しない、運転・飲酒して運転することを止めさせよう組まれている。認知行動療法教育。クローズドグループ（メンバー固定制）。	通常のプログラム：事前面接（男女）（1時間），2時間のセッション×9回。事后面接（1時間）集中的プログラム：事前面接（1時間），6時間のセッション×3回。事后面接（1時間）	各地の保護観察所（Probation & Parole Service）グループ、Sober Driverの進行訓練，OIMSプログラム・サービス評価管理訓練を修了した2人の進行役は、Sober Driverの進行訓練、成人教育・指導者として認定されている者。	

名 称	日 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
The Best Bet-Is The One You Don't Have	ギャンブルの問題を有する者を対象に、ギャンブルの問題に焦点を当てている。感情面での気付き、変化的段階、危険性の高いことの制御、他の人の影響、犯罪との関係、犯罪との間に関連性を認められる者が認められる者。再発防止に加え、認知行動療法の理論に基づく技能習得のための教育も含まれる。グループ方法、安定した生活設計について考え方を招く等もアワーカー処遇。ゲストスピーカーを招く等もする。	ギャンブル問題を有し、ギャンブル癖と犯罪との間には関連性がある。再発防止に加え、認知行動療法の理論に基づく技能習得のための教育も含まれる。グループ方法、安定した生活設計について考え方を招く等もアワーカー処遇。ゲストスピーカーを招く等もする。	2 時 間 の セ ッ シ ョ ン × 10 回	Bathurst, Berrima, CDTCC, Dillwynia, Goulburn, Glen Innes, Grafton, Kirkconnell, Lithgow, Oberon, Parklea, Parramatta	Bathurst, Berrima, CDTCC, Dillwynia, Goulburn, Glen Innes, Grafton, Kirkconnell, Lithgow, Oberon, Parklea, Parramatta	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員はこのプログラム用の訓練を受けることができる。進行役は必須。訓練は、プログラム開発班により各施設で行われる。
認知技能に関するプログラム						
名 称	日 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Life Management	認知行動療法に基づくプロセス統制、コミュニケーション技術、自己決定技能、衝動の統制、責任の感覚、幅広い範囲での犯罪行動に働き掛け自覚、他人との有益な人間関係を構築し、維持することができる技能を身に付けてさせる。認知行動療法、教育、技能取得、経験。グループワーク、ディベル等での問題解決、出自スカッシュン、ワークブック等	LSI-Rで中～高い程度の再犯危険性の者	2 時 間 半 の セ ッ シ ョ ン × 8 回(毎週実施)。毎週 1 時間のオーバーアップセッションを 15 回。	Berrima, CDTCC, Cessnock, Dillwynia, Long Bay Hospital, St Heliers, MNCCC	Berrima, CDTCC, Cessnock, Dillwynia, Long Bay Hospital, St Heliers, MNCCC	グループワークの技能、動機付け交流、認知行動療法の訓練を受けた者。このプログラム用の進行役としての訓練。進行役は単独でも可。
Think First	参加者が人生における困難を乗り切り、将来再犯しない生活を送ることが可能である。社会的問題解決や支援の技能を身に付けるようになる。	LSI-Rで中～高い程度の再犯危険性の者。残りの刑期が 6か月以上ある者。意欲がある者、ただし、性犯罪、DV を犯した者は除く。	事前グループ：Lithgow, MNCCC, Junee, Goulburn, Wellington.	Lithgow, MNCCC, Junee, Goulburn, Wellington.	訓練を受けた心理技官、犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員、保護観察官(Probation & Parole Staff)、選抜された矯正施設職員。	

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
(Think First) つづき				事後グループ：フォローアップセッション6回まで。4回完了した後、2回は3か月後。	Silverwater (Mens), Cessnock, MSPC, Parklea.	

地域社会への参加に関するプログラム

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Hey Dad!	子どもと離れて暮らしていいる父親・保護者に対する支援、子どもとの関係、コミュニケーションの新しさ、激しい感情を抑えること、しつけの新しい方策、自己肯定感、子育てにおけるストレ ss対策。教育、技能取得、行動学に基づく。グループワーク等。	父親又は児童の保護者である男性犯罪者であります。自発的参加又は責任のある父親の両親又は祖父母からの紹介。性的事件や子どもへの保護責任問題に係る事件を起こした者を除く。	父親又は児童の保護者である男性犯罪者であります。自発的参加又は責任のある父親の両親又は祖父母からの紹介。性的事件や子どもへの保護責任問題に係る事件を起こした者を除く。	24セッション。8段階・各3時間ずつに分かれている。	Silverwater (Mens), Cessnock, MSPC, Parklea.	プログラム実施に当たっての訓練を受け、グループワークの技能のある福祉・犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員
NEXUS-Pre Release Program	矯正施設被収容者に、「出所チェックリスト」をアフターケアを支援する組織である“Center-link”についての知識や居住、借金、健康・衛生、危害削減など)教育、技能取得など移行期に必要な情報提供。成人教育(5セッション), 実践的、ロールプレイによるグループワーク, “Exit Checklist (出所のためのチェックリスト)”を使って出所後の生活の計画を立ててるなど。	社会内処遇への移行のための知識(例えば、アフターケアを支援する組織である“Center-link”についての知識や居住、借金、健康・衛生、危害削減など)教育、技能取得など移行期に必要な情報提供。成人教育(5セッション), 実践的、ロールプレイによるグループワーク, “Exit Checklist (出所のためのチェックリスト)”を使って出所後の生活の計画を立ててるなど。	出所6か月前の被収容者全員	導入, 5セッション及び個別テーママにについてのセッションの1セッション追加	Berrima, Brewar-rina, Cooma, Manna, MSSPC, Parklea.	グループワーク技能のある犯罪者処遇・P)と教育スタッフ
Pathways to Employment, Education & Training (PEET)	社会内処遇局(COS), 保護観察所/TAFE(職業訓練・教育機関)が共同して、向社会的活動やレクリエーション等を含め、就職や成人教育についての技能や信頼性を与える。	本プログラム受講中は TAFE の学生となる。各地区の保護観察所でプログラムを開始した後、地域の TAFE へ通う。地域ごとの特性(必要性)に合わせる。オープングループ。情報提供、教育。	LSI-R の教育／雇用を含む犯罪性要素で中・高程度の再犯危険性が認められた男女犯罪者。就労支援・職業訓練を必要とする者。	4時間のセッション×9回	各地の保護観察所(Probation & Parole)	保護観察官の共同進行役1名(TAFEが1人進行役を派遣)。保護観察・仮釈放(Probation & Parole Service)ワークグループ進行訓練を修了している者。本プログラムの

名 称	目 的	概 要	対 象	期間・頻度	施設名	実施主体	
(PEET) つづき						訓練、OIMS プログラム、サービス評価 管理訓練必修。	
Responsibilities & Rights	再犯につながるような借金の問題について相談を提供している地域の機関についての知識を交換する。借金返済について交渉するために、その機関に犯罪者の所在を知らせ、犯罪者自身に出所時に更なる借金を負うことをさけるため、金融機関や、政府機関、非政府機関を活用する際の権利の内容について教える。	相談機関のサービス内容と理念。政府機関・非政府機関と交渉する際の法的な権利や支援についての委託、情報共有、相談機関のパンフレットやリストなど。	自発的参加、ケースマネジメントの一環としての委託、LSI-R の結果。LSI-R の S.21 の中の 0-2 に該当する全ての犯罪者。	個別の犯罪者の必要性に応じて各施設で決定する。LSI-R の結果。LSI-R の S.21 の中の 0-2 に該当する全ての犯罪者。	Parklea, Silverwater (Mens), CDTCC, JMCC 第 1	グループワーク技能のある犯罪者待遇・プログラム部 (OS&P) 職員又は保護観察官 (COS)。訓練・認定を受けていること。	
Think & Link			再犯危険性の低い犯罪者に對し、刑事司法制度と関わりを持つ（犯罪をしたことにより）ことになつた理由を理解させ、その問題性の元となることに対処させること。	対象者を適切な社会資源につなげていくための支援を行う。教育、情報提供。クローズドグループ（メンバー固定制）。	LSI-R で低・中程度の再犯危険性と認められた男女犯罪者。再犯危険性の低い犯罪者に対する早期（処遇）終了の選択肢の一つとして。	2 時間のセッションを 3 回。各所の状況により異なる。	保護観察・仮釈放（Probation & Parole Service）グループワークの訓練を行った 1 人の進行役。
Harm Reduction Health Survival Program (HSP)	実践的な情報提供をする	危害削減課程。健康問題に関するもの。肝炎やその他の血液感染による病気についての教育。危害削減、仲間同士のサポートの考え方など、社会内での血液感染による病気 (BBCD) の危険性を予防することを目的とする。	共同生活によりこの基づく。教育・健康促進、グループワーク、C 型肝炎感染に関するパンフレットやニュー・サウス・ウェールズ州での C 型肝炎専門の相談窓口などの情報提供。	2 時間半（1 回）	Brewarrina, Broken Hill, Bathurst, Cessnock, Cooma, Goulburn, Glen Innes, Grafton, IMCC 第 1, MRRRC, MSPC, Oberon, Parklea, Parramatta, Silverwater (Mens), Tamworth, Wellington	犯罪者待遇・プログラム部 (OS&P) 職員。訓練を受けたビーアサポートが関わることもある。	

危害削減プログラム

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Harm Reduction Peer Supporter Program	ニュー・サウス・ウェールズ州の全ての矯正施設において、血液感染する病気の防止教育と支援方法の訓練を受けた被収容者グループを作成。訓練を受けた被収容者は、感染危険性のある行動をする他の被収容者に対する支援を行う（仲間同士のサポート）	健康教育、危害削減の主体、仲間同士のサポートの方策、支援的コミュニケーションによるグループワーク。講義、ロールプレイによるグループワークなど8セッション。	犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員による推薦又は申し込み。犯罪者処遇・プログラム部長、保安部長の承認が必要。対象者は自発的に行動し、「参加者規則」を遵守する心構えを持っていないければならない。	事前ミーティングと8セッション	Cessnock, Cooma, Grafton	グループワークの技能を持つ犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)職員。このプログラムの進行役としての認定を受けていること。
H.O.P.E (Heroin Overdose Prevention Education)	ヘロイン乱用を防止し、薬物・アルコールセッション（薬物とその薬理効果、薬理効果別の薬物分類、乱用・緊急事態に至る危険要素、乱用微候の認識、危害削減方法）、緊急時の処置セッション（緊急時死亡の過剰摂取による死の比率は、一般の人の週10倍である。出所後数週間が最も危険が高い。）	過去に薬物使用歴があり、LSI-Rで再犯リスクが高いとされ、アルコール・薬物班から出所前に委託された者	薬物・アルコールセッション（3時間）、緊急時の処置セッション（3時間）	Cooma	オーストラリア赤十字社の指導者がこのワークショップを実施できるよう矯正施設職員を訓練する。全ての進行役が、実施現場での訓練・評価において最低限矯正実務認定IVをもち、オーストラリア赤十字社に毎年再認定を受ける。	
DRUGS: The Impact of Dependence	依存症、薬物乱用の問題を抱える人に対し、情報提供し、問題に直面して、情報解決へ意欲を持たせる。“Getting SMART”プログラムに先立って行うアルコール・薬物問題対応のための優れた準備プログラム。	アルコール・薬物依存症に焦点を当てた内容。認知行動療法の一形態である道徳的再動機付け療法（Moral Reconation Theory）理論の考え方に基づく。対象者に自分の行動が、自分自身、大切な他人、周りの環境にどういう影響を与えていているか気付かせる。パワーポイントによる講義とグループワーク。	薬物関連犯罪を行つた中・高程度の再犯危险性のある者。薬物乱用歴のある者。	遇2回実施。1時間半のセッションを8~10回。	Bathurst, CDTCC, Dillwynia, MSPC & Parklea	このプログラムのために訓練された犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員。通常はアルコール・薬物カウンセラーと心理技官により実施される。

レディネス・プログラム

※心理教育の考え方に基づき、参加者が自己理解をし、変わることへの意欲を持ち、感情統制できるようにするプログラム。
受講することで、技能や知識、自己肯定感を持つようになる。

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Managing Emotions: Emotional Recognition and Regulation (Male & Female versions)	自己理解を助け、変化への意欲を喚起し、感情統制できるようになる。	3つのパートに分かれる。「自分は誰?」、知識を通じての感情統制、怒りや悲しみ、恐れ、不安といった人の感情・反応が様々であることの理解。認知行動療法、成人学習、心理教育、技能取得などの考え方に基づいている。グループワーク、ディスカッション、課題など。	感情・行動のコントロールが必要な成人(男女) 犯罪者	2時間のセッション×12回	MSPC, Mannus, Lithgow, Glen Innes	グループ振興技能と経験を持ち、訓練を受けた犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員。共同進行役が必要。
Personal Effectiveness Program (PEP)	構造化された個別心理教育的開発プログラムである。参加者が技能や知識、自己肯定感を身に付けるための支援をする。他の犯罪関係のプログラムへの導入としても用いられる。	4課程：①コミュニケーション、②良好な精神状態、③グループによる作業、④「自己と他者」認知行動療法、体験的グループワーク、社会・成人学習の原則、技能取得の考え方に基づく。グループワーク、ロールプレイ、反省など。	犯罪関係のプログラムを受講する犯罪者全員。技能取得を目指す犯罪者にも適用できる。	左記の4課程について2時間半のセッション10回。左記の4課程は、対象者の再犯危険性の程度に応じて個別又は統合のプログラムとしても実施される。	Goulburn, Kirkconnell, Wellington, Oberon, EPPC, Cessenock, Broken Hill	成人教育の知識と、プログラムの運用においてグループの技能や経験がある職員。
“R” Program	被害者関係の問題、犯罪の及ぼす広い範囲での影響、協調的司法(cooperative justice)の理念、話し合い、個別の目標と責任。グループ間に対処するための情報提供を行う。	暴力犯罪より有罪判決を受けた者、暴力犯罪歴のある者。自発的参加。	1時間のセッション×3回	Cessnock	Enough is Enough Foundation の Ken Marslew	「適切な悲しみの固体」により行われるプログラムによる訓練を受けた犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員、保護観察官
Seasons For Growth	人生の中で起こる大切な人との別れに健全に対処するために必要なことを学ばせることを学ぶ。4つの季節になぞらえた循環アプローチにより教育する。	悲しみには、別れの実感や、悲しみの経験を受け入れる必要があるということを理解させることを学ばせる。準備プログラム、理論的認知行動療法、向社会的モデルリング理論、心理教育の考え方に基づく。グループワークと支援、ワークショップ学習、情報共有を行う教育的プログラム	このプログラムによる訓練を受けた全での間	Berrima		
Custody-Based Intensive Treatment (CUBIT)	受刑者のうち、プログラム処遇棟に収容される者向けの治療プログラムで治療を行う。	治癒的環境の下で性犯罪をおこなった男性犯罪者の根本的な問題性に働き掛けるグループの性犯罪者(被害者)	1週間に3つの治療グループ(process group)	MSPC, Kirkconnell, Goulburn	心理技官、犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員、矯正職員	

性犯罪者処遇プログラム

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施設名	実施主体
(CUBIT) つづき	ある。参加者が犯罪につながる考え方や態度、感情を変えるよう集中的に働きかける。日常生活技能を向上させる効果もある。	プログラム。自己開示、成育歴、犯罪に至る経過、被害者の気持ち・傷を考える、自己肯定感、社会的技能、対処方法、気持ちの制御、性的関心、自己管理計画、犯罪関連問題(コミュニケーション、人間関係、怒りの制御など)。認知行動療法に基づく。	は成人／子ども両方(被害者は成人／子ども両方あり) 現在又は過去に行った者。参加の意志がある者。心理的鑑別を行った上で参加が認められる。識字能力要。中～高程度の再犯危険性がある者。	セッションが行われる。1週間に1回補講がある。約6～10か月参加する。	Kirkconnell, MSPC	正施設職員
SEX OFFENDER PROGRAMS: CORE (CUBIT Outreach)	受刑者のうち、プログラム処遇棟に収容されている者向けの治療プログラムである。参加者が犯罪につながる考え方や態度、感情を変えるよう働きかける。COREは、CUBITの延長である。性犯罪者に共通する主要な問題を対象にする。	CUBIT同様、参加者には、犯罪行動に対する責任、被害者関係の問題、犯罪に至る行動連鎖について考えさせ、自己管理プランを立てさせてくれる。参加者は、COREの参加者は、刑務作業やその他教育活動などに出席する。自己開示、成育歴、被害者の気持ちを考える、認知の歪み、心理的パターン(感情、人間関係、対処方法、自分の意見を適切に伝える方法)、犯罪に至る行動連鎖、自己管理プラン等を認知行動療法に基づいて学ぶ。	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人／子ども両方あり) 現在又は過去に行った者。参加の意志がある者。心理的鑑別を行った上で参加が認められる。識字能を要する。低～中程度再犯危険性がある者。	1週間に2つのグループセッションが行われる。約6～8か月参加する。	Kirkconnell, MSPC	心理技官。
SEX OFFENDER PROGRAMS: MAINTENANCE PROGRAM	は、性犯罪者処遇・指導監督の総まとめである。性犯罪者処遇プログラムを修了した性犯罪者に対し、再犯危険性に応じた対処をさせること。	グループ形式で行われ、構造的ではないセッションを行う。(①より集中的な処遇プログラムにより、これまで学んだことを強化する。②出所し、社会に戻るに当たっての個別の再犯危険性のある問題について支援する。本プログラム参加中は、「メンテナス・支援チーム(MAST)」の助言を受ける。これまでの性犯罪処遇プログラムで学んだことの維持、個別の問題、自己管理プランの見直しを認知行動療法に基づいて行う。	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人／子ども両方あり) 現在又は過去に行った者。性犯罪処遇プログラム修了者。落ち着いた行動が取れる者。参加の意志がある者。低～高程度の再犯危険性	1週間に1グループセッション。期限なし。	Kirkconnell, MSPC	心理技官。
SEX OFFENDER PROGRAMS: UNDERSTANDING SEXUAL OFFENDING (USO)	性犯罪者処遇プログラムの準備段階としての心理教育的プログラムである(CUBITやCOREへの参加推薦のために必須のものではない)。性犯罪者	目的として、①犯罪を助長する考え方や態度に対するための知識を与える、②性的攻撃性に関する俗説を払拭する、③犯罪性の否定や矮小化をさせない、④性的攻撃に対する責任を受け入れる動きを助ける、⑤性犯罪遇遭遇プログラム参加への準備。性的虐待行動と	男性の性犯罪受刑者(被害者は成人／子ども両方あり) 現在又は過去に行った者。参加の意志がある者。低～高程度の	1週間に1グループセッション。8週間。	MSPC	プログラム実施職員。

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
(USO) つづき	処遇プログラムへの参加意欲を喚起する。	何か、否定・認知の歪み、被害者の気持ちを考える、俗説と事実、感情・考え方・行動、性行動と関係の持ち方、DCS 性犯罪処遇プログラム。認知行動療法、動機付けの考え方に基づく。情報共有を進め、参加者用資料などを使用する。	再犯危険性。			
SEX OFFENDER PROGRAMS: PREPARATORY PROGRAM	性犯罪者処遇プログラムの導入的な意欲喚起プログラムである (CUBIT プログラムや CORE への参加推薦のために必須のものではない)。	目的として、①性犯罪について語るために支援的・抵抗感のない環境を整える、②処遇過程について知らせること、③性犯罪者処遇プログラムに参加する心構えを持たせ、意欲を助長する。自己開示を促し、自己肯定感、対処方法、被害者の気持ちを考える、人間関係技能、健全な性行動について認知行動療法、意欲喚起の考え方方に基づいて学ぶ。	男性の性犯罪受刑者（被害者は成人／子ども両方あり）現在又は過去に行つた者。参加の意志がある者。低～高程度の再犯危険性。	毎週1回行われるグループセッション×14回	MSPC, Kirkconnell, Goulburn	心理技官。
女性犯罪者に対するプログラム						
※ここに挙げた以外に、男性犯罪者に対し行かれているプログラム (Managing Emotionsなど) の女性バージョンもある。						
名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
Domestic Abuse Women's Program -Out of the Dark	家庭内暴力と人生に与えるその影響についての問題を理解する。	コミュニケーション技能、人間関係の技能、被害者と加害者とのタイプ別の理解、家族内の虐待とその影響の連鎖、暴力から逃げるための計画・相談。心理教育的、技能取得。社会的介入、ナラティヴ手法（体験などを語ること）、グループワーク、話し合い、ワークショップなど。	配偶者、内縁、恋人、両親から虐待／暴力を受けたことがある女性犯罪者。職員・LSI-R の評価ごとにグループ分けする。	毎週行われる 2 時間半のセッション×6回	全ての女子刑務所	グループワーク技能、意欲を喚起する働き掛け、女子処遇経験が必要。このプログラムの進行役としての認定を受けていること。共同進行役がいることが望ましい。
Mothering At A Distance	母親が幼少の子どもとの母子関係を強化する。母親としての感受性を持たせ、施設収容による別離のトラウマを取り除く。児童精神医療、社会的・行動学的問題、犯罪の世代間連鎖の問題や影響について研究結果に基づく。Playgroup（お友達（子どもたち）グループ）、母親グループを作る。技能実践を支援する。グループの規模は、10～15人の子どもたちとその母親・女性保護者。プログラムセッション方式で進める。	母親としての感受性を持つために、訪問時間を設けることで、離れて暮らすことによる母子関係への悪影響を取り除く。	母親／保護者である女性。	10週間。	Dillwynia, Emu Plains, Mulawa & Berrima	Tresillian Family Care Centre（子育て支援の地域サービス）のスタッフによる訓練を受けた、選抜された犯罪者処遇・プログラム部(OS&P) の職員。

名 称	目 的	概 要	対 象	期 間・頻 度	施 設 名	実 施 主 体
THE POISE PROGRAM -Personal Ownership Identity and Self Empowerment)	女性向け依存症処遇プログラム。アルコール・薬物問題や依存的行動、アルコール・薬物使用と再犯の連鎖、一般的な生活技能について働き掛ける。このプログラムの中で「犯罪行為・薬物乱用処遇プログラム」を利用できる。	依存の問題、再発防止、健康教育、コミュニケーション技術、生活技能。認知行動的アプローチ、教育、自己管理、社会・成人教育、体験的教育、治療共同体形式（参加者は同じ棟に収容される）で処遇を行う。グループワーク、ロールプレイ、ワークブック（犯罪行為、リスク、ロールプレイング）、日記等を使用。このプログラムの中でも「犯罪行為・薬物乱用処遇プログラム」を利用できる。	直近のアルコール・薬物使用関連の犯罪の中での更生上の動的要素が認められる女子受刑者、かく、ロールプレイング、ワークブック（犯罪行為、リスク、ロールプレイング）、日記等を使用。	3 時間のセッションを1日1回～2回。毎週5日×12回	Emu Plains Correctional Centre	グループワーク技能と経験のある犯罪者処遇・プログラム部(OS&P)の職員。アルコール・薬物指導訓練／指導経験。

注 1 “COMPENDIUM OF CORRECTIONAL PROGRAMS IN NEW SOUTH WALES” Fifth edition-March 2008による。

2 施設名は、矯正施設等の名称及びその略称 (MSPC: Metropolitan Special Programs Centre (Long Bay Correctional Complex 内), MNCCCC: Mid North Coast Correctional Centreなど) である。

3 “AEVTI”は、“Adult Education and Vocational Training Institute”的略で、ニュー・サウス・ウェールズ州矯正局内にある公認の訓練機関であり、矯正施設被取客者の識字・計算能力の改善を行う。

(6) 矯正施設

ニュー・サウス・ウェールズ州には、29の刑務所 (Correctional Centres) と10の期間拘禁センター (Periodic detention centres) と2つの中間処遇センター (Transitional centres) がある。

(ア) ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex)

ロングベイ複合矯正施設は、シドニーの中心街から南に14kmのところにある施設であり、ロングベイ病院(心身の病気を抱える被収容者に対する重警備の病院)、メトロポリタン特別プログラムセンター (Metropolitan Special Program Centre: MSPC)、特殊目的センター (特殊な保護が必要な被収容者に対する重警備施設) を備えている。歴史は古く、20世紀初頭の女性矯正施設に始まる。

今回は、メトロポリタン特別プログラムセンターを視察し、性犯罪者処遇プログラム及び薬物等依存問題対応プログラムについて聴取した。

メトロポリタン特別プログラムセンターは、3つの居住区域に分かれており、定員約874人（男子のみ）である。軽警備から重警備まである。職員数は390人で、うちプログラム実施担当は92人である。暴力犯罪者治療プログラム (The Violent Offenders Therapeutic Program (VOTP))、性犯罪者に対する集中処遇プログラム (CUBIT)、薬物等依存の問題を持つ被収容者に対するニュガラ・ヌーラ (Ngara Nura) プログラムなどを行っている。

(a) 性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者に対して、集中処遇プログラム (Custody Based Intensive Treatment for Sex Offenders: CUBIT)、拡張プログラム (CUBIT Outreach Program: CORE) など9つのプログラムが行われている。

CUBITは、再犯危険性が高い性犯罪者に対し、専用の治療環境を備えた治療共同体 (therapeutic community) に居住させ、認知・行動・感情面の変容を図るプログラムを行うものである。

期間は6～10か月（おおむね9か月）。7～8名程度の小規模なグループ（固定制ではない）で、週5回セッションを行い、被害者の問題を検討し、自己が犯行に至った経過を見極め、詳細な自己管理計画 (self management plan) を策定する。進行役は心理技官8人である。自由な話し合いをさせるための配慮から、セッションに刑務官は入らない。また、その間、担当技官が個々の参加者の動的再犯危険性を評価し、個別対応とともに、一般的な生活技能を向上させる教育プログラムも受けることができる。

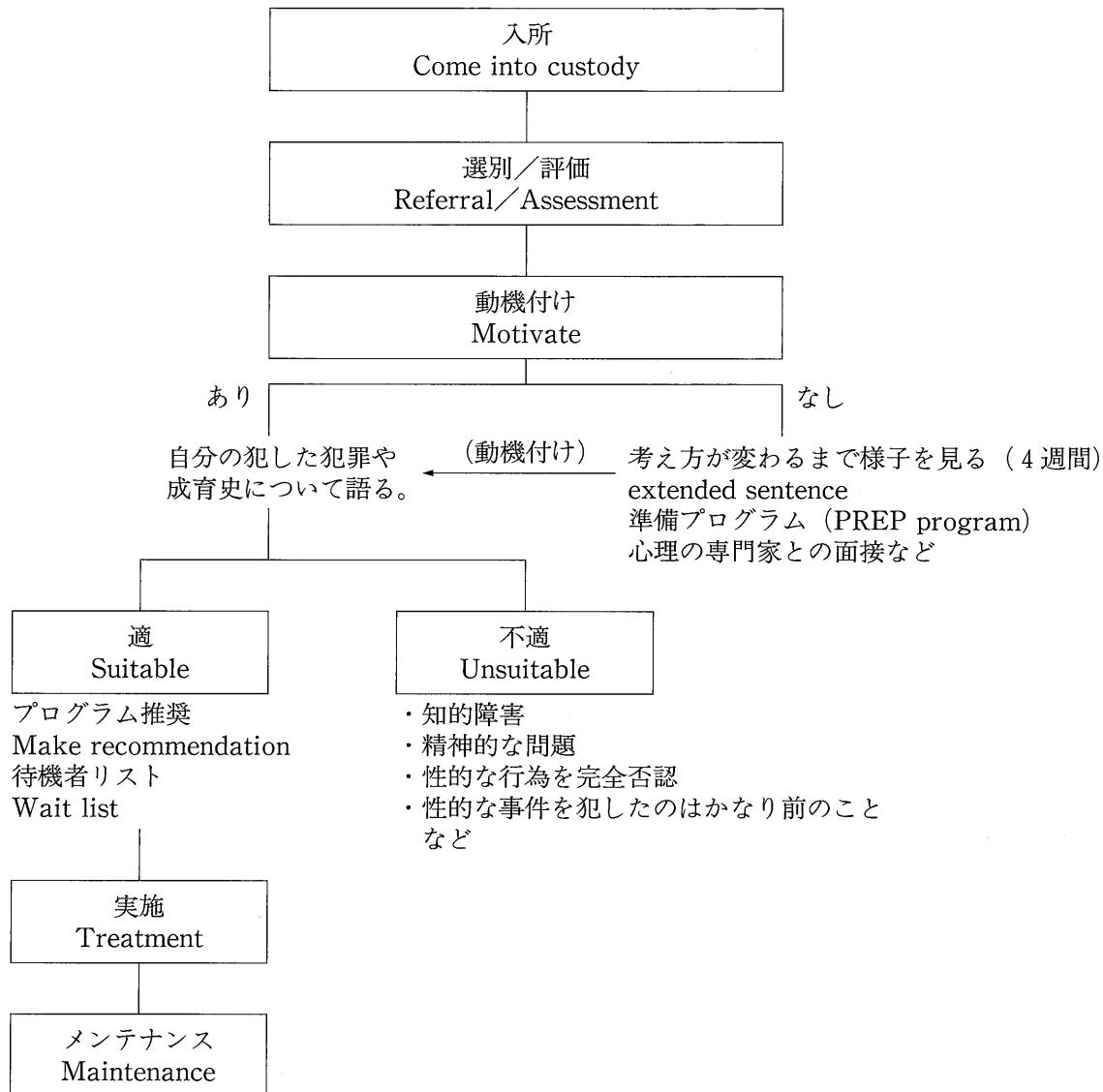
① ロングベイへの移送

刑期の最後の方（少なくとも釈放の12か月前）に移送される。

② 処遇への意欲や必要性を評価

意欲がない場合、4週間程度、気持ちの変化を見る（準備 (PREP) プログラムにより心理技官が面接するなどして動機付けの働きかけをするなど）。プログラムを受講しないこと

3-5-2-2 図 プログラムの流れ
ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex)
性犯罪者集中処遇プログラム (CUBIT)



は、前記の新法により、その受刑者にとって刑期満了後も拘禁が継続する可能性がある等の不利益がある。

知的・精神的な障害がある場合、全面的に性的な行為を否認している場合、性犯罪をしたのはかなり以前である場合などは、プログラムに参加させるのが適当でないと判断される。

プログラムに参加させるのが適当であると判断される場合は、適切と解される処遇プログラムを推奨するが、当該プログラムが定員一杯である場合は、待機者のリストに入れる。

③ 処遇

グループセッションなどで、自分のこれまでの生活を振り返り発言するなどして、話し

合う。

④ 処遇効果の維持 (maintenance)

処遇の後は、6か月間メンテナンスを行う。仮釈放されて社会におり、かつ遠方に居住している場合は、電話をして状況を聞く。

再犯危険性が高いと評価された対象者に対し、治療的共同体に配置して集中的にプログラムを実施し、プログラム参加に備えた動機付けや参加後の処遇効果の維持も綿密に行うなど、プログラムの効果を高める配慮が重視されていることに注目すべきであろう。

CORE プログラムは、CUBIT プログラムの拡張と位置づけられ、より再犯危険性が低い性犯罪者を対象とするものである。グループ・ワークの形式で、各週2回の半日のセッションを行い、期間は5か月間である。CUBIT と同様に、セッションの中で、被害者の問題を検討し、自己が犯行に至った経過を見極め、詳細な自己管理計画を策定するが、CUBIT と異なり、他の受刑者から区別された刑務所内特殊区域に居住することを伴わず、通常の役務、教育等と平行して、プログラムを受ける。

(b) アルコール・薬物依存者処遇プログラム (Ngara Nura)

同プログラムは、アルコール、薬物の問題を持つ男子を対象とし、定員24人の治療共同体（軽警備区域）で実施されるプログラムであり、2000年に州矯正局により開発されたものである。釈放前準備プログラムのひとつにも位置付けられている。2008年1月までの間に、54グループが同プログラムを受け、412人が修了している（29人は、同プログラム修了前に早期釈放されている）。近年は年間48人程度が修了している。

当初3か月間のプログラムであったが、再犯防止への注力という矯正局の方針に沿い、実績に基づく効果研究を参考に、2006年11月に期間が16週間に拡張された。

参加者が固定された（closed group）グループワークとともに、個別カウンセリングも行われる。処遇プログラムは週5日施行され、週末は、訪問家族との面会、宗教活動、余暇活動に充てられるが、幾日かはプログラムの実施に充てられることがある。担当職員の構成は、心理技官、セラピスト、治療コーディネーター、アルコール・薬物問題カウンセラー、保護観察官などである。

① 評価

薬物の検査をし、評価を行う。対象となる者の評価は、刑務官が行う場合もあるが、ソーシャルワーカー、保護観察官が行うことが多い。プログラムの対象外となるのは、控訴中、ギャンブルの問題がある、意欲がない者である。2008年11月現在25人が待機リストに名前を連ねている。

② 処遇プログラム

内容は、グループセッションを中心とした、9課程から成る。

課程1：個別カウンセリング (Individual Counseling)

プログラムの過程で生じる問題への個別支援や個別の釈放前支援を行う。

課程2：心理教育グループセッション（Psychoeducational Groups）

自己効果向上プログラム（Personal Effectiveness Program: PEP）、アルコール・薬物・ギャンブルプログラム（Alcohol Other Drugs and Gambling: AODG）、主要な社会的技能（Essential Social Skills: SKILLS）、釈放前の課題（Pre-release Issues: PRE-R）から構成される。16週間にわたり、各週最大2時間のセッションを6～7セッション行う。

課程3：治療的グループセッション（Therapeutic Groups）

12週間にわたり、自己の感情をより理解するためのグループセッションを、経験を積んだ複数の専門官による進行で行う。2人の進行役（心理技官、セラピスト、アルコール問題カウンセラーなど）が14人程度のグループを認知行動療法的な方法で処遇する（しかし、後記のようにグループから除籍されると人数は減る。）。例えば、これまでの人生をコラージュにして発表する等行う。

課程4：実践的生活・余暇技能（Practical Living and Leisure Skills）

職業技能、国語、コンピューター、芸術等の教育的活動を行う。

課程5：治療的余暇活動（Therapeutic Leisure Activities）

アルコールや薬物無しでも生活を楽しみ寛ぐ術を習得させることを目的とし、治療的共同体全体で、スポーツ競技やガーデニング等の余暇活動を行う。

課程6：一時的外出プログラム（External Leave Program）

一定の水準に達した受講者に、日帰りや一泊の外出を認める。

課程7：家族との関係改善（Family Re-Connection）

プログラムの中間時点やプログラムの修了式で、受刑者の家族等を招く等し、積極的に交流を支援して良好な家族関係再構築を促し、出所後の再犯抑止に繋げる。

課程8：釈放前の地域との関係構築（Community Connection Prior to Release）

釈放後に支援を受け得る地域の機関・団体等（居住支援団体等）に対象者を紹介し、支援機関職員が訪問して可能な支援内容を説明したりする。対象者が修復的司法に基づく過程に参加することもある。

課程9：釈放後の継続的処遇に基づく支援（Throughcare Support Post Release）

プログラム参加者を出所後も支援するため、週1回刑務所職員が市中の保護観察所の場所を借りて、自発的に参加する出所者（満期・仮釈放）に対して2時間程度、処遇効果維持のための支援活動（生活状況の聴取や薬物の問題について指導助言）を行う。また、釈放後一定期間市中の中間処遇施設に滞在しながら処遇を受け続ける者もおり、直接社会内に戻り生活する者に対しては、適切な支援団体を紹介している。

4週間、7週間、10週間目に再検討（プログラムへの取組、学んだこと、考え方の変化

**3-5-2-3 図 ロングベイ複合矯正施設 (Long Bay Correctional Complex)
NGARA NURA 治療プログラム概要**

週	主なカリキュラム	課程 2, 3, 4 のグループワークプログラム	
		午 前	午 後
	ユニット到着 職員によるオリエンテーション、受理委員会(コーディネーター、主任 (Senior Officer)、アルコール・薬物カウンセラー)、担当職員による評価(月初め面接の初回)		
1週目	導入グループ開始	Ngara Nura のための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)	Ngara Nura のための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)
2週目		Ngara Nura のための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)	Ngara Nura のための個別有効性プログラム (Personal Effectiveness Program)
3週目	個別の支援者を探す過程を開始	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (導入/D/T/A)	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (C/IJ1/IJ2)
4週目	職員による1回目のフィードバック面接	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (依存の典型例/話合い)	アルコール・薬物・ギャンブル (AODG) (OD/G/G)
5週目		必要な社会的技能-怒りの制御 1 (Skills-Managing Anger 1)	コラージュ/グループワーク
6週目	地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) のための予算と招待者の企画開始	必要な社会的技能-怒りの制御 2 (Skills-Managing Anger 2)	コラージュ/グループワーク
7週目	・地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) の実施内容企画 ・C3区分 (C3NN) への参加	必要な社会的技能-問題解決 (Skills-Resolving Conflict)	グループワーク
8週目	・地域・関係機関訪問日 (Community Agency Day) ・職員による2回目のフィードバック面接 ・C3区分のための担当職員チーム (Case Management Team)	必要な社会的技能-家庭内暴力防止 (Skills-Preventing Family Violence)	グループワーク
9週目	外部ミーティング開始	必要な社会的技能-子育て (Skills-Parenting)	グループワーク
10週目	(適切な場所があれば) 社会への再統合準備のための外部見学(外出) 実施	必要な社会的技能-人間関係-悲しみと喪失体験 (Skills-Relationships-Grief and Loss)	グループワーク
11週目		必要な社会的技能-金銭感覚 1 (Skills-Financial Skills 1)	グループワーク
12週目	職員による3回目のフィードバック面接 1回目外出	必要な社会的技能-金銭感覚 2 (Skills-Financial Skills 2)	グループワーク
13週目	2回目外出	出所後に向けた計画/自己チェック (Throughcare Planning/Self Check)	グループワーク/グループフィードバック
14週目	3回目外出	危害最小化 (Harm Minimisation)	グループワーク
15週目	外泊	再発防止 (Relapse Prevention)	グループワーク
16週目	プログラム修了	再発防止/修了 (Relapse Prevention/Graduation)	グループワーク/リラクゼーション/自分への手紙
	修了面接 出所し、社会内処遇へ 継続的処遇実施		

追加プログラム

特別外出プログラム (Special external leave program)

スポーツ教育 (TBA)

健全なレクリエーション (Pro-social recreation)

H.O.P.E. (ヘロイン乱用防止プログラム) (TBA)

断酒会 (Alcoholics Anonymous), 断薬会 (Narcotics Anonymous), ギャンブル問題 (Gamblers Anonymous)

注 1 NGARA NURA THERAPEUTIC PROGRAM LONG BAY による。

2 プログラム内容は、Ngara Nura の一般的な流れである。対象者のプログラム参加時間やその他の事情により変更されることもある。

の状況についての聴取)が行われる。

このプログラム参加中の薬物使用は、1回目は注意であるものの、2回目を行うとグループから排除される。その他、問題行動があった場合も同様に排除されることがある。

週1回職員の事例検討会がある。実地調査においては、プログラム実施において困難な点として、刑務所という文化の中では素直に自分の弱さを話すことが難しいと指摘されていた。

同プログラムに関して、体系的な評価研究は未だなされていないが、今日の実地調査においては、プログラムを受けた者自身が、効果を実感していることを述べることが多いとされている。

③ 他機関との連携

治療共同体（Ngara Nura Therapeutic Community）は、保護観察所（Community Offender Service）とも連携しており、個別支援計画なども策定・送付している。釈放前には、プログラム受講の結果や留意点などを保護観察官に情報提供している。

このプログラムについては、治療的共同体に配置して集中的にプログラムを実施し、動機付けや保護観察所とも連携したメンテナンスにも注力するなど、プログラムへの忠実性（integrity）維持と継続的処遇の観点を重視していることが、日本での活用を検討する上で、注目される。

(イ) ディルウィニア矯正センター（Dillwynia Correctional Centre）

ディルウィニア刑務所は、ウィンザーの南5kmほどのところにある中警備の女子刑務所（定員200名）であり、2004年7月に開設された。ジョン・モロニー複合矯正施設（John Morony Correctional Complex）という複合矯正施設の一部であり、隣接して男子の刑務所がある。

敷地は広く、建物（舎房等）は明るい色調でゆとりを持って配置されており、空いているスペースは芝生にベンチなどを置いて、そこで受刑者が自由に寛いでできるようになっていた。園芸作業にも力を入れているため、構内はよく手入れされており、先住民系の女子受刑者が設計し、整備している独創的なデザインの庭などもあった。刑務所独特の雰囲気を避ける配慮で、スピーカーも石に擬する等の工夫がなされている。舎房は、基本的に単独室であり、1棟につき定員20人くらいである。3棟については、性犯罪者（現状は全て幼児性愛者）等を収容した閉鎖棟（舎房の入口の開放時間を、他の棟とずらすなどして隔離している）であるが、その他は基本的に舎房から出入りでき、見学時も受刑者が敷地内を自由に歩いていた。

ニュー・サウス・ウェールズ州では、約9,000人の男子被収容者に対し、女子被収容者は約700人（全体の7%程度）である。

ディルウィニアに収容されている女子被収容者の特徴としては、薬物犯罪関係が多いこと、DVや児童虐待など暴力的な環境で暮らしていたものも多く、社会的なスキルが身につ

いておらず、子育てなどにも問題を抱えていること、精神的な問題を抱えている者も多いことなどが挙げられる。その結果、入所前、出所後を通じて一番困難なことは、仕事に就けないことであり、ディルウィニアでは、就職のための準備プログラム、自己肯定感を育む処遇なども積極的に行っている。

職業訓練などでも実際の仕事につながるよう工夫しており、例えば施設内整備（美化）の作業でも、刑務所外の専門家の指導や認定を受けられるようにしたり、パソコンを使ってのマーケティング技法の習得、特殊設備を使ったテレフォン・オペレーターの訓練、刑務所内にある面会所のカフェで受刑者が実際に働き、技術を身につけ国際資格を取得することも可能となっている。

その他にディルウィニアで行われているプログラムとしては、DV や児童虐待に遭っていた被収容者に対するプログラム（コミュニケーション技能や虐待の連鎖に関するもの）、ライフ・マネジメント・プログラム（感情コントロールや葛藤場面での対処などをグループワークで学ぶ）、子育てプログラムなどを行っている。前記の大要に掲載されている女性用プログラムは全て施行している。

若年受刑者プログラム（Young Offender Program：18歳～25歳対象）では、野外活動訓練を行うことで、他者との協力、達成感、自己肯定感を育む処遇を行っている。また、施設内テレビ（Dillwynia Television）の放映プログラムの被収容者自身による企画、製作も行われており、新入者のためのオリエンテーション DVD も、受刑者が自ら制作していた。

面会等についても工夫されており、遠隔地でなかなか面会に来ることのできない子どもたちの移動を援助したり、催し事をしたりする。また、ビデオリンク・システムを設け（相手先は地方の裁判所など）、受刑者の出廷に伴う労力を削減したり、場合によっては遠隔地で來ることのできない家族とのテレビ面会を行ったりする。

敷地内に開放棟が設けてあり、釈放前（長い場合は1年くらい）に自律的な生活を送りながら、施設外に仕事に行くなどして、社会に戻る訓練をさせる制度がある。

ビデオリンク・システムは、受刑者が家族との関係を維持するために非常に有効な手段と解され、また、費用効率、セキュリティなどの観点からも利点が大きく、我が国においても導入を検討し得ると思われる。また、就業支援も、身近な職業で即有効活用し得る資格や技能の取得を促すもので有効と思われる。その他、女子受刑者の特性に合わせ、自己評価や自発性を高める処遇の工夫がなされている点も参考になる。

（7）社会復帰支援

（ア）ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンター（Nunyara Community Offender Support Program Centre）

釈放後サービス（post release services）は、①再犯防止を通じた社会の安全確保を図り、並びに②更生した犯罪者を社会へ再統合し、及び③彼らによる社会貢献を通じた社会の活

力向上を図ることを目的として、受刑中から釈放段階に至る過程を詳細に分析して、それぞれの時期に対応した適切な支援と指導監督が、多機関連携の下で提供される枠組みである。

ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンターは、ロングベイ複合矯正施設に隣接している。同センターは、元は期間拘禁(day detention)の施設であったが、釈放者用の居住施設とされ、2008年4月から運用されており、定員95人のところ、2008年11月現在男性10人が居住していた。釈放後3～6か月間居住可能である。滞在費は、2週間当たり107豪ドル(居住・食事)。飲酒、薬物使用は禁じられており、必要であれば検査される。ポルノ関係や危険物の持ち込みも禁止されている。門限は午後6時。地域活動やセンターのプログラム(個別処遇計画に基づくもの、グループワークなど)に参加することなどが規定されている。

住居支援専任職員が、住居確保支援を行う。共用スペースには、求人情報や大学のセミナー等の情報が掲示されている。

居住区域も含め敷地は広々としており、訪問時は居住者が食事を作っていた。菜園を整える他、養鶏を行い、食料の一部を自給する予定とのことであった。

所在地は、市街地から車で30分程度の郊外であり、近隣住居とも距離がある静かな環境である一方、施設のすぐ外に市街地までのバス停があり、就職活動等のため自力で市街地に赴くことも困難ではなく、社会復帰の準備の局面では好条件な環境である。

(イ) 地域更生センター (Community Restorative Centre)

地域更生センターは、受刑者、出所者、受刑者の家族を支援するために、1951年に設立された民間の団体(NGO)である。

年間、矯正局から約100万豪ドル、地域サービス局(Department of Community Services)居住、プロジェクト連携)から約50万豪ドルなど、政府機関から合計約200万豪ドルの資金援助を受けて活動している。

州矯正局と密に連携し、受刑者の出所直後の社会復帰支援を行っている。矯正局側が、一定の条件を充たし、再犯の危険性が高いと解される者を選定してセンターに委託する。

対象者の条件は、

- ① 今回の受刑を含め2度以上刑に服していること
- ② アルコール又は薬物の問題を有していること
- ③ 他に得られる支援が無いこと

の3要件を充たしていること、及び

本人がセンターによる支援を希望していることである。

対象者に対し、釈放前3か月、釈放後6か月から1年程度(長いときは2年)にわたって支援を行う。矯正局による対象者選定を受け(矯正局からの委託書により、申入れを受

けるとともに、対象候補者の基本情報を得る）、対象者が受刑中の刑務所に赴いて対象者と面接を行い、受刑歴や薬物・アルコール問題の有無、支援を希望するか、他の支援と重なることはないかなどのアセスメントを行う。受刑者は、“Planning your release（釈放に備えて）”などの冊子を用いて出所後の心構え、知識を身に付ける。受刑中から信頼関係を築き、出所直後から支援を行う。特に、出所後3か月の期間は再犯の危険性が高いとの実証的研究結果があるので、この期間に集中的な接触を図る。

年間約70人の出所者を支援している。出所者の支援として一番重要なことは、居住支援である。センターは宿泊施設をもたないが、公営住宅や協力してくれる住宅供給団体と連携し、部屋を確保している。これらの部屋はセンターの支援が終了した後でも、必要であれば居住できる。生活スキルの訓練として、職員が出所者と一緒に病院や店、公共機関などに行き、行き方や手続きの仕方などを教える。センター職員が積極的に対象者の許に赴いて接触を図るほか、電話による相談も受けれる。

また、助言者（メンター）プログラムも実施している。ボランティアの訓練を受けた助言者が、対象者と一緒に社会活動（例えば、レクリエーションをするなど）することで、社会的なつながりを作ることなどを支援する。

受刑者に対する社会復帰に関するパンフレットなども、矯正局と共同で作成している。前記の“Planning your release”や“Getting Out—Your Guide to Surviving on the Outside（外に出る。施設の外で生き抜くためのガイド）”と題する小冊子が、支援対象候補者に限らず、出所を間近に控えた受刑者に幅広く配布されている。作成・配布をセンターの名で行った方が、矯正局の名で行うより、受刑者により受け入れられ易いとされている。

センターでは、その他、受刑者の家族に対し、本人受刑中から裁判や刑務所に関する情報（所在地や刑務所への連絡の仕方、差し入れの仕方等）を提供し、面会に行く場合の交通支援を行っている（いくつかの地方の刑務所にはバスを運行）。高齢、病気などで面会にいけない家族のためのビデオ面会なども支援する。家族の精神的な面での支援も行う。控訴する場合は、裁判手続をするための支援も行っている。

職員数は約20人であり、ソーシャルワーカー、アルコール問題専門家などバックグラウンドは様々である。出所者と一緒に行動しながら、現実的な支援を行う仕事であるため、学位や知識よりも、こうした仕事を辛抱強く続けられる人が採用されている。

効果的な民間機関との連携として、参考になると思われる。

3 ヴィクトリア州における再犯防止策

(1) 再犯防止への取組み

ヴィクトリア州政府は、2001年に、「矯正・保護に関する長期運営戦略(Corrections Long Term Management Strategy: CLTMS)」と称する長期戦略を策定、公表した。再犯を防止し、可能な限り犯罪者の施設収容を回避する目的で、2001年から2006年までの5年間に、広範な更生プログラムやダイヴァージョンを導入する戦略を明確化したものであり、総額約3億3,450万豪ドルの予算を計上しての取組みである。

ヴィクトリア州の刑務所では過剰収容問題が深刻化しており（2002年6月末現在の収容率は123%であった。）、収容人員の増加傾向(1996年6月末から2002年6月末にかけて45%増加した。)も継続すると予測されていた。矯正施設から出所後2年以内に再入する再犯者が急増していた（年3%増）ことも、その要因と考えられており、更に、収容者の80%以上が、薬物・アルコール問題や健康問題、失業問題などの問題を複合的に抱えている傾向も高まっていた。そのような問題に対する危機感から、同戦略が策定されたものであった。

具体的には、3つの刑務所の新設、再犯防止に資する処遇プログラムの拡充、中間処遇の充実、社会内処遇の強化などの方針が明記された。

今回の視察において、2つの新設施設を訪問したが、いずれも、このCLTMSに基づき新設された、新しい試みである。

CLTMSに基づき実施された諸施策との関係は明確ではないものの、2002年から2007年にかけて、ヴィクトリア州の2年以内再入率は、他州と比較しても顕著に減少している（3-5-1-10表参照）。

(2) 再犯防止策の枠組

(ア) 基本的考え方

前記CLTMSに基づき、それまでにはない規模での更生プログラム及びダイヴァージョン・プログラムの拡充が行われた。強化された再犯防止策の枠組みを概観すると、以下のとおりである³。

再犯防止策は、①犯罪者の再犯危険性管理(offender risk management)と②犯罪者の能力向上(increased offender capabilities)の両者を目標とする必要がある。犯罪特化プログラム(offense-specific programs)及び犯罪関連プログラム(offense-related programs)は、①の再犯危険性管理の効果向上を狙うものである。再犯危険性には静的再犯危険性と動的再犯危険性があり、動的再犯危険性には直接的な犯罪誘発要因(criminogenic needs)とそれ以外の間接的要因(non-criminogenic needs)があるところ、直接的な犯罪誘発要因に向けた犯罪特化プログラムとして、性犯罪、粗暴犯、薬物・アルコール関連犯

3 Offender Services Development Unit, Strategic Services, Corrections Victoria, "Reducing re-offending framework: Setting the scene—Paper No. 1" written in January 2002, revised in January 2004.

罪対応などを設ける。矯正局が、それらの分野への対応策として、施設収容者の釈放前・釈放後支援及び犯罪者への社会内支援を行う。同時に、直接的な犯罪誘発要因以外の間接的要因、例えば、不安、低い自己評価、精神的鬱屈等に応える介入が、犯罪者の行動を変化させる助けとして必要であろう。②の能力向上（生活の質を向上させ、自傷他害の恐れを低減させる）の効果を狙うものとしては、犯罪関連プログラムとして、家族支援、自傷他害防止薬物療法、住居・教育・就労支援などを行う。そのために、後記の犯罪者処遇システムが特に効果的である。それに加え、それを補強するために、一貫した、個別処遇計画に基づく刑の執行及び計画の維持管理(sentence management)が必要であり、多職種・多機関連携が必要である。

再犯率は、特定の条件を充たす犯罪特化プログラムによって10%から50%低減し得ると考えられている。ここで採用されるモデルは、矯正に関する研究“what works”(Andrews & Bonta, 1998 ; Gendreau, 1996 ; McGuire, 2002, McGuire & Priestley, 1995 等)に拠るものである。また、risk-need approach (Andrews & Bonta, 1998 ; Gendreau, 1996 等), good lives model (Ward & Stewart 等) 及び therapeutic jurisprudence (Wexler & Winick, 1996 等)に関する研究から、具体的には、このプログラムは、以下の12の原則を基礎とする。

- ① 再犯危険性の分類 (Classify risk)
- ② 直接的な犯罪誘発要因への対応 (Meet criminogenic needs)
- ③ 応答的であること (Be responsive)
- ④ 動機付け強化 (Increase motivation)
- ⑤ 適切な処罰を (Deliver “smart” punishment)
- ⑥ 地域共同体を重視 (Emphasise community)
- ⑦ 効果的な処遇手法の活用 (Use effective treatment methods)
- ⑧ 自ら進んで自己の犯罪行為について責任を引き受ける態度を促進 (Encourage responsibility-taking)
- ⑨ 処遇への忠実性を維持 (Maintain treatment integrity)
- ⑩ プログラムへの忠実性を維持 (Maintain program integrity)
- ⑪ 専門的裁量を働かせる (Apply professional discretion)
- ⑫ 適切なプログラム開発と実施 (Adequate program development and implementation)

(イ) 処遇実施モデル

処遇実施モデル (Service Delivery Model) は、再犯危険性及び応答性の原則に焦点を当てるべきであり、自己の行動を変化させようとする対象者の動機付けを高める実施環境を整えることが最も重要である。

(a) 対象グループ

対象グループは、性犯罪、粗暴犯、薬物・アルコール関連犯罪の分野で再犯危険性が中～高程度の者であり、刑期が6か月以上の男性受刑者及び刑期が4か月以上の女性受刑者に対し、犯罪特化プログラムへの参加の適否を評価する。前刑時同評価の対象となった再犯者は、刑期が短い場合でも、プログラムを受け得る刑期があれば、プログラム対象者となる可能性が高い。女性受刑者に対しては、プログラム施行に当たり、適宜調整が必要である。特殊ニーズを抱える知的障害者、精神病者、人格障害者、若年者等もプログラム対象者として含める必要があるが、これらの者については、個別対応を要する。

(b) 評価

評価については、ヴィクトリア州独自の再犯危険性評価ツール VISA T (Victorian Intervention Screening Assessment Tool) を開発した（開発までの間は、カナダの専門家により開発された前記の LSI-R を使っていった。）。

静的及び動的再犯危険性の指標を評価するものであり、以下の11のモジュールにより構成されている。

- ① 本件犯罪の内容及び犯歴
- ② 粗暴犯（粗暴犯処遇プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ③ 性犯罪（性犯罪者処遇プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ④ 薬物・アルコール問題（薬物・アルコール問題対応プログラム参加に向けた更なる評価の要否の判定、過去のプログラム参加歴の有無確認等を行う。）
- ⑤ 社会への適応
- ⑥ 教育・就職
- ⑦ 家族その他との関係
- ⑧ 身体及び精神の障害
- ⑨ 態度・信条
- ⑩ 静的及び動的再犯危険性
- ⑪ 個別犯罪対応（offence-specific）及び犯罪関連（offence-related）の静的・動的危険性

LSI-R よりも、粗暴犯、性犯罪など一定の犯罪傾向に対する評価にも内容を拡張し、また、モジュール⑩は約4,000人の州内の受刑者の再犯パターンの分析結果を取り入れたものであるなど、州の実態により沿う検討を加えたものであり、利用後の検証により、その内容の継続的な見直しを行うことを予定している。

刑期6か月以上の男性受刑者及び刑期4か月以上の女性受刑者に対しては、完全版 (VISA T-long) を実施し、刑期6か月未満の男性受刑者及び刑期4か月未満の女性受刑者に対しては、上記モジュールのうち②③⑨⑪を除いた短縮版 (VISA T-short) を実施する。

これによる評価に基づき、判決前に、保護観察官が再犯危険性についての意見を、判決前調査報告書の一部として裁判所に提出する。それに基づき、以下の内容を含む処遇計画(Offender Management Plan)が策定される。

- ① 静的再犯危険性レベルの評価
- ② 個別の犯罪に特化した動的再犯危険性及び犯罪関連の動的再犯危険性
- ③ 処遇プログラムに取組む動機付けという観点での「変化を受け入れるための準備」(readiness-to-change)
- ④ 自傷のリスク
- ⑤ 特殊なニーズや文化的要請

釈放時の動的再犯危険性に焦点を当てた引継計画(Exit Plan)の初版、受刑に際しての警備分類なども決定される。

再犯危険性が中程度～高度と判定された犯罪者については、認知技能(cognitive skills)プログラムへの適否が評価される。専門官が、犯罪特化プログラムに入る前に、より詳細な再犯危険性評価を行う。

処遇プログラム試行後にも、専門官が効果についての評価を行う。

処遇期間を通じての評価のプロセスの概要をまとめると、以下のとおりである。

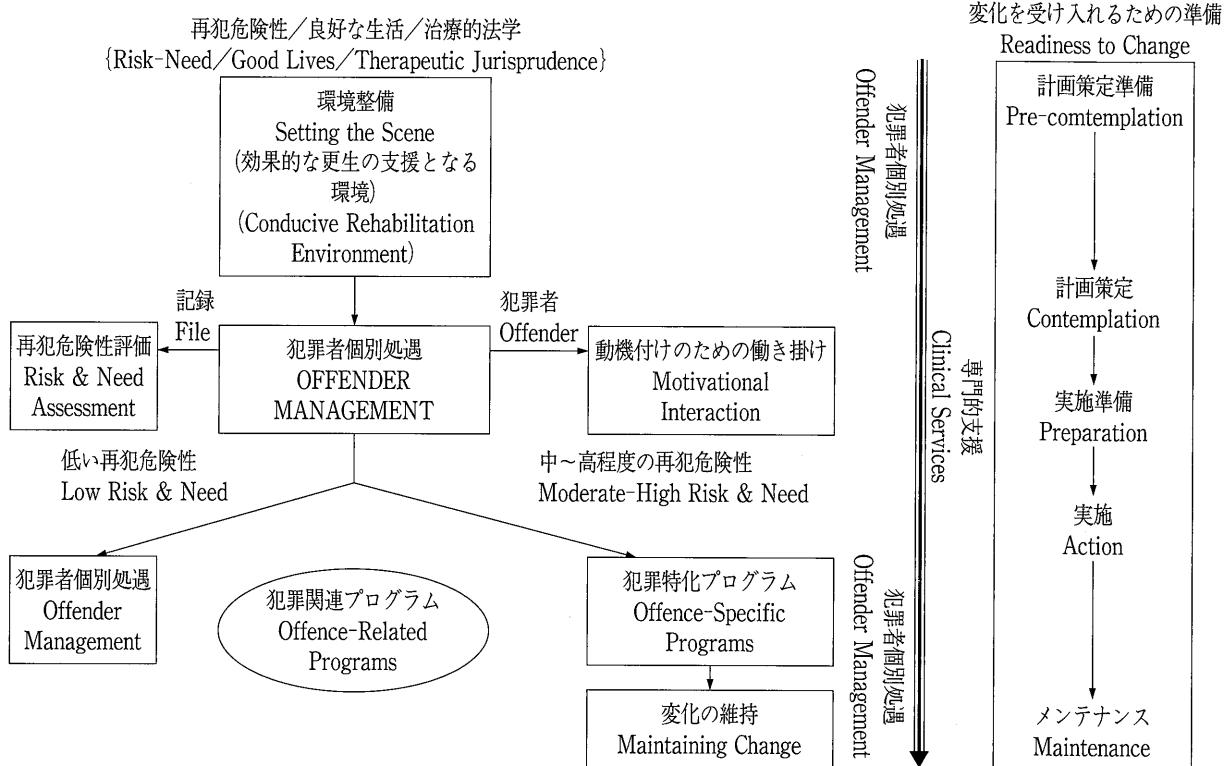
- ① 個別処遇計画(Offender Management Plan)：矯正局職員による最初の評価(引継計画を含む)
- ② 臨床評価報告書(Clinical Assessment Report)：専門官による処遇前の評価
- ③ 自己管理計画を含む修了報告書(Completion Report including a Self Management Plan)：専門官による処遇後の評価
- ④ 保護観察官評価報告書(Parole Officer Assessment Report)：受刑者に関し、保護観察所から成人仮釈放委員会に提出され、仮釈放の判定に際しての考慮と釈放後の引継計画の更新に利用される報告書

性犯罪者処遇プログラムと薬物・アルコール問題処遇プログラムについては、それらに特化した再犯危険性評価プロセスが開発されている。

(c) 処遇

処遇は、原則として、認知行動療法の技術と活動基準学習法(activity-based learning)を用いたグループ療法のモデルに基づいて行われる。矯正局は、プログラム実施者と協議の上で、各対象者につき最も効果的と解される犯罪特化プログラムを特定し、プログラム及び処遇への忠実性(integrity)を確保すべく実施状況をモニターする。

3-5-3-3図 再犯削減の枠組 (Reducing Re-offending Framework)



注 Correction Victoria “Reducing re-offending framework”による。

(3) 電子情報データベース

ヴィクトリア州においては、司法省各部門のみならず、裁判所や警察、救急サービスとも、個別犯罪者に関する情報を共有する「E Justice」という電子データベースが構築されている。ただし、2008年11月現在、同システムに登録されているデータは、犯歴、判決の詳細、属性の詳細等であり、個別処遇計画は含まれていない。今後、個別処遇計画を含む共有電子データベースの構築が極めて重要な課題と認識されている。

同システムに、セキュリティレベル判定、収監先、精神異常の有無等とともに、個別処遇計画も含む犯罪者の管理に関する情報を共有する処遇管理モジュールを組み込む改良作業が進行中である（最低2年程度はかかる予定）。さらに、対象者の心身の健康・医療情報についての共通データベースも構築中とのことであった。

我が国より格段に整備が進んでいるものの未だ整備途上の面もあり、その過程で種々直面する困難とそれへの対応も、今後の我が国における犯罪者情報電子共有システムの整備過程について示唆的なものとなろう。

(4) 処遇プログラム

矯正施設内及び社会内において、再犯防止を図るために、様々な処遇プログラムが施行されている。

心理技官やソーシャル・ワーカー等から成る処遇専門官のチーム (Clinical Services) が、

全州レベルで、矯正施設内や保護観察所で、評価やプログラム実施に携わっている。

(ア) 関連法

1986年矯正法（Corrections Act 1986）や1991年量刑法（Sentencing Act 1991）に、処遇プログラムの根拠が直接明記されているわけではないものの、受刑者が更生のための処遇プログラムを受け得ることを前提とした規定がある（矯正法57B条、60E条、60J条、量刑法21条等）。

(イ) 性犯罪者処遇プログラム

ヴィクトリア州では、1996年から、施設内処遇及び社会内処遇両方において、性犯罪者を対象とした統合的な処遇（評価、管理、介入）が施行されている。矯正局だけでなく、地域法精神医療機関（Community Forensic Mental Health Services）、警察の保護部門（Protective Services）、障害者支援機関（Disability Services）、少年司法機関、地域団体等、官民の組織が連携して処遇に当たっている。

性犯罪者処遇専門職員が、矯正局支部の性犯罪者処遇部に配置され、州全体を対象に、評価、プログラム施行、職員の研修、相談・助言、研究・評価に当たっている。

性犯罪者（犯行に性的要素を有する者を含む）は、有罪判決を受けた後、全て、専門官による包括的な臨床評価を受けなければならない。性犯罪者処遇専門職員から評価に基づき提案された介入計画に沿って、矯正局が処遇プログラムを実施する。

処遇プログラムは、グループ処遇によるもので、特定の処遇課程のセットで構成される。全ての対象者が受け入れることを求められる4つの基本課程に加え、個々の対象者のニーズに応じて組み込まれる個別対応課程がある。

・動機付け課程（Motivation module）

犯行を否認している者を対象とし、威嚇的でないグループ療法により、プログラム参加による長期的利益を理解させる。

・導入課程（Commencement module）（基本課程1）

対象者は、グループ内で、自己の生活歴を開示し犯行にいたった生活要因を検討し理解する準備を行う。

・犯罪に至る過程（Offence process）（基本課程2）

対象者の認知の歪みを見極め、それらの認知を変化させる。

・被害者に対する共感（Victim empathy）（基本課程3）

対象者が、被害者の視点から自己の犯行の意味を理解できるようにする。

・倒錯的妄想の自己制御（Fantasy Reconditioning）

倒錯的な性向を有する者を対象とし、倒錯的妄想の現実とそれが犯行に及ぼした影響を理解させる。倒錯的妄想を低減する方策を習得し、犯行への自己抑止力を向上させる。

・感情の自己管理（Affect Management）

極度の怒りや感情統制の問題ゆえに犯行に及んだ者を対象とし、自己の感情の状態及びそれと犯行との関わりを見極め、感情統制の方策を教授する。

・親密さ及び社会的な適応能力 (Intimacy and Social Competence)

年齢相応の社会的スキルが欠如している、又は、他者との親密な関係構築が困難な者を対象とし、再発防止課程で使う技能向上計画の策定を行う。

・再発防止及び健全な生活維持 (Relapse prevention & healthy lifestyles) (基本課程4)

これまでの課程により得られた理解に基づき、再発防止計画、健全な生活維持計画、環境管理計画の策定を行い、支援チームの構築を行う。

・望ましい変化の維持 (Maintaining Change)

再発防止計画が効果的であり変化する対象者の動的再犯危険性と状況に適合することを確認する。施設内処遇段階においては、プログラム終了から釈放までの間に効果が維持されていることを確認し、社会内処遇においては、再発防止プランの状況に応じた改善を確認する。

性犯罪者処遇プログラムの効果評価は、未だ検討中のところである。

(ウ) その他のプログラム

その他のプログラムの概要は、3-5-3-4表のとおりである。他に、事項で紹介する、一定の刑務所に特化して開発・実施されている障害者対応プログラムもある。

(5) 矯正施設

(ア) マンゴニート矯正センター (Marngoneet Correctional Centre)

同施設は、メルボルンから西に70キロメートルところにある定員300人（男子のみ）の施設（2006年3月開設）である。“Marngoneet”とは、アボリジニーの人の言葉で「新しい始まり」を意味する。

性犯罪受刑者を収容する（保護的に隔離する目的）重警備区域が一部あるほかは中程度警備区域であり、重警備区域とは高い塀で仕切られている。管理棟（面会所や病院等）は共通だが、入口等を別にするなど配慮している。

同施設に特徴的なのは、性犯罪者処遇、暴力犯罪者処遇、薬物・アルコールの問題の処遇という3つの処遇の種類に分かれて、おのおの“Neighbourhoods”（性犯罪者処遇区域がRothwell Neighbourhood、暴力犯罪者処遇区域がFlinders Peak Neighbourhood、薬物・アルコール問題処遇区域がStation Peak Neighbourhood）と呼ばれる処遇区域を設け、その中で生活から処遇までが完結する形をとっていることである。

各処遇区域の定員は100人であり、40人定員の寮のような建物や4人用（3棟）、6人用（8棟）のコテージ風の建物が配置されている。居住する建物だけでなく、処遇プログラムを行う部屋からレクリエーションを行う部屋までこの各処遇区域内にある。4人用、6人用の建物では、受刑者は自立的に生活する。受刑者ら自身で、決められた予算内で献立等

3-5-3-4 表 ピクトリア州の施設内・社会内処遇プログラム

名 称	目 的	概 要	期 間・頻 度
High Intensity VIP (Violent Intervention Program)	暴力犯罪で有罪となった者に對し、暴力を振るつてしまつた理由を考えさせ、暴力的な言動を抑える技能を身につけさせることで再犯を防止する。	対象：暴力犯罪で有罪となった者10名 実施施設名：Margoneetのみ ・再犯危険性等評価（参加者1人あたり3時間。これ以外にPCL-Rを必要に応じて行う。） ・心理テスト（Marlowe-Crowe, Barrattなど5種類）初回セッション前と最終セッションの中で行う。 ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習（各セッションについて2時間。再犯危険性の高い者については、個別の教材による集中的準備を要する。） ・学んだことをノートにまとめる（各セッションについて1時間） ・スーパー・ビジョン（個別・毎週1時間。集団・毎月3～4時間） ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整（プログラムの途中と最後） ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング（必要に応じて） ・参加できなかつた場合の補講（欠席は3セッションまで） ・プログラム後の感想（各セッションについて30-60分）	基本7課程、選択4課程。それぞれ9～12セッション。1週間に3回実施。155時間で基本課程を完了（1セッションは2.5時間）。その後必要に応じ遷脈課程を受講する（1セッション2.5時間、約10セッション）
Moderate Intensity VIP (Violent Intervention Program)	暴力犯罪で有罪となった者に對し、暴力を振るつてしまつた理由を考えさせ、暴力的な言動を抑える技能を身につけさせることで再犯を防止する。	対象：暴力犯罪で有罪となった者10～12名 実施施設名：Margoneetのみ ・再犯危険性等評価（参加者1人あたり3時間） ・心理テスト（STAXI, Barrattなど3種類）初回セッションと最終セッションの中で行う ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習（各セッションについて1時間） ・プログラム後の感想（各セッションについて30-60分） ・学んだことをノートにまとめる（各セッションについて1時間） ・スーパー・ビジョン（個別・毎週1時間。集団・毎月3～4時間） ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整（プログラムの途中と最後） ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング（必要に応じて） ・参加できなかつた場合の補講（欠席は3セッションまで）	33セッション（1セッションは2.5時間。初回・最終回は、3時間、全83.5時間。約5か月間、週2回行われる。）
RUSH (Real Understanding of Self Help Program)	受容と行動変容のバランスをとることに焦点を当て、悩みや感情の統制の仕方、人間関係の持ち方について考えさせ、学ばせる。	対象：10名 ・再犯危険性等評価（参加者1人あたり1時間） ・心理テスト（DASS 初回・最終回に実施） ・受講者によるレポート作成 ・プログラム前の予習（各セッションについて1時間） ・プログラム後の感想（各セッションについて30-60分） ・学んだことをノートにまとめる（各セッションについて1時間） ・スーパー・ビジョン（個別・毎週1時間） ・ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整 ・集団セッション参加者のための個別カウンセリング（必要に応じて） ・参加できなかつた場合の補講（欠席は3セッションまで）	20セッション（1セッションは2時間、全40時間。10週間、週2回行われる。）

名 称	目 的	概 要	期 間・頻 度
Cognitive Skills	特に犯罪の原因となった面における問題解決能力を身につけさせることで、再犯リスクを減らす。	<ul style="list-style-type: none"> 再犯危険性等評価（施設内・社会内とも参加者1人あたり約1時間） 受講者によるレポート作成 プログラム前の予習（各セッションについて1時間） プログラム後の感想（各セッションについて30-60分） 学んだことをノートにまとめる（各セッションについて1時間） スーパービジョン（個別・毎週1時間） ケースマネジャーとの向上の程度の検討と連絡調整（必要に応じて） ケータイ電話による連絡（必要に応じて） 集団セッション参加者のための個別カウンセリング（必要に応じて） 参加できなかつた場合の補講（欠席したセッションによる。欠席は3セッションまで） 	施設内処遇60時間、社会内処遇51時間。施設内処遇プログラムでは、30セッション（1セッション2時間）。社会内処遇プログラムでは、22回のグループセッション（1セッション2時間）、9回の個別のpre & postセッション。
Exploring Change	不適切な行動を変える意欲と一般的な集団適応能力をかん養する。	<ul style="list-style-type: none"> 実施施設名：Margoneetのみ 再犯危険性等評価なし。オリエンテーションのみ。 受講者によるレポート作成 プログラム前の予習（各セッションについて30分） プログラム後の感想（各セッションについて15-30分） 学んだことをノートにまとめる（各セッションについて15-30分） その他のスーパービジョンと合同 参加できなかつた場合の補講（欠席したセッションによる。） 	1ヶ月間全18時間。通常7セッション以上。

注 Clinical Services Corrections Victoria の資料 “Program Description” による。

を考え、分担して料理を作り、掃除、洗濯などを行う。処遇プログラムを受けに行く、刑務作業に行く、などのスケジュール管理も自分で行い、空き時間は処遇プログラムの宿題などをして過ごす。

性犯罪者処遇区域内を視察したところ、処遇プログラム外の時間帯で、受刑者は、屋内又は戸外で、各自自由に過ごしている様子であり、戸外で心理技官と面談している者もあった。棟内にテレビが設置されているが、視聴可能なものは限られており、ポルノ関係は持ち込み禁止などの制限がある。

マンゴニートは、重点的に処遇プログラムを施行する施設であり、5人の心理技官、ソーシャルワーカーからなる刑務所内の専門処遇部門 (Clinical Services) が、再犯防止に重点を置いた処遇に取り組んでいる。

具体的には、全ての受刑者が、最初の4週間で、オリエンテーションと再犯危険性やその他の評価を受ける。性犯罪者処遇プログラム、暴力犯罪者処遇プログラム（以上二つは官が行う）、薬物・アルコール問題処遇プログラム（これは Caraniche という民間の会社が契約して行う。）、認知療法プログラム（全受刑者対象）、RUSH（自己理解）プログラム（感情統制ができなかったり、自傷行動がみられる者を対象。）、Exploring Change Program（全受刑者対象。プログラム参加と自己の犯罪行為に向合うことへの動機付けを高めるもので、2008年11月現在同センターのみで施行されている）を行っている。

暴力犯罪者処遇プログラム (Violence Intervention Program: VIP) について見ると、暴力再発を防ぐために、問題解決スキルを改善することで、自己理解、自己制御力を高める。具体的には、これまでの人生を振り返る、犯罪に至る過程、感情を制御する、被害者理解などのテーマで行うグループセッションが中心であり、10～12人の固定したグループで行う。専門処遇部門の職員（心理技官等）が進行役として処遇を進めるが、刑務官 (Custodial officer) も同席する（職員の啓発のため）。再犯危険性が中程度の者を対象とした中密度 (Moderate Intensity) のプログラムの場合、82.5時間（33回）で約5か月行う。高密度 (High Intensity) の場合、287時間（62回）で約7～9か月行う（詳細は **3-5-3-5表**）。グループ・セッションの他、個別処遇を行うこともある。

マンゴニートに移送されてくるのは、刑期の最後のほうであり、集中的に処遇プログラムを行う（プログラムを受けていない時間は、刑務作業をしたり、教科・職業教育等を受けたりする。）。4週間のオリエンテーション、再犯危険性等の評価の後、処遇を始める。マンゴニートで処遇プログラムを修了した後、別の矯正施設（大抵は軽警備施設）に再度移送され、仮釈放となるのが通常という。

同センターは、新しい試みであり、2代目センター長に課題を尋ねたところ、受刑者のプログラムに対する動機付けをいかに高めるかということとともに、職員の教育・訓練が重大な課題であるとのことであった。プログラム施行に当たっては、職員の側の、正しい意識と技量が必要不可欠である。一方、自律的に生活する100名もの受刑者の規律維持も困難

3－5－3－5表 プログラム概要
マンゴニート矯正センター 粗暴犯処遇プログラム (VIP)
Marngoneet Correctional Centre Clinical Services
Violence Intervention Program (VIP)

(時間数)

カリキュラム内容		中 密 度 Moderate Intensity	高 密 度 High Intensity
導入	Introduction	5	7.5
成育史	Life Pathways	10	22.5
犯罪に至る経過	Offence Process	17.5	22.5
向社会的考え方	Prosocial Thinking	10	27.5
感情コントロール	Managing Emotions		27.5
怒りと暴力	Anger and Violence	10	27.5
被害者的心情	Victim Awareness	15	25
自己統制	Self Management	12.5	22.5
人間関係	Interpersonal Relationships		20
男らしさと暴力	Masculinity & Violence		25
薬物使用と暴力	Substance Use and Violence		22.5

注 Clinical Services Marngoneet Correctional Centre による。

な場合があり、開設以来、粗暴犯の処遇区域で、刃物による刺傷事件が2件生じたとのことである。定員を減らすべきであるとの議論もあるものの、コストの問題から実現は困難であり、同棟で生活する受刑者の組合せに細心の注意を払う等、問題発生の予防に留意している。また、矯正局幹部によれば、ヴィクトリア州の矯正施設が全体として過剰収容状態にあることから、同センターに相応しい受刑者（プログラムの受講意欲のある者）以外の受刑者が移送されてくることも多く、それらが全体的なプログラムの効果的施行に悪影響を与えることも、大きな問題とされていた。

(イ) ポートフィリップ刑務所 (Port Phillip Prison)

ポート・フィリップ刑務所は、1997年に開設された重警備刑務所である。定員は764人である（通常95%くらいの収容率）。既決が88%，未決が12%である。18歳から84歳くらいまでの受刑者を収容している。医療設備（内科などから歯科、精神科、放射線科など）も完備しているので、精神的な問題を抱える受刑者も収容している。

民営刑務所（運営を統括しているのは、GSL Custodial Services Pty Ltd）であり、医療、教育、アルコール・薬物カウンセリング、給食、營繕などサービスの種類によって契約先企業等が異なる。民営刑務所としての評価は、民間の調査会社委託、刑務所自身によるものを行っているが、なかなかまだ確たるデータは揃っていない。

舎房は14棟ある。病院や面会棟のほかに、洗濯工場(企業のユニフォームの洗濯等請負), 織物工場など4つの刑務作業の工場がある。

若年者棟(定員35人)と精神的障害を持つ受刑者の棟(定員35人)を視察したところ、どちらの棟も、舎房内は真ん中に吹き抜けの共通スペース(ラウンジ風)があり、それを囲むように房(全て個室)がある。個室内にシャワー・トイレが備え付けられていた。日中、受刑者は舎房内を自由に動ける。詳細は次のとおりである。

(a) 若年者処遇棟(Youth unit 定員35人)

ヴィクトリア州の若年犯罪者処遇としては、17歳までの少年犯罪者は、福祉サービス省(Ministry of Human Services)管轄下の少年司法施設(Youth Justice Facility)に収容される。しかし、少年でも深刻な犯罪を犯したものについては、司法省(Ministry of Justice)の管轄下となり、少年に特化したプログラムの対象とされる。

若年者処遇棟には、18歳から24歳までの受刑者が収容されている。

ポート・フィリップの若年者処遇の目標は、自殺・自傷行為を防止し、向社会的な習慣や問題解決能力を身に付けさせることである。そのために、結果を予測して考えること、適切な行動を取れること、社会に戻るに当たっての長期的な計画を立てさせることが必要である。これらを達成するためのプログラムとして、小さな事業プログラム(受刑者がTシャツのデザイン開発、販売事業を行う。収益は施設に還元), 就職活動プログラム、VCE(Victorian Certification Education ヴィクトリア州の高卒レベル認定の検定)(以上は、若年者処遇プログラム), 犯罪行動プログラム、コミュニケーション技能プログラム、怒りの統制プログラム、などのプログラムがある。

今回の訪問で、若年受刑者にインタビューしたところ、その受刑者は、小さな事業プログラムに参加しており、Tシャツや下着などの開発、販売の仕事に意欲的に取り組んでいる様子であった。出所後もこうした仕事に携わっていきたいと考え、VCAL(Victoria Certification of applied learning)の資格を取ったり、ビジネススキルを学ぶコースに参加しているとのことであった。

さらに、特徴的な制度として、受刑者自身が他の受刑者の相談係となる受刑者相談係(mentor)制度がある。選ばれた受刑者相談係は、若年受刑者のロールモデルとなり、若年受刑者がプログラムに積極的に参加できるよう支援する。相談係は、舎房外にも出入りできるなど特権的な立場になるので、相談係に選ばれる条件としては、日ごろから模範的な行動をとっていること、薬物使用歴がないこと、少なくとも相談係になる前6か月の間問題行動がないことが条件となる。相談係になる者に対する訓練プログラムがある(ロールプレイなどを)。相談係は、若年者処遇棟へ新しく来た者に案内・指導を行い、担当している受刑者に週数回の面接を行うなどして支援する。毎週職員(若年者処遇官Youth Development Officer)に報告書を提出する。そのほか受刑者の安全に関すること、舎房の秩序に関することで気になることがあれば職員に相談する。

現在相談係は3人おり、20歳、28歳、40歳の受刑者とのことであった。

今回の訪問で、相談係となっている20歳の若年受刑者にインタビューした。この受刑者は、14歳のときに殺人を犯し、少年司法センター（Youth Justice Centre）に収容されていたが、成人になってポート・フィリップ刑務所に移送された。刑務所の職員によれば、この青年は、年齢が若いにもかかわらず落ち着いていて賢く、相談係としてよく役割をこなしているとのことであった。彼の話によれば、相談係は、新しい受刑者が若年者処遇棟に来たら、面接に行き、生活のきまりなどを教え、一緒にレクリエーションをしたり、話を聞いたりすることでリラックスさせることのことであった。相談係用の調査用紙があり、それに従って、新入受刑者の個人的なプロフィール（出身地、既決か未決か、薬物使用歴）と人間関係で困っていることや受けたいプログラムなどを聴取する。面接時間の長さは人によって異なる。

相談係をしていて難しいことは、英語が話せない相手への対応とのことであった。

(b) 精神的障害を持つ受刑者棟（Disability Unit 定員35人）

19歳から60歳までの受刑者が収容されている。ここでは、「共同処遇プログラム（Joint Treatment Program）」を行っている。

州矯正局は、2007年から2009年までの3年間計画として、障害をもつ受刑者・犯罪者を対象とした「ヴィクトリア矯正局障害者対応構想（Corrections Victoria Disability Framework）」を策定した。その一環として、認知的障害（頭部傷害による障害や知的障害）を有する男性受刑者を対象とした同プログラムを、刑務所運営会社であるGSL等と共同で開発し、全州法医療サービス（福祉サービス省）との連携により、同刑務所において施行している。認知的障害を有する受刑者の社会復帰のためには、より複合的なニーズに対する、より長期にわたる介入が必要との認識から、このプログラムが創設された。

同プログラムは、認知面で問題のある受刑者に対して、犯罪行動や社会的技能の問題を解決するべく、治療的手法や仲間文化（peer culture）の手法を用いて処遇するものである。

以下の要素を組み合わせたものである。

- ・犯罪行動対応プログラム（認知療法及び性犯罪処遇、暴力犯罪処遇、薬物・アルコール問題処遇）
- ・生活技能等の充実支援プログラム（Skills deficits program）
- ・レクリエーション
- ・教育
- ・刑務作業
- ・絵画療法（Art therapy）

処遇期間は12か月。外部のケースワーカーも指導する。話し合いによる問題解決の訓練として解決のステップという方法を用い、段階を追って感情統制ができるようにするなど工夫している。

(6) 中間処遇

(ア) 州の施策の全体像

社会防衛及び受刑者の再犯防止のために、一貫した方針の下、釈放前後の継続的支援が重要であるとの観点から、民間団体とも連携して、様々な釈放前・釈放後支援策が整備されている。

各種支援策の概要及び位置付けは、3-5-3-6表及び3-5-3-7図のとおりである。

(イ) ジュディ・ラザラス中間処遇センター (Judy Lazarus Transition Centre)

同センターは、政府の再犯防止対策の一環として、受刑者の円滑な社会復帰を支援するため、2007年4月に開設されたヴィクトリア州最初の中間処遇センターである（刑務所ではない。ニュー・サウス・ウェールズ州などでは1996年から開設されている）。刑期終了間近の受刑者に対して、社会に戻るための訓練、指導を行う。犯罪者やその家族の支援に功績のあったジュディ・ラザラスにちなんで名づけられている。道を隔ててすぐ隣は受刑者分類センターであるメルボルン分類刑務所（Melbourne Assessment Prison）であり、西メルボルンの市街地にある。公共交通機関や教育・訓練プログラム、支援機関などのアクセスし易さを考慮して、当該所在地が選定された。ヴィクトリア州矯正局の直轄であり、職員数は8人である。

同センターの企画・建設に当たっては、司法省が、受刑者の更生に最大限資する環境整備のため、近隣地域住民等関係者と積極的に接触を重ねた。

以下の事項に該当しない、再犯危険性が低いと評価された男性受刑者で刑期終了が近い者を選定し、収容する。

- ・近隣地域や他の収容者、職員に危険を生じさせるおそれのある者
- ・性犯罪歴を有する者
- ・深刻な犯罪歴又は施設内懲罰歴がある者
- ・自傷のおそれが高いと解されている者

出所までの期間が12か月以上ある者が対象で、平均6～8か月滞在する。ここでの処遇は、住居、就職、家族関係への適応、生活技能の向上に主眼を置く。処遇は3段階に分かれており、最初の段階では、職員が同行して電車の乗り方などの生活技能を教えるが、その後は自律的行動して、社会復帰への準備をする。

収容定員は男子25人で（訪問時は24人在籍）、定員5人の5つのコテージ風の寮があって、その中には個室の部屋とキッチン、シャワールームなどがあり、共同利用のジムなどがある。パソコンも備え付けられているが、インターネットには接続できないようになっている。各コテージ単位で家事全般を行ったり、外に買出しに行くなど自律的な生活を行う。

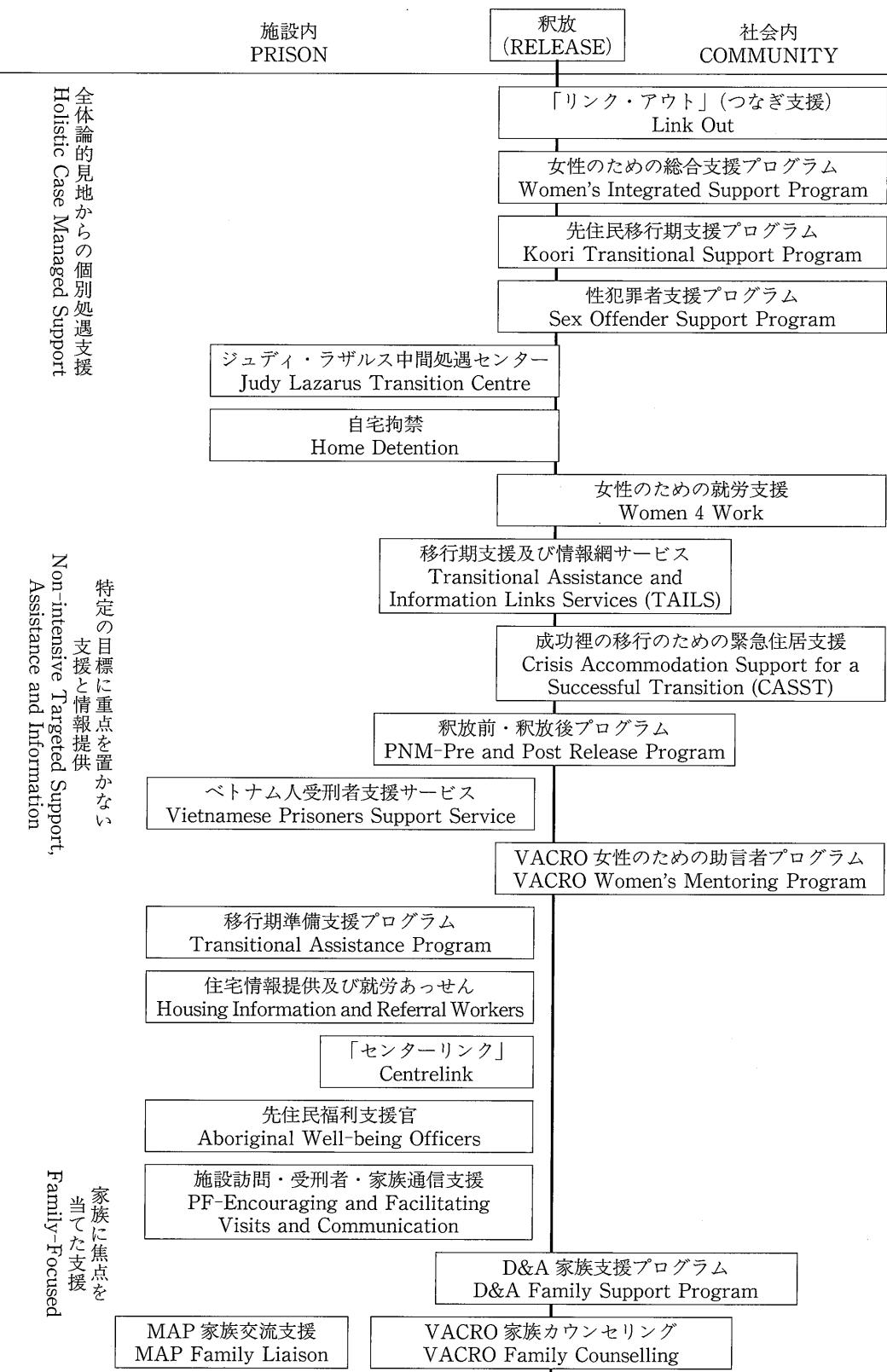
受刑者は、午前7時から外部での仕事等の活動を始め、午後7時にはセンターに戻らなければならない。遅れる場合は電話で連絡する（ただし、受刑者は、携帯電話は所持しな

3—5—3—6表 ビクトリア州の施設内処遇から社会内処遇への移行期の処遇

区分	名 称	概 要	対 象	実施主体
居住支援	Crisis Accommodation Support for a Successful Transition (CASSIT)	刑務所出所後、危機的状況に陥り、再犯のおそれがある者に対する短期間支援	未決拘禁者と刑期3ヶ月未満の受刑者	Australian Community Support Program (ACSO)
外国人犯罪者支援 若年男子犯罪者プログラム あっ旋	Vietnamese Prisoners Visiting and Support Services Transitional Assistance, Information Links Service (TAILS)	刑務所内・出所後の様々なニーズや問題に応じたサポートを行う。個別単位・集団単位両方の活動（スポーツイベントや文化的行事） 施設内から社会内処遇移行時の様々なサポートを行ふ。地域社会で参画できるプロジェクトを実施。	ヴェトナム人の受刑者 ビクトリア州の矯正施設にいる18歳から25歳までの男子未決拘禁者と受刑者。出所者支援は、メルボルンのLGA地区内・北部に住む若年者優先	Australian Vietnamese Women's Welfare Association (AVWWA) Jesuit Social Services The Brostan Centre
受刑者家族支援	Encouraging and Facilitating Visits and Communication	① 休日・祝日に刑務所に面会に行く家族・友人ためのNorth Geelong駅, Barwon刑務所, Marroneet刑務所間のシャトルバスの運行。 ② Barwon刑務所 John Cosshall面会者センターにおける入所者の家族や友人にに対する支援活動（週末実施）	受刑者の家族・友人	Prison Fellowship
受刑者, 受刑者家族支援	Pre and Post Release Program	① 専門の指導者によるスポーツ・クリエーションプログラムの実施（週3回） ② DPPC (Dame Phyllis Frost Centre女子刑務所) 又は Tarrengower所属のボランティアによる手芸、料理プログラムの実施 ③ DPPC 又は Tarrengowerによる子どもや家族の（面会時）交通支障 ④ 出所時の交通支援や危機状況時・通常時の電話相談支援、物質的援助、各種の紹介・支援などの解放後支援	受刑者（出所者）、受刑者の家族	Prison Network Ministries
受刑者, 受刑者家族支援	Material Aid Program	受刑者とその家族に、出庭時の衣服の給与や释放後の各種の物質的な支援を実施。	受刑者（出所者）、受刑者の家族	Salvation Army
受刑者, 受刑者家族支援 受刑者家族支援	MAP (Melbourne Assessment Centre) Family Liaison	刑務所への適応についての精神的な問題を抱えている受刑者やその家族に対して、実質的・精神的な支援を実施	受刑者と受刑者の家族	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
受刑者家族支援	Mulwilla House	受刑者の家族が面会訪問時に利用できる宿泊施設（2部屋有。街の中心部に近い。） Mulwilla House (in Beechworth)	受刑者の家族	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
受刑者家族支援	Counselling and Support for ex-prisoners, offenders and their families	性犯罪などの重大犯罪で有罪となつた犯罪者の家族に対するカウンセリング等の支援 重大犯罪以外の犯罪を犯した者の家族に対する短期間のカウンセリングや危機介入への実施。出所者に短期間のカウンセリング等支援を実施。	受刑者の家族・友人、出所者	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)
経済	Prisoner Property and Banking Services	① 対象者ごとの保管箱（1人1箱まで）に個人的な重要書類・私物（レースポート、法的文書、出生証明書、写真など）を保管するサービスを行う。 ② バンキングサービス 公共料金や家賃などの未処理の債務の払い支え、受刑者の代わりに経済的な取引を行うこと、銀行口座の開設・閉鎖、キャッシュカードの作成・廃止、経済的な問題や保管に関する疑問や懸念に答えること	受刑者	Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders (VACRO)

注 Correction Victoria の資料による。

3-5-3-7図 ヴィクトリア矯正局による中間（施設内処遇から社会内処遇への移行期）処遇（Correction Victoria's Transitional Services 2008）



注 1 Correction Victoria の資料による。

2 “VACRO”は，“Victorian Association for the Care and Resettlement of Offenders”の略称である。
“MAP”は，“Melbourne Assessment Prison”の略称である。

い。)。各棟の施錠は午後10時である。買出し、家族訪問、医療機関での受診、教育・訓練、カウンセリングを受ける、就業準備活動、地域活動など、一定の目的のための外出が認められているが、いつどのような目的で外出するかは、職員と策定した計画に従い、受刑者は外出時に受付・事務室で申告し、どの受刑者が何の目的で外出しているか、センター内にいるかを職員が完全に把握するシステムとなっている。家族に会いに行く頻度は滞在期間によって違うが、遠方の地域であっても可能であり、受刑中に家族関係の変化があった場合など特に出所前に調整できて有効である。

電子監視は使っていない。これまでに外出先から帰ってこなかったというのは1例だけである。中間処遇センターから刑務所に戻されたケースは、薬物使用が6件、規則違反が3件などであった。

受刑者は、毎月その月の活動を報告し、職員と話し合い、翌月の行動計画を立てる。指導に当たっては、個々人の仕事の能力や経験をよく見て行う。薬物やアルコールの検査も隨時行う。

各人の処遇計画は、一定の書式で管理され、内容が検討されている。

在籍した大半の受刑者は、同センターから仮釈放となり、保護観察を受けることとなる。

刑期の終了前から、矯正局職員の監督の許で社会内に近い生活を行い、家族との関係再構築や就職活動も可能となる。社会復帰支援策として、参考になると思われる。

(7) 近隣司法センター (Neighbourhood Justice Centre)

近隣司法センターは、ヴィクトリア司法省の3か年パイロットプロジェクトであり、オーストラリアで初の試みである。

2006年裁判所（近隣司法センター）法（Courts Legislation (Neighbourhood Justice Centre) Act 2006）により、1989年治安判事裁判所法（Magistrates' Court Act 1989）、1989年児童及び青年法（Children and Young Persons Act 1989）、及び2005年児童・青年及び家族法（Children, Youth and Families Act 2005）を改正し、下記の事項を導入することにより、地域司法センター設立が可能とされた。

- ・治安判事裁判所及び少年裁判所に近隣司法部（Neighbourhood Justice Division）を設ける。
- ・治安判事裁判所、少年裁判所、民事・行政裁判所（VCAT）の管轄を統合する。
- ・地域司法センターに複合管轄裁判所（multi jurisdictional court）を設立する。
- ・地域内での司法へのアクセス、特に社会的弱者からのアクセスを向上させる。

米国ニューヨーク市のレッド・フック地域司法センター（Red Hook Community Justice Center）を参考にしたもので、“One stop shop for legal and counseling services（地域住民に対する司法及び相談についてのワン・ストップ・サービスの提供）”の実現を趣旨とするものである。

その第一号として、2007年3月に、メルボルン郊外のコリンウッド（Collingwood）地区

に近隣司法センターが開業し、ヤラ市（City of Yarra）を対象として機能することとなつた。設置地域の選択に当たっては、犯罪率の高さ、地域としての不利益な立場にいる程度（disadvantage ranking）、人口密度、共同体意識等が考慮された。

地域司法センターには、治安判事裁判所（常駐の治安判事は1人）、被害者・証人・被告人・地域住民に対する支援サービス、調停（mediation）、ヤラ市の犯罪予防活動、地域のミーティング活動を行う場所がある。16人の司法省職員とともに、約15の地域団体等（弁護士、司法書士、薬物カウンセラー、ソーシャルワーカー、先住民司法ワーカー、就労支援機関等）からの契約職員がこのセンターの業務に従事している。

実際に行われている活動としては、

- ・近隣問題や職場の問題についての、調停（2人の調停者の下で当事者同士が話し合い、解決方法を探る）を含めたADR
- ・若年者の修復的司法グループカンファレンス（若年犯罪者、被害者、その家族、司法関係者、警察関係者などがファシリテーターの進行の下で事件とその被害、責任について話し合う）
- ・薬物・アルコール問題などの相談
- ・DV 被害者支援
- ・児童虐待防止プログラム
- ・若年者犯罪予防プログラムにつなげる活動
- ・一般的法律関係情報提供
- ・精神保健関係支援及びカウンセリング
- ・住居や就職に関する助言
- ・経済問題についての相談
- ・被害者支援と補償に関する助言

など地域の司法に関わる問題について幅広く取り扱っている。

センターは、ヤラ市の街中にあり、建物のほとんどが様々な広さのミーティングルームで成り立っている。中には、子どもを連れて調停・相談に訪れる人のために、子供用の遊び場を備えている部屋もある。この建物の中に治安判事裁判所が設けられており、裁判所であるが、受付や法廷などは、ガラス張りや開放構造にするなど、開放的で親しみやすい雰囲気になるようにしている。

警察の管轄下で、若年者の犯罪予防プログラムとして“Start Over”というプログラムを行っている（実施団体は、プロスナンセンターというイエズス会の社会活動団体）。不登校、薬物や暴力などの非行、家族問題があるなどの10歳から18歳までの少年で、自発的にこのプログラムに参加する意志がある者を対象としている（端緒は、警察による「警告（Caution）」を受け参加を勧められたこと等）。ケースワーカーが、週1回程度面接をしたり、家族問題への支援をしたり、レクリエーション活動への参加を促したりする。本格的

な犯罪者にならないよう、犯罪予防活動の一環としての早期介入策として行っている。さらに、これを地域司法センターにおいて行うメリットとして、Start Overに参加することになった少年の母親等が保護観察下にある場合、どちらの担当者も地域司法センターに常駐しているので、協力して家族全体に対する支援活動をしたり、情報交換をしたりできることである。

また、治安判事裁判所に関わる活動として、問題解決ミーティングという活動を行っている。被告人やその関係者は、裁判にあたって不安を抱えていたり、更生のためどうしたらよいか考えたりする。そこで、事件が裁判所に係属した後、判決が下されるまでの間、被告人を中心として保護観察官や薬物・アルコール問題、精神的な問題の相談サービスの職員などが支援の方法を話し合う問題解決ミーティングを行っている。

さらに、地域との連携を重視しており、夕方以降に、地域住民等に参加を呼びかけた勉強会なども開催し、そこに治安判事も出席するなどしている。今回の視察中も、夕方以降、オーストラリア先住民社会の規範とオーストラリアの法制度について話し合うという企画の勉強会が開催され、ヴィクトリア州先住民司法顧問委員会（Victorian Aboriginal Justice Advisory Committee）などに所属する先住民系の長老たちも参加していた。

地域司法センターの初年度（2007年3月から2008年3月まで）の活動実績は、以下のとおりである。

- ・ 刑事裁判案件 768件
- ・ 民事訴訟案件 1,116件
- ・ 調停 59件
- ・ 問題解決ミーティング 28件
- ・ 経済問題相談 562件
- ・ 各現場における地域社会との接触 1,469件
- ・ 裁判に関する問合せ 1,009件
- ・ 法的支援に関する問合せ 1,013件
- ・ 社会内処遇に関する問合せ 1,524件
- ・ 問合せ総数 10,929件

同センターは、2007年度からの3年間の試行プロジェクトであり、試行期間経過後に、効果評価を行い、今後の業務の方向性や別地域に新たな地域司法センターを設立するかどうかなどを検討することとなっている。

4 まとめ

ニュー・サウル・ウェールズ州、ヴィクトリア州共に、再犯抑止を、近年の州政府重点事項として明確にし、継続的処遇を重視した上で、比較的新しい試みとして様々な処遇プログラムや施設内及び社会内での処遇をつなぐ処遇・支援を行っている。

複数の関係機関・矯正部門で共有する個々の対象者の情報を集積した電子データベースを整備しており、ニュー・サウス・ウェールズ州では、個別処遇計画を共有の上、隨時担当機関が検討を加え、継続的で一貫した処遇を行う基盤としている。

処遇プログラムについては、カナダ、英国、米国などの実証的研究結果に基づき、枠組を設定している。プログラムの内容はグループワーク中心であり、日本で行われている認知行動療法を中心とした各種問題（性犯罪等）に関するプログラムとの共通性も見られる。しかし、これらの州では、効果的な実施のため、プログラム自体の内容のみならず、事前の適正な再犯危険性等の評価による対象者の選別、実施環境の整備、事前の動機付け、心理技官等専門官による処遇プログラムの進行、処遇効果を維持するためのメンテナンス等、犯罪者処遇プログラムへの忠実性（integrity）の問題を重視し、処遇過程と処遇環境の整備を図っている。

受刑者については、刑期の中で処遇プログラムにほぼ集中させる時期を設け、その場合は、マンゴニートやロングベイなど、詳細に計画された治療的環境（区域）を有する施設に移送するなどして、集中的に、専門官による処遇を行っている。刑務所の職員として、特にプログラムを指導する部署には、心理の専門家をはじめ、ソーシャルワーカーなど様々な専門官を配置している。刑務官がプログラム指導場面に関与するかどうかは、施設の方針等で異なっているが、様々な機関の職員、専門官と処遇をしていくことによって、刑務所職員の技能の向上や出所受刑者が抱える問題への刑務所職員の現実的な理解も深まると思われる。

施設内処遇から社会内処遇につなげる機関としては、ジュディ・ラザラス中間処遇センターやディルウィニア女子刑務所内の開放寮のように、釈放前にはほぼ社会に近い形で生活させて生活技能や就職のための準備を行う施設もあれば、ニュンヤラ地域犯罪者支援プログラムセンターのように釈放後の受刑者への支援を行っている施設もある。また、NGOである地域更生センターと矯正局が密に連携して、再犯危険性が高いと思われる対象者に対し、再犯危険性が高い時期に集中的に緻密な支援を行うなどもしている。釈放後支援の内容は、居住、就職、生活技能（金銭感覚等含め）の支援であり、対象者の必要性に対応して共通するものがあったが、官民様々な形態の支援があることが印象深い。

地域司法センター等、新たな試みについても、一定期間の運用後に効果評価がなされることとなっており、地域に根ざした刑事司法の考え方の進展について、今後の評価結果を期待したい。

第4編

再犯防止対策の現状・課題・展望

第1章 再犯防止対策の今日的意義

本書では、まず、日本における再犯の実態について、近時の傾向及び戦後約60年という長期間に蓄積された膨大な量の犯歴及び近時の統計を基に詳細な分析を行った（第1編及び第2編）。続いて、そこで明らかとなった犯罪及び再犯者の特徴を踏まえた効果的な犯罪予防及び再犯防止対策を考えるため、実証的根拠に基づいて効果が確認された（犯罪予防又は再犯減少効果が認められる）処遇方法に関し、調査対象国（米国、カナダ、英国及びオーストラリア）での実地調査及び広範囲にわたる情報収集を行った（第3編）。本編においては、それらを集約した知見を示すとともに（第1章及び第2章），今後の日本における再犯防止対策の充実に資すると考えられる事項について述べる（第3章）。

1 実証的データに基づく再犯防止対策の今日的意義

今回の犯歴分析から明らかとなったように、犯罪者の約70%は、犯罪を行って一生に1回だけ有罪判決を受けた「初犯者」にとどまっており、残りの約30%の犯罪者だけが、再び犯罪を行って有罪判決を受けた「再犯者」となっている。しかし、これらの犯罪者が社会に及ぼす損害という結果の側面から観察すると、この約30%の再犯者が、全犯罪の約60%を行っており、初犯者に比べてはるかに大きな脅威と被害を日本社会に与えている（第2編第2章）。人員で少数派にとどまる再犯者が、過半数の犯罪を行っていることにこそ、刑事政策における再犯防止対策の必要性と重要性の根拠が存在する。

さらに、100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）を対象に分析すると、人員では1%に満たない10犯以上の多数回再犯者（0.8%, 8,398人）が、6.4%（10万8,201件）の犯罪を行っていることから、再犯者の中でも多数回再犯者対策が一つの重要な柱であることが分かる。このような多数回再犯者が、社会に多大の損害を与えていることは調査対象国においても同様であり（例えば、英国では、0.5%の多数回再犯者が、全体の9%の犯罪を行っている（内務省調査、2001年）。Wheelhouse, 2008），第3編第2章以下で詳述したように、各国において重点的な再犯防止対策の対象とされている。

2 再犯防止対策の要点と今回の研究の位置づけ

ここでは、1980年代から欧米諸国を中心に続けられてきた、実証的根拠に基づく効果的な犯罪者処遇探求の成果を踏まえた再犯防止対策の要点をまとめながら、その中に、今回の研究がどのように位置づけられるか等について述べる。

(1) 犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて効果が確認された(再犯減少効果が認められる)
処遇方法を用いるべきこと（実証的根拠に基づく実践, evidence-based practice）

この原則に沿って、これまで、どのような犯罪者処遇方法が、実際にどの程度再犯を減少させ、かつ、社会全体として、どの程度の額の費用節約効果ないし便益があると認められているかについて、多数の実証研究の集積及びそれらの結果を統合した統計的な解析が行われてきた。これらの研究が到達した現時点における成果については、第3編第1章及びそこに収録した一覧表（3-1-2-1から2-3表）でその要旨を示した。効果が認められ、比較的対象者のサンプル数も多い例を再掲すると次のとおりである。

ア 成 人

①施設内又は社会内における認知行動療法（性犯罪者を対象とするものを含む）、②ドラッグ・コート、③監視ではなく処遇に重点を置いた社会内での集中的指導監督プログラム、④社会内での薬物乱用者処遇、⑤社会内での雇用支援及び職業訓練、⑥刑務所内における治療共同体を含む薬物乱用者処遇、⑦刑務所内での職業訓練及び初等・中等教育、⑧刑務所からの外部通勤プログラム

イ 少 年

①再犯危険性の低い犯罪者に対する少年ダイバージョン事業、②保護観察における機能的家族療法、③その他の家族療法プログラム、④攻撃性置換訓練、⑤ティーン・コート（Teen Courts）、⑥少年犯罪者に対する認知行動療法（性犯罪者を対象とするもの、少年の行動変容プログラムを含む。）、⑦少年ドラッグ・コート、⑧少年犯罪者に対する修復的司法プログラム、⑨機関間連携プログラム、⑩少年犯罪者に対するカウンセリング／心理療法、⑪少年の教育プログラム、⑫少年に対する生活技能教育プログラム、⑬支援等のサービスを伴ったダイバージョン

(2) 犯罪者処遇は、最も処遇効果の高い者に対して優先的に実施されるべきこと（処遇効率及び費用対効果）

最も処遇効果の高い者とは、再犯危険性の高い者を意味している。前記の国内外の実証データが示すように、再犯者の中でも特に多数回再犯者は、生涯で1回だけ犯罪をする初犯者に比べて、極めて大きな害を社会に与える。しかし、多数回再犯者及び6回以上再犯をする者の数は、それ以外の者に比べて少ない（前記の100万人初犯者・再犯者混合犯歴（全期間）の場合、これらに該当する3.4%の者が、17.3%の犯罪を行っている。）。それゆえ、人数比で少ない再犯危険性の高い者を再犯危険性評価によって絞り込み、それらの者に対して処遇を重点的に行うことによって、それらの者が実際に犯罪を繰り返す前に、その再犯者化の防止に成功すれば、将来に向かって、再犯による被害者を減少させ、かつ、再犯に係る社会的コストを大幅に削減することができる（第3編第1章3-1-2-3表参照）。

本書で行った犯歴を対象とした大規模な分析では、年齢層別、罪種別、処遇態様別（保護観察付執行猶予、仮釈放、満期釈放）、再犯期間別及びそれらを関連づけて、どのような

犯罪者の再犯危険性（一般的再犯危険性、同一罪名又は同種再犯危険性）が高いのかについて実証的に検討した。その結果は、次のとおりである。

①年齢層別では、20歳代前半の若年者で刑務所入所歴のある者の一般的再犯危険性が高く、②罪種別では、窃盗、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反を犯した者の同一罪名又は同種再犯危険性が高く、③処遇態様別では、仮釈放者よりも満期釈放者の、仮釈放者については保護観察終了時無職の者の一般的再犯危険性が高く、無職の者の中では窃盗など財産犯を犯して受刑し仮釈放された者の一般的再犯危険性が高く、④再犯期間別では、20歳代前半及び55歳以上の者の再犯期間が短いことが判明した（対策については次章参照。）。

この結果を踏まえると、実数の多い若年犯罪者及び窃盗、傷害・暴行、覚せい剤取締法違反を犯した者に対する重点的取組が、その再犯防止による再犯事件被害者の減少及び社会的費用の節減に寄与すると考えられる。

(3) 再犯防止のための犯罪者処遇は、実証的根拠に基づく再犯危険性の程度に応じて実施されるべきこと（RNRの原則）

前記(2)で述べた原則を実践するためには、再犯危険性の高い者を、①処分の決定段階及び②処分の執行段階を通じて、確実に識別することが前提となる。集団処遇を前提としたカナダ等の研究では、再犯危険性の低い者に対して、再犯危険性の高い者に最適化した高密度処遇プログラムを適用すると、そのプログラムを適用しない場合よりも、かえって、プログラム終了後の再犯率が増加することが確認されている。その理由は、再犯危険性の高い者の処遇グループに、それが低い者を入れると、高い者からの悪影響を受けることによって再犯危険性の低い者の状態が悪化するからであるとされている。

このような犯罪者の再犯危険性を確実に把握するには、第3編の随所で触れた、再犯危険性評価基準（Risk and Needs Assessment Scale）を用いて、当該犯罪者の①Risk（静的再犯危険性）と②Needs（動的再犯危険性）を評価し、処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的な内容を特定した上で、③当該犯罪者に最も適した処遇方法を選択して（Responsivity、応答性）、当該犯罪者が抱えている動的再犯危険性に対して処遇を進めることができ最も効果的である（RNRの原則、Bonta and Andrews, 2007)¹。犯罪者の静的再犯危険性とは、年齢、性別、犯罪歴など処遇によって変更できない再犯危険因子を意味し、動的再犯危険性とは、住居・就労の有無、家族関係の安定、薬物乱用の有無と程度など、処遇によって改善ないし変更可能な再犯危険因子を意味している。

第2編の犯歴の分析は、これら再犯危険因子のうち静的再犯危険性に関するものを中心とし、矯正及び保護統計の分析には、動的再犯危険性に関するものも含まれている。ちなみに、平成20年版犯罪白書特集における高齢犯罪者に関する実態調査は、動的再犯危険性にも焦点を当てた研究である。

1 RNRの原則における「RNR」とは Risk, Needs, Responsivity の頭文字である。

第2章 日本における再犯者の実態及び効果的な再犯防止対策の在り方

今回の研究において、再犯危険性の高いことが判明したのは、下記の類型に属する者であった(第2編)。本編第1章で述べたように、最も効果的な再犯防止対策は、再犯危険性が高い者を判別して、それらの者に対して、重点的な処遇を実施することである。

そこで、以下では、再犯危険性及びその対策の検討を、①年齢層及び②罪種に分けて行う。③再犯期間については、年齢層及び罪種との関係での分析結果を踏まえた対策を、該当部分において述べる。

1 年齢層別再犯対策

年齢層別の犯罪傾向一般に関しては、①年齢犯罪曲線(age-crime curve)が日本においても妥当すること(Hirschi and Gottfredson, 1983; Gottfredson and Hirschi, 1990; Moffitt, 1993; 1997), ②その中に、一般的な傾向とは異なって、再犯者化ないし多数回再犯者化する者が含まれていることが今回の犯歴分析から明らかとなった。

すなわち、年齢層別に見た一般的再犯危険性では、20歳代前半(20歳から24歳)の者が、最もそれが高く、加齢とともにそれが減少していくこと、及び20歳代前半の者の約5%が、10犯以上の再犯を繰り返す多数回再犯者化していることが確認された。この5%という比率だけを見ると少ないようと思えるが、20歳代前半の犯罪者の実人員は、他の年齢層に比べてかなり多いので(2-4-2-1-3表で示した、年代ごとの20歳代前半の者の実数とその合計), 20歳代前半の者の中で多数回再犯者化の危険性が認められる者を再犯危険性評価によって識別し、その再犯を効果的に防止することができれば、かなりの再犯事件減少効果を期待することができると考えられる(第2編第4章第2節1)。

また、既に多数回再犯者化している者について見ると、近年高齢者の占める比率が急速に高まって、2005年には20.3%となっており、これに再犯期間が短くなり始める55歳以上64歳以下の者を併せると64.4%に達して、これらの者の高齢化が進んでいる(2-3-1-5図、第2編第3章第1節)。

他方、再犯期間との関係では、20歳代前半の者の再犯期間が比較的短いほか、55歳以上の年齢層において再犯期間が急速に短くなる傾向が見られ、特に65歳以上の高齢者については、1年以内に再犯をする者が47.0%と他の年齢層に比べて際立って短い再犯期間を示していることが判明した(2-4-4-1図、第2編第4章第4節及び第2編第4章第2節5)。

そこで、ここでは、若年者(20歳代の者)及び高齢者に焦点を当てて、具体的対策を検

討する。

(1) 若年者

多数回再犯者化防止対策としては、どのような条件を満たす若年者が多数回再犯者化するのかについて、今後、その属性等に関するより詳細な分析が必要である。今回の研究においても、裁判時少年及び若年の初入新受刑者の保護処分歴の分析によって、その点に関する手かがりを得ようとした(第2編第4章第2節3, 4)。ただし、そこでも指摘したように、少年時に有罪判決を受けた者は、家庭裁判所から、保護不能又は保護不適のため刑事処分相当として事件の送致を受けたものを対象としているので、実数が少なく、かつ重大犯罪を中心としていること、若年の初入新受刑者については、犯歴のように同一人に関する少年時からの経歴の追跡ができないことから、これらの検討結果だけで多数回再犯者化の条件を特定することはできないことに留意する必要がある。しかし他方、裁判時少年については、他の年齢層に比して一般的再犯危険性、同種再犯危険性が高く、かつ再犯期間も短いことが犯歴を対象とした今回の分析から判明した。また、若年の初入新受刑者については、特に20歳代前半のほぼ半数の者に、傷害・暴行、窃盗、覚せい剤取締法違反による保護処分歴が認められながら、更生できずに、刑務所収容に至っている。

これら二つの分野の者には、後年、多数回再犯者化する可能性のある20歳代前半の者が含まれているであろうことは、特に裁判時少年について、今回の研究におけるそれら少年の成人後の犯歴の追跡調査結果から推測されるところである。それらを踏まえると、今後の研究を充実させることは別として、現時点では、裁判時少年及び若年の初入新受刑者に関しては、再犯危険性の高い者として、重点的な処遇の対象とすることが相当と考えられる。

少年及び若年犯罪者に対して、諸外国で実証的に効果が確認された処遇方法の具体例としては、次のものがある (Aos et al., 2006a, 2006b; Farrington and Welsh, 2005; MacKenzie, 2002; Lipsey and Wilson, 1998)。米国の連邦プログラムである①ジョブ・コーズ(Job Corps, 16歳~24歳向け、教育と多面的な就労支援を合わせた包括的就労支援プログラム。詳細は第3編第2章参照), ②OJJDP 包括的暴力団処遇モデル(OJJDP Comprehensive Gang Model, 12歳~25歳向け)のほか、米国、カナダ等で実施されている③マルチシステムック(多体系)療法(Multisystemic Therapy, 重大な問題を抱えた少年犯罪者に対する多面的介入プログラムの一種。対象少年が抱える動的再犯危険因子に関し、少年本人、家族(親の訓練を含む)、仲間、学校そして地域社会に対して、多面的な働きかけを同時進行的に行う。詳細は第3編第5章2(4)参照。), ④機能的家族療法(Functional Family Therapy, FFT, 11歳~18歳向け), ⑤多面的養育処遇(Multidimensional Treatment Foster Care, MTFC), ⑥攻撃性置換訓練(Aggression Replacement Training)などが挙げられる。また、施設内又は社会内における認知行動療法、監視ではなく処遇に重点を置いた社会内での集中的指導監督プログラム、施設内における職業訓練及び初等・中

等教育、カウンセリング・心理療法、行動変容プログラム（認知行動療法）、機関間連携（多機関連携）プログラムなども、少年犯罪者に効果が認められている（第3編第1章）。

日本においても、施設内処遇における職業訓練及び教科教育、カウンセリング・心理療法、施設内処遇及び社会内処遇における就労支援などは実施されている。しかし、多機関連携プログラムについては、①2006年度開始の法務省と厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策（刑務所出所者、保護観察対象者、更生緊急保護の対象者の就労を確保し、その改善更生を図るための日本初の制度化された多機関連携）、及び②2007年度正式開始の法務省と文部科学省とが連携した、刑事施設及び少年院に収容されている者に、これらの施設内において、高等学校卒業程度認定試験を受験させる制度が緒に就いたところである。犯罪者の動的再犯危険性は、重層的かつ多様であり、また、長期間にわたって対応する必要のある要因も含まれているので、これらすべてに刑事司法機関のみで対応することは不可能である（平成19年版犯罪白書、pp.267～、染田、2006、pp.101～、諸外国の例について、同書pp.53～）。それゆえ、今後、前記の調査対象国におけるような、効果が実証された形態における、より広範囲かつ長期間対応可能な多機関連携体制（調査対象国の例については、第3編第2章以下参照）の整備とその下での処遇の充実が必要と考えられる。

少年時又は若年時から犯罪を繰り返している者については、できるだけ早期に、再犯危険性評価によってこれらの者を識別し、少年院又は刑事施設からの出所時には、その短い再犯期間を念頭に置いて、釈放後早期に重点的な働きかけを行うことが重要であると考えられる。そして、これらの者は、社会内における集中的な早期介入プログラム又は処遇に重点を置いた社会内での集中的指導監督の対象とすることが、その後の再犯防止に効果的であることは、前記の米国・カナダのプログラムや英国の社会内での集中的指導監督プログラムなどが示している。犯罪予防効果が確認された早期介入プログラムの例としては、妊婦に対する家庭訪問プログラム、母親に対する家族養育パートナーシップ、幼児教育プログラムのほか、前記のマルチシステミック（多体系）療法、機能的家族療法、多面的養育処遇などもそれに含まれる（Farrington and Welsh, 2005）。

これらの処遇プログラムは、処遇ネットワークの中に対象者を繋ぎ止めておくこと、及びアフターケアの充実によって、その効果を発揮するとされている（Worrall and Mawby, 2004）。したがって、日本で同様の方策を採用する場合、英国の多機関連携公衆保護協定（MAPPA）や頻回犯罪者（PPO）プログラム（Wheelhouse, 2008、本書第3編第4章）などの方式や実務の実態も参考にしつつ、その点に関する体制の整備も同時に必要であると考えられる。

以上述べた処遇プログラムの多くは、通常程度の再犯危険性と評価される少年又は若年者に対しても適用可能なものが多いが、費用対効果の観点からは、まず、最も再犯危険性が高いと評価された少年・若年犯罪者から優先的に処遇の対象とすることが妥当であろう

(例えば、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド及び欧州9か国において実施されているマルチシステミック（多体系）療法の場合、1人あたり約45万円の費用がかかる上、相当程度の処遇側の人員体制も必要とされる。)。

他方、少年・若年犯罪者は、その数が他の年齢層と比較して多いことから、これらの者が1犯目から2犯目に至ることを防止するだけで、量的に見て、かなりの再犯減少効果が期待でき、刑事司法全体にとって相当程度の負担軽減となる上、長期的に見て、日本社会を担う人材の育成に寄与すると考えられる。この観点からは、動的再犯危険因子の一つである無職の状態にある者は、再犯危険性が高いことが判明しているので（第2編第6章）、少年・若年犯罪者で無職の者に集中的に就労支援を行うことが効果的であろう。ちなみに、2005年の新入受刑者のうち、入所度数が2度以上の者の場合、犯行時の職業は、有職者が27.8%，無職者が70.6%であり、保護観察対象者の再犯率（2005年）は、無職者（39.6%）が有職者（7.3%）の5倍強となっている（平成19年版犯罪白書）。若年者は、年齢的に見て、現在労働市場で求められているIT関係、福祉・介護等の知識・技能を身につける場合に有利であり（室井、2008），有職化を進めることができ一つの効果的再犯防止対策になると考えられる。

（2）高齢者

高齢犯罪者は、若年者と異なって、高齢になってから1犯目を行った者が犯罪を繰り返す確率は低い。その問題性は、①他の年齢層との比較におけるかなり短い再犯期間（2-4-4-1図）及び②初犯を中心とした高齢犯罪者の有罪確定人員の高い増加率（2-4-2-5-6図）にある。②については、高齢犯罪者の有罪確定人員は1987年を100とすると2005年には傷害・暴行を中心とする粗暴犯型犯罪の初犯で1,314.3と約13倍、窃盗・詐欺を中心とする財産犯型犯罪の初犯で1,036.8と約10倍になっており、その間の高齢者人口の変化率が192.7と2倍弱に留まっているのと比べて、極めて高い増加率を示している（第2編第4章第2節5）。それは、処分決定後の段階である高齢の受刑者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者の数に反映し、近年ほぼ一貫して、いずれの区分も増加している（平成20年版犯罪白書第7編）。

①の再犯期間については、47%の者が1年以内に再犯に至っているので、この短い期間内の再犯防止策の充実が必要である。1年以内という期間は、第2編で述べたように、身柄釈放後、再犯を行って裁判所で有罪宣告を受けるまでの諸手続を含めた期間なので、実際に再犯行為に及ぶまでの期間は、これよりもはるかに短い。そして、これらの短期間再犯事例の場合、実務的に見て、釈放後、身寄りがなく、無職のまま、生活に困って再犯に至る事例が少なくない。それゆえ、この再犯危険性の高い時期に、福祉・保健・医療等の関係機関・団体と刑事司法機関が緊密に協力する多機関連携体制による支援を行うことが重要であると考える。

しかし、高齢犯罪者で身元引受人がいない場合、満期釈放となる場合が少くないが、

仮釈放者と異なって、満期釈放の高齢者の場合には、実際の支援提供については種々の困難を伴っているのが実情である。そこで、このような受刑者に対しては、刑事施設在所中から、刑事施設側に福祉・保健等の有資格者を配置して、帰住予定地の福祉等機関・団体と連絡を密にする等、釈放直後の最も再犯危険性の高い時期をホームレスにならずに過ごせるような支援策を講じることが効果的と考えられる。一部の刑事施設では、非常勤の形態ながら、このような福祉等との連携が既に実施されているので、今後より一層の充実が期待される。

仮釈放対象者については、更生保護施設への一時的な収容保護が考えられる。現在の更生保護施設は、就労して自立できる者を過渡的に収容保護することを基本としている。しかし、高齢で生活基盤が不安定なために刑事施設からの釈放後その再犯危険性が高い者から社会を守り、同時にこれらの者の社会復帰を支援するとの観点から、一定の場合には、地域の福祉・保健・医療関係機関との緊密な連携体制構築を前提に、福祉等機関による保護に移行するまでの比較的短い期間に限定し、一種の中間処遇としての収容保護を検討する余地もあるのではないかと考える。

第3編で紹介した、米国、カナダでは、刑務所からの釈放に先立って、帰住予定地に近い場所にある更生保護施設を含む中間処遇施設に移送され、移送元の刑務所、中間処遇施設の職員、それらの施設と連携体制が構築されている各地域の福祉・保健・住宅(housing)・就労支援等の機関・団体が協力しながら、地域社会への再統合を支援する体制が採られている。また、オーストラリアでは、受刑者並びに仮釈放者及び満期釈放者に対する継続的処遇の充実により、①再犯防止を通じた社会の安全確保を図り、並びに②更生した犯罪者を社会へ再統合し、及び③彼らによる社会貢献を通じた社会の活力向上を図ることを目的として、「釈放後サービス(Post-Release Services)」という概念が提唱され、受刑中から釈放段階に至る過程を詳細に分析して、それぞれの時期に対応した適切な支援と指導監督が、多機関連携の下で提供される枠組みの構築が進められている。具体的には、①釈放前の準備期間に、継続的処遇の見地から、施設内で実施した薬物乱用等処遇プログラムの釈放後の維持・継続を図るべく、関係機関・団体の間での情報共有を進め、②釈放直後(移行初期)は、最も再犯危険性が高く不安定な時期なので、中間処遇の第1段階として、まず、衣食住の確保に重点を置き(関連する福祉等サービスと刑事司法機関との連携)、③移行中期・後期は、中間処遇の第2段階として、職業の確保と自立に向けた支援に重点を移すことになっている。④最終段階では、仮釈放期間終了に際し、本人が抱える特定の問題に引き続き支援を行う必要がある場合(例:薬物乱用には、長期間の継続した専門的処遇と支援が必要)、民間団体等によるアフターケアに円滑に移行するための連携体制の整備が図られることになっている(AIC, 2005)。日本の場合も、このように、釈放された者の置かれている段階に応じた支援体制の整備が重要と考えられる。

2 罪種別再犯対策

今回の分析から、罪種別に見て、1犯目の罪名を基準として、①同一罪名再犯危険性の高い犯罪及び②再犯期間の短い犯罪があることが確認された。①は、窃盗、覚せい剤取締法違反、傷害・暴行であり、②は、覚せい剤取締法違反及び窃盗が中心的な罪名であるが、傷害・暴行についても、一部、再犯期間の短い者が見られる。①と②は、ほぼ重なり合うので、ここでは、罪名別にまとめて対策を検討する。

(1) 窃 盗

窃盗は、認知件数及び再犯者数ともに極めて多いが、これまで、体系的にその再犯防止対策が検討されてきたことはなかった。窃盗には職業的な犯行から機会犯的なものまで含まれ、その態様や被害の程度は、粗暴犯以上に多様であり、警察庁の認知件数統計を見ると、侵入盗、非侵入盗、乗り物盗の基本的区分の下に多様な類型が見られる。これがパタン別の対応を困難にしている一つの要因と考えられる。加えて、窃盗は、今回の調査においても、年齢層を問わず多く見られる犯罪であった。しかし、その対策を考えるために今後、まず、1犯目の者又は初犯で終わっている者と再犯者とを区別しつつ、その手口、動機、年齢、性別、生活環境などを総合した、窃盗発生要因についての実証研究を行うことが重要であると考えられる。

今回の海外調査においても窃盗再犯防止対策について調査したが、その点にも焦点を当てた内容を含む処遇プログラムは多くなく、訪問した米国の刑務所で実施されていた、認知行動療法をベースにした「道徳的再動機付け療法 (Moral Reconation Therapy, MRT)」の実施に際して、それと同時に実施されることのある複数のプログラムの一つとして、認知行動プログラムの一種である、窃盗防止（盜癖改善）プログラムが含まれる程度である（第3編第2章第2節2(1)）。

生活に困っての窃盗の場合は、これらの処遇方法と併せて、前記の高齢犯罪者のように、釈放直後にホームレスとなったり、その他経済的に行き詰まることがないように、支援体制を充実させることが、その再犯防止に効果的であると思われる。

いずれにせよ、窃盗は、量的観点から見ても、その再犯を減少させることができれば、社会的コストを大きく削減することが可能であるので、今後の具体的対策の実施が重要である。

(2) 覚せい剤取締法違反

覚せい剤取締法違反で実刑を受けた者に占める使用又は使用目的所持の者の比率は、1985年から2003年までの間、一貫して90%を超えていた（平成16年版犯罪白書、p.309）。しかし、薬物乱用者対策として、通常の刑事罰のみでは、乱用防止効果に乏しいことが本研究から明らかとなった。すなわち、覚せい剤取締法違反のみを繰り返した者に関して、罪種別・犯歴の回数と量刑の重さの変化及び犯歴の回数と再犯期間の変化を分析すると、回数を重ねるにつれて、量刑は重く、再犯期間は短くなることが分かった（2-4-3-1）。

図③)。仮に、通常の刑事罰が効果的であるならば、再犯期間は長くなるはずであるが結果は逆であった。これは、当初、自由刑の執行猶予により更生の機会を与えられたにも関わらず、乱用を止められずに犯歴を重ねて、覚せい剤乱用の悪循環が加速され、依存の段階に至ることを示している。この結果、2000年以降過剰収容状態が続いている刑事施設での受刑者に占める同法違反者数は、近年継続的に、男子新受刑者のおおむね20%前後、女子では30~40数%に上っている。

そこで、刑罰以外の専門的薬物乱用者対策を検討する必要がある。欧米やアジア諸国では、既にこの問題に直面し、それを克服するための方策が導入され、実証的に効果が認められた方法が見られる。法的な構造やプログラムの詳細は、国・地域によって異なっているが、共通点は、一種のダイバージョン・プログラムに、薬物乱用者に対する専門的処遇を法的に強制する方法を組み込んでいることである。アジア及び欧米9か国における、この問題に関する法務総合研究所研究部及び国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）の研究グループによる共同研究及び実地調査によれば、欧米では社会内命令（community order）やプロベーション命令の遵守事項、ドラッグ・コートなどが、アジアでは、起訴猶予との組合せや裁判所の特別の命令などが、薬物乱用者に対する強制的処遇プログラムの形態となっている（アジアの5か国の強制的処遇制度の概要比較については、平成16年版犯罪白書5-3-3-9表参照。）。ドラッグ・コート及び社会内における薬物乱用者処遇が、実証的に効果が認められることについては、既に、第3編第1章で述べたとおりである。実施場所は、専門の治療施設での処遇と通所型の社会内処遇（米国で開発されたMatrixプログラムなど。タイでも専門家の指導の下、導入されている。）がある（染田、寺村、桑山ほか、2005、2006）。

日本の状況や法制度を踏まえつつ、この薬物乱用者に対する強制的処遇プログラムを導入すれば、①乱用の早期に専門的薬物乱用者処遇を受けさせることにより同一罪名再犯の減少を図り、②刑事施設の過剰収容解消に貢献し、併せて③費用対効果の面でも刑務所収容に比べて節約が期待されると考えられる。

(3) 傷害・暴行（重大な暴力再犯の防止）

傷害・暴行を犯した者には、2年以内と比較的再犯期間の短い者が約40%含まれている。その再犯防止上の大きな問題は、傷害・暴行に対する処分は財産刑が圧倒的に多く、自由刑であっても執行が猶予される者が多いことである。傷害のみを繰り返した者について、1犯目から10犯目までの量刑の変化を見ると、初犯時は約9割が、6~10犯目に至っても約69%が罰金に処せられている。6~10犯目では執行猶予を含む自由刑に処せられる者が約3割となるが、刑が重く実刑となても、再犯期間が長くなる傾向は見られなかった（第2編第4章第3節）。

しかしながら、当初は、軽微な傷害・暴行であっても、その中の一部の者は、後年、殺人や強姦を犯していることが今回の追跡調査から判明した（第2編第4章第5節）。また、

20歳代及び30歳代に傷害・暴行などの粗暴犯を行った者は、加齢を経てもその粗暴傾向を維持していることが判明した（**2-4-2-2-7表**及び**8表**、第2編第4章第2節2）。

罰金及び自由刑の単純執行猶予に付された者は、刑事司法機関による処遇を受けることなく釈放され、その中の相当比率の者が、比較的短期間で同種再犯に至っている上、その粗暴傾向は、矯正されることなく加齢を経ても維持され、一部の者は、殺人などの重大犯罪に至る。そこで、これらの者には、諸外国にみられるようなドメスティック・バイオレンスの加害者に対する処分と同様、刑罰の一部として又は刑罰とは別に、このような問題性に着目した専門的な暴力防止プログラムへの参加を、法的に義務づける制度の創設が検討されてよいと考える。

なお、保護観察に付された(仮釈放者を含む)粗暴犯については、日本においても、2008年6月の更生保護法全面施行に伴い、保護観察所で実施する認知行動療法に基づいた「暴力防止プログラム」が導入された。粗暴犯は、その態様・程度・動機等が区々であり、かつ、飲酒との関連が認められる場合もあるが、諸外国で既に実効性が確認された認知行動療法をベースとしたプログラムに基づき、その認知の歪みを改善して再犯防止を図ろうとするもので、今後、日本における効果検証が期待される。

第3章 今後の課題と展望

以上を踏まえて、ここでは、今後の日本における効果的な再犯防止対策を構築する上で、有用と考えられることについて、その要点を述べる。

1 実証的根拠に基づく実践の徹底

まず、犯罪者処遇は、実証的根拠に基づいて再犯防止効果が確認された方法を中心とすることが必要である。日本においても、1990年代に認知行動療法の応用である生活技能訓練（Social Skills Training, SST）が社会内処遇において導入され、最近では、2006年に専門的性犯罪者処遇方法がカナダ及び英国から施設内処遇及び社会内処遇において導入され、また、認知行動療法に基づく、覚せい剤事犯者処遇プログラムや暴力防止プログラムなども導入されつつある。既に施設内及び社会内処遇で実施されている処遇方法の中には、前記のように、諸外国の研究で効果が認められた方法も含まれている。今後は、処遇の中心を、このように実証的根拠に基づいて効果が認められた方法にシフトするとともに、日本においても、実際に再犯防止の効果が認められるかについて、中・長期的視点に立った独自の効果検証のための実証研究を行うことが不可欠である。

2 処遇実施側の体制整備（処遇実践者のプログラムへの忠実性）

調査対象国で現在問題となっているのは、実証的根拠に基づく実践を徹底し、再犯率減少の根拠が確認された犯罪者処遇プログラムを運用しているのに、なぜ、地域によって、効果（再犯率）に違いが生じるのかということである。これは、処遇実践者の処遇プログラムへの廉潔性（integrity）ないし忠実性（fidelity）の問題として、以前から認識されていた。しかし、実際に、どのような要因が影響しているのかを確認した全国規模の研究はなかった。そこで、カナダでは、ランダム化比較試験（RCT）によって、地域別に保護観察官を無作為に抽出し、実験群は、前記のRNRの原則等について、十分な事前研修とその後のフォローアップを受けて特定の犯罪者処遇プログラムを行い、同様に無作為に抽出された統制群は、それらの研修等を受けずに特定の犯罪者処遇プログラムを行った²。現在追跡調査中であるが、中間的結果としては、前者によって処遇された犯罪者の方が、約20%再犯率が低く、その結果は統計的に有意であった。この結果を踏まえて、体系的な保護観察官研修とその後の現場におけるフォローアップ体制の見直しについて提言が予定されて

2 処遇を受ける対象者については、いずれのグループの保護観察官に処遇を受ける者についても、年齢、性別、犯罪歴等がほぼ同様となるように、条件が統制されている。

いる。また、米国、英国及びオーストラリアにおいても、この点を踏まえた対応が採られている場合もあるが、予算・人員の制約、現場職員の意欲等様々な要因によって、直ちに体制整備に結びつかない場合も見られる。

日本において、今後、再犯防止効果が確認された方法を中心としていく場合、同時に、処遇実践者のプログラムへの忠実性の問題及びそのような忠実性実現を可能とする予算・人員等体制整備も同時に行なうことが、本来予定された再犯防止効果を得る上で不可欠の前提となると考えられる。

3 犯罪者の再犯危険性評価の徹底と電子化された情報共有

このような処遇体制の前提となっているのは、①刑事司法の全段階における犯罪者の再犯危険性評価の実施及び②評価結果の関係機関における共有である。日本では、①は不十分であり、②は少年鑑別所に入所した者に対する資質鑑別以外、十分には実現していない。重点的処遇を要する対象を絞り込むには、刑事司法の早い段階で犯罪者の再犯危険性評価を行って、それに基づいて処分を決定し、その結果を処遇機関が引き継ぐというのが、最も効果的であり、かつ、社会的コストの観点からも無駄が少ない。今後は、少年、成人を問わず、処分決定前から犯罪者の再犯危険性評価を行い、処遇の節目において、評価を繰り返し、最も非行・犯罪少年、犯罪者に適した処遇方法が、常に選択されるようにする必要がある。そして、このような評価結果を関係機関で共有するためには、①評価基準の統一（共通の様式に基づいた評価）及び②評価結果の電子化とデータベース化が不可欠である。カナダで開発された再犯危険性評価基準が、諸外国で使用されていることは既に触れたが、米国、英国及びオーストラリアにおいては、それらに加えて、国情に合わせた再犯危険性評価基準を作成し、使用している。英国のOASysは、その一例であり、2002年からプロベーション・サービスで、続いて2004年から刑務所（18歳以上の者を収容する施設に限る。）において、それぞれ導入が始まり、現在、プロベーション・サービス及び刑務所に共通の再犯危険性評価基準として全国統一で活用され、評価結果はe-OASysを用いて、これらの機関においてネットワークを通じて電子的に共有する体制が構築されている（第3編第4章）。また、カナダでは、連邦矯正局（全国の刑務所及び仮釈放事務所）を核として、連邦犯罪者（刑期2年以上の者）についての刑に関する情報共有を可能とする電子化されたデータベースである犯罪者管理システム（Offender Management System, OMS）を構築している。OMSを経由して、全国仮釈放委員会（National Parole Board）、犯罪者の中間処遇施設、警察、裁判所その他の刑事司法機関及び連邦国境警備並びに出入国管理庁、連邦刑事統計センター、連邦歳入庁（オンライン化推進中）、州の機関等の関連機関が、連邦犯罪者についての情報共有を行っている（第3編第3章）。電子化された犯罪者に関する統合的なデータベースの構築は、今回の調査対象国すべてにおいて行われており、更にそれを進めて、カナダのようにかなり広範な範囲でネットワーク化されている例もある。い

ずれの調査対象国においても、これらの電子化とネットワーク化には、かなりの期間と多額の費用を投入している。

4 犯罪者処遇における多機関連携の徹底

犯罪者が抱える動的再犯危険性は、多様で重層的であり、薬物依存のように対応に長い時間的経過を要する因子もある。これらに幅のある対応を同時に行い、かつ、時間軸として、アフターケア段階まで見据えた対応を行うには、多機関連携方式以外に効果的な選択肢は存在しない。調査対象国では、就労、住居、保健・医療、教育、福祉等関係機関・団体・個人（専門家やボランティア）との緊密な連携体制が、専門官方式又はチーム方式によって採用され、1か所で多様な問題に継続的に対応することが可能なワン・ストップ・サービスの提供体制が整備されている。

日本においては、前記のように、法務省と厚生労働省の連携による刑務所出所者等総合的就労支援対策及び法務省と文部科学省とが連携した、刑事施設及び少年院に収容されている者に、これらの施設内において高等学校卒業程度認定試験を受験させる制度によって、あるいは、一部の刑事施設における釈放時の福祉等との連携によって、多機関連携が進められつつあるが、第3編で紹介した調査対象国の例に比べて、まだ不十分な点が多いと考えられる。効果的な連携のためには、當時、ワン・ストップ・サービスが提供可能な程度に、関係機関・団体の関係者や各分野の専門家が一つの場所に集まって、恒常的に、チームで問題解決に当たることができる体制を構築することが極めて重要である。日本においても協力雇用主制度の充実のための特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構が2009年1月から事業を開始するなど、効果的な連携に向けた取組は進められている。今後、連携の範囲の拡大とそれらの体制の制度化のために、調査対象国に見られる社会資源調整官のような専門官の導入も含めて、具体策が検討される必要があろう。

5 継続的処遇体制の整備（地域に根ざした司法を含む）

拘禁刑の宣告を受けた者、ある程度の期間にわたって未決拘禁された者は、そのことによって、就労、住居を失う場合が多く、また、家族関係など人間関係にも重大な影響を受ける。この施設内から社会内への移行に際しては、生活全般の基礎が不安定な場合、釈放直後が、最も再犯危険性の高い時期であり、また、無職状態が続くことは、動的再犯危険性が高まることを意味している（第2編第6章）。日本の場合、特に、満期釈放者について、継続的処遇の観点から問題が少なくない。その点についての抜本的な対応策の一つは、米国やカナダのように、原則として、すべての受刑者を正式の釈放前に、中間処遇施設に移送し、そこで地域との連携を図りながら、釈放に備える体制を導入することであろう。第3編で紹介した、多様な社会再統合支援プログラムは、この体制を支える機能を有している。日本の場合、そこに至らないまでも、最低限、満期釈放された者が、釈放直後の生活

困難に直面しないため、刑事施設、保護観察所、福祉・保健・医療等関係機関・団体との密接な連携体制の構築が不可欠と考えられる。その際、全体的に見た社会的費用の負担軽減の見地からは、釈放直後の生活困難を原因とした再犯により、短期間で刑事施設に再収容されることによる費用（収容費用、一連の刑事司法手続に要する費用すべてを含む。）と生活保護など福祉的支援の費用を比較すれば、前者の方が、社会全体からみて、より重い負担となる可能性が高いことを念頭に置く必要があると考えられる。

6 犯罪者の処遇参加への動機付け

犯罪者の処遇参加への動機付けについては、いずれの国においても重要な課題となっている。例えばカナダの場合、犯罪者を単に処遇の対象としてではなく、問題解決と共に当たるチームメンバーと位置づけ、刑務所収容時から、受刑者本人、刑務官、刑務所駐在保護観察官がチームを構成して、本人の処遇計画について話し合いながら処遇を進める体制が採られている。チーム内では、前記の再犯危険性評価結果を含め、犯罪者管理システム(OMS)に登載されている本人に係る電子情報はすべて本人公開され、透明性の高い処遇が行われている。この透明性の高さが、受刑者本人の自己改善への動機付けを高めることにつながっている。また、カナダでは、保護観察官は、全員、動機付け面接(Motivational Interviewing)の研修受講を義務づけられており、施設内・社会内を問わず、犯罪者の更生意欲喚起に十分な注意が払われている。

処遇プログラムの効果を十全にするためには、このような処遇を受ける側の準備が重要であり、前記の処遇実践者のプログラムへの忠実性(fidelity)とともに、今後の日本における処遇効果向上の前提として、対応が必要な事項であると考えられる。

7 今後の研究の充実

今回の研究では、先行研究で指摘されている点を含め、再犯者の犯行パターンに幾つかの類型が見られることが分かった。例えば、①再犯期間－集中型(短期間に犯罪反復)、間欠型(一定期間をおいて犯罪反復)、再発型(若年時等に犯罪をした後再犯がないまま推移し中高齢になって再犯)、②犯罪歴－早発型(若年時から犯罪反復)、遅発型(中高齢になって1犯目をして以後反復)等である。第2編では、罪種、年齢、再犯期間等との関係で分析を試みたが、犯罪者自身の属性に関しては、分析対象に含まれる情報の制約等のため深い分析ができなかった。現在、欧米の犯罪学では、犯罪者はなぜ犯罪を止めるのか(desistance)に関する研究が盛んである(Sampson and Laub, 1993, 2003)。日本においても、この観点を踏まえつつ、犯罪者が再犯をしなくなる要因についての研究が、これらの犯行パターン研究の充実も図りつつ推進されていくことが期待される。

◆参考文献

- Aos, S., Miller, M., and Drake, E.,
2006a, "Evidence-Based Public Policy Options to Reduce Future Prison Construction, Criminal Justice Costs, and Crime Rates", Washington State Institute for Public Policy.
- 2006b, "Evidence-Based Adult Corrections Programs: What Works and What Does Not", Washington State Institute for Public Policy.
- Australian Institute of Criminology (AIC), 2005, "Interventions for Prisoners Returning to the Community", Australian Government Attorney-General's Department.
- Bonta, J. and Andrews, D.A., 2007, "Risk-Need-Responsivity Model for Offender Assessment and Rehabilitation", ISBN No.: 978-0-662-05049-0 (Public Safety Canada).
- Farrington, D.P. and Welsh, B.D., 2005, "Randomized experiments in criminology: What have we learned in the last two decades?", Journal of Experimental Criminology Vol. 1 pp.9-38, Springer.
- Gottfredson, M. and Hirschi, T., 1990, "A general theory of crime", Stanford University Press.
- Hirschi, T. and Gottfredson, M., 1983, "Age and the Explanation of crime", in American Journal of Sociology, No. 89, pp.552-84.
- 法務総合研究所,
2004, 「平成16年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
2007, 「平成19年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
2008, 「平成20年版犯罪白書」, 法務省法務総合研究所.
- Lipsey, M.W. and Wilson, D.B., 1998, "Effective Intervention for Serious Juvenile Offenders: A Synthesis of Research", in Loeber, R. and Farrington, D.P., Eds., "Serious & Violent Juvenile Offenders, Risk Factors and Successful Interventions", Sage Publications, pp.313-345.
- MacKenzie, D.L., 2002, "Reducing the criminal activities of known offenders and delinquents: Crime prevention in the courts and corrections", in Sherman, L.W., Farrington, D.P., Welsh, B.D. and MacKenzie, D.L., Eds., "Evidence-Based Crime Prevention", Routledge, pp.330-404.
- Moffitt, T.E.,
1993, "“Life-course persistent” and “adolescent-limited” anti-social behaviour: A developmental taxonomy" in Psychological Review, No 100, pp.674-701.
1997, "Adolescence-limited and life-course persistent offending: A complemen-

- tary pair of developmental theories”, in Thornberry, T.P., Ed., “Advances in criminological theory volume 7: Developmental theories of crime and delinquency”, pp.11-54, Transaction.
- 室井誠一, 2008, 「PFI 刑務所の現状と課題」, 法律時報80巻 9号, 日本評論社, pp40-43.
- Sampson, R.J. and Laub, J.H.,
1993, “Crime in the making : pathways and turning points through life”, Harvard University Press.
- 2003, “Desistance from crime over the life course”, in Mortimer, J.T. and Shanahan, M.J., Eds., “Handbook of the life course”, Plenum／Kluwer.
- 染田惠,
1998, 「犯罪者の社会内処遇の多様化に関する比較法制的研究」, 法務研究報告書86集1号, 法務省法務総合研究所.
- 2006, 「犯罪者の社会内処遇の探求－処遇の多様化と修復的司法－」, 成文堂.
- 染田惠, 寺村堅志, 桑山龍次ほか,
2005, 「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」, 法務総合研究所研究部報告27.
- 2006, 「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究－オーストラリア, カナダ, 連合王国, アメリカ合衆国－」, 法務総合研究所研究部報告34.
- Wheelhouse, P., 2008, “Interventions with Drug Misusing Offenders and Prolific and Other Priority Offenders”, Resource Material Series No. 74, United Nations Asia and Far East Institute (UNAFEI), pp.65-82.
- Worrall, A. and Mawby, R.C., 2004, “Intensive projects for prolific/persistent offenders”, in Bottoms, A., Rex, S. and Robinson, G. Eds. “Alternatives to Prison, Options for an insecure society”, Willan Publishing, pp.268-289.

法務総合研究所研究部報告 42

平成 21 年 3 月 印刷
平成 21 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関 1-1-1
編集兼 発行人 法務総合研究所
印刷所 ヨシダ印刷両国工場
